

小松市地域防災計画

(令和 8 年 5 月改定版)

小松市防災会議

総則編

平成 2 0 年 3 月改定
平成 2 2 年 1 1 月一部見直し
平成 2 4 年 1 0 月一部見直し
平成 2 7 年 3 月一部見直し
平成 3 1 年 3 月一部見直し
令和 3 年 3 月一部見直し
令和 5 年 6 月一部見直し
令和 7 年 5 月一部見直し
令和 8 年 5 月改定
小松市防災会議

第1章 総則

第1節 計画の策定方針		頁
第1 計画の目的	・・・・・・・・・・	総則 3
第2 計画の位置づけ及び基本方針	・・・・・・・・・・	総則 3
第3 計画に定める事項	・・・・・・・・・・	総則 3
第4 計画の構成	・・・・・・・・・・	総則 4
第5 計画の修正	・・・・・・・・・・	総則 4
第6 用語の意義	・・・・・・・・・・	総則 4
第2節 業務の大綱		
第1 防災上の責務	・・・・・・・・・・	総則 6
第2 防災に関する組織体制	・・・・・・・・・・	総則 7
第3 防災関係機関の事務又は業務の大綱	・・・・・・・・・・	総則 8
第3節 事前措置及び応急措置等		
第1 市長の事前措置及び応急措置	・・・・・・・・・・	総則 1 6
第2 市の委員会及び委員等の応急措置	・・・・・・・・・・	総則 1 6
第4節 市域特性と過去の災害履歴等		
第1 自然条件	・・・・・・・・・・	総則 1 7
第2 社会条件	・・・・・・・・・・	総則 1 8
第3 災害の履歴	・・・・・・・・・・	総則 2 0
第4 地震被害の想定による市域の危険性	・・・・・・・・・・	総則 2 7
第5節 防災ビジョン		
第1 防災ビジョンの理念	・・・・・・・・・・	総則 3 6
第2 防災ビジョンの基本目標	・・・・・・・・・・	総則 3 6
第3 防災施策を推進する上での重視事項	・・・・・・・・・・	総則 3 6

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

小松市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、小松市防災会議が作成する計画であり、小松市、石川県及び防災関係機関や公共団体その他市民がその有する全機能を有効に発揮し、市域における防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ及び基本方針

1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定、中央防災会議の作成する「防災基本計画」及び「石川県地域防災計画」に基づき、市域における防災活動全般の効果的かつ具体的な実施を図るため、小松市防災会議が作成するものである。

2 基本方針

小松市、市域に係る防災関係機関、市域に所在する事業者及び市民がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期すとともに、防災基盤の整備推進に努める。

第3 計画に定める事項

- 1 「災害に強い安全なまちづくり」を推進するうえでの中長期的・総合的な防災ビジョンの明示
- 2 小松市及び市域に係る防災に関し、市及び市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 市域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 4 市域に係る災害に関する前項に掲げる措置に関する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 5 前各項に掲げるもののほか、市域に係る防災に関し、小松市防災会議が必要と認める事項

第4 計画の構成

この計画は次の5編から構成する。

- 1 総則編
- 2 地震災害対策編（地震）
- 3 津波災害対策編（津波）
- 4 一般災害対策編（風水害、土砂災害、雪害、原子力、その他大規模事故等）
- 5 資料編

第5 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、国の防災基本計画及び石川県地域防災計画に抵触しない範囲で小松市防災会議においてこれを修正する。

第6 用語の意義

この計画において掲げる用語の意義は、次に示すところによる。

1 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定められた原因により生ずる被害をいう。

2 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

3 防災関係機関

指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

4 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定められた行政機関で、この計画では、次の機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区气象台（金沢地方气象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）、近畿中部防衛局（小松防衛事務所）

5 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定められた公共機関で、この計画では、次の機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客

鉄道株式会社（金沢支社小松駅）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、N T T西日本株式会社（金沢支店）、K D D I株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（北陸西支店）、北陸電力株式会社（小松支店）及び北陸電力送配電株式会社（小松配電部）、株式会社N T Tドコモ（北陸支社）、N T Tドコモビジネス株式会社（北陸支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、楽天モバイル株式会社（金沢支店）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

6 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に基づき石川県知事が指定した機関で、次をいう。

北陸鉄道株式会社、I Rいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、小松ガス株式会社、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会、一般社団法人石川県建設業協会

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定められた公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

8 要配慮者

災害対策基本法（第8条第2項第17号）に定義される「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。

具体的には、災害発生前の備え、災害発生時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、支援等を必要とする高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。

第2節 業務の大綱

第1 防災上の責務

1 小松市

小松市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震をはじめとする各種災害から保護するため、石川県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。また、市民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として災害救助にあたる。

2 石川県

石川県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震をはじめとする各種災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、広域的、総合的な実務処理を行うとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その業務に関わる防災活動を実施するとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施が円滑に行われるように、その所掌事務において、勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 自衛隊

都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたとき、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する適切な措置を行う。また、地震及びその他の災害に際し、その事態が特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合、要請を待たずに部隊等を派遣する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に関わる防災活動を実施するとともに、小松市が行う防災に関する事務又は業務の実施が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、平時から災害の予防に関わる整備を図るとともに、市及びその他の防災関係機関が行う防災活動に協力する。

7 市民

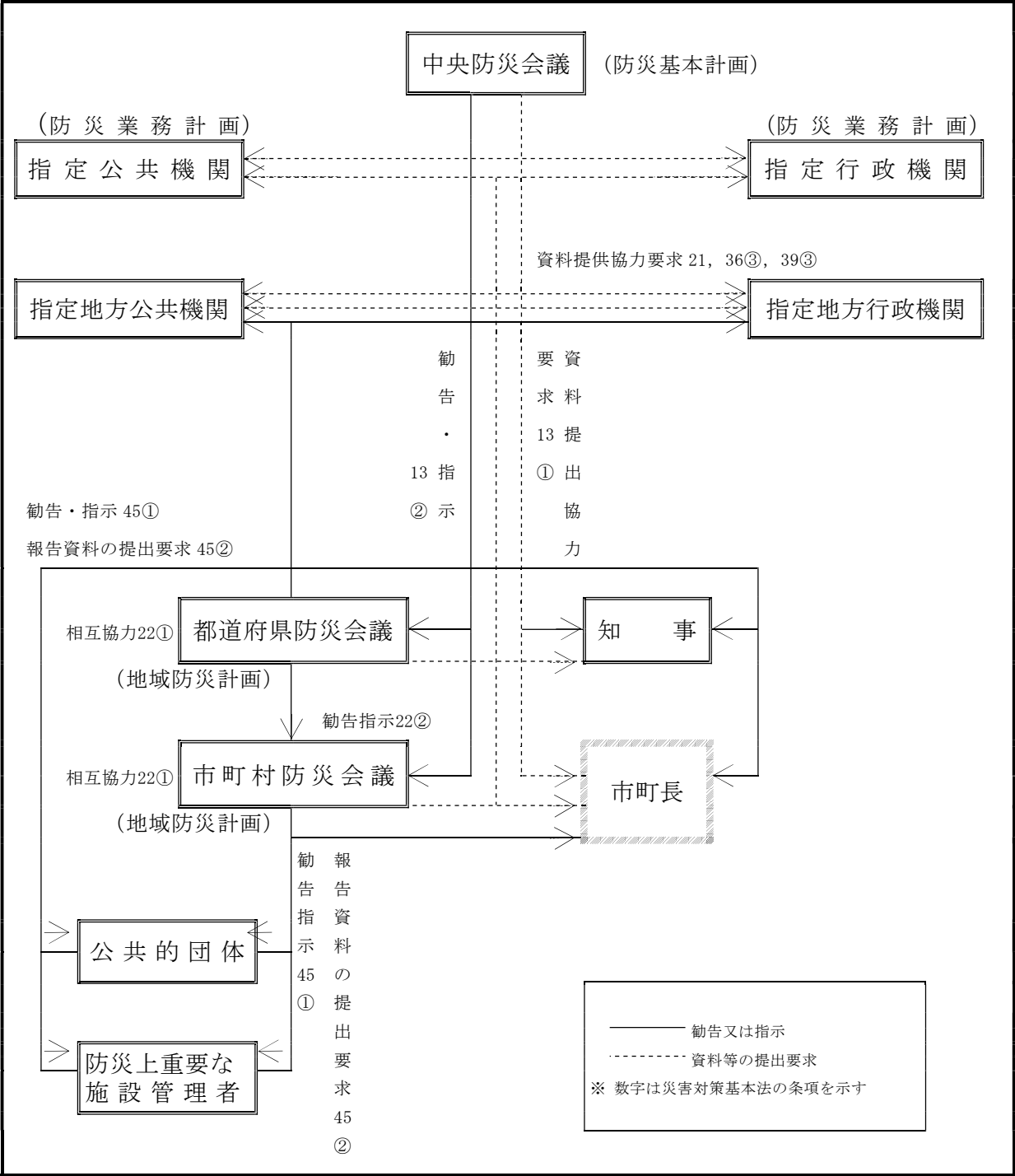
市民は、「自らの命は自ら守る」という意識の下、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織等の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努める。

第2 防災に関する組織体制

防災対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関並びに公共的団体は、それぞれの所掌事務の遂行について相互に協力し、総合的な防災組織の確立を図る。

なお、災害対策基本法で規定される勧告又は指示、資料等の提出要求等の法定事項の観点からみた諸機関の関係は、次のとおりである。

「勧告又は指示並びに資料等の提出要求の関係」



第3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 小松市

機関の名称	事務又は業務の大綱
小松市	(1) 小松市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する施設・設備の計画的な整備 (4) 防災教育及び訓練並びに防災思想・知識の普及 (5) 災害に関する情報の収集及び伝達 (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発表・発令、市民等への伝達及び誘導 (7) 要配慮者施策の推進 (8) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護対策 (9) 災害の防ぎよと拡大防止のための措置 (10) 災害応急・災害復旧用資材の確保 (11) 災害時における緊急道路、緊急輸送道路の確保 (12) 災害に関する広域市町村間の相互応援協力 (13) 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整 (14) 災害時における文教対策、保健衛生等の緊急対策 (15) 市の管理する施設が被災した場合の応急対策及び復旧対策 (16) 被災施設の復旧及び被災産業に対する融資対策 (17) 防災ボランティアの受け入れ態勢の整備 (18) 自主防災組織の育成指導

2 石川県

機関の名称	事務又は業務の大綱
石川県	(1) 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること (2) 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること (3) 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること (4) 災害対応業務を具体化した各種マニュアルの作成及び充実化に関すること (5) 国・市町等との合同訓練や研修の実施に関すること
小松警察署	(1) 災害時の治安、交通整理及び警察管理施設の防護に関すること (2) 災害時の住民等の避難及び人命救助に関すること (3) 警察装備資器材の確保に関すること (4) 災害情報の収集及び広報活動に関すること
南加賀土木総合事務所	土木関係全般の災害対策に関すること
南加賀保健福祉センター	(1) 災害時の医療、防疫及び衛生管理に関すること (2) その他、保健衛生関係の災害対策に関すること
小松県税事務所	災害時における県税の特別措置に関すること
南加賀農林総合事務所	農林関係事業全般の災害対策に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関する事 (2) 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関する事 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 (5) 情報の収集及び連絡に関する事 (6) 津波警報等の伝達に関する事
北陸財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関する事 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 (3) 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関する事 (4) 提供、使用可能な国有財産の情報提供に関する事 (5) 国有財産の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関する事 (6) 災害等発生時における国有財産の無償貸付等に関する事
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整に関する事 (2) 関係職員の派遣に関する事 (3) 関係機関との連絡調整に関する事
北陸農政局	(1) 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事 (2) 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事 (3) 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事 (4) 災害金融についての指導に関する事 (5) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する事
近畿中国森林管理局	(1) 国有林野内における治山工事による災害予防、災害復旧に関する事 (2) 国有林野内における保安林整備に関する事 (3) 国有林野内における防災林造成事業による災害予防、災害復旧に関する事 (4) 奥能登地区民有林直轄治山事業に関する事 (5) 手取川地区民有林直轄治山事業に関する事 (6) 災害時における応急対策用材（国有林材）の供給に関する事 (7) 災害発生時における情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事
中部経済産業局	(1) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 (2) 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関する事 (3) ライフラインの早期復旧に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
中部近畿産業 保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関する事
北陸信越運輸局	災害時における車両調達のあつせん及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶調達等のあつせんに関する事
北陸地方整備局 (金沢河川国道 事務所)	(1) 梯川の直轄区域内における河川管理に関する事 (2) 梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関する事 (3) 梯川の直轄区域の水防警報に関する事 (4) 梯川の直轄区域内の洪水予報(金沢地方気象台共同発表)に関する事 (5) 土砂災害緊急情報の発表等に関する事 (6) 小松直轄区域内の海岸工事に関する事 (7) 小松直轄区域内の水防警報に関する事 (8) 一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関する事 (9) 国が行う海洋汚染の防除に関する事 (10) 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する事 (11) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
北陸地方整備局 (金沢港湾・ 空港整備事務所)	小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関する事
大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時における航空についての措置に関する事
東京管区気象台 (金沢地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う事 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める事 (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・危険警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める事 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める事 (5) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う事 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う事 (7) 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める事
第九管区 海上保安本部 (金沢、七尾 海上保安部)	(1) 海上における災害予防に関する事 (2) 海上における災害応急対策に関する事 (3) 避難者、物資の輸送等救援活動に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
北陸総合通信局	災害時における非常通信の確保に関すること
石川労働局	災害時における産業安全に関すること
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 災害時における廃棄物に関すること
国土地理院 (北陸地方測量部)	(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること (2) 災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること (3) 災害時等における地理情報システムの活用に関すること (4) 災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること
近畿中部防衛局 (小松防衛事務所) 自衛隊	(1) 災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること (3) 要請に基づく人命又は財産の保護のための部隊の派遣に関すること

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (北陸支社)	(1) 災害時における郵便業務の確保に関すること (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
西日本旅客鉄道株式会社 (金沢支社小松駅)	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること (2) 災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること
日本貨物鉄道株式会社 (金沢支店)	災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関すること
N T T 西日本株式会社 (金沢支店)	(1) 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
K D D I 株式会社 (北陸総支社)	
株式会社 N T T ドコモ (北陸支社)	
N T T ドコモビジネス株式会社 (北陸支店)	
ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	

機関の名称	事務又は業務の大綱
楽天モバイル株式会社 (金沢支店)	
日本銀行 (金沢支店)	災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する こと
日本赤十字社 (石川県支部)	(1) 災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の 処理等に関すること (2) 義援金品の募集及び配分に関すること (3) 日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティ ア活動の連絡調整に関すること (4) 輸血用血液の確保・供給に関すること (5) 救護所の開設に関すること
日本放送協会 (金沢放送局)	(1) 気象等予警報の放送に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること
中日本高速道路株式会社 (金沢支社)	(1) 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること (2) 災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること (3) 高速自動車道の早期災害復旧に関すること
日本通運株式会社 (北陸西支店)	災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること
福山通運株式会社 (金沢支店)	
佐川急便株式会社 (北陸支店)	
ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
北陸電力株式会社 (小松支店) 及び北 陸電力送配電株式会 社 (小松配電部)	(1) 電力施設の防災対策に関すること (2) 災害時の電力需給確保及び災害復旧に関すること
イオン株式会社	災害時における物資の調達・供給確保に関すること
ユニー株式会社	
株式会社セブンーイ レブン・ジャパン	
株式会社ローソン	
株式会社 ファミリーマート	
株式会社 セブン&アイ・ホー ルディングス	
北陸鉄道株式会社	災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
I R いしかわ鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること (2) 災害時における鉄道による人員の輸送に関すること
株式会社北國新聞社	災害時における広報活動に関すること
株式会社 中日新聞北陸本社	
北陸放送株式会社	(1) 気象等予警報の放送に関すること (2) 災害時における広報活動に関すること
石川テレビ放送株式会社	
株式会社テレビ金沢	
株式会社 エフエム石川	
北陸朝日放送株式会社	
公益社団法人 石川県医師会	(1) 医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること (2) 災害時における医療救護活動に関すること
公益社団法人 石川県看護協会	災害時における看護活動に関すること
石川県治水協会	河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること
一般社団法人 石川県エルピーガス協会	(1) 災害時におけるガス施設の応急復旧に関すること (2) 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること
小松ガス株式会社	
一般社団法人 石川県歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 石川県薬剤師会	災害時にける薬剤師活動や医薬品供給に関すること
公益社団法人 石川県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること
一般社団法人 石川県建設業協会	災害時における応急対策工事にに関すること

5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること
医療施設管理者	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容保護に関すること (3) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
小松能美建設業協会	市との協定に基づく支援活動に関する事
小松管工事協同組合	市との協定に基づく支援活動に関する事
石川県建設 コンサルタント協会	市との協定に基づく応急調査業務に関する事
石川県 測量設計業協会	
石川県 地質調査協会	
危険物関係施設 管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置に関する事 (2) 安全管理の徹底に関する事
燃料取扱機関	(1) 石油類、プロパンガス等の防災管理に関する事 (2) 災害時における燃料の供給に関する事
農業協同組合 漁業協同組合	(1) 被害調査と応急対策に関する事 (2) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事
かが森林組合	(1) 森林治水による災害予防に関する事 (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設の整備と管理に関する事 (3) 被害調査と応急対策に関する事 (4) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事
小松商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査に関する事 (2) 融資希望者の取りまとめ及びあっせん等の協力に関する事 (3) 災害時における物価安定についての協力に関する事 (4) 災害時の食糧、生活必需品及び復旧用資材の確保に関する事
こまつ観光物産 ネットワーク	被害調査の協力に関する事
旅客自動車業者	災害時の人員輸送及び避難等の輸送力の確保に関する事
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関する事
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びその他の緊急措置に関する事
小松市社会福祉 協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 (2) 義援金品の取り扱いに関する事 (3) ボランティア活動に関する環境整備に関する事
日本赤十字奉仕団	災害時におけるボランティア活動に関する事
社会福祉事業者	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 被災時の収容者の収容保護に関する事
学校法人	(1) 避難用設備等の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 被災時における教育対策及び被災施設の復旧に関する事
町内会 自主防災組織 その他	(1) 防災に係わる知識の普及に関する事 (2) 災害発生時における情報の収集伝達、要配慮者の避難支援、救出・救護、避難・誘導、初期消火等の災害応急活動に関する事 (3) 住民への防災訓練及び啓発に関する事 (4) 防災用資材の備蓄に関する事

第3節 事前措置及び応急措置等

第1 市長の事前措置及び応急措置

市長は災害が発生又は発生するおそれがあるときは、法令に基づき次の措置を取る。

1 出動命令等（災害対策基本法第58条）

- (1) 消防機関、消防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。
- (2) 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めを行うこと（警察官の出動を求める場合は、小松警察署長を経て石川県警察本部長に対して行う）。

2 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を取ることを指示すること。

3 避難の指示等（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

4 その他の応急措置

- (1) 消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施（災害対策基本法第62条第1項）
- (2) 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災害対策基本法第63条）
- (3) 工作物等の使用、収用、除去、保管等（災害対策基本法第64条）
- (4) 従事命令（災害対策基本法第65条、第63条第2項その他）
- (5) 損失補償（災害対策基本法第82条第1項、第84条第1項）

第2 市の委員会及び委員等の応急措置

市の委員会又は委員、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、本地域防災計画の定めるところにより、市の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第62条第2項）。

第4節 市域特性と過去の災害履歴等

第1 自然条件

1 地勢の概況

小松市は石川県の西南部に位置する面積約 371 k m² の市であり、市域の地勢は、加賀山地、能美・江沼丘陵、加賀低地の三つに大別される。

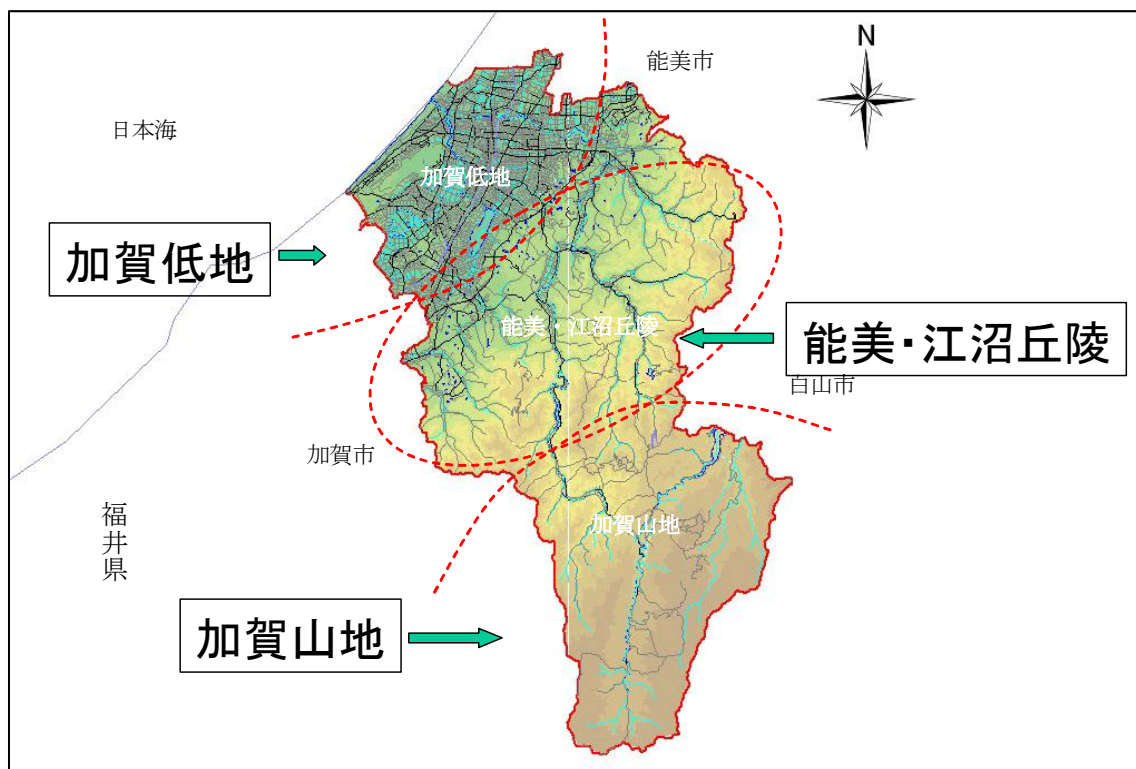
加賀山地は主として前期中新世の流紋岩質火砕岩と流紋岩質溶岩で構成され、この山地から続く標高 100m 以下のなだらかな丘陵地は、能美・江沼丘陵と呼ばれる丘陵地はその全域にわたって、更新世中期の砂礫を主体とする未固結堆積物によって覆われる。

また、小松市の中心街が位置する加賀低地は、手取扇状地を境に小松・江沼平野と呼ばれ、最も新しい時代に形成された地形面が分布する。

小松・江沼平野を地形的に区分すると、海岸線には北東－南西方向に発達する沿岸砂丘が分布し、日末町及び I R いしかわ鉄道粟津駅周辺には地形的にやや高い段丘面が分布する。これ以外の平野部は潟埋積平野に区分され、その名残は加賀三湖（今江潟・木場潟・柴山潟）として存在していた。

しかしながら、干拓事業によってその湛水域は失われ、自然の残された県内唯一の湖沼として、木場潟のみが昔の姿を留めているにすぎない。

また、沿岸砂丘には小松空港が位置しており、砂丘地の大部分は人工的に改変されている。



※令和3年3月作成「小松市耐震改修促進計画」より抜粋

2 気象の概況

小松市における気象概況は下表に示した通りであり、1991年～2020年の30年間の平均気温は14.5℃、年間降水量は2,230.2mmで、年間を通して降水量が多い気候であるが、本県の中では温和な気候に属している。

月	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	備 考
1月	3.6	2.0	251.3	出典 気象庁金沢地方気象台小松市気象統計資料より抜粋 左記記録は、小松市今江町の地域気象観測所の1991～2020年（30年間）の平均値
2月	3.9	2.0	147.7	
3月	6.9	2.0	144.3	
4月	12.2	1.9	129.3	
5月	17.3	1.7	127.3	
6月	21.2	1.4	151.0	
7月	25.4	1.4	218.9	
8月	26.7	1.4	152.0	
9月	22.5	1.5	214.6	
10月	16.8	1.5	171.6	
11月	11.2	1.6	219.4	
12月	6.2	2.0	282.5	
全 年	14.5	1.7	2230.2	

第2 社会条件

1 人口及び世帯数等

小松市の人口は、令和8年1月1日現在で104,785人、世帯数は46,387世帯である。平均世帯人員は2.3人であり、平成10年の3.4人に比較し核家族化が進んでいる。また、市の高齢化社会の現象は下表のとおり、他の市町村と同様に着実に進行しており、平成10年における65歳以上の人口は18,552人で全人口の17.1%であったが、令和8年においては30,496人で全人口の29.1%にまで上昇している。

	人 口 (人)	65歳以上 (人)	割合 (%)
平成10年1月1日	108,793	18,552	17.1
令和8年1月1日	104,785	30,496	29.1

※住民基本台帳法の一部改正により外国人も住民票が作成されることになり、平成24年8月分から外国人の方も含まれている

2 社会経済的条件

小松市は小松空港を擁するほか、北陸自動車道、国道8号、国道305号をはじめ、都市間を結ぶ幹線道路やJR北陸新幹線、IRいしかわ鉄道が通過する立地条件にある。また、小松空港は国内便だけでなく、国際線も就航しており、北陸の空の玄関口としても重要な位置づけにある。

他方、小松市の産業についてみると、基幹産業である繊維工業、機械工業及び伝統的工芸品産業に特化していること、中小企業の比率が高いことが特色として挙げられるが、近年は、ハイテク、サービス産業の比率も徐々に高まりつつある。

○ 産業別就業者数（令和2年国勢調査（令和4年12月公表））

産 業 区 分	総 数	備 考
農 業	9 8 0 人	
林 業	5 0 人	
漁 業	1 0 人	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	
建 設 業	3, 5 6 0 人	
製 造 業	1 6, 6 3 0 人	
電気・ガス・熱供給・水道業	2 2 0 人	
情報通信業	6 6 0 人	
運輸業、郵便業	2, 0 5 0 人	
卸売業、小売業	7, 8 2 0 人	
金融業、保険業	8 1 0 人	
不動産業、物品賃貸業	5 7 0 人	
学術研究、専門・技術サービス業	1, 3 4 0 人	
宿泊業、飲酒サービス業	2, 6 1 0 人	
生活関連サービス業、娯楽業	1, 8 8 0 人	
教育・学習支援業	2, 8 4 0 人	
医療、福祉	6, 6 5 0 人	
複合サービス事業	6 2 0 人	
サービス業	2, 4 6 0 人	他に分類されないもの
公 務	2, 8 7 0 人	他に分類されるものを除く
分類不能産業	9 2 0 人	
総就業者数	5 5, 5 5 0 人	人口に対する割合：52.3%
第1次産業	1, 0 4 0 人（ 1. 9 %）	
第2次産業	2 0, 1 9 0 人（3 6. 3 %）	
第3次産業	3 4, 3 2 0 人（6 1. 8 %）	

第3 災害の履歴

1 一般災害

市域で発生した水害の履歴をみると、昭和40年代半ばまでは堤防決壊等による大規模水害が発生していたが、昭和46年に梯川が一級河川に指定された後は、下流域から河岸堤防の拡幅工事が計画的に行われ、また、昭和53年には赤瀬ダムが運用を開始されるなど、梯川流域の水害の軽減が図られてきた。しかしながら、都市化に伴う一部地域の内水被害のほか、近年の気候変動に伴う異常出水による梯川の増水や支流域の普通河川の氾濫が懸念されるなど、発生メカニズムが変化している。

[昭和38年以降に市域で発生した一般災害]

発 生 年 月 日	災 害 種	気 象 概 況 等	主 な 被 害 状 況
昭和38年 1月15日 ～ 2月20日	豪 雪 (38豪雪)	相次ぐ異常降雪と猛吹雪のため、交通の途絶、食糧の不足、家屋倒壊等の被害が発生した ○積雪：市街地 1.6m 山間部 4.0m	死 者： 5名, 重軽傷者： 20名 家屋全壊：115棟, 家屋半壊： 155棟 家屋損壊：885棟, 公共施設倒壊： 2棟 床上浸水： 10世帯, 床下浸水： 394世帯 その他：農林水産関係の被害甚大
昭和39年 7月 8日	集中豪雨	台風5号崩れの熱帯低気圧が梅雨前線の活動を活発化させて豪雨となり、市内各河川が氾濫した ○日降水量：203.8mm	床上浸水： 3世帯, 床下浸水： 249世帯 その他：鍋谷川、八丁川堤防決壊 通行不能道路7ヶ所 田畑の冠水多数
昭和39年 7月16日	集中豪雨	豪雨のため地盤に亀裂が生じ、那谷町の通称山坂山で土砂崩れが発生した	非住家被害： 1棟 土砂崩れ：1ヶ所(長さ18m、幅5.5m、高さ3.5m)
昭和40年 9月10日	台風23号	若狭湾から日本海に抜けた台風が、毎時60kmのスピードで海岸沿いに進み、小松市に接近した ○瞬間最大風速 32m	重軽傷者： 9人 家屋全壊： 14棟, 家屋半壊： 5棟 家屋破損：4,213棟, 公共施設被害：66棟 水稻被害：542ha, 野菜被害：90トン 果樹被害： 10ha (落果60トン)
昭和40年 9月17日	台風24号	愛知県に上陸した台風が東日本を縦断したため、激しい風雨の影響で市内の各河川が増水した	床上浸水： 44棟, 床下浸水： 592棟 道路損壊： 8ヶ所 堤防決壊： 1ヶ所(長田町地内の八丁川：10m)
昭和43年 2月21日	雪 崩	波佐谷町地内の通称大由山の中腹より、長さ50m、幅25mの表層雪崩が発生し30mにわたり市道に落下したため、通行中の7人が遭難	重軽傷者： 7名
昭和43年 2月27日	雪 崩	中ノ峠より南700mの地点で、長さ50m、幅2.5mの深層雪崩が発生し、長さ40mにわたり高さ3mの雪で林道が埋没した	死 者： 1名
昭和43年 8月28日	台風10号	北陸地方に停滞した秋雨前線が、台風10号の影響で活発化し、市内で水害が発生した	床上浸水：200棟, 床下浸水：1,101棟 水田流失：47ha, 水田冠水：958ha 堤防決壊： 3ヶ所, 堤防破損： 11ヶ所 公共施設：床上浸水2, 床下浸水3棟 果樹(ブドウ)： 47ha, そ採： 28ha そ の 他：バス路線の不通1ヶ所 電話不通10ヶ所(312回線)
昭和44年 8月 9日	集中豪雨	43.8mmの降水量により、山間部で被害が発生した	床下浸水：18棟, 田畑冠水： 40 a 崖 崩 れ： 1ヶ所
昭和45年 6月15日 ～ 6月16日	集中豪雨	梅雨前線の停滞により、梯川及び前川の堤防が決壊し、水害が発生した	田畑冠水：388ha
昭和49年 7月 9日 ～ 7月10日	集中豪雨	集中豪雨により、市内一円で被害が発生した ○日降水量：100mm(7月9日) ○日降水量：35mm(7月10日)	床下浸水：117棟, 田畑冠水：38ha そ の 他：通行不能道路1ヶ所
昭和50年 6月11日	集中豪雨	集中豪雨により、木場町地内で日用川の堤防が決壊した	床下浸水： 4棟, 田畑冠水： 83ha 道路損壊： 1ヶ所, 河川決壊： 9ヶ所 そ の 他：農林水産施設被害 5ヶ所

発 生 年 月 日	災 害 種	気 象 概 況 等	主 な 被 害 状 況
昭和51年12月27日 ～52年 2月28日	大 雪	異常降雪と猛吹雪のため家 屋倒壊、農林水産被害等が市 内一円で発生した ○積 雪:111cm(2月19日)	死 者: 1名, 重軽傷者: 7名 家屋被害:363棟, 公共施設被害:194ヶ所 その他:農林水産関係の被害甚大
昭和51年 8月 6日 ～ 8月 7日	集中豪雨	大雨のため、古城町を中心に 浸水被害が発生した ○日降水量: 63mm(8月 6日)	床上浸水:110棟, 非住家浸水: 5棟 稲の倒伏: 3ha, 農道破損: 2ヶ所 崖 崩 れ: 1ヶ所
昭和54年 8月21日 ～ 8月22日	集中豪雨	集中豪雨のため、市内一円で 被害が発生した ○日降水量:175mm(8月21日) ○日降水量:105mm(8月22日)	重 傷 者: 1名, 崖 崩 れ: 12ヶ所 床上浸水: 3棟, 床下浸水: 86棟 田畑浸水:331ha, 田畑冠水: 130ha 道路損壊: 6ヶ所, 河川決壊: 1ヶ所
昭和54年 9月 4日	台風12号	台風12号の影響で、市内一円 に被害が発生した ○最大風速: 13m	軽 傷 者: 1名, 家屋被害:1,000棟 そ の 他:農家被害甚大
昭和56年 1月13日 ～ 2月23日	大 雪 (56豪雪)	異常降雪のため、市内一円に 被害が発生し、自衛隊が動員 された ○積雪:市街地101cm(1/15) 山間部460cm(大杉地区)	死 者: 2名, 重軽傷者: 3名 家屋全壊: 3棟, 家屋半壊: 2棟 一部損壊: 67棟, 非住家全壊: 32棟 非住家半壊: 14棟, 非住家損壊: 39棟 公共建物被害: 10棟
昭和56年 7月 2日	集中豪雨	集中豪雨のため、栗津温泉を 中心に被害が発生した	床上浸水: 31棟, 床下浸水: 99棟 田畑冠水:545ha, 道路損壊: 13ヶ所 河川決壊: 3ヶ所
昭和57年 8月 1日 ～ 8月 2日	台風10号	台風10号の影響で、市内一円 に被害が発生した	重 傷 者: 1名, 田畑冠水: 848ha
昭和58年 9月22日	集中豪雨	9月21～22日にかけての集 中豪雨のため栗津川が氾濫 し、栗津地区を中心に被害が 発生した	床上浸水:120棟, 床下浸水: 64棟 道路損壊: 6ヶ所, 河川決壊: 8ヶ所
昭和58年 9月28日	台風10号	台風10号の影響で大雨とな り、市内一円で被害が発生し た ○日降水量:136mm	床上浸水: 38棟, 床下浸水: 69棟
昭和59年 2月 3日	大 雪	異常降雪のため、市内一円に 被害が発生した ○積 雪: 43cm	重 傷 者: 1名, 軽 傷 者: 3名 非住家被害:12棟
昭和59年 6月26日	集中豪雨	集中豪雨のため、栗津川及び 梯川が氾濫し、市内全域に被 害が発生した ○日降水量:120mm	床上浸水: 22棟, 床下浸水: 151棟 非住家被害:11棟, 道路損壊: 20ヶ所 河川決壊: 6ヶ所
昭和60年12月18日 ～61年 3月 4日	大 雪	異常降雪のため、市内一円に 被害が発生した ○積 雪: 85cm(12月18日)	死 者: 1名, 重軽傷者: 8名
平成元年 9月 6日	集中豪雨	秋雨前線の影響で二ツ梨町 を中心に被害が生じた ○日降水量:109mm	床上浸水: 4棟, 床下浸水: 9棟 田畑浸水:310ha, 田畑冠水: 106ha 道路冠水: 8ヶ所, 土砂流出: 3ヶ所
平成 3年 9月27日 ～ 9月28日	台風19号	台風19号の影響で、市内一円 で被害が発生した	軽 傷 者: 1名, 家屋被害: 300棟 その他:農作物に被害大
平成 5年 7月12日	集中豪雨	集中豪雨のため、符津町で浸 水被害、尾小屋・滝ヶ原町で 道路被害が生じた ○日降水量: 65mm(7月12日)	床下浸水: 1棟, 非住家浸水: 1棟 その他:道路、農業被害有り
平成 5年 9月 4日 ～ 9月28日	台風13号	瞬間最大風速32m/sを記録す る強風により、市内一円で被 害が生じた	住宅一部損壊 農業被害甚大

発 生 年 月 日	災 害 種	気 象 概 況 等	主 な 被 害 状 況
平成 8年 6月24日 ～ 6月26日	集中豪雨	梅雨前線の発達に伴う集中豪雨により、市内一円で被害が続出した ○日降水量:175mm	床下浸水: 14棟, 非住家浸水: 6棟 そ の 他:道路被害 農業被害甚大 主な被害地区:安宅, 下牧, 漆, 沖, 白江, 八幡, 今江, 立明寺
平成 9年 1月 2日	事 故	ロシアタンカー「ナホトカ号」の沈没事故により、1月18日に、流出重油が安宅海岸へ初漂着した	漂着回数:14回, 回収回数:16回 作業人数:4471人 (延べ人数) 回 収 量:18.6m ³ (ドラム缶93本) 1月23日災害対策本部切替
平成 9年 7月12日 ～ 7月17日	集中豪雨	集中豪雨のため、市内一円で浸水被害発生した ○日降水量:89mm (7月12日)	床下浸水: 2棟, 非住家浸水: 5棟 そ の 他:道路冠水 主な被害地区:下牧, 吉竹, 須天, 向折本, 立明寺
平成 9年10月 8日	突 風	木場潟から木場町に向けて突風が通過し、建物被害が発生した	非住家一部損壊: 2棟 公 共 建 物 被 害: 1棟 (松東中学)
平成10年 9月22日	台風7号	台風による大雨で住家の浸水被害等が発生した	床上浸水: 7戸 床下浸水:54戸
平成13年 1月13日 ～17日	大 雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積 雪:81cm (1月16日)	雪害対策本部設置 重軽傷者: 9名 住家被害: 1棟
平成16年 9月 7日	台風18号	台風による強風により建物被害、重軽傷2人発生	屋根の破損×1 重傷 (骨折)、軽傷 (切創) 各1人
平成16年10月20日	台風23号	台風による大雨により建物一部損壊等が発生	災害対策本部設置 (埴田水位4.67m) 避難勧告:2248世帯
平成18年 7月15日 ～19日	梅雨前線 大 雨	大雨により水位上昇、床下浸水 (30戸) 等の被害	災害対策本部設置 (埴田水位4.91m) 避難準備情報発表
平成25年 7月29日 ～30日	梅雨前線 大 雨	梅雨前線の影響により、加賀地方を中心に大雨となる統計開始以来最大の降水量を記録した ○日降水量 199.5 mm (7月29日) ○時間最大降水量 46.5 mm (7月29日)	災害対策本部設置 自衛隊派遣要請 埴田水位最大 5.23m 避難指示:21町、4,484世帯 避難勧告: 5町、1,494世帯 (被害状況) 床上浸水: 1棟、床下浸水:25棟 非住家被害:76棟 土砂崩れ:15箇所 農業施設:56箇所 林道:54路線 上下水道: 2箇所
平成29年 8月 7日 ～ 9日	台風5号	台風による大雨で道路路肩や護岸が一部損壊した	災害対策本部設置 埴田水位最大4.56m 避難勧告:21町、4,741世帯 (被害状況) 道路被害: 2箇所 河川護岸崩れ: 1箇所 その他倒木等
平成30年 1月11日 ～ 2月 8日	大 雪	異常降雪のため、市内一円に被害が発生した ○積雪:107cm (2月4日 南加賀土木)	重軽傷者 :11名 住家全壊 : 1棟、一部損壊:1棟 非住家全壊: 4棟、半 壊 :1棟 一部損壊 : 1棟 倒木、ビニールハウス倒壊等

発 生 年 月 日	災 害 種	気 象 概 況 等	主 な 被 害 状 況
令和4年 8月 4日	大 雨	前線の発達による大雨のため、市内一円に被害が発生した	重傷者：2名、軽傷者：6名 住家全壊：3棟、半壊：149棟、 一部破損：6棟 床上浸水：100棟、床下浸水：988棟 非住家被害：7棟

※昭和47年以降の気象記録は、小松地域気象観測所の記録による

なお、一般災害履歴のうち、過去の豪雪による被害記録については、一般災害対策編第2章第25節「雪害対策」に詳細を記載

2 地震災害

[小松市に影響を与えたと考えられる地震]

年 月 日	震 央 地 名 [地 震 名]	規 模 (M)	震 度 等	被 害 状 況 等
1725年5月7日 (享保10. 5. 7)	加賀小松	6. 0	不 明	城の石垣・蔵等、少々破損 1 日に地震 69回、金沢で同日 4～5 回の地震あり
1815年3月1日 (文化12. 1. 21)	加賀小松	6. 2	金沢で強震	小松城破損が多く、金沢で強震であつた
1858年4月9日 (安政5. 2. 26)	越中・飛騨北部 [飛 越 地 震]	7. 0 ～ 7. 1	石川県南部: 震度 4～5	飛騨北部と越中で被害大 ○大聖寺: 潰家148、家大破370 ○金 沢: 潰・半壊114
1891年10月28日 (明治24年)	岐阜県西部 [濃 尾 地 震]	8. 0	石川県: 震度 3～4	わが国の内陸地震として最大のもの仙台以南の全国で地震を感じ、水鳥断層生じる (高さ 6 m) ○加賀: 家屋全壊25, 半壊破80
1930年10月17日 (昭和5年)	大聖寺付近 [大聖寺地震]	5. 3 ～ 6. 3	金沢: 震度 3	大聖寺・吉崎・小松付近で煙突の破損、落壁、石灯籠及び墓石の転倒あり、佐美山で150mにわたり崖が崩れ、小松で噴水
1948年6月28日 (昭和23年)	福井平野 [福 井 地 震]	7. 1	金沢: 震度 4	福井平野の被害が大きく、地震後に大火災が生じた ○小松市: 死 者 2, 負傷者 1 全 壊 3, 半 壊 6
1952年3月7日 (昭和27年)	大聖寺沖 [大聖寺沖地震]	5. 3 ～ 6. 3	金沢: 震度 3	片山津・大聖寺・金津付近で震度 5 北潟・塩屋村等で壁の剥落山崩れ、道路亀裂を生じる
1961年8月19日 (昭和36年)	石徹白付近 [北 美 濃 地 震]	7. 0	金沢: 震度 3	石川県内は白山方面で被害大 石川県の被害は死者 4, 負傷者 7, 家屋半壊 1, 非住家被害 3
1993年2月7日 (平成5年)	能登半島北方沖 [能登半島沖地震]	6. 6	金沢: 震度 4	珠洲市を中心に被害が発生 ○小松市: 被害なし
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南東沿岸 [兵庫県南部地震]	7. 2	金沢: 震度 3	震度 7 が初めて確認され、神戸市を中心に兵庫県の被害甚大 ○小松市: 被害なし
1996年2月7日 (平成8年)	福井県嶺北	5. 0	加賀: 震度 4 金沢: 震度 2	○小松市: 被害なし
1997年12月19日 (平成9年)	石川県西方沖	4. 6	小松: 震度 3 加賀: 震度 4	○小松市: 被害なし
2000年6月7日 (平成12年)	石川県西方沖	6. 2	金沢: 震度 3 小松: 震度 5 弱	○小松市で大きな被害なし
2002年11月17日 (平成14年)	石川県加賀地方	4. 7	金沢: 震度 2 小松: 震度 2	白山ろくで震度 4 を観測、道路や給水管破損等の被害が発生 ○小松市: 被害なし
2007 年 3 月 25 日 (平成 19 年)	石川県能登半島沖 [能登半島地震]	6. 9	小松: 震度 4 輪島市: 震度 6 強	輪島市等で震度 6 強を観測したほか、広い範囲で震度 5 弱以上を観測 ○小松市: 非住家被害 2
2011 年 3 月 11 日 (平成 23 年)	三陸沖 [東北地方太平洋 沖地震 (東日本大 震災)]	9. 0	小松: 震度 2	三陸沖を震源とする地震が発生し、最大震度 7 を観測地震と津波により、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害と原発事故をもたらした ○小松市: 被害なし

年 月 日	震 央 地 名 [地 震 名]	規 模 (M)	震 度 等	被 害 状 況 等
2018 年 6 月 18 日 (平成 30 年)	大阪府北部	6. 1	加賀:震度 3 小松:震度 2	大阪府北部を震源とする地震が発生し、 大阪市北区などで最大震度 6 弱を観測した ○小松市:被害なし
2022 年 6 月 19 日 (令和 4 年)	石川県能登地方	5. 4	金沢:震度 2 小松:震度 2 珠洲市:震度 6 弱	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、 珠洲市で最大震度 6 弱を観測した ○小松市:被害なし
2023 年 5 月 5 日 (令和 5 年)	石川県能登地方	6. 5	金沢:震度 4 小松:震度 4 珠洲市:震度 6 強	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、 珠洲市で最大震度 6 強を観測した ○小松市:被害なし
2024 年 1 月 1 日 (令和 6 年)	石川県能登地方	7. 6	小松:震度 5 強 輪島市、志賀町:震度 7	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、 輪島市及び志賀町で最大震度 7 を観測した ○小松市:死者 1、負傷者 2 全壊 1、半壊 8 0 一部破損 1 1, 5 2 9

※平成 8 年 10 月 1 日から「気象庁震度階級」が変わり、市内に震度観測所が開設されている

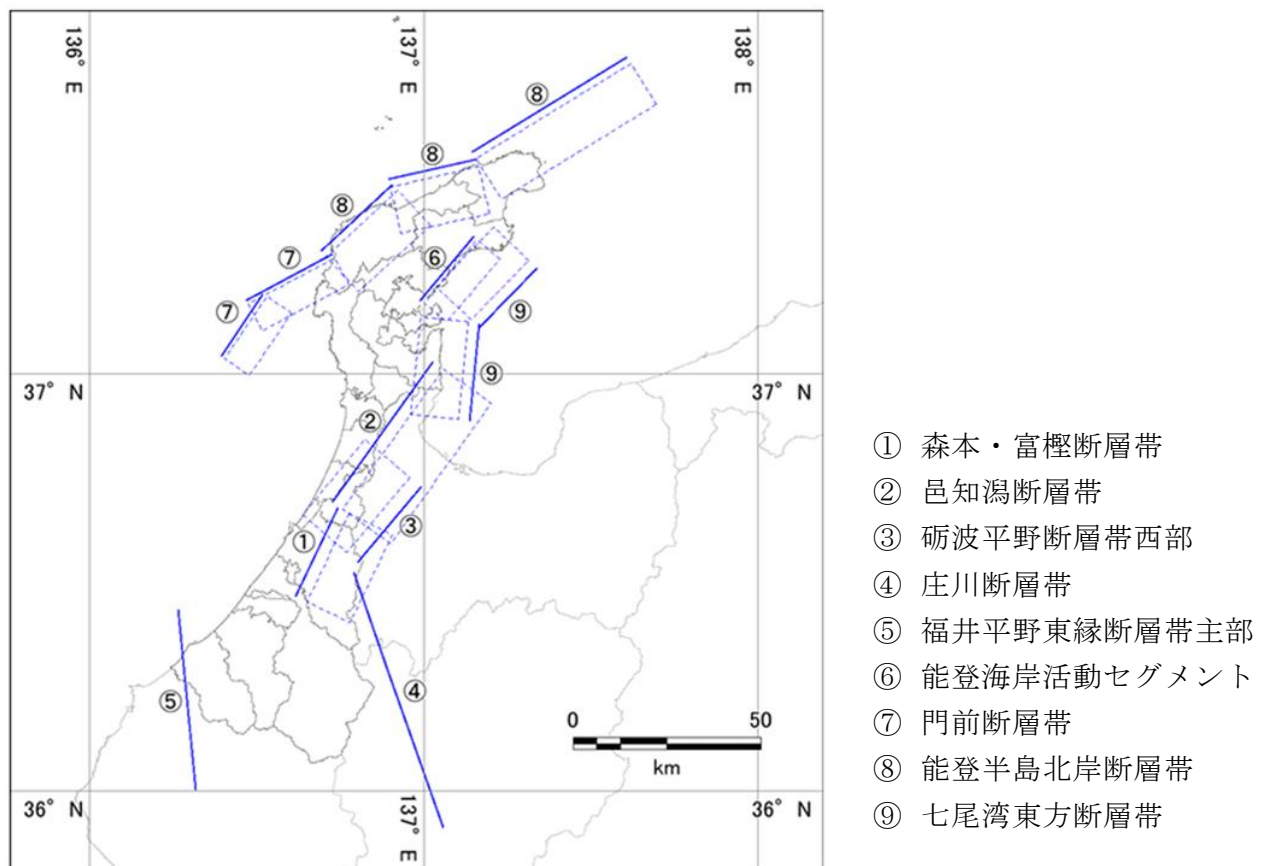
第4 地震被害の想定による市域の危険性

1 市域で想定される地震

(1) 市域で大きな災害をもたらすと想定される地震の種類には、地表近くの活断層のずれによる地震（活断層型地震）、プレート境界で起きる地震（海溝型地震）、プレートの内部破壊による地震等いくつかのタイプがあり、このうち本市で発生する可能性が高いのは活断層型地震である。

本市周辺での想定地震の震源位置は次に示すとおりであるが、このうちもっとも発生確率が高くなるのは、森本・富樫断層帯、予想される被害が最大となるのは、福井平野東縁断層帯（北に震源）によるものとされている。

想定地震の震源断層の位置



(2) 各地震の被害想定震源断層の概要

番号	震源断層	地震規模 M	30年以内 発生確率	備考
①	森本・富樫断層帯	7.2	2～8%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
②	邑知潟断層帯	7.6	2%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
③	砺波平野断層帯西部	7.2	ほぼ0～2% もしくはそれ以上	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
④	庄川断層帯	7.9	ほぼ0%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
⑤	福井平野東縁断層帯主部	7.6	ほぼ0～0.07%	・地震本部が示している「主要活断層帯」の一つ。
⑥	能登海岸活動セグメント	6.9	約0.2%	・産総研が示している「活断層データベース」の一つ。
⑦	門前断層帯	7.5	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。
	門前沖区間	7.1	1.0～2.0%	・門前断層帯を構成する断層
	海士岬沖区間	6.9	0.1～0.3%	・門前断層帯を構成する断層
⑧	能登半島北岸断層帯	8.1	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。
	猿山沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
	輪島沖区間	7.1	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
	珠洲沖区間	7.6	ほぼ0%	・能登半島北岸断層帯を構成する断層
⑨	七尾湾東方断層帯	7.6	—	・地震本部が示している「海域活断層」の一つ。
	大泊鼻沖区間	7.2	0.5～0.6%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層
	城ヶ崎沖区間	7.0	0.7～0.8%	・七尾湾東方断層帯を構成する断層

2 地震による被害想定

(1) 想定シーン

複数の季節（積雪期を含む）・時間帯を設定して被害想定を行った。なお、季節は夏季及び冬季の2シーン、さらに人の分布が平常時と異なると考えられる正月及びGWとし、時間帯は深夜、昼、夕方の3シーンを前提とした。

季節・時間帯	想定される被害の特徴
①冬 朝 5 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・就寝中の被災者が多く、圧死の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
②夏 昼 12 時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・外出者が多く、自宅外で被災する危険性が高い
③冬 夕 18 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・火気使用が最も多く、出火の危険性が高い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
④正月 夕 18 時 風速平均（5m/s）、強風（10m/s）	・令和6年能登半島地震が発生したシーン ・帰省者が多く、平時よりも県内の滞在者が多い ・積雪による雪の重みにより倒壊家屋が増える可能性がある
⑤GW 昼 12 時 風速平均（4m/s）、強風（8m/s）	・観光客が多く、平時よりも県内の滞在者が多い

(2) 市域に最大の被害をもたらすと予想される福井平野東縁断層帯（北に震源）の地震による震度及び液状化の予測

震源の条件	福井平野東縁断層帯（北に震源）を想定する内陸直下型地震
地震の規模	マグニチュード7.6
震度の予測	平野部において震度6弱～7が予測される
液状化の危険度	平野部で液状化危険度が高く予測される
崖崩れ等の危険度	能美・江沼丘陵から加賀山地にかけて、がけ崩れ等の発生が大きいと予測される

(3) 想定地震の最大震度に基づく被害予測

市域に最大の被害をもたらすと予想される福井平野東縁断層帯（北に震源）地震について、死者数等の人的被害が最大となる「冬・朝5時・強風」シーン、避難者数が最大となる「冬・夕18時・強風」シーンにおける被害想定は次のとおりである。

想定 シーン	建物 全壊 棟数 ※1	出火 件数	焼失 棟数	死者 数	負傷者 数	要救助 者数 ※2	全避難者数			上水道 被害 箇所数
							発災当 日・1 日後	1週間 後	1ヶ月 後	
冬 朝5時 強風	12,137	7	188	638	2,686	1,818	23,486	32,573	23,486	118
冬 夕18 時 強風	12,317	13	367	569	2,133	1,554	23,963	32,932	23,963	118

※1 焼失棟数含む ※2 自力脱出困難者

(4) 災害シナリオ

災害シナリオは、建物被害やライフライン被害等から、死傷者や避難者の発生、道路や鉄道の被害に至る状況、そして避難者の生活への影響など、こういった事象が発生し、事態がどのように推移していくかを示している。災害シナリオの中では、被害想定結果で算出された定量的な計算結果だけでなく、令和6年能登半島地震等の過去の地震被害の知見や教訓、石川県の地理的特徴などを踏まえた定性的な被害の様相についても触れ、「①誰にでも起こりうるシナリオ」、「②被災自治体と応援自治体のシナリオ」、「③中山間地域のシナリオ」の3種を整理した。

なお、災害シナリオはあくまで一つの想定として作成したものであり、実際に大規模地震が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意する必要がある。

ア 災害シナリオの位置づけ

被害想定と災害シナリオの位置づけは次のとおりである。

	被害想定	災害シナリオ
内容	・想定地震ごとの被害量 (定量)	・時間的な変化 (定性+定量)
フェーズ	・発災直後のある時点	・発災直後～復旧期 (地震発生直後、数日後、1週間後、1か月後)
目的	・被害の最大量の把握による具体的な防災対策の立案	・被害の様相を時系列で記述することで数値化できない被災後の生活上のリスクなどの把握

イ 誰にでも起こりうるシナリオ

誰にでも起こり得るシナリオ（1. 建物被害～3. 人的被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
1. 建物被害	■森本・富樫断層帯による地震では、県全体で約47,000棟の全壊・全焼建物が発生 ■震度6弱以上の地域で耐震性の低い旧耐震基準の建物が多く倒壊 ■新耐震基準でも築年数が古い建物は被害発生 □大雪時は屋根への積雪荷重の影響で更に建物被害が拡大 ■沿岸域等で液状化による建物倒壊などの被害が発生 ◇地震火災は火気使用が多い冬の夕方の時間帯での被害が最も大きい □ストーブ等の火気器具が転倒や可燃物との接触によって出火につながる ■木造密集市街地等を中心に同時多発火災が発生	□余震や降雨・積雪等により更に建物被害や急傾斜地等の崩壊が拡大 ■液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難となる ■河道閉塞による周辺地域の水没や堤防の決壊による洪水発生 ■火災の鎮火に数日を要することも ■復電による通電火災が発生 ■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が難航	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化し2次避難が必要 ■被災棟数の多さ、道路寸断、余震等による影響から応急危険度判定が難航 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■被災棟数の多さ、道路寸断、2次避難等の影響から罹災証明書の発行のための被害認定調査が長期化 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
2. 物的被害	■危険なブロック塀や石塀等が転倒 ■固定されていない一部の自動販売機が転倒 ■老朽化した看板や外壁パネル、窓ガラス等が落下 ■宅地で液状化による地盤の傾きによる被害や地盤が水平方向に移動する側方流動が発生	■液状化による建物の傾斜やライフラインへの影響等により自宅での生活困難 ■余震等により更に被害が拡大	■余震等により更に被害が拡大 ■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化	■道路の被害状況等により人手不足や必要資材確保が困難となり、自宅などの応急復旧作業等が長期化
3. 人的被害	■森本・富樫断層帯の地震では冬5時の死者が最も多く、約2,200人の死者が発生。建物被害による死者が約9割を占める ■地震に伴う急傾斜地の崩壊により家屋の倒壊や土砂による生き埋め等が発生 ■出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊し延焼被害を受けた家屋内での閉じ込めなどによる死者が発生 ■固定していない家具や什器が転倒し死傷者が発生 ■道路寸断等により応援部隊の集結に時間を要し、初期期の救助・救援活動に遅れが生じる ■通信支障や自治体の業務輻輳により、家族等の安否が確認できない ■SNS上の虚偽の救助要請により救助活動に支障	■建物等の下敷きから救出された者が挫傷症候群（クラッシュ症候群）による体調悪化で死亡 □余震や降雨・積雪等による建物被害や急傾斜地等の崩壊の拡大により死傷者が増加 ■土砂災害等により迂回路が途絶した孤立集落の応急対応が難航 ◇旅行者や帰省者の多い時期に地震が発生した場合は、安否確認が難航するとともに身元不明遺体が増加	■土砂災害や地震火災等により行方不明者の捜索活動が難航 ■施設の損傷等により火葬場が停止した場合は他地域での広域火葬が必要 ■避難所生活の長期化が負担となり災害関連死が発生	■土砂災害や地震火災等による行方不明者の捜索活動が続く ■避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり災害関連死が発生

誰にでも起こり得るシナリオ（4. ライフライン被害～6. 生活機能支障）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
4. ライフライン被害	■揺れの強いエリアを中心に水道管被害や浄水場・下水処理施設等の被害により断水し、風呂やトイレが使用できなくなる状況が発生 ■送配電設備や供給側設備の被害より広域的な停電が発生し、携帯電話や電子機器の充電ができない ■停電や回線設備・基地局の被害により通信支障が発生し、固定電話が利用困難なエリアでは、携帯電話での音声通信もバケット通信も利用困難となり、安否確認や情報収集が困難 ■通信障害と言語障壁により、日本語に不慣れな外国人は災害や避難に関する情報を得ることが困難	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■被害の無かった浄水場や処理場でも燃料枯渇により非常用電源が切れた場合、断水・機能支障が拡大 ■節電要請や大規模な計画停電が実施 ■燃料枯渇により基地局や中継局の非常用電源が切れ通信や放送が困難	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■水道管の復旧が進むが断水解消地域は限定的 ■計画停電の実施エリアでは非常用電源を確保できない基地局や中継局で通信障害が発生	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■宅地内配管が被害を受けた場合、施工業者に依頼が殺到し、復旧が難航 ■停電や通信障害は、順次解消
5. 交通施設被害	■道路寸断等による通行止めで大規模渋滞が発生 ■給油のためガソリンスタンドが長蛇の列となる ■新幹線・在来線共に運休となり帰宅困難者が発生 ■岸壁に被害が生じ港湾機能が停止 ■揺れの被害確認のため空港が閉鎖 ■道路等外部と物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初期期の実動機関による救助・救援活動に遅れが発生	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■道路の仮復旧が徐々に進むが緊急車両の通行が優先されるため一般車両の通行は規制 ■道路寸断、一般車両規制により道路渋滞が発生し物流・人流が滞る	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落の解消は限定的で、引き続き支援が必要な地域も多数 ■滞留車両や放置車両により道路啓開が難航	■道路の被害状況等により復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■道路啓開が進み孤立集落は概ね解消されるが、引き続き支援が必要な地域も多数
6. 生活機能支障	■建物被害やライフライン被害、余震への不安等に伴い多くの県民があらかじめ指定されていた避難所のみならず親戚・知人宅、行政庁舎、各種公的施設、ビニールハウス、自家用車内等に避難 ◇観光客の多い時期に発災した場合には、観光地を中心に多くの帰宅困難者が発生 ■自治体職員の被災により避難所開設に時間を要す ■収容人数が超過した避難所では廊下や踊り場等も避難者で溢れる ■高齢化率が高い地域や複数地域から避難者が寄り集まっている避難所等では、人手不足や自治組織の機能不全により避難所開設・運営が難航 ■施設の損傷やライフラインの支障により被災地内の医療機関の医療提供体制が低下する中、急増する外来対応や人工透析患者の移送等の対応が必要	◇車中泊や屋外テント泊による避難が長期化する場合冬季は継続が困難 ■断水の長期化に伴い飲料水の確保や水洗トイレの使用、洗濯等に支障 ■車中泊者を中心にエコノミークラス症候群等による健康悪化が増加 ■道路事情によりボランティアや支援物資の到着に差が生じ、自治体間や避難所間で食事の配給回数やメニューにバラつきが生じる ■乳児用品や女性用品、アレルギー対応食品、介護用品、持病の薬などが不足 ■慣れない環境から避難者の不安拡大	◇冬季はインフルエンザ等の感染症、夏季には衛生上の問題が発生 ■避難生活の疲弊等による体調・持病の悪化に伴う災害関連死が発生 ■復旧の長期化等に伴い広域避難（1.5次避難、2次避難）を実施 ■介護・福祉施設等では定員超過で要配慮者の受入を続けるも人員・資機材不足等により対応に苦慮	■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活の長期化 ■各種支援制度の理解に差が生じ、士業団体に協力を得た相談会等を実施 ■避難所外避難者への情報発信に苦慮 ■避難所となっている学校では授業再開に支障

誰にでも起こり得るシナリオ（7. その他の被害～8. 経済被害）

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
7. その他の被害	■地震の揺れによるエレベータの停止に伴い閉じ込め者が発生し、救出に半日以上を要する ■歴史的な木造建造物等が火災等により焼失 ■建造物や石灯籠等の工作物が倒壊、城の石垣や土塀等が崩壊 ■絵画や彫刻等の動産文化財が滅失・毀損するとともに、寺院等の樹木、庭園の草木、天然記念物の動植物等も焼失 ■道路等外部との物理的アクセスの断絶等により孤立集落が発生し初動期の実動機関による救助・救援活動に遅れが発生 ■ため池の決壊により下流域の住宅等が流失し、死傷者が発生。余震の影響でため池が決壊し、実動機関に二次被害が発生する可能性 ■SNS上に虚偽の地震情報等が拡散される可能性 □雪崩等により道路が寸断されスキー客等の帰宅が困難となる	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■中山間地等の孤立集落における物資の不足が深刻化 ■地すべり等による二次災害の危険性やライフライン被害の長期化等に伴い集落を丸ごと避難する必要がある発生し、ヘリコプター等による避難手段の確保および避難先の調整が必要 ■通信途絶が長期化した孤立集落では移動基地局や衛星通信サービス等の通信手段が無い場合、避難者が自ら情報を得る手段がない	■道路・ライフラインの復旧状況によっては中山間地等において集落の孤立状況が長期化 ■風評被害等により県内への旅行を控える者が多く、設備に被害がない宿泊施設でキャンセルが相次ぐ ■温泉施設等の観光地では被害に伴い復旧までに時間を要する ■伝統的な地場産業でも被害が甚大	■道路・ライフラインの復旧状況によっては避難所や2次避難先での生活の長期化 ■復旧作業の長期化、大量の作業人員の必要性、膨大なコスト等を踏まえ集団移転等を検討する必要性 ■貴重な文化財が滅失・毀損し地域のアイデンティティや観光地としてのシンボルを失う一因となる ■伝統的な地場産業が衰退 ■風評被害等により県全域で観光客が減少
8. 経済被害	■電力や通信機能が途絶することにより、非常用電源や燃料が確保されていない企業・工場は事業継続が困難 ■大企業ではBCPの作成や備蓄等当面の事業継続を確保するための体制の整備が進んでいる一方、中小企業では準備が十分できていないところも多く震災後に事業継続が困難なケースが多数発生 ■工場や従業員等が被災し生産力や生産額が減少 ■建物被害の点検や復旧に時間を要すると、その間は従業員も稼働困難となる	■卸売・飲食・小売業等では受発注や代金決済に係るデータ管理機能や支払等の金融機能が停止すると、業務が停滞し消費者に商品が届かなくなる ■ライフライン停止の影響により農林畜産業の一部では営業継続が困難 ■港湾・漁港等の被災により港湾・漁港利用者等の事業再開が困難	■事業を再開できない企業が多数生じる ■道路寸断の影響により畜産業では深刻な餌不足となる	■施設・施設被害等に伴う生産・サービス低下による生産額が減少 ■企業が撤退・倒産することにより、被災地域外への人口・産業流出し、失業の増加、所得が低下

ウ 被災自治体と応援自治体のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■揺れ等による被害で庁舎が使用困難になるおそれ ■職員の被災等により職員参集が遅れる ■指揮命令権者の参集遅れにより災害応急対策に混乱が生じる ■家族等の安否に関する問い合わせが自治体に殺到 ◆平時からの災害対応や業務の優先順位の理解不足等により初動対応に遅れが生じる ◆災害対策本部・関係機関が業務するスペースが不足することにより、県・国・消防・自衛隊等主要機関が分散して執務することになり情報共有に影響が生じる ◆自治体における応援自治体との連携・情報共有が不足	◆人的支援受入れチームにおいて調整すべき範囲（国、県、市町）、リーダー、担当者等が明記されておらず、自発的に機能しないため、関係者間で情報共有が不十分 ◆想定以上の応援機関・団体が参集した影響で、会議室の開放ルール等が整理しきれず、応援機関・団体の居場所が不明となる ◆派遣に係る寝袋・食料等資機材の備蓄や連絡・移動手段等が不足 ◆支援者の宿泊施設が不足し、過酷な生活環境となる。女性が従事できる環境に課題（着替えスペース、女性専用宿泊スペース）	■適切な支援・受援計画がない場合は、支援・受援の効率が低下 ◆災害救助費の求償範囲の定義が明確でないため省庁により判断が異なる判断に時間がかかる等により支援が遅延 ◆災害救助法、中小機構の支援スキーム等活用対象が不明瞭 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■適切な宿泊場所、生活場所が確保できず、職員が健康を損なう ◆被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、職員の事情への配慮が必要 ◆活用可能な財源の確認に時間がかかることで支援が遅延 ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要
ライフライン被害	◆停電・通信の途絶により被害状況が把握できず各種判断が困難となり初動対応が遅延 ■停電・通信の途絶により消防団等の初動対応が十分にはなされない	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■応援自治体では停電・通信の途絶により被災状況の把握に時間がかかり他都道府県市区町村との間の支援の調整に時間を要する ■避難所等で災害用トイレ等の確保が必要	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■病院等も停電の影響を受けるため、非常用電源が配備されている施設以外は治療が困難	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化
交通施設被害	■停電や通信の途絶により被害状況が把握が遅れる ■人員数、道路状況により消火活動が困難となり、更に延焼が広がる恐れ ■揺れにより岸壁に被害が発生することで港湾機能が停止 ■被害確認のため空港が閉鎖	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航する可能性 ■新幹線・在来線共に広域にわたり運転を見合わせ、外国人や観光客を含めた大量の帰宅困難者が発生 ■道路啓開が難航した場合、他地域からの救援活動のための自動車乗り入れが限られる	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化する可能性 ■港湾・空港を救急・救命活動、物資・人員輸送の拠点として使用	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化

エ 中山間地域のシナリオ

被害項目	被害の様相（■被害・リスク、□積雪寒冷地、◇季節・時間・特異日、◆R6能登半島地震における課題）			
	地震発生直後	数日後	1週間後	1か月後
全般	■中山間地では耐震化率が低い傾向であるため、建物・人的被害率が高い傾向 ■インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、一部の被災により被災地へ陸路でのアクセスが困難となるほか代替施設の確保が困難	■インフラ・ライフラインの復旧が遅れる（被災人口が多い都市部のインフラ復旧が優先される） ■高齢化や人口減少に伴って、応急復旧のための人員等の制約が大きく生活に必要な施設も限定的	■左記の状況により生活再建が困難化 ■生活の質の回復が遅れて災害関連死にもつながりやすい ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所生活が長期化、2次避難への対応が必要	■広域避難した人が避難先で生活基盤を再建し地域の縮退が急速に進行 ■事前の復興計画等が無い場合、復興が円滑に進まない ■建物被害・道路・ライフラインの復旧状況により避難所や2次避難先での生活支援への対応が必要
ライフライン被害	■送配電設備や供給側設備の被害に伴い停電が発生 ■停電や回線設備・基地局の被害に伴い通信支障が発生 ■水道管や浄水場等の設備被害に伴い断水や下水道支障が発生 ■発電用用水の被害により発電所の稼働が低下	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■通信途絶が長期化した孤立集落では避難者が自ら情報を得る手段がない ■過疎地での給油店では早期に燃料が不足 ■道路寸断により復旧対応や非常用発電機等への燃料供給が困難となり支障が長期化	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■被災人口が多い都市部の復旧が優先され、復旧が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■生活や事業の再建が困難となった場合、人口流出に拍車をかける
交通施設被害	■土砂災害等により迂回が困難な道路が被災し、その先が孤立	■被害規模や範囲、道路寸断の状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が難航 ■道路寸断、一般車両規制により道路渋滞が発生する可能性 ■孤立した場合、道路を利用した物資輸送が困難となることから物資が不足 ■輸送距離が長距離になるなど物資輸送が遅滞	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立集落では物資輸送にドローンを活用するが十分に供給できない	■道路等の被害状況によっては復旧要員や必要資材確保が困難となり、応急復旧作業等が長期化 ■孤立等が解消しない場合、復旧コストも鑑みて集団移転等の検討が必要
生活機能支障	■建物被害やライフライン被害により、多数の避難者が発生 ■山間部において、集落住民のほか温泉等の観光客も孤立 ■高齢化の進む集落で、外部へ助けを呼ぶための通信機器を使えない住民や徒歩・バイクで直接連絡を取れる住民が少なく、外部への孤立発生状況の発信が困難	■入院患者や要介護高齢者等が長時間の避難をせざるを得なくなり、移動中や移動後に病状が悪化し災害関連死が発生 ■地域の高齢化や人口減少により要配慮者は多い一方で支援等の担い手となる生産年齢人口は少ないため、避難所運営のためのマンパワー等が不足 ◆市町物資拠点からの確実な輸送が必要となるがヘリコプターやマンパワーも不足	■避難所生活の長期化により災害関連死が発生 ◆DWA T派遣に関するノウハウが不足 ◆介護用ベッド、おむつ等が不足するとともに、個別ニーズ物品が多く調達に苦慮	■避難所生活の長期化や2次避難による移動が負担となり災害関連死が発生 ■避難先や社会福祉施設等で人員が不足する中で避難生活が長期化し、他地域への広域避難（人口流出）が加速 ◆避難所集約等、支援終期を見据えた調整が必要

（5）防災対策とその被害軽減効果

今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が向上した場合の被害低減効果を推計した。

ア 住宅の耐震化

住宅の耐震化率の向上により、建物の全壊棟数と建物倒壊による死者数が8割程度低減する結果となっている。

- 耐震化した建物であっても揺れの強さや地盤、過去の震災で蓄積した損傷等によって被害を受ける可能性がある。
- 建物が無事であっても道路や上下水道の損傷により生活基盤が被害を被り、生活が困難となる可能性がある。
- 新しいビルなどの構造物についても、杭の耐震設計がなされていない場合は傾くなどの被害が生じる可能性がある。

イ 家具の固定

家具固定率の向上により、家具の転倒・落下などによる死者が6割低減する結果となっている。

ウ 感電ブレーカーの設置

感震ブレーカー設置率の向上により、地震火災による建物全焼棟数および火災による死者数が6割低減する結果となっている。

エ 家庭内備蓄の促進（ローリングストック）

地震に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料品や簡易トイレを各家庭で備蓄を進めてもらう。また、有効な備蓄方法として「ローリングストック」について周知に努める。

※ローリングストック：普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買い足していく備蓄方法

3 津波による被害想定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、石川県は平成28年度に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

このうち、小松市に関する津波浸水想定は、下記のとおりである。

小松市の 浸水面積	住居地域	0.01km ²	小松市の 最大津波	最大津波高	3.4m
	非住居地域	3.56km ²		最大津波到達時間	33分
	計	3.57km ²		影響開始時間※	20分

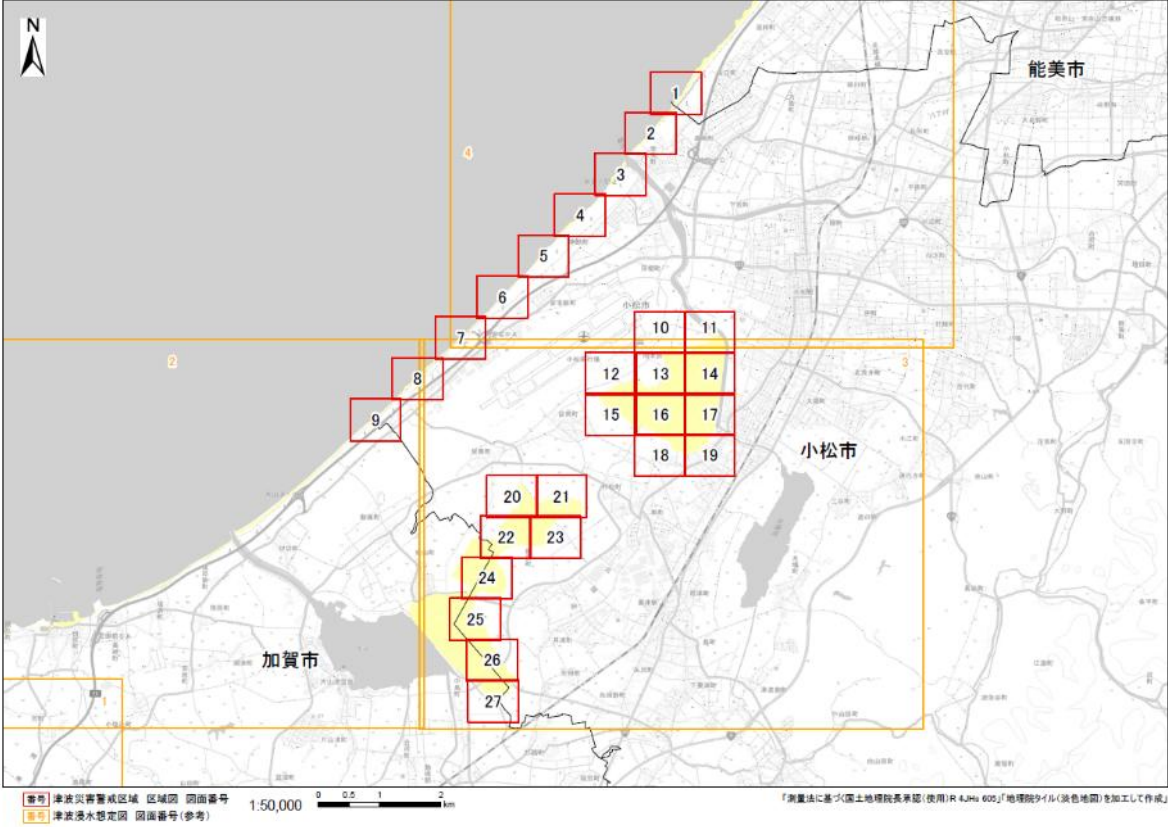
※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう

また、石川県は津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に基づき、令和5年3月に津波災害警戒区域を指定した。

このうち、小松市の津波災害警戒区域の指定区域は次のとおりである。

津波災害警戒区域の指定区域

津波災害警戒区域 位置図 小松市



第5節 防災ビジョン

第1 防災ビジョンの理念

市民の生命及び財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点の下に、地域防災計画の基本理念を「**災害に強い安全なまちづくり**」とする。

災害に強い安全なまちづくりとは、「市、防災関係機関、事業者及び市民が協力・連携しながら、防災対策におけるハード（構造的対策）とソフト（非構造的対策）を一体化したまちづくりを推進する」ことであり、次の3点を計画の基本指針とする。

計画の基本指針

- 1 災害に強い安全なまちづくりのための多面的な防災施策の推進
- 2 国、県、市、市民、関係機関等が一体となった防災体制の構築及び自助・共助・公助の3段階の有機的活動
- 3 実践的な応急対策計画の策定

第2 防災ビジョンの基本目標

防災ビジョンの基本理念である「**災害に強い安全なまちづくり**」を達成するため、小松市の地域特性、防災体制の現状及び今後の社会環境等の変化の動向を踏まえ、達成すべき具体的な基本目標を次のとおりとする。

基本目標

- 1 災害に係る情報伝達体制及び通信体制の整備
- 2 避難路の整備及び避難所の環境整備
- 3 物資集配拠点、大規模避難所等の避難・救援拠点の整備
- 4 延焼防止施策その他、減災施策の推進による災害に強い都市空間の整備・強化
- 5 ライフライン施設の災害対応力の整備・強化
- 6 要配慮者施策の推進
- 7 実践的、効果的な防災訓練体制の整備
- 8 防災ボランティア受け入れ体制の整備
- 9 防災関係機関、事業者等との連携の強化
- 10 応急危険度判定士等、応援・復旧活動対策に係る人材の養成
- 11 市域の特性に即した救援・救護対策の確立
- 12 生活安定のための措置と実施手順の明確化
- 13 自主防災組織の結成・育成施策の推進
- 14 恒常的な啓発努力による市民・住民の防災意識の高揚

第3 防災施策を推進する上での重視事項

1 災害に係る情報伝達体制及び通信体制の整備

防災行政無線のデジタル化の機会を捉え、総合的な情報通信体制、指揮通信体制を確保する。

なお、この際、国民保護措置に係る情報伝達体制整備との吻合を図る。

2 避難路の整備及び避難所の環境整備

高齢化社会への対応措置として住宅密集地（特に市街地）の道路の全てが災害時に避難路として使用されることを念頭に、融雪装置の設置、公園・緑地の整備及びバリアフリー化施策等を積極的に推進するほか、避難所の各種機能の充実を図る。

3 物資集配拠点、大規模避難所等の避難・救援拠点の整備

- （１）小松市の市域における避難・救援拠点として次の４箇所を定め、災害対応に係る各種機能の充実を図る。

東部地区避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部地区避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場及び周辺区域
南部地区避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部地区避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

- （２）避難・救援拠点の持つべき機能

物資集配拠点機能	ア 周辺に流通基幹道路が存在すること イ 当該拠点にアクセスする道路が整備されていること ウ 臨時ヘリポートを備えていること
大規模避難所としての運用機能	ア 屋内居住スペースのほか、屋外にも十分な広さがあること イ 飲料水、電気、ガス、トイレ設備等が緊急用として確保できること

4 延焼防止施策その他減災施策の推進による災害に強い都市空間の整備・強化

- （１）全市的視野を持った基本都市計画に防災の視点を反映させる。
- （２）計画的な公園・緑地の整備等、各種事業計画に防災施策を反映させ、“安全なまちづくり”の効果的な実現を図る。
- （３）別途作成する「小松市耐震改修促進計画」に基づき、各種建物の耐震改修施策を効果的に推進する。

5 ライフライン施設の災害対応力の整備・強化

災害に強い安全なまちづくりの観点から、市の管理する上下水道等の災害時の重要な設備については、地震に強い素材への換装や下水道マンホールを災害時の簡易トイレとして活用するなど、創意工夫を図る施策を積極的に推進する。

6 要配慮者施策の推進

避難行動要支援者名簿及び自主防災組織の活用、避難路及び避難所等のバリアフリー化、避難所運営における高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実、住宅密集地内の融雪装置事業等、要配慮者に係るあらゆる施策を積極的に推進する。

7 外国人への対応

在日、訪日外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に外国人に

も十分配慮する。

8 実践的、効果的な防災訓練体制の整備

- (1) 防災関係機関、自主防災組織との連携強化をねらいとした、組織的な総合防災訓練の実施を図る。
- (2) 職員（消防職員を除く）の訓練、とりわけ災害時、個々の任務を基礎とした適切な状況判断能力の向上が急務ととらえ、創意工夫により訓練要領の見直しを図り、災害時に真にその成果が発揮できるような訓練体制の確立を図る。

9 防災ボランティア受け入れ体制の確立

大規模災害が発生した場合、各種ボランティア団体との連携の重要性は極めて大きくなっており、小松市社会福祉協議会等の関係機関、各種災害ボランティア団体等との連携体制の整備を図るなど、防災ボランティア受け入れ体制を整備する。

10 防災関係機関、事業者等との連携の強化

- (1) 災害対策基本法に基づく各種申請、要請要領等の手順・手続きの整備を図る。
- (2) 関係機関、担当部署の連絡先の確実な把握を行う。
- (3) 衛星電話その他緊急通信網を活用した訓練を推進する。

11 応急危険度判定士等、応援、復旧活動対策に係る人材の養成

地震災害の場合の建物応急判定、避難所生活者へのメンタルサポート、罹災証明書発行等、大規模災害が発生した場合に各分野で中心となって活動できる人材を計画的に育成する。

12 市域の特性に即した救援・救護対策の確立

- (1) 被害程度に基づく国・県への応援要請や県を通じた自衛隊への派遣要請のルール化を図る。
- (2) 地域の特性を把握し、災害危険箇所を探る。
- (3) 観光客（栗津温泉等の観光地、小松空港・小松駅等の交通機関）への配慮。

13 生活安定のための措置と実施手順の明確化

- (1) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）及び同施行令（平成10年政令第361号）に基づくほか、被災者・被災企業に対する再建の支援体制の確立を図る。
- (2) 被災地では、住民の意向を尊重しつつ、迅速で円滑な復旧事業の推進に努める。

14 自主防災組織育成施策の推進

自助、共助の段階における活動主体は自主防災組織であるとの共通認識の下、その育成に当たっては、自主防災組織独自で訓練計画の立案、実施、事後評価のサイクルができるよう着意するほか、しみん防災館の効果的な活用を図る。

15 恒常的な啓発努力による市民・住民の防災意識の高揚

自助、共助の段階においては市民一人ひとりの正しい知識に基づく冷静な行動が極めて重要なことから、全市民及び住民の防災意識を総合的に向上させる努力を継続して行う。

地震災害対策編

平成 2 0 年 3 月改定

平成 2 2 年 1 1 月一部見直し

平成 2 4 年 1 0 月一部見直し

平成 2 7 年 3 月一部見直し

平成 3 1 年 3 月一部見直し

令和 3 年 3 月一部見直し

令和 5 年 6 月一部見直し

令和 7 年 5 月一部見直し

令和 8 年 5 月改定

小松市防災会議

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震災害に強い人づくり	頁
第1 防災（地震災害）知識の普及	地震災害 3
第2 市民及び事業者等が行う地震への備え	地震災害 7
第3 自主防災組織の育成	地震災害 1 1
第4 防災訓練の充実	地震災害 1 2
第5 防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化	地震災害 1 5
第2節 地震災害に備える強い組織体制づくり	
第1 防災体制の整備	地震災害 1 8
第2 防災情報通信体制の整備	地震災害 2 2
第3 消防力の整備	地震災害 2 5
第3節 地震災害に強いまちづくり	
第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕	地震災害 2 7
第2 市街地の整備	地震災害 2 7
第3 火災の防止	地震災害 2 7
第4 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進	地震災害 2 8
第5 建築物の耐震化及び地震ハザードマップの活用	地震災害 2 8
第6 地盤災害の予防	地震災害 2 8
第7 街角危険物の対策	地震災害 3 2
第8 所有者不明土地の活用	地震災害 3 3
第9 危険物対策	地震災害 3 4
第10 その他、崖崩れ等危険区域の警戒	地震災害 3 4
第4節 地震災害に強い施設づくり	
第1 ライフライン等の整備	地震災害 3 5
第2 道路・橋梁の整備	地震災害 3 6
第3 河川・海岸施設の整備	地震災害 3 8
第4 都市公園施設の整備	地震災害 3 9
第5 一般廃棄物処理施設の整備	地震災害 3 9

第5節 地震災害に備える応急対策の環境整備	
第1 市街地における防災活動拠点の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 0
第2 避難所及び避難・救援拠点の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 0
第3 備蓄体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 3
第4 医療救護活動の環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 5
第5 救急医療体制の環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 6
第6 緊急輸送の環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 7
第7 給水活動の環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 4 8
第8 食糧及び生活必需品の確保体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 0
第9 健康管理活動体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 1
第10 住対策の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 1
第11 文化財等に対する整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 2
第12 市が保有する情報の安全管理	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 2
第13 罹災証明書等の交付体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 3
第14 被災者支援システムの有効活用	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 3
第15 こころのケア実施体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 3
第16 避難生活における良好な生活環境の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 4
第17 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 5
第18 応援職員等の活動環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 5
第19 防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 5
第20 孤立集落対策	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 6
第21 復興事前準備の実施	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 7
第6節 要配慮者対策への日頃の備え	
第1 在宅の要配慮者への配慮	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 5 8
第2 社会福祉施設等における対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 0
第3 外国人及び来訪者に対する対策	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 0
第4 障がい者に対する対策	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 1
第7節 積雪時における地震への備え	
第1 積雪時における地震対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 2
第2 雪に強いまちづくりの推進	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 2
第3 寒冷対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 2
第4 スキー客に対する対策	・ ・ ・ ・ ・ 地震災害 6 3

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震災害に強い人づくり

市、防災関係機関及び事業者等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練等を通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させるよう努める。また、防災教育の積極的な推進等により、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を醸成し、さらに、各種災害に対する心構えを持ち、災害発生又はそのおそれがある場合においても、行動力と隣保協同の精神を発揮するなど適切な行動が取れるよう、あらゆる機会を通じて人的な防災力を向上させるよう努める。

第1 防災（地震災害）知識の普及 市長公室、消防本部、関係各部、関係機関、事業者等

1 職員に対する防災教育

市、防災関係機関及び事業者は、地震災害時における適切な状況判断能力を養い、各機関、部署における防災活動の円滑な実施を期すため、全ての職員に対して、あらゆる機会を活用して防災教育を行う。

なお、この際、一般的な知識の習得にとどまらず、特に職員個々の災害時の基本的な責務、役割を理解させることに重点を置き教育を行う。

防災知識	市の防災対策	(1) 災害対策活動の概要の理解、特に一般災害と地震災害の対応要領の違いの把握 (2) 防災関係職員としての心構えの理解 (3) 地震災害発生時における個々の役割の完全理解 (4) 災害時に使用するシステムの操作方法やデジタル技術の活用
	災害に関する一般的な知識	(1) 防災全般にわたる一般的な基礎知識の修得 (2) 各災害に対する地域特性の理解

2 地域における防災教育

広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地震の基礎的な知識（特に、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発）
- (2) 津波警戒に関する知識
- (3) 地震発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (4) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、消火器等の設置
- (6) 災害情報の正確な入手方法
- (7) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識

3 教育現場における防災教育

(1) 防災教育の基本的考え方

幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）が地震発生時の正しい行動要領等を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要であり、防災教育の充実が果たす役割は非常に大きい。このため、教育現場においては、児童生徒等の避難、保護等、地震災害発生後の対応について防災教育を児童生徒等の発達に即して段階的に進めるとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行う。

また、防災教育の内容は、家庭や地域と深くかかわっているものが多く、家庭・地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要である。そのため、教育現場においては、日頃から家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒等に対する防災教育を推進する。

なお、特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努め、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画等に位置付け、教職員の共通理解の下で、教育現場全体で取り組みを進める。

(2) 防災教育のねらい

- ア 児童生徒等が、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動及び他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度、能力を養う。
- イ 児童生徒等が、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

(3) 防災教育の具体的な進め方

児童生徒等の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、次の事項等について指導を行う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他地震対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

また、地震被害想定や災害時にはマイ・タイムラインを活用した安全な避難ができるよう周知し、広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や防災マップの作成・配布、町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 地震の基礎的な知識（特に、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発）
- (3) 津波警戒に関する知識
- (4) 自主防災組織の活動
- (5) 地域の地震・津波災害等の危険度
- (6) 最低3日分、可能であれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- (7) 地震保険への加入促進
- (8) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (9) 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- (10) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (11) 地震被害を軽減するための住宅の耐震診断と補強、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性
- (12) 災害情報の正確な入手方法
- (13) 市民及び事業所のとるべき措置
- (14) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (16) 消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備

5 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に地震対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2 市民及び事業者等が行う地震への備え 市民、事業者等

地震災害時における被害の拡大及び混乱を防止するには、市民及び地域における自主防災組織や町内会、事業者単位での自助、共助の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災・減災対策を取り、冷静かつ的確な行動が取れるよう努める。

1 市民が行う地震への備え

(1) 日頃から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 時 の 心 得	ア	日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	イ	地震による電気火災の防止 ・感震ブレーカーの設置を推進する。
	ウ	消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	エ	住宅の耐震性を確認する。 ・柱、土台や屋根瓦等を点検し、老朽化しているものは補強
	オ	家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等は倒れないように固定する。 ・家具の上に物を置かない。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	カ	ブロック塀等の点検補修をする。 ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	キ	食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・調理器具、紙コップ、紙皿、使い捨てスプーン、割りばし等 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、除菌スプレー等の衛生用品 ・救急医療品、三角巾、ばんそうこうなどの医薬品等 ・マスク、消毒液等の感染症対策品 ・ラジオ、懐中電灯、ポータブルバッテリー等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・ペットの同行避難や指定避難所等での飼養に必要な備品 ・その他
	ク	家族で次の対応措置を話し合い、確認しておく。 ・マイ・タイムラインの作成 ・地震発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法
	ケ	ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
	コ	地域等で行う防災訓練へ積極的に参加し、地震災害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。
	サ	保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	シ	緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。

(2) 地震災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

- ア まず、わが身の安全を図る
- イ すばやく火の始末（電気ブレーカーの遮断も）
- ウ 戸を開けて出口の確保
- エ 火が出たら、隣近所で初期消火
- オ あわてて外に飛び出ないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する
- カ 避難は歩いて、隣近所に声かけあって、荷物は少なく
- キ 狭い路地、堀ぎわ、崖、川べりには近づかない
- ク 山崩れ、がけ崩れに注意
- ケ 市からの緊急連絡、ラジオ等により正しい情報を聞く
- コ 協力しあって応急救護活動

2 事業者等が行う地震への備え

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平時の心得

- ア 自主防災体制を確立し、事業者等の特性に応じた防災対応マニュアル又は防災計画を作成しておく。
- イ 情報の収集・伝達方法を確認しておく。
- ウ 事業所等の耐震化・耐浪化に努める。
- エ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。
- オ 緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。
- カ 防火用品等の備蓄をしておく。
- キ 出火防止対策を講ずる。
- ク 顧客、従業員の安全対策等の措置を講ずる。
- ケ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。
- コ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。
- サ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- シ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- ス 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資の備蓄等、帰宅困難者対策に努める。
- セ 損害保険への加入など資金の確保を図る。
- ソ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。

(2) 防災対応マニュアル又は防災計画の作成上の留意事項

- ア 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- イ 顧客、従業員及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生についての対策を重点に作成する。
- ウ 人命の安全確保を第一義とした内容とする。
- エ 責任者の不在時についても考慮する。
- オ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- カ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- キ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
- ク 建築物の防火又は避難上重要な施設・器材を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ケ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

(3) 地震発生時の心得

- ア 必要に応じて、対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
- イ テレビ、ラジオ、市広報等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- ウ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所等の利用状況等により判断して指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。
- エ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。ただし、不特定多数のものを収容する店舗にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。
- カ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。
- キ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。
- ク 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ケ 建築工事・トンネル工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- コ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- サ 応急対策が行われている被災場所に近い事業所等にあつては、事業所等の対応能力及び自己の被災状況に応じて、救急救助に係る支援を積極的に行うよう努める。
- シ 災害対応が長期化した場合で、市、あるいは関係機関等からの公的措置に係る応急対策に要する支援等の依頼、要請があつた場合は積極的に対応する。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として小松市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

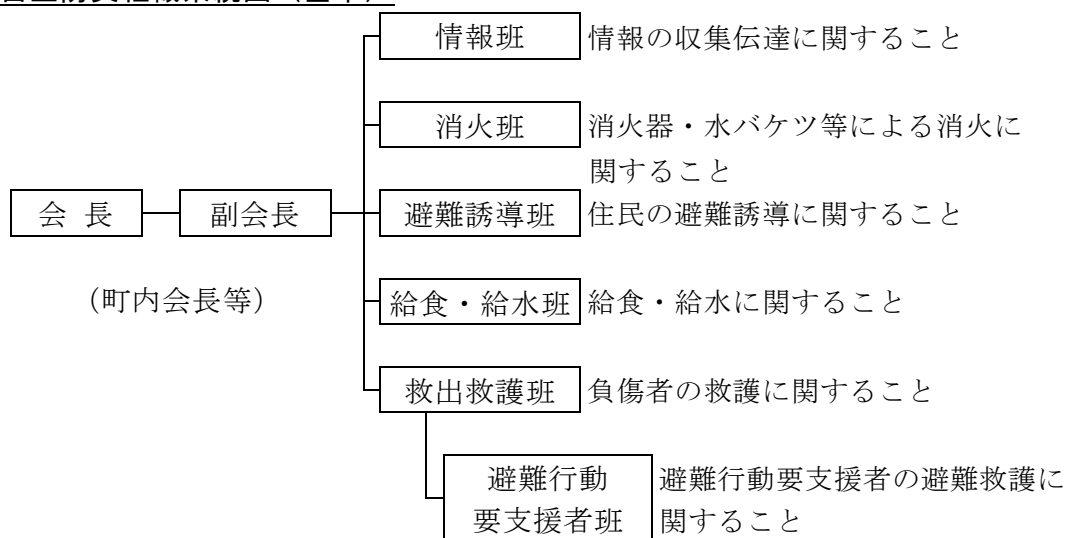
なお、市は、小松市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、小松市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 自主防災組織の育成**市長公室、消防本部、健康福祉部、自主防災組織、町内会****1 組織の結成・育成方針**

突発的に発生し、被害が広範囲に及ぶことが予想される地震への初動期における対応では、自助、共助が、救急・救護及び被害拡大防止の要となることから、市は、日頃から各自主防災組織の育成施策を積極的に推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。この際、地域の実状を把握し、自主防災組織リーダー育成研修会等を通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。なお、特に女性防災士の育成等女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなどの必要な財政措置等を講じるものとする。

自主防災組織の結成単位は、その組織の活動特性、結成の意義を勘案し、原則として各町内会（245 町内会）を単位として結成するものとし、校下単位での結成は基本的には行わない。ただし、小規模の町内会については、状況に応じ隣接町内会との合同により組織を結成する場合がある。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成 20 年 4 月 1 日）」及び「小松市自主防災組織防災補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日告示第 10 号）」によるものとする。

2 自主防災組織系統図（基準）

3 自主防災組織の活動内容（基準）

平時 の活動	(1) 定期的な防災訓練の実施 (2) 防災に関する住民への知識の普及 (3) 避難行動要支援者の把握 (4) 地域の危険度把握のための防災マップの作成等の自主防災活動 (5) 災害時の一時避難場所、避難路の確認 (6) 町内に所在する危険物、落下物の把握と対策 (7) 町内避難場所の維持管理 (8) 避難所となる学校・施設等との連携・情報交換、協力体制の確立
発災時 の活動	(1) 情報の把握と住民への伝達 (2) 出火の防止及び初期消火 (3) 公助を受けるまでの負傷者の救出、救護、応急手当 (4) 避難行動要支援者の避難誘導 (5) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 (6) 避難が長期にわたる場合の他の自主防災組織と協力して行う避難所運営協議会としての諸活動

4 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- (1) 日頃から、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、避難等の際、援助に関わる担当者を事前に決めておくなど、協力体制づくりを積極的に推進する。
- (2) 民生委員・児童委員、市福祉部局と連携し、見守りマップの作成、個別計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成協力等を積極的に行う。

5 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する店舗等にあつては、地震発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、地震被害の軽減、防止に努める。

第4 防災訓練の充実 市長公室、消防本部、関係各部、市民、事業者

突発的に発生する大規模地震への対応については、大きな災害が発災当初に集中して発生し、通信、電気、道路等のインフラ施設の被害により状況判断に必要な情報の収集もままならず、適切な公的処置を施すには相当な困難が予想される。そういう中であってもできる限り迅速・的確に処置を行っていくには、日頃からの実のある防災訓練を重ねること、つまり「人づくり」が極めて重要である。このような観点から市は次の要領で人づくりを基調とした施策を推進する。

また、学校、施設、事業者等については避難実施手順の策定等マニュアル化を図り毎年継続して防災訓練を行うよう努めるものとする。

1 防災訓練に関する基本的考え方

防災訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する機材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

また、総合的な防災訓練を実施する際には、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、パーティション・簡易ベッドの設置、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練の実施に努める。

なお、防災訓練の実施に当たっては、必要に応じて住民や防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得る。

また、感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 市が行う防災訓練における訓練区分の設定 市長公室、消防本部

市が行う防災訓練の形態を次のように区分し、それぞれ明確に目的・目標を掲げ、着実に組織及び職員等の能力を向上させる。

(1) 訓練区分

区 分	訓 練 の 概 要	ねらい（特徴）
機能別訓練	非常通信、職員参集、避難所設営、本部設営等、機能別に行う訓練	容易に実施でき、個々の部署での災害時の対応要領を理解させやすい。
統一訓練	各機能別の訓練を同時に行う訓練で、総合訓練とは区別される。	訓練日を統一し、機能別に目的、目標を定め容易に訓練できる。
本部訓練	状況に応じた判断、関係機関との連絡調整、関係部局への指示伝達、統制等を訓練し、各部署での状況判断能力の向上をねらいとする。 ある特定の事態をシミュレーションで行う場合もある。	災害対策本部活動を主体とした訓練であり、ある想定状況下で状況を付与しつつ行う。 (統裁部署が必要となる)
総合訓練	関係機関も参加し、特定の状況下で組織的に活動する訓練	高度な訓練となり、準備に相当な時間を要す。

(2) 市が行う防災訓練の実施基準

訓練区分	実施基準	備考
機能別訓練	関係部署ごとに年1回	地震を想定して行う場合は、いずれも直下型大規模地震又は大規模な津波を想定し、風水害等の訓練と整合を図り実施する。
統一訓練	総合訓練を行わない年に行い3年に1回	
本部訓練	年1回	
総合訓練	3年に1回	

3 各施設における訓練 **各施設管理者**

小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、介護・障がい福祉施設等は、災害対処時における避難マニュアルを作成し、毎年定期的に訓練を実施する。

4 消防、消防団の訓練 **消防本部、消防団**

小松市消防本部が作成する計画に基づき実施するものとする。

5 自主防災訓練 **自主防災組織、消防本部、消防団**

町内会単位等で結成する自主防災組織における訓練は、特に大規模地震発生時に重要となる自助、共助活動の要であり、各自主防災組織にあっては、継続的、効果的な防災訓練を行うよう努めるものとする。

また、しみん防災館の研修等、市の有する施設の最大活用に留意するものとする。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成20年4月1日）」によるものとする。

6 事業所等の組織における訓練等 **各事業所**

事業所等は、次の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域への災害の拡大を防ぐことを主眼に的確な防災訓練を行う。

－「消防法第8条」の規定－

学校、病院、工場、事業場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は（中略）当核防火対象物について消防計画の作成、当核消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

－「消防法第36条」の規定－

第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令に定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。（後略）

第5 防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化 市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会

防災ボランティア活動は、民間の自主的・主体的な活動ではあるものの、市や関係機関の行う公助活動とともに災害復旧のため大きな力となる。そのため、市は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター、登録被災者援護協力団体等との平時からの連携強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

さらに市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

1 防災ボランティアに対する基本的な考え方

(1) 公助を行う行政との関係

- ア 市は防災ボランティア活動に過度な関与は行わず、協同関係を維持する。
- イ 個々の防災ボランティア活動経費の助成、報酬は検討しないが、活動が長期化する場合等、状況に応じて何らかの支援策を講ずることを検討する。
- ウ 防災ボランティアは、民間が行政をサポートする活動であるため、市は支援活動に対する意向を明確にする。

(2) 防災ボランティアの役割・活用法

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があることを配慮し、次の事項に留意しその活動力の有効活用を図る。

- ア 社会福祉協議会等と連携しつつ防災ボランティア受付窓口を設置する。
- イ 防災ボランティアリストを作成し、提供を受けうる技術等の的確な把握に努めるとともに、その技術の有効活用に着意する。
- ウ 救援活動及び災害復旧公助活動の状況に応じて行政・関係機関との役割を明確にする。
- エ 県災害対策本部が設置されている場合については、県の防災ボランティア受付等の活動との連携を確保する。

2 支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、県民ボランティアセンター、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努めるものとする。

関係機関	内 容
小松市 こまつ災害 ボランティア 連絡会 小松市社会 福祉協議会 日本赤十字社 石川県支部 小松市地区	次の事項について協力して各種施策を推進する。 (1) 災害ボランティアコーディネーターの継続的な養成を図る。 (2) 各種ボランティア団体との連携強化に努め、地域防災ボランティアの育成を図る。 (3) 「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」等の機会を活用し、協力して市民への啓発に努める。 (4) 防災ボランティアに参加する個人又は団体に対し必要な情報を随時提供できるような体制づくりに努める。 (5) 防災ボランティア活動に必要な資機材の整備を推進するとともに、迅速に情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害対策ボランティア現地本部の運営訓練を行う。 (6) 災害ボランティア保険の加入体制の整備に努める。 (7) 在日外国人の安否調査に関する体制の整備に努める。 (8) 海外からの支援に関する体制の整備に努める。
「参考」 石川県	(1) 災害ボランティア活動の総合調整に関する体制の整備 (2) 県下市町、県民ボランティア情報センター、石川県社会福祉協議会等との情報ネットワーク体制の整備 (3) ボランティア保険に関する協力体制の整備

3 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要する者や、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行った上で、その効果的な活用が図られるよう、各担当対策部及び県、関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 通訳業務
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務
- カ その他の業務

4 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び県、関係機関は、災害発生時において3の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び県、県民ボランティアセンターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時よりボランティア現地本部の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は県、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地の危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

5 防災ボランティアの育成

(1) 市、県及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び県は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 市及び県は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

(4) 市及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

第2節 地震災害に備える強い組織体制づくり

地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化して行くことが必要である。

第1 防災体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

1 防災体制の整備

(1) 小松市防災会議の設置

災害対策基本法第16条に基づき、小松市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、小松市防災会議を設置する。また、市は小松市防災会議の庶務（事務局）を行うとともに、地域防災計画の検討作業を継続して行い、必要に応じ関係法令、条例に基づき、小松市防災会議を開催し、迅速かつ円滑な災害対策に備える。

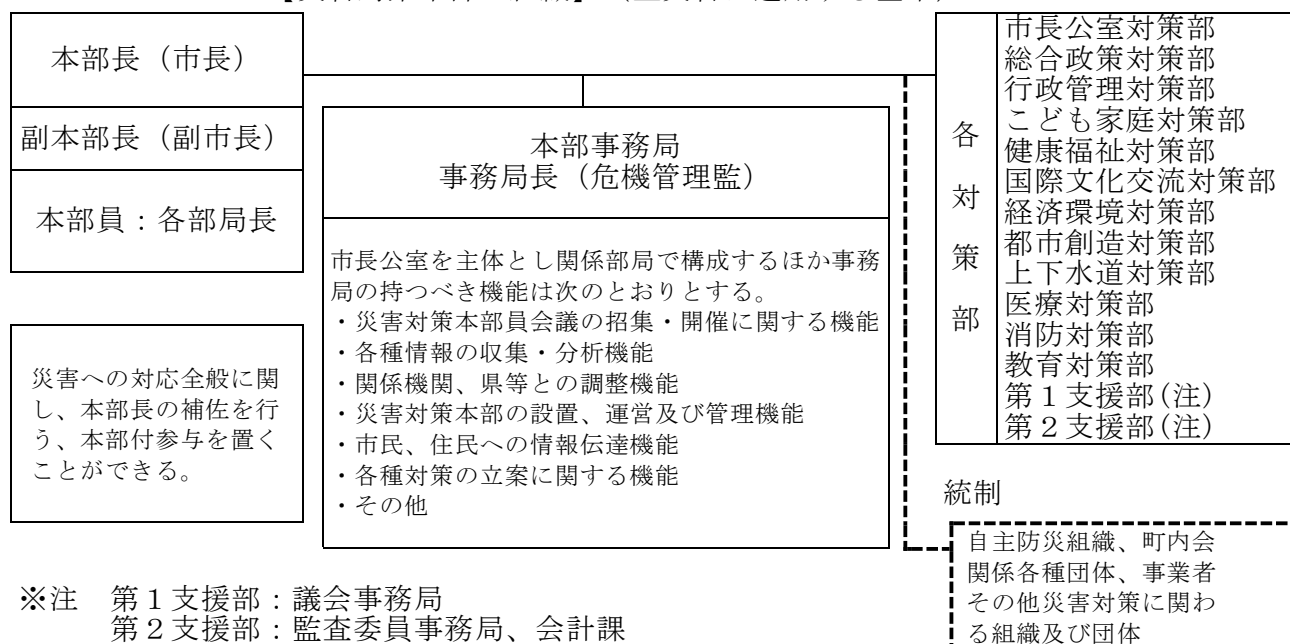
所 掌 事 務

- ① 小松市地域防災計画の作成及び実施の推進
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び市長への意見
- ③ 法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 小松市災害対策本部運用体制の整備

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、地域防災計画に基づく種々の対応を行うため、市は災害の状況に応じ災害対策本部を設置する。また、市各部局は災害対策本部が設置された場合のそれぞれの事務分掌を確実に把握し、必要に応じ「マニュアル」の整備を行うものとする。

【災害対策本部の組織】（全災害に適用する基準）



(3) 防災関係機関

災害対策基本法第47条の規定に基づき、次に示す機関は、災害の予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施を行うため、必要な組織を整備する。

- ア 指定行政機関
- イ 指定地方行政機関
- ウ 指定公共機関
- エ 指定地方公共機関
- オ その他防災関係機関

2 国、県との連絡体制等の整備

避難指示又は緊急安全確保の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 災害情報の収集

災害情報の収集に当たっては平時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

4 情報発信

避難所、地区・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

(1) 後方支援体制の整備

必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ周辺市町と協定を結び、相互に後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(2) 応急活動及び復旧活動体制の整備

応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定等

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小松市地域防災計画の他、受援計画や各種関連マニュアル等との関係性を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 受援計画の策定等

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症の拡大が想定される状況下においては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染症拡大防止対策を徹底する。

加えて、訓練等を通じて、応急対策職員制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるとともに、災害時応援協定が円滑に機能するよう、連絡先や要請手続き、対応手順等の確認など、定期的に点検を行う。

また、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

8 罹災証明交付体制の確立

速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当

部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

9 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導體制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

10 災害廃棄物の仮置き場の確保等

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

11 被災者生活再建支援制度等の周知

被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

12 情報のバックアップ化

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

13 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

14 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

15 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

16 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

1.7 代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

1.8 システムの整備・利活用

各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

1.9 防災科学技術研究所のJ-RISQ地震速報の活用

防災科学技術研究所のJ-RISQ地震速報を活用し、市独自の応急対応を行う。

2.0 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2.1 安否不明者の氏名等の公表等

平時から県と連携し、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る手続等を整理しておく。

第2 防災情報通信体制の整備 **市長公室、消防本部、関係各部**

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、転落防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

その推進に当たっては、住民への迅速確実な伝達を主眼とし、防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の整備を積極的に推進するとともに、整備に当たっては、市役所本庁舎が機能不全に陥った場合でも、全ての防災行政無線が無力化しないよう親局の代替機能や伝達手段を確保するものとする。

また、J-ALERTと連携した防災行政無線（同報系）による緊急地震速報の伝達等の各種防災情報の効果的な活用体制の整備を図る。

併せて、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

1 地震・津波情報の収集伝達による災害予防

- (1) 気象庁の緊急地震速報や津波警報等を確実・円滑に伝達するため、J－A L E R T及び防災行政無線（同報系）の効果的な活用体制の整備を図る。

また、津波警報等が発表された場合の情報伝達は、屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車を活用した迅速な広報を行う等、屋外に所在する者への伝達に留意した情報伝達体制を確保する。

- (2) 市域に係る大きな地震が発生した場合、J－A L E R Tや防災行政無線（同報系）、こまつ防災アプリのほか、ラジオこまつ、テレビ小松、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等による住民への速やかかつ多様な情報伝達が行えるような体制確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（V S A T）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

この際、消防本部に設置されている震度情報表示システム（気象庁が小松市役所に設置している計測震度計が感知した震度情報を表示するもの）、石川県総合防災情報通信システム（24 頁参考）等の情報源を有効に活用する。

また、N T T等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

- (3) 119 番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

2 防災行政無線の整備

大規模地震により一般の電話回線が途絶えた場合において、防災関係機関との間の通信を確保するため、次の対策の実施に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線のデジタル化に合わせた新システムの導入 (2) 衛星電話、災害時優先電話その他非常通信の多重化の推進 (3) 予備電源装置の機能維持 |
|--|

3 無線従事者の確保

防災行政無線を運用するには、無線従事者の複数確保が必要なことから、市職員に対する無線従事者資格の取得を推進し、無線従事者の増員・確保を図る。

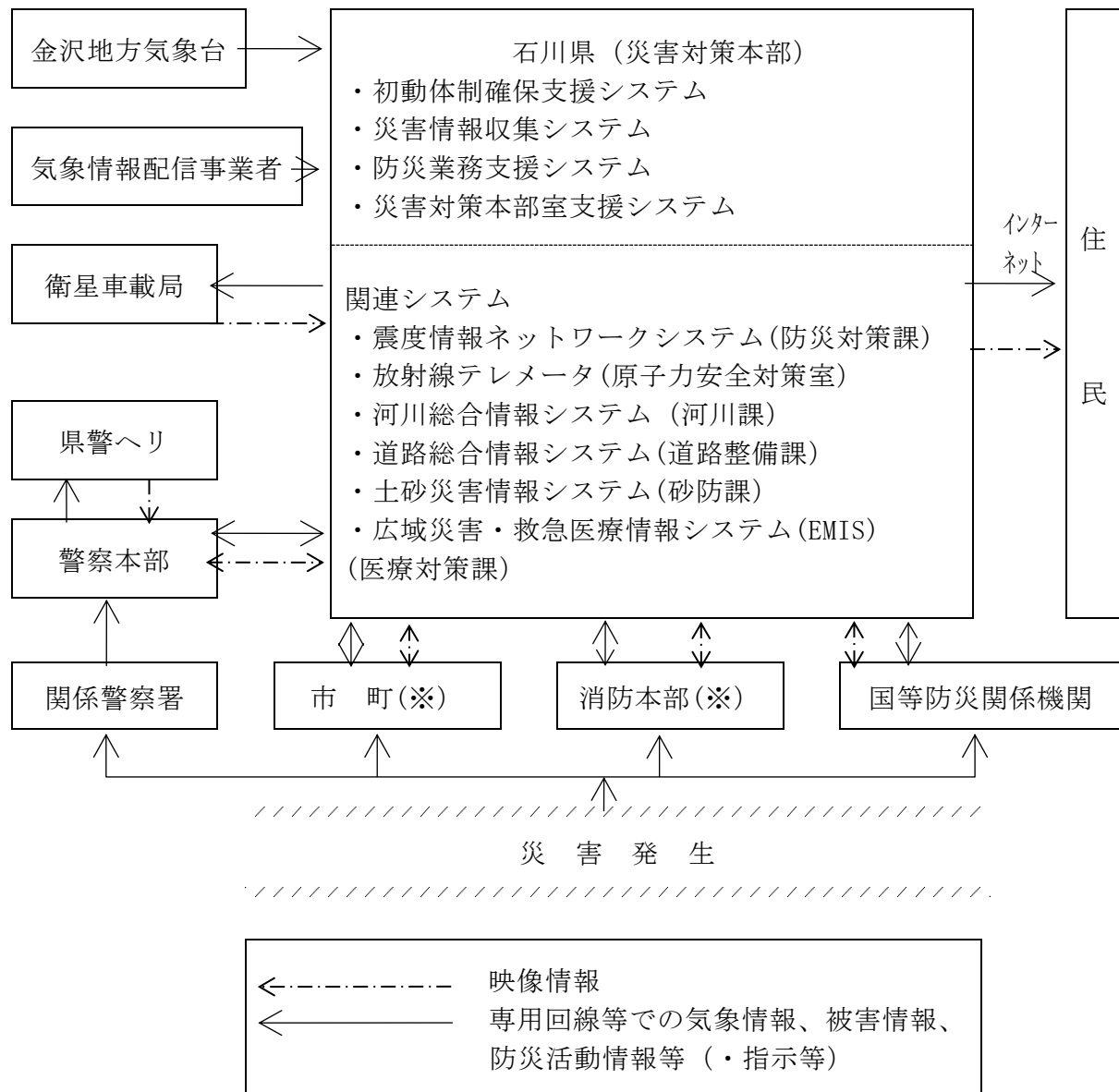
4 非常無線通信の活用

北陸地方非常通信協議会との連携確保を第一義としてその活用を図るほか、携帯用衛星電話等、既存の通信機材の効果的な活用を図る。

5 災害時優先電話の確保と利用体制の確立

地震発生時は、一般電話、携帯電話ともに使用できなくなることから、災害時優先電話の確保を図るとともに、訓練等を通じて、その活用要領の周知を図る。

「参考」 石川県総合防災情報システム



※端末：市長公室危機管理課

小松市消防本部消防指令センター

都市創造部内水対策室（土砂災害情報システム：SABO アイ）

第3 消防力の整備 消防本部

消防組織法の改正に伴い、消防の広域化に関する施策を積極的に推進しつつ、消防本部を市域での地震災害発生時における消火、救急・救助活動の要と位置づけ、活動に必要な装備・施設の整備を継続して推進する。併せて、自助、共助の観点から、消防本部、消防団だけでなく、自主防災組織、住民が一体となった消防活動が行える組織作り及び連携強化に努める。

1 消防署及び出張所の機能整備

消防署及び出張所は、発災時に防災活動の中核拠点となることから、次に示した消防力の強化及び整備に努める。

- (1) 消防署及び出張所の耐震性を図り、機能強化を計画的に推進する。
- (2) 災害に対し効果的な運用が行われるよう、資機材の適正配備を図る。
- (3) 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車の車両整備に努める。
- (4) 応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (5) 高機能消防指令システムの整備を促進する。

2 消防団の強化

消防団は地域の防災活動の中核として重要な役割を果たしており、地震災害をはじめとする大規模災害に備え、消防団員数の維持、確保及び強化に関する施策を積極的に推進する。

- (1) 消防団員の確保、火災防ぎょ・救急救助技術の向上に努める。
- (2) 車両、施設の計画的な整備・強化を図る。
- (3) 救急・救助用資機材の増強に努める。
- (4) 女性消防団員の入団促進
- (5) 将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等の推進
- (6) 処遇の改善
- (7) 必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実

3 警戒警備体制の整備

消防長は、地震時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、下記の項目を基準とした計画をあらかじめ定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 通信系統の確保に関する事項
- (4) 要員招集及び出勤に関する事項

4 消防水利の多様化

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が不能となる場合や防火水槽の破損が予想されるため、消防水利の耐震化や、これら水利に偏らない水利の多様化を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 緊急水利として利用できる河川、用・排水路、ため池等の把握を行い、消防水利の多様化を図る。(2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。(3) 家庭における風呂水やビルの貯溜水の活用等について、啓発・指導する。 |
|---|

第3節 地震災害に強いまちづくり

第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕 都市創造部、関係各部

小松市全体を災害に強いまちにするため、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化を図るなど、都市計画の全般にわたり、防災の視点を反映させた都市づくりを推進する。また、小松市地域強靱化地域計画に基づくまちづくりを推進する。

- 1 都市公園、都市施設の適正な配置及び防災機能の強化
- 2 防災機能を備えた都市計画道路の拡充
- 3 優良宅地開発、土地区画整備事業、市街地再開発事業の促進
- 4 住宅密集地における避難路整備の推進
- 5 道路、上・下水道等、市民の生活環境基盤の整備
- 6 災害リスク情報において、危険性のあるエリアにおける開発抑制

第2 市街地の整備 都市創造部、関係各部

市街地の整備については、高齢化社会に対する備えの観点から、住宅密集地内道路の避難路としての整備（融雪装置の設置等）や老朽建物の耐震化促進施策等、関連する法規、計画に基づき次の事項を重点施策として推進する。また、小松市立地適正化計画に基づく市街地整備や居住誘導区域に含めない区域等を検討する。

- 1 市役所、消防本部、病院、防災活動拠点等の防災拠点施設と市街地各所に所在する避難所や都市公園等を一体化した防災空間づくりに努める。
- 2 住宅密集地においては、特に積雪時、避難誘導等の防災諸活動が最も困難となることが予想されることから融雪装置の設置やバリアフリー化施策を積極的に推進する。
- 3 公共施設に限らず住宅を含めた耐震化促進施策を推進する。

第3 火災の防止 市長公室、消防本部、関係機関、事業者、市民

地震の発生直後には、市街地を中心に火災の同時発生が予測され、状況によっては延焼火災に拡大することが想定される。したがって、市、防災関係機関、事業者及び市民が一体となり、「燃えにくいまちづくり」を推進するため、次の対策の実施に努める。

- 1 火災の危険性が高い地域は、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築を促進する。
- 2 道路や河川等が延焼遮断帯として効果が発揮できるよう、住宅密集地域を中心に防災の目的を兼ねた整備を推進する。
- 3 不特定多数の者を収容する施設（旅館、雑居ビル、百貨店、病院等）に対しては、施設所有者又は管理者に対する講習会、立入検査等の実施により出火防止対策の指導を行う。
- 4 一般家庭等への住宅用火災警報器の設置義務化（平成20年6月）の機会をとらえ、設置率を早期に向上させるなど、住民への啓発を重視するとともに、併せて全市民の自助、共助の精神を醸成する。

第4 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進

市長公室、各施設管理者

気象庁の「緊急地震速報」システムを有効に活用するため、J－A L E R T及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設等を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報を伝達することのできる更なるシステムの整備を推進する。

第5 建築物の耐震化及び地震ハザードマップの活用

都市創造部、関係各部

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びその他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促すため、次の対策を継続して推進する。

- 1 小松市耐震改修促進計画に基づく施策の推進
- 2 災害時に防災上の拠点となる施設については、建築物の耐震診断又は改修・実施計画等を作成し、耐震化を図る。
- 3 市役所内に「耐震診断相談窓口」を設け、民間の建築物の耐震診断や耐震改修を促進する。
- 4 特に住宅に関しては、市、県及び住宅事業者団体等が連携し、住民に対して住宅耐震化補助制度の周知も含め、住宅の耐震化の重要性について周知を徹底し、防災意識を啓発する。
- 5 市職員の建築技術者等を対象に、診断・改修に必要な技術者を育成する。
- 6 不特定多数の人が利用する旅館、百貨店、マーケット、病院等の建物については、所有者等からの報告に基づき、適時、耐震化の指導を行う。
- 7 津波に関する情報、海拔等、多くの情報を網羅し分かりやすくした「わが家の防災ファイル」により、引き続き住民への周知、効果的な活用を図るとともに、自助、共助の段階における防災能力を向上する。

第6 地盤災害の予防

都市創造部、関係各部

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、市は、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

また、住民・事業者と市・県との間で地域の液状化発生傾向や液状化による宅地の被害リスクについて情報を共有し、認識を深める「リスクコミュニケーション」を促進する。

1 地盤災害の危険区域の指定及び周知

地盤災害から住民の生命、財産を保護するため、市は、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

市は、県と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。

3 警戒体制の確立

市は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

地震発生後に土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。

4 避難体制の確立

市長は、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを地域防災計画等に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

5 住宅移転事業の促進

危険箇所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

6 宅地造成地等災害予防

宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

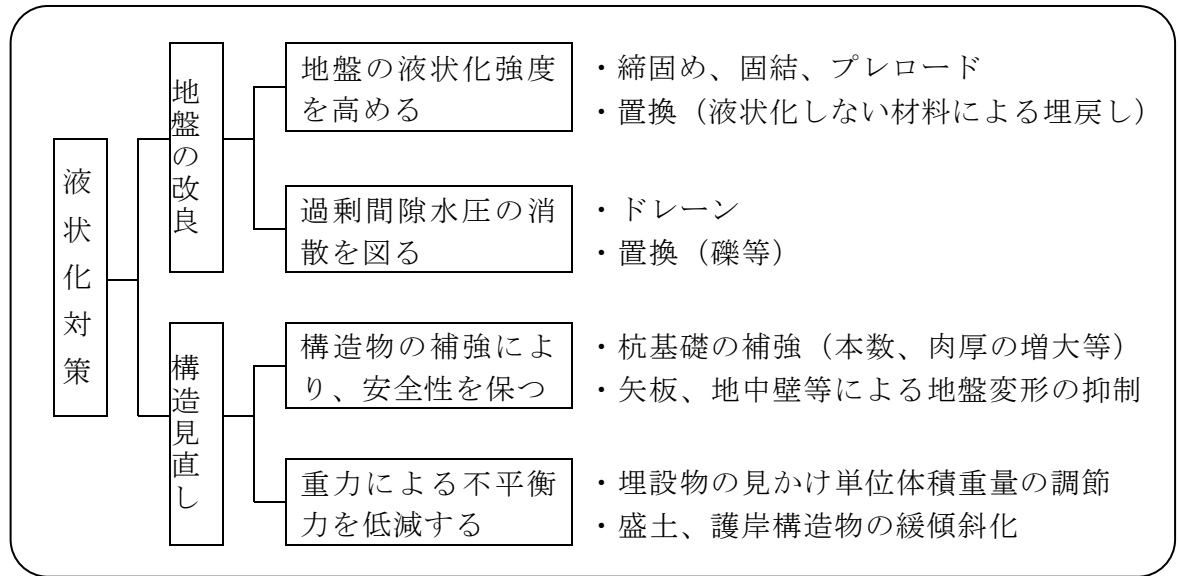
(4) 大規模盛土造成地の耐震化等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。

7 液状化災害に対する予防対策

液状化の危険性が高い地域では、構造物の被害を未然に防止するため、必要な対策を講ずるよう指導する。また、公共施設やライフライン施設については、地盤改良等による液状化の発生防止や抑制対策を推進し、液状化が発生した場合においても施設の機能が保持できるよう、耐震力の強化に努める。

【液状化対策の概要とその対策例】



第7 街角危険物の対策 都市創造部、関係各部

街角危険物対策については、住宅密集地における避難路整備及び通学路の安全確保を主眼に次の施策を推進する。

1 崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊又は倒壊防止

崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊又は転倒の防止対策は、原則としてこれら対象物の所有者・管理者等が行うものとし、市は法律に基づく規制指導や、工法上の指導、実態調査に努める。

対策項目	対 策
崖・擁壁等の崩壊防止	(1) 崖地に建物や擁壁等を設ける場合、工事施工者を指導する。 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく市域の土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、擁壁、土留、排水施設等の防災施設の整備を図る。 (3) 災害時の危険が特に高い住家は、その周知を図る。
ブロック塀等の倒壊防止	(1) 既存ブロック塀や石塀の実態調査及び倒壊防止措置の指導を図る。 (2) 所有者・管理者に対し、危険な塀等の撤去、生け垣又はフェンスへの転換を促す。 (3) 危険なブロック塀等の除去費用の一部助成を行い、安全の確保に努める。
自動販売機の転倒防止	業者団体に、自動販売機の転倒防止措置を講ずるよう指導に努める。

2 落下防止

地震時には、落下物による人的・物的被害が発生することが予想されるため、次の点に留意した落下物の防止対策に努める。

(1) 点検・補強の指導

地震による天井材等の非構造部材の脱落等の被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに竣工する場合には、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

(2) 屋外広告物に対する規則

広告塔、看板等の屋外広告物は、許可申請の受諾時や設置後の維持管理に際し、地震災害対策の観点からの指導を強化する。

(3) 建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止

建築物等のタイル貼り仕上げの外壁については、外壁の落下防止の指導に努める。

対策項目	対 策
窓ガラス及び 屋外広告物等 の落下物対策	市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物では、窓ガラスや屋外広告物等の落下のおそれのあるものについて調査し、その改善・指導を図る。
建築物外壁 の剥落防止	建築物等に施されているタイル貼り仕上げの外壁については、外壁の剥離又は落下防止の指導を図る。

3 エレベーター閉じ込め防止対策

地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

第8 所有者不明土地の活用 **行政管理部、関係各部**

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第9 危険物対策 **各危険物管理責任者**

市は危険物の貯蔵施設、火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保を図り、緩衝地帯の整備等を推進する。また、LPガス・塩素系等の高圧ガス、放射性物質及び毒物等は、地震等で破壊された場合、引火性、爆発性、毒性等による二次災害をもたらす危険性が高いため、事前に事業者等の指導を行い、保管施設の安全性確保に努める。

なお、市域の危険物取扱事業者等のリストについては、国民保護措置に係る生活関連等施設のリスト同様、保全の観点からその取り扱いには十分注意する。

対象施設等	内 容
高圧ガス	高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。
毒物・劇物	毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。また、営業者及び取扱責任者に対しては、登録基準に適合した施設を維持するよう指導に努める。
石油等	石油等の危険物施設は出火や延焼拡大の要因となる場合があり、法令に定める保安講習や地震災害対策を含め、危険物取扱者等に対する出火防止の推進を図る。
火薬類	火薬類の保管・取扱施設に対し、火薬類取締法に基づく安全性の確保について、指導を徹底する。
化学薬品等	薬品等からの出火を防止するため、これを取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査や保管の適正化の指導に努める。また、事業者に対しても実態調査や安全対策の指導を図る。

第10 その他、崖崩れ等危険区域の警戒 **都市創造部、消防本部、関係各部**

市及び関係機関は、地震発生と同時にあるいは余震により、土石流、地すべり、崖崩れ等が発生する可能性があることから、市域に所在する当該危険箇所について巡視及び警戒監視を連携して行うとともに、状況に応じて警戒要員を配置するなどの処置を取る。

なお、細部については、市が年度運用版として作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」に基づき行う。

第4節 地震災害に強い施設づくり

第1 ライフライン等の整備 都市創造部、上下水道局、関係各部、関係機関、事業者

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、生活基盤を支える重要な施設であり、地震による被害を受けた場合には、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。したがって、災害に強い施設の構築は極めて重要な課題であり、長寿命化計画に基づく施設の計画的な予防保全や更新等を実施するとともに、次のような整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水への対策、及び、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化するとともに、衛星携帯等の調査資機材の整備や応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努める。

1 上水道施設

市域における水道普及率はほぼ100%であるが、水道基幹管路の耐震化率は31.9%（令和6年度水道事業統計より）となっており、老朽管の計画的な更新を行うとともに緊急時におけるバックアップのための配水路の確保や被害を最小限にするための配水ブロックの見直しを行うなどの施策を推進する。また、取水・浄水施設・配水池等の基幹施設の耐震性強化、幹線管路のネットワーク化により、上水の供給安定化を図る。

なお、発災時の応急給水及び復旧の迅速化を図るため、各種資機材の備蓄、災害対応用の図面・図書類の整備を推進するとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

2 下水道施設

下水道施設は一旦地震被害が発生すると復旧に長期間を要する。したがって、地震災害による下水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性の向上に努める。

また、日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

なお、上下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、両施設関係機関の連携を図る。

3 ガス施設

ガス地震対策検討会（経済産業省）の報告を踏まえ、ガス施設の耐震性強化、マイコンメータの設置等、地震に伴う火災予防及び被害軽減のための安全措置等の減災措置を推進する。

4 電気施設

電気事業者は、過去に発生した地震による被害の教訓を生かし、施設の耐震化を図るとともに、設備の防護対策の拡充に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じる

時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

5 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の面からも極めて重要であり、通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火及び耐水化並びに多ルート化等の対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

6 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、日本貨物鉄道株式会社金沢支店、北陸鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社は、災害による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備、鉄道施設等の点検巡回、救護、誘導訓練の実施等の対策を講ずる。

7 空港

空港については、災害状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震性・耐浪性の向上に努める。

8 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備し、市はハザードマップの作成・周知により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第2 道路・橋梁の整備 **都市創造部、関係各部、関係機関**

道路及び橋梁は、発災時において市民の避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有する。このような道路・橋梁施設の整備は防災対策の基本事項であり、主要な幹線道路の総合的な整備計画を推進する。

1 道路の整備

(1) 緊急輸送道路等の防災道路網の整備

災害時における交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送等を確保するため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、県が指定している市域に係る緊急輸送道路を含めた防災道路網を指定し、耐震性強化を含めた整備の推進を図る。また、緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止する為、無電柱化の推進や新設電柱を制限する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、 地域間相互の連携、救命活 動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 同 主要地方道 同 同 市 道 同	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必 要な物資の供給確保、救急 活動等の地域相互の支援体 制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 同 一般県道 同 同 市 道 同 同 同	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂 回路確保に対応する路線	主要地方道 同 一般県道 同 同 同 同 同 同 市 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難・救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

(2) その他の路線

避難所へ通じる各避難道路、医療救護施設周辺道路、避難・救援拠点周辺道路、応急対策の活動拠点となる公共施設の周辺道路及び住宅密集地内の道路等の整備を促進する。
また、崖崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行くと同時に、防災緩衝を目的とした街路緑化に努める。

2 橋梁の架け替え・補修

地震に伴う落橋等による交通遮断を未然に防止するため、幹線道路の橋梁の適切な管理に努める。また、老朽化した橋梁については、防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強あるいは架け替えを推進する。

3 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

4 アンダーパス部等の整備

道路交道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

5 沿道の建物の耐震化・不燃化

耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。

第3 河川・海岸施設の整備 **都市創造部、関係各部**

河川・海岸施設では、地震によって堤防の亀裂の発生や沈下、あるいは護岸・水門・樋門等の構造物の破損が生じ、堤内地に水害を及ぼす危険性が考えられる。したがって、次の事項を考慮した施設の整備を推進する。

- 1 重要な水防施設については耐震診断を行い、適切な耐震性を有する施設への改修・整備に努める。
- 2 地震に伴う火災発生時の消防水利の確保を目的として、河川護岸や用・排水路の整備（スロープ、階段、釜場等の設置）を促進する。

第4 都市公園施設の整備 **都市創造部、関係各部**

市街地の人口の密集する地域では、発災時の一時的な避難場所（町内会単位）として、あるいは延焼遮断機能を持たせるために公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保が重要であり、グリーンインフラの保全と活用を推進する。また、その一部は、市街地が被災の中心となった場合において各関係機関の防災活動の拠点となる「防災活動拠点」としての防災機能の強化を図る。

なお、整備に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 住宅密集地域内のオープンスペースの確保
- 2 新市街地では多様な災害に対応した防災公園の整備
- 3 要配慮者の利用を考慮したバリアフリー化の推進
- 4 備蓄倉庫、貯水槽、放送設備等の防災関連設備の整備
- 5 災害時の活用を考慮した公園、緑地の整備・再整備
- 6 災害に強い樹種を用いた緑化の推進
- 7 その他防災機能の強化に資する整備

第5 一般廃棄物処理施設の整備 **経済環境部、関係各部**

一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・熱の供給設備を設置するよう努める。

第5節 地震災害に備える応急対策の環境整備

第1 市街地における防災活動拠点の整備

市長公室、都市創造部、消防本部

1 防災活動拠点整備のねらい

老朽住宅が多く存在する市街地の住宅密集地における災害時の避難救出・救護その他の防災活動には、住民の高齢化も相俟って相当な困難が伴うことが予想される。したがって、市街地の周辺の要点に、消防本部、消防団、県あるいは自衛隊等の国の機関が集結し、連携を取りつつ諸活動を行える活動拠点の整備を図る。

2 防災活動拠点の選定

活動拠点の選定については、市街地近傍のオープンスペースを確保できる場所として、小松運動公園、末広緑地、小松大橋北見附公園、東部消防防災ステーションとする。

活動拠点名称	場 所	対象とする災害（基準）
末広防災活動拠点	小松運動公園、末広緑地	地震、津波、大火災、航空機災害
天神・大川防災活動拠点	小松大橋北見附公園	水防、大火災、航空機災害
東部地区防災活動拠点	東部消防防災ステーション	地震、水害

3 防災活動拠点の持つべき機能

- (1) 防災活動に関わる機関が派遣する人員及び器材（部隊）の集合場所としての機能
- (2) 防災関連資機材のほか、生活関連用品等の備蓄機能
- (3) 周辺の住民等の一時的な避難が行える場所としての機能

第2 避難所及び避難・救援拠点の整備

市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所等の指定

(1) 指定避難所

市が指定する避難所は、原則として学校、地区体育館、公園等の市及び県の管理する施設の中から選定するとともに、指定した避難所については、耐震性の強化、非常用貯水槽の設置、情報伝達機能の強化、停電時の電源対策（環境にやさしい EV 車等の導入を含む）、感染症の感染対策防止、避難所生活に必要な各種機能の強化を図る。

また、救助援護活動の拠点としての機能確保に努める。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（市指定避難所：資料編参照）

(2) 指定避難所（拠点）

指定避難所 53 箇所のうち 14 箇所を、地域のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位に設ける地域の拠点となる避難所とする。周囲の予備避難所や自主避難所との一体的な運用や、空調設備等の避難所環境、収容人員、道路アクセス等の条件を考慮し指定する。

(3) 指定福祉避難所

災害対策基本法による避難所の指定基準を充足したもので、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

指定福祉避難所として指定した場合は公示するものとする。

(4) 福祉避難所

一般の指定避難所での対応が困難な要配慮者のための二次的な避難を目的に協定等により設定するもので、災害対策基本法による避難所の指定基準の充足は問わない。

（福祉避難所：資料編参照）

(5) 福祉避難所（機能強化）

福祉避難所 14 箇所のうち、東西南北の福祉避難所 4 箇所に備蓄品を常備するなど、機能を強化した福祉避難所とする。

(6) 水害時開設対象避難所

想定最大規模降雨による浸水想定を踏まえ、梯川流域及び水害のおそれのある地区を対象に水害時における避難所として 34 箇所を指定する。うち、19 箇所について「初期に開設する水防避難所」とする。収容能力が不足する場合など緊急の場合、教室や廊下等のスペースの活用について施設管理者と協議する。

なお、「初期に開設する水防避難所」には備蓄品を常備する。

(7) 指定緊急避難場所

市が指定する緊急避難場所は、災害に対して安全な構造で、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有している場所の中から選定する。

（指定緊急避難場所：資料編参照）

(8) 避難・救援拠点の整備

発生する地震の規模によっては、避難所の運用が広域化、長期化することから、多数の避難所を統廃合するとともに、救援物資の一元管理、集配機能の確保のため、あらかじめ次の4箇所を避難・救援拠点として位置づけ、整備を推進する。

「大規模災害時における小松市の避難・救援拠点」

名 称	場 所 等
東部避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場、ふれあい健康広場、スカイパークこまつ翼及び周辺区域
南部避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

(9) 届出避難所（一時避難所）

市の指定する避難所に至る前の中継地点等として避難者が一時的に使用する公民館等の施設。町内会等から事前申請のあった施設について、災害リスクの有無等の条件を満たす施設を市にて登録する。

(10) 自主避難所

台風、洪水、土砂災害等の発生が懸念される場合に、「自主避難」の段階で地域コミュニティセンター等を開放し避難場所とするもの。

(11) 予備避難所

災害の規模に応じて、市災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所。一方で、地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内の避難場所（一時避難所）として活用することもできる。

2 避難所等の整備

指定避難所等については、スフィア基準に則って一人当たりの避難スペースを確保するとともに、環境改善・安全性の観点から次に示す内容の整備に努める。

指定福祉避難所の整備に当たっては、国の緊急防災・減災事業債等の財政措置の活用を検討する。

- (1) 空調設備、照明等、避難生活の環境を保つ設備の整備
- (2) 避難所における情報収集・伝達機能の整備
- (3) 避難生活に必要な食糧、生活必需品等の備蓄品の整備
- (4) 要配慮者の利用を考慮した整備（多様な伝達手段、バリアフリー化等）や相談等の支援を受けることができる体制の整備
- (5) 医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮
- (6) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

3 避難路の整備（整備を優先させる路線の細部は、資料編に記載）

避難所に通じる道路は、全て避難路と位置づけ、要配慮者の避難が円滑・安全に行えるよう、次に掲げる事項について、避難路の整備を推進する。

- (1) 避難所及びその周辺における明示看板、避難誘導標識、再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の逐次整備
- (2) 避難路に面する壁等の倒壊防止
- (3) 看板、外壁タイル等の落下防止施策の推進
- (4) 要配慮者の円滑、安全な避難確保のため、避難路のバリアフリー化、融雪装置の充足
- (5) 避難路としての幅員確保や歩道の整備
- (6) 観光客、外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難誘導への配慮

第3 備蓄体制の整備 市長公室、上下水道局、消防本部、関係各部

1 備蓄に関する基本的な考え方

大規模地震の直後は、市場の流通が混乱し、物資等の入手が困難となることが想定され、流通機構がある程度回復するまでの間、食糧、飲料水等の生活必需品や応急活動用資機材については地震災害、洪水、土砂災害等の避難者を考慮して、必要最小限の備蓄が必要である。

小松市備蓄計画にて備蓄の考え方や備蓄方法を整理するとともに、次の要領で備蓄体制の整備に努めるとともに、防災備蓄倉庫、指定避難所（拠点）14箇所、福祉避難所（機能強化）4箇所に備蓄品を常備する。

(1) 食糧、飲料水の備蓄基準

食糧及び飲料水の備蓄については、石川県地震被害想定により想定される避難所避難者数及び避難所外避難者数に基づき、約33,000人を対象とし、1人1日あたりの食糧・飲料水を3日分、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄によって備蓄する。

ア 対象人数

約33,000人

イ 備蓄基準

食 糧	約33,000人×3食×3日	：約297,000食
飲 料 水	約33,000人×3リットル×3日	：約297,000リットル

ウ 備蓄要領

- (ア) 各家庭での備蓄を最低3日分、可能であれば1週間分を備蓄するよう呼びかける。
（最低食糧3日分、飲料水3日分（3リットル／人／日））
- (イ) 大型量販店等との流通備蓄協定をさらに推進し不足分を補完する。
- (ウ) 自動販売機等の活用を図る。

(2) 生活必需品の備蓄

災害時の生活必需品の優先提供に関し、大型量販店等との災害時の流通備蓄協定の締結をさらに進め、大規模地震等により備蓄の分だけでは不足する場合の補完を行う。（生活必需品流通備蓄構想）

(3) 重要備蓄品の備蓄

内閣府が「被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本 8 品目）」と定める品目に加え、飲料水と乳児向けの哺乳瓶を加えた 10 品目を「重要備蓄品」と定め、小松市備蓄計画に基づいて備蓄を行う。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 市内の防災用備蓄倉庫は、次のとおりである。

ア	小松運動公園備蓄倉庫（末広町）
イ	小松市役所備蓄倉庫（小松市役所）
ウ	さわ池ふれあいパーク備蓄倉庫（下栗津町）
エ	小松大橋北見附公園倉庫（天神町）
オ	小松市民センター備蓄倉庫（大島町）
カ	上田運輸株式会社 6 号倉庫（安宅新町）

(2) 市内の備蓄品を常備する指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）は、資料編（資料 8 の(1)）のとおりである。

(3) 整備目標

被災者に対して効果的に備蓄品の供給が図れるよう、備蓄倉庫は避難・救援拠点となる避難所等を中心に、適正な位置に配置するとともに指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）に備蓄品を常備する。

また、備蓄品目は、小松市備蓄計画で定める重要備蓄品に重点を置いた整備に努める。

第4 医療救護活動の環境整備 消防本部、医療機関、関係各部

1 医療救護活動の環境整備

災害直後の傷病者に対する医療救護が直ちに実施できるよう、県、医師会その他関係機関に協力を求め、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、次に掲げる項目について必要な初動体制の整備を図る。

- (1) 小松市医師会との協定に基づく医療救護班の編成を協議し、医療救護計画を作成する。
- (2) 後方医療の収容及び搬送計画を作成する。
- (3) 救護所における医療資機材・医薬品の調達及び備蓄計画を作成する。
- (4) 広域災害・救急医療情報システムを有効に活用できる体制を維持する。
- (5) 医療救護活動の責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

2 医療品・医療用資機材の確保

応急医療活動に必要な医療品及び医療資機材について、南加賀保健福祉センター、病院、医師会等と連携し、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 医療救護に必要な医薬品及び医療資機材の備蓄を推進する。
- (2) 平時から市内の医薬品販売店等の把握に努め、緊急時の医薬品の調達が迅速に行えるよう努める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受ける傷病者のうち、重傷者については後方の医療機関への搬送が必要となるため、次に示す医療体制の整備に努める。

- (1) 南加賀医療圏では地域災害拠点病院として小松市民病院（小松市、能美市）、加賀市医療センター（加賀市）が指定されている。広域医療搬送など基幹災害拠点病院（石川県立中央病院）、他の災害拠点病院との連携の強化など市外医療機関への二次搬送ができる体制の構築に努める。
- (2) 迅速・確実な医療救護活動等実施するため、市内医療機関との連携の強化に努める。
- (3) 災害拠点病院としての強化、充実を図るため、より施設・設備の整備、備蓄品等の充足、BCPを整備し、これに基づき被災した状況を想定した研修・訓練を行う。

4 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第5 救急医療体制の環境整備

消防本部、医療機関、関係各部

1 情報収集能力の向上

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救急救助要請に迅速に対応するため、救急救助体制の強化を図る。また、市民病院等との相互の情報通信機能を確保し、特に広域災害・救急医療情報システムの効果的な活用体制を維持することにより、空床状況等の医療情報を常時把握するよう努める。

2 救急救助能力の向上

(1) 消防団

消防本部は、消防団の救急救助活動が効率的に行えるよう、次に掲げる救急救助能力の向上を推進する。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得の推進
- ウ 担架、救急医療セット等、応急手当資機材の整備の推進

(2) 自主防災組織

自主防災組織による応急救助活動が効果的に行えるよう、次に掲げる事項により能力向上に努める。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成と訓練の実施
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 避難行動要支援者への支援要領の習得
- エ 担架、救急医療セット、AED等の応急手当資機材の整備
- オ しみん救護員の養成

(3) 市民

市及び消防本部は、市民の応急救助能力を向上させるため、各種救命講習会等の開催を通し、次に示す事項の教育指導に努める。

- ア 軽度の傷病は、自ら手当できる程度の医薬品の準備を啓発
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 献血への協力

第6 緊急輸送の環境整備 都市創造部、市長公室、関係各部

1 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路の整備を図る。
 なお、市の指定する防災道路網については、本章第4節第2のとおり。

区 分	整 備 の 内 容
陸上輸送の 環境整備	市の緊急輸送道路は、県の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路としてあらかじめ指定する。また、道路管理者は、緊急輸送道路の整備推進に努める。
航空輸送の 環境整備	災害時の自衛隊や県のヘリコプターの発着場として事前指定する臨時ヘリポートの充足を促進する。また、指定した場所については、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。（資料編参照）
海上輸送の 環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した船舶の規模をあらかじめ把握する。

2 緊急輸送のための措置

（1）緊急輸送車両

災害発生時に緊急輸送車両として使用する予定車両は、警察署を経由して公安委員会に事前届出の申請を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

（2）緊急輸送力の確保

生活必需品等の緊急輸送については、流通備蓄の観点から進める大型量販店との災害時応援協定に基づき、協定先との事前調整を図る。

また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討する。

輸送手段や体制については、指定公共機関等の関係機関その他市内の団体（運送事業者、トラック業者、工事関連業者等）と協力業務内容や協力方法等を協議し、災害時応援協定の締結又は見直しを推進し、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

さらに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- ア 指定する市域4箇所の避難・救援拠点（救援物資集配拠点）を中心とした救援物資等の集配要領を検討する。
- イ 緊急輸送に係る指定公共機関や関連業者との災害時の応援協定の締結や見直しを図る。

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 道路啓開計画の作成

市は、地震災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、市は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

第7 給水活動の環境整備 上下水道局、関係各部

地震災害時における飲料、医療及び生活用の水の確保については極めて重要なものであり、給水活動体制の積極的な整備に努める。

1 応急給水のための救援体制の確保

災害時の応急給水については、市で備蓄する飲料水の迅速な配分に着意するほか、石川県災害対策本部及び災害時相互応援協定を締結している各市町との調整を迅速に行える体制整備に努める。

なお、発災後の応急給水に必要な水の確保目標水量（基準）は下表のとおりとする。

第1段階 災害発生～3日目まで	3リットル／人／日	生命維持に最小限必要な水量
第2段階 4日目～7日目	20リットル／人／日	炊事、洗面、洗濯等生活する上で必要な最低限の水量
第3段階 8日目以降	100リットル／人／日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要水量
第4段階（復旧段階）	250リットル／人／日	通常の必要水量に近い水量

2 各家庭での水の確保

地震に伴う配水の途絶を想定し、平時から次に示した水の備蓄を各家庭に呼びかける。

- （1）1人1日3リットルの飲料水を、世帯人数に合わせ最低3日分備蓄する。
- （2）雨水貯留槽等を設置するなど、断水時の生活用水の確保を推進する。

3 協力体制の確立

地震により水道施設が各所で被害を受け、上水の供給停止域が広範囲にわたることを想定し、応急給水及び災害復旧に係わる関係機関、組織等との協力体制の確立に努める。

- (1) 近隣市町や小松管工事協同組合等、協定を締結している組織や機関との協力体制を確立する。
- (2) 自衛隊に対する応急給水の協力要請の体制を確立する。
- (3) 市民・自主防災組織に対する水の備蓄、給水方法に関する協力体制の確立に努める。

4 給水拠点や緊急用水源の確保

緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

第8 食糧及び生活必需品の確保体制の整備 市長公室、関係各部

1 市が行うべき事項

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（B－P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録、定期的な更新に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等による輸送手段の確保に努める。

また、災害直後の食糧及び生活必需品等の調達について、大型量販店との協定締結を推進するほか、関係団体と協力内容や方法等について協議し、災害時における食糧及び生活必需品の確保に努める。

- （1）指定する4箇所の避難・救援拠点を、食糧及び生活必需品を含む救援物資の集積・配送拠点（物資集配拠点）として整備する。
- （2）集積された救護物資は、指定避難所、福祉避難所（機能強化）に配送するとともに状況に応じて備蓄倉庫に備蓄する。
- （3）緊急物資の流通在庫調査及び調達計画の策定に努める。

2 市民が行う食糧及び生活必需品の対策

市民は、発災直後の生活を自ら確保できるよう、次の備えに努める。また、市は、災害に対する日頃からの備えについて広報等による啓発活動に努める。

- （1）最低3日分、可能であれば1週間分の非常食を災害用として保管すること
- （2）最低3日分、可能であれば1週間分の生活必需品を災害用として保管すること
- （3）町内会、自主防災組織を中心とした自助・共助精神の醸成を図ること

3 備蓄に際しての配慮

備蓄に際しては、次の内容について配慮するものとする。

- （1）女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給に配慮する。（生理用品等）
- （2）乳幼児や子供に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
（紙オムツ、哺乳瓶、乳首、ミルク等、離乳食、アレルギーに配慮した飲食物等）
- （3）要介護者や障がい者等に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
- （4）栄養や食事形態等、要配慮者に配慮する。
- （5）大規模な地震災害に備え、十分な備蓄量の確保とともに、集中備蓄又は分散備蓄等について配慮する。
- （6）物資の仕分け及び配送について、民間業者の活用について十分な検討を行う。

第9 健康管理活動体制の整備 健康福祉部

1 基本方針

災害時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県や医療救護等と緊密な連携を図りながら、被災者の健康管理体に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成するなど、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康推進委員等、食生活改善推進員との共同・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用錠剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理活動体制の整備

災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当対策部と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

県とともに、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第10 住対策の整備 都市創造部、関係各部

大規模な地震が市域を襲った場合、住宅の滅失（全壊（焼）、流失）等により、多数の市民が日常生活を維持できない居住環境下におかれることが想定される。したがって、市は次に示す項目について、平時からの住対策の整備に努めるとともに被災者生活再建制度等の周知徹底を図る。

1 小松市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化施策の推進

市が別に定める「小松市耐震改修促進計画」に基づき、一般住宅の耐震改修に伴う補助金制度の啓発、広報等により、特に老朽住宅の耐震改修施策を積極的に推進する。

2 応急危険度判定士の養成

地震災害後の建物の応急危険度判定に際し、市は平時から職員の「応急危険度判定士」の資格取得を図り、被災後の建物危険度判定に対する体制の整備に努める。また、民間の有資格者については、市内又は市外在住者の把握に努め、災害時の協力体制の整備に努める。

3 仮設住宅対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、市は建設候補地の設定（民有地を含む。）、住宅タイプ、入居者の選定基準等を事前に計画するとともに、既存の住宅等をあらかじめ指定、設定するなどして、被災者に対する仮設住宅の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 福祉仮設住宅対策

高齢者等の要配慮者に対しては、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める（仮設住宅に準拠）。

5 住宅供給対策

市は平時から仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の状況把握に努め、災害時の住宅供給が円滑に実施できる体制の整備に努める。

6 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、市民に対して、被災者が受けることのできる住宅の修理内容及び範囲の周知を図る。

第11 文化財等に対する整備 国際文化交流部、関係各部

市は、文化財の実態を把握するとともに、文化財所有者又は管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導する。また、次に掲げる防災対策に取り組むことで、文化財に対する防災意識の啓発を図り、文化財及び観光客をはじめとする来訪者の安全確保に努める。

文化財施設	1 文化財建物の管理状況、危険建物等の実態把握に努める。 2 消防水利の確保等、防災関連施設の配備点検を図る。 3 防災訓練を実施し、来訪者の安全確保体制を整える。
史跡・名勝等	1 崩壊・倒木等による危険箇所の把握に努める。 2 所有者・管理者に可能な修理補強等の指導を図る。
文化財保護	1 文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

第12 市が保有する情報の安全管理 総合政策部、関係各部

市の所有するコンピュータシステムについては、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

第13 罹災証明書等の交付体制の整備 **市長公室、関係各部**

市は、罹災証明書の交付が速やかに行われるよう平時から次の措置を講ずる。

- 1 被害調査や罹災証明書交付が円滑かつ速やかに行われるよう、要綱の整備、職員の育成等、実施体制の整備を図る。また、応急危険度判定担当部局と連携し、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努める。
- 2 広域災害発生時に被災市町間で調査判定方法等にばらつきが生じないよう、近隣市町間における連携を図るとともに、関係機関との応援受援ネットワークの強化を図る。
- 3 調査に必要な傾斜器等の資機材の備蓄、調査交付に必要なデジタル機器や調査員移動車両等の調達手段の確保、交付会場や作業空間等の確保を図る。
- 4 先導的な事例やGIS、タブレット端末、被災者支援システムなどICTの活用等を検討し、手続きの迅速化や利便性の向上に努める。
- 5 被災者に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を推進する。

第14 被災者支援システムの有効活用 **市長公室、関係各部**

災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要がある。

そのため、被災者支援システムを有効に活用し、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう、平時から演練し、システムを稼働させて体制の維持・整備に努める。

第15 こころのケア実施体制の整備 **健康福祉部、関係各部**

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止により、被災した住民は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感等の精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市及び精神科医療機関は、避難所におけるこころの相談所の設置や巡回診療等の実施について、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（石川DPAT）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

また、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障がい者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

第16 避難生活における良好な生活環境の整備

健康福祉部、水道局、経済環境部、

市長公室、関係各部

1 仮設トイレの確保・管理体制の整備

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保することが必要である。

このため、次の内容に配慮して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定に努める。

- (1) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、トイレカー・トイレトレーラー・仮設トイレのレンタルのための協定締結等を平時から進める。
- (2) 災害発生時の避難所のトイレを、どのような組合せで選択するかは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、適したものを選ぶ。
- (3) 仮設トイレについては、平時から、国で標準化されている快適トイレ仕様を公共工事においても標準化し、災害時にはできる限り快適トイレを調達するよう努める。また、快適トイレに限らず、照明の確保による安全対策、手洗い等の衛生対策、バリアフリーに取り組む。
- (4) 最終的にスフィア基準等を確保するよう、段階的な確保に努め、女性用と男性用の割合が3：1となるように想定避難者数に応じて対応する。

なお、県では以下の整備が進められているため、市は、県と連携し避難者の生活環境の整備に努める。

- (1) トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努める。
- (2) 避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努める。
- (3) トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用する。
- (4) 物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

2 食事の質の確保

避難者への食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮することが必要である。

そのため、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら検討する

また、温かい食事を速やかに提供するため、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、キッチンカー等関係事業者との協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築する。

なお、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

3 生活用水の確保

入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応する。

なお、スフィア基準に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を50人に1つ設け、男女別に提供するよう努める。

第17 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備

市長公室、

健康福祉部、関係各部

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第18 応援職員等の活動環境整備

市長公室、総合政策部、関係各部

市は、応援職員等、被災者の援護に従事する者が円滑かつ効率的に活動を行うことができるよう、国（内閣府）が整備する災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等のデータベースを活用し、迅速にトイレや宿泊場所を確保するなど、活動環境の整備に努める。

第19 防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用

市長公室、

関係各部

市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の共有化を図るため、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用するとともに、新物資システム（B-PLo）への拠点毎の備蓄物資の品目・数量、物資拠点情報の定期的な更新登録を行う。

また、これらのシステムを災害時に活用することができるよう、訓練や研修機会を積極的に活用して操作習熟に努めるとともに、関連する職員が平時からの訓練や研修に参加することができる環境の整備に努める。

第20 孤立集落対策

市長公室、都市創造部、経済環境部、総合政策部、

消防本部、関係各部

中山間地域など、地震の際、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行うとともに、県と連携して孤立集落対策を実施する。

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星通信等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民による自主防災組織の設立
- (6) ヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

1 孤立が予想される集落

市では石川県地震被害想定で想定されている斜面災害の発生率や道路橋梁被害の程度から、道路閉塞によって指定避難所に行くことができない孤立する可能性がある集落を把握している（16 地域、令和 8 年 3 月現在）。

市は、今後も以下に示す孤立のおそれのある集落の例を参考に道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。また、県、警察、消防、河川国道事務所、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

【孤立のおそれのある集落の例】

(1) 道路状況

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

土砂災害、雪崩等の発生危険箇所については、資料編（資料 6 の(1) (4)）のとおりである。

3 各集落との通信の確保方法

- (1) 孤立するおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、消防団員等）を災害情報連絡員として、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 市が整備している防災行政無線（デジタル簡易無線）の活用のため、孤立するおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。

4 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

集落が孤立した場合、救援が届くまでの間、住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。そのため、孤立のおそれのある集落内において、情報通信設備、非常用電源、トイレ、毛布等の備蓄の整備など環境整備に努める。

5 各集落のヘリポート適地

孤立のおそれのある集落において、可能な場合は、救出・救助や物資投下のためのヘリコプター臨時離着陸場（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保し、平時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

6 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

孤立が予想される地域の企業・事業所等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

7 住民の役割

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、最低3日間分、可能であれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努める。
- (2) 地震発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

第2章 復興事前準備の実施 **市長公室、都市創造部、総合政策部、関係各部**

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

市及び福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら要配慮者を各種災害から守るための施策を積極的に推進する。

第1 在宅の要配慮者への配慮 市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会、市民

1 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン等の整備

高齢化社会を迎え、要配慮者の安全施策を積極的に推進させることが必要であることから、特に住宅密集地における避難路の整備に加え、国や県の示す要配慮者対策に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿の有効活用、その他自主防災組織の効果的な活動等による避難行動要支援者の避難等の安全確保体制を整備する。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平時から県との連携及び民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (1) 国や県の示す要配慮者に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成・管理する。
- (2) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、常に最新のデータの維持・更新に努める。また、積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。
- (3) 避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 聴覚障がい者世帯には、FAXやICTを利用した一斉同報通信を効果的に活用できる体制を図る。
- (5) 自主防災組織等の地域住民による自助・共助の重要性を啓発し、地域ごとの支援体制の確立に努める。

2 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等に関する個別避難計画の作成に努める。特にハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護を要する方々など、個別避難計画作成の優先度が高いと判断する者から作成する。

市は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、個別避難計画の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。また、要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も検討する。

なお、作成に当たっては、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、NPO、企業等、様々な関係者と連携して取り組む。

3 個人番号（マイナンバー）の利用

災害対策法に基づき、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。県では、以下の取り組みが進められているため、市は、県と連携し個人番号（マイナンバー）を活用した記載情報の取得など、事務負担の軽減や実効性のある避難支援等に努める。

- （１）避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとする。
- （２）被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保険医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

4 要配慮者の避難生活における環境整備

要配慮者の避難生活には、様々な障害が発生することを考慮し、各関係機関は次の点に留意し、要配慮者へ配慮した避難所の確保・整備に努める。

- （１）要配慮者の避難所として社会福祉施設等を優先的に提供できる体制の整備を推進する。
- （２）避難所における情報伝達、障がい者用トイレ、バリアフリー化等、施設の整備を推進する。
- （３）手話通訳や障がい者の介護ができる人材の確保・育成に努める。

5 防災マップ・避難行動要支援者避難支援マップの作成

要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

また、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

6 緊急通報システムの整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

7 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、市の広報紙等により防災知識の啓発を行うほか、地域の防災訓練への参加を促すよう努める。

8 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障がい者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、社会福祉施設への緊急入所や医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策の推進

こども家庭部、健康福祉部

社会福祉協議会、各施設管理者

1 施設の防災体制整備

施設の管理者は、あらかじめ施設内における防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員基準、緊急連絡網の確保等をマニュアル化するなど体制作りに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 防災設備の整備と備蓄の推進

施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を向上させるため、施設の耐震診断、改修、防災設備の整備等に努めるとともに、ライフラインの停止を想定し、あらかじめ食糧、飲料水その他生活必需品の備蓄を行う。

また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

3 防災教育、防災訓練の充実

施設の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害対処時に取るべき行動についての理解、関心を高めるため、施設の職員に対する防災教育を行う。また、特に職員が少ない夜間において地震が発生した場合を想定した入居者等の避難誘導について、施設の実情に応じて手順を確立し、職員、入居者に徹底しておく。

第3 外国人及び来訪者に対する対策

総合政策部、市長公室、行政管理部、

関係各部、関係事業者

1 事業者における対策

市及び外国人を雇用している事業者は、言語、生活習慣、防災意識の異なる市域在住の外国人が災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。

2 案内板等の表示

地理に不慣れな外国人の安全を確保するため、避難所案内板等についてはローマ字又は外国語を併記するよう努める。また、温泉街、ＪＲ小松駅あるいは小松空港等、県外からの来訪者が多く訪れる施設では、施設管理者の責任の下、避難誘導を主体とした防災訓練を実施する。また、避難誘導標識及び避難所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するなど、来訪者の安全確保を図るものとする。

3 ガイドブック等の有効活用

国等から定期的に配布される外国人対応型防災用ガイドブックやスマートフォンの多言語防災アプリ等を有効に活用するなど、災害時の基本的な行動要領について容易に理解できるような種々の施策を推進する。

4 石川県災害多言語支援センターの周知

石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、ＳＮＳ等を活用した情報の周知に努める。

第4 障がい者に対する対策 **健康福祉部、市長公室**

市は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を充実させ、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備を推進し、その他の必要な施策を講ずる。

第7節 積雪時における地震への備え

積雪時に地震が発生した場合、避難行動要支援者の避難誘導が困難となるほか、老朽化した建物が密集する市街地での住民の避難には相当な困難が伴うことが予想されるため、融雪、除雪その他の対策を積極的に推進する。

なお、雪害対策の細部については、「一般災害対策編」第2章 第25節「雪害対策」によるものとする。

第1 積雪時における地震対策の推進 市長公室、都市創造部、関係機関

積雪時における地震対策は、融雪、除雪体制の整備、雪に強いまちづくりの推進等、総合的かつ長期的な雪対策の推進により確立される。このため、市及び関係機関は相互に協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

なお、その推進及び実施に当たっては、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき行う。

第2 雪に強いまちづくりの推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導に努める。また、住民の独力では屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域扶助体制の確立を図る。

2 積雪時における、避難路の確保

市及び関係機関は、特に市街地の住宅密集地における融雪装置の設置を推進するとともに、避難所に通じる避難路の確保に努める。

第3 寒冷対策の推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第4 スキー客に対する対策 市長公室、都市創造部、関係機関

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により、多数のスキー客の被災が懸念される。

市は、スキー場利用客の対策を検討・推進する。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害応急体制		頁
第1	「対策期別」の設定	地震災害 6 9
第2	応急活動組織の整備	地震災害 7 0
第3	職員の参集・配備	地震災害 7 2
第4	事務分掌	地震災害 7 5
第2節 応急地震津波対策		
第1	地震・津波の情報収集	地震災害 8 4
第2	地震・津波情報の収集・伝達	地震災害 8 9
第3	津波災害発生直前の対策	地震災害 9 1
第3節 災害情報の収集・伝達		
第1	被害情報の収集	地震災害 9 2
第2	被害の判定基準	地震災害 9 3
第3	通信連絡網の確保	地震災害 9 6
第4	関係機関への報告及び通報	地震災害 9 7
第4節 災害広報		
第1	防災行政無線（同報系）の運用	地震災害 9 8
第2	放送事業者の利用	地震災害 1 0 0
第3	地震及び津波情報の広報	地震災害 1 0 1
第4	被害・復旧状況の広報	地震災害 1 0 2
第5	報道機関への対応	地震災害 1 0 3
第5節 消防活動		
第1	地震時の消防活動	地震災害 1 0 4
第2	消防応援部隊に対する派遣要請	地震災害 1 0 5
第3	惨事ストレス対策	地震災害 1 0 5
第6節 相互協力・応援要請		
第1	応援要請の決定	地震災害 1 0 6
第2	応援要請の実施	地震災害 1 0 6
第7節 救急・救助活動		
第1	実施体制	地震災害 1 1 1
第2	惨事ストレス対策	地震災害 1 1 2
第3	医療救護活動	地震災害 1 1 2
第4	災害救助法による措置	地震災害 1 1 2
第8節 災害医療及び救急医療		
第1	初動対策期の応急医療	地震災害 1 1 4
第2	緊急対策期以降の医療救護	地震災害 1 1 7
第9節 水防活動		
第1	警戒・監視活動	地震災害 1 1 8
第2	応急復旧	地震災害 1 1 8
第10節 災害救助法の適用		
第1	災害救助法の適用基準	地震災害 1 1 9
第2	災害救助法の適用手続き	地震災害 1 2 0
第11節 災害警備及び交通規制		
第1	災害警備	地震災害 1 2 6
第2	交通規制	地震災害 1 2 7

第12節 緊急輸送		
第1 緊急輸送道路の機能確保	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 2 8
第2 緊急輸送車両等の確保	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 3 0
第3 輸送計画の立案	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 3 1
第13節 住民の避難及び警戒区域の設定		
第1 避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 3 4
第2 警戒区域の設定	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 0
第14節 避難所の開設・運営		
第1 避難所の開設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 1
第2 避難所の運営	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 2
第3 避難者への配慮	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 4
第4 避難者の居住環境の確保等	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 5
第5 避難所の統合・設置の終結	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 5
第6 広域避難対策	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 6
第7 帰宅困難者対策	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 6
第8 避難所外避難者対策	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 7
第15節 給水活動		
第1 給水活動のための準備	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 8
第2 給水活動要領	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 4 9
第3 その他の飲料水の調達	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 0
第16節 食糧対策		
第1 食糧需要の把握	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 1
第2 食糧の確保	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 2
第3 食糧の集積・分配	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 3
第4 食品供給機能の復旧支援	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 4
第17節 生活必需品対策		
第1 生活必需品の需要把握	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 5
第2 生活必需品の確保及び支援要請	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 6
第3 生活必需品の集積及び配分	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 6
第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬		
第1 行方不明者の捜索	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 8
第2 遺体の検案、安置、埋葬等	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 5 9
第19節 公共公益施設等の応急対策		
第1 市有設備・施設等の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 0
第2 上水道施設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 1
第3 下水道施設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 2
第4 その他のライフライン施設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 2
第5 道路・橋梁施設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 3
第6 河川・海岸・法指定区域の対策	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 3
第7 その他の公共施設	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 4
第8 障害物の除去	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 4
第20節 防災ボランティア活動の支援		
第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 5
第2 防災ボランティアの受け入れ	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 5
第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 7
第21節 要配慮者の安全確保		
第1 要配慮者の安全確保に係る活動	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 8
第2 外国人の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 6 9
第3 来訪者の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 7 0
第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施	・ ・ ・ ・ ・	地震災害 1 7 0

第22節 防疫、保健衛生対策		
第1	食中毒の予防	地震災害 171
第2	避難所の保健衛生	地震災害 171
第3	被災地の防疫活動	地震災害 172
第4	検病検査及び健康診断	地震災害 173
第5	感染症対策	地震災害 173
第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理		
第1	し尿処理	地震災害 174
第2	生活ゴミ及び災害廃棄物の処理	地震災害 175
第24節 住宅の応急対策		
第1	建物の応急危険度判定	地震災害 178
第2	被災住宅に対する対応	地震災害 179
第3	住宅の確保対策	地震災害 180
第4	障害物等の除去	地震災害 182
第25節 文教対策		
第1	文教施設の応急復旧対策	地震災害 184
第2	応急教育	地震災害 185
第3	避難所協力	地震災害 187
第4	文化財対策	地震災害 187
第26節 その他の対策		
第1	こころのケア活動	地震災害 188
第2	健康管理活動	地震災害 188
第3	危険物の応急対策	地震災害 189
第4	危険動物の逸走対策及びペットの保護	地震災害 190

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害応急体制

第1 「対策期別」の設定 市長公室

地震災害の発生に伴う各種活動を迅速適切に行うには、全般状況を確実に掌握し、行うべき対策に緩急先後の序を付けることが重要である。そのため、発災後の1ヶ月の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発災から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）及び**応急対策期**（1ヶ月程度まで）の3期に区分するほか、1ヶ月以降の対策期を**復旧対策期**（1ヶ月程度～6ヶ月）及び**復興対策期**（6ヶ月以降）の2期に区分する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

時間経過	対策期別	対 象 項 目	市民の対応
発 災 1 日 1 週間 1 ヶ月 6 ヶ月	事前対応	・減災（施設整備等のハード面） ・準備（組織、計画等のソフト面）	・家の補強 ・防災教育
	初動対策期 (救命主体)	・生命の安全確保、住民の救出・救助 ・関係職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止対策の実施 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難所等の開設と運営 ・情報網の確保	↑ 3 日 ↓ 自主防災 備蓄食糧 水の消費
	緊急対策期 (救援と支援)	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の開始 ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の抑制	・災害ボランティア活動の開始及び受け入れ
	応急対策期 (応急被害復旧の開始、こころのケア開始)	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援と防災ボランティア受入環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居施策 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア	
	復旧対策期 (復興計画の策定)	・災害ゴミ、ガレキの処理 ・まちづくり組織の結成 ・復興計画の策定	・まちづくりへの参加
	復興対策期 (人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復)	・都市機能の回復、強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び経済復興 ・都市環境の回復、創造	

※対策活動に当たっては、県や防災関係機関との緊密な連携確保が極めて重要なことから、対応の優先順位を決定するに当たっては県との連絡調整を重視する。

第2 応急活動組織の整備 市長公室

1 災害対策本部

地震発生後の迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策を実施するため、必要に応じ速やかに「小松市災害対策本部」を設置し運用する。

ここでは、その設置基準及び組織体制について定める。

(1) 設置基準（一般災害時にも適用）

- ア 市域で台風・集中豪雨・洪水・雪害・火災・爆発・火山災害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき
- イ 市域で震度5強以上の地震が発生したとき（※自動設置）
- ウ 大津波警報が加賀に発表されたとき（※自動設置）
- エ 市域で震度5弱以上の地震又は津波が来襲し、被害程度から市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき
- オ 災害救助法が適用されたとき（※自動設置）

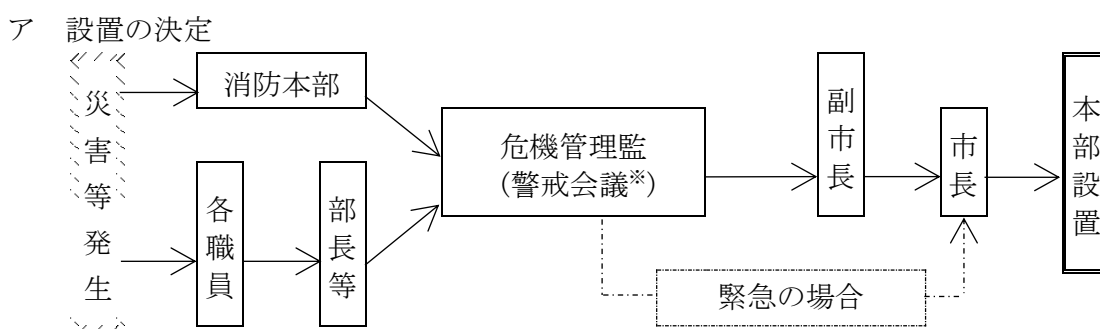
(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として小松市役所2階 防災対策室内に設置する。ただし、庁舎内に設置する事が不可能な場合は、次の順位に従い設置する。

第1位 小松市消防本部

第2位 小松市民センター

(3) 災害対策本部の設置又は終結の決定



※必要に応じ各部局長以上で構成する警戒会議を設ける。

イ 災害対策本部体制の終結

市長は災害の危険がなくなった場合又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めた場合に災害対策本部体制を終結する。また、災害対策本部体制の終結の決定経路は設置時に準ずる。

(4) 災害対策本部の設置・体制終結の通知

災害対策本部を設置又はその体制を終結した場合、速やかに各関係機関等に通知するとともに、市民に対して公表する。

市民への公表については、他の情報伝達に合わせて行うほか、庁舎入り口に「小松市災害

対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所等を明示し、市民等からの問い合わせの便宜を図る。

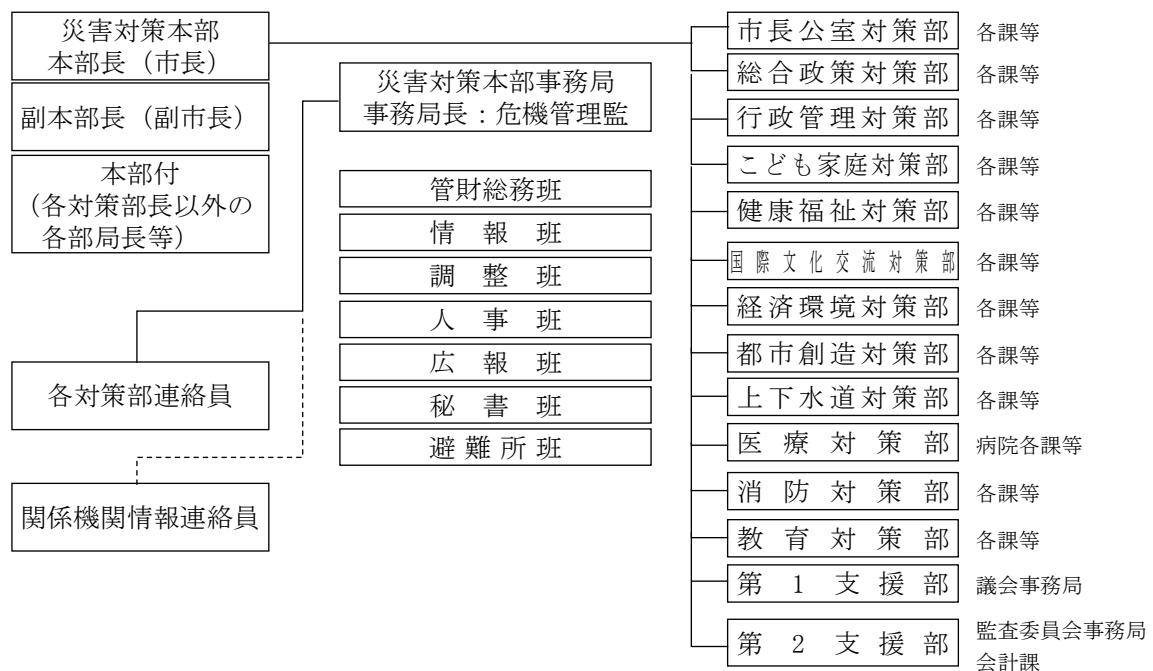
(5) 災害対策本部の設置又は体制終結の通知先

報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法
石川県（防災対策課）	本部 事務局	石川県総合防災情報システム、（衛星）電話・FAX、その他迅速な方法
防災関係機関		電話・FAX、その他迅速な方法
市民（自主防災組織等）		防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ラジオこまつ、テレビ小松、その他の報道機関、その他迅速な方法
報道関係機関		電話・FAX、口頭・文書

2 災害対策本部の組織・運営 **市長公室対策部**

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、小松市災害対策本部条例及び小松市災害対策本部要綱に基づいて行うものとし、災害対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、各対策部の部長及び部課員で次のように組織する。



※本部事務局の各班構成の細部は、本節第4「事務分掌」による。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し、的確な状況判断の下、災害対応に係る処置事項等を決定するため、本部長（市長）は、随時本部員会議を招集する。

なお、緊急時には本部員が二人以上集まれば本部員会議の開催ができるものとし、災害に対する行政機能が麻痺しないよう努める。また、県の現地災害対策本部が市庁舎内等に設置された場合は、情報の共有化を図るため、県と合同会議等を開催するなど、機動的な運用を図る。

(3) 本部員会議の構成及び業務

本部長	市長	ア 災害対応に係る意思決定 イ 本部員会議の招集、開催
副本部長	副市長	ア 本部長の職務代理業務 イ 本部長の全般補佐業務
事務局長	危機管理監	ア 本部長の意思決定プロセスにおける助言 イ 本部員会議の開催に係る事務 ウ 各対策部間の業務調整
各対策部長	各部局長	担当部局の掌握と所掌事項に関する本部長への助言
本部付	各対策部長以外の部局長等	ア 本部長の補佐業務 イ 必要に応じ業務の集中する部局の補完

(4) 現地災害対策本部

本部長は災害の規模や程度から現地災害対策本部の設置の必要を認めるとき、これを置く。

ア 構成等

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成する。

本部長は、副本部長又は本部員の中から現地災害対策本部長をその都度指名する。

イ 分担事務

本部長は、被災地において柔軟かつ迅速に処理することが適当な本部長権限について、現地災害対策本部長に権限の委譲を行い、現地災害対策本部の対処に必要な措置を講ずる。

現地災害対策本部は、委譲された本部長権限の事項を処理し、防災関係機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設場所

現地災害対策本部は、必要に応じ被災地に近いところに設置し、学校・公民館等の公共施設を使用する。また、適当な施設がない場合は、エアテント等を活用し屋外に設置する。

3 BCPの発動と解除

市長は、市に大規模な災害等が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、又はその他必要と認める場合、BCPを発動する。また、市の通常業務が復旧し、おおむね通常の態勢で実施できると判断される場合、BCPを解除する。

詳細は、小松市業務継続計画（BCP）＜地震編＞に基づく。

第3 職員の参集・配備 市長公室、総合政策部

1 職員の参集基準（全災害共通）

市域において地震が発生したとき、別表に示す基準に基づいて職員の動員・配置を行うものとする。

2 参集及び配備体制の決定

(1) 自動配備体制

震度5強以上の地震が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、配備基準に基づいた配備につく。

(2) 配備体制の決定

各々の配備体制への移行の決定は、次を基準とする。

配備体制	配 備 手 続 き の 決 定 等
注意配備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備準備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備体制	危機管理監の判断により決定
一次配備体制	市長の判断により決定（不在時は副市長が決定）
二次配備体制	自動配備【職員は自動的に自主参集する】

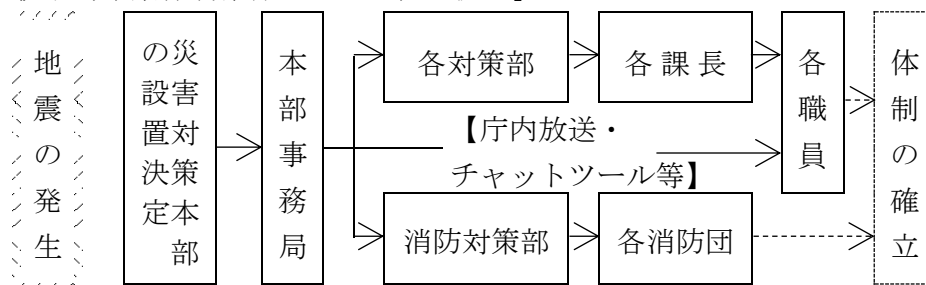
3 職員の参集体制

(1) 参集方法

ア 勤務時間内の場合

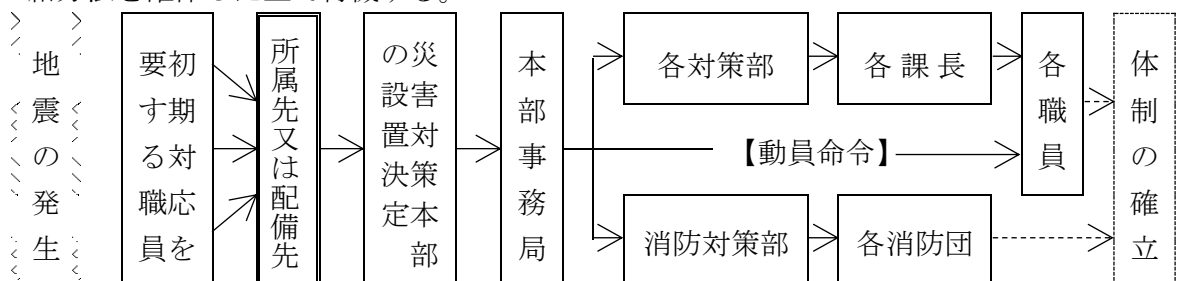
災害対策本部を拠点に初動対策期の体制を取る。

「初動対策期体制確保のための伝達流れ」



イ 勤務時間外で災害対策本部設置前の場合

部局長等の初期対応を要する職員は、所属先又は配備先に直行する。その他の職員は連絡方法を確保した上で待機する。



災害対策本部の設置が決定された場合は、災害対策本部の指示により、必要な避難所を開設するものとし、開設する避難所の担当職員を招集する。なお、災害対策本部が設置されない場合は、市長の指示によるものとする。

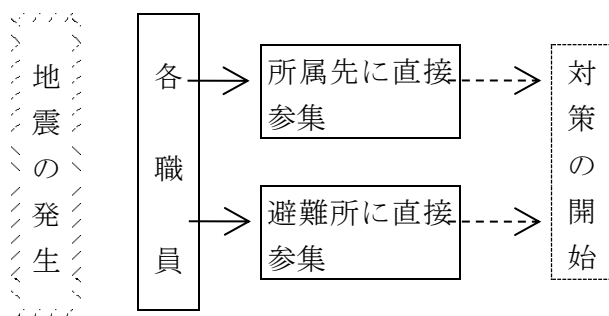
ウ 勤務時間外で災害対策本部が自動設置される場合

市域で震度5強以上の地震の発生を覚知した場合、全職員は、直ちに所属又は指定された場所に参加し、初動対策期の体制を取る。

なお、避難所へ直接参加する職員は指定された避難所に直行（自動参加）し、速やかに開設できるよう準備し、災害対策本部の指示により避難所を開設する。

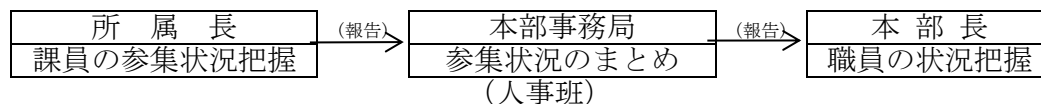
避難所へ直接参加する職員の基準

- (ア) 原則として、発災時に初期対応を要する職員は除く。
- (イ) 避難所に配置する職員は、班長を予め定めて、1～4名とする。



(2) 参加の報告

各配備体制別の職員の参加状況は、次の流れで把握する。



(3) 参加時の留意事項

- ア 参加直後の活動が実施できる服装とし、食糧・水筒・懐中電灯・スマートフォン・ラジオ等の携帯品をできる限り携帯する。
- イ 参加方法は、原則として徒歩・自転車等とし、車両の使用は避けて登庁する。
- ウ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況は所属長に必ずメモで報告する。

第4 事務分掌

関係職員個々の事務分掌（任務）の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要な事項であり、市の関係職員は、次の事務分掌を平時から確実に理解しておかなくてはならない。

1 [本部事務局]

	班	担当部署	人数 (※2)	事 務 分 掌
本 部 事 務 局		事務局長 (危機管理監)	1	ア 本部長の意思決定過程における助言 イ 本部事務局事務の統括 ウ 災害対策会議の統制及び各対策部間の業務調整
	管 財 総 務 班	危機管理課	4	ア 防災専門部局としての事務局長の補佐業務に関する事項 イ 災害対策本部の設置及び運営に係る業務に関する事項 ウ J-ALERT、防災行政無線、緊急速報メール等の運用管理業務に関する事項 エ 県及び関係機関への報告・連絡通報・調整業務に関する事項 オ 災害対策会議の実施に係る業務 カ 防災行政無線等の放送業務に関する事項 キ 避難所開設の判断補佐業務に関する事項 ク その他本部運営に必要な業務（映像伝送を含む。）
		総務課 管財課	4	ア 庁内放送による庁内職員への情報伝達、提供 イ 義援金品配分委員会の設置に関する事 ウ 市保有車両の使用統制及び運行管理に関する事 エ 民間輸送車両の手配等に関する事 オ 市庁舎等の施設の点検、機能維持に関する事 カ その他、本部事務局全般補佐業務に関する事項
	情 報 ・ 調 整 班	総合政策課 行政経営室 スマートシティ推進課 財政課	5	ア 被災情報の収集・分析（電話受信、職員、市民からの通報のまとめ、状況により現場進出）に関する事項 イ 被災状況の分析結果に基づく対策の検討に関する事項 ウ 災害対策本部のICT関連の設置・運営・管理業務に関する事項 エ 被災者支援システムのデータ管理業務に関する事項 オ 自衛隊の災害派遣要請に係る業務（県との連携）に関する事項 カ 災害救助法の適用申請等に係る事務に関する事項
	人 事 班	人事育成課	3	ア 職員の動員に関する事項 イ 職員の参集状況及び被災状況に関する事項 ウ 県、関係機関等への応援派遣要請に係る連絡調整に関する事項
	広 報 班	広報秘書課	2	ア 報道機関への広報に関する事項(※1) イ 災害広報に関する事項
	秘 書 班	広報秘書課	2	本部長及び副本部長等の秘書業務に関する事項
	避 難 所 班	総務課	8	ア 避難所の開設、閉鎖の伝達 イ 避難所配置職員への情報伝達 ウ 避難所者数の把握、避難所の要望対応等 エ その他避難所の開設・運営に関わる業務 オ 渉外業務及び電話対応業務
		管財課		
		空港・基地 政策課		
		税務課		
		納税課		
		その他	8	電話受信対応業務として状況に応じて指定
合 計			39	
備 考		※1 報道機関への広報は努めて定時に行うほか、状況に応じ本部長等が行う。 ※2 人数は、災害対策本部設置時の基準で状況に応じ各班所定で増減することができる。		

2 [市長公室対策部]

	課 等	事 務 分 掌
市長公室	市長公室対策部長 (危機管理監)	ア 市長公室対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	危機管理課 広報秘書課 未来型図書館づくり 推進チーム マーケティング推進チーム	ア 市長公室対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考		

3 [総合政策対策部]

	課 等	事 務 分 掌
総合政策部	総合政策対策部長 (総合政策部長)	ア 総合政策対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	総合政策課 行政経営室 空港・基地政策課 人事育成課 財政課 スマートシティ推進課 地域交通政策室	ア 総合政策対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考	本部事務局業務の補完が主要な業務となる。	

4 [行政管理対策部]

	課 等	事 務 分 掌
行政管理対策部	行政管理対策部長 (行政管理部長)	ア 行政管理対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	市民課 医療保険課	ア 被災者台帳の作成、避難者名簿のとりまとめに関すること イ 要搜索者名簿の作成に関すること ウ 安否情報システムを活用した情報の収集、提供に関すること エ 火葬許可証の交付に関すること オ 遺体安置所の確保に関すること カ 遺体の収容、安置、埋葬に関すること キ 被災相談窓口の設置に関すること
	小松駅前行政 サービス センター・南支所	ア 所轄の被災者台帳・避難者名簿のとりまとめに関すること イ 所轄の要搜索者名簿の作成に関すること ウ 所轄の安否情報の収集、市民課への通報等に関すること エ 所轄する住民の火葬許可証の交付に関すること
	地域振興課 総務課 管財課	ア 行政管理対策部長の指示に基づく事務局業務の補完 イ 町内会等との連絡調整業務に関する事項 ウ 多言語による情報発信、翻訳・通訳に関すること
	税務課 納税課	ア 罹災証明書発行管理に関すること
備考	本部事務局業務の補完を行う。	

5 [こども家庭対策部]

	課 等	事 務 分 掌
こども家庭対策部	こども家庭対策部長 (こども家庭部長)	ア こども家庭対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	子育て環境課	ア 保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等の入所児の安全確保に関する事 イ 応急保育体制の確保及び実施に関する事
	子育て支援課	ア 被災家庭の経済的援助に関する事
	こども家庭センター	ア 被災家庭の養育相談に関する事
	すこやかセンター	ア 親子の保健・衛生指導に関する事
備考		

6 [健康福祉対策部]

	課 等	事 務 分 掌
健康福祉対策部	健康福祉対策部長 (健康福祉部長)	ア 健康福祉対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	くらしあんしん相談センター	ア 被災相談窓口の設置に関する事
	ふれあい福祉課 長寿介護課	ア 施設管理者と連携した各福祉施設入居者の安全対策の実施 イ 避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の被災状況の把握（民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携） ウ 各福祉施設の要求に基づく食糧・飲料水等の供給手配 エ 社会福祉協議会及び各種福祉団体等との連絡調整 オ 社会福祉協議会と連携したボランティア現地本部の設置（※1）及び運営（※2） カ 各ボランティア団体との連絡調整に関する事 キ 要配慮者の福祉施設への緊急入居に関する事 ク 状況に応じた炊き出しの実施に関する事 ケ 福祉仮設住宅の需要把握と設置要請に関する事
	いきいき健康課	ア 医療救護班の出動要請に関する事 イ 医薬品等の調達要請に関する事 ウ 状況に応じた救護所の設営業務 エ 医療機関・医師会との連絡調整 オ 南加賀保健福祉センターとの連絡調整 カ 保健衛生、感染症の予防等に関する事 キ 被災地の防疫対策に関する事 ク 医療対策部と連携した巡回医療の実施に関する事 ケ 被災者のこころのケア対策に関する事 コ 避難生活が長期化する場合の被災者の栄養管理に関する事 サ 避難所等の保健・衛生指導に関する事
	備考	※1 ボランティア現地本部の開設場所は第一コミュニティセンターを予定する。 ※2 ボランティアへの対応要領の細部については、本章第20節による。

7 [国際文化交流対策部]

	課 等	事 務 分 掌
国 際 文 化 交 流 対 策 部	国際文化交流対策部長 (国際文化交流部長)	ア 国際文化交流対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	観光文化課 埋蔵文化財センター	ア 観光施設との連絡調整に関する事 イ 観光施設被害の把握に関する事 ウ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 エ 施設管理者との連絡調整に関する事 オ 指定避難所の開設準備及び運営協力に関する事 カ 一時滞在者の安全確保に関する事 キ 文化財の保護等 ク 所管施設の保全に関する事
	スポーツ育成課	ア 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 イ 指定避難所の開設準備及び運営協力並びに物資の輸送業務に関する事 ウ 施設管理者との連絡調整に関する事 エ スポーツ施設の保全に関する事
備考		

8 [経済環境対策部]

	課 等	事 務 分 掌
経 済 環 境 対 策 部	経済環境対策部長 (経済環境部長)	ア 経済環境対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	商工労働課 産業創生室	ア 食糧品及び生活必需品の需要把握及び調達(※1)に関すること イ 避難救援拠点における救援物資の集積及び配送に関すること ウ 商工関連団体との連絡調整に関すること エ 罹災事業者の災害支援相談・窓口に関すること
	農業水産課 農山村創生課	ア J A、県漁業協同組合小松支所及び森林組合との連絡調整に関すること イ 水門・排水機場の緊急操作に関すること ウ 復旧用資機材の確保に関すること エ 米穀等の必要量把握及び調達に関すること オ 震災に関わる水防活動に関すること カ 農業用施設の応急復旧に関すること キ 農作物等の被害把握に関すること ク 病虫害発生防除に関すること ケ 家畜等の逸走対策及び防疫に関すること コ 罹災農家に対する支援制度相談・受付業務に関すること サ 津波警報等が発表された場合の警戒に関すること シ 状況に応じた救助用船艇の調達に関すること ス 漁港施設・林道の被災状況把握に関すること セ 漁港施設・林道の応急復旧に関すること
	環境推進課	ア 南加賀広域圏事務組合と連携したし尿処理の計画立案及び実施に関すること イ 災害ゴミ、がれき処理の緊急措置に関すること ウ 南加賀広域圏事務組合と連携した火葬場の確保に関すること エ 被災地の環境衛生の指導に関すること オ 避難所等への仮設トイレの設置(※2)に関すること カ 被災地の清掃計画の立案及び実施に関すること キ 災害廃棄物の処理計画の立案及び実施に関すること ク 生活ゴミ、し尿の収集・処理に関すること ケ 南加賀保健福祉センターと連携したペットの収容、保護及び危険動物の逸走対策に関すること コ 鳥獣の遺骸処理に関すること
備考	※1 生活必需品の調達については、協定に基づく調達を優先する。 ※2 仮設トイレについては、備蓄簡易トイレ、既設の災害対応型トイレ、レンタル業者による対応のほか、上下水道対策部と連携して下水道マンホールの活用についても考慮する。	

9 [都市創造対策部]

	課 等	事 務 分 掌
都 市 創 造 対 策 部	都市創造対策部長 (都市創造部長)	ア 都市創造対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	道路課	ア 幹線道路特に緊急輸送道路等の被害調査に関すること イ 幹線道路の障害物除去に関すること ウ 道路管理団体等関係機関との連絡調整に関すること エ 応急対策に係る建設業者との連絡調整に関すること オ 交通規制が必要な場合等の連絡調整に関すること カ 応急対応活動に必要な除雪に関すること キ 幹線道路の啓開に関する調整あるいは実施に関すること ク 所轄の道路の応急復旧に関すること ケ 道路規制の実施に関すること
	内水対策室	ア 地震災害に伴う水防活動に関すること イ 状況に応ずる水門・樋門の緊急操作に関すること ウ 関係機関と連携した急傾斜地等の緊急点検に関すること エ 復旧用資機材の準備、調達に関すること オ 水防施設の応急復旧に関すること
	まちデザイン課	ア マニュアル又は要求に基づく避難所への物資の搬送に関すること イ 市域（市街地）復興計画の立案に関すること
	緑花公園課	ア 所轄する公園の被害調査及び応急復旧に関すること イ 所轄する公園が避難所になる場合の避難所の開設及び運営協力に関すること ウ 所轄する公園が救援活動拠点になる場合の公園の開放及び同活動拠点の運営協力に関すること
	建築住宅課	ア 仮設住宅の需要把握、建設、受付、管理等に関すること イ 住宅等の応急修理用資機材の確保、調達に関すること ウ 応急対策に係る木材、建築材等組合との連絡調整に関すること エ 応急危険度判定体制として実施本部を設置し、建物の判定の実施、判定業務に係わる県等の関係協力団体の全般統制に関すること オ 被災建物の解体撤去に関すること カ 公共建物の応急修理に関すること キ 宅地造成地の被害調査に関すること ク 申請に基づく被災住宅の応急修理、あっせんに関すること ケ 関係法規に基づく災害復興住宅の認定書交付に関すること
備考		

10 [上下水道対策部]

	課 等	事 務 分 掌
上 下 水 道 対 策 部	上下水道対策部長 (上下水道局長)	ア 上下水道対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	料金業務課 上下水道建設課 上下水道管理課	ア 上水道に係る重要施設の被害の把握に関する事 イ 対策部内の連絡調整業務に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う応急給水に係る支援要請に関する事 エ 協定に基づく関係業者等への要請、本部事務局と連携した県、関係機関等への応援派遣要請に関する事 オ 応急給水計画に基づく応急給水の実施に関する事 カ 避難所等での給水所の設営に関する事 キ 災害記録の作成に関する事 ク 上下水道に係る住民の広報に関する事 ケ 上下水道に係る重要施設の緊急点検に関する事 コ 災害の状況に応じた上下水道の緊急操作に関する事 サ 被害を受けた施設の応急復旧に関する事 シ 復旧用資機材の確保に関する事 ス 上下水道復旧計画の立案に関する事 セ 避難所近傍の下水道を災害用トイレとして活用する場合の支援・協力に関する事
備考	※上下水道（施設）・・・簡易水道（施設）、農業集落排水（施設）、地域下水道（施設）	

11 [医療対策部]

	課 等	事 務 分 掌
医 療 対 策 部	医療対策部長 (管理局長)	ア 医療対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務に関する事
	総務課(市民病院)	ア 病院内の避難誘導に関する事 イ 患者の受付事務に関する事 ウ 収容者名簿の作成に関する事 エ 病院内の被害状況把握に関する事 オ 応急医薬品の確保に関する事 カ 医療用資器材等の確保に関する事 キ 病院機能の維持に関する事
	市民病院各課等	ア 後方医療の準備に関する事 イ 二次搬送の開始に関する事 ウ 巡回医療の開始に関する事 エ 入院患者等に対するこころのケア対策に関する事 [心的外傷後ストレス障害ケア]
備考		

1 2 [消防対策部]

	課 等	事 務 分 掌
消 防 対 策 部	消防対策部長 (消防長)	ア 消防対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	消防総務課	ア 消防対策本部との連絡調整及び部内の調整に関する事 イ 消防職員及び団員の非常招集に関する事 ウ 消防資機材、物資の調達に関する事 エ 消防職員の罹災状況の把握に関する事 オ 関連法規に基づく公務員災害補償に関する事 カ 被災状況の調査に関する事
	予防課 警防課	ア 消防活動の指揮・統制に関する事 イ 消防資機材の確保に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う消防相互応援協定及び石川県消防広域 応援協定に基づく応援派遣要請に関する事 エ 緊急消防援助隊の要請に関する事 オ 消防関連設備機材（消防車等を含む。）の被害調査に関する事 カ 地震発生後の出火防止等の災害広報に関する事
	消防指令センター	ア 災害の情報収集及び通報・伝達に関する事 イ 消防関連通信器材の運用統制及び管理に関する事 ウ 通信記録の作成に関する事 エ 救急救護活動記録に関する事 オ 消防活動記録に関する事 カ 関係機関の連絡・通報に関する事
	消防署所	ア 消防警戒区域の設定に関する事 イ 消防活動に係る防ぎょ活動に関する事 ウ 救急・救助活動に関する事 エ 住民の避難・誘導に関する事 オ 火災の現場調査に関する事 カ 火災調査報告書に関する事 キ 被災現場における住民への広報活動に関する事 ク 被災地における警戒巡視に関する事 ケ 消防水利の現況把握に関する事 コ 消防活動記録の作成に関する事
備考		

1 3 [教育対策部]

	課 等	事 務 分 掌
教 育 対 策 部	教育対策部長 (教育委員会事務局長)	ア 教育対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	教育庶務課	ア 児童・生徒の安全な避難の確保に関する事 イ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事
	学校教育課	ウ 本部事務局と連携して行う指定避難所の開設準備及び運営協力に 関する事
	教育研究センター 生涯学習課	エ 学校管理者との連絡調整に関する事 オ 児童・生徒・教職員の被災状況把握に関する事 カ 応急教育の準備及び実施に関する事 キ 学用品及び教材の調達に関する事
備考		

1.4 [支援部]

	課 等	事 務 分 掌
第1支援部	議会事務局 (議会事務局長)	ア 議会事務局業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	局 員	ア 市議会との連絡調整に関すること イ 他の対策部の応援に関すること
第2支援部	監査委員事務局・会計課 (監査委員事務局長)	ア 監査委員事務局業務の統括 イ 本部員に係わる業務
	監査委員事務局局員 会計課課員	他の対策部の応援に関すること
備考		

第2節 応急地震津波対策

第1 地震・津波の情報収集 市長公室、消防対策部、関係各対策部

1 緊急地震速報及び津波警報等の有効活用施策の推進

気象庁の緊急地震速報や津波警報等を効果的に収集し、伝達するため、J－A L E R T及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報や津波警報等を伝達することのできるシステムの整備を推進し、地震発生当初の人的被害の軽減を図る。

（1）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対して、長周期地震動階級3以上を予想した場合に長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

さらに、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

（2）緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）経由による市の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

2 地震発生後に気象庁から発表される地震情報

気象庁は地震発生直後に下表の内容で各地の震度情報を発表しており、小松市内には気象庁の震度観測所が平成8年10月1日から設置運用され、観測データは小松市消防指令センターに自動的に伝えられるようになっている。

なお、気象庁から発表される地震情報の細部については、前記の緊急地震速報のほか、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある）。	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生からおおむね30分以内に発表（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表）。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版）地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

3 気象庁から発表される津波情報の内容

津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。
場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

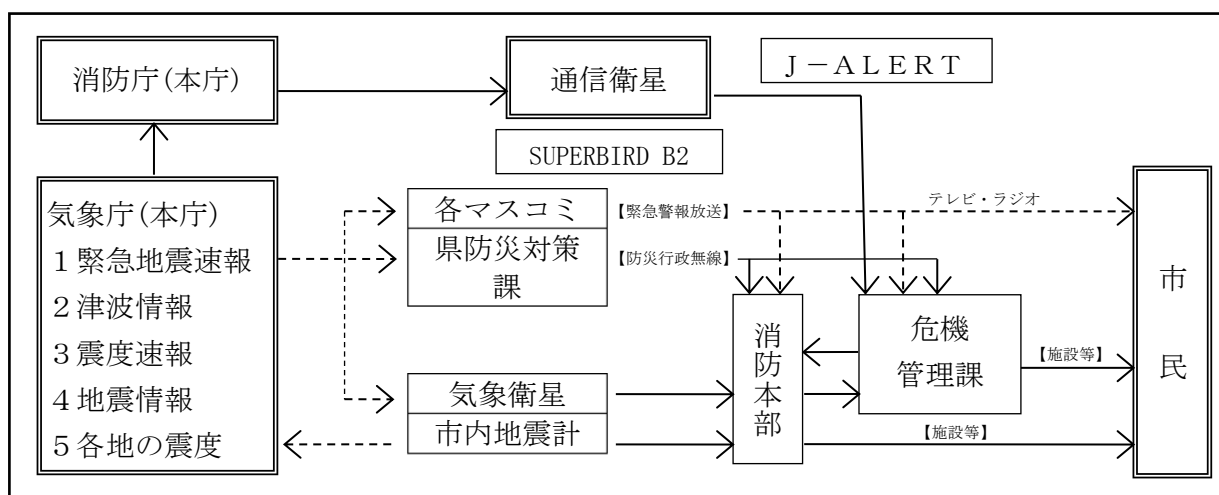
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

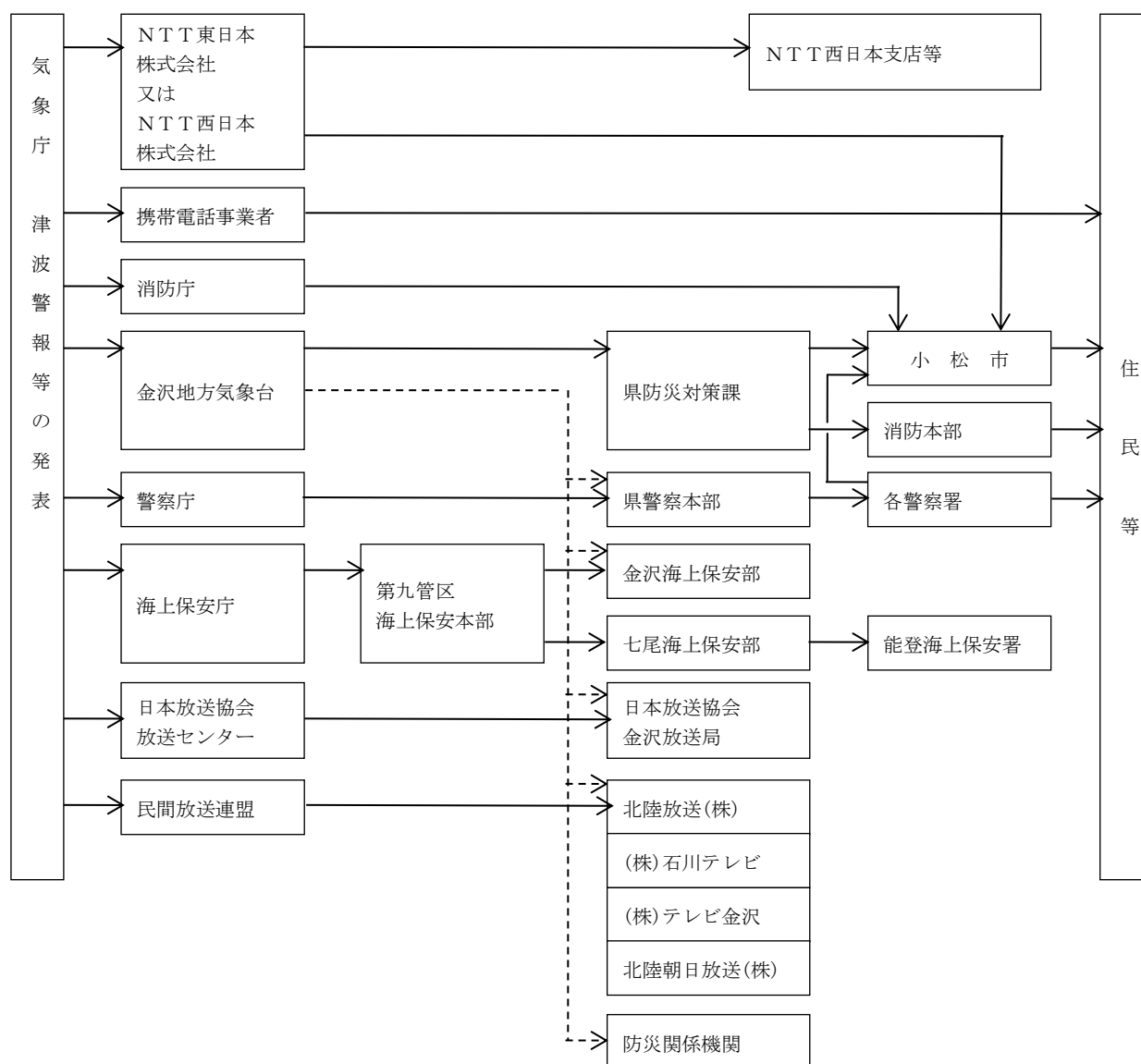
第2 地震・津波情報の収集・伝達

緊急地震速報の有効活用を図るほか、市内の震度及び津波情報は、小松市消防本部で常時把握することが可能であり、迅速な対応を図るため、次の流れで地震及び津波情報の収集・伝達を図る。

1 地震情報の収集・伝達



2 津波情報の収集・伝達



第3 津波災害発生直前の対策 市長公室対策部、関係各対策部

1 安全な避難誘導

津波警報等が発表された場合の情報伝達は、J－A L E R Tと連携した防災行政無線（同報系）により自動的に一斉伝達する。また、屋外に所在する住民等に対しては、自動的に放送される屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車等を活用した迅速な広報を行うなど、情報伝達体制を確保する。

なお、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに、対象住民、海岸付近に所在する住民等に当該情報を付して避難指示等を行い安全な避難誘導に努める。この際、防災行政無線（同報系）のほか、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE等）、緊急速報メール、FAX、消防車、広報車等を活用して、的確な情報の伝達に努める。

2 市民の着意事項

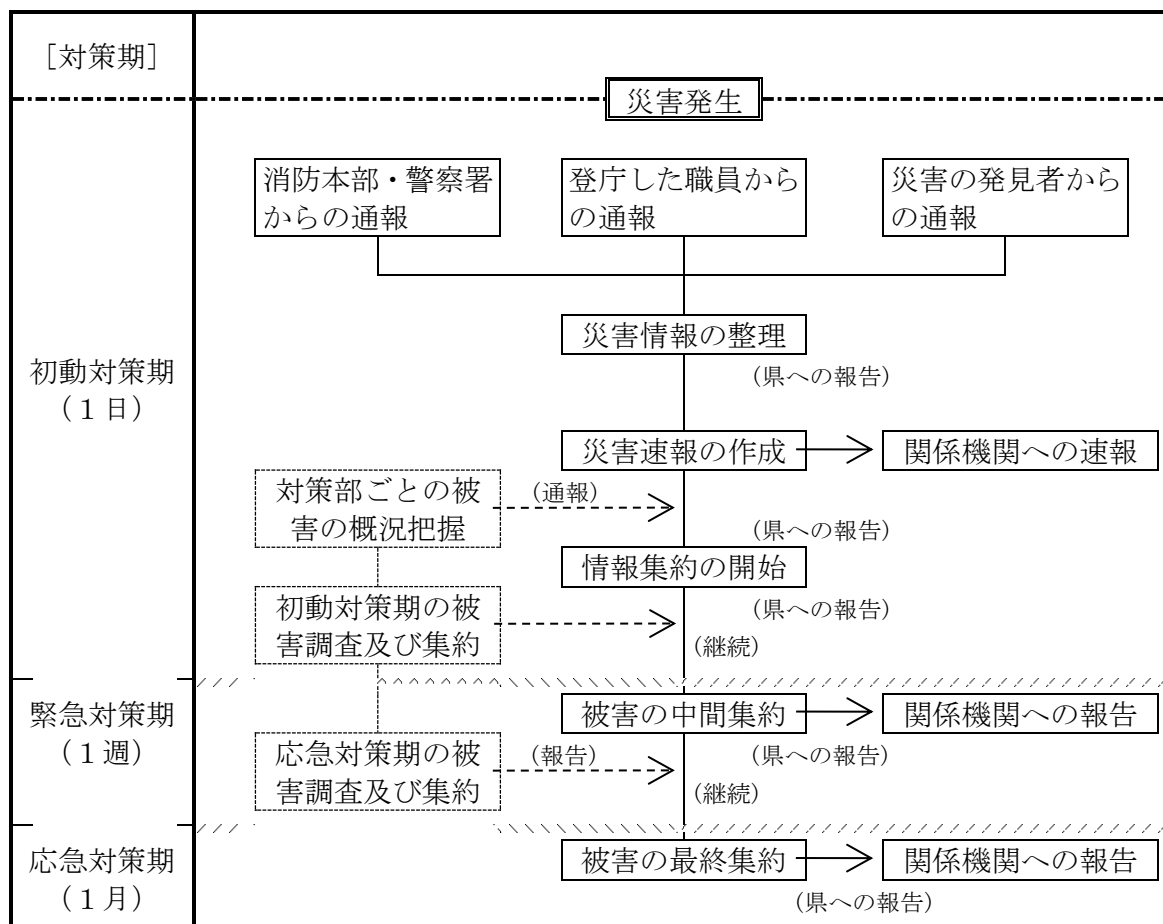
- （1）海岸付近では小さな揺れであっても、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- （2）地震を感じなくとも、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- （3）正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- （4）津波は繰り返し来襲することもあるため、津波警報、注意報解除までは海岸付近に近づかない。

3 水門、樋管等の閉鎖

都市創造部（内水対策室）、経済環境部（農業水産課・農山村創生課）及び上下水道局は、津波に関する予報が発表され、津波の到来が予想される場合にあっては、所轄の水門、樋管等の閉鎖作業を遅滞なく行う。

第3節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、地震災害等における適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に密接な連携の下、迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行う。



第1 被害情報の収集 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

1 初動対策期の被害情報収集

災害発生直後の被害情報の収集・把握は、速やかな対応を図るために極めて重要である。したがって、災害対策本部はあらゆる手段を活用して被害情報の収集に努めるものとする。

- (1) 消防本部、警察署、その他防災関係機関からの報告・通報
- (2) 登庁した職員からの報告（各課で情報を集約し災害対策本部へ報告）
- (3) 各自主防災組織、町内会あるいは市民からの情報
- (4) テレビ、ラジオ等のメディアからの情報
- (5) 石川県総合防災情報システム及び携帯型衛星電話
- (6) 石川県防災行政無線（衛星系）
- (7) 災害時優先電話（携帯を含む。）
- (8) 職員派遣による情報収集（無人航空機、スマートフォンを活用した画像伝送等）
- (9) その他（固定カメラや人工衛星、ヘリコプター等）

2 緊急対策期の情報収集

緊急対策期における被害情報は、各対策部で所管施設の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。なお、各々の対策部が管理する施設のうち、下記項目に該当するものは詳細な被害調査を行う。

部 名	被 害 調 査 項 目
総合政策対策部	庁舎その他市の管理する施設機材の被害状況
こども家庭対策部	保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等被害状況
健康福祉対策部	福祉施設等の被害状況
国際文化交流対策部	(1) 観光施設の被害状況 (2) スポーツ施設の被害状況 (3) 文化財の被害状況 (4) 文化施設の被害状況
経済環境対策部	(1) 農業用施設の被害状況 (2) 林道の被害状況 (3) 港湾・海岸施設の被害状況 (4) 廃棄物処理施設の被害状況
都市創造対策部	(1) 道路・橋梁・河川施設の被害状況 (2) 公園、市営住宅の被害状況
上下水道対策部	上下水道施設の被害状況
医療対策部	病院内の被害状況
教育対策部	学校施設の被害状況

第2 被害の判定基準 本部事務局、関係各対策部

人的・物的被害の判定は、おおむね次に示す基準によるものとし、明記しない各施設の被害判定は、それぞれの被害区分に準じて認定するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

1 人的被害等の判定

被害区分	判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 建物被害の判定

被害区分	判 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

3 その他被害の判定

被害区分	判 定 基 準
田の流失、 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、 埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う。
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
橋 梁	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

5 被害金額の判定

被害区分	判定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考：災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	

6 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第3 通信連絡網の確保 **本部事務局、関係各対策部、関係機関**

地震発生時においては通常の電話回線はほとんど使用できなくなることが予想されることから、災害時における緊急通信確保のため、災害時優先電話、地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））及び小松市等の災害時のための種々の通信連絡網の整備と活用を図る。（関係機関等連絡先一覧：資料編参照）

1 災害時優先電話の確保

非常緊急通話優先取扱電話番号（NTT）

電話番号	発信者機関名	備考
*****	市長室	災害対策本部の優先電話は発信専用として運用する。
22-3768	記者室	
22-5273	広報秘書課（FAX専用）	
23-0294	ふれあい福祉課（FAX専用）	
22-4110	災害対策本部用	
22-4115	災害対策本部用	
22-4116	災害対策本部用	
22-4119	交換室で切り替え	

2 地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））

資料編「関係機関等の連絡先」参照

3 小松市防災行政無線の活用

「小松市防災行政無線」を効果的に活用する。

4 通信設備の応急復旧

災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4 関係機関への報告及び通報 **本部事務局**

報告及び通報は、組織的な防災活動を円滑に実施するために極めて重要な事項であり、県に対する報告を最優先に行うほか、関係機関への連絡・通報も遅滞なく行うよう努めるものとする。

1 県への報告

(1) 手段

県への報告については、石川県総合防災情報システムを主用するほか、使用できる通信手段により適時、適切に実施する。

(2) 内容

初動対策期における報告については、必要と判断した全ての事項について実施するが、緊急対策期以降については、国及び県の指示に基づくほか、定められた手順及び様式により行う。

報告様式等の細部については、資料編参照。

2 関係機関への連絡・通報

県を除く関係機関への連絡・通報は、本部事務局あるいは各対策部で必要に応じ、適時実施するものとし、通報の遅れ、漏れ等がないように、関係機関の連絡先一覧を確認しつつ実施するよう努める。

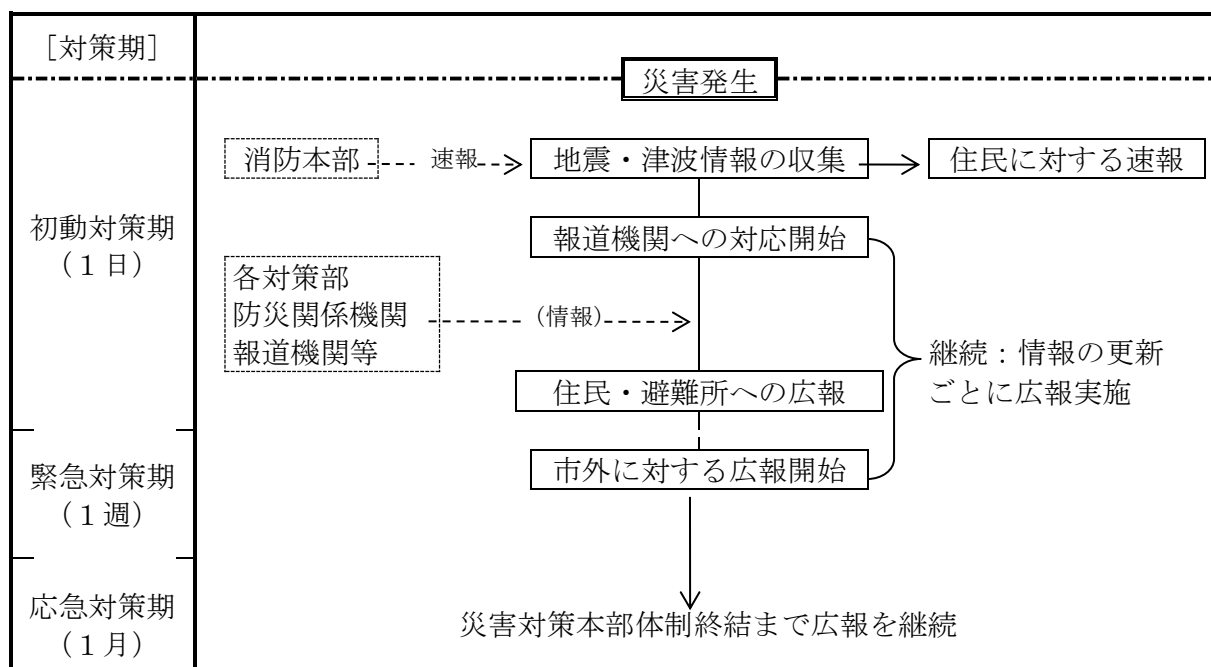
関係機関の連絡先一覧については、資料編参照。

第4節 災害広報

地震発生時の混乱した事態において、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を適宜、適切に提供できるよう、市及び関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。



第1 防災行政無線（同報系）の運用 本部事務局、関係各対策部

1 基本事項

各種防災情報の市民に対する伝達については、災害対策本部の判断で警戒、避難、救護、復旧等の各段階に応じ、下記の内容を基準として行うものとする。

また、災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

(1) 地震発生直後の広報

- (1) 地震の規模、震度、その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- (2) 津波発生の有無、その他の状況や規模
- (3) 出火防止をはじめ、地震時の行動や注意事項
- (4) 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- (5) 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- (6) 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- (1) 市域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- (2) 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- (3) 医療機関の診療状況
- (4) 電気等ライフラインの復旧状況
- (5) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- (6) 交通機関、金融機関等の復旧状況
- (7) 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- (8) 被災者生活支援に関する情報
- (9) 犯罪情勢及び予防対策
- (10) 被災事業者向けの情報

(3) 支援者に対する広報

- (1) ボランティアの募集に関する情報
- (2) 義援金・寄付金の募集に関する情報
- (3) 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

2 放送手段

防災情報の放送は、原則として小松市消防本部消防指令センターより行う。ただし、災害対策本部設置後は本部事務局より行うものとし、放送に伴う開始・終了音は次のとおりとする。

- (1) 原則としてチャイム音を使用する。
- (2) 緊急安全確保、避難指示を行う場合はサイレン音を使用する。
- (3) 特に緊急性・重要性のある情報は、災害対策本部の判断でサイレン音を使用する。
- (4) 聴覚障がい者には聴覚障がい者用 F A X 等で情報伝達を行う。

災害により市役所庁舎が被災し、防災行政無線親局が使用不能となった場合は、可搬型親局装置を使用し放送を行う。

なお、可搬型親局装置の使用に関する手順等については別に定める。

3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線（同報系）による放送基準

種 類		警報等の各種情報		報知音		回転灯
自動起動で放送する事項		武力攻撃等に関する情報	弾道ミサイル・大規模テロ情報等	有事サイレン 14秒吹鳴		赤点滅 ピピピ
		緊急地震速報 (特別警報含む。※ ¹)	最大震度5弱、震度4以上予想で起動 長周期地震動階級3以上で起動	緊急地震 チャイム音		赤点灯 ピピピ
		特別警報 (気象※ ² ・噴火)	数十年に一度の気象 居住地域嚴重警戒	チャイム音		
		特別警報 (大津波警報)	大 津 波 (3m以上)	サイ 消 防 レ ン	3秒吹鳴 2秒休止×3	
		津 波 警 報	津 波 (1m～3m)		5秒吹鳴 6秒休止×2	
		津波注意報	津 波 (0.2m～1m)	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止×2		黄点灯 ピーピー
		震 度 速 報	震度4 以上～	チャイム音		
手動により放送する事項	次の情報源による放送 ・ J-ALERT ・ 県総合防災情報システム	レベル4危険警報	状況に応じて	チャイム音		黄点灯 音なし
		気 象 警 報				
		指定河川洪水予報				
		気象防災速報				
	市独自の放送	高齢者等避難		チャイム音		—
		避難指示・緊急安全確保		サイレン5秒×1		
		その他の防災情報等		チャイム音		
		録 音 定 時 放 送				
		ミュージック・チャイム等				
放送禁止事項		他 の 気 象 注 意 報		—		緑点灯 音なし
		震源、震度に関する情報				

細部は、小松市防災行政無線運用要綱による。

※1 震度6弱以上

※2 大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮、波浪、暴風、大雪、暴風雪

第2 放送事業者の利用 本部事務局、関係各対策部

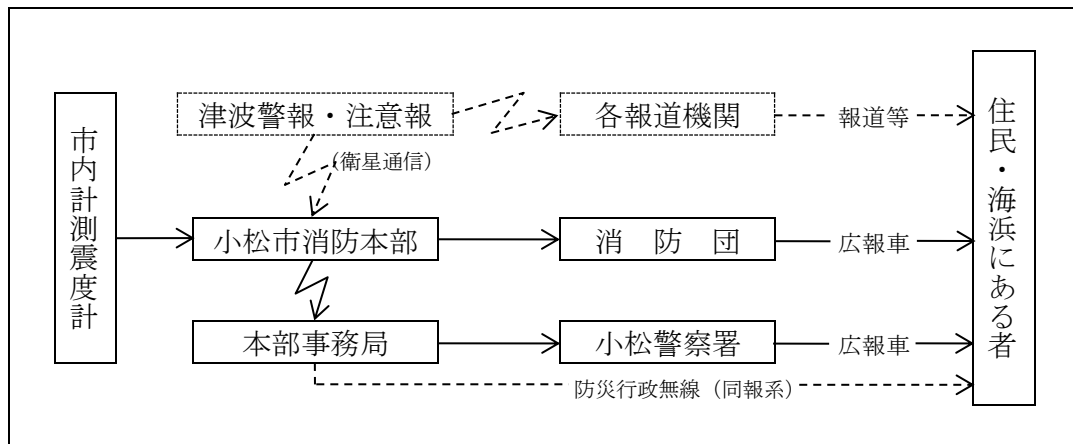
本部長は、災害に関する情報等について、ラジオ、テレビ等のマスメディアを利用することが適当と認めるとき、県を通じて、放送法に基づく緊急警報放送を活用するほか、協定に基づきラジオこまつ（76.6MHz）、テレビ小松の有効活用を図る。

第3 地震及び津波情報の広報 本部事務局、関係各対策部

市は、J－A L E R T及び防災行政無線（同報系）の自動起動放送により、緊急地震速報及び津波警報等を同時一斉伝達するほか、手動による防災行政無線（同報系）の屋内外への放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、緊急速報メール、ホームページ、F A X、広報車、消防車等による広報を迅速に行う。また、津波警報が発表された場合、海岸付近の住民や海浜にある者に対し避難を呼びかける。

なお、災害対策本部設置前の災害広報は消防本部が担当し、災害対策本部設置後は本部事務局が担当するものとする。

【災害対策本部設置後の災害広報】



第4 被害・復旧状況の広報 **本部事務局、関係各対策部****1 避難所及び住民への広報**

避難所及び住民に対する災害の被害状況や復旧情報等の広報は、次の手段で広報を行うほか、携帯電話等あらゆる手段を活用して行う。

手 段	内 容	備 考
広報車の巡回 防災行政無線	(1) 応急給水活動状況、復旧の見通し (2) 給水、食料供給の情報 (3) その他	必要に応じ実施
避難所掲示板	(1) 避難所生活の注意事項 (2) 住民サービスの情報等	避難所の入口に設置する。
生活広報の作成 及び配布	(1) 被害状況及び復旧状況 (2) 仮設住宅の入居等について (3) 罹災証明書等、住民サービス情報	状況に応じて2～3日ごとに発行し、避難所、本部で配布。
ラジオこまつ テレビ小松	協定に基づく市民に対する各種案内・広報	災害対策本部の指示を受けて適宜実施
安否情報の収集 ・提供システム	武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し安否情報の収集・活用に努める。	要領等の細部は、小松市が策定する「小松市国民保護計画」による。
その他	(1) 災害用自販機掲示板等による防災情報 (2) 被災者生活支援に関する情報について、避難所にいる被災者への家族や支援団体からの伝達の呼びかけ等	

2 市外に対する広報

災害の状況により、市外からの問い合わせが殺到することが想定される場合、報道機関への発表以外に、次の手段を用いた広報を行う。

手 段	内 容	備 考
小松市 ホームページ の活用	(1) 要搜索者、避難者の状況 (2) 被害状況及び復旧状況 (3) ボランティアの要請及び受付等	情報内容の変更ごとに更新

3 防災関係機関の広報

災害が発生した場合、防災関係機関は次の内容の広報を実施し、応急活動の状況及び復旧の見通しについて住民への周知を図る。

関係機関	広 報 内 容	広 報 の 手 段
小松警察署	避難、交通規制、二次災害の防止	広報車
北陸電力㈱	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
N T T 西日本	(1) 通信の途絶、利用制限 (2) 施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
小松ガス㈱	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関

4 安否情報の提供等

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

5 住宅に関する各種調査等の情報提供

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第5 報道機関への対応 本部事務局、関係各対策部

1 報道機関への広報の要請

本部事務局（広報班）は、報道機関へ依頼すべき広報内容を各対策部から受付、県を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

2 記者会見の実施

災害対策本部が設置された場合、本部事務局（広報班）は、市役所内に共同記者会見場を設営する。また、災害の規模が大きい場合は毎日定時に、その他は必要に応じて記者会見を行い、報道機関に対する情報提供を行う。

（1）発表者

市長又は本部事務局広報班長（広報秘書課長）

（2）内容

ア 災害の種類、発生場所、日時、状況等

イ 災害応急対策の進行状況等

3 取材活動の自粛要請

次に掲げる場所については、必要に応じて報道機関の取材活動の自粛を要請する。

（1）災害対策本部の本部内

（2）避難所内

第5節 消防活動

大地震発生時には、火災の多発により、市民の生命身体及び財産に大きな危険が発生するため、消防職員はもとより全市域をあげて出火防止と消火活動を行う。

第1 地震時の消防活動 消防対策部

1 消防活動の体制

地震発生後、迅速、的確に消防活動を開始するため、消防職員及び消防団員は次のように参集し、即座に活動を行うものとする。

参 集 条 件	参集対象	参 集 場 所
震度4以上の地震が発生したとき	署課長以上 及び非番消防指令センター員	消防本部
(1)震度5弱以上の地震が発生したとき (2)市域に津波警報が発表されたとき (3)小松市災害対策本部が設置されたとき	全消防職員	自己の所属先
	全消防団員	団本部員：消防本部 各分団員：各分団車庫

2 消防活動の優先等

(1) 消火活動の優先

地震発生直後には、火災だけではなく、各種災害が同時に発生することが予想され、消防本部、消防団だけでは全ての災害に即応することが困難となることが予想されるが、人命救助及び被害の極限の観点から、消火活動を他の活動より優先させることを基本とする。

(2) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- | |
|--|
| ア 火災の状況
イ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況 |
|--|

(3) 消防活動の留意事項

地震時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

3 救助活動

地震時には家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、崖崩れ等が複合的に発生し、大規模な人的災害が発生することが予想される。したがって、消防対策部長は、状況の正確な把握に努めるとともに、限られた人員、器材の効果的な活用に着意した指揮に努めるものとする。

第2 消防応援部隊に対する派遣要請 本部事務局、消防対策部

消防対策部長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、応援要請を行う。

要請に当たっての連絡事項は次のとおりとする。

- 1 災害発生日時・場所
- 2 災害状況
- 3 人的・物的被害状況
- 4 応援部隊種別・隊数・必要資機材
- 5 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート
- 6 ヘリコプター緊急飛行場外離着陸場の位置・名称
- 7 応援活動に利用可能な港湾施設の位置・名称
- 8 その他必要な事項

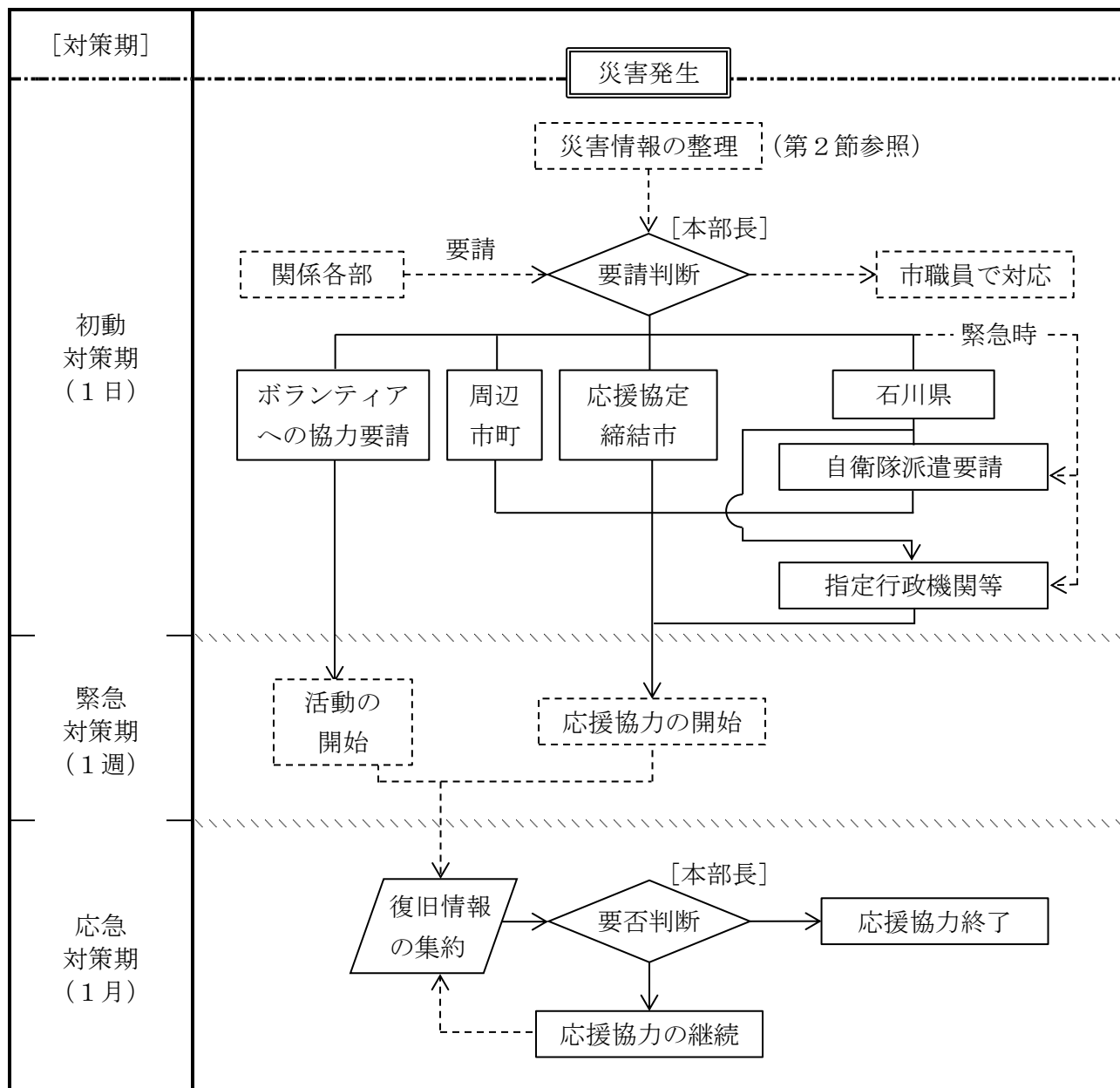
なお、消防活動が大規模、長期化する場合等で国（消防庁）が行う緊急消防援助隊の派遣要請については、本章 第6節 第2によるほか、県を通じて遅滞なく要請するよう努める。

（本部事務局）

第3 惨事ストレス対策 消防対策部

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

第6節 相互協力・応援要請



第1 応援要請の決定 本部長

本部長は、市のもつ現有活動勢力で災害応急対策が困難と判断した場合、他の関係機関に対して躊躇なく応援要請を行う。

第2 応援要請の実施 本部事務局

1 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 自衛隊の災害派遣要請は、原則として市長が知事（県災害対策本部又は防災対策課または、危機管理政策課）宛に依頼する。災害派遣要請の伝達内容は次頁に示したとおりとし、文書をもって要求するものとするが、緊急を要する場合は電話又は口頭で要求し、事後速やかに

所定の手続きを取る（本部事務局で処理）。

なお、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合、市長は防衛大臣又は指定する者に災害状況を通知し、事後、知事にその旨を通知する。

「派遣要請に記載する事項」 「補足事項」	
ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となる事項 ・ 現に実施中の応急措置の状況 ・ 宿泊施設等の受入体制の状況 ・ 部隊が派遣された場合の連絡責任者	
派 遣 要 請 先 部 隊	N T T 電話回線
自衛隊石川地方協力本部（総務課）	076 -291-6250
陸上自衛隊 第14普通科連隊（第3科）	076 -241-2171（内線235）
航空自衛隊 第6航空団 司令部（防衛部）	0761- 22-2101（内線231）
海上自衛隊 舞鶴地方総監部（防衛部）	0773- 62-2250（内線2548）

（2）派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・小松警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的に作業が分担できるよう、次の措置を取る。

- ア 本部事務局内に派遣部隊の連絡員を置く。
イ 部隊の展開に必要な場所（活動拠点）を準備する（ヘリポートの設置を含む）。
ウ 災害対策本部と派遣部隊間の連絡調整に係る通信手段を確保する。

なお、受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にあつては防災活動拠点又はその近傍を指定するよう努める。

（3）使用資機材の準備

災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。

災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

（4）派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策等の進捗状況により、派遣部隊の撤収の要請を行う場合、派遣部隊の長と協議の上、知事宛に依頼する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

3 県及び他市町への応援要請

(1) 応援の要請先

本部長は、災害応急対策又は復旧対策のため必要があると認めたとき、次の自治体に応援を求め、災害対策の万全を期する。

- | |
|------------------------------------|
| ア 石川県（災害対策基本法第 68 条） |
| イ 災害時相互応援協定締結市町 |
| ウ その他上記協定を締結していない市町（災害対策基本法第 67 条） |

(2) 応援要請の方法

要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は電話等の迅速な通信手段で要請し、事後、速やかに所定の手続きを取る。

- | |
|------------------------------|
| ア 被害の状況 |
| イ 物資、資器材、車両等の要請をする場合は、品名及び数量 |
| ウ 職員の応援を要するときは、職種及び人員 |
| エ 応援場所及び応援場所への経路 |
| オ 応援を希望する期間 |
| カ その他参考となる事項 |

「応援連絡先」

応援要請先	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
石 川 県	危機管理部 防災対策課 危機管理政策課	Tel. 076-225-1483 Fax. 076-225-1484	Tel. 6-111-4280 Fax. 1-111-6743
協定自治体	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
金 沢 市	危機管理課	Tel. 076-220-2366 Fax. 076-233-9999	Tel. 6-201 Fax. 1-201
加 賀 市	危機対策課	Tel. 0761-72-7891 Fax. 0761-75-7388	Tel. 6-206 Fax. 1-206
能 美 市	危機管理課	Tel. 0761-58-2201 Fax. 0761-51-5119	Tel. 6-323 Fax. 1-323
白 山 市	危機管理課	Tel. 076-274-9536 Fax. 076-274-9554	Tel. 6-208 Fax. 1-208
七 尾 市	危機対策課	Tel. 0767-53-6880 Fax. 0767-53-8411	Tel. 6-202 Fax. 1-202
輪 島 市	防災対策課	Tel. 0768-23-1157 Fax. 0768-22-9220	Tel. 6-204 Fax. 1-204
珠 洲 市	総務課 危機管理室	Tel. 0768-82-7725 Fax. 0768-82-5685	Tel. 6-205 Fax. 1-205
羽 咋 市	生活安全課 地域防災係	Tel. 0767-22-7176 Fax. 0767-22-0240	Tel. 6-207 Fax. 1-207
か ほ く 市	防災環境対策課	Tel. 076-283-7124 Fax. 076-283-1115	Tel. 6-364 Fax. 1-364
川 北 町	総務課	Tel. 076-277-1111 Fax. 076-277-1748	Tel. 6-324 Fax. 1-324
野々市市	総務課 防災安全係	Tel. 076-227-6051 Fax. 076-227-6255	Tel. 6-344 Fax. 1-344
勝 山 市	総務課 危機管理防災係	Tel. 0779-88-8125 Fax. 0779-88-3855	Tel. 6-018-305-2 Fax. 6-018-305-5
あ わ ら 市	危機管理課	Tel. 0776-73-8040 Fax. 0776-73-1350	Tel. 6-018-314-2 Fax. 1-018-314-1-1900
越 前 市	防災危機管理課	Tel. 0778-22-3081 Fax. 0778-22-3458	Tel. 6-018-302-2 Fax. 1-018-302-1-2990
高 岡 市	危機管理課	Tel. 0766-20-1229 Fax. 0766-20-1549	Tel. 6-016-202-308 Fax. 1-016-202-306
高 山 市	危機管理課	Tel. 0577-35-3345 Fax. 0577-35-3174	Tel. 6-021-571-2 Fax. 1-021-571-719
島 田 市	危機管理課	Tel. 0547-36-7143 Fax. 0547-35-6000	Tel. 6-022-209-9999 Fax. 1-022-209-9100
牧 之 原 市	危機管理課	Tel. 0548-23-0056 Fax. 0548-23-0049	Tel. 6-022-422-2450 Fax. 6-022-422-2499

(3) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

本部長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、本部長は次の事項を明らかにする。

- | |
|------------------------|
| (ア) 派遣を要請する理由 |
| (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員 |
| (ウ) 派遣を必要とする期間 |
| (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| (オ) その他職員の派遣について必要な事項 |

イ 職員の派遣のあっせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせンを求める。

- | |
|----------------------------|
| (ア) 派遣のあっせンを求める理由 |
| (イ) 派遣のあっせンを求める職員の職種別人員 |
| (ウ) 派遣を必要とする期間 |
| (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |

(4) 受け入れ体制の確立

本部長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舍を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(5) 広域応援協力体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

4 指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請

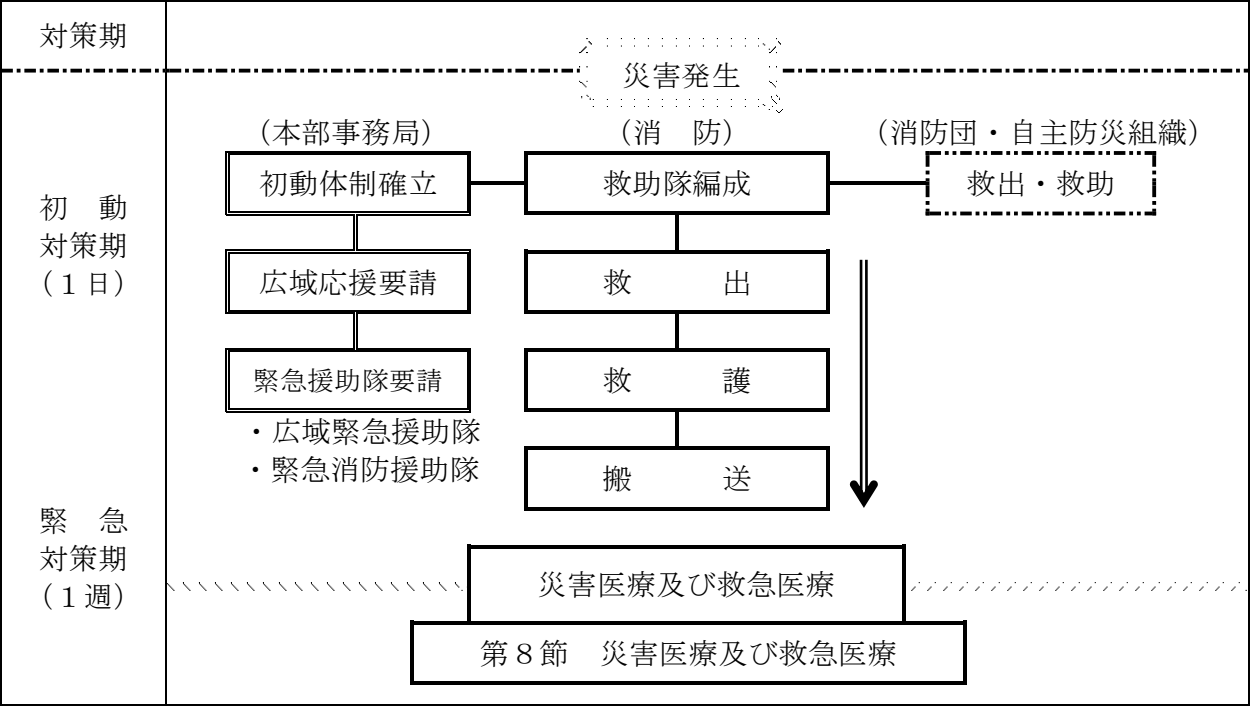
本部長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

なお、県に対して要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待たないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施する。

第7節 救急・救助活動

大規模地震発生時には、倒壊家屋の下敷き、地下、ビル内での孤立、車両事故等による負傷者等、救急・救助を要する事案が多箇所でも多数発生することが予想されることから、遅滞なく市、消防本部、自主防災組織及び市民は、連携して救助活動を開始し、生命、身体が危険になった者を直ちに救助し負傷者を医療機関に搬送する。また、市は、広域応援要請、緊急援助隊の派遣要請を速やかに行う。

「救急・救助活動の流れ」



第1 実施体制

1 町内会、自主防災組織、市民、事業者

自発的かつ速やかに被災者の救助活動を開始するとともに、消防本部への通報を行う。

2 消防対策部

消防職員による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、器材を準備し、迅速に活動を開始して、協定に基づく応援隊の出動要請を行う。

3 市（本部事務局）

- (1) 収集できる被災情報を消防対策部と共有し、要救助者の把握に努める。
- (2) 全般被災状況の速やかな把握に努め、遅滞なく県に対して広域応援要請及び国（県を通じて）への緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第2 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第5節「消防活動」第3による。

第3 医療救護活動

次節 第8節「災害医療及び救急医療」による。

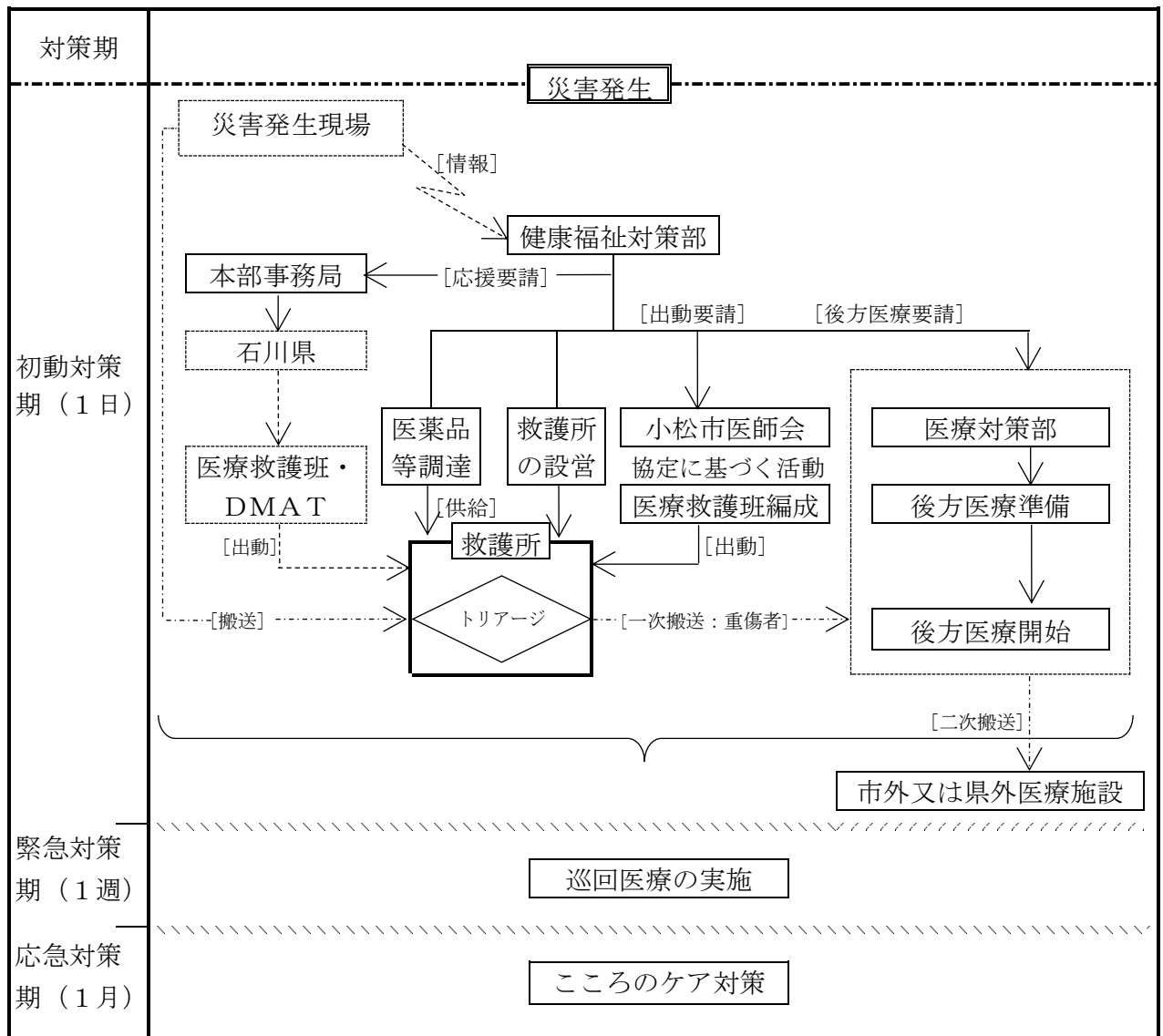
第4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第8節 災害医療及び救急医療

地震時には建物の倒壊、火災等により多数の負傷者等が発生し、医療・救護需要が、膨大になることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、協定に基づく小松市医師会との緊密な連携の下、迅速に医療救護活動を行う。ただし、それでも十分な対応ができない状況にあつては遅滞なく県あるいは関係機関に対して医療救護に係る応援を要請する。

「災害医療・救急医療の流れ」



第1 初動対策期の応急医療

健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部、医師会

1 医療救護班の派遣要請

(1) 災害により多数の傷病者が発生した場合

ア 健康福祉対策部長は、「災害時の医療救護に関する協定」（平成11年8月10日）に基づき医療関係者による医療救護班の編成及び出動を小松市医師会に要請する。

小松市医師会：小松市京町8-1-2 Tel.0761-22-2714

イ 市で十分な対応ができない場合、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して医療救護班の派遣要請を行う。

なお、このときの伝達系統は次のとおりとする。

健康福祉対策部 → 本部事務局 → 石川県 → DMAT・医療救護班
→ 日本赤十字社石川県支部小松市地区

(2) 医療関係者自らが必要を認めた場合

小松市医師会は、健康福祉対策部からの要請を待たずに医療救護班を編成し出動する。この場合、直ちに健康福祉対策部に通報する。

(3) 医療救護班の編成

医療救護班は、小松市医師会の医療関係者をもって編成する。

2 救護所の設置

健康福祉対策部は、応急医療活動の実施にあたり、小松市医師会・警察署等の協力を得て、避難所若しくは災害現場等、応急医療活動が安易に行える場所に「救護所」を設営する。

なお、救護所の運営は医療救護班が行うものとする。

3 医療救護班の業務内容

医療救護班は、医療救護所等において次のような業務を行う。

- (1) 傷病者のトリアージ（トリアージ・タグ※）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (4) 救護所における診療
- (5) 避難所等の巡回診療
- (6) 被災地の病院支援
- (7) その他必要な事項

※傷病者の状況の観察から重症度と緊急度を判定し、後方医療施設への緊急連絡等を記録した伝票（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

「参考」：トリアージについて

トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の負傷者に最善の医療を実施するため、負傷者を傷病の緊急度と重傷度により「最優先治療群（重傷）」「非緊急治療群（中等傷）」「軽処置群（軽傷）」及び

「死亡群」に分類し、治療優先度を決める行為である。

分 類	優先順位	識別票（トリアージ・タグ）
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等傷）	第2	黄
軽処置群（軽傷）	第3	緑
死亡群	第4	黒

4 後方医療

（1）後方医療実施機関

広域災害・救急医療情報システム等を有効に活用するほか、本部事務局は、小松市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数の把握に努め、救護所若しくは災害発生現場から搬送される重傷者の収容医療機関を確保する。

（2）救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、市民ボランティア、警察署、消防機関等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防対策部が関係機関の協力を得て行う。

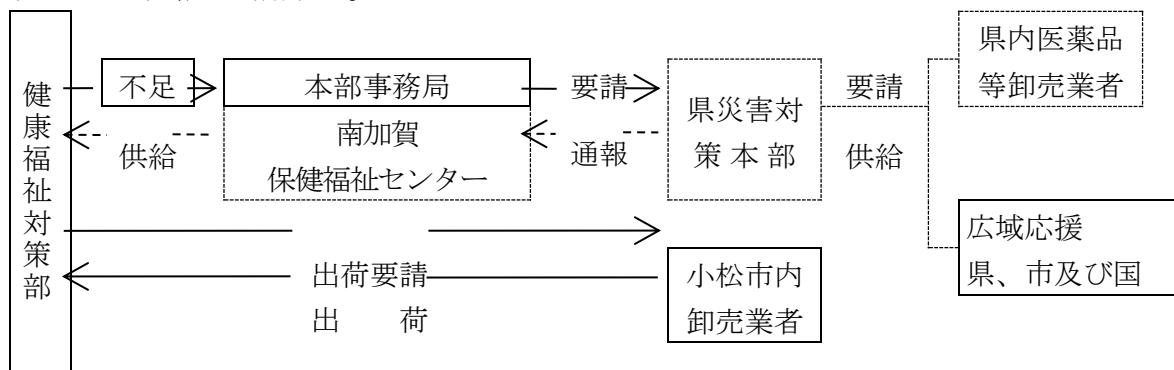
ウ 後方医療機関から市外あるいは県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防対策部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合は、本部事務局は自衛隊又は県に二次搬送を要請する。

5 医薬品等、輸血用血液及び資機材等の調達

(1) 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、健康福祉対策部は要請先へ医薬品等を供給する。ただし、調達できない医薬品等については、県災害対策本部に本部事務局を通じて供給を要請する。



(2) 輸血用血液の確保

医療施設から要請を受けた場合、医療救護班は県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) その他資機材の確保

医療救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- ア 飲料水、洗浄のための給水は上下水道対策部に要請する。
- イ 応急医療に使用する医薬品等は、原則として健康福祉対策部で調達したもので対応する。
- ウ 健康福祉対策部で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- エ 電気の供給、通信障害等に関しては、本部事務局を通じて関係機関に要請する。

6 記録等

医療及び助産を実施した場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) トリアージ・タグ
- (2) 医療救護報告書
- (3) 救護班員名簿及び活動記録
- (4) 医薬品使用報告書
- (5) 事故傷病死亡者概要
- (6) 医薬品衛生材料受払簿
- (7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳及び助産関係支出証拠書類
- (9) 物件損傷報告書
- (10) 事故報告書

第2 緊急対策期以降の医療救護**健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部****1 巡回医療の実施****(1) 巡回医療班の編成**

健康福祉対策部は、災害発生から1週間を目安に長期的な医療やこころのケア対策として、巡回医療班の編成を小松市医師会と協議して行う。また、巡回医療に当たっては避難所等の巡回スケジュールを作成し、定期的な医療活動を行う。

(2) こころのケア対策

被災者が災害という危機を体験するストレスは心的外傷後ストレスと呼ばれ、このストレスが原因となって、被災者に下記の心身変調が生じることが指摘されている。

- ア 再体験 : 被災の瞬間を夢にみたりして、夜中に目を覚ましたりする。
- イ 認知的回避 : 将来を考えなかったり何事にも無関心であろうとするなどの行為を伴う。
- ウ 生理的過緊張 : 睡眠障がいや典型的で、徐々に体力を消耗する。

この三つの症状が一ヶ月以上続くと「心的外傷後ストレス障がい」(PTSD)と定義される。この障がいは病気ではなく、災害対策基本法にも触れていない精神的な障がいではあるが、被災地の人的な復旧と復興の鍵として位置づけられることから、必要に応じて県に要請してこころの相談所を開設し、精神科医等による巡回相談を行うなど、こころのケア体制の整備に努める。

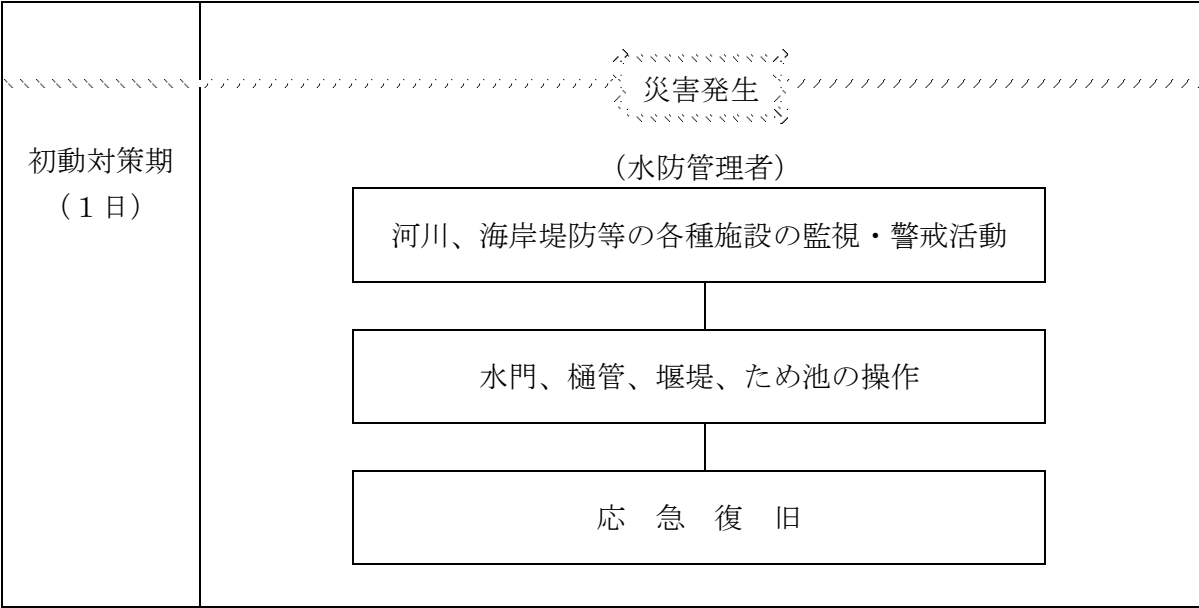
2 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第9節 水防活動

市及び防災関係機関は、地震に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。この際、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、出動準備や出動に遺漏のないよう主体的に実施する。

「水防活動のフロー」



第1 警戒・監視活動 都市創造対策部、関係各対策部

地震による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設の警戒・監視及び水門、樋門、堰堤、ため池等の操作を「小松市水防計画」に基づき行う。

なお、地震災害に対応する活動も同時に行うことから、活動開始当初から市だけでは対応できない事態が予想され、その場合にあっては、市、防災関係機関、自主防災組織及び市民が一体となって、まず人命救助を第一義とした活動を開始するとともに、県、国、関係機関、他自治体等への応援派遣要請を遅滞なく行う。

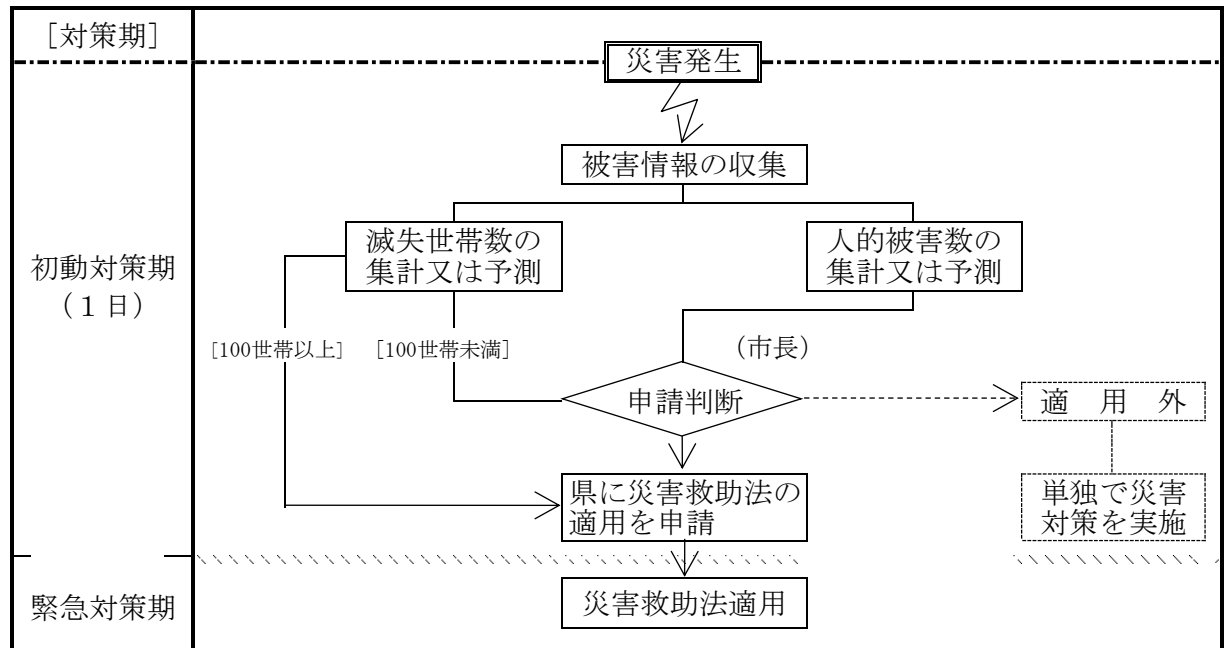
第2 応急復旧 都市創造対策部、関係各対策部

水防計画に基づき、水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、関係機関等の協力を得て迅速かつ適切に応急復旧を行う。

第10節 災害救助法の適用

市は、市域における災害の状況により災害救助法の適用が必要であると判断した場合には、速やかに知事に対してその状況を明らかにして適用に係る要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、県と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。



第1 災害救助法の適用基準 本部事務局

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。小松市における具体的適用基準は次項のいずれか1つに該当する場合であり、県が行う。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した数	小松市：100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した数のうち市内の住家が滅失した数	石川県：1,500世帯以上 小松市：50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した数のうち市の救助を必要とするとき	石川県：7,000世帯以上 かつ市内多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数(注1)	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又受けるおそれが生ずる場合	住家被害関係なし(注2)	第1項第4号

(注1)：知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要あり。

(注2)：下記の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）

- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)

2 住家被害の認定基準

住家被害の認定基準は、おおむね次のとおりとする。

被害区分	認 定 の 基 準
全 壊	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
半 壊	損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
準半壊に至らない(一部損壊)	上記5点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のものの又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」は現実に居住のため使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ1住家として取り扱う。

3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定は、次のとおりとする。

住家の被害程度	滅 失 世 帯	備 考
全壊、全焼、流失	1世帯当たり 1世帯として換算	
半壊、半焼	〃 1/2世帯として換算	みなし換算
床上浸水	〃 1/3世帯として換算	みなし換算
床下浸水、一部破損	(対 象 外)	

第2 災害救助法の適用手続き **本部事務局**

1 災害救助法の適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 適用申請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施決定を待つことができない場合、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。

その後の処理に関しては、知事の指揮を受ける。

3 災害救助法に基づく救助の実施

市は、別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」（平成12年3月31日厚生労働省告示第144号。一部改正（平成25年10月1日内閣府告示第228号））に定める救助のほか、知事が必要と認めるものについて、市長（本部長）が行うよう知事（県本部長）から通知を受けた場合は、救助の内容及び当該救助を行う期間の範囲でこれを行う。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年7月現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20日以内着工 災害発生の日から 速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考							
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
			区 分		1人世帯					2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			全壊 全焼 流失	夏	20,300					26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
				冬	33,700					43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
			半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700					8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700	14,000		19,900	23,600	29,800	3,900							
6	医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失ったもの(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上							
9	福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上							
10	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内			災害発生の日から10日以内								
11	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内			災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)								

地震災害対策編 第2章 地震災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 2	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
1 3	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
1 4	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
1 5	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,700円以内 2 一時保存 ・既存の建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
1 6	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
1 7	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
1 8	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
19	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
			イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によつては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第11節 災害警備及び交通規制

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保については、警察機関及び海上保安部が担当する。（災害警備に係る、警察機関等の警備体制等については、「石川県地域防災計画」を参照）

第1 災害警備 消防対策部、自主防災組織、県警察

1 社会秩序の維持

（1）公安警備

災害時における公安警備は、警察が担当する。また、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備の実施については、「石川県地域防災計画地震災害対策編」及び「石川県警察災害警備計画」に基づいて行われる。

（2）秩序の確保

避難指示等の発表、発令により、当該地域が無人となった場合の当該住民の財産保護についても、警察が担当することとなる。また、被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は町内会や自主防災組織等と連携し、パトロール等を行うことで社会秩序の安全確保を行う。

（3）警察の役割

警察署は防災関係機関と協力し、次に掲げる業務について、人命の保護を第一義とした社会秩序の維持にあたる。

ア	気象情報等関連情報の収集伝達
イ	被害の実態把握
ウ	住民の安心確保
エ	危険地域及び被災地域における住民等の避難誘導
オ	交通の混乱及び避難路、緊急交通路確保等の交通上の措置
カ	負傷者等の救出、救護
キ	遺体の検視、見分及び行方不明者の搜索
ク	被災地、避難地域及び避難所並びに重要施設のパトロールの実施
ケ	不穏動向の未然防止及び各種犯罪の防止
コ	銃砲・刀剣類の一時預け、保管等の措置
サ	関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
シ	その他必要な警察業務

2 防火パトロール 消防対策部、消防団、自主防災組織

地震に伴う火災が鎮火した後、次の要因による火災が再燃するおそれがあるため、消防対策部は、自主防災組織等と協力し、市内のパトロールを実施する。

（1）	停電回復後の通電火災に対する警戒
（2）	鎮火後の再燃の警戒

第2 交通規制 消防対策部、県警察

1 規制の時期区分の目安

災害時における交通規制の時期区分の目安として、次の点に留意する。

(1) 初動対策期(発災後～1日)	緊急車両等の通行確保を優先する。
(2) 緊急対策期(2日目～1週間)	県、関係機関と協力し、物資等の大量輸送の効率化を図る。

2 交通規制の実施要領

(1) 実施機関及び法令根拠等

住民の安全確保と緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び公安委員会は、相互に協力・連携し、交通規制等の応急措置を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会による交通規制	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき	・道路交通法第4条 [歩行者、車両等の安全確保] ・災害対策基本法第76条 [緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限]
警察署長による交通規制	道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき	道路交通法第5条又は第114条の3 [歩行者、車両との安全確保]
警察官による交通規制	車両等の通行が著しく停滞し混雑した場合に、交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	・道路交通法第6条又は第75条の3 [車両等の通行の禁止、制限] [当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる] ・災害対策基本法第76条の3 [当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる]
自衛官及び消防吏員による交通規制	通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項[警察官がその場にいらない場合に限り、職務の執行ができる]
道路管理者による交通規制	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第46条 [区間を定めて通行を禁止又は制限] [理由、迂回路等の道路標識の設置]

(2) 実施要領

道路管理者は、道路法等による交通規制を実施した場合、直ちに道路標識、区画線等の表示を行うものとする。また、災害により交通施設等の危険な状況が予測され、発見又は通報等により承知したとき、道路管理者は速やかに規制等の措置を行う。

第12節 緊急輸送

第1 緊急輸送道路の機能確保

本部事務局、都市創造対策部、関係機関

1 緊急輸送道路の機能確保順位

都市創造対策部は、災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路の機能の維持確保に努める。特に、市域に設定する4箇所の避難・救援拠点、市民病院、市役所、消防署及び警察署等の災害対応活動の要となる施設等に通じる道路の機能確保を優先する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、地域 間相互の連携、救命活動に対応 する路線	高 速 道 国 道 同 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必要な 物資の供給確保、救急活動等の 地域相互の支援体制の確保に 対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂回 路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

2 道路の通行機能確保作業

都市創造対策部は、関係機関と連携して緊急輸送道路の通行機能を確保するため、下記の対応を行う。

- (1) 道路の被害状況調査の実施
- (2) 緊急輸送道路の決定（応急用と復旧用に区分する。）、関係機関との情報共有
- (3) 放置車両の移動命令の要請、道路管理者による車両等の移動
- (4) 道路管理者、警察署に対する道路復旧及び交通規制の要請・伝達

第2 緊急輸送車両等の確保 本部事務局（管財総務班）、総合政策対策部

1 緊急輸送の範囲

発災直後の緊急輸送は次の内容とし、本部事務局は速やかに車両の手配を行う。

- (1) 救命救助に関わる人員及び資機材の輸送
- (2) 備蓄食糧、備蓄品の輸送

2 車両及び燃料の確保

(1) 車両の確保

本部事務局は、調達可能な市有車両の状況を把握し、市有車両での対応が困難と判断した場合、市内の輸送業者等から車両を借り上げる。

(2) 燃料の調達

市有車両及び借り上げ車両の運行に必要な全ての燃料は、本部事務局が調達する。

3 車両の確認手続き

(1) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両は、災害対策基本法第50条第2項に定められた災害応急対策の実施責任者(注1)又はその委任を受けた者が使用する車両で同法同条第1項に掲げる業務(注2)に従事する車両とする。

- 注1
- ① 指定地方行政機関の長及び指定地方行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長及びその他の執行機関
 - ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
- 注2
- ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ④ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として使用する車両は、知事又は公安委員会に対して確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。（資料編 様式（19）参照）

(3) 緊急輸送車両の事前届出

市の所有車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の実施に使用するものについては、公安委員会が車両の該当審査を行い、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、本部事務局が警察本部、警察署又は交通検問所に届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(4) 確認証明書

緊急輸送時は交付を受けた確認証明書を常に携帯し、標章は車両のフロントガラスの左上（助手席側）に添付する。

第3 輸送計画の立案 **本部事務局、関係各対策部****1 輸送拠点の設置**

本部事務局は、調達した物資や県及び他市町村からの救援物資を受け入れ、物資の仕分け、保管及び配布を行うため、市域4箇所にある避難・救援拠点の中から、被災の状況等を勘案し、1箇所、状況により複数箇所の物資の集積拠点を設置する。

また、集積拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

なお、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合にあっては、県、自衛隊及び関係機関にヘリコプター、船舶、鉄道による輸送を要請する。

2 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、市長は知事（石川県消防防災航空隊）に対してヘリコプターの支援要請をする。支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところにより実施する。

要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

要請先

石川県危機管理部消防保安課航空消防防災グループ
TEL 0761-24-8930
FAX 0761-24-8931

3 臨時ヘリポート（離着陸場）の設置

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、災害の状況に応じてヘリポートを開設する。

本部事務局は、臨時ヘリポート（離着陸場）一覧の中から適所を選定し、被災の状況に応じて複数の臨時ヘリポートを設置する。

資料編「臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表」参照

参考：臨時ヘリポート

臨時ヘリポートとは、航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場と航空法 81 条の 2 を基に小松市が指定した緊急離着陸場とを併せた 58 ヶ所とする。

1 航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場 3 ヶ所

2 緊急離着陸場 55 ヶ所

緊急離着陸場の設定は、小松市の指定避難場所の敷地及び近辺の空地とし、次の条件に合致したものとする。（防災対応型基準）

（1）空地の大きさは、40m×40m以上とする。

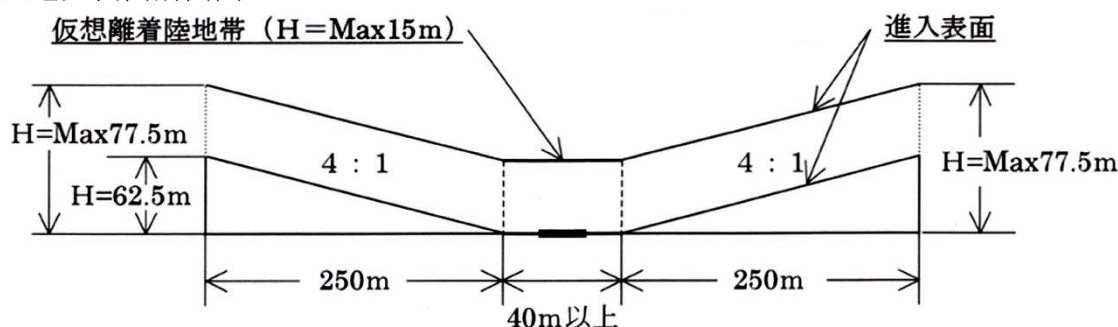
（2）原則として離着陸場を地上に設定する。やむを得ない場合は、15mの高さを限度とする仮想離着陸帯を設定することができる。このため、設定した高度を超える障害物がないこと。

（3）仮想離着陸地帯の縁辺部から 250m先まで進入表面の勾配 1／4 を超える障害物がないこと。

（4）表面は接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦であること。

（5）接地帯の長さ、幅は、全長以上、勾配は 5 %以下とする。

※進入表面断面図



4 緊急輸送に係る基本方針

（1）輸送対象及び優先順位

緊急輸送の対象及び優先順位は次のとおりとする。

ア 被災者

イ 食糧、飲料水

ウ 救援用物資

エ 災害対策要員

オ 応急対策用資機材

カ その他必要な物資等

(2) 緊急輸送の実施部署

緊急輸送は、原則として市有車を活用するものとし、本部事務局（管財総務班）の輸送車両の運行管理に関する全般統制の下、各対策部の所掌に応じ各対策部要員が行う。

なお、市有車両のみでは対応できない場合については、市域に所在する輸送業者へ委託する。

(3) 県、他市町及び輸送に関わる指定地方公共機関等への応援要請

災害に係る緊急輸送が市あるいは市域に所在する輸送業者への依頼だけでは対応できない場合は、災害時相互応援協定に基づき、他市町の応援要請を行うほか、県及び輸送に関わる指定（地方）公共機関等の支援を要請する。

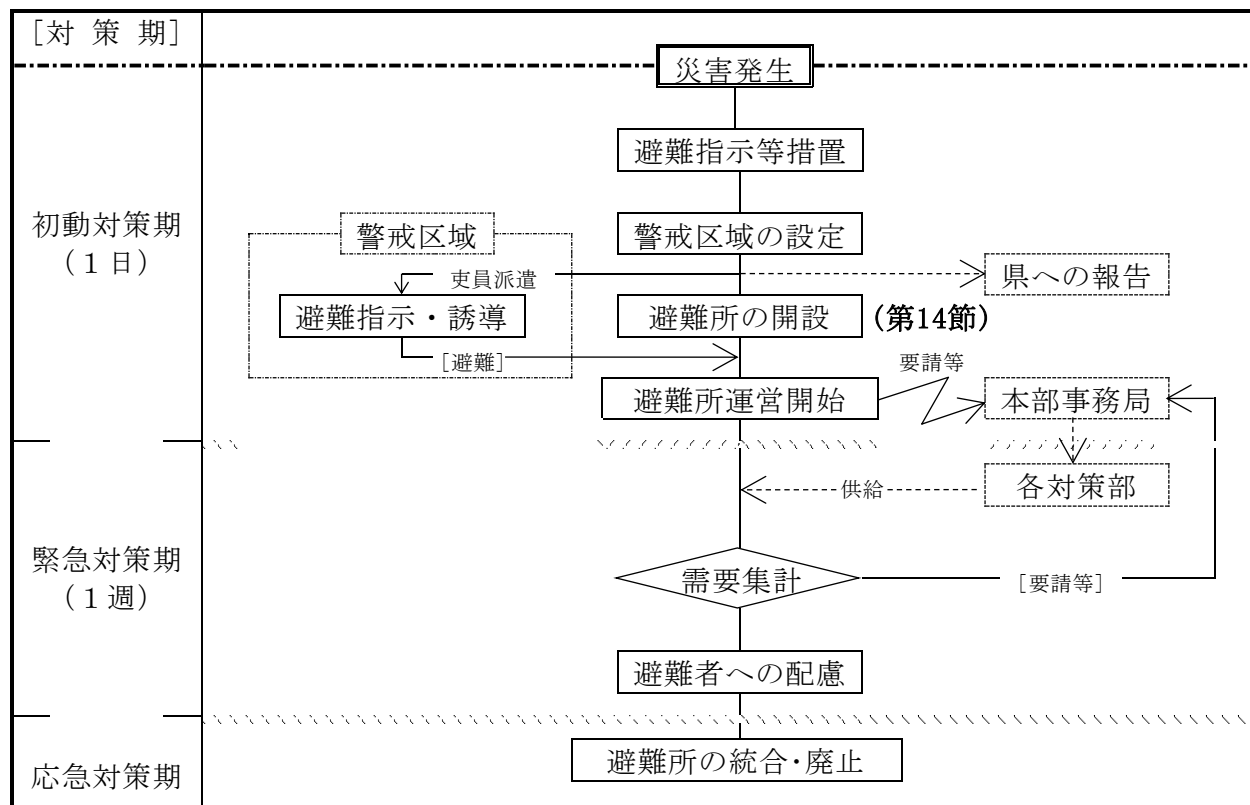
5 記録等

本部事務局は、車両、賃金職員、船艇等を借り上げ、物資及び人員を輸送した場合、次の書類、帳簿類を整備保存する。

(1) 輸送記録簿	(4) 輸送費関係支払証拠書類
(2) 輸送用燃料受払簿	(5) 消耗品受払簿
(3) 修繕費支払簿	

第13節 住民の避難及び警戒区域の設定

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖崩れ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。



第1 避難の指示等 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために必要があると認められるとき、市民及び滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、急を要するときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進するとともに、マイ・タイムラインを活用した避難の普及に努める。

1 避難の指示等の発表又は発令の条件（基準）

警戒レベル3 高齢者等 避難	条 件	災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。特に要配慮者の避難に際し時間的余裕を確保するために発表。
	伝達内容	危険予想域・高齢者等避難すべき理由・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・避難方法・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル4 避難指示	条 件	災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
	伝達内容	避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）・避難対象地域・避難すべき理由・避難先・避難経路・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル5 緊急安全確保	条 件	災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合
	伝達内容	命を守るための最善の行動・緊急安全確保すべき理由・その他必要な事項

2 実施者・区分等

実施者	区 分	災害の種類	法的根拠
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条第1項 ※職権を行う者がいない場合
消防長又は消防署長	指 示	火 災	消防法第23の2
消防吏員又は消防団員	指 示	火 災 洪水・雨水出水・津波・高潮	消防法第28条第1項 水防法第21条第1項
水防管理者	指 示	洪水・雨水出水・津波・高潮	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	指 示	洪水・雨水出水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
知 事	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第6項 市が大部分の事務を行うことができないとき

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示し、及び急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、避難の指示等を実施する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）

(1)の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長、水防事務組合の長）（水防法第29条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

(8) 避難指示等についての助言

避難指示等の発令に当たり、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて助言を求める。

また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(9) 二次災害の防止

避難指示等の発令に当たっては、災害発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなどの二次災害から、住民の生命・身体などの安全を確保するための措置を講じるよう努める。

3 伝達方法

J－A L E R T、防災行政無線（同報系）による一斉放送、緊急速報メール、F A X、広報車、サイレン、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE等）、ホームページ等の多様な情報手段による伝達、その他、協定に基づくラジオこまつ、テレビ小松の活用のほか、県を通じてその他のマスメディアを有効に活用する。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」による「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある危機等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

4 当該地域の避難誘導

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発表又は発令した場合、本部事務局は当該地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の職員を派遣する。派遣された職員は警察官・消防団員・自主防災組織等の協力を得て、市民等を危険な区域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

5 事業所等の避難誘導

事業所その他の多数の人が集まる場所での避難誘導は、施設管理者が行う。

6 避難誘導の方法

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（１）避難誘導に当たっては、要配慮者の避難を優先する。（２）要配慮者の避難は、必要に応じ車両を利用して移送する。（３）状況が許す限り、避難路の安全を事前に確認し、要配慮者を除く避難者を徒歩で避難させる。（４）自動車による避難及び家財の持ち出し等は、危険を伴うため止めさせるよう努める。（５）事前に確保している非常用の携帯食糧及び飲料水を携行させる。（６）災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 |
|--|

7 避難住民に対する周知

避難の万全を図るため、避難住民に対し避難所の再確認、その他下表に掲げる注意事項等を伝達するよう着意する。

- (1) 火気等の危険物の処置を完全に行うこと
- (2) 家屋の補強（雨戸、門等）を行うこと
- (3) 服装はできるだけ軽装とし、季節によっては防寒用具を携行すること
- (4) 小さな子供には迷子札をつけること
- (5) 避難時は下記に示した非常時の持ち出し品を準備し携行すること

☐ 非常食	ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど（1人3日分）	
☐ 飲料水	ペットボトル等（1人1日3リットル）	
☐ 懐中電灯類	懐中電灯	予備電池又は手動充電式
☐ 携帯ラジオ		
☐ 薬類	・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液など） ・常備薬	・おくすり手帳 ・保険証のコピー
☐ 貴重品類	現金、通帳、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど	
☐ その他	・衣類、下着、レインウェア、紐なしのズック靴、タオル類、軍手 ・ウェット・ティッシュ等、簡易トイレ ・ナイフ、スプーン、ライター、マッチ、ろうそく ・寝袋、ブランケット、使い捨てカイロ、ビニールシート ・携帯電話（スマートフォン）、充電器 ・マスク、手指衛生用品（消毒用アルコール）、石けん、体温計 ・洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉 ・防災用ヘルメット、防災ずきん ・ペン、ノート	
☐ 子供がいる家庭の備え	・ミルク等、使い捨て哺乳瓶、離乳食、携帯カトラリー ・子供用紙おむつ、お尻ふき、携帯用お尻洗浄機 ・ネックライト、抱っこひも、子供用の靴	
☐ 女性の備え	・生理用品、おりものシート、サニタリーショーツ ・中身の见えないごみ袋 ・防犯ブザー／ホイッスル	
☐ 高齢者がいる家庭の備え	・大人用紙パンツ、吸水パッド、デリケートゾーンの洗浄剤 ・杖、補聴器、入れ歯・洗浄剤 ・介護食 ・持病の薬、お薬手帳のコピー	

8 関係機関への周知

市長、警察官、自衛官等が避難等に関する措置を講じた場合、次の経路で通知する。

市長の措置	市 長 → 知 事(県災害対策本部又は防災対策課)
警察官の措置	(ア)災害対策基本法に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 市 長 → 知 事(防災対策課)
	(イ)職権に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知 事 → 市 長
自衛官の措置	自衛官 → 部隊等の長 → 知 事(防災対策課) → 市 長

第2 警戒区域の設定 本部事務局、関係機関

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合、市民及び滞在者の生命を守るため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、設定した区域への立ち入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

発 令 者	設 定 の 要 件	法的根拠
市 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	1 上記の場合において、 (ア)市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき (イ)市長からの要求があったとき 2 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第63条第2項 警察官職務執行法 第4条第1項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、上記1の場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条第3項
※消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、原則として消防法又は水防法によって行う。		

2 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同時に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

3 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

第14節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設 本部事務局、教育対策部、健康福祉対策部、関係各対策部

1 避難所の開設

小松市の指定する避難所の開設は、災害対策本部が状況に応じて開設場所、要領、要員等を指示する。

開設要領の細部については、「地域版」避難所運営マニュアルによるほか、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）を準用する。

なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康福祉対策部と連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ保健所等との間で、情報共有の内容（危険エリアに居住する自宅療養者の有無等）、情報伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の開設・運営に必要な情報を共有する。

2 指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設

避難所の開設に際しては、指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設を第一義に考え、状況に応じてその他の指定避難所を開設する。

3 水防・土砂災害による避難所開設

水防・土砂災害により避難所を開設する場合は、小松市の指定する水防・土砂災害に関わる避難所の担当職員（初動期開設水防避難所配置職員）として年度ごとにあらかじめ指定された職員は、直接担当避難所に向かい、開設準備を行う。また、状況に応じて、迅速な避難所の開設が必要な場合は、別示なく開設するとともに、当該状況を災害対策本部に報告する。

担当職員による避難所開設に時間を要する場合に備えて、地域の代表者（町内会会長、自主防災組織のリーダー等）が避難所開設できる体制構築に努める。

上記のほか、避難所の開設に係る細部手順に関しては、市が別に作成する、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとする。

4 避難生活の対象者

避難生活の対象者は、以下の者とする。

- （1）住居等の被災者
- （2）避難指示などの対象地域の居住者
- （3）帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

5 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- （1）避難所の名称
- （2）避難所開設の日時及び場所
- （3）世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
- （4）開設期間の見込み
- （5）必要な救助・救援の内容
- （6）指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

6 避難等の状況把握

避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。加えて、避難所の開設・混雑配信サービス「VACAN」を使用し、市民に対して災害時に避難所の開設状況、混雑状況の共有に努める。

第2 避難所の運営 **本部事務局、関係各対策部**

開設した避難所の運営要領については、毎年度作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」による。また、長期間開設する必要がある場合については下記を基準とするほか、別に作成する「「地域版」避難所運営マニュアル」によるものとする。各マニュアルについては、大規模災害において県と連携して対応することを踏まえ、県からの支援を受け改訂に努める。

運営に当たっては指定避難所ごとに避難所カルテを活用し、円滑な避難所運営を図る。避難所カルテには、避難所へのアクセス、緊急時連絡先、避難所整備の状況、避難所レイアウト、施設写真等を整理し、内容は毎年市と施設管理者等において更新するものとする。避難所レイアウトの検討にあたっては、女性や要配慮者用のスペース確保に配慮する。

また、各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。

1 避難者名簿及びカードの作成

避難所を開設した際、避難者カードを世帯単位で配り避難者の名前等の記入を指示する。代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）はこの避難者カードに基づく名簿を作成し、避難所責任者は毎日、災害対策本部に報告する。

2 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りとはできる限り地域地区（町内会等）ごとに設定し、床面に色テープ・掲示板等の分かり易い表示を用いて指定する。また、この際、要配慮者、高齢者及び男女のニーズの違いなどに十分配慮する。なお、感染症が発生している時期は健常者と体調不良者を区域分けし設定する。

3 物資の供給要請

避難所責任者は、避難者に対する飲料水・食糧・生活必需品の必要量を把握し、本部事務局を通じて調達担当の対策部に調達を要請する。

4 物資の受取及び配給

避難所での物資の受取時は必ず「避難所用物品受払簿」に記入し、配給は居住区域ごとに行う。また、配給や炊き出し等は、班長と方法その他の秩序づくりを取り決める。

5 避難所の状況報告

避難所の責任者は避難所日誌を毎日作成し、状況を本部事務局に報告する。

6 避難所運営協議会への協力要請

避難所の運営に当たっては、各地域で設立された避難所運営協議会が中心となり、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を主体とした避難所運営を要請する。

7 避難所運営委員会等への協力要請

避難所の運営にあたり、避難所運営委員会等に次の作業について協力を要請する。

- (1) 避難者への指示、伝達事項の周知
- (2) 飲料水・食糧・生活必需品等の物資配布の補助
- (3) 避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- (4) 衛生・防疫活動等への協力
- (5) 避難所の安全管理に関すること

8 その他（記録等）

避難所責任者は、代表者に一部の記録作成を委任するなどし、次の帳簿類を整備保存する。

- (1) 避難所収容日誌及び収容者名簿
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、届出避難所に関しては、定期的に連絡を取り合い、支援ニーズを確認する。

第3 避難者への配慮 関係各対策部

1 避難者への配慮

対 策	配 慮 す る 事 項
良好な生活環境 の確保対策	(1) 畳・布団・暖房・洗濯機等の調達 (2) 報道機関等の取材・立ち入り制限 (3) 仮設トイレやマンホールトイレの早期設置、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置 (4) 衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等） (5) 避難所における秩序維持（防犯対策） (6) 被災者の精神安定対策（パーティション設置、娯楽品の提供等） (7) 男女のニーズの違いに配慮した避難所の設営 (8) プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握 (9) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施 (10) 多様な方法による入浴機会の確保 (11) 家庭動物と同行避難した被災者の適切な受け入れ、受入状況を含む避難状況等の把握 (12) 応急仮設住宅設置に関しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。 (13) 行政情報に関する掲示スペースの確保
男女双方の視点を 取り入れた 避難所対策	(1) 女性や子どもの安全・安心に配慮した仮設トイレやマンホールトイレ等の設置 (2) 男女別の更衣スペースの確保 (3) 女性用洗濯物の干し場の確保 (4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (5) 生活物資の手渡しの配慮（下着・生理用品等） (6) 女性や子どもへの暴力を防止するための、女性相談員による相談窓口や意見箱の設置 (7) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による女性や子どもの安全確保のための対応の実施 (8) 集中する家事負担に対する協力の呼びかけ (9) 避難所運営に関する、男性と女性の責任者の配置
女性や子ども等の 安全の配慮	(1) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する (2) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する (3) 照明を増設する (4) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する (5) キッズスペースや学習スペースの設置等によるこども・若者の居場所の確保

対 策	配 慮 す る 事 項
性的マイノリティへの配慮	(1) トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める (2) 当事者への相談窓口を設置するとともに情報の提供を行うよう努める
要配慮者対策	(1) 健康診断や相談業務 (2) ボランティアに介護等の協力要請 (3) 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請 (4) 専用室の確保

2 被災者の受け入れ・移送

被害が甚大で市内の避難者を収容しきれない場合、本部長は知事に対して他市町への移送を要請する。逆に知事から他地区の被災者受け入れ要請があった場合、避難所を開設して県の計画に基づいた被災者の受け入れに協力する。

第4 避難者の居住環境の確保等 本部事務局、関係各対策部

1 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

「地域版」避難所運営マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

2 旅館・ホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動については、避難者の意思を踏まえた上で移動を促す。

3 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

第5 避難所の統合・設置の終結 本部事務局、関係各対策部

本部事務局は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の統合・設置の終結の検討を行う。学校再開等で指定避難所（拠点）が使用できない場合は、こまつドームや小松市民センター、西南体育館、小松加賀斎場、道の駅こまつ木場潟等の避難・救援拠点等到大規模な避難所の設置を検討する。

第6 広域避難対策 本部事務局、関係各対策部

1 広域避難対策（災害発生前）

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

広域避難所の運営は、小松市が行い、避難者を受け入れた市町は協力する。

なお、県から避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに広域避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

2 広域一時滞在（災害発生後）

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

また、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。さらに、市が他市町村から被災者を受け入れた場合には、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

なお、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策 本部事務局、関係各対策部

施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

小松市内では、小松駅に帰宅困難者が集中することが想定される。小松駅近傍において発生した帰宅困難者については、予備避難所であるサイエンスヒルズこまつにて一時的に受け入れる。その後、インフラの復旧に伴い順次帰宅支援（二次避難）を行う。

第8 避難所外避難者対策 **本部事務局、関係各対策部**

町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、感染リスクを低減するための分散避難者や、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

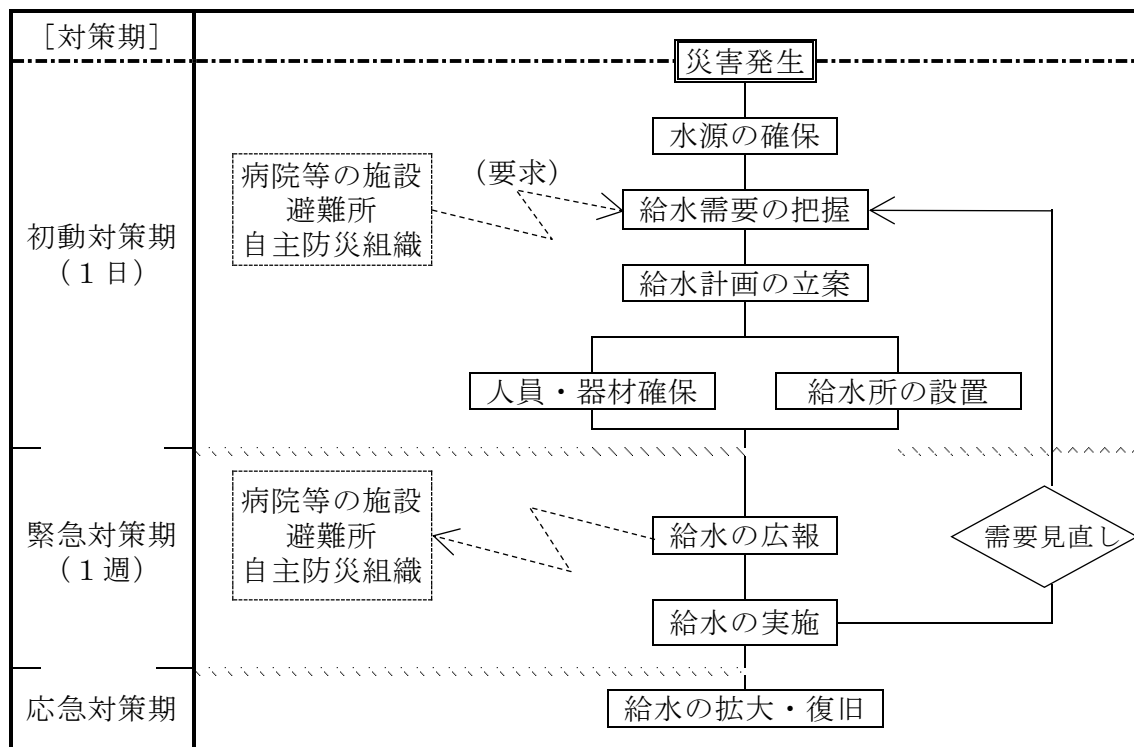
なお、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施が必要であることから、被災者のニーズに応じた伴走型支援として、災害ケースマネジメントを実施するよう努める。また、高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、県から必要に応じて派遣される災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動に協力する。

特に、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第15節 給水活動



第1 給水活動のための準備 上下水道対策部、関係各対策部

1 水源の確保

地震により水道施設が破損、又は水源の汚染等により水の供給ができない場合は、上下水道対策部は直ちに被害状況を把握し、次の方法で水源を確保する。

- (1) 水道管が損壊し、上水が流出している場合は、配水場の仕切り弁を操作し上水の流出防止を図る。
- (2) 水源からの取水ができない場合は、貯水槽等を水源として利用する。(注)
- (3) 主要水源井のポンプが停止した場合は、非常用発電機を起動し、水源井からの取水を確保する。
- (4) 補助水源として、個人で管理する井戸の利用(注)についても考慮する。

※注：浄水器・薬剤投入等の水質管理が必要となる。飲料水としての利用ができない場合は、確実に住民へ周知徹底する。

2 給水計画

(1) 給水需要の把握

上下水道対策部は、給水対策本部を設置し、水道水の供給ができなくなった場合、給水ができない区域及び当該区域に所在する世帯、人口を把握し、給水活動のための需要量を把握する。

(2) 応急給水計画

上下水道対策部は、応急給水計画を策定し、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水を実施する。

(3) 応急給水の確保目標水量（基準）

ア	発災～3日	----	1人1日	3リットル(飲料水のみ)
イ	4日目～7日目	----	1人1日	20リットル(飲料水＋炊事＋洗濯等)
ウ	8日目以降	----	1人1日	100リットル(飲料水＋炊事＋洗濯＋浴用等)
エ	復旧段階	----	1人1日	250リットル(通常の給水量)

第2 給水活動要領 **上下水道対策部、関係各対策部****1 人員・器材の確保**

災害時の給水活動は、基本的には、上下水道対策部の人員・器材によって行うが、上下水道対策部だけでは不足する場合は、災害協定を締結している日本水道協会及び県災害対策本部に状況を報告し、応援自治体からの提供又は自衛隊の災害派遣による供給支援を要請する。

2 給水優先順位の基準

給水優先順位は、次を基準とする。

- (1) 救護所・病院
- (2) 社会福祉施設
- (3) 避難所

3 給水実施要領

(1) 給水所の設置

給水を要する場所においては、給水に適した場所を選定し、給水所を設置して給水車等による給水を行う。

給水場所は、原則として各給水を要する場所に1箇所とし、「〇〇給水所」の看板を掲示する。

(2) 水の運搬

水の運搬は、給水車、飲料水用ポリタンク又はペットボトルをトラックで搬送して行うほか、種々の手段の活用を図る。

(3) 給水作業

各給水所での給水作業においては、当該施設の職員や避難所等の住民その他防災ボランティア等の協力を得て行う。

なお、ペットボトルによる給水以外は、給水を要する住民等が自ら持参する容器を使用する。

4 給水機能の応急手段の確保

水道施設の復旧に長時間を要する場合は、貯水槽の活用その他、消火栓の利用等、応急手段の確保を図る。

5 広報

給水所を設置した場合には、上下水道対策部は次の内容の広報を行い、住民へ周知する。

- (1) 給水所の場所
- (2) 給水時間
- (3) 給水の方法

6 記録等

飲料水の供給を行ったとき、上下水道対策部は次の書類等を整備保存する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水供給記録簿 (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 (3) 給水用機械器具修繕簿 (4) 飲料水供給のための支払証拠書類 |
|--|

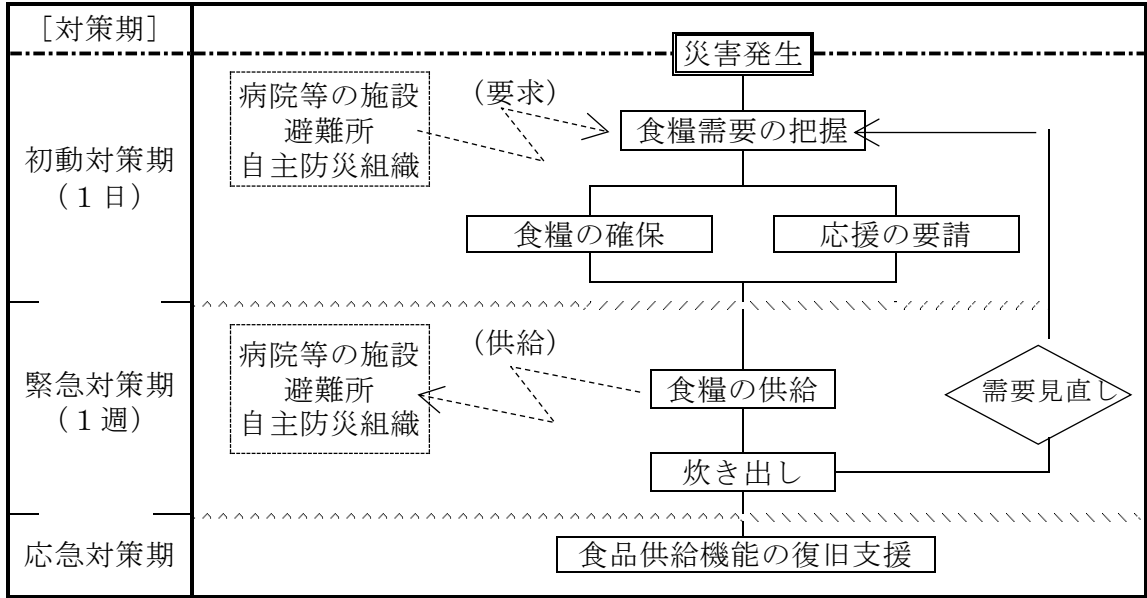
第3 その他の飲料水の調達 関係各対策部

給水等に対応が困難な場合、その他の飲料水の確保（入手）は、まず市の備蓄及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している企業からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていないスーパー等からの入手を図る。

「災害時における飲料水の供給に関する協定」	
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年8月12日締結

第16節 食糧対策

地震による被害が大きければ大きいほど、被害区域が拡大し、開設する避難所も増大し、対応すべき避難住民等の数は、市が同時に対応できないほどの多数になることが予想される。避難住民等への食糧の配給は、市の行う対策のうち基本的な事項の一つであり、大規模地震の場合、発災当初から県、国、他市町あるいは協定を締結している事業者等と緊密な連携を確保して可能な限りの対策を講じていく。



第1 食糧需要の把握 経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

食糧給与の対象者（基準）は、避難所避難者及び避難所外避難所とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に避難している住民等
 - (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
 - (3) 住家が被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（注1）
 - (4) やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者
 - (5) 旅行者・滞在者・通勤通学者で、他に食糧を得る手段のない者
 - (6) 災害応急対策活動従事者（注1）
 - (7) 米穀等の食糧供給機能が混乱し、通常の食糧確保が不可能となった者（注2）
- ※注1：災害救助法の実費弁償の対象外
※注2：知事の指定が必要

2 需要の把握

経済環境対策部は速やかに被害状況を把握し、食糧供給規模を決めるための需要を予測する。また、需要予測の方法及び概要は、次表を基準とする。

(1) 避難所での需要は、避難所責任者が経済環境対策部に要請する。 (2) 応急対策活動従事者の需要は、各対策部が把握し、経済環境対策部に要請する。			
対 策 期	対 象 期 間	1 人 1 日 量（下記の何れか 1 つ）	
初動対策期 （最低限の生命維持）	発 災～3 日目まで	アルファ化米等	3 食分
		粉ミルク、粉ミルク （アレルギー対応）等	5 回授乳分
緊急対策期	発災 4 日目～1 週間 まで	米 穀(精米) そ の 他	600g 以内 必 要 量
		弁 当 類	2 ～ 3 食
災害応急対策従事者 病院等の入所施設	随 時	必 要 量	

第2 食糧の確保 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での食糧の調達基準

食糧の確保（入手）は、まず市の備蓄食糧及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している大型量販店等からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていない大小のスーパー等からの入手を図る。

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における支援協力に関する協定」	
イオンリテール株式会社 中部カンパニー	平成29年 3 月12日締結
株式会社 平 和 堂	平成24年 2 月 9 日締結
生活協同組合コープいしかわ	平成24年11月12日締結

上記のほか、他の量販店等との協定締結を推進する。

2 市域外からの調達（応援要請）

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

第3 食糧の集積・分配 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 食糧等の集積

入手あるいは提供を受けた食糧等については、原則として、下記の市内 5 施設の物資集配拠点（状況に応じて、防災備蓄倉庫・指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化））に集積し、適切に管理・配分する。

なお、輸送については、市有車両のほか、提供を受けた業者等の輸送力を活用する。

経済環境対策部長は、あらかじめ 5 施設の物資集配拠点における食糧を含む物資の集積・配分管理要領について検討しておくものとする。

(物資集配拠点)

東部物資集配拠点	道の駅こまつ木場潟
西部物資集配拠点	西南体育館、小松加賀斎場
南部物資集配拠点	こまつドーム
北部物資集配拠点	小松市民センター

指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）

指定避難所（拠点）	地区のバランス、人口割合等を考慮、計 14 箇所
福祉避難所（機能強化）	東西南北各 1、計 4 箇所

2 避難住民等への配分基準

(1) 災害発生～第 3 日目の食糧配分は、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄を活用する。

(2) 第 4 日目以降

災害の全般状況を把握し、米飯の炊き出し配分を含め、避難者等の要望にできるだけ沿うように、あらゆる手段を活用して、適切な配分に努める。

なお、配分に当たっては事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織あるいは避難所開設後設置する各避難所の町内会等の協力により、公平の維持に努める。

3 配給の方法

食糧の供給は、原則として開設している各避難所又はその近傍で配給所を開設して行う。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する食糧の配布にも努める。

本部事務局（総務班）は、食糧配給所の場所・配給時間の情報を集約し、防災行政無線（同報系）及びこまつ防災アプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、ラジオこまつ、テレビ小松を活用するほか、各避難所配置職員による案内や貼り紙等により、避難住民等への周知を図る。

4 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

健康福祉対策部長は、炊き出しの作業現場に責任者を配置し、炊き出しの指揮を取らせるものとする。また、炊き出しに当たっては衛生管理や栄養管理にも十分注意し、次の点に留意する。

- ア 炊き出しは学校等の給食施設、公民館、社寺等の施設を使用する。ただし、施設の使用が困難な場合は避難所で行う。
- イ 炊き出しの実施は、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
- ウ 食器が確保されるまでは、握り飯と漬け物、缶詰の副食品を供給する。
- エ 供給人員に応じ、必要な器具及び容器を確保する。
- オ 炊き出し施設には、飲用に適する水を十分確保する。
- カ 炊き出し場所には、皿洗い等の消毒ができる設備を設ける。

(2) 米穀の引渡し要請

炊き出しに必要な米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

(3) 関係書類等

健康福祉対策部は、炊き出し場所ごとの配食数（朝、昼、夕）等（下記参照）を記録するものとする。

ア	対象避難所、対象町内等
イ	炊き出しの内容（おにぎり、みそ汁等）と配食数
ウ	炊き出し用品借用簿
エ	炊き出しに必要な原材料等の購入に関する受払証拠書類

5 副食及び調味料の確保

市は、食糧等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食糧の質の確保のため、次に留意する。

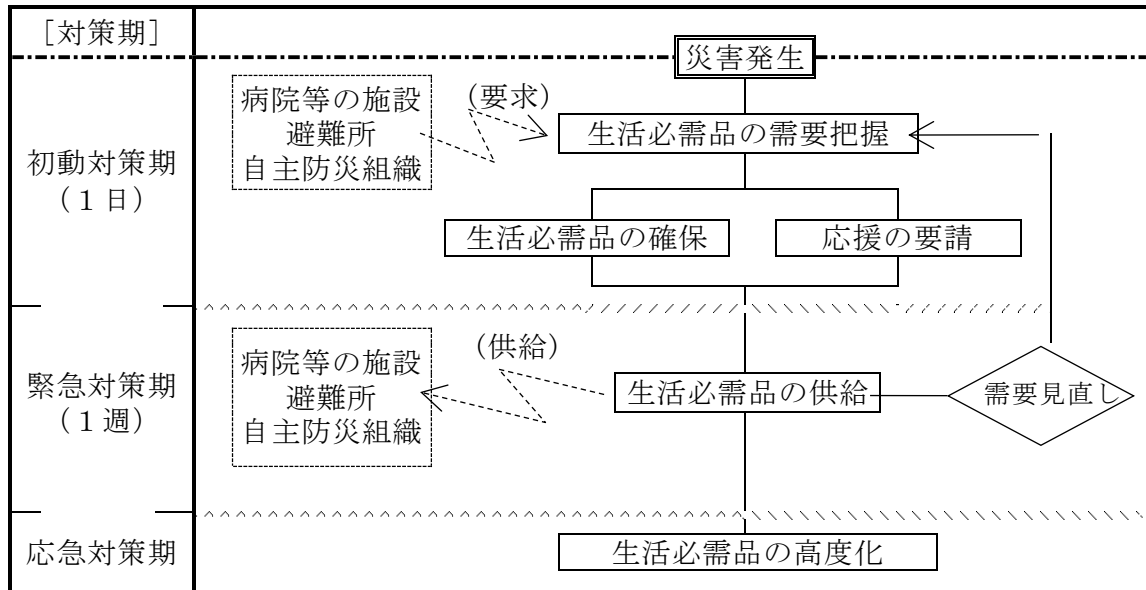
ア	避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
イ	自衛隊の給食支援、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
ウ	支援物資や食糧等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食糧等の過不足を把握し調整する。
エ	避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第4 食品供給機能の復旧支援 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

経済環境対策部はライフライン機能等の復旧状況に応じ、平時の食品供給機能が早期に復旧できるよう、次の支援措置を行う。

発 災～3日目	1 大規模店舗における営業時間の弾力的運用の要請 2 大規模店舗におけるライフラインの優先的復旧要請
3日目～1週間	1 「生活物資支援車両」の認定 2 中小事業者に対する物資積み替え中継点の提供
1週間目以降	1 輸送車両の規制除外対象認定 2 緊急融資のあっせん

第17節 生活必需品対策



第1 生活必需品の需要把握 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

災害により、被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

2 生活必需品の種類（内容）

対象とする生活必需品は次を基準とし、給与（貸与）は災害救助法の範囲内で行う。

寝 具	----	タオルケット、毛布、布団
上着・下着	----	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ
身の回り品	----	タオル、靴下、靴、サンダル、傘
日用品	----	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
調理道具	----	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具
食 器	----	茶碗、皿、箸
光熱材料	----	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料
消耗器材	----	高齢者、障がい者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具
暖房用品	----	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
冷房用品	----	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

※認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

3 需要の把握

(1) 新物資システム（B－P L o）の活用

平時から、新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B－P L o）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(2) 必要量の把握

避難住民等の生活必需品の需要把握は、それぞれの避難所責任者が上記基準をもとに把握し、本部事務局に通知する。

第2 生活必需品の確保及び支援要請

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での生活必需品の調達

生活必需品の確保（入手）は、まず市の備蓄分及び災害時における生活必需品等の優先提供に関し協定を締結している大型量販店からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定の締結を行っていない大小のスーパー等からの直接入手を図る。

2 市域外からの生活必需品の調達及び支援要請

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

3 孤立状態にある被災者等の対応

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

第3 生活必需品の集積及び配分

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 避難住民等への食糧の集積・配分

確保した生活必需品の集積及び避難住民等への配分要領については、食糧の集積・配分要領に準じて行う。

2 物資調達に関する留意事項

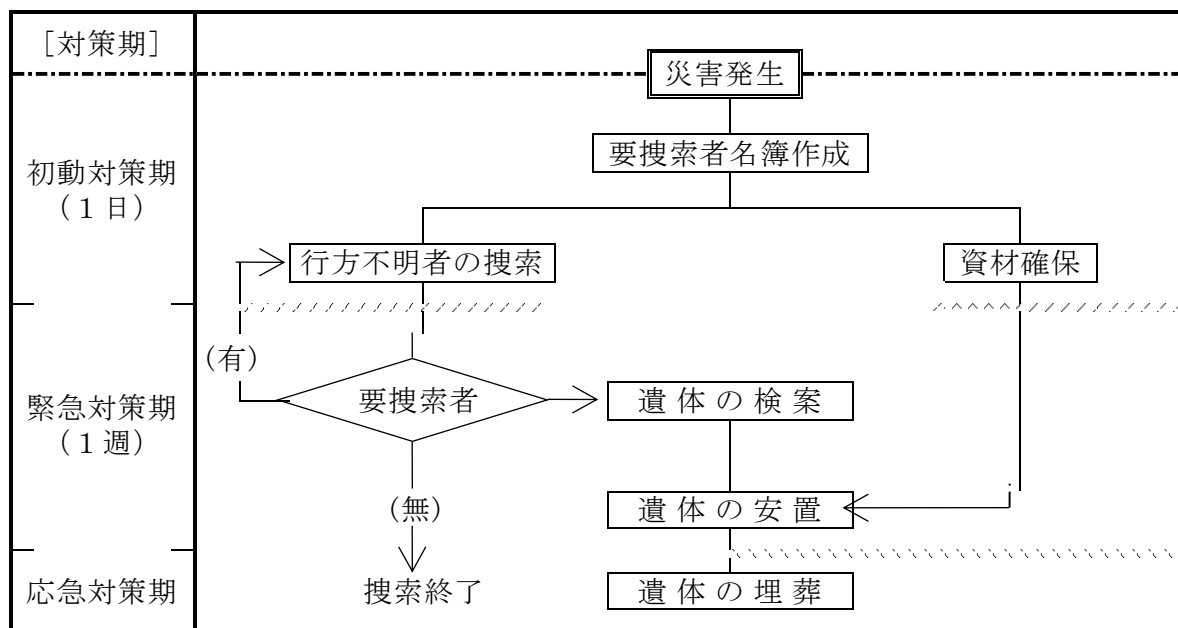
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

3 その他（記録等）

生活必需品の供給を行ったとき、経済環境対策部は次の書類等を整備保存する。

- (1) 物資購入（配給）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払い証拠書類
- (5) 備蓄物資払出証拠書類

第18節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬



第1 行方不明者の搜索 市長公室対策部、健康福祉対策部、消防対策部、関係各対策部

1 要搜索者名簿の作成

健康福祉対策部は、災害の状況に応じ行方不明者の届出等の受付窓口を開設するものとし、また、各避難所等における調査に基づき、提出される情報をもとに、要搜索者名簿を作成する。

2 搜索

市は、警察、防災関係機関の協力を得て行方不明者及び遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに救助又は收容に必要な措置を行うとともに県及び管轄警察署に連絡する。

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、直ちに県を通じ海上保安部等に搜索を要請する。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

3 納棺等の資材確保

市内の葬儀業者に協力を要請し、棺、骨壺、ドライアイス等の必要な資材を確保する。

第2 遺体の検案、安置、埋葬等 健康福祉対策部、市長公室対策部、関係各対策部

1 健康福祉対策部は、警察署が検視（検分）した後、次の手順で遺体の処理を実施する。

- (1) 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- (2) 遺体の検案は医師が行う。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (4) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (5) 検案を終えた遺体は本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。
- (6) 漂着した死体のうち身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体の安置

検案を終えた遺体は、警察や町内会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次の手順で遺体の収容・安置を行う。

- (1) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。また、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- (2) 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。
- (5) 市長公室対策部に、相談窓口の設置を求める。

3 遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、市長公室対策部が応急的に遺体の埋火葬を実施する。

- (1) 遺留品は包装し、氏名札・遺留品処理票を添付した上、保管所に保管する。
- (2) 遺体が多数で埋葬ができない場合、県に対し応援を求める。
- (3) 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票を整理の上、引き渡す。
- (5) 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- (6) 埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- (7) 外国人の埋葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮すること（火葬を行うことに問題が生じる国がある）。

4 記録等

遺体の搜索、処理及び埋葬等を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体処理台帳
- (3) 埋葬等台帳
- (4) 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

5 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

第19節 公共公益施設等の応急対策

第1 市有設備・施設等の応急対策 関係各対策部、関係機関

1 通信設備等

災害応急対策活動において通信機材等の稼動状況の確保は極めて重要であることから、市が保有し各部等で管理する次の通信機材等については、災害発生時、直ちに機能確認を行い、不具合があれば、速やかに修復の処置を取るものとする。

なお、当該機材の管理者は、あらかじめ整備を委託する業者への連絡手段について確認しておくものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

機 材 名 称	管理部局
防災行政無線（同報系）	市長公室対策部
石川県総合防災情報システム	
石川県防災行政無線（衛星系）	
消防関連通信機材	消防対策部

2 庁舎等

（1）市庁舎

市庁舎は災害応急対策及び災害復旧対策を行う上で重要な拠点施設となるため、災害対策上必要不可欠な施設及び設備について、その点検及び機能回復を図る。

（2）コンピュータ施設

本部事務局及び総合政策対策部は、所管するコンピュータ施設について次の措置を取る。

ア コンピュータシステムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータシステムに障害が生じた場合、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3 その他の公共施設

避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等については、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

災害が発生した場合、各施設の管理者は次の措置を講ずる。

- （1）施設内に所在する職員又は住民等の避難措置
- （2）施設が被災した場合の立入の制限あるいは禁止措置

第2 上水道施設 上下水道対策部

上下水道対策部長は、上水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行うものとする。

1 初動対策

(1) 被害調査

- ア 配水管の被害調査は、主要幹線、連絡管、給水拠点系統の順で行う。
- イ 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管の調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 漏水を確認したときは、バルブ操作により漏水を止め、飲料水の確保を優先する。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- ウ 配水管等の被害のない地区であっても給水は必要最小限に留める。
- エ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時は、まず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 災害時の広報

上水道管の破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等については、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

(3) 応急対策の優先順位

- ア 施設の応急対策は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- イ 埋設管は、送水管、配水管の順で復旧し、上水道管の破裂・折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。
- ウ 給水装置は配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるものの順で実施する。
- エ 上水道の復旧は、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設、避難所を優先して行うものとする。

第3 下水道施設 上下水道対策部

下水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行う。

1 初動対策

(1) 被害調査

上下水道対策部は、被災後、直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する
- イ 停電した場合、終末処理場は直ちに非常用発電装置に切り替える。
- ウ 汚水処理施設が破損し、漏水が生じた場合は、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- エ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の緊急措置を行う。
- オ 給水制限を行い、下水道への流入を抑える。
- カ 上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時はまず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本下水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 広報

下水道管の破損箇所、排水禁止区域、下水を排水できない場合の措置等について、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

第4 その他のライフライン施設 関係機関

市が所管する以外のライフライン施設は、それぞれの施設を所管する指定公共機関及び指定地方公共機関によって策定された計画に基づいて対策を講ずるものとする。

なお、市は下記に示す機関との通信連絡手段を確保するとともに、関係機関の行う応急対策等の活動に対する協力を行うものとする。

1 電力施設

- 北陸電力株式会社小松支社（令和4年8月1日確認書締結）
- 石川県電気工事工業組合（平成19年12月協定締結）
- 一般財団法人 北陸電気保安協会（平成20年4月協定締結）

2 通信施設

- N T T 西日本株式会社北陸支店
- 株式会社N T T ドコモ北陸支社

3 ガス施設

小松ガス株式会社

一般社団法人 石川県エルピーガス協会小松支部（平成23年8月協定締結）

第5 道路・橋梁施設 都市創造対策部

都市創造対策部は、所管の道路・橋梁についての被害状況を速やかに把握し、緊急措置及び応急措置を行う。

1 初動対策

（1）被害状況の調査

災害が発生した場合、所管する道路の被害状況及び路上の障害物の状況を調査し、集約結果を災害対策本部に報告する。

（2）道路管理者への通報

所管施設以外の道路・橋梁において、通常の通行が確保できない被害が生じている場合、道路管理者に通報し、被害の応急復旧を要請する。

2 緊急及び応急対策

（1）道路の応急復旧

被害を受けた所管道路は、市内の建設業者等の協力により、速やかに応急復旧を実施する。また、所管施設以外の道路は原則として当該管理者が行うが、事態が緊急を要し、かつ、当該管理者による応急復旧を待ついとまがないときは、必要最小限度の範囲で復旧する。

なお、市の持つ現有活動勢力で施設の応急復旧が困難と判断された場合、本部事務局にその旨を伝え、県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

（2）仮設道路の設置

破損した道路の復旧が不可能と判断され、かつ、他の交通方法がない場合、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第6 河川・海岸・法指定区域の対策 経済環境対策部、都市創造対策部、関係各対策部

1 河川・海岸

（1）初動対策

災害が発生した場合、経済環境対策部及び都市創造対策部は所管する河川・海岸施設の被害状況を調査し、その状況を災害対策本部に報告する。

なお、津波による浸水被害が生じた場合は、状況により応急排水を実施する。

（2）緊急及び応急対策

堤防、護岸、水門等の被害を覚知した場合、緊急性を要するものから、随時応急復旧を行う。

2 法指定区域

(1) 初動対策

都市創造対策部は、県関係機関（南加賀土木総合事務所）と協力して土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域等の法指定区域又はこれらに準じる危険区域に対し、その被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に被害状況の報告を行う。

なお、土砂災害が発生した場合には人命救助を最優先して対策を行い、危険が拡大するおそれがある場合は災害対策本部に報告し、避難指示等の措置を講ずる。

(2) 緊急及び応急対策

被害状況に応じ、二次災害の防止に重点を置き、応急的な危険防止策を講ずる。

第7 その他の公共施設 関係各対策部、関係機関

1 鉄道施設

災害の発生又は列車や構造物が被災した場合、次のような措置を講ずる。

なお、詳細は西日本旅客鉄道株式会社及びI Rいしかわ鉄道株式会社の計画によるものとする。

- (1) 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- (2) 列車、構造物が被災した場合、災害対策本部及び現地対策本部を設置して情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧活動を実施するため資機材の確保に努める。
- (4) 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講ずる。
- (5) 列車の運行状況の広報を行う。

2 空港施設

地震等によって空港又は飛行場内の諸施設が被災した場合、大阪航空局小松空港事務所及び航空自衛隊小松基地は、各々所管する施設の応急復旧を行う。

第8 障害物の除去 関係各対策部、関係機関

各対策部は、緊急、応急対策活動の実施に必要な道路、河川、漁港等の機能を確保するため、障害物等の除去の必要性が生じた場合、各関係機関で情報を共有しながら、これを行うものとする。また、市域で広範囲にわたる湛水が生じた場合、市又は土地改良区においてこれを排除するものとするが、対処できない場合は県に応援を求める。

なお、道路、農地、宅地等における堆積土砂の排除は、原則としてそれぞれの施設管理者が行うものとする。

第20節 防災ボランティア活動の支援

	災害発生		
	県	県民ボランティアセンター	市
初動対策期 (1日)	災害対策本部の設置	ボランティア本部の設置	災害対策本部の設置 ボランティア現地本部の設置
緊急対策期 (1週)	情報の提供	情報の収集・提供	状況把握・報告
	ボランティアのあっせん要請	ボランティアのあっせん、募集・誘導	ボランティア受け入れ
	ボランティア活動拠点の提供(県)	ボランティア保険の集約、加入	ボランティア活動拠点の提供
	ボランティア活動資材の提供(県)	ボランティア支援物品の提供 その他現地本部の支援	ボランティア依頼の受付・相談 ボランティア作業の調整、連絡調整、健康管理等

第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方

1 防災ボランティア活動と行政の関係

防災ボランティアと被災地行政の関係はあくまで「協働」であり、防災ボランティアの全般の管理・統制は、県及び市のボランティアセンターやボランティア現地本部で行う。また、市はボランティアセンター又は県ボランティア本部との適切な連携を確保しつつ、行政と防災ボランティアが一体となった災害対策を推進できるよう努める。

2 防災ボランティアへの支援に関する基本方針

大地震が発生したときは、緊急対策期の段階から多くの人員が必要となることから、市は、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携を図りながら、被災地域のニーズを確実に伝えるとともに積極的に募集及び受け入れに努める。

第2 防災ボランティアの受け入れ 健康福祉対策部、関係各対策部、社会福祉協議会

1 ボランティア現地本部の設置

健康福祉対策部は、小松市社会福祉協議会と連携・協力し、災害対策本部が設置されると同時に、ボランティア現地本部を設置する。

(候補：第一コミュニティセンター、末広体育館、小松市武道館、総合体育館)

2 ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどして被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、災害に起因して市域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、保護するために特に必要があると認められ、市域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体から、被災者援護協力業務に必要な限度で被災者台帳の情報利用を求められた場合には、台帳情報を提供する。

また、市長は、台帳情報の提供を受ける者に対して、台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

3 ボランティア現地本部の機能

（1）状況把握・報告

関係機関、団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び現地のボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、県ボランティア本部及び災害対策本部に報告する。

（2）防災ボランティア受付

防災ボランティア申し出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに活動者リストを作成し、県ボランティア本部に報告する。この際、受付窓口の一元化により受入が円滑に行われるように努める。

（3）防災ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からの防災ボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。

（4）防災ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、市及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（5）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な支援活動を確保する。

（6）ボランティア保険への加入の確認

各対策部が防災ボランティア参加者と連携して活動を開始する前に、受付において必ずボランティア保険の加入状況を確認し、未加入であれば、県ボランティア本部に連絡し加入手続きを申請する。

(7) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(8) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、防災ボランティアの被災地までの輸送に努める。

第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供

本部事務局、健康福祉対策部

社会福祉協議会

市は、災害の状況に応じ適所にボランティアの活動の拠点を設置するほか、仮眠、宿泊所として、学校その他の公共的施設を積極的に提供する。この際、避難住民との識別を確保するため、住民の避難所とは同一にならないよう着意する。

災害ボランティア拠点候補：第一コミュニティセンター、末広体育館又は、小松市武道館、総合体育館及び同周辺の公共施設

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第21節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の安全確保に係る活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部

関係各対策部

1 自主防災組織による支援活動

突発的に発生する地震災害時における避難行動要支援者への対応については、自主防災組織や町内会の自助及び共助による活動が極めて大きな役割を担うことから、自主防災組織の活性化を推進する。

2 市の対応

- (1) こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用して、被災地域内の在宅の避難行動要支援者の避難支援や避難状況の把握に努め、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携を維持して職員を派遣するなど、速やかな対応に努める。
- (2) 災害対策本部は、こども家庭対策部及び健康福祉対策部からの情報を、消防対策部に通報し、最寄りの消防署や消防団による、救助・支援活動に万全を期す。

3 要配慮者の避難生活に対する考慮事項

要配慮者が避難生活を行う場合、様々な障害が発生することから、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、各関係機関と連携し、次に掲げる処置を行う。

- (1) 高齢者・肢体不自由者・医療的ケアの必要な者をはじめとする要配慮者に対し、避難所として社会福祉施設等の利用を図るなど、関係機関と調整を行う。
- (2) 避難所に、車イス、要配慮者用トイレ等の手配を行う。
- (3) 要配慮者に配慮した専用スペースを避難所内に設ける。
- (4) 視覚・聴覚・知的障がいなど、障がいの特性に応じた情報伝達を行う。（音声、災害掲示板等の文字情報、コミュニケーションボード等）また、障がい児者への情報伝達方法を工夫する。
- (5) 手話通訳や要配慮者の介護ができる人材を確保し、避難所に派遣する。
- (6) 特別な食糧（柔らかいもの、ミルク等）を要する要配慮者の状況を把握し、その確保・給与を行う。
- (7) 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、関係部局と連携を図り早期退所が図られるように努める。
- (8) 高齢者等の要配慮者に対し、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その需要を都市創造対策部に通知する。

4 社会福祉施設等への対応

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、社会福祉施設の管理者等に対し、次に掲げる措置を講ずることで、入所者の安全確保を行う。

- (1) 社会福祉施設の管理者に対し、入所者の安全を確保するよう要請する。
- (2) 保育所、児童センター又はこれに準ずる施設では、入所者の安全確保に支障を来すと判断される場合、臨時休園等の措置を取り、直接保護者等に引き渡すよう要請する。
- (3) 入所施設においては、食糧及び生活必需品に不足が生じないように、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、その必要量の把握と確保を行う。

5 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあつせんする。

6 細部については、避難支援プラン（全体計画）による。

第2 外国人の安全確保 市長公室対策部、行政管理対策部、関係各対策部

地理や言葉に不案内な外国人の安全を確保するため、市は次の対応を行う。

1 体制整備

市長公室対策部及び行政管理対策部は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、県と連携し、各種情報の収集、提供ができる体制整備等に努める。

2 通訳の確保

市長公室対策部及び行政管理対策部は、通訳ボランティアの協力、あるいは県民ボランティアセンターとの連携を図りながら、各種外国語通訳の確保を行う。

3 情報の伝達

本部事務局及び関係部局は、外国人に避難所や物資支給等の必要な情報が伝わるよう外国語のラジオ放送の実施を図るほか、各種案内板、情報掲示板については、できる限りやさしい日本語やローマ字又は外国語を併記するよう着意する。

また、小松市国際交流協会などの関係機関と連携してプッシュ型の防災アプリの提供や外国人旅行者向け災害情報提供アプリ（Safety tips）等の有効活用に努める。

第3 来訪者の安全確保 国際文化交流対策部、関係各対策部

市は、災害時に市外からの来訪者の安全を確保するため、次の対応を行う。

- 1 市は、市内に滞在せざるを得ない来訪者に対し、一時的な滞在施設（避難所）の提供を行う。
- 2 温泉、旅館等の施設では、その施設管理者が避難所まで誘導し、避難完了の報告を避難所責任者に対して行う。
- 3 来訪者が避難している避難所責任者は、避難者名簿に必要事項を記録する。

第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

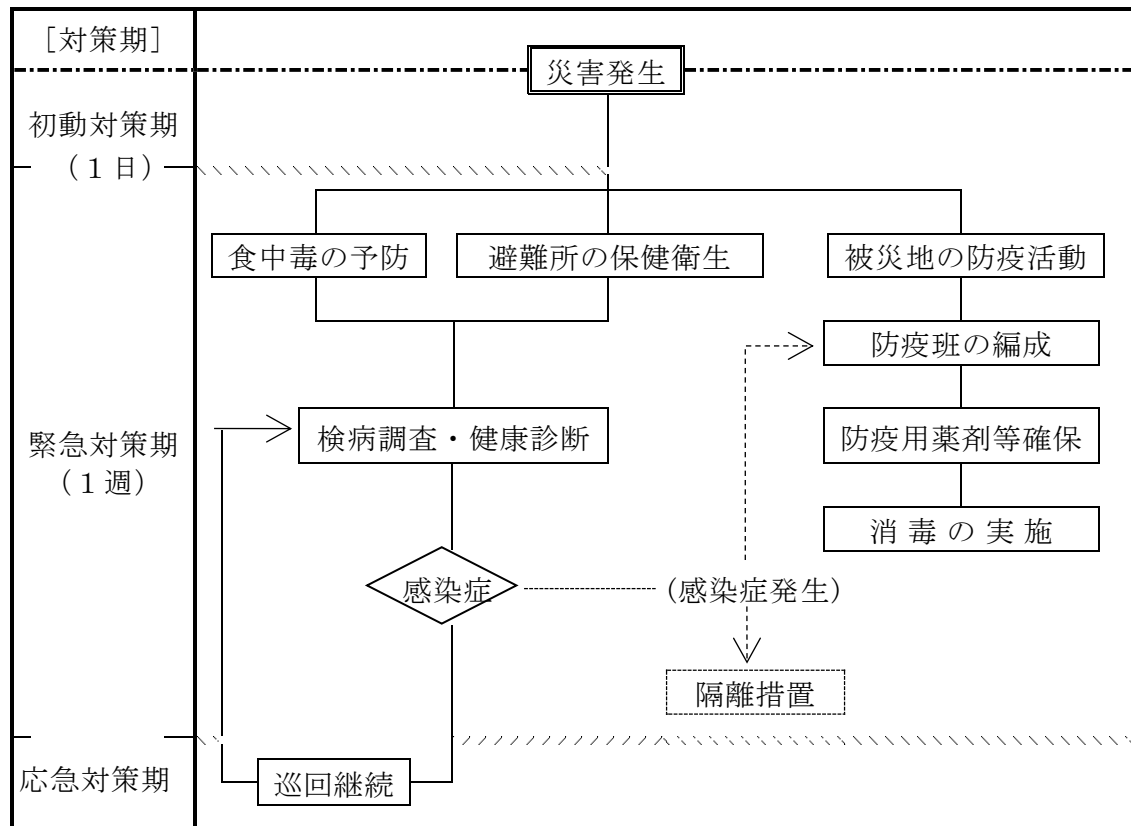
総合政策対策部、市長公室対策部、健康福祉対策部、国際文化交流対策部、関係各対策部

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

第2.2節 防疫、保健衛生対策



第1 食中毒の予防 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

食中毒の予防のために、健康福祉対策部は本部事務局を通じて広報等で住民に注意を呼びかける。また、南加賀保健福祉センターの指導の下、市民や食糧調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 避難所の保健衛生 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。また、避難所内に手洗い消毒液を配置する。

(2) 検病検査等

市は、南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断を協力して行う。

2 保健活動の実施

健康福祉対策部は南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等による被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次の保健活動を実施する。

- (1) 医師会、南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (2) 被災者の衛生状態を良好にするため、被災者を対象とした入浴サービスを実施するなど入浴環境を確保することを本部事務局に要請する。
- (3) 食中毒等の予防のため、食品衛生の知識の普及や避難所等における食品衛生指導の徹底を図る。
- (4) 災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 防疫を担当する班の編成

- (1) 健康福祉対策部は、感染症の発生を未然に防止するため、防疫班を編成する。
1班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1人
事務職員	1人
作業員（実際の消毒等が必要な場合）	3人程度

- (2) 災害の規模により、市で十分な対応ができない場合は、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して防疫班の派遣要請を行う。

2 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備しておく。

塩素系消毒剤、クレゾール液、消毒用エタノール、消石灰、噴霧器、ゴム手袋、マスク、長靴、長袖、長ズボン、ビブス等

3 防疫用薬剤等の確保

初期の防疫活動では市が保有する薬剤等を使用するが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請し、薬剤等の確保を図る。

4 消毒の実施

次のような地域は、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消石灰、クレゾールで消毒する。

- (1) 感染症が発生した場合
- (2) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった場合
- (3) 汚染のおそれ、あるいは汚染の疑いのある井戸が存在する場合
- (4) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とする場合
- (5) 土壌還元によるし尿処理を実施した場合
- (6) 鼠、昆虫が大量に発生した場合
- (7) 災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に長期間放置された場合

5 関係機関への協力依頼及び報告

健康福祉対策部は、災害の発生に伴う防疫措置を講じた場合、その状況を県に報告する。

防疫活動の実施に当たって被害が大きいときは、南加賀保健福祉センターに指導及び協力を依頼する。

6 記録等

防疫措置を行った場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払い出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第4 検病検査及び健康診断 **健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関**

健康福祉対策部は、避難所及び被災地域において南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断に協力する。

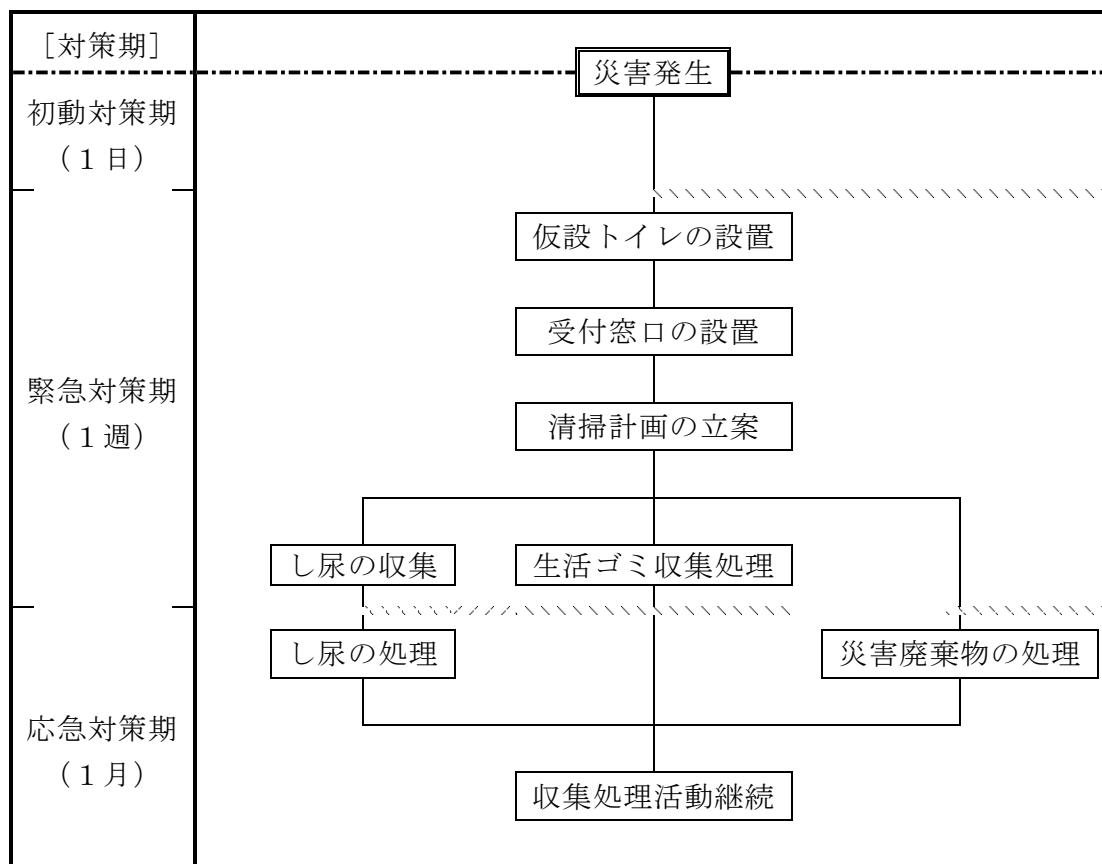
第5 感染症対策 **健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関****1 感染症の発見の際の報告・対策事項**

健康福祉対策部は、感染症患者が発生又は保菌者が発見されたとき、患者を速やかに隔離し南加賀保健福祉センターに報告する。また、隔離病床は、小松市民病院7階の隔離病床を使用する。

なお、感染症への対策は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等に対する適切な衛生指導の実施と洗浄液等の確保
- (2) 衛生状態を良好に維持するための積極的な広報の実施
- (3) 迅速適切な検病検査の実施による感染症患者や保菌者の早期発見
- (4) 感染症の患者や保菌者が発生した場合の迅速な隔離措置、洗浄等の適切な防疫活動の実施
- (5) 県への迅速な報告による感染被害拡大の防止
- (6) 避難所内における手洗い消毒液の配置、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒、生活環境の整備等の実施

第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理



第1 し尿処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 し尿処理計画の作成

経済環境対策部は、南加賀広域圏事務組合と連携し、し尿の収集・処理の体制を確立し、収集したし尿の処理計画を作成する。

- (1) し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先する。
- (2) 状況に応じ各トイレの汲み取り量を調整し、使用可能なトイレ数の確保に努める。
- (3) 収集したし尿は、南加賀広域圏事務組合と連携し、適切に処理する。

2 仮設トイレの設置

経済環境対策部は、必要に応じ適所に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは災害協定を締結しているリース会社等から調達するが、市域で調達できない場合は、県に要請するほか、市の管理する下水道マンホールの活用を考慮する。

なお、仮設トイレを運用する必要がなくなった場合は、消毒を実施したのち速やかに閉鎖し環境衛生の維持に努める。

設置場所（基準）	下水道の使用が不可能な地域にある避難所又は住宅密集地内の公園等

仮設トイレが不足したり、南加賀広域圏事務組合の施設被害等によりし尿の収集・処理が困難となった場合は、南加賀保健福祉センターと協議し、緊急対応策として土壌還元方式を採用する。

- (1) 土壌還元方式は深さ1m未満とし、ある程度のし尿の量ごとに土覆いをする。
- (2) 消毒は消石灰（他の薬剤は不相当）を用い、頻繁に実施する。
- (3) 地下水への影響を考慮し、井戸等の水源からできるだけ離隔する。
- (4) 土壌分解能力を考慮し、1箇所での大量処理は行わない。
- (5) 現場周辺の状況や住民への配慮を考え、衛生と安全確保を図る。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、し尿の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地におけるし尿処理業務は市が行うが、市単独でし尿処理業務が実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

- (1) し尿の地区別発生状況の把握
- (2) 苦情、要望の処理及び収集計画の周知

第2 生活ゴミ及び災害廃棄物の処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 被災地の状況把握

経済環境対策部は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- (2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- (3) 生活ゴミの発生見込み量及び処理方法
- (4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

2 生活ゴミの処理

経済環境対策部は次の点に注意し、生活ゴミをゴミ収集車、ダンプ、トラック等で搬送、ゴミ処理場で焼却又は埋め立て方法により処理する。生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、迅速な処理ができるよう、あらかじめ設定した置場にこれらを一時的に保管する。

また、市の処理能力では対応できない場合は、協定に基づき隣接市町あるいは県災害対策本部に支援要請を行う。

- (1) 住民に町内会単位によるゴミの収集を呼びかける。
- (2) 生ゴミ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (3) 処理量を上回るゴミが発生したときは、ゴミの一時集積場を指定する。
- (4) 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、生活ゴミ及び災害廃棄物の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地における清掃業務は市が行うが、事業所や工場等から排出される産業廃棄物については事業主が県（南加賀保健福祉センター）の指示を求めて行う。また、市単独で実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 実施体制

経済環境対策部は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

(2) 生活ゴミ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保

生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ゴミ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 分別排出の徹底

経済環境対策部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場に車両で搬送し、集積されたゴミは焼却・破砕処分して最終処理場へ搬出する。このとき、次の表を基準に災害廃棄物の量を推定する。また、収容したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物については焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないゴミは埋め立て処分を行う。

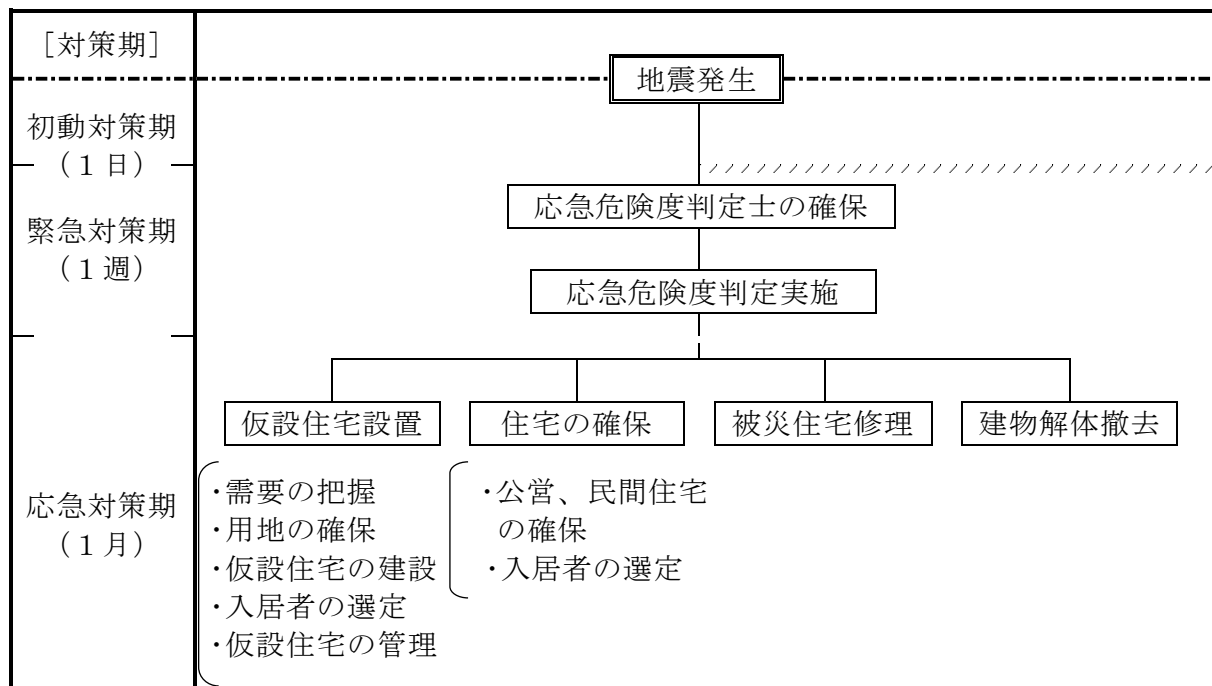
なお、災害廃棄物を早期に処理するために、廃棄物の再生利用を前提に、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、P C Bが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

の被災 排出建 量物	区 分		被災世帯1戸当たり	備 考
	木造建物の倒壊	全 壊	100 トン	兵庫県南部地震にお ける宝塚市の例を参 考に作成。
		半 壊	50 トン	
	火災による焼失	焼失木造家屋	70 トン	
3 日 目	地区別発生量(ブロッキング)の推定 解体順序の決定 (公共性・緊急性考慮) 可燃系(木材)、コンクリ ート混合物の推定 仮置き候補地の検討 交通事情等の状況把握 運搬車両の確保 地区別搬入先の決定 (仮置き場、処分場、一時保 管) リサイクルの検討 中間処理の検討 (焼却、選別、破碎等) ・木くず：チップ化による利用 ・コンクリート：路盤材、建設資材等による利用 ・金 属：製鋼原料等による再生利用 ・ 畳 ：コンポスト化し、肥料化			
1 週 間				

4 その他（鳥獣の死骸処理）

鳥獣の死骸の処理は、南加賀保健福祉センターの指導により処理する。

第24節 住宅の応急対策



第1 建物の応急危険度判定 都市創造対策部、関係各対策部

建物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）は、次によるほか、細部は「小松市被災建築物応急危険度判定要綱」（令和2年12月1日）、「小松市震前判定計画」（令和2年12月1日）に基づき行う。

また、県と連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知する。

なお、震前判定計画において、判定拠点を「サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館」、判定士用宿泊施設を「末広野球場」とする。

1 応急危険度判定の実施主体

市の区域内において実施する応急危険度判定は、県の支援の下、応急危険度判定士の協力を得て、市が主体的に実施する。

2 応急危険度判定士の確保

都市創造対策部は、次により被災建物の応急危険度判定士を確保する。

- (1) 市内の建築関係団体への派遣要請
- (2) 県への派遣要請（他市町への要請は県を通じて行う。）

3 応急危険度判定担当窓口の設置

都市創造対策部は、多数の判定士の受け入れ及び作業体制を確立するため、建物の応急危険度判定の担当窓口を設置し、次の作業を行う。

- (1) 受け入れ判定士の名簿づくり及び担当区域の配分
- (2) 判定資機材の準備
- (3) 判定実施計画の作成

4 応急危険度判定の基準

判定の基準は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に従い、目視による判定を次の3段階に分けて実施する。

なお、判定結果は「危険」「要注意」「調査済」に区分した判定ステッカーに対処方法を記載した上、建物の見やすい場所に貼りつけるものとし、「危険」とされた建物は立ち入り禁止の措置を取る。

危険 (赤色)	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立ち入りができない場合
要注意 (黄色)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能な場合
調査済 (緑色)	建築物の損傷が少ない場合

5 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

第2 被災住宅に対する対応 都市創造対策部、関係各対策部

1 被災建物の解体・撤去

都市創造対策部は、保安上危険と判断される建物を優先し、住民に解体・撤去の措置を促す。また、自らの資力では撤去できない者については災害救助法を適用する。

2 被災住宅の修理

(1) 修理の対象

被災住宅の修理対象は仮設住宅入居者の規定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。また、被災住宅の応急修理の実施対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ア 住家が半壊、半焼等の被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- イ 自己の資力では住家の修理ができない者
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができる者
- エ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

なお、被災住宅の応急修理を実施した場合、次の書類を整理保存する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(2) 修理の内容

被災住宅の修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の実施（給付）に留める。

また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行い、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり5万円以内とする。

(3) 修理の実施

修理の実施については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

なお、市営住宅の応急修理については都市創造対策部が調査を行い、修理の優先順位を定めて実施する。

第3 住宅の確保対策 本部事務局、都市創造対策部、関係各対策部

1 仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

都市創造対策部は、県と連携し、仮設住宅の入居資格基準及び該当者を広報で周知し、希望者を避難所で受け付け、災害発生後7日以内に仮設住宅の入居希望者を把握する。このとき、被災者が災害時に市内に居住していれば住民登録の有無は問わない。

なお、仮設住宅への入居基準は、次に示したいずれにも該当する者とする。

- ア 当該災害により、住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 当該災害により、現に居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(2) 用地の確保

仮設住宅の建設地は次の条件を考慮し、都市創造対策部が用地を確保する。

なお、遠隔地等の理由で申し込みのない仮設住宅は、救助費の国庫負担の対象とならないため注意を要する。

- ア 浸水、崖崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 十分な敷地面積があること（公有、民有の別は問わない。）

(3) 仮設住宅の建設及び運営管理

ア 災害救助法適用前

仮設住宅建設実施の決定は本部長が行い、事業内容については災害救助法の規定に準じて実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合、仮設住宅の建設は知事が実施し、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長が行う。

ウ 建設の基準

建設の基準については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照。また、仮設住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成状況に応じいくつかのタイプに分けて建設する。

必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数も考慮し、算定する。

エ 建設の実施と運営管理

仮設住宅建設の工事については建設業者に協力を要請し、災害発生の日から20日以内に着工する。

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペットの受入に配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

オ 供与期間

原則として、供与期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居の資格基準及び該当者は、上記「仮設住宅の設置」に準じて行う。

このとき、入居者の選定に当たっては入居希望者の条件を十分調査し、要配慮者を優先的に入居できるよう配慮した上、本部会議において決定する。

なお、県で実施された仮設住宅に対しては、その入居者選定に市が協力する。

(5) 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は都市創造対策部が行い、仮設住宅への入居を円滑に進める。また、県で実施される仮設住宅の管理に対しても、市はこれに協力する。

(6) 被災者に対する住宅相談所の開設

関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

2 公営、民間住宅の確保

(1) 公営住宅は被災者の世帯構成に応じ、多人数向け住宅又は少人数住宅として確保する。なお、民間賃貸住宅の借り上げは、仮設住宅に準じたものとして確保する。

(2) 公営、民間住宅の入居者選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、前1項「需要の把握」に記載した入居基準を準用する。

3 記録等

応急仮設住宅を設置し被災者を入居させたとき又は住宅の応急修理をしたときは、次の帳簿等を整理保管する。

- | |
|---|
| <p>(1) 応急仮設住宅を設置した場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 応急仮設住宅入居者台帳イ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 <p>(2) 被災住宅の応急修理を実施した場合</p> <ul style="list-style-type: none">ア 住宅応急修理記録簿イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類 |
|---|

第4 障害物等の除去 都市創造対策部、関係各対策部、関係機関、事業者

都市創造対策部は、関係機関、事業者等と連携して、災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去するものとし、除去の対象はおおむね次の内容とする。また、障害物の除去は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

細部は、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

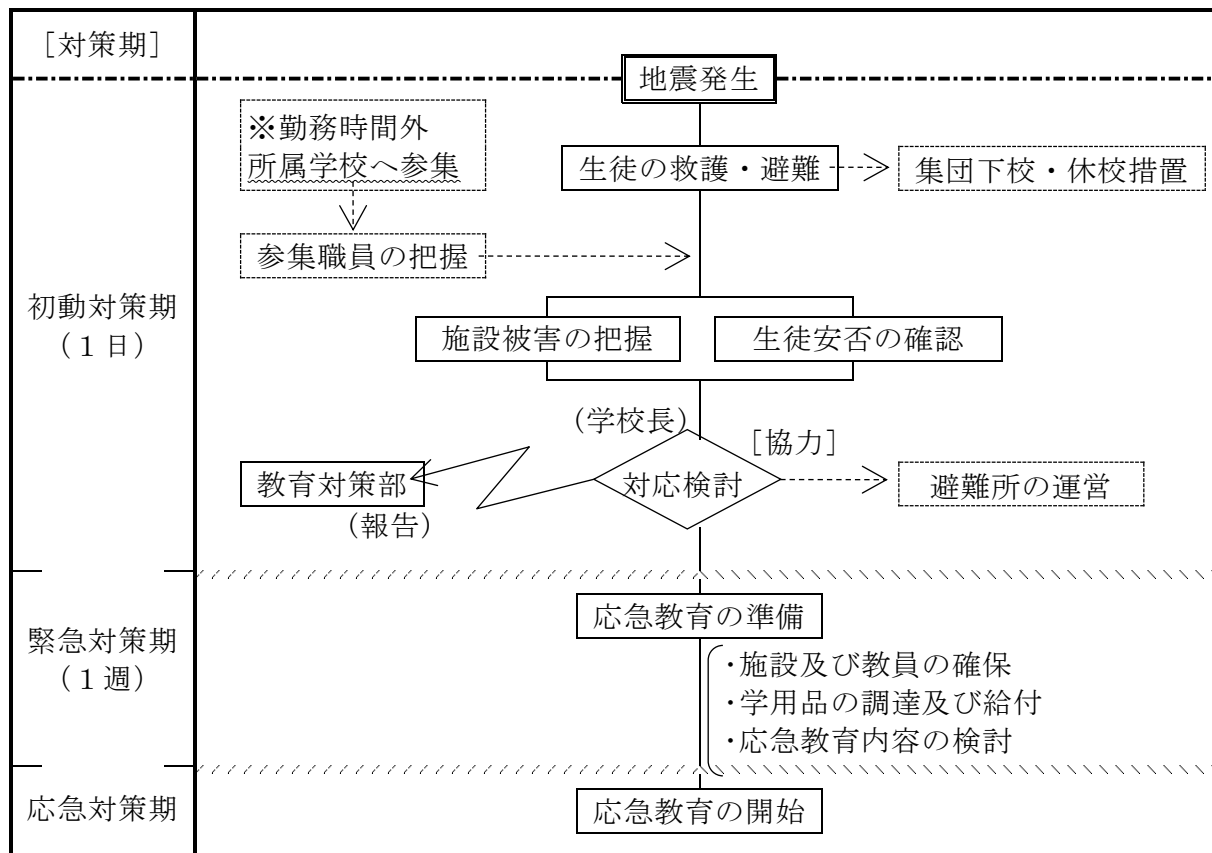
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 当面の日常生活を営み得ない状態であること2 日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれていること3 自らの資力では障害物を除去できない者であること4 住家の半壊・床上浸水した世帯であること（災害救助法：世帯数の15%以内）5 応急措置の支障となるもので、緊急を要するもの |
|--|

「参考」

住宅確保等の種別一覧（石川県地域防災計画）

対策種別及び順位			内 容
住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 公庫資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援公庫から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
住宅の修繕	5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
障害物の除去等	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
障害物の除去等	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

第25節 文教対策



第1 文教施設の応急復旧対策

教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 被害状況の調査

被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査するとともに、適切な連携措置が実施できるよう、関係官公署との連絡を密にする。

2 代替施設の確保

学校等の施設については、被害により授業が実施できない場合、代替施設（教室）の確保等、授業再開のための施策を速やかに開始する。また、石川県の「学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

3 再開に向けた計画

各種社会教育施設については、綿密な被害調査を行い、施設ごとに再開へ向けた計画を立て、早期再開に向けた取組を行う。

第2 応急教育 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 発災直後の措置

災害が発生した場合、学校長及び教職員は次の措置を講じ、教育対策部は学校長を通じて、児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況の把握を行う。

学校長	(1) 状況に応じ、児童・生徒の適切な避難誘導措置を行う。 (2) 休校措置の場合の児童・生徒の下校については、教員の引率による集団下校等、適切な措置を取る。 (3) 災害の規模、校舎等の被害状況を速やかに把握する。 (4) 児童・生徒・教職員の安否をまとめ教育対策部に報告する。 (5) 応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
教職員	児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

2 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の状況に応じ、学校長及び教職員は速やかな参集に努め、施設の被害状況等を把握するとともに、以後の対応も含めて教育対策部に報告する。

3 施設及び教員等の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所及び教職員の確保を図る。また、教育対策部及び学校長は、準備した応急教育計画に基づいた臨時の学級編成（2部授業の実施等）を行うなど、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

なお、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

さらに、発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

被害の程度	応 急 教 育 の 実 施 場 所
校舎の一部が被害を受けた場合	(1) 特別教室 (2) 屋内体育館
校舎の全てが被害を受けた場合	(1) 公民館等の公共施設 (2) 隣接する学校の校舎 (3) 応急仮設校舎の設置

4 学用品の調達及び給付（小・中学校、市立高校）

給与の対象	災害により住家に被害を受け学用品を失い、又は毀損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合、支給期間は災害発生日から、教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内
給与の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育対策部に調達を指示し、教育対策部は指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じ、災害救助法の定める範囲内で現物給付

5 応急教育の内容

応急教育における指導内容及び教育内容は、おおむね次の内容とする。

健康・衛生に関する指導	(1) 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 (2) 衣類、寝具の衛生指導 (3) 住居、便所等の衛生指導 (4) 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	(1) 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 (2) 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
学習に関する内容	(1) 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 (2) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健体育、理科の衛生等を主として指導する。

6 被災した児童生徒の健康保健管理

身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

教育対策部は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

8 応急教育におけるその他の留意事項

- (1) 学校給食については、原則として一時中止する。また、給食施設及び給食物資搬入者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する
- (2) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。
 - ア 学用品購入配分計画表
 - イ 学用品交付簿
 - ウ 学用品受払簿
 - エ 学用品購入関係支払証拠書類

第3 避難所協力 **教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部**

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

第4 文化財対策 **国際文化交流対策部、関係施設等の管理者****1 被害状況の調査**

文化財は貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から市所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

2 応急措置

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬送等により文化財の保護を図る。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、国際文化交流部（国際文化交流対策部）を通じて、県に報告する。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- (4) 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる災害が発生又は発生しようとしている場合は、人命の保護を優先する。

第26節 その他の対策

第1 こころのケア活動 こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

南加賀保健福祉センター

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

「実施体制」

- 1 市は、障がい者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障がい者等の現況を把握する。
- 2 県（南加賀保健福祉センター）と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

※県の行う諸施策へ積極的に協力することを基本とするほか、細部は、県計画による。

第2 健康管理活動 こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員、児童委員等との協力の下、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状況等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービス等の調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症に留意する。また、人工透析、酸素、インスリン療養等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。
- (3) 健康管理活動に当たっては、各地域に設置される地域保健医療福祉調整本部内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

第3 危険物の応急対策 消防対策部、該当事業所等の危険物管理者

1 被害の拡大防止

危険物施設等が被災した場合は、まず迅速、的確な情報の把握に努め、被害の拡大防止や、火災、中毒等の二次災害を防止することに重点を置き、当該施設等の管理者と一体となって被害の拡大防止を図る。

(1) 火薬類

応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時に一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中の被災については、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。

(2) 高圧ガス

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を確認し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(3) 石油類等

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(4) 毒劇物類

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、事業者等は使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、事業者等は必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

(5) 放射性物質

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

2 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設管理者は、日頃から職員の非常配備体制等、対応マニュアル等の作成に努める。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第4 危険動物の逸走対策及びペットの保護 経済環境対策部、関係各対策部

1 ペットの保護及び管理

経済環境対策部は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、状況に応じ避難所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。

また、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

2 危険動物の逸走対策

危険動物の飼養者は管理責任者として、地震の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。

第 3 章 地震災害復旧計画

第 1 節 市民生活の安定		頁
第 1	被災者に対する支援措置	地震災害 1 9 3
第 2	被災住宅、民有施設等に対する支援措置	地震災害 1 9 5
第 3	租税等の徴収猶予及び減免措置	地震災害 1 9 6
第 4	義援金品の受け入れ・配分	地震災害 1 9 7
第 2 節 災害復旧事業		
第 1	災害復旧事業計画の作成	地震災害 1 9 8
第 2	災害復旧事業に係る職員の配備等	地震災害 1 9 9
第 3	災害復興計画の作成	地震災害 1 9 9
第 3 節 資金計画		
第 1	国による財政援助措置	地震災害 2 0 1
第 2	災害復旧事業に係る市の財政措置	地震災害 2 0 2

第3章 地震災害復旧計画

第1節 市民生活の安定

市及び防災関係機関は、震災発生後の市民の生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

第1 被災者に対する支援措置

本部事務局、総合政策対策部、市長公室対策部

行政管理対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部

関係各対策部

1 被災者台帳の作成

本部事務局は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、市域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体に対して、被災者に関する情報の提供を求めるほか、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報の提供を求めるときは、知事に対し協力を求める。

2 震災相談窓口の開設

本部事務局は、市民からの問い合わせの増加に応じ、市役所又は準ずる場所に「災害相談窓口」を開設し、市民からの相談に応じる。また、市が実施する次の災害対策業務の受付案内についても、職員が窓口において対応する。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

また、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

(1) 要搜索者の受付	(6) 仮設住宅への入居申請
(2) 罹災証明の発行	(7) 税の減免措置等の措置
(3) 被災住宅の応急修理の申請	(8) 災害廃棄物の受付
(4) 金融・保険等についての相談	(9) その他
(5) 医療についての相談	

3 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市は、県及びD P A T等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

4 罹災証明書の発行

被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

罹災証明書の発行事務は行政管理対策部が担当するものとする。

なお、発行に際しての手数料の徴収は行わない。

(1) 発行の手続き

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家（現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）について災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。

(2) 証明内容

災害によって被害を受けた住家について、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊、浸水区分（床上浸水・床下浸水））及びその他必要な事項の証明を行う。

(3) 判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき建物被害認定調査を実施し、被害の程度の判定を行う。

(4) 運用

上記のほか、罹災証明書等の交付に係る細部手順等に関しては、別に定める。

5 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給事務は健康福祉対策部が担当するものとする。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、「小松市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

6 公営住宅等の整備

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

7 災害廃棄物の処理等

- (1) 経済環境対策部は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第2 被災住宅、民有施設等に対する支援措置

健康福祉対策部、都市創造対策部、経済環境対策部、関係各対策部

1 被災者生活再建支援金の受給に係る支援

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定められた自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対しては、県が自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給することとされており、市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災住宅に対する支援

災害復旧事業の融資制度等の積極的な広報に努めるとともに、相談窓口を活用した案内を実施する。

民有施設のうち、被災住宅に対する現行の融資制度として、次に掲げる支援制度があり、市は必要に応じて適切な支援措置に努める

住宅金融支援機構	(1) 災害復興住宅資金 (2) 地すべり関連住宅資金
県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付

市は、上記の融資が円滑に行われるよう借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借り入れの促進を図る。

3 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、経済環境対策部は、次の措置を講ずる。

- （1）農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- （2）被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- （3）被害農林漁業者に対して株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

4 中小企業関係に対する支援

被災した中小企業の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資の要請を次のように行う。また、支援対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

- （1）株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- （2）地元金融機関に対して、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- （3）信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- （4）中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講じる。

※激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37.9.6法律第150号）

第3 租税等の徴収猶予及び減免措置 行政管理対策部、関係各対策部

1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認めるとき、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限の延長を行う。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を納付又は納入することができないと認められるとき、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

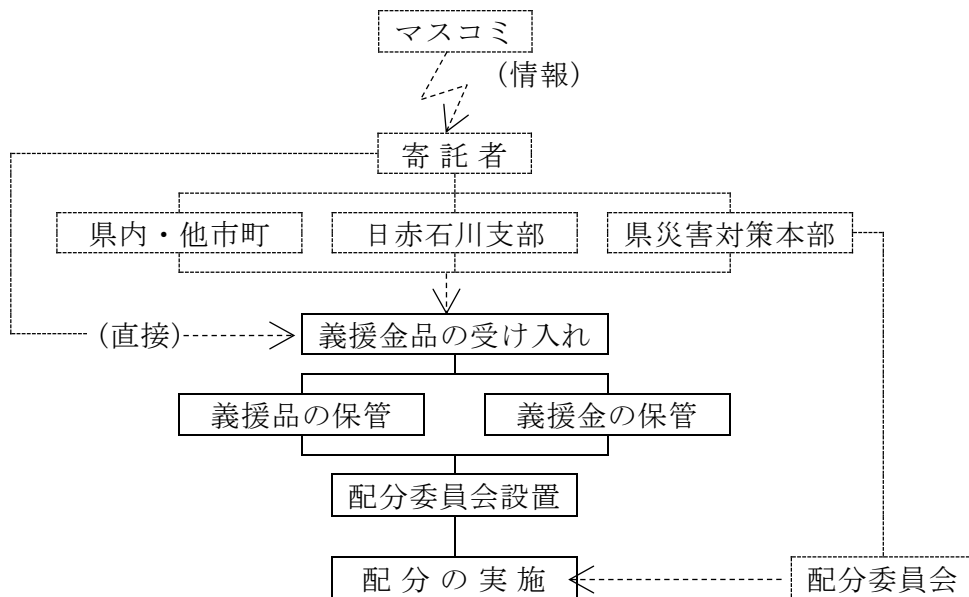
なお、やむを得ない理由があると認められるとき、さらに1年以内の延長を行う（地方税法第15条）。

3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、条例の定めるところにより、減免を行う。

第4 義援金品の受け入れ・配分 健康福祉対策部、関係各対策部

被災者宛寄託された義援金品については、義援金品配分委員会を設置し、被害状況に応じた配分計画を立て、迅速・確実に配分を行う。



1 義援金品の受け入れ等

(1) 義援金品の受け入れ

健康福祉対策部は、市民・県・日本赤十字社（石川県支部）等からの義援金品を受け付け受領する。受付時には、義援金に対しては領収書、義援品には受領書を発行し、その控えを保管する。

(2) 義援金の保管

義援金は被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の歳入歳出外現金として市指定金融機関に保管する。

なお、管理に際しては受払簿を作成しなければならない。

(3) 義援品の保管

義援品は物資受払簿に記入の上、市域4箇所の避難・救援拠点から指定する供給所に保管する。総合政策対策部はこれを生活必需品と分けて管理する。

2 義援金品の配分

(1) 配分方法

災害対策本部内に「配分委員会」を設置し、配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

(2) 配分の実施・公表

市は「配分委員会」において決定された方法で、被災者に対して迅速かつ適正に配分する。また、義援金の配分結果は報道機関等を通じて公表する。

第2節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業計画の作成 本部事務局、関係各対策部

1 災害復旧事業計画の作成

各関係機関は、災害応急対策を講じた後の被害程度を調査・検討するほか、県や市等の各部局と連携・協力し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を次の点を踏まえて作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、同様の災害が再発しにくい「災害に強いまちづくり」を観点に復旧事業計画を作成する。

(2) 必要な体制整備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携等により、必要な体制を整備する。

(3) 災害復旧事業計画の種類

関係機関が作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- | |
|-----------------------|
| ア 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （ア）河川公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （イ）海岸公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （ウ）砂防設備災害復旧事業計画 |
| （エ）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 |
| （オ）地すべり防止施設災害復旧事業計画 |
| （カ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 |
| （キ）道路公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （ク）港湾公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （ケ）漁港公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （コ）下水道公共土木施設災害復旧事業計画 |
| （サ）公園公共土木施設災害復旧事業計画 |
| イ 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| ウ 都市災害復旧事業計画 |
| エ 上水道施設災害復旧事業計画 |
| オ 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| カ 公立学校施設災害復旧事業計画 |
| キ 公営住宅災害復旧事業計画 |
| ク 公立医療施設災害復旧事業計画 |
| ケ その他の災害復旧事業計画 |

(4) 災害復旧に伴う財政援助・助成計画の作成

各関係機関は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、国、県が費用の全部又は一部を負担・補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定を実施する。

第2 災害復旧事業に係る職員の配備等 本部事務局、関係各対策部

1 職員の配備・応援及び派遣

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等を行う。

2 応援派遣の要請

市の行う災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、他の市町から応援派遣を求めてこれを対処するほか、状況に応じ県にあっせん又は調整を依頼する。

第3 災害復興計画の作成 本部事務局、関係各対策部

市は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案し、必要に応じて復興計画を策定する。

なお、復興の進め方については次のとおり。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、県及び関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携等により、必要な体制を整備する。
- (3) 再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3節 資金計画

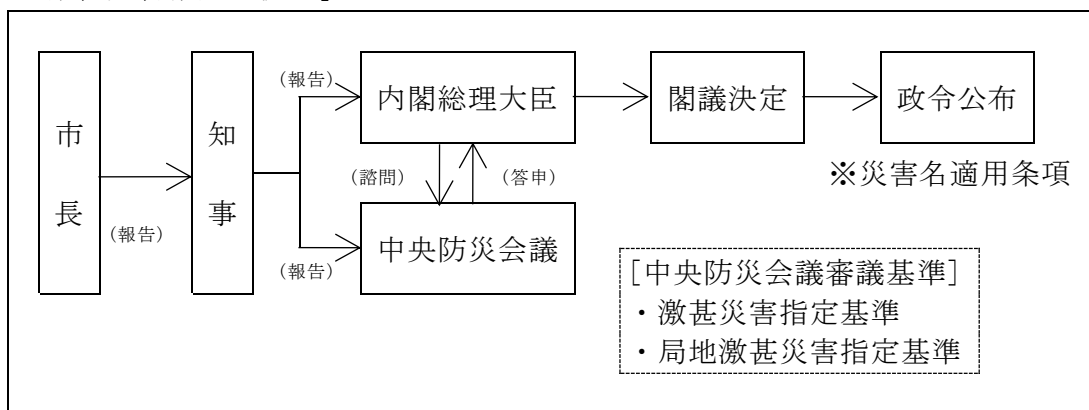
第1 国による財政援助措置 本部事務局、関係各対策部

1 激甚災害指定による援助措置

(1) 激甚災害の指定手続き

市は、市域で著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設の災害復旧事業を円滑に行うため、激甚災害の指定が受けられるよう、県・国に対して要望する。

「激甚災害指定の流れ」



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告に当たっては、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害には「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日：中央防災会議決定、数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日：中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

(4) 特別財政援助額の公布手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書等を作成し、調書を県各部局に提出する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次に示したとおりであり、市は公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

2 その他の法律による財政支援措置

激甚法以外の法律による財政援助を行う場合、別途の法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部費用を負担・補助して行われる。

参考：「激甚災害に係る財政援助措置」

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法3条、4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別処置(激甚法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条)
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業に対する補助(激甚法第9条)
 - カ 土地改良区等の行う灌水排除事業に対する補助(激甚法第10条)
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条の2)
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例(激甚法第20条)
 - オ 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)

第2 災害復旧事業に係る市の財政措置 本部事務局、関係各対策部

災害復旧事業を行う場合において、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、市は地方債、地方交付税、一次借入金等の制度を活用し、資金の調達に努めるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 災害予防対策		頁
第1	情報の収集・連絡体制の整備	地震災害205
第2	複合災害時の災害予防体制の整備	地震災害205
第3	複合災害を想定した訓練の実施	地震災害205
第2節 災害応急対策		
第1	活動体制の確立	地震災害206
第2	情報の収集・連絡	地震災害206
第3	避難対策	地震災害206
第4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	地震災害206
第3節 災害復旧対策		
第1	災害復旧対策	地震災害206

第4章 複合災害対策

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、又は、市民生活に影響を及ぼす感染症発生下の災害において、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、小松市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに感染症を含む複合災害への対応に留意し、必要の措置を講じる。

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備 市長公室、関係各部

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、NTT西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

第2 複合災害時の災害予防体制の整備 市長公室、関係各部

複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

第3 複合災害を想定した訓練の実施 市長公室、関係各部

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策

第1 活動体制の確立 **本部事務局、関係各部**

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第2 情報の収集・連絡 **本部事務局、関係各部**

市は、国、県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

第3 避難対策 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所等の確保を図る。

避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

第4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第3節 災害復旧対策

第1 災害復旧対策 **本部事務局、関係各部**

複合災害として発生する災害の種類に応じて、小松市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。

津波災害対策編

平成 24 年 10 月策定

平成 27 年 3 月一部見直し

平成 31 年 3 月一部見直し

令和 3 年 3 月一部見直し

令和 5 年 6 月一部見直し

令和 7 年 5 月一部見直し

令和 8 年 5 月改定

小松市防災会議

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波災害に強い人づくり		頁
第1 防災（津波災害）知識の普及	・ ・ ・ ・	津波災害 3
第2 市民及び事業者等が行う津波への備え	・ ・ ・ ・	津波災害 7
第3 自主防災組織の育成	・ ・ ・ ・	津波災害 1 1
第4 防災訓練の充実	・ ・ ・ ・	津波災害 1 3
第5 防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化	・ ・ ・ ・	津波災害 1 5
第2節 津波災害に備える強い組織体制づくり		
第1 防災体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 1 9
第2 防災情報通信体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 2 3
第3 消防力の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 2 7
第3節 津波災害に強いまちづくり		
第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕	・ ・ ・ ・	津波災害 2 9
第2 市街地の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 2 9
第3 火災の防止	・ ・ ・ ・	津波災害 2 9
第4 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進	・ ・ ・ ・	津波災害 3 0
第5 建築物の耐震化及び津波ハザードマップの活用	・ ・ ・ ・	津波災害 3 0
第6 所有者不明土地の活用	・ ・ ・ ・	津波災害 3 0
第7 危険物対策	・ ・ ・ ・	津波災害 3 0
第4節 津波災害に強い施設づくり		
第1 ライフライン等の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 2
第2 道路・橋梁の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 3
第3 河川・海岸施設の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 6
第4 都市公園施設の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 7
第5 一般廃棄物処理施設の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 7

第5節 津波災害に備える応急対策の環境整備

第1	市街地における防災活動拠点の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 8
第2	避難所及び避難・救援拠点の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 3 8
第3	津波避難ビルの指定等	・ ・ ・ ・	津波災害 4 1
第4	避難誘導標識等の設置	・ ・ ・ ・	津波災害 4 1
第5	避難誘導體制の構築	・ ・ ・ ・	津波災害 4 1
第6	備蓄体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 2
第7	医療救護活動の環境整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 5
第8	救急医療体制の環境整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 6
第9	緊急輸送の環境整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 6
第10	給水活動の環境整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 8
第11	食糧及び生活必需品の確保体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 4 9
第12	健康管理活動体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 0
第13	住対策の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 0
第14	文化財等に対する整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 1
第15	市が保有する情報の安全管理	・ ・ ・ ・	津波災害 5 2
第16	罹災証明書等の交付体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 2
第17	被災者支援システムの有効活用	・ ・ ・ ・	津波災害 5 2
第18	こころのケア実施体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 2
第19	避難生活における良好な生活環境の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 3
第20	避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 4
第21	応援職員等の活動環境整備	・ ・ ・ ・	津波災害 5 4
第22	防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用	・ ・ ・ ・	津波災害 5 4
第23	孤立集落対策	・ ・ ・ ・	津波災害 5 5
第24	復興事前準備の実施	・ ・ ・ ・	津波災害 5 6

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

第1	在宅の要配慮者への配慮	・ ・ ・ ・	津波災害 5 7
第2	社会福祉施設等における対策の推進	・ ・ ・ ・	津波災害 5 9
第3	外国人及び来訪者に対する対策	・ ・ ・ ・	津波災害 5 9
第4	障がい者に対する対策	・ ・ ・ ・	津波災害 6 0

第7節 積雪時における地震・津波への備え

第1	積雪時における地震・津波対策の推進	・ ・ ・ ・	津波災害 6 1
第2	雪に強いまちづくりの推進	・ ・ ・ ・	津波災害 6 1
第3	寒冷対策の推進	・ ・ ・ ・	津波災害 6 1

第1章 津波災害予防計画

第1節 津波災害に強い人づくり

市、防災関係機関及び事業者等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練等を通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させるよう努める。また、防災教育の積極的な推進等により、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を醸成し、さらに、各種災害に対する心構えを持ち、災害発生又はそのおそれがある場合においても、行動力と隣保協同の精神を発揮するなど適切な行動が取れるよう、あらゆる機会を通じて人的な防災力を向上させるよう努める。

特に、津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第1 防災（津波災害）知識の普及

市長公室、消防本部、関係各部、関係機関、事業者等

1 職員に対する防災教育

市、防災関係機関及び事業者は、津波災害時における適切な状況判断能力を養い、各機関、部署における防災活動の円滑な実施を期すため、全ての職員に対して、あらゆる機会を活用して防災教育を行う。

なお、この際、一般的な知識の習得にとどまらず、特に職員個々の災害時の基本的な責務、役割を理解させることに重点を置き教育を行う。

防災知識	市の防災対策	(1) 災害対策活動の概要の理解、特に一般災害と津波災害の対応要領の違いの把握 (2) 防災関係職員としての心構えの理解 (3) 津波災害発生時における個々の役割の完全理解 (4) 災害時に使用するシステムの操作方法やデジタル技術の活用
	災害に関する一般的な知識	(1) 防災全般にわたる一般的な基礎知識の修得 (2) 各災害に対する地域特性の理解

2 地域における防災教育

広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地震の基礎的な知識（特に、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発）
- (2) 津波警戒に関する知識
- (3) 地震発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (4) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、消火器等の設置
- (6) 災害情報の正確な入手方法
- (7) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識

3 教育現場における防災教育

(1) 防災教育の基本的考え方

幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）が地震発生時の正しい行動要領等を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要であり、防災教育の充実が果たす役割は非常に大きい。このため、教育現場においては、児童生徒等の避難、保護等、地震災害発生後の対応について防災教育を児童生徒等の発達に即して段階的に進めるとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行う。

また、防災教育の内容は、家庭や地域と深くかかわっているものが多く、家庭・地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要である。そのため、教育現場においては、日頃から家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒等に対する防災教育を推進する。

なお、特に、水害・土砂災害・津波災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努め、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画等に位置付け、教職員の共通理解の下で、教育現場全体で取り組みを進める。

(2) 防災教育のねらい

- ア 児童生徒等が、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動及び他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度、能力を養う。
- イ 児童生徒等が、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

(3) 防災教育の具体的な進め方

児童生徒等の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、次の事項等について指導を行う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他地震対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

また、災害時にはマイ・タイムラインを活用した安全な避難ができるよう周知し、広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や防災マップの作成・配布、町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 津波の基礎的な知識（特に、津波注意報・警報を受けたときの適切な対応行動を含め、津波注意報・警報についての普及・啓発）
- (3) 津波警戒に関する知識
- (4) 自主防災組織の活動
- (5) 地域の地震・津波災害等の危険度
- (6) 最低3日分、可能であれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- (7) 地震保険への加入促進
- (8) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (9) 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- (10) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (11) 地震被害を軽減するための住宅の耐震診断と補強、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性
- (12) 災害情報の正確な入手方法
- (13) 市民及び事業所のとるべき措置
- (14) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (16) 消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備

5 津波災害警戒区域の指定、津波ハザードマップの作成、周知

市は、津波災害警戒区域の指定のあった時は、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

このほか市は、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、併せてその特性や限界を住民に周知する。

6 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に地震対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

(1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

8 津波防災の日

津波対策の推進に関する法律により、国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため設けられている津波防災の日（毎年11月5日）や世界津波の日

（国連総会決議 2015年12月22日）などを活用し、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努める。

第2 市民及び事業者等が行う津波への備え 市民、事業者等

津波災害時における被害の拡大及び混乱を防止するには、自助、共助の主体となる市民及び事業者の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災・減災対策を取り、冷静かつ的確な行動が取れるよう努める。

1 市民が行う津波への備え

(1) 日頃から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 時 の 心 得	ア 日頃から出火の防止に努める ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検 イ 地震による電気火災の防止 ・感震ブレーカーの設置を推進する。 ウ 消火用具を準備する ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置 エ 住宅の耐震性を確認する ・柱、土台や屋根瓦等を点検し、老朽化しているものは補強 オ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置 カ ブロック塀等の点検補修をする ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置 キ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・調理器具、紙コップ、紙皿、使い捨てスプーン、割りばし等 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、除菌スプレー等の衛生用品 ・救急医療品、三角巾、ばんそうこうなどの医薬品等 ・マスク、消毒液等の感染症対策品 ・ラジオ、懐中電灯、ポータブルバッテリー等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・ペットの同行避難や指定避難所等での飼養に必要な備品 ・その他 ク 家族で次の対応措置を話し合い、確認しておく。 ・マイ・タイムラインの作成 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ・「津波てんでんこ」の理解と確認 ケ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 コ 地域等で行う防災訓練へ積極的に参加し、津波災害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。 サ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 ス 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。

- (2) 地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

一 般 用	
津波発生時の心得	ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
	イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合等、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
	ウ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
	エ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。
	オ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
	カ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
	キ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
	ク 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性等にも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
	ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
船 舶 用	
ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とし、既に海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。	
イ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とする。	
ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。	
エ 津波は、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性等にも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。	
オ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	

注1 港外：水深の深い、広い海域

2 事業者等が行う津波への備え

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

（1）平時の心得

- ア 自主防災体制を確立し、事業者等の特性に応じた防災対応マニュアル又は防災計画を作成しておく。
- イ 情報の収集・伝達方法を確認しておく。
- ウ 事業所等の耐震化・耐浪化に努める。
- エ 設備器材及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。
- オ 防火用品等の備蓄をしておく。
- カ 出火防止対策を講ずる。
- キ 顧客、従業員の安全対策等の措置を講ずる。
- ク 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。
- ケ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。
- コ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- サ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- シ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資の備蓄等、帰宅困難者対策に努める。
- ス 損害保険への加入など資金の確保を図ること。
- セ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
- ソ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

（2）防災対応マニュアル（防災計画）作成上の留意事項

- ア 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所等の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- イ 顧客、従業員及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生についての対策を重点に作成する。
- ウ 人命の安全確保を第一義とした内容とする。
- エ 責任者の不在時についても考慮する。
- オ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- カ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- キ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
- ク 建築物の防火又は避難上重要な施設・器材を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ケ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

(3) 津波発生時の心得

- ア テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- イ 顧客、従業員等が適正な行動が取れるよう、事業所等の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動を取ることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。
- ウ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。
- エ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として小松市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

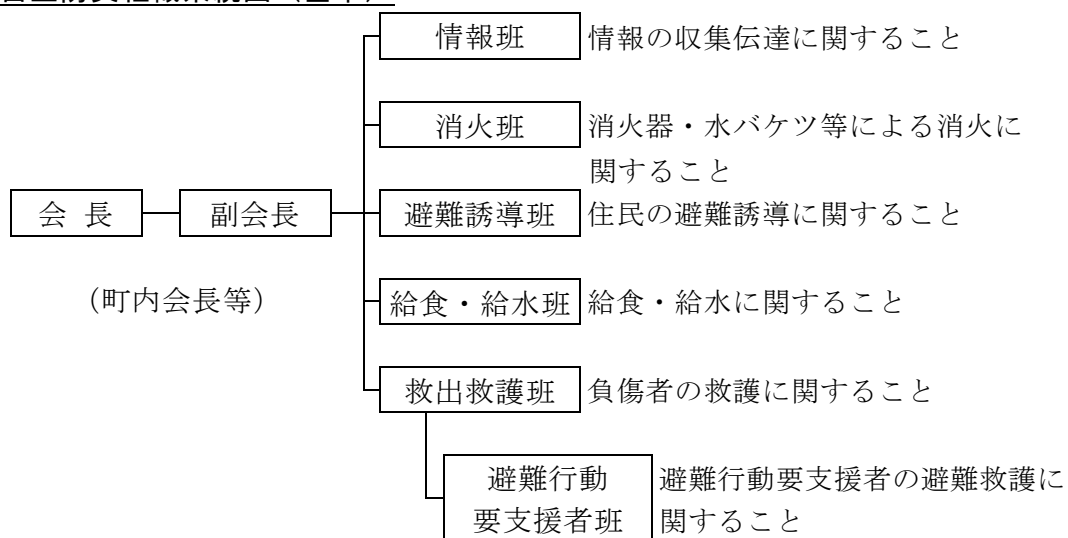
なお、市は、小松市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、小松市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 自主防災組織の育成**市長公室、消防本部、健康福祉部、自主防災組織、町内会****1 組織の結成・育成方針**

突発的に発生し、被害が広範囲に及ぶことが予想される津波への初動期における対応では、自助、共助が、救急・救護及び被害拡大防止の要となることから、市は、日頃から各自主防災組織の育成施策を積極的に推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。この際、地域の実状を把握し、自主防災組織リーダー育成研修会等を通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。なお、特に女性防災士の育成等女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなどの必要な財政措置等を講じるものとする。

自主防災組織の結成単位は、その組織の活動特性、結成の意義を勘案し、原則として各町内会（245 町内会）を単位として結成するものとし、校下単位での結成は基本的には行わない。ただし、小規模の町内会については、状況に応じ隣接町内会との合同により組織を結成する場合がある。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成 20 年 4 月 1 日）」及び「小松市自主防災組織補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日告示第 10 号）」によるものとする。

2 自主防災組織系統図（基準）

3 自主防災組織の活動内容（基準）

平時 の活動	(1) 定期的な防災訓練の実施 (2) 津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 (3) 避難行動要支援者の把握 (4) 地域の危険度把握のための防災マップの作成等の自主防災活動 (5) 災害時の一時避難場所、避難路の確認 (6) 町内に所在する危険物、落下物の把握と対策 (7) 町内避難場所の維持管理 (8) 避難所となる学校・施設等との連携・情報交換、協力体制の確立 (9) 避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理
津波発生時 の活動	(1) 情報の把握と住民への伝達 (2) 出火の防止及び初期消火 (3) 公助を受けるまでの負傷者の救出、救護、応急手当 (4) 避難行動要支援者の避難誘導 (5) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 (6) 避難が長期にわたる場合の他の自主防災組織と協力して行う避難所運営協議会としての諸活動

4 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- (1) 日頃から、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、避難等の際、援助に関わる担当者を事前に決めておくなど、協力体制づくりを積極的に推進する。
- (2) 民生委員・児童委員、市福祉部局と連携し、見守りマップの作成、個別計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成協力等を積極的に行う。

5 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方等の地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取組を推進する。

6 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する店舗等にあつては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

第4 防災訓練の充実 市長公室、消防本部、関係各部、市民、事業者

突発的に発生する津波への対応については、大きな災害が発災当初に集中して発生し、通信、電気、道路等のインフラ施設の被害により状況判断に必要な情報の収集もままならず、適切な公的処置を施すには相当な困難が予想される。そういう中であってもできる限り迅速・的確に処置を行っていくには、日頃からの実のある防災訓練を重ねること、つまり「人づくり」が極めて重要である。このような観点から市は次の要領で人づくりを基調とした施策を推進する。

また、学校、施設、事業者等については避難実施手順の策定等マニュアル化を図り毎年継続して防災訓練を行うよう努めるものとする。

1 防災訓練に関する基本的考え方

防災訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

そして、総合的な防災訓練を実施する際には、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、パーティション・簡易ベッドの設置、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練の実施に努める。

なお、防災訓練の実施に当たっては、必要に応じて住民や防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得る。

また、感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 市が行う防災訓練における訓練区分の設定 市長公室、消防本部

市が行う防災訓練の形態を次のように区分し、それぞれ明確に目的・目標を掲げ、着実に組織及び職員等の能力を向上させる。

(1) 訓練区分

区 分	訓 練 の 概 要	ねらい（特徴）
機能別訓練	非常通信、職員参集、避難所設営、本部設営等、機能別に行う訓練	容易に実施でき、個々の部署での災害時の対応要領を理解させやすい。
統一訓練	各機能別の訓練を同時に行う訓練で、総合訓練とは区別される。	訓練日を統一し、機能別に目的、目標を定め容易に訓練できる。
本部訓練	状況に応じた判断、関係機関との連絡調整、関係部局への指示伝達、統制等を訓練し、各部署での状況判断能力の向上をねらいとする。 ある特定の事態をシミュレーションで行う場合もある。	災害対策本部活動を主体とした訓練であり、ある想定状況下で状況を付与しつつ行う。 (統裁部署が必要となる)
総合訓練	関係機関も参加し、特定の状況下で組織的に活動する訓練	高度な訓練となり、準備に相当な時間を要す。

(2) 市が行う防災訓練の実施基準

訓練区分	実 施 基 準	備 考
機能別訓練	関係部署ごとに年1回	地震・津波を想定して行う場合は、いずれも直下型大規模地震又は大規模な津波を想定し、風水害等の訓練と整合を図り実施する。
統一訓練	総合訓練を行わない年に行い3年に1回	
本部訓練	年1回	
総合訓練	3年に1回	

3 各施設における訓練 各施設管理者

小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、介護・障がい福祉施設等は、災害対処時における避難マニュアルを作成し、毎年定期的に訓練を実施する。

4 消防、消防団の訓練 消防本部、消防団

小松市消防本部が作成する計画に基づき実施するものとする。

5 自主防災訓練 自主防災組織、消防本部、消防団

町内会単位等で結成する自主防災組織における訓練は、特に大津波発生時に重要となる自助、共助活動の要であり、各自主防災組織にあっては、継続的、効果的な防災訓練を行うよう努めるものとする。

また、しみん防災館の研修等、市の有する施設の最大活用に留意するものとする。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成20年4月1日）」によるものとする。

6 事業所等の組織における訓練等 **各事業所**

事業所等は、次の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域への災害の拡大を防ぐことを主眼に的確な防災訓練を行う。

－「消防法第8条」の規定－

学校、病院、工場、事業場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は（中略）当核防火対象物について消防計画の作成、当核消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

－「消防法第36条」の規定－

第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令に定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。（後略）

第5 防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化**市長公室、健康福祉部、****社会福祉協議会**

防災ボランティア活動は、民間の自主的・主体的な活動ではあるものの、市や関係機関の行う公助活動とともに災害復旧のため大きな力となる。そのため、市は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター、登録被災者援護協力団体等との平時からの連携強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

さらに市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の精度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

1 防災ボランティアに対する基本的な考え方

(1) 公助を行う行政との関係

- ア 市は防災ボランティア活動に過度な関与は行わず、協同関係を維持する。
- イ 個々の防災ボランティア活動経費の助成、報酬は検討しないが、活動が長期化する場合等、状況に応じて何らかの支援策を講ずることを検討する。
- ウ 防災ボランティアは、民間が行政をサポートする活動であるため、市は支援活動に対する意向を明確にする。

(2) 防災ボランティアの役割・活用法

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があることを配慮し、次の事項に留意しその活動力の有効活用を図る。

- ア 社会福祉協議会等と連携しつつ防災ボランティア受付窓口を設置する。
- イ 防災ボランティアリストを作成し、提供を受けうる技術等の的確な把握に努めるとともに、その技術の有効活用に着意する。
- ウ 救援活動及び災害復旧公助活動の状況に応じて行政・関係機関との役割を明確にする。
- エ 県災害対策本部が設置されている場合については、県の防災ボランティア受付等の活動との連携を確保する。

2 支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、県民ボランティアセンター、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努めるものとする。

関係機関	内 容
小松市 こまつ災害 ボランティア 連絡会 小松市社会 福祉協議会 日本赤十字社 石川県支部 小松市地区	次の事項について協力して各種施策を推進する。 (1) 災害ボランティアコーディネーターの継続的な養成を図る。 (2) 各種ボランティア団体との連携強化に努め、地域防災ボランティアの育成を図る。 (3) 「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」等の機会を活用し、協力して市民への啓発に努める。 (4) 防災ボランティアに参加する個人又は団体に対し必要な情報を随時提供できるような体制づくりに努める。 (5) 防災ボランティア活動に必要な資機材の整備を推進するとともに、迅速に情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害対策ボランティア現地本部の運営訓練を行う。 (6) 災害ボランティア保険の加入体制の整備に努める。 (7) 在日外国人の安否調査に関する体制の整備に努める。 (8) 海外からの支援に関する体制の整備に努める。
「参考」 石川県	(1) 災害ボランティア活動の総合調整に関する体制の整備 (2) 県下市町、県民ボランティア情報センター、石川県社会福祉協議会等との情報ネットワーク体制の整備 (3) ボランティア保険に関する協力体制の整備

3 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要する者や、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行った上で、その効果的な活用が図られるよう、各担当対策部及び県、関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 通訳業務
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務
- カ その他の業務

4 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び県、関係機関は、災害発生時において3の防災ボランティアを効果的に活用できるように、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び県、県民ボランティアセンターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるように、平時よりボランティア現地本部の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は県、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地の危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

5 防災ボランティアの育成

(1) 市、県及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び県は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

- (3) 市及び県は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。
- (4) 市及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

第2節 津波災害に備える強い組織体制づくり

津波発生時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化して行くことが必要である。

第1 防災体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

1 防災体制の整備

(1) 小松市防災会議の設置

災害対策基本法第16条に基づき、小松市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、小松市防災会議を設置する。また、市は小松市防災会議の庶務（事務局）を行うとともに、地域防災計画の検討作業を継続して行い、必要に応じ関係法令、条例に基づき、小松市防災会議を開催し、迅速かつ円滑な災害対策に備える。

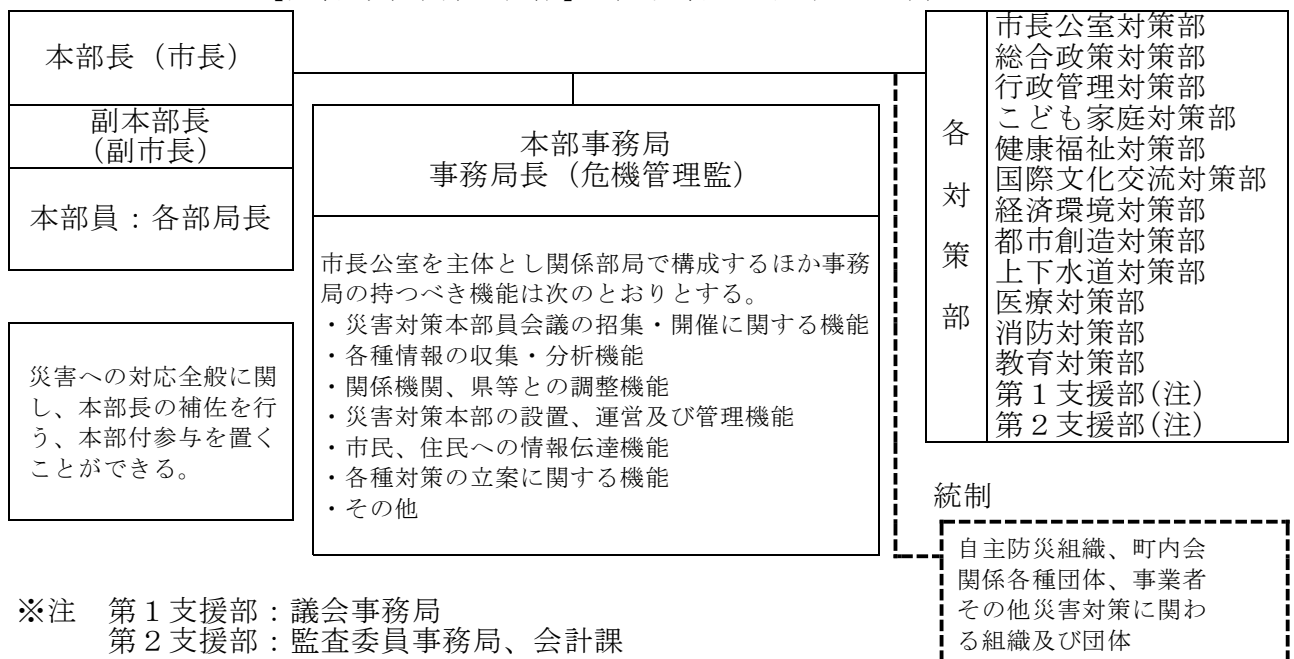
所 掌 事 務

- ① 小松市地域防災計画の作成及び実施の推進
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び市長への意見
- ③ 法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(2) 小松市災害対策本部運用体制の整備

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、地域防災計画に基づく種々の対応を行うため、市は災害の状況に応じ災害対策本部を設置する。また、市各部局は災害対策本部が設置された場合のそれぞれの事務分掌を確実に把握し、必要に応じ「マニュアル」の整備を行うものとする。

【災害対策本部の組織】（全災害に適用する基準）



(3) 防災関係機関

災害対策基本法第 47 条の規定に基づき、次に示す機関は、災害の予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施を行うため、必要な組織を整備する。

- ア 指定行政機関
- イ 指定地方行政機関
- ウ 指定公共機関
- エ 指定地方公共機関
- オ その他防災関係機関

2 国、県との連絡体制等の整備

避難指示又は緊急安全確保の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 災害情報の収集

災害情報の収集に当たっては平時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

4 情報発信

避難所、地区・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

(1) 後方支援体制の整備

必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ周辺市町と協定を結び、相互に後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(2) 応急活動及び復旧活動体制の整備

応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定等

津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小松市地域防災計画の他、受援計画や各種関連マニュアル等との関係性を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 受援計画の策定等

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症の拡大が想定される状況下においては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染症拡大防止対策を徹底する。

加えて、訓練等を通じて、応急対策職員制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるとともに、災害時応援協定が円滑に機能するよう、連絡先や要請手続き、対応手順等の確認など、定期的に点検を行う。

また、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

8 罹災証明交付体制の確立

速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

9 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導體制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

10 災害廃棄物の仮置き場の確保等

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

11 被災者生活再建支援制度等の周知

被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

12 情報のバックアップ化

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

13 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

14 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

15 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

16 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時

及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

1 7 代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

1 8 システムの整備・利活用

各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

1 9 防災科学技術研究所のJ-RISQ地震速報の活用

防災科学技術研究所のJ-RISQ地震速報を活用し、市独自の応急対応を行う。

2 0 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 1 安否不明者の氏名等の公表等

平時から県と連携し、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る手続等を整理しておく。

第2 防災情報通信体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、転落防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。

その推進に当たっては、住民への迅速確実な伝達を主眼とし、防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の整備を積極的に推進するとともに、整備に当たっては、市役所本庁舎が機能不全に陥った場合でも、全ての防災行政無線が無力化することがないよう親局の代替機能や伝達手段を確保するものとする。

また、J-ALERTと連携した防災行政無線（同報系）による緊急地震速報の伝達等の各種防災情報の効果的な活用体制の整備を図る。

併せて、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

1 地震・津波情報の収集伝達による災害予防

- (1) 気象庁の緊急地震速報や津波警報等を確実・円滑に伝達するため、J－A L E R T及び防災行政無線（同報系）の効果的な活用体制の整備を図る。

また、津波警報等が発表された場合の情報伝達は、屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車を活用した迅速な広報を行う等、屋外に所在する者への伝達に留意した情報伝達体制を確保する。

- (2) 市域に係る大津波が発生した場合、J－A L E R Tや防災行政無線（同報系）、こまつ防災アプリのほか、ラジオこまつ、テレビ小松、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter、LINE 等）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等による住民への速やかかつ多様な情報伝達が行えるような体制確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（V S A T）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

この際、消防本部に設置されている震度情報表示システム（気象庁が小松市役所に設置している計測震度計が感知した震度情報を表示するもの）、石川県総合防災情報通信システム（26 頁参考）等の情報源を有効に活用する。

また、N T T等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

- (3) 119 番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

2 防災行政無線の整備

大津波により一般の電話回線が途絶えた場合において、防災関係機関との間の通信を確保するため、次の対策の実施に努める。

- (1) 防災行政無線のデジタル化に合わせた新システムの導入
- (2) 衛星電話、災害時優先電話その他非常通信の多重化の推進
- (3) 予備電源装置の機能維持

3 無線従事者の確保

防災行政無線を運用するには、無線従事者の複数確保が必要なことから、市職員に対する無線従事者資格の取得を推進し、無線従事者の増員・確保を図る。

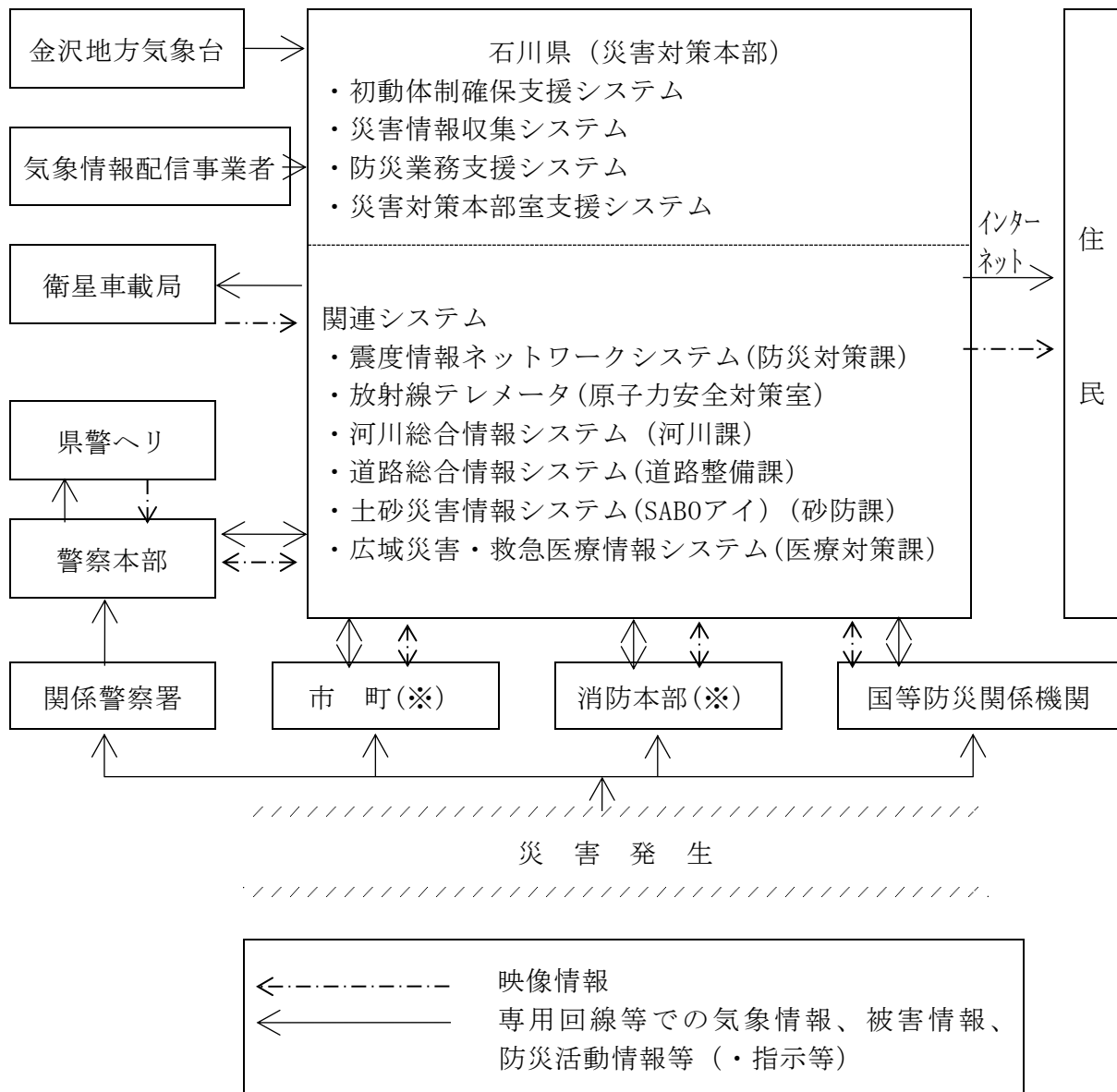
4 非常無線通信の活用

北陸地方非常通信協議会との連携確保を第一義としてその活用を図るほか、携帯用衛星電話等、既存の通信機材の効果的な活用を図る。

5 災害時優先電話の確保と利用体制の確立

津波発生時は、一般電話、携帯電話ともに使用できなくなることから、災害時優先電話の確保を図るとともに、訓練等を通じて、その活用要領の周知を図る。

「参考」 石川県総合防災情報システム



※端末：市長公室危機管理課

小松市消防本部消防指令センター

都市創造部内水対策室（土砂災害情報システム：SABO アイ）

第3 消防力の整備 消防本部

消防組織法の改正に伴い、消防の広域化に関する施策を積極的に推進しつつ、消防本部を市域での津波災害発生時における消火、救急・救助活動の要と位置づけ、活動に必要な装備・施設の整備を継続して推進する。併せて、自助、共助の観点から、消防本部、消防団だけでなく、自主防災組織、住民が一体となった消防活動が行える組織作り及び連携強化に努める。

1 消防署及び出張所の機能整備

消防署及び出張所は、発災時に防災活動の中核拠点となることから、次に示した消防力の強化及び整備に努める。

- (1) 消防署及び出張所の耐震性を図り、機能強化を計画的に推進する。
- (2) 災害に対し効果的な運用が行われるよう、資機材の適正配備を図る。
- (3) 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車の車両整備に努める。
- (4) 応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (5) 高機能消防指令システムの整備を促進する。

2 消防団の強化

消防団は地域の防災活動の中核として重要な役割を果たしており、津波災害をはじめとする大規模災害に備え、消防団員数の維持、確保及び強化に関する施策を積極的に推進する。

- (1) 消防団員の確保、火災防ぎょ・救急救助技術の向上に努める。
- (2) 車両、施設の計画的な整備・強化を図る。
- (3) 救急・救助用資機材の増強に努める。
- (4) 女性消防団員の入団促進
- (5) 将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等の推進
- (6) 処遇の改善
- (7) 必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実

3 警戒警備体制の整備

消防長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、市防災担当部局等や県と連携し、下記の項目を基準とした計画をあらかじめ定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 通信系統の確保に関する事項
- (4) 要員招集及び出勤に関する事項
- (5) 津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備

4 消防水利の多様化

津波発生時には水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が不能となる場合や防火水槽の破損が予想されるため、消防水利の耐震化や、これら水利に偏らない水利の多様化を図る。

- (1) 緊急水利として利用できる河川、用・排水路、ため池等の把握を行い、消防水利の多様化を図る。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水やビルの貯溜水の活用等について、啓発・指導する。

第3節 津波災害に強いまちづくり

第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕 都市創造部、関係各部

小松市全体を災害に強いまちにするため、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化を図るなど、都市計画の全般にわたり、防災の視点を反映させた都市づくりを推進する。また、小松市地域強靱化地域計画に基づくまちづくりを推進する。

- 1 都市公園、都市施設の適正な配置及び防災機能の強化
- 2 防災機能を備えた都市計画道路の拡充
- 3 優良宅地開発、土地区画整備事業、市街地再開発事業の促進
- 4 住宅密集地における避難路整備の推進
- 5 道路、上・下水道等、市民の生活環境基盤の整備
- 6 海岸沿い等における、迅速な避難のための道路の整備充実
- 7 災害リスク情報において、危険性のあるエリアにおける開発抑制

第2 市街地の整備 都市創造部、関係各部

市街地の整備については、高齢化社会に対する備えの観点から、住宅密集地内道路の避難路としての整備（融雪装置の設置等）や老朽建物の耐震化促進施策等、関連する法規、計画に基づき次の事項を重点施策として推進する。また、小松市立地適正化計画に基づく市街地整備や居住誘導区域に含めない区域等を検討する。

- 1 市役所、消防本部、病院、防災活動拠点等の防災拠点施設と市街地各所に所在する避難所や都市公園等を一体化した防災空間づくりに努める。
- 2 住宅密集地においては、特に積雪時、避難誘導等の防災諸活動が最も困難となることが予想されることから融雪装置の設置やバリアフリー化施策を積極的に推進する。
- 3 公共施設に限らず住宅を含めた耐震化促進施策を推進する。

第3 火災の防止 市長公室、消防本部、関係機関、事業者、市民

津波の発生直後には、市街地を中心に火災の同時発生の可能性があり、状況によっては延焼火災に拡大することが想定される。したがって、市、防災関係機関、事業者及び市民が一体となり、「燃えにくいまちづくり」を推進するため、次の対策の実施に努める。

- 1 火災の危険性が高い地域は、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築を促進する。
- 2 道路や河川等が延焼遮断帯として効果が発揮できるよう、住宅密集地域を中心に防災の目的を兼ねた整備を推進する。
- 3 不特定多数の者を収容する施設（旅館、雑居ビル、百貨店、病院等）に対しては、施設所有者又は管理者に対する講習会、立入検査等の実施により出火防止対策の指導を行う。
- 4 一般家庭等への住宅用火災警報器の設置義務化（平成20年6月）の機会をとらえ、設置率を早期に向上させるなど、住民への啓発を重視するとともに、併せて全市民の自助、共助の精神を醸成する。

第4 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進

市長公室、各施設管理者

気象庁の「緊急地震速報」システムを有効に活用するため、J－A L E R T及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設等を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報を伝達することのできる更なるシステムの整備を推進する。

第5 建築物の耐震化及び津波ハザードマップの活用

都市創造部、関係各部

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びその他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促すため、次の対策を継続して推進する。

- 1 小松市耐震改修促進計画に基づく施策の推進
- 2 災害時に防災上の拠点となる施設については、建築物の耐震診断又は改修・実施計画等を作成し、耐震化を図る。
- 3 市役所内に「耐震診断相談窓口」を設け、民間の建築物の耐震診断や耐震改修を促進する。
- 4 特に住宅に関しては、市、県及び住宅事業者団体等が連携し、住民に対して住宅耐震化補助制度の周知も含め、住宅の耐震化の重要性について周知を徹底し、防災意識を啓発する。
- 5 市職員の建築技術者等を対象に、診断・改修に必要な技術者を育成する。
- 6 不特定多数の人が利用する旅館、百貨店、マーケット、病院等の建物については、所有者等からの報告に基づき、適時、耐震化の指導を行う。
- 7 津波に関する情報、海拔等、多くの情報を網羅し分かりやすくした「わが家の防災ファイル」により、引き続き住民への周知、効果的な活用を図るとともに、自助、共助の段階における防災能力を向上する。

第6 所有者不明土地の活用

行政管理部、関係各部

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第7 危険物対策

各危険物管理責任者

市は危険物の貯蔵施設、火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保を図り、緩衝地帯の整備等を推進する。また、L Pガス・塩素系等の高圧ガス、放射性物質及び毒物等は、地震や津波等で破壊された場合、引火性、爆発性、毒性等による二次災害をもたらす危険性が高いため、事前に事業者等の指導を行い、保管施設の安全性確保に努める。

なお、市域の危険物取扱事業者等のリストについては、国民保護措置に係る生活関連等施設のリスト同様、保全の観点からその取り扱いには十分注意する。

対象施設等	内 容
高圧ガス	高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。
毒物・劇物	毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。また、営業者及び取扱責任者に対しては、登録基準に適合した施設を維持するよう指導に努める。
石油等	石油等の危険物施設は出火や延焼拡大の要因となる場合があり、法令に定める保安講習や津波災害対策を含め、危険物取扱者等に対する出火防止の推進を図る。
火薬類	火薬類の保管・取扱施設に対し、火薬類取締法に基づく安全性の確保について、指導を徹底する。
化学薬品等	薬品等からの出火を防止するため、これを取り扱う学校、病院、研究所等の立入り検査や保管の適正化の指導に努める。また、事業者に対しても実態調査や安全対策の指導を図る。

第4節 津波災害に強い施設づくり

第1 ライフライン等の整備 都市創造部、上下水道局、関係各部、関係機関、事業者

上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設は、生活基盤を支える重要な施設であり、地震や津波等の災害による被害を受けた場合には、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。したがって、災害に強い施設の構築は極めて重要な課題であり、長寿命化計画に基づく施設の計画的な予防保全や更新等を実施するとともに、次のような整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水への対策、及び、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化するとともに、衛星携帯等の調査資機材の整備や応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努める。

1 上水道施設

市域における水道普及率はほぼ100%であるが、水道基幹管路の耐震化率は31.9%（令和6年度水道事業統計より）となっており、老朽管の計画的な更新を行うとともに緊急時におけるバックアップのための配水路の確保や被害を最小限にするための配水ブロックの見直しを行うなどの施策を推進する。また、取水・浄水施設・配水池等の基幹施設の耐震性強化、幹線管路のネットワーク化により、上水の供給安定化を図る。

なお、発災時の応急給水及び復旧の迅速化を図るため、各種資機材の備蓄、災害対応用の図面・図書類の整備を推進するとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

2 下水道施設

下水道施設は一旦地震や津波等の被害が発生すると復旧に長期間を要する。したがって、地震や津波等の災害による下水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震性の向上に努める。

また、日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

なお、上下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、両施設関係機関の連携を図る。

3 ガス施設

ガス地震対策検討会（経済産業省）の報告を踏まえ、ガス施設の耐震性強化、マイコンメータの設置等、地震に伴う火災予防及び被害軽減のための安全措置等の減災措置を推進する。

4 電気施設

電気事業者は、過去に発生した地震や津波による被害の教訓を生かし、施設の耐震化や防水機能の向上を図るとともに、設備の防護対策の拡充に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

5 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の面からも極めて重要であり、通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火及び耐水化並びに多ルート化等の対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

6 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、日本貨物鉄道株式会社金沢支店、北陸鉄道株式会社、IR いしかわ鉄道株式会社は、災害による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、施設等の耐震性の向上、地震検知装置の整備、鉄道施設等の点検巡回、救護、避難訓練の実施等の対策を講ずる。

7 空港

空港については、災害状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、管制塔及び航空保安施設の耐震性・耐浪性の向上に努める。

8 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備し、市はハザードマップの作成・周知により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第2 道路・橋梁の整備 都市創造部、関係各部、関係機関

道路及び橋梁は、発災時において市民の避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有する。このような道路・橋梁施設の整備は防災対策の基本事項であり、主要な幹線道路の総合的な整備計画を推進する。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用についても考慮するものとする。

さらに、道路空間が有効な緊急の避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

1 道路の整備

(1) 緊急輸送道路等の防災道路網の整備

地震や津波等の災害時における交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送等を確保するため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、県が指定している市域に係る緊急輸送道路を含めた防災道路網を指定し、耐震性強化を含めた整備の推進を図る。緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止する為、無電柱化の推進や新設電柱を制限する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、 地域間相互の連携、救命活 動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必 要な物資の供給確保、救急 活動等の地域相互の支援体 制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・ 迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難・救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

(2) その他の路線

避難所へ通じる各避難道路、医療救護施設周辺道路、避難・救援拠点周辺道路、応急対策の活動拠点となる公共施設の周辺道路及び住宅密集地内の道路等の整備を促進する。また、崖崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行うと同時に、防災緩衝を目的とした街路緑化に努める。

(3) 道路盛土等の活用

津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮する。

2 橋梁の架け替え・補修

地震や津波に伴う落橋等による交通遮断を未然に防止するため、幹線道路の橋梁の適切な管理に努める。また、老朽化した橋梁については、防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強あるいは架け替えを推進する。

3 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

4 アンダーパス部等の整備

道路交道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

5 沿道の建物の耐震化・不燃化

耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、都道府県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）及び市町村耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。

第3 河川・海岸施設の整備 **都市創造部、関係各部**

河川・海岸施設では、津波によって堤防の亀裂の発生や沈下、あるいは護岸・水門・樋門等の構造物の破損が生じ、堤内地に水害を及ぼす危険性が考えられる。

特に、海岸においては、津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

したがって、次の事項を考慮した施設の整備を推進する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 重要な水防施設については耐震診断を行い、適切な耐震性を有する施設への改修・整備に努める。2 地震に伴う火災発生時の消防水利の確保を目的として、河川護岸や用・排水路の整備（スロープ、階段、釜場等の設置）を促進する。3 海岸における防潮堤の整備の検討や、海岸保全施設等の整備に努める。 |
|--|

第4 都市公園施設の整備 **都市創造部、関係各部**

市街地の人口の密集する地域では、発災時の一時的な避難場所（町内会単位）として、あるいは延焼遮断機能を持たせるために公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保が重要であり、グリーンインフラの保全と活用を推進する。また、その一部は、市街地が被災の中心となった場合において各関係機関の防災活動の拠点となる「防災活動拠点」としての防災機能の強化を図る。

なお、整備に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 住宅密集地域内のオープンスペースの確保
- 2 新市街地では多様な災害に対応した防災公園の整備
- 3 要配慮者の利用を考慮したバリアフリー化の推進
- 4 備蓄倉庫、貯水槽、放送設備等の防災関連設備の整備
- 5 災害時の活用を考慮した公園、緑地の整備・再整備
- 6 災害に強い樹種を用いた緑化の推進
- 7 その他防災機能の強化に資する整備

第5 一般廃棄物処理施設の整備 **経済環境部、関係各部**

一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・熱の供給設備を設置するよう努める。

第5節 津波災害に備える応急対策の環境整備

第1 市街地における防災活動拠点の整備 市長公室、消防本部、都市創造部

1 防災活動拠点整備のねらい

老朽住宅が多く存在する市街地の住宅密集地における災害時の避難救出・救護その他の防災活動には、住民の高齢化も相俟って相当な困難が伴うことが予想される。したがって、市街地の周辺の要点に、消防本部、消防団、県あるいは自衛隊等の国の機関が集結し、連携を取りつつ諸活動を行える活動拠点の整備を図る。

2 防災活動拠点の選定

活動拠点の選定については、市街地近傍のオープンスペースを確保できる場所として、小松運動公園、末広緑地、小松大橋北見附公園、東部消防防災ステーションとする。

活動拠点名称	場 所	対象とする災害（基準）
末広防災活動拠点	小松運動公園、末広緑地	地震、津波、大火災、航空機災害
天神・大川防災活動拠点	小松大橋北見附公園	水防、大火災、航空機災害
東部地区防災拠点	東部消防防災ステーション	地震、水害

3 防災活動拠点の持つべき機能

- (1) 防災活動に関わる機関が派遣する人員及び器材（部隊）の集合場所としての機能
- (2) 防災関連資機材のほか、生活関連用品等の備蓄機能
- (3) 周辺の住民等の一時的な避難が行える場所としての機能

第2 避難所及び避難・救援拠点の整備 市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所等の指定

(1) 指定避難所

市が指定する避難所は、原則として学校、地区体育館、公園等の市及び県の管理する施設の中から選定するとともに、指定した避難所については、耐震性の強化、非常用貯水槽の設置、情報伝達機能の強化、停電時の電源対策（環境にやさしい EV 車等の導入を含む）、感染症の感染対策防止、避難所生活に必要な各種機能の強化を図る。

また、救助援護活動の拠点としての機能確保に努める。

避難所については、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、もっぱら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

なお、避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観

点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（市指定避難所：資料編参照）

（２）指定避難所（拠点）

指定避難所 53 箇所のうち 14 箇所を、地域のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位に設ける地域の拠点となる避難所とする。周囲の予備避難所や自主避難所との一体的な運用や、空調設備等の避難所環境、収容人員、道路アクセス等の条件を考慮し指定する。

（３）指定福祉避難所

災害対策基本法による避難所の指定基準を充足したもので、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

指定福祉避難所として指定した場合は公示するものとする。

（４）福祉避難所

一般の指定避難所での対応が困難な要配慮者のための二次的な避難を目的に協定等により設定するもので、災害対策基本法による避難所の指定基準の充足は問わない。

（福祉避難所：資料編参照）

（５）福祉避難所（機能強化）

福祉避難所 14 箇所のうち、東西南北の福祉避難所 4 箇所に備蓄品を常備するなど、機能を強化した福祉避難所とする。

（６）水害時開設対象避難所

想定最大規模降雨による浸水想定を踏まえ、梯川流域及び水害のおそれのある地区を対象に水害時における避難所として 34 箇所を指定する。うち、19 箇所について「初期に開設する水防避難所」とする。収容能力が不足する場合など緊急の場合、教室や廊下等のスペースの活用について施設管理者と協議する。

なお、「初期に開設する水防避難所」には備蓄品を常備する。

（７）指定緊急避難場所

市が指定する緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有している場所の中から選定する。

（指定緊急避難場所：資料編参照）

（８）避難・救援拠点の整備

発生する地震や津波の規模によっては、避難所の運用が広域化、長期化することから、多数の避難所を統廃合するとともに、救援物資の一元管理、集配機能の確保のため、あらかじめ次の 4 箇所を避難・救援拠点として位置づけ、整備を推進する。

「大規模災害時における小松市の避難・救援拠点」

名 称	場 所 等
東部避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場、ふれあい健康広場、スカイパークこまつ翼及び周辺区域
南部避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

(9) 届出避難所（一時避難所）

市の指定する避難所に至る前の中継地点等として避難者が一時的に使用する公民館等の施設。町内会等から事前申請のあった施設について、災害リスクの有無等の条件を満たす施設を市にて登録する。

(10) 自主避難所

台風、洪水、土砂災害等の発生が懸念される場合に、「自主避難」の段階で地域コミュニティセンター等を開放し避難場所とするもの。

(11) 予備避難所

災害の規模に応じて、市災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所。一方で、地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内の避難場所（一時避難所）として活用することもできる。

2 避難所等の整備

指定避難所等については、スフィア基準に則って一人当たりの避難スペースを確保するとともに、環境改善・安全性の観点から次に示す内容の整備に努める。

指定福祉避難所の整備に当たっては、国の緊急防災・減災事業債等の財政措置の活用を検討する。

- (1) 空調設備、照明等、避難生活の環境を保つ設備の整備
- (2) 避難所における情報収集・伝達機能の整備
- (3) 避難生活に必要な食糧、生活必需品等の備蓄品の整備
- (4) 要配慮者の利用を考慮した整備（多様な伝達手段、バリアフリー化等）や相談等の支援を受けることができる体制の整備
- (5) 医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮
- (6) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

3 避難路の整備（整備を優先させる路線の細部は、資料編に記載）

避難所に通じる道路は、全て避難路と位置づけ、要配慮者の避難が円滑・安全に行えるよう、次に掲げる事項について、避難路の整備を推進する。

- （１）避難所及びその周辺における明示看板、避難誘導標識、再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の逐次整備
- （２）避難路に面する建築物や壁等の倒壊防止
- （３）看板、外壁タイル等の落下防止施策の推進
- （４）要配慮者の円滑、安全な避難確保のため、避難路のバリアフリー化、融雪装置の充足
- （５）避難路としての幅員確保や歩道の整備
- （６）観光客、外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難誘導への配慮
- （７）落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施

第3 津波避難ビルの指定等 都市創造部、関係各部

徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、おおむね15分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定等により、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

第4 避難誘導標識等の設置 都市創造部、関係各部

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

第5 避難誘導體制の構築 関係各部

1 具体的かつ実践的な津波避難計画の策定

具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

2 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

3 避難誘導者の行動ルール

消防職団員、水防団員、警察官、職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

4 情報入手・通信手段の充実

避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5 要配慮者の避難誘導

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

第6 備蓄体制の整備 市長公室、消防本部、上下水道局、関係各部

1 備蓄に関する基本的な考え方

大規模地震の直後は、市場の流通が混乱し、物資等の入手が困難となることが想定され、流通機構がある程度回復するまでの間、食糧、飲料水等の生活必需品や応急活動用資機材については地震災害、洪水、土砂災害等の避難者を考慮して、必要最小限の備蓄が必要である。

小松市備蓄計画にて備蓄の考え方や備蓄方法を整理するとともに、次の要領で備蓄体制の整備に努めるとともに、防災備蓄倉庫、指定避難所（拠点）14箇所、福祉避難所（機能強化）4箇所に備蓄品を常備する。

(1) 食糧、飲料水の備蓄基準

食糧及び飲料水の備蓄については、石川県地震被害想定により想定される避難所避難者数及び避難所外避難者数に基づき、約 33,000 人を対象とし、1 人 1 日あたりの食糧・飲料水を 3 日分、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄によって備蓄する。

ア 対象人数

約 33,000 人

イ 備蓄基準

食 糧	約33,000人×3食×3日 : 約297,000食
飲 料 水	約33,000人×3リットル×3日 : 約297,000リットル

ウ 備蓄要領

(ア) 各家庭での備蓄を最低 3 日分、可能であれば 1 週間分を備蓄するよう呼びかける。

(最低食糧 3 日分、飲料水 3 日分 (3 リットル／人／日))

(イ) 大型量販店等との流通備蓄協定をさらに推進し不足分を補完する。

(ウ) 自動販売機等の活用を図る。

(2) 生活必需品の備蓄

災害時の生活必需品の優先提供に関し、大型量販店等との災害時の流通備蓄協定の締結をさらに進め、大規模地震等により備蓄の分だけでは不足する場合の補完を行う。

(生活必需品流通備蓄構想)

(3) 重要備蓄品の備蓄

内閣府が「被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本 8 品目）」と定める品目に加え、飲料水と乳児向けの哺乳瓶を加えた 10 品目を「重要備蓄品」と定め、小松市備蓄計画に基づいて備蓄を行う。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 市内の防災用備蓄倉庫は、次のとおりである。

ア	小松運動公園備蓄倉庫（末広町）
イ	小松市役所備蓄倉庫（小松市役所）
ウ	さわ池ふれあいパーク備蓄倉庫（下栗津町）
エ	小松大橋北見附公園倉庫（天神町）
オ	小松市民センター備蓄倉庫（大島町）
カ	上田運輸株式会社6号倉庫（安宅新町）

(2) 市内の備蓄品を常備する指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）は、資料編（資料8の(1)）のとおりである。

(3) 整備目標

被災者に対して効果的に備蓄品の供給が図れるよう、備蓄倉庫は避難・救援拠点となる避難所等を中心に、適正な位置に配置するとともに指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）に備蓄品を常備する。

また、備蓄品目は、小松市備蓄計画で定める重要備蓄品に重点を置いた整備に努める。

第7 医療救護活動の環境整備 消防本部、医療機関、関係各部

1 医療救護活動の環境整備

災害直後の傷病者に対する医療救護が直ちに実施できるよう、県、医師会その他関係機関に協力を求め、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、次に掲げる項目について必要な初動体制の整備を図る。

- (1) 小松市医師会との協定に基づく医療救護班の編成を協議し、医療救護計画を作成する。
- (2) 後方医療の収容及び搬送計画を作成する。
- (3) 救護所における医療資機材・医薬品の調達及び備蓄計画を作成する。
- (4) 広域災害・救急医療情報システムを有効に活用できる体制を維持する。
- (5) 医療救護活動の責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

2 医療品・医療用資機材の確保

応急医療活動に必要な医療品及び医療資機材について、南加賀保健福祉センター、病院、医師会等と連携し、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 医療救護に必要な医薬品及び医療資機材の備蓄を推進する。
- (2) 平時から市内の医薬品販売店等の把握に努め、緊急時の医薬品の調達が迅速に行えるよう努める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受ける傷病者のうち、重傷者については後方の医療機関への搬送が必要となるため、次に示す医療体制の整備に努める。

- (1) 南加賀医療圏では地域災害拠点病院として小松市民病院（小松市、能美市）、加賀市医療センター（加賀市）が指定されている。広域医療搬送など基幹災害拠点病院（石川県立中央病院）、他の災害拠点病院との連携の強化など市外医療機関への二次搬送ができる体制の構築に努める。
- (2) 迅速・確実な医療救護活動等実施するため、市内医療機関との連携の強化に努める。
- (3) 災害拠点病院としての強化、充実を図るため、より施設・設備の整備、備蓄品等の充足、BCPを整備し、これに基づき被災した状況を想定した研修・訓練を行う。

4 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第8 救急医療体制の環境整備**消防本部、医療機関、関係各部****1 情報収集能力の向上**

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救急救助要請に迅速に対応するため、救急救助体制の強化を図る。また、市民病院等との相互の情報通信機能を確保し、特に広域災害・救急医療情報システムの効果的な活用体制を維持することにより、空床状況等の医療情報を常時把握するよう努める。

2 救急救助能力の向上**(1) 消防団**

消防本部は、消防団の救急救助活動が効率的に行えるよう、次に掲げる救急救助能力の向上を推進する。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得の推進
- ウ 担架、救急医療セット等、応急手当資機材の整備の推進

(2) 自主防災組織

自主防災組織による応急救助活動が効果的に行えるよう、次に掲げる事項により能力向上に努める。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成と訓練の実施
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 避難行動要支援者への支援要領の習得
- エ 担架、救急医療セット、AED等の応急手当資機材の整備
- オ しみん救護員の養成

(3) 市民

市及び消防本部は、市民の応急救助能力を向上させるため、各種救命講習会等の開催を通し、次に示す事項の教育指導に努める。

- ア 軽度の傷病は、自ら手当できる程度の医薬品の準備を啓発
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 献血への協力

第9 緊急輸送の環境整備**都市創造部、市長公室、関係各部****1 緊急輸送路の整備**

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路の整備を図る。
なお、市の指定する防災道路網については、本章第4節第2のとおり。

区 分	整 備 の 内 容
陸上輸送の 環境整備	市の緊急輸送道路は、県の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路としてあらかじめ指定する。また、道路管理者は、緊急輸送道路の整備推進に努める。
航空輸送の 環境整備	災害時の自衛隊や県のヘリコプターの発着場として事前指定する臨時ヘリポートの充足を促進する。また、指定した場所については、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。（資料編参照）
海上輸送の 環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した船舶の規模をあらかじめ把握する。

2 緊急輸送のための措置

(1) 緊急輸送車両

災害発生時に緊急輸送車両として使用する予定車両は、警察署を経由して公安委員会に事前届出の申請を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

(2) 緊急輸送力の確保

生活必需品等の緊急輸送については、流通備蓄の観点から進める大型量販店との災害時応援協定に基づき、協定先との事前調整を図る。

また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討する。

輸送手段や体制については、指定公共機関等の関係機関その他市内の団体（運送事業者、トラック業者、工事関連業者等）と協力業務内容や協力方法等を協議し、災害時応援協定の締結又は見直しを推進し、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。さらに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- ア 指定する市域4箇所の避難・救援拠点（救援物資集配拠点）を中心とした救援物資等の集配要領を検討する。
- イ 緊急輸送に係る指定公共機関や関連業者との災害時の応援協定の締結や見直しを図る。

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

4 道路啓開計画の作成

市は、地震災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、市は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

第10 給水活動の環境整備 **上下水道局、関係各部**

津波災害時における飲料、医療及び生活用の水の確保については極めて重要なものであり、給水活動体制の積極的な整備に努める。

1 応急給水のための救援体制の確保

災害時の応急給水については、市で備蓄する飲料水の迅速な配分に着意するほか、石川県災害対策本部及び災害時相互応援協定を締結している各市町との調整を迅速に行える体制整備に努める。

なお、発災後の応急給水に必要な水の確保目標水量（基準）は下表のとおりとする。

第1段階 災害発生～3日目まで	3リットル／人／日	生命維持に最小限必要な水量
第2段階 4日目～7日目	20リットル／人／日	炊事、洗面、洗濯等生活する上で必要な最低限の水量
第3段階 8日目以降	100リットル／人／日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要水量
第4段階（復旧段階）	250リットル／人／日	通常の必要水量に近い水量

2 各家庭での水の確保

地震に伴う配水の途絶を想定し、平時から次に示した水の備蓄を各家庭に呼びかける。

- （1）1人1日3リットルの飲料水を、世帯人数に合わせ最低3日分備蓄する。
- （2）雨水貯留槽等を設置するなど、断水時の生活用水の確保を推進する。

3 協力体制の確立

地震により水道施設が各所で被害を受け、上水の供給停止域が広範囲にわたることを想定し、応急給水及び災害復旧に係わる関係機関、組織等との協力体制の確立に努める。

- （1）近隣市町や小松管工事組合等協定を締結している組織や機関との協力体制を確立する。
- （2）自衛隊に対する応急給水の協力要請の体制を確立する。
- （3）市民・自主防災組織に対する水の備蓄、給水方法に関する協力体制の確立に努める。

4 給水拠点や緊急用水源の確保

緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

第11 食糧及び生活必需品の確保体制の整備 市長公室、関係各部

1 市が行うべき事項

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録、定期的な更新に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等による輸送手段の確保に努める。

また、災害直後の食糧及び生活必需品等の調達について、大型量販店との協定締結を推進するほか、関係団体と協力内容や方法等について協議し、災害時における食糧及び生活必需品の確保に努める。

- （1）指定する4箇所の避難・救援拠点を、食糧及び生活必需品を含む救援物資の集積・配送拠点（物資集配拠点）として整備する。
- （2）集積された救援物資は、指定避難所、福祉避難所（機能強化）に配送するとともに状況に応じて備蓄倉庫に備蓄する。
- （3）緊急物資の流通在庫調査及び調達計画の策定に努める。

2 市民が行う食糧及び生活必需品の対策

市民は、発災直後の生活を自ら確保できるよう、次の備えに努める。また、市は、災害に対する日頃からの備えについて広報等による啓発活動に努める。

- （1）最低3日分、可能であれば1週間分の非常食を災害用として保管すること
- （2）最低3日分、可能であれば1週間分の生活必需品を災害用として保管すること
- （3）町内会、自主防災組織を中心とした自助・共助精神の醸成を図ること

3 備蓄に際しての配慮

備蓄に際しては、次の内容について配慮するものとする。

- （1）女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給に配慮する。（生理用品等）
- （2）乳幼児や子供に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
（紙オムツ、哺乳瓶、乳首、ミルク等、離乳食、アレルギーに配慮した飲食物等）
- （3）要介護者や障がい者等に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
- （4）栄養や食事形態等、要配慮者に配慮する。
- （5）大規模な地震災害に備え、十分な備蓄量の確保とともに、集中備蓄又は分散備蓄等について配慮する。
- （6）物資の仕分け及び配送について、民間業者の活用について十分な検討を行う。

第12 健康管理活動体制の整備 健康福祉部

1 基本方針

災害時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県や医療救護等と緊密な連携を図りながら、被災者の健康管理体に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成するなど、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康推進委員等、食生活改善推進員との共同・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用錠剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理活動体制の整備

災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当対策部と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

県とともに、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第13 住対策の整備 都市創造部、関係各部

大規模な地震や津波が市域を襲った場合、住宅の滅失（全壊(焼)、流失）等により、多数の市民が日常生活を維持できない居住環境下におかれることが想定される。したがって、市は次に示す項目について、平時からの住対策の整備に努めるとともに被災者生活再建制度等の周知徹底を図る。

1 小松市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化施策の推進

市が別に定める「小松市耐震改修促進計画」に基づき、一般住宅の耐震改修に伴う補助金制度の啓発、広報等により、特に老朽住宅の耐震改修施策を積極的に推進する。

2 応急危険度判定士の養成

津波災害後の建物の応急危険度判定に際し、市は平時から職員の「応急危険度判定士」の資格取得を図り、被災後の建物危険度判定に対する体制の整備に努める。また、民間の有資格者については、市内又は市外在住者の把握に努め、災害時の協力体制の整備に努める。

3 仮設住宅対策

津波災害時の応急仮設住宅の建設に備え、市は建設候補地の設定（民有地を含む。）、住宅タイプ、入居者の選定基準等を事前に計画するとともに、既存の住宅等をあらかじめ指定、設定するなどして、被災者に対する仮設住宅の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 福祉仮設住宅対策

高齢者等の災害時要配慮者に対しては、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。（仮設住宅に準拠）

5 住宅供給対策

市は平時から仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の状況把握に努め、災害時の住宅供給が円滑に実施できる体制の整備に努める。

6 応急修理対策

津波災害時の被災住宅の応急修理に備え、市民に対して、被災者が受けることのできる住宅の修理内容及び範囲の周知を図る。

第14 文化財等に対する整備 国際文化交流部、関係各部

市は、文化財の実態を把握するとともに、文化財所有者又は管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導する。また、次に掲げる防災対策に取り組むことで、文化財に対する防災意識の啓発を図り、文化財及び観光客をはじめとする来訪者の安全確保に努める。

文化財施設	1 文化財建物の管理状況、危険建物等の実態把握に努める。 2 消防水利の確保等、防災関連施設の配備点検を図る。 3 防災訓練を実施し、来訪者の安全確保体制を整える。
史跡・名勝等	1 崩壊・倒木等による危険箇所の把握に努める。 2 所有者・管理者に可能な修理補強等の指導を図る。
文化財保護	1 文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

第15 市が保有する情報の安全管理 総合政策部、関係各部

市の所有するコンピュータシステムについては、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

第16 罹災証明書等の交付体制の整備 市長公室、関係各部

市は、罹災証明書の交付が速やかに行われるよう平時から次の措置を講ずる。

- 1 被害調査や罹災証明書交付が円滑かつ速やかに行われるよう、要綱の整備、職員の育成等、実施体制の整備を図る。また、応急危険度判定担当部局と連携し、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努める。
- 2 広域災害発生時に被災市町間で調査判定方法等にばらつきが生じないように、近隣市町間における連携を図るとともに、関係機関との応援受援ネットワークの強化を図る。
- 3 調査に必要な傾斜器等の資機材の備蓄、調査交付に必要なデジタル機器や調査員移動車両等の調達手段の確保、交付会場や作業空間等の確保を図る。
- 4 先導的な事例やGIS、タブレット端末、被災者支援システムなどICTの活用等を検討し、手続きの迅速化や利便性の向上に努める。
- 5 被災者に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を推進する。

第17 被災者支援システムの有効活用 市長公室、関係各部

津波発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ確かな復旧・復興作業を行う必要がある。

そのため、被災者支援システムを有効に活用し、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう、平時から演練し、システムを稼働させて体制の維持・整備に努める。

第18 こころのケア実施体制の整備 健康福祉部、関係各部

地震や津波の発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止により、被災した住民は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感等の精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市及び精神科医療機関は、避難所におけるこころの相談所の設置や巡回診療等の実施について、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

また、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障がい者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

第19 避難生活における良好な生活環境の整備**健康福祉部、水道局、経済環境部、****市長公室、関係各部****1 仮設トイレの確保・管理体制の整備**

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保することが必要である。

このため、次の内容に配慮して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定に努める。

- (1) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、トイレカー・トイレトレーラー・仮設トイレのレンタルのための協定締結等を平時から進める。
- (2) 災害発生時の避難所のトイレを、どのような組合せで選択するかは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、適したものを選ぶ。
- (3) 仮設トイレについては、平時から、国で標準化されている快適トイレ仕様を公共工事においても標準化し、災害時にはできる限り快適トイレを調達するよう努める。また、快適トイレに限らず、照明の確保による安全対策、手洗い等の衛生対策、バリアフリーに取り組む。
- (4) 最終的にスフィア基準等を確保するよう、段階的な確保に努め、女性用と男性用の割合が3：1となるように想定避難者数に応じて対応する。

なお、県では以下の整備が進められているため、市は、県と連携し避難者の生活環境の整備に努める。

- (1) トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努める。
- (2) 避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努める。
- (3) トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用する。
- (4) 物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

2 食事の質の確保

避難者への食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮することが必要である。

そのため、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら検討する

また、温かい食事を速やかに提供するため、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、キッチンカー等関係事業者との協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築する。

なお、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体

制等の環境づくりを進める。

3 生活用水の確保

入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応する。

なお、スフィア基準に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を50人に1つ設け、男女別に提供するよう努める。

第20 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備 市長公室、 健康福祉部、関係各部

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第21 応援職員等の活動環境整備 市長公室、総合政策部、関係各部

市は、応援職員等、被災者の援護に従事する者が円滑かつ効率的に活動を行うことができるよう、国（内閣府）が整備する災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等のデータベースを活用し、迅速にトイレや宿泊場所を確保するなど、活動環境の整備に努める。

第22 防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用 市長公室、 関係各部

市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の共有化を図るため、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用するとともに、新物資システム（B-PLo）への拠点毎の備蓄物資の品目・数量、物資拠点情報の定期的な更新登録を行う。

また、これらのシステムを災害時に活用することができるよう、訓練や研修機会を積極的に活用して操作習熟に努めるとともに、関連する職員が平時からの訓練や研修に参加することができる環境の整備に努める。

第23 孤立集落対策

**市長公室、都市創造部、経済環境部、総合政策部、
消防本部、関係各部**

中山間地域など、地震の際、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行うとともに、県と連携して孤立集落対策を実施する。

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星通信等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民による自主防災組織の設立
- (6) ヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

1 孤立が予想される集落

市では石川県地震被害想定で想定されている斜面災害の発生率や道路橋梁被害の程度から、道路閉塞によって指定避難所に行くことができない孤立する可能性がある集落を把握している（16地域、令和8年3月現在）。

市は、今後も以下に示す孤立のおそれのある集落の例を参考に道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。また、県、警察、消防、河川国道事務所、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

【孤立のおそれのある集落の例】**(1) 道路状況**

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

土砂災害、雪崩等の発生危険箇所については、資料編（資料6の(1)(4)）のとおりである。

3 各集落との通信の確保方法

- (1) 孤立するおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、消防団員等）を災害情報連絡員として、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- (4) 市が整備している防災行政無線（デジタル簡易無線）の活用のため、孤立するおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。

4 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

集落が孤立した場合、救援が届くまでの間、住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。そのため、孤立のおそれのある集落内において、情報通信設備、非常用電源、トイレ、毛布等の備蓄の整備など環境整備に努める。

5 各集落のヘリポート適地

孤立のおそれのある集落において、可能な場合は、救出・救助や物資投下のためのヘリコプター臨時離着陸場（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保し、平時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

6 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

孤立が予想される地域の企業・事業所等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

7 住民の役割

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、最低3日間分、可能であれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努める。
- (2) 地震発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

第24 復興事前準備の実施 市長公室、都市創造部、総合政策部、関係各部

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

市及び福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら要配慮者を各種災害から守るための施策を積極的に推進する。

第1 在宅の要配慮者への配慮 市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会、市民

1 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン等の整備

高齢化社会を迎え、要配慮者の安全施策を積極的に推進させることが必要であることから、特に住宅密集地における避難路の整備に加え、国や県の示す要配慮者対策に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿の有効活用、その他自主防災組織の効果的な活動等による避難行動要支援者の避難等の安全確保体制を整備する。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平時から県との連携及び民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (1) 国や県の示す要配慮者に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成・管理する。
- (2) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、常に最新のデータの維持・更新に努める。また、積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。
- (3) 避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 聴覚障がい者世帯には、FAXやICTを利用した一斉同報通信を効果的に活用できる体制を図る。
- (5) 自主防災組織等の地域住民による自助・共助の重要性を啓発し、地域ごとの支援体制の確立に努める。

2 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等に関する個別避難計画の作成に努める。特にハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護を要する方々など、個別避難計画作成の優先度が高いと判断する者から作成する。

市は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、個別避難計画の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。また、要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も検討する。

なお、作成に当たっては、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態

を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、NPO、企業等、様々な関係者と連携して取り組む。

3 個人番号（マイナンバー）の利用

災害対策法に基づき、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。県では、以下の取り組みが進められているため、市は、県と連携し個人番号（マイナンバー）を活用した記載情報の取得など、事務負担の軽減や実効性のある避難支援等に努める。

- （１）避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとする。
- （２）被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保険医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

4 避難後の支援対策

要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

5 要配慮者の避難生活における環境整備

要配慮者の避難生活には、様々な障害が発生することを考慮し、各関係機関は次の点に留意し、要配慮者へ配慮した避難所の確保・整備に努める。

- （１）要配慮者の避難所として社会福祉施設等を優先的に提供できる体制の整備を推進する。
- （２）避難所における情報伝達、障がい者用トイレ、バリアフリー化等、施設の整備を推進する。
- （３）手話通訳や障がい者の介護ができる人材の確保・育成に努める。

6 防災マップ・避難行動要支援者避難支援マップの作成

要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

また、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

7 緊急通報システムの整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

8 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、市の広報紙等により防災知識の啓発を行うほか、地域の防災訓練への参加を促すよう努める。

9 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障がい者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、社会福祉施設への緊急入所や医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策の推進**こども家庭部、健康福祉部****社会福祉協議会、各施設管理者****1 施設の防災体制整備**

施設の管理者は、あらかじめ施設内における防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員基準、緊急連絡網の確保等をマニュアル化するなど体制作りに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 防災設備の整備と備蓄の推進

施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を向上させるため、施設の耐震診断、改修、防災設備の整備等とともに、ライフラインの停止を想定し、あらかじめ食糧、飲料水その他生活必需品の備蓄を行う。

また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

3 防災教育、防災訓練の充実

施設の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害対処時取るべき行動についての理解、関心を高めるため、施設の職員に対する防災教育を行う。また、特に職員が少ない夜間において津波が発生した場合を想定した入居者等の避難誘導について、施設の実情に応じて手順を確立し、職員、入居者に徹底しておく。

第3 外国人及び来訪者に対する対策**総合政策部、市長公室、行政管理部、関係各部****関係事業者****1 事業者における対策**

市及び外国人を雇用している事業者は、言語、生活習慣、防災意識の異なる市域在住の外国人が災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。

2 案内板等の表示

地理に不慣れな外国人の安全を確保するため、避難所案内板等についてはローマ字又は外国語を併記するよう努める。また、温泉街、ＪＲ小松駅あるいは小松空港等、県外からの来訪者が多く訪れる施設では、施設管理者の責任の下、避難誘導を主体とした防災訓練を実施する。また、避難誘導標識及び避難所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するなど、来訪者の安全確保を図るものとする。

3 ガイドブック等の有効活用

国等から定期的に配布される外国人対応型防災用ガイドブックやスマートフォンの多言語防災アプリ等を有効に活用するなど、災害時の基本的な行動要領について容易に理解できるような種々の施策を推進する。

4 石川県災害多言語支援センターの周知

石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、ＳＮＳ等を活用した情報の周知に努める。

第4 障がい者に対する対策 **健康福祉部、市長公室**

市は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を充実させ、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備を推進し、その他の必要な施策を講ずる。

第7節 積雪時における地震・津波への備え

積雪時に地震や津波が発生した場合、避難行動要支援者の避難誘導が困難となるほか、老朽化した建物が密集する市街地での住民の避難には相当な困難が伴うことが予想されるため、融雪、除雪その他の対策を積極的に推進する。

なお、雪害対策の細部については、「一般災害対策編」第2章 第25節「雪害対策」によるものとする。

第1 積雪時における地震・津波対策の推進 市長公室、都市創造部、関係機関

積雪時における地震・津波対策は、融雪、除雪体制の整備、雪に強いまちづくりの推進等、総合的かつ長期的な雪対策の推進により確立される。このため、市及び関係機関は相互に協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

なお、その推進及び実施に当たっては、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき行う。

第2 雪に強いまちづくりの推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の遵守の指導に努める。また、住民の独力では屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域扶助体制の確立を図る。

2 積雪時における、避難路の確保

市及び関係機関は、特に市街地の住宅密集地における融雪装置の設置を推進するとともに、避難所に通じる避難路の確保に努める。

第3 寒冷対策の推進 市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 津波災害応急体制		頁
第1	「対策期別」の設定	津波災害 67
第2	応急活動組織の整備	津波災害 69
第3	職員の参集・配備	津波災害 72
第4	事務分掌	津波災害 74
第2節 応急地震津波対策		
第1	地震・津波の情報収集	津波災害 83
第2	地震・津波情報の収集・伝達	津波災害 87
第3	津波災害発生直前の対策	津波災害 90
第3節 災害情報の収集・伝達		
第1	被害情報の収集	津波災害 93
第2	被害の判定基準	津波災害 94
第3	通信連絡網の確保	津波災害 97
第4	関係機関への報告及び通報	津波災害 98
第4節 災害広報		
第1	防災行政無線（同報系）の運用	津波災害 99
第2	放送事業者の利用	津波災害 101
第3	地震及び津波情報の広報	津波災害 101
第4	被害・復旧状況の広報	津波災害 102
第5	報道機関への対応	津波災害 103
第5節 消防活動		
第1	地震時の消防活動	津波災害 105
第2	消防応援部隊に対する派遣要請	津波災害 106
第3	惨事ストレス対策	津波災害 106
第6節 相互協力・応援要請		
第1	応援要請の決定	津波災害 107
第2	応援要請の実施	津波災害 107
第7節 救急・救助活動		
第1	実施体制	津波災害 112
第2	惨事ストレス対策	津波災害 113
第3	医療救護活動	津波災害 113
第4	災害救助法による措置	津波災害 113
第8節 災害医療及び救急医療		
第1	初動対策期の応急医療	津波災害 115
第2	緊急対策期以降の医療救護	津波災害 117
第9節 水防活動		
第1	警戒・監視活動	津波災害 119
第2	応急復旧	津波災害 119
第10節 災害救助法の適用		
第1	災害救助法の適用基準	津波災害 120
第2	災害救助法の適用手続き	津波災害 122
第11節 災害警備及び交通規制		
第1	災害警備	津波災害 127
第2	交通規制	津波災害 128

第12節 緊急輸送		
第1 緊急輸送道路の機能確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 2 9
第2 緊急輸送車両等の確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 1
第3 輸送計画の立案	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 2
第13節 住民の避難及び警戒区域の設定		
第1 避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 3 5
第2 警戒区域の設定	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 1
第14節 避難所の開設・運営		
第1 避難所の開設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 2
第2 避難所の運営	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 3
第3 避難者への配慮	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 5
第4 避難者の居住環境の確保等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 6
第5 避難所の統合・設置の終結	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 6
第6 広域避難対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 7
第7 帰宅困難者対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 7
第8 避難所外避難者対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 8
第15節 給水活動		
第1 給水活動のための準備	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 4 9
第2 給水活動要領	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 0
第3 その他の飲料水の調達	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 1
第16節 食糧対策		
第1 食糧需要の把握	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 2
第2 食糧の確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 3
第3 食糧の集積・分配	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 4
第4 食品供給機能の復旧支援	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 5
第17節 生活必需品対策		
第1 生活必需品の需要把握	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 6
第2 生活必需品の確保及び支援要請	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 7
第3 生活必需品の集積及び配分	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 7
第18節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬		
第1 行方不明者の搜索	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 5 9
第2 遺体の検案、安置、埋葬等	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 0
第19節 公共公益施設等の応急対策		
第1 市有設備・施設等の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 1
第2 上水道施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 2
第3 下水道施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 3
第4 その他のライフライン施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 3
第5 道路・橋梁施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 4
第6 河川・海岸・法指定区域の対策	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 4
第7 その他の公共施設	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 5
第8 障害物の除去	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 5
第20節 防災ボランティア活動の支援		
第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 6
第2 防災ボランティアの受け入れ	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 6
第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 8
第21節 要配慮者の安全確保		
第1 要配慮者の安全確保に係る活動	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 6 9
第2 外国人の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 7 0
第3 来訪者の安全確保	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 7 0
第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施	・ ・ ・ ・ ・	津波災害 1 7 1

第22節 防疫、保健衛生対策		
第1	食中毒の予防	津波災害 172
第2	避難所の保健衛生	津波災害 172
第3	被災地の防疫活動	津波災害 173
第4	検病検査及び健康診断	津波災害 174
第5	感染症対策	津波災害 174
第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理		
第1	し尿処理	津波災害 175
第2	生活ゴミ及び災害廃棄物の処理	津波災害 176
第24節 住宅の応急対策		
第1	建物の応急危険度判定	津波災害 179
第2	被災住宅に対する対応	津波災害 180
第3	住宅の確保対策	津波災害 181
第4	障害物等の除去	津波災害 183
第25節 文教対策		
第1	文教施設の応急復旧対策	津波災害 185
第2	応急教育	津波災害 186
第3	避難所協力	津波災害 188
第4	文化財対策	津波災害 188
第26節 その他の対策		
第1	こころのケア活動	津波災害 189
第2	健康管理活動	津波災害 189
第3	危険物の応急対策	津波災害 190
第4	危険動物の逸走対策及びペットの保護	津波災害 191

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 津波災害応急体制

第1 「対策期別」の設定 市長公室

津波災害の発生に伴う各種活動を迅速適切に行うには、全般状況を確実に掌握し、行うべき対策に緩急先後の序を付けることが重要である。そのため、発災後の1ヶ月の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発災から1日程度）、**緊急対策期**（1週間程度まで）及び**応急対策期**（1ヶ月程度まで）の3期に区分するほか、1ヶ月以降の対策期を**復旧対策期**（1ヶ月程度～6ヶ月）及び**復興対策期**（6ヶ月以降）の2期に区分する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

時間経過	対策期別	対 象 項 目	市民の対応
発 災 1 日 1 週間 1 ヶ月 6 ヶ月	事前対応	・減災（施設整備等のハード面） ・準備（組織、計画等のソフト面）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
	初動対策期 （救命主体）	・生命の安全確保、住民救出・救助 ・関係職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止対策の実施 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難所等の開設と運営 ・情報網の確保	↑ 3 日 ↓ 自主防災 備蓄食糧 水の消費
	緊急対策期 （救 援 と 支 援）	・避難所の高機能化 ・緊急支援活動の開始 ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の抑制	
	応急対策期 （応急被害復旧の開始、こころのケア開始）	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援と防災ボランティア受入環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居施策 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア	・防災ボランティア活動の開始及び受け入れ
	復旧対策期 （復興計画の策定）	・災害ゴミ、ガレキの処理 ・まちづくり組織の結成 ・復興計画の策定	
	復興対策期 （人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）	・都市機能の回復、強化 ・生活再建及び経済復興 ・都市環境の回復、創造	・まちづくりへの参加

※対策活動に当たっては、県や防災関係機関との緊密な連携確保が極めて重要なことから、対応の優先順位を決定するに当たっては県との連絡調整を重視する。

第2 応急活動組織の整備 市長公室

1 災害対策本部

津波発生後の迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧対策を実施するため、必要に応じ速やかに「小松市災害対策本部」を設置し運用する。

ここでは、その設置基準及び組織体制について定める。

(1) 設置基準

配備体制		基準
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・市域に津波注意報が発表されたとき
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・市域に津波警報が発表されたとき
災害対策本部体制		・市域に津波災害が発生又は津波災害の発生するおそれのあるとき ・津波の被害程度から市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき ・災害救助法が適用されたとき ・市域に大津波警報が発表されたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として小松市役所2階 防災対策室内に設置する。

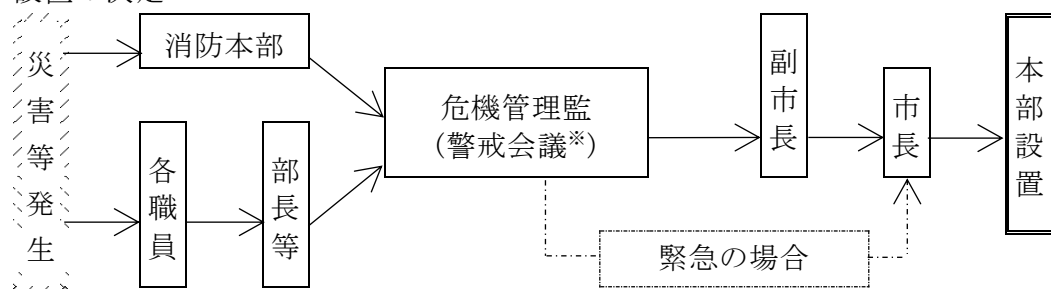
ただし、庁舎内に設置する事が不可能な場合は、次の順位に従い設置する。

第1位 小松市消防本部

第2位 小松市民センター

(3) 災害対策本部の設置又は終結の決定

ア 設置の決定



※必要に応じ各部局長以上で構成する警戒会議を設ける。

イ 災害対策本部体制の終結

市長は災害の危険がなくなった場合又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めた場合に災害対策本部体制を終結する。また、災害対策本部体制の終結の決定経路は設置時に準ずる。

(4) 災害対策本部の設置・体制終結の通知

災害対策本部を設置又はその体制を終結した場合、速やかに各関係機関等に通知するとともに、市民に対して公表する。

市民への公表については、他の情報伝達に合わせて行うほか、庁舎入り口に「小松市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所等を明示し、市民等からの問い合わせの便宜を図る。

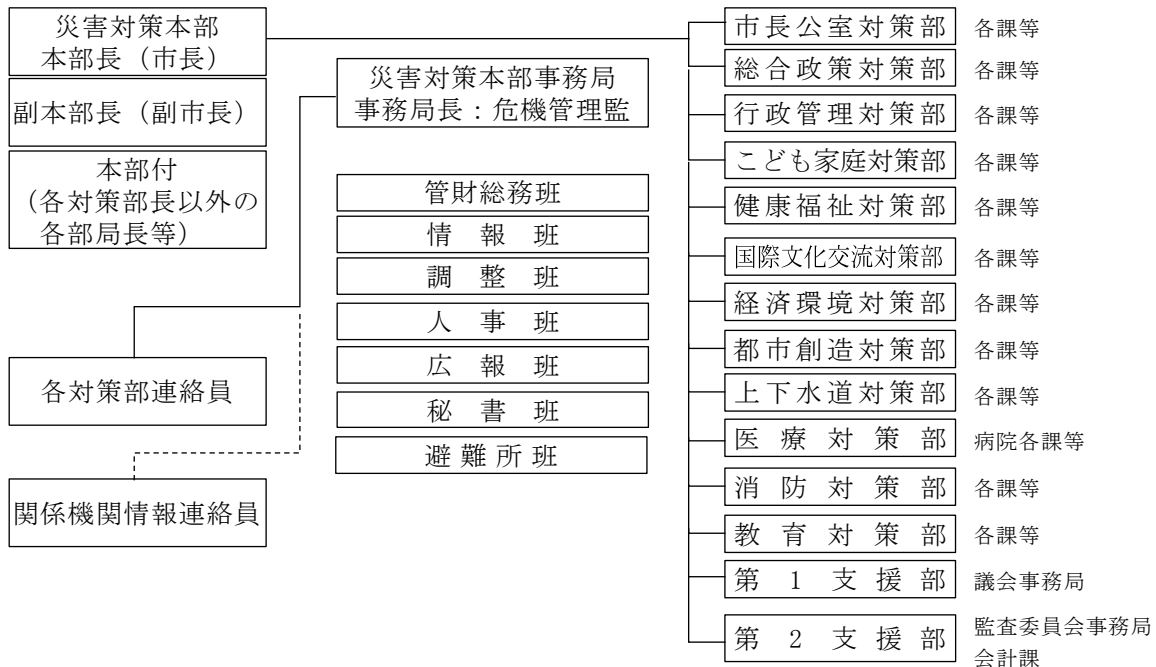
(5) 災害対策本部の設置又は体制終結の通知先

報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法
石川県（防災対策課）	本部事務局	石川県総合防災情報システム、（衛星）電話・FAX、その他迅速な方法
防災関係機関		電話・FAX、その他迅速な方法
市民（自主防災組織等）		防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ラジオこまつ、テレビ小松、その他の報道機関、その他迅速な方法
報道関係機関		電話・FAX、口頭・文書

2 災害対策本部の組織・運営 **市長公室対策部**

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、小松市災害対策本部条例及び小松市災害対策本部要綱に基づいて行うものとし、災害対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、各対策部の部長及び部課員で次のように組織する。



※本部事務局の各班構成の細部は、本節第4「事務分掌」による。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し、的確な状況判断の下、災害対応に係る処置事項等を決定するため、本部長（市長）は、随時本部員会議を招集する。

なお、緊急時には本部員が二人以上集まれば本部員会議の開催ができるものとし、災害に対する行政機能が麻痺しないよう努める。また、県の現地災害対策本部が市庁舎内等に設置された場合は、情報の共有化を図るため、県と合同会議等を開催するなど、機動的な運用を図る。

(3) 本部員会議の構成及び業務

本部長	市 長	ア 災害対応に係る意思決定 イ 本部員会議の招集、開催
副本部長	副市長	ア 本部長の職務代理業務 イ 本部長の全般補佐業務
事務局長	危機管理監	ア 本部長の意思決定プロセスにおける助言 イ 本部員会議の開催に係る事務 ウ 各対策部間の業務調整
各対策部長	各部局長	担当部局の掌握と所掌事項に関する本部長への助言
本部付	各対策部長以外の部局長等	ア 本部長の補佐業務 イ 必要に応じ業務の集中する部局の補完

(4) 現地災害対策本部

本部長は災害の規模や程度から現地災害対策本部の設置の必要を認めるとき、これを置く。

ア 構成等

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成する。

本部長は、副本部長又は本部員の中から現地災害対策本部長をその都度指名する。

イ 分担事務

本部長は、被災地において柔軟かつ迅速に処理することが適当な本部長権限について、現地災害対策本部長に権限の委譲を行い、現地災害対策本部の対処に必要な措置を講ずる。

現地災害対策本部は、委譲された本部長権限の事項を処理し、防災関係機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設場所

現地災害対策本部は、必要に応じ被災地に近いところに設置し、学校・公民館等の公共施設を使用する。また、適当な施設がない場合は、エアテント等を活用し屋外に設置する。

3 B C Pの発動と解除

市長は、市に大規模な災害等が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、又はその他必要と認める場合、B C Pを発動する。また、市の通常業務が復旧し、おおむね通常の態勢で実施できると判断される場合、B C Pを解除する。

詳細は、小松市業務継続計画（B C P）＜地震編＞に基づく。

第3 職員の参集・配備 市長公室、総合政策部

1 職員の参集基準（全災害共通）

市域において津波が発生したとき、別表に示す基準に基づいて職員の動員・配置を行うものとする。

2 参集及び配備体制の決定

（1）自動配備体制

震度5強以上の地震若しくは津波が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、配備基準に基づいた配備につく。

（2）配備体制の決定

各々の配備体制への移行の決定は、次を基準とする。

配備体制	配 備 手 続 き の 決 定 等
注意配備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備準備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備体制	危機管理監の判断により決定
一次配備体制	市長の判断により決定（不在時は副市長が決定）
二次配備体制	自動配備【職員は自動的に自主参集する】

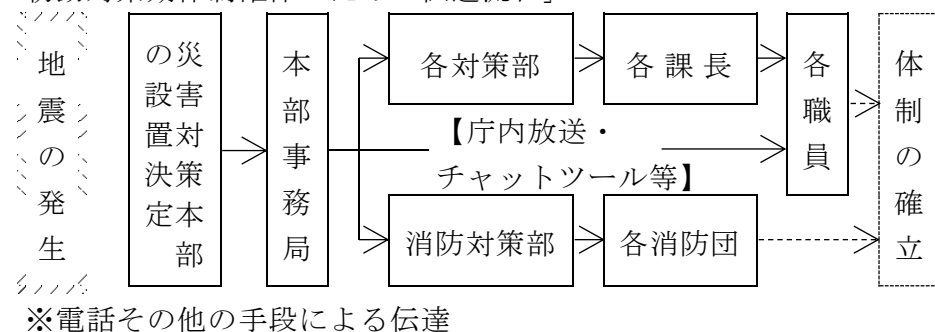
3 職員の参集体制

（1）参集方法

ア 勤務時間内の場合

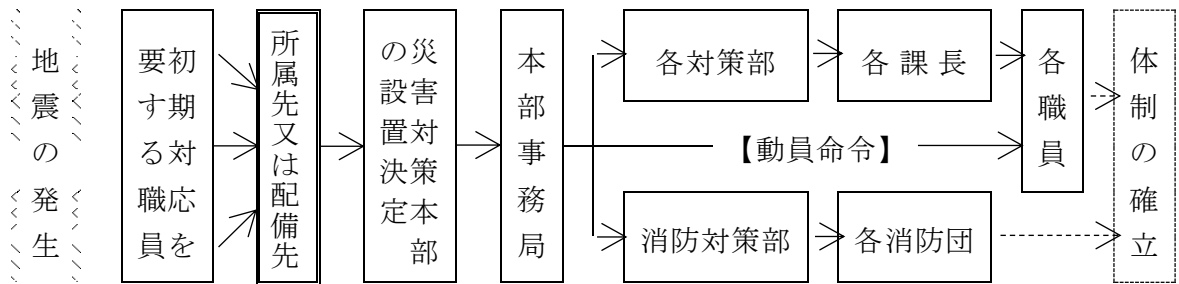
災害対策本部を拠点に初動対策期の体制を取る。

「初動対策期体制確保のための伝達流れ」



イ 勤務時間外で災害対策本部設置前の場合

部局長等の初期対応を要する職員は、所属先又は配備先に直行する。その他の職員は連絡方法を確保した上で待機する。



災害対策本部の設置が決定された場合は、災害対策本部の指示により、必要な避難所を開設するものとし、開設する避難所の担当職員を招集する。なお、災害対策本部が設置されない場合は、市長の指示によるものとする。

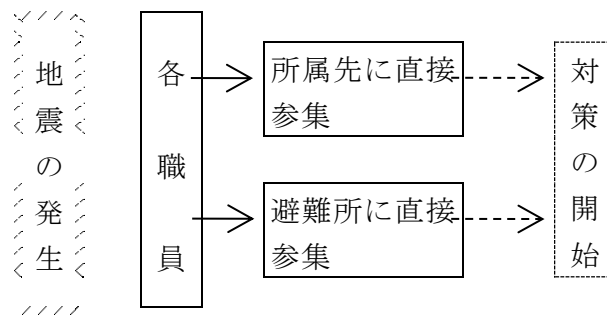
ウ 勤務時間外で災害対策本部が自動設置される場合

市域で震度5強以上の地震の発生を覚知した場合又は大津波警報が加賀に発表された場合、全職員は、直ちに所属又は指定された場所に参加し、初動対策期の体制を取る。

なお、避難所へ直接参加する職員は指定された避難所に直行（自動参加）し、速やかに開設できるよう準備し、災害対策本部の指示により避難所を開設する。

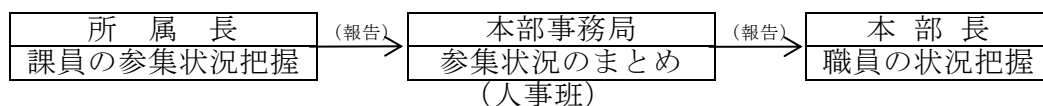
避難所へ直接参加する職員の基準

- (ア) 原則として、発災時に初期対応を要する職員は除く。
- (イ) 避難所に配置する職員は、班長を予め定めて、1～4名とする。



(2) 参加の報告

各配備体制別の職員の参加状況は、次の流れで把握する。



(3) 参加時の留意事項

- ア 参加直後の活動が実施できる服装とし、食糧・水筒・懐中電灯・スマートフォン・ラジオ等の携帯品をできる限り携帯する。
- イ 参加方法は、原則として徒歩・自転車等とし、車両の使用は避けて登庁する。
- ウ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況は所属長に必ずメモで報告する。

第4 事務分掌

関係職員個々の事務分掌（任務）の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要な事項であり、市の関係職員は、次の事務分掌を平時から確実に理解しておかなくてはならない。

1 [本部事務局]

	班	担当部署	人数 (※2)	事 務 分 掌
本 部 事 務 局		事務局長 (危機管理監)	1	ア 本部長の意思決定過程における助言 イ 本部事務局事務の統括 ウ 災害対策会議の統制及び各対策部間の業務調整
	管財総務班	危機管理課	4	ア 防災専門部局としての事務局長の補佐業務に関する事項 イ 災害対策本部の設置及び運営に係る業務に関する事項 ウ J-ALERT、防災行政無線、緊急速報メール等の運用管理業務に関する事項 エ 県及び関係機関への報告・連絡通報・調整業務に関する事項 オ 災害対策会議の実施に係る業務 カ 防災行政無線等の放送業務に関する事項 キ 避難所開設の判断補佐業務に関する事項 ク その他本部運営に必要な業務（映像伝送を含む。）
		総務課 管財課	4	ア 庁内放送による庁内職員への情報伝達、提供 イ 義援金品配分委員会の設置に関すること ウ 市保有車両の使用統制及び運行管理に関すること エ 民間輸送車両の手配等に関すること オ 市庁舎等の施設の点検、機能維持に関すること カ その他、本部事務局全般補佐業務に関する事項
	情報・調整班	総合政策課 行政経営室 スマートシティ推進課 財政課	5	ア 被災情報の収集・分析（電話受信、職員、市民からの通報のまとめ、状況により現場進出）に関する事項 イ 被災状況の分析結果に基づく対策の検討に関する事項 ウ 災害対策本部のICT関連の設置・運営・管理業務に関する事項 エ 被災者支援システムのデータ管理業務に関する事項 オ 自衛隊の災害派遣要請に係る業務（県との連携）に関する事項 カ 災害救助法の適用申請等に係る事務に関する事項
	人事班	人事育成課	3	ア 職員の動員に関する事項 イ 職員の参集状況及び被災状況に関する事項 ウ 県、関係機関等への応援派遣要請に係る連絡調整に関する事項
	広報班	広報秘書課	2	ア 報道機関への広報に関する事項(※1) イ 災害広報に関する事項
	秘書班	広報秘書課	2	本部長及び副本部長等の秘書業務に関する事項
	避難所班	総務課	8	ア 避難所の開設、閉鎖の伝達 イ 避難所配置職員への情報伝達 ウ 避難所者数の把握、避難所の要望対応等 エ その他避難所の開設・運営に関わる業務 オ 渉外業務及び電話対応業務
		管財課		
		空港・基地 政策課		
		税務課 納税課		
	その他		8	電話受信対応業務として状況に応じて指定
合 計			39	
備 考	※1 報道機関への広報は努めて定時に行うほか、状況に応じ本部長等が行う。 ※2 人数は、災害対策本部設置時の基準で状況に応じ各班所定で増減することができる。			

2 [市長公室対策部]

	課 等	事 務 分 掌
市長公室 対策部	市長公室対策部長 (危機管理監)	ア 市長公室対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	危機管理課 広報秘書課 未来型図書館づくり 推進チーム マーケティング推進チーム	ア 市長公室対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考		

3 [総合政策対策部]

	課 等	事 務 分 掌
総合政策 対策部	総合政策対策部長 (総合政策部長)	ア 総合政策対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	総合政策課 行政経営室 空港・基地政策課 人事育成課 財政課 スマートシティ推進課 地域交通政策室	ア 総合政策対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考	本部事務局業務の補完が主要な業務となる。	

4 [行政管理対策部]

	課 等	事 務 分 掌
行政 管理 対策 部	行政管理対策部長 (行政管理部長)	ア 行政管理対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	市民課 医療保険課	ア 被災者台帳の作成、避難者名簿のとりまとめに関すること イ 要搜索者名簿の作成に関すること ウ 安否情報システムを活用した情報の収集、提供に関すること エ 火葬許可証の交付に関すること オ 遺体安置所の確保に関すること カ 遺体の収容、安置、埋葬に関すること キ 被災相談窓口の設置に関すること
	小松駅前行政 サービス センター・南支所	ア 所轄の被災者台帳・避難者名簿のとりまとめに関すること イ 所轄の要搜索者名簿の作成に関すること ウ 所轄の安否情報の収集、市民課への通報等に関すること エ 所轄する住民の火葬許可証の交付に関すること
	地域振興課 総務課 管財課	ア 行政管理対策部長の指示に基づく事務局業務の補完 イ 町内会等との連絡調整業務に関する事項 ウ 多言語による情報発信、翻訳・通訳に関すること
	税務課 納税課	ア 罹災証明書発行管理に関すること
備考	本部事務局業務の補完を行う。	

5 [こども家庭対策部]

	課 等	事 務 分 掌
こども家庭対策部	こども家庭対策部長 (こども家庭部長)	ア こども家庭対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	子育て環境課	ア 保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等の入所児の安全確保に関する事 イ 応急保育体制の確保及び実施に関する事
	子育て支援課	ア 被災家庭の経済的援助に関する事
	こども家庭センター	ア 被災家庭の養育相談に関する事
	すこやかセンター	ア 親子の保健・衛生指導に関する事
備考		

6 [健康福祉対策部]

	課 等	事 務 分 掌
健康福祉対策部	健康福祉対策部長 (健康福祉部長)	ア 健康福祉対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	くらしあんしん相談センター	ア 被災相談窓口の設置に関する事
	ふれあい福祉課 長寿介護課	ア 施設管理者と連携した各福祉施設入居者の安全対策の実施 イ 避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の被災状況の把握（民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携） ウ 各福祉施設の要求に基づく食糧・飲料水等の供給手配 エ 社会福祉協議会及び各種福祉団体等との連絡調整 オ 社会福祉協議会と連携したボランティア現地本部の設置（※1）及び運営（※2） カ 各ボランティア団体との連絡調整に関する事 キ 要配慮者の福祉施設への緊急入居に関する事 ク 状況に応じた炊き出しの実施に関する事 ケ 福祉仮設住宅の需要把握と設置要請に関する事
	いきいき健康課	ア 医療救護班の出動要請に関する事 イ 医薬品等の調達要請に関する事 ウ 状況に応じた救護所の設営業務 エ 医療機関・医師会との連絡調整 オ 南加賀保健福祉センターとの連絡調整 カ 保健衛生、感染症の予防等に関する事 キ 被災地の防疫対策に関する事 ク 医療対策部と連携した巡回医療の実施に関する事 ケ 被災者のこころのケア対策に関する事 コ 避難生活が長期化する場合の被災者の栄養管理に関する事 サ 避難所等の保健・衛生指導に関する事
備考	※1 ボランティア現地本部の開設場所は第一コミュニティセンターを予定する。 ※2 ボランティアへの対応要領の細部については、本章第20節による。	

7 [国際文化交流対策部]

	課 等	事 務 分 掌
国 際 文 化 交 流 対 策 部	国際文化交流対策部長 (国際文化交流部長)	ア 国際文化交流対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	観光文化課 埋蔵文化財センター	ア 観光施設との連絡調整に関する事 イ 観光施設被害の把握に関する事 ウ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 エ 施設管理者との連絡調整に関する事 オ 指定避難所の開設準備及び運営協力に関する事 カ 一時滞在者の安全確保に関する事 キ 文化財の保護等 ク 所管施設の保全に関する事
	スポーツ育成課	ア 施設利用者の安全確保及び避難に関する事 イ 指定避難所の開設準備及び運営協力並びに物資の輸送業務に関する事 ウ 施設管理者との連絡調整に関する事 エ スポーツ施設の保全に関する事
備考		

8 [経済環境対策部]

	課 等	事 務 分 掌
経 済 環 境 対 策 部	経済環境対策部長 (経済環境部長)	ア 経済環境対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	商工労働課 産業創生室	ア 食糧品及び生活必需品の需要把握及び調達(※1)に関するこ と イ 避難救援拠点における救援物資の集積及び配送に関するこ と ウ 商工関連団体との連絡調整に関するこ エ 罹災事業者の災害支援相談・窓口に関するこ
	農業水産課 農山村創生課	ア J A、県漁業協同組合小松支所及び森林組合との連絡調整に 関すること イ 水門・排水機場の緊急操作に関するこ ウ 復旧用資機材の確保に関するこ エ 米穀等の必要量把握及び調達に関するこ オ 震災に関わる水防活動に関するこ カ 農業用施設の応急復旧に関するこ キ 農作物等の被害把握に関するこ ク 病虫害発生防除に関するこ ケ 家畜等の逸走対策及び防疫に関するこ コ 罹災農家に対する支援制度相談・受付業務に関するこ サ 津波警報等が発表された場合の警戒に関するこ シ 状況に応じた救助用船艇の調達に関するこ ス 漁港施設・林道の被災状況把握に関するこ セ 漁港施設・林道の応急復旧に関するこ
	環境推進課	ア 南加賀広域圏事務組合と連携したし尿処理の計画立案及び実 施に関するこ イ 災害ゴミ、がれき処理の緊急措置に関するこ ウ 南加賀広域圏事務組合と連携した火葬場の確保に関するこ エ 被災地の環境衛生の指導に関するこ オ 避難所等への仮設トイレの設置(※2)に関するこ カ 被災地の清掃計画の立案及び実施に関するこ キ 災害廃棄物の処理計画の立案及び実施に関するこ ク 生活ゴミ、し尿の収集・処理に関するこ ケ 南加賀保健福祉センターと連携したペットの収容、保護及び 危険動物の逸走対策に関するこ コ 鳥獣の遺骸処理に関するこ
備 考	※1 生活必需品の調達については、協定に基づく調達を優先する。 ※2 仮設トイレについては、備蓄簡易トイレ、既設の災害対応型トイレ、レンタル業者 による対応のほか、上下水道対策部と連携して下水道マンホールの活用についても 考慮する。	

9 [都市創造対策部]

	課 等	事 務 分 掌
都 市 創 造 対 策 部	都市創造対策部長 (都市創造部長)	ア 都市創造対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	道路課	ア 幹線道路特に緊急輸送道路等の被害調査に関すること イ 幹線道路の障害物除去に関すること ウ 道路管理団体等関係機関との連絡調整に関すること エ 応急対策に係る建設業者との連絡調整に関すること オ 交通規制が必要な場合等の連絡調整に関すること カ 応急対策活動に必要な除雪に関すること キ 幹線道路の啓開に関する調整あるいは実施に関すること ク 所轄の道路の応急復旧に関すること ケ 道路規制の実施に関すること
	内水対策室	ア 地震災害に伴う水防活動に関すること イ 状況に応ずる水門・樋門の緊急操作に関すること ウ 関係機関と連携した急傾斜地等の緊急点検に関すること エ 復旧用資機材の準備、調達に関すること オ 水防施設の応急復旧に関すること
	まちデザイン課	ア マニュアル又は要求に基づく避難所への物資の搬送に関すること イ 市域（市街地）復興計画の立案に関すること
	緑花公園課	ア 所轄する公園の被害調査及び応急復旧に関すること イ 所轄する公園が避難所になる場合の避難所の開設及び運営協力に関すること ウ 所轄する公園が救援活動拠点になる場合の公園の開放及び同活動拠点の運営協力に関すること
	建築住宅課	ア 仮設住宅の需要把握、建設、受付、管理等に関すること イ 住宅等の応急修理用資機材の確保、調達に関すること ウ 応急対策に係る木材、建築材等組合との連絡調整に関すること エ 応急危険度判定体制として実施本部を設置し、建物の判定の実施、判定業務に係わる県等の関係協力団体の全般統制に関すること オ 被災建物の解体撤去に関すること カ 公共建物の応急修理に関すること キ 宅地造成地の被害調査に関すること ク 申請に基づく被災住宅の応急修理、あっせんに関すること ケ 関係法規に基づく災害復興住宅の認定書交付に関すること
備考		

10 [上下水道対策部]

	課 等	事 務 分 掌
上 下 水 道 対 策 部	上下水道対策部長 (上下水道局長)	ア 上下水道対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	料金業務課 上下水道建設課 上下水道管理課	ア 上水道に係る重要施設の被害の把握に関する事 イ 対策部内の連絡調整業務に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う応急給水に係る支援要請に関する事 エ 協定に基づく関係業者等への要請、本部事務局と連携した県、関係機関等への応援派遣要請に関する事 オ 応急給水計画に基づく応急給水の実施に関する事 カ 避難所等での給水所の設営に関する事 キ 災害記録の作成に関する事 ク 上下水道に係る住民の広報に関する事 ケ 上下水道に係る重要施設の緊急点検に関する事 コ 災害の状況に応じた上下水道の緊急操作に関する事 サ 被害を受けた施設の応急復旧に関する事 シ 復旧用資機材の確保に関する事 ス 上下水道復旧計画の立案に関する事 セ 避難所近傍の下水道を災害用トイレとして活用する場合の支援・協力に関する事
備考	※上下水道（施設）・・・簡易水道（施設）、農業集落排水（施設）、地域下水道（施設）	

11 [医療対策部]

	課 等	事 務 分 掌
医 療 対 策 部	医療対策部長 (管理局長)	ア 医療対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務に関する事
	総務課(市民病院)	ア 病院内の避難誘導に関する事 イ 患者の受付事務に関する事 ウ 収容者名簿の作成に関する事 エ 病院内の被害状況把握に関する事 オ 応急医薬品の確保に関する事 カ 医療用資器材等の確保に関する事 キ 病院機能の維持に関する事
	病院各課等	ア 後方医療の準備に関する事 イ 二次搬送の開始に関する事 ウ 巡回医療の開始に関する事 エ 入院患者等に対するこころのケア対策に関する事 [心的外傷後ストレス障害ケア]
備考		

1.2 [消防対策部]

	課 等	事 務 分 掌
消 防 対 策 部	消防対策部長 (消防長)	ア 消防対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	消防総務課	ア 消防対策本部との連絡調整及び部内の調整に関する事 イ 消防職員及び団員の非常招集に関する事 ウ 消防資器材、物資の調達に関する事 エ 消防職員の罹災状況の把握に関する事 オ 関連法規に基づく公務員災害補償に関する事 カ 被災状況の調査に関する事
	予防課 警防課	ア 消防活動の指揮・統制に関する事 イ 消防資器材の確保に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う消防相互応援協定及び石川県消防広域 応援協定に基づく応援派遣要請に関する事 エ 緊急消防援助隊の要請に関する事 オ 消防関連設備器材(消防車等を含む。)の被害調査に関する事 カ 地震発生後の出火防止等の災害広報に関する事
	消防指令センター	ア 災害の情報収集及び通報・伝達に関する事 イ 消防関連通信器材の運用統制及び管理に関する事 ウ 通信記録の作成に関する事 エ 救急救護活動記録に関する事 オ 消防活動記録に関する事 カ 関係機関の連絡・通報に関する事
	消防署所	ア 消防警戒区域の設定に関する事 イ 消防活動に係る防ぎょ活動に関する事 ウ 救急・救助活動に関する事 エ 住民の避難・誘導に関する事 オ 火災の現場調査に関する事 カ 火災調査報告書に関する事 キ 被災現場における住民への広報活動に関する事 ク 被災地における警戒巡視に関する事 ケ 消防水利の現況把握に関する事 コ 消防活動記録の作成に関する事
備 考		

1.3 [教育対策部]

	課 等	事 務 分 掌
教 育 対 策 部	教育対策部長 (教育委員会事務局長)	ア 教育対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	教育庶務課	ア 児童・生徒の安全な避難の確保に関する事 イ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事
	学校教育課	ウ 本部事務局と連携して行う指定避難所の開設準備及び運営 協力に関する事
	教育研究センター 生涯学習課	エ 学校管理者との連絡調整に関する事 オ 児童・生徒・教職員の被災状況把握に関する事 カ 応急教育の準備及び実施に関する事 キ 学用品及び教材の調達に関する事
備 考		

14 [支援部]

	課 等	事 務 分 掌
第1支援部	議会事務局 (議会事務局長)	ア 議会事務局業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	局 員	ア 市議会との連絡調整に関すること イ 他の対策部の応援に関すること
第2支援部	監査委員事務局・会計課 (監査委員事務局長)	ア 監査委員事務局業務の統括 イ 本部員に係わる業務
	監査委員事務局局員 会計課課員	他の対策部の応援に関すること
備考		

第2節 応急地震津波対策

第1 地震・津波の情報収集 市長公室対策部、消防対策部、関係各対策部

1 緊急地震速報及び津波警報等の有効活用施策の推進

気象庁の緊急地震速報や津波警報等を効果的に収集し、伝達するため、J－ALERT及び屋外拡声子局を含む各世帯に至るまでの防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）の効果的な運用体制の整備を図り、市内の防災関連機関、事業所、大規模集客施設、学校、福祉施設を含み、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報や津波警報等を伝達することのできるシステムの整備を推進し、地震発生当初の人的被害の軽減を図る。

2 津波警報等の種類及び発表基準等

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波警報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（2）津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

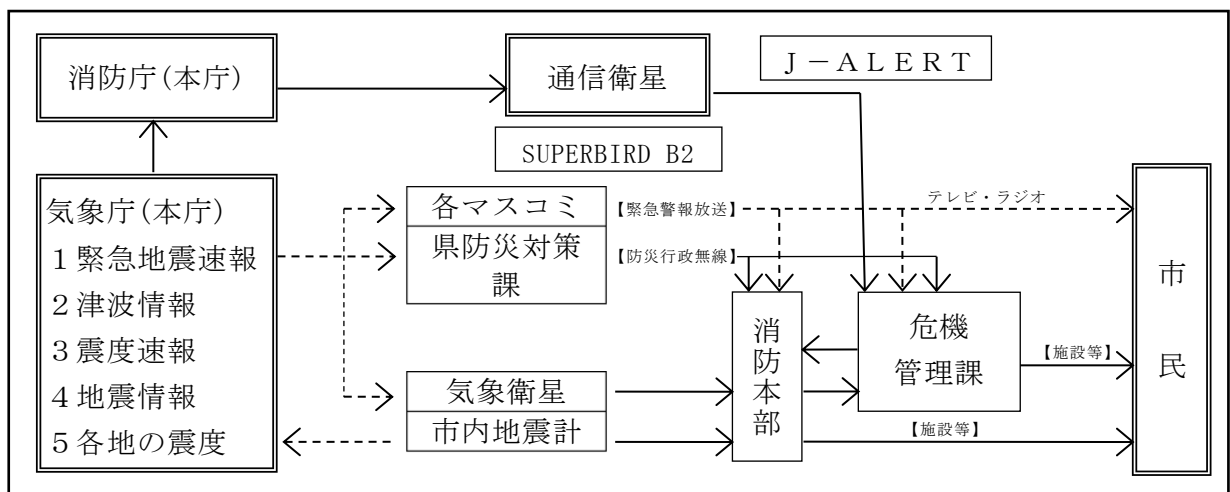
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 地震・津波情報の収集・伝達 市長公室対策部、関係各対策部

緊急地震速報の有効活用を図るほか、市内の震度及び津波情報は、小松市消防本部で常時把握することが可能であり、迅速な対応を図るため、次の流れで地震及び津波情報の収集・伝達を図る。

1 地震情報の収集・伝達



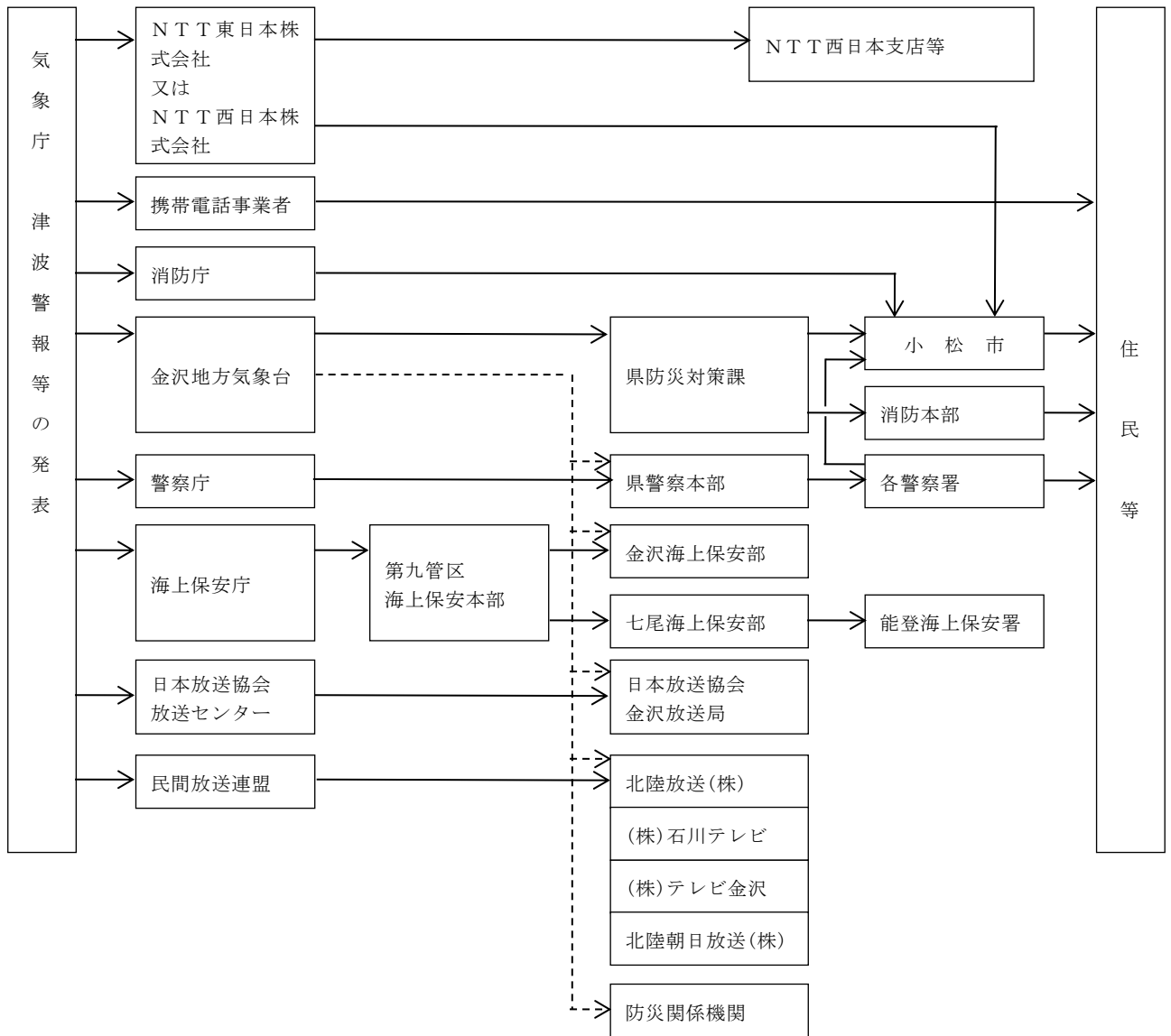
2 津波に関する予報の伝達

津波予報区図



3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報の収集・伝達の流れ



(2) 異常現象発見者の通報

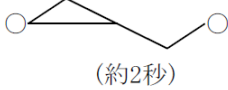
海面の上昇等、次のような異常な現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうち、いずれかに速やかに通報する。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へ速やかに通報する。県は必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

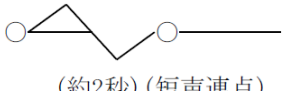
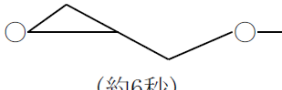
- (1) 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。
- (2) 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

4 津波注意報、警報の標識

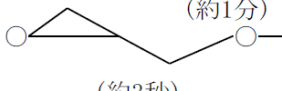
(1) 津波注意報標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識		

(2) 津波警報標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
大津波警報標識		
津波警報標識		

(3) 津波注意報及び津波警報解除標識

予報の種類	サイレン音	鐘 音
津波警報及び津波注意報解除標識		

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第3 津波災害発生直前の対策 市長公室対策部、関係各対策部

1 安全な避難誘導

津波警報等が発表された場合の情報伝達は、J－A L E R Tと連携した防災行政無線（同報系）により自動的に一斉伝達する。また、屋外に所在する住民等に対しては、自動的に放送される屋外拡声子局による伝達のほか、最寄りの消防署の消防車等を活用した迅速な広報を行う等、情報伝達体制を確保する。

また、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに、対象住民、海岸付近に所在する住民等に当該情報を付して避難指示等を行い安全な避難誘導に努める。この際、防災行政無線（同報系）のほか、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE等）、緊急速報メール、FAX、消防車、広報車等を活用して、的確な情報の伝達に努める。

津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める。津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝え

るための体制を確保する。

なお、市は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

2 市民の着意事項

- (1) 海岸付近では小さな揺れであっても、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じなくとも、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- (4) 津波は繰り返し来襲することもあるため、津波警報、注意報解除までは海岸付近に近づかない。

3 水門、樋管等の閉鎖

都市創造部（内水対策室）、経済環境部（農業水産課・農山村創生課）及び上下水道局は、津波に関する予報が発表され、津波の到来が予想される場合にあっては、所轄の水門、樋管等の閉鎖作業を遅滞なく行う。

4 津波潮位の監視

津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、市は県と連携し、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

また、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

5 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、国又は県は、津波発生時における水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

市は、水防警報が発表されたときは、国又は県の指示に従うものとする。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第3節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」4(1)ア及び(2)アによる。

(3) 種類及び発表基準

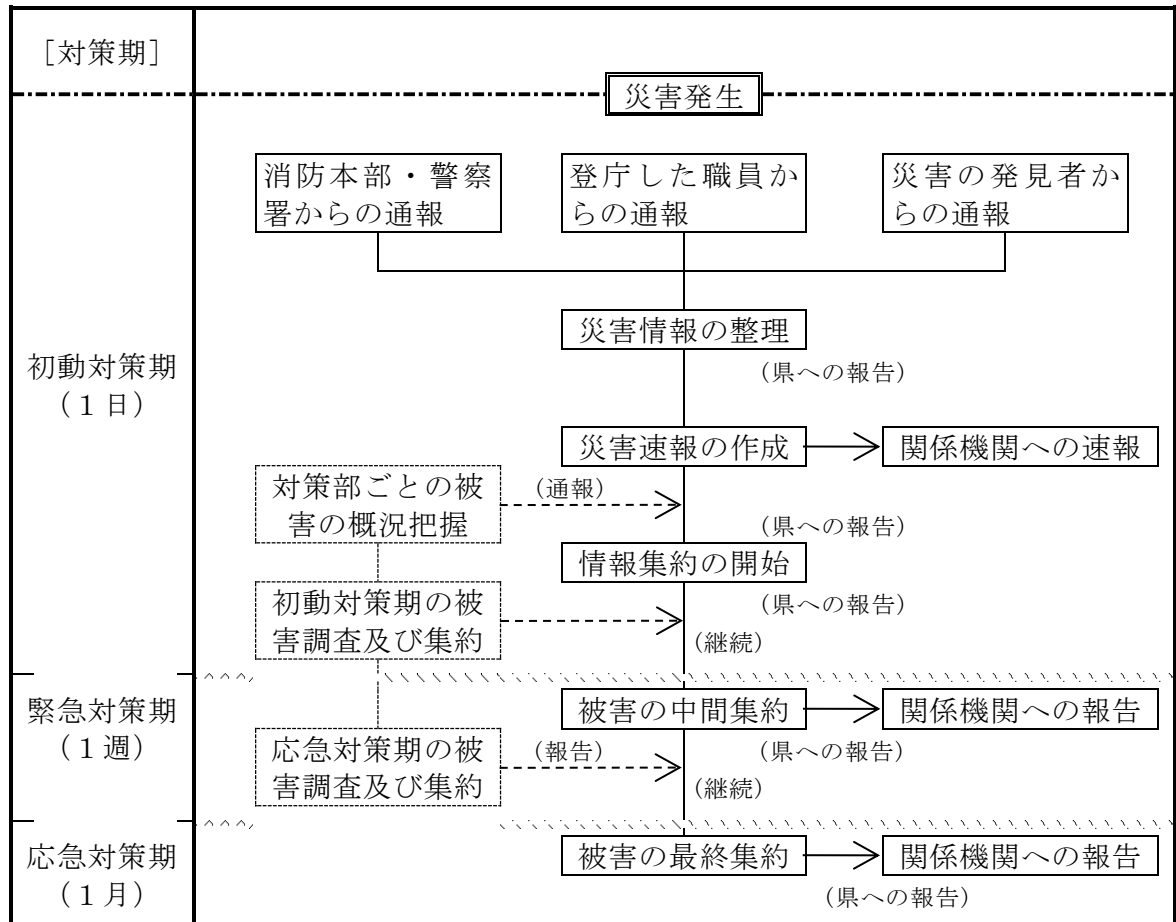
警報の種類及び警報を発表されたときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

第3節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に密接な連携の下、迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行う。



第1 被害情報の収集 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

1 初動対策期の被害情報収集

津波発生直後の被害情報の収集・把握は、速やかな対応を図るために極めて重要である。したがって、災害対策本部はあらゆる手段を活用して被害情報の収集に努めるものとする。

- (1) 消防本部、警察署、その他防災関係機関からの報告・通報
- (2) 登庁した職員からの報告（各課で情報を集約し災害対策本部へ報告）
- (3) 各自主防災組織、町内会あるいは市民からの情報
- (4) テレビ、ラジオ等のメディアからの情報
- (5) 石川県総合防災情報システム及び携帯型衛星電話
- (6) 石川県防災行政無線（衛星系）
- (7) 災害時優先電話（携帯を含む。）
- (8) 職員派遣による情報収集（無人航空機、スマートフォンを活用した画像伝送等）
- (9) その他（固定カメラや人工衛星、ヘリコプター等）

2 緊急対策期の情報収集

緊急対策期における被害情報は、各対策部で所管施設の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。なお、各々の対策部が管理する施設のうち、下記項目に該当するものは詳細な被害調査を行う。

部 名	被 害 調 査 項 目
総合政策対策部	庁舎その他市の管理する施設機材の被害状況
こども家庭対策部	保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等被害状況
健康福祉対策部	福祉施設等の被害状況
国際文化交流対策部	(1) 観光施設の被害状況 (2) スポーツ施設の被害状況 (3) 文化財の被害状況 (4) 文化施設の被害状況
経済環境対策部	(1) 農業用施設の被害状況 (2) 林道の被害状況 (3) 港湾・海岸施設の被害状況 (4) 廃棄物処理施設の被害状況
都市創造対策部	(1) 道路・橋梁・河川施設の被害状況 (2) 公園、市営住宅の被害状況
上下水道対策部	上下水道施設の被害状況
医療対策部	病院内の被害状況
教育対策部	学校施設の被害状況

第2 被害の判定基準 **本部事務局、関係各対策部**

人的・物的被害の判定は、おおむね次に示す基準によるものとし、明記しない各施設の被害判定は、それぞれの被害区分に準じて認定するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

1 人的被害等の判定

被害区分	判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 建物被害の判定

被害区分	判 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものである。
非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

3 その他被害の判定

被害区分	判 定 基 準
田の流失、 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、 埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う。
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
橋 梁	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

5 被害金額の判定

被害区分	判定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考：災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	

6 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第3 通信連絡網の確保 **本部事務局、関係各対策部、関係機関**

大規模な津波発生時においては通常の電話回線はほとんど使用できなくなることが予想されることから、災害時における緊急通信確保のため、災害時優先電話、地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））及び小松市防災行政無線等の災害時のための種々の通信連絡網の整備と活用を図る。（関係機関等連絡先一覧：資料編参照）

1 災害時優先電話の確保

非常緊急通話優先取扱電話番号（NTT）

電話番号	発信者機関名	備考
*****	市長室	災害対策本部の優先電話は発信専用として運用する。
22-3768	記者室	
22-5273	広報秘書課（FAX専用）	
23-0294	ふれあい福祉課（FAX専用）	
22-4110	災害対策本部用	
22-4115	災害対策本部用	
22-4116	災害対策本部用	
22-4119	交換室で切り替え	

2 地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））

資料編「関係機関等の連絡先」参照

3 小松市防災行政無線の活用

「小松市防災行政無線」を効果的に活用する。

4 通信設備の応急復旧

災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4 関係機関への報告及び通報 本部事務局

報告及び通報は、組織的な防災活動を円滑に実施するために極めて重要な事項であり、県に対する報告を最優先に行うほか、関係機関への連絡・通報も遅滞なく行うよう努めるものとする。

1 県への報告

(1) 手段

県への報告については、石川県総合防災情報システムを主用するほか、使用できる通信手段により適時、適切に実施する。

(2) 内容

初動対策期における報告については、必要と判断した全ての事項について実施するが、緊急対策期以降については、国及び県の指示に基づくほか、定められた手順及び様式により行う。

報告様式等の細部については、資料編参照。

2 関係機関への連絡・通報

県を除く関係機関への連絡・通報は、本部事務局あるいは各対策部で必要に応じ、適時実施するものとし、通報の遅れ、漏れ等がないように、関係機関の連絡先一覧を確認しつつ実施するよう努める。

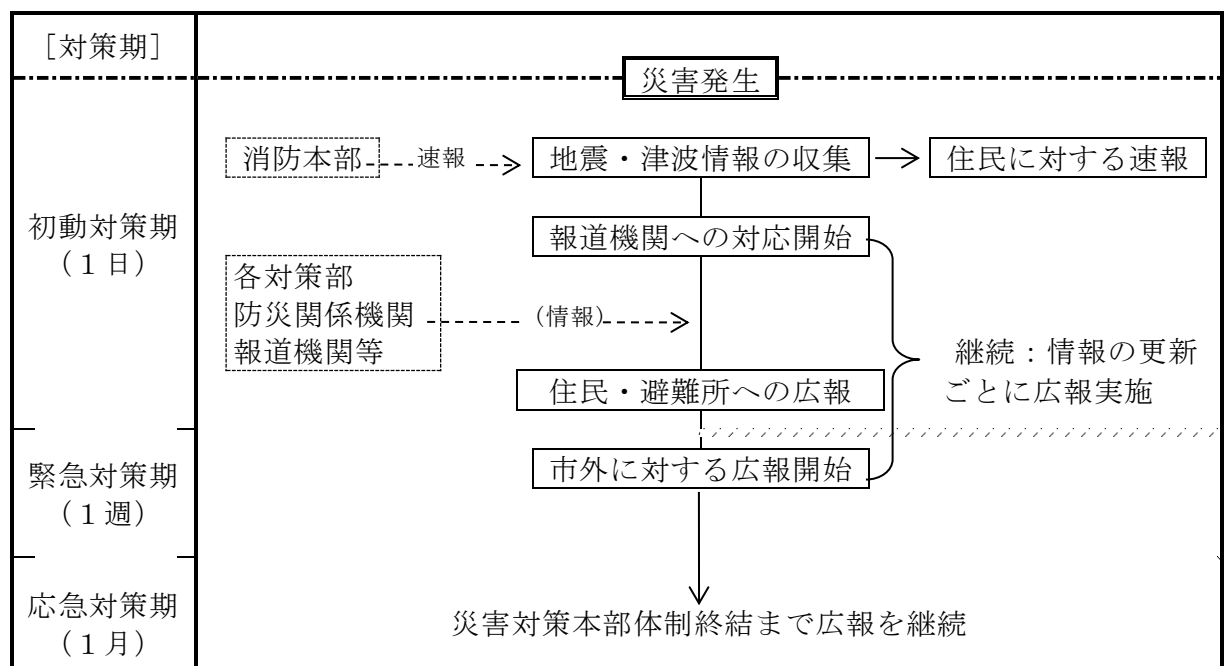
関係機関の連絡先一覧については、資料編参照。

第4節 災害広報

津波発生時の混乱した事態において、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を適宜、適切に提供できるよう、市及び関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。



第1 防災行政無線（同報系）の運用 本部事務局、関係各対策部

1 基本事項

各種防災情報の市民に対する伝達については、災害対策本部の判断で警戒、避難、救護、復旧等の各段階に応じ、下記の内容を基準として行うものとする。

また、災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

(1) 地震・津波発生直後の広報

- (1) 地震の規模、震度、その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- (2) 津波発生の有無、その他の状況や規模
- (3) 出火防止をはじめ、津波発生時の行動や注意事項
- (4) 人命救助等の自主的な防災活動
- (5) 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- (6) 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- (1) 市域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- (2) 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- (3) 医療機関の診療状況
- (4) 電気等ライフラインの復旧状況
- (5) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- (6) 交通機関、金融機関等の復旧状況
- (7) 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- (8) 被災者生活支援に関する情報
- (9) 犯罪情勢及び予防対策
- (10) 被災事業者向けの情報

(3) 支援者に対する広報

- (1) ボランティアの募集に関する情報
- (2) 義援金・寄付金の募集に関する情報
- (3) 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

2 放送手段

防災情報の放送は、原則として小松市消防本部消防指令センターより行う。ただし、災害対策本部設置後は本部事務局より行うものとし、放送に伴う開始・終了音は次のとおりとする。

- (1) 原則としてチャイム音を使用する。
- (2) 緊急安全確保、避難指示を行う場合はサイレン音を使用する。
- (3) 特に緊急性・重要性のある情報は、災害対策本部の判断でサイレン音を使用する。
- (4) 聴覚障がい者には聴覚障がい者用FAX等で情報伝達を行う。

災害により市役所庁舎が被災し、防災行政無線親局が使用不能となった場合は、可搬型親局装置を使用し放送を行う。

なお、可搬型親局装置の使用に関する手順等については別に定める。

3 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び防災行政無線（同報系）による放送基準

種 類		警報等の各種情報		報知音		回転灯
自動起動で放送する事項		武力攻撃等に関する情報	弾道ミサイル・大規模テロ情報等	有事サイレン 14秒吹鳴		赤点滅 ピピピ
		緊急地震速報 (特別警報含む。＊ ¹)	最大震度5弱、震度4以上予想で起動 長周期地震動階級3以上で起動	緊急地震 チャイム音		赤点灯 ピピピ
		特別警報 (気象＊ ² ・噴火)	数十年に一度の気象 居住地域嚴重警戒	チャイム音		
		特別警報 (大津波警報)	大 津 波 (3m以上)	サイ 消 防 レ 防 ン	3秒吹鳴 2秒休止×3	
		津 波 警 報	津 波 (1m～3m)		5秒吹鳴 6秒休止×2	
		津波注意報	津 波 (0.2m～1m)	消防サイレン 10秒吹鳴 2秒休止×2		黄点灯 ピーピー
		震 度 速 報	震度4 以上～	チャイム音		
手動により放送する事項	次の情報源による放送 ・J-ALERT ・県総合防災情報システム	レベル4危険警報	状況に応じて	チャイム音		黄点灯 音なし
		気 象 警 報				
		指定河川洪水予報				
		気象防災速報				
	市独自の放送	高齢者等避難		チャイム音		—
		避難指示・緊急安全確保		サイレン5秒×1		
		その他の防災情報等		チャイム音		
		録音定時放送				
		ミュージック・チャイム等		—		
放送禁止事項		他の気象注意報		—		緑点灯 音なし
		震源、震度に関する情報				

細部は、小松市防災行政無線運用要綱による。

※1 震度6弱以上

※2 大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮、波浪、暴風、大雪、暴風雪

第2 放送事業者の利用 **本部事務局、関係各対策部**

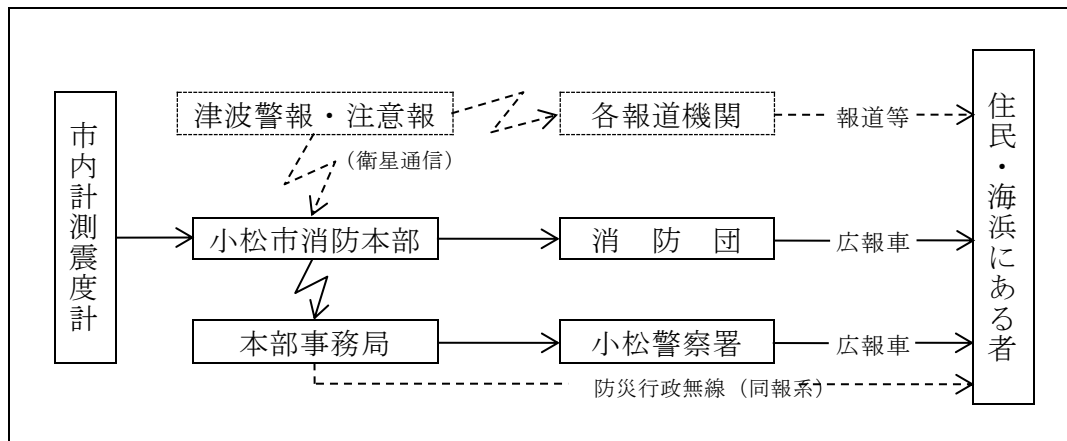
本部長は、災害に関する情報等について、ラジオ、テレビ等のマスメディアを利用することが適当と認めるとき、県を通じて、放送法に基づく緊急警報放送を活用するほか、協定に基づきラジオこまつ（76.6MHz）、テレビ小松の有効活用を図る。

第3 地震及び津波情報の広報 **本部事務局、関係各対策部**

市は、J-A L E R T及び防災行政無線（同報系）の自動起動放送により、緊急地震速報及び津波警報等を同時一斉伝達するほか、手動による防災行政無線（同報系）の屋内外への放送、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE等）、緊急速報メール、ホームページ、FAX、広報車、消防車等による広報を迅速に行う。また、津波警報が発表された場合、海岸付近の住民や海浜にある者に対し避難を呼びかける。

なお、災害対策本部設置前の災害広報は消防本部が担当し、災害対策本部設置後は本部事務局が担当するものとする。

【災害対策本部設置後の災害広報】



第4 被害・復旧状況の広報 本部事務局、関係各対策部

1 避難所及び住民への広報

避難所及び住民に対し、次の手段で広報を行う。

手 段	内 容	備 考
広報車の巡回 防災行政無線	(1) 応急給水活動状況、復旧の見通し (2) 給水、食料供給の情報 (3) その他	必要に応じ実施
避難所掲示板	(1) 避難所生活の注意事項 (2) 住民サービスの情報等	避難所の入口に設置する。
生活広報の作成 及び配布	(1) 被害状況及び復旧状況 (2) 仮設住宅の入居等について (3) 罹災証明書等、住民サービス情報	状況に応じて2～3日ごとに発行し、避難所、本部で配布。
ラジオこまつ テレビ小松	協定に基づく市民に対する各種案内・広報	災害対策本部の指示を受けて適宜実施
安否情報の収集 ・提供システム	武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し安否情報の収集・活用に努める。	要領等の細部は、小松市が策定する「小松市国民保護計画」による。
そ の 他	(1) 災害用自販機掲示板等による防災情報 (2) 被災者生活支援に関する情報について、避難所にいる被災者への家族や支援団体からの伝達の呼びかけ等	

2 市外に対する広報

災害の状況により、市外からの問い合わせが殺到することが想定される場合、報道機関への発表以外に、次の手段を用いた広報を行う。

手 段	内 容	備 考
小松市 ホームページ の活用	(1) 要搜索者、避難者の状況 (2) 被害状況及び復旧状況 (3) ボランティアの要請及び受付等	情報内容の変更ごとに更新

3 防災関係機関の広報

津波が発生した場合、防災関係機関は次の内容の広報を実施し、応急活動の状況及び復旧の見通しについて住民への周知を図る。

関係機関	広 報 内 容	広 報 の 手 段
小松警察署	避難、交通規制、二次災害の防止	広報車
北陸電力(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
N T T 西日本	(1) 通信の途絶、利用制限 (2) 施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
小松ガス(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関

4 安否情報の提供等

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第5 報道機関への対応 本部事務局、関係各対策部

1 報道機関への広報の要請

本部事務局（広報班）は、報道機関へ依頼すべき広報内容を各対策部から受付、県を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

2 記者会見の実施

災害対策本部が設置された場合、本部事務局（広報班）は、市役所内に共同記者会見場を設営する。また、災害の規模が大きい場合は毎日定時に、その他は必要に応じて記者会見を行い、報道機関に対する情報提供を行う。

(1) 発表者

市長又は本部事務局広報班長（広報秘書課長）

(2) 内容

ア 災害の種類、発生場所、日時、状況等

イ 災害応急対策の進行状況等

3 取材活動の自粛要請

次に掲げる場所については、必要に応じて報道機関の取材活動の自粛を要請する。

(1) 災害対策本部の本部内

(2) 避難所内

第5節 消防活動

津波発生時には、その災害の特殊性により、市民の生命身体及び財産に大きな危険が発生するため、消防職員はもとより全市域をあげて避難誘導、救助、救急及び消火活動を行う。

第1 地震時の消防活動 消防対策部

1 消防活動の体制

地震発生後、津波が襲来することが予想される場合において、迅速、的確に消防活動を開始するため、消防職員及び消防団員は次のように参集し、即座に活動を行うものとする。

参 集 条 件	参集対象	参 集 場 所
震度4以上の地震が発生したとき	署課長以上 及び非番消防指令センター員	消防本部
(1)震度5弱以上の地震が発生したとき (2)市域に津波警報が発表されたとき (3)小松市災害対策本部が設置されたとき	全消防職員	自己の所属先
	全消防団員	団本部員：消防本部 各分団員：各分団車庫

2 消防活動の優先等

(1) 避難誘導活動の優先

津波発生直後には、各種災害が同時に発生することが予想され、消防本部、消防団だけでは全ての災害に即応することが困難となるが、人命救助及び被害の極限の観点から、避難誘導活動を他の活動より優先させることを基本とする。

(2) 避難誘導・救助・救急活動

津波発生時には多くの場合、地震を伴うことから、家屋の倒壊、障害物の落下、交通事故、崖崩れ等が複合的に発生し、大規模な人的災害が発生することが予想される。したがって、消防対策部長は、状況の正確な把握に努めるとともに、限られた人員、器材の効果的な活用に着意した指揮に努めるものとする。

また、津波災害時の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- ア 津波の浸水が想定される区域は、市民等の避難誘導等をただちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- イ 自主防災組織・自衛消防組織等と連携し、自助・共助の立場で住民の避難を率先して行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の措置を取る。
- エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- オ 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

(3) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

ア	火災の状況
イ	自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
ウ	消防ポンプ自動車等の通行可能道路
エ	消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(4) 消火活動の留意事項

津波時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

ア	火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
イ	多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
ウ	危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
エ	救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
オ	自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

第2 消防応援部隊に対する派遣要請 本部事務局、消防対策部

消防対策部長は、運用可能な消防力に対応が困難と判断したときは、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、応援要請を行う。

要請に当たっての連絡事項は次のとおりとする。

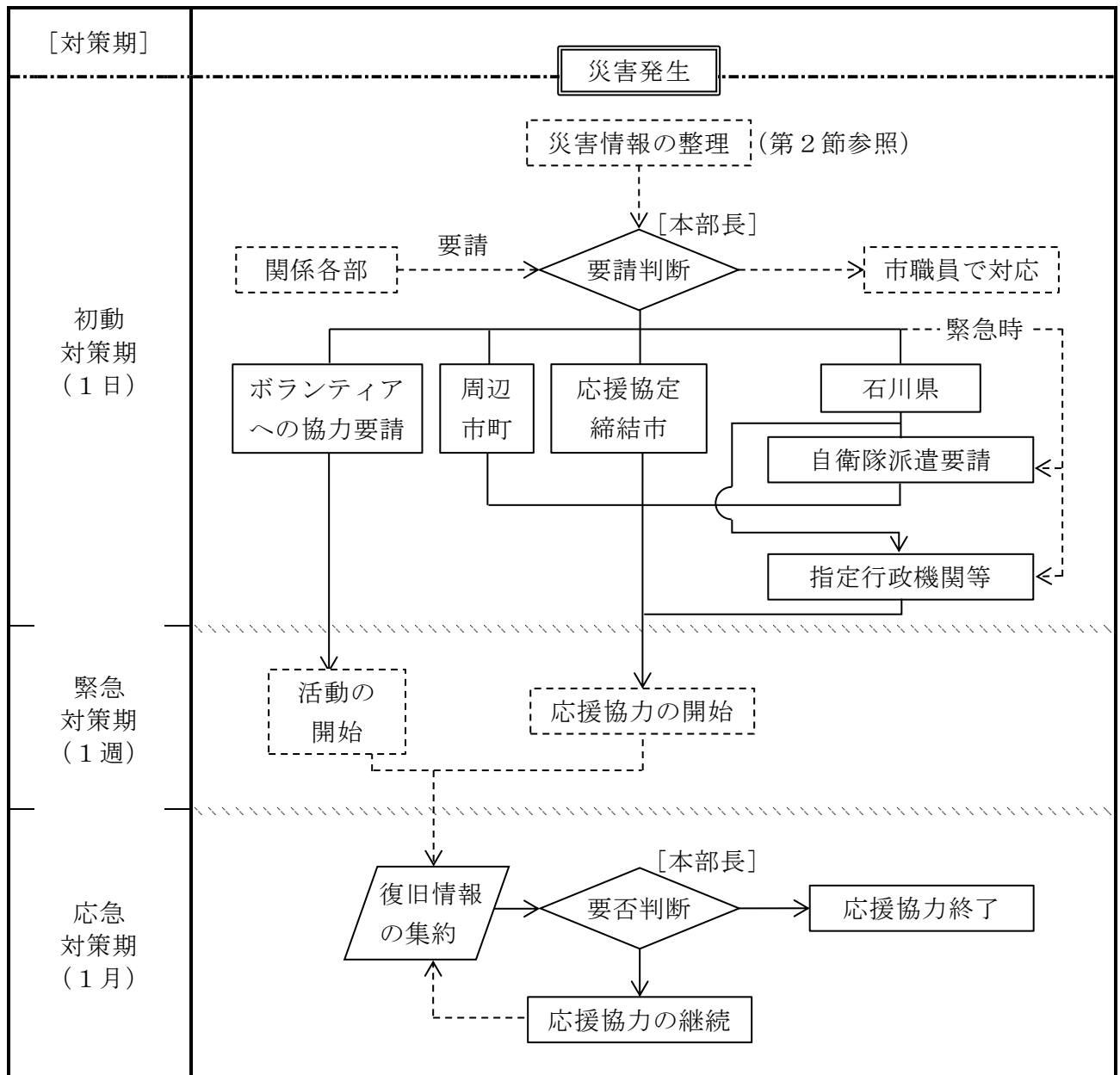
1	災害発生日時・場所
2	災害状況
3	人的・物的被害状況
4	応援部隊種別・隊数・必要資機材
5	応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート
6	ヘリコプター緊急飛行場外離着陸場の位置・名称
7	応援活動に利用可能な港湾施設の位置・名称
8	その他必要な事項

なお、消防活動が大規模、長期化する場合等で国（消防庁）が行う緊急消防援助隊の派遣要請については、本章 第6節 第2によるほか、県を通じて遅滞なく要請するよう努める。（本部事務局）

第3 惨事ストレス対策 消防対策部

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

第6節 相互協力・応援要請



第1 応援要請の決定 本部長

本部長は、市のもつ現有活動勢力で災害応急対策が困難と判断した場合、他の関係機関に対して躊躇なく応援要請を行う。

第2 応援要請の実施 本部事務局

1 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 自衛隊の災害派遣要請は、原則として市長が知事（県災害対策本部又は防災対策課または、危機管理政策課）宛に依頼する。災害派遣要請の伝達内容は次頁に示したとおりとし、文書をもって要求するものとするが、緊急を要する場合は電話又は口頭で要求

し、事後速やかに所定の手続きを取る（本部事務局で処理）。

なお、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合、市長は防衛大臣又は指定する者に災害状況を通知し、事後、知事にその旨を通知する。

「派遣要請に記載する事項」		「補足事項」	
ア	災害の情况及び派遣を要請する事由	・	現に実施中の応急措置の状況
イ	派遣を希望する期間	・	宿泊施設等の受入体制の状況
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容	・	部隊が派遣された場合の連絡責任者
エ	その他参考となる事項		
派遣要請先部隊		N T T 電話回線	
自衛隊石川地方協力本部（総務課）		076 -291-6250	
陸上自衛隊 第14普通科連隊（第3科）		076 -241-2171（内線235）	
航空自衛隊 第6航空団 司令部（防衛部）		0761- 22-2101（内線231）	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部（防衛部）		0773- 62-2250（内線2548）	

（2）派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・小松警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的に作業が分担できるよう、次の措置を取る。

ア	本部事務局内に派遣部隊の連絡員を置く。
イ	部隊の展開に必要な場所（活動拠点）を準備する。（ヘリポートの設置を含む。）
ウ	災害対策本部と派遣部隊間の連絡調整に係る通信手段を確保する。

（3）使用資機材の準備

災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。

災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

（4）派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策等の進捗状況により、派遣部隊の撤収の要請を行う場合、派遣部隊の長と協議の上、知事宛に依頼する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

3 県及び他市町への応援要請

（1）応援の要請先

本部長は、災害応急対策又は復旧対策のため必要があると認めたとき、次の自治体に応援を求め、災害対策の万全を期する。

- ア 石川県（災害対策基本法第68条）
- イ 災害時相互応援協定締結市町
- ウ その他上記協定を締結していない市町（災害対策基本法第67条）

（2）応援要請の方法

要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は電話等の迅速な通信手段で要請し、事後、速やかに所定の手続きを取る。

- ア 被害の状況
- イ 物資、資器材、車両等の要請をする場合は、品名及び数量
- ウ 職員の応援を要するときは、職種及び人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援を希望する期間
- カ その他参考となる事項

「応援連絡先」

応援要請先	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
石 川 県	危機管理部 防災対策課 危機管理政策課	Tel. 076-225-1483 Fax. 076-225-1484	Tel. 6-111-4280 Fax. 1-111-6743
協定自治体	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
金 沢 市	危機管理課	Tel. 076-220-2366 Fax. 076-233-9999	Tel. 6-201 Fax. 1-201
加 賀 市	危機対策課	Tel. 0761-72-7891 Fax. 0761-75-7388	Tel. 6-206 Fax. 1-206
能 美 市	危機管理課	Tel. 0761-58-2201 Fax. 0761-51-5119	Tel. 6-323 Fax. 1-323
白 山 市	危機管理課	Tel. 076-274-9536 Fax. 076-274-9554	Tel. 6-208 Fax. 1-208
七 尾 市	危機対策課	Tel. 0767-53-6880 Fax. 0767-53-8411	Tel. 6-202 Fax. 1-202
輪 島 市	防災対策課	Tel. 0768-23-1157 Fax. 0768-22-9220	Tel. 6-204 Fax. 1-204
珠 洲 市	総務課 危機管理室	Tel. 0768-82-7725 Fax. 0768-82-5685	Tel. 6-205 Fax. 1-205
羽 咋 市	生活安全課 地域防災係	Tel. 0767-22-7176 Fax. 0767-22-0240	Tel. 6-207 Fax. 1-207
か ほ く 市	防災環境対策課	Tel. 076-283-7124 Fax. 076-283-1115	Tel. 6-364 Fax. 1-364
川 北 町	総務課	Tel. 076-277-1111 Fax. 076-277-1748	Tel. 6-324 Fax. 1-324
野々市市	総務課 防災安全係	Tel. 076-227-6051 Fax. 076-227-6255	Tel. 6-344 Fax. 1-344
勝 山 市	総務課 危機管理防災係	Tel. 0779-88-8125 Fax. 0779-88-3855	Tel. 6-018-305-2 Fax. 6-018-305-5
あ わ ら 市	危機管理課	Tel. 0776-73-8040 Fax. 0776-73-1350	Tel. 6-018-314-2 Fax. 1-018-314-1-1900
越 前 市	防災危機管理課	Tel. 0778-22-3081 Fax. 0778-22-3458	Tel. 6-018-302-2 Fax. 1-018-302-1-2990
高 岡 市	危機管理課	Tel. 0766-20-1229 Fax. 0766-20-1549	Tel. 6-016-202-308 Fax. 1-016-202-306
高 山 市	危機管理課	Tel. 0577-35-3345 Fax. 0577-35-3174	Tel. 6-021-571-2 Fax. 1-021-571-719
島 田 市	危機管理課	Tel. 0547-36-7143 Fax. 0547-35-6000	Tel. 6-022-209-9999 Fax. 1-022-209-9100
牧 之 原 市	危機管理課	Tel. 0548-23-0056 Fax. 0548-23-0049	Tel. 6-022-422-2450 Fax. 6-022-422-2499

(3) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

本部長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、本部長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあっせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求める。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 受け入れ体制の確立

本部長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(5) 広域応援協力体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

4 指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請

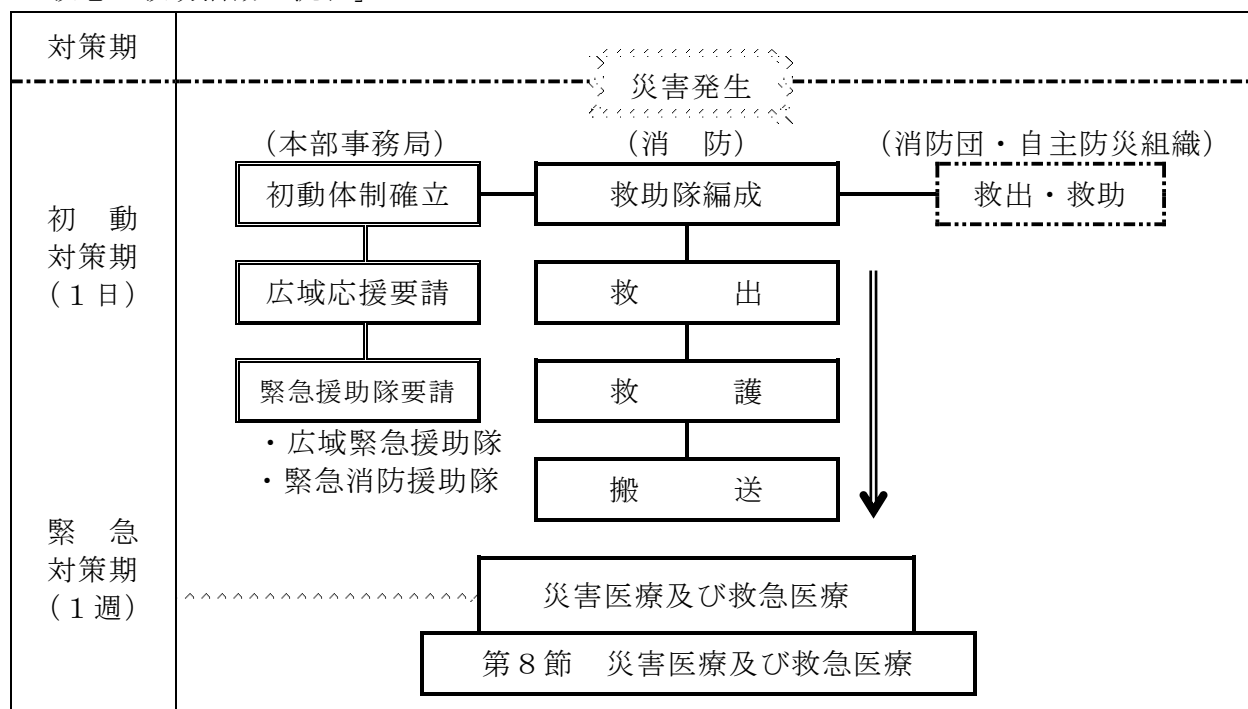
本部長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

なお、県に対して要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施する。

第7節 救急・救助活動

津波発生時には、倒壊家屋のみならず、流出した家屋等による負傷者等、救急・救助を要する事案が多箇所でも多数発生することが予想されることから、遅滞なく市、消防本部、自主防災組織そして市民は、連携して救助活動を開始し、生命、身体が危険になった者を直ちに救助し負傷者を医療機関に搬送する。また、市は、広域応援要請、緊急援助隊の派遣要請を速やかに行う。

「救急・救助活動の流れ」



第1 実施体制

1 町内会、自主防災組織、市民、事業者

自発的かつ速やかに被災者の救助活動を開始するとともに、消防本部への通報を行う。

2 消防対策部

消防職員による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して救助に必要な車両、器材を準備し、迅速に活動を開始して、協定に基づく応援隊の出動要請を行う。

3 市（本部事務局）

- (1) 収集できる被災情報を消防対策部と共有し、要救助者の把握に努める。
- (2) 全般被災状況の速やかな把握に努め、遅滞なく県に対して広域応援要請及び国（県を通じて）への緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第2 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第5節「消防活動」第3による。

第3 医療救護活動

次節 第8節「災害医療及び救急医療」による。

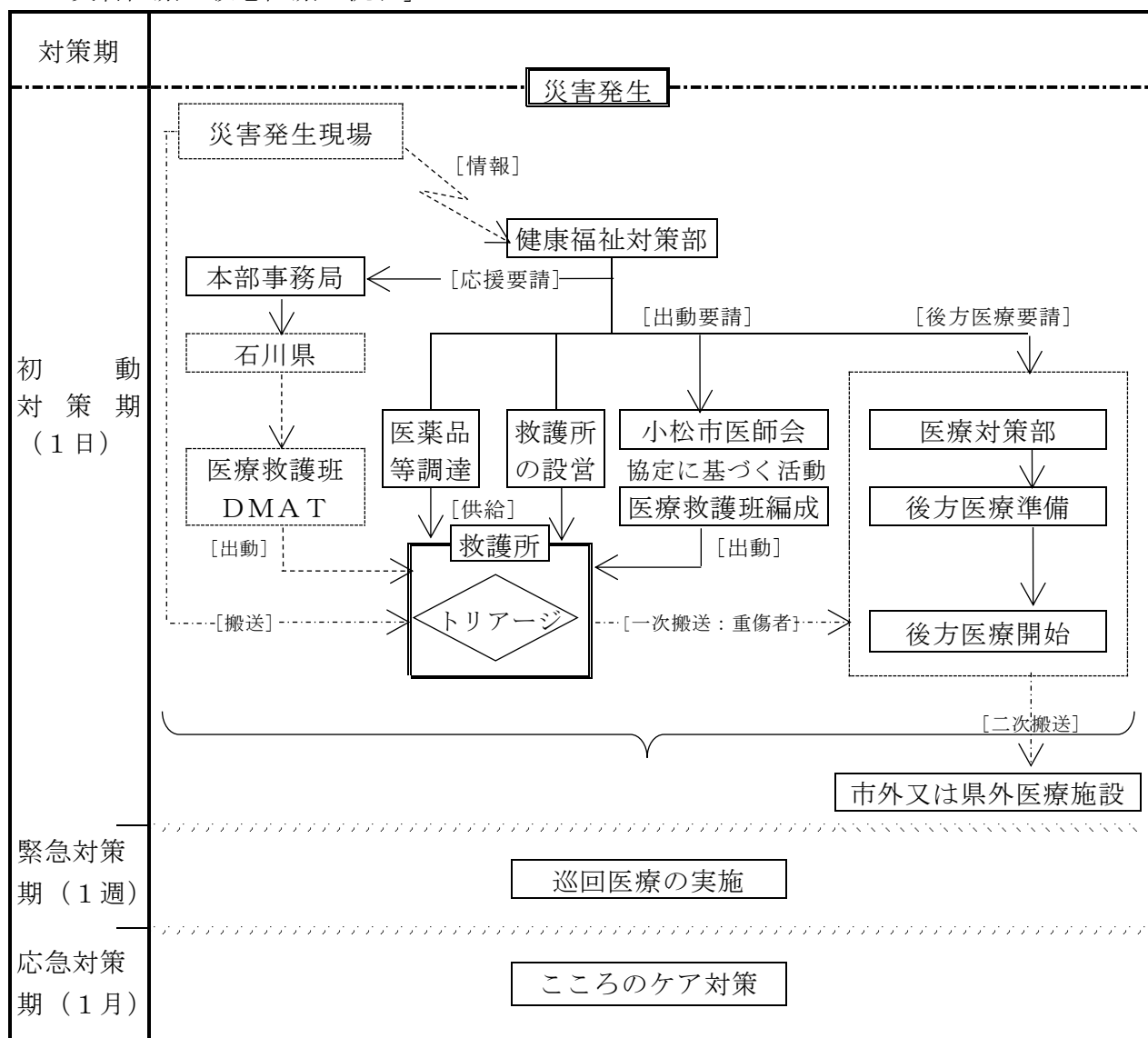
第4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第10節「災害救助法の適用」による。

第8節 災害医療及び救急医療

地震・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、多数の負傷者等が発生し、医療・救護需要が膨大になることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、協定に基づく小松市医師会との緊密な連携の下、迅速に医療救護活動を行う。ただし、それでも十分な対応ができない状況にあっては遅滞なく県あるいは関係機関に対して医療救護に係る応援を要請する。

「災害医療・救急医療の流れ」



第1 初動対策期の応急医療 健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部、医師会

1 医療救護班の派遣要請

(1) 災害により多数の傷病者が発生した場合

ア 健康福祉対策部長は、「災害時の医療救護に関する協定」（平成11年8月10日）に基づき医療関係者による医療救護班の編成及び出動を小松市医師会に要請する。

小松市医師会：小松市京町8-1-2 Tel. 0761-22-2714

イ 市で十分な対応ができない場合、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して医療救護班の派遣要請を行う。

なお、このときの伝達系統は次のとおりとする。

健康福祉対策部 → 本部事務局
 → 石川県 → DMAT・医療救護班
 → 日本赤十字社石川県支部小松市地区

(2) 医療関係者自らが必要を認めた場合

小松市医師会は、健康福祉対策部からの要請を待たずに医療救護班を編成し出動する。この場合、直ちに健康福祉対策部に通報する。

(3) 医療救護班の編成

医療救護班は、小松市医師会の医療関係者をもって編成する。

2 救護所の設置

健康福祉対策部は、応急医療活動の実施にあたり、小松市医師会・警察署等の協力を得て、避難所若しくは災害現場等、応急医療活動が安易に行える場所に「救護所」を設営する。

なお、救護所の運営は医療救護班が行うものとする。

3 医療救護班の業務内容

医療救護班は、医療救護所等において次のような業務を行う。

- (1) 傷病者のトリアージ（トリアージ・タグ※）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (4) 救護所における診療
- (5) 避難所等の巡回診療
- (6) 被災地の病院支援
- (7) その他必要な事項

※傷病者の状況の観察から重症度と緊急度を判定し、後方医療施設への緊急連絡等を記録した伝票（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

「参考」：トリアージについて

トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の負傷者に最善の医療を実施するため、負傷者を傷病の緊急度と重傷度により「最優先治療群（重傷）」「非緊急治療群（中等傷）」「軽処置群（軽

傷)」及び「死亡群」に分類し、治療優先度を定める行為である。

分 類	優先順位	識別票 (トリアージ・タグ)
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等傷）	第2	黄
軽処置群（軽傷）	第3	緑
死亡群	第4	黒

4 後方医療

(1) 後方医療実施機関

広域災害・救急医療情報システム等を有効に活用するほか、本部事務局は、小松市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数の把握に努め、救護所若しくは災害発生現場から搬送される重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、市民ボランティア、警察署、消防機関等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防対策部が関係機関の協力を得て行う。

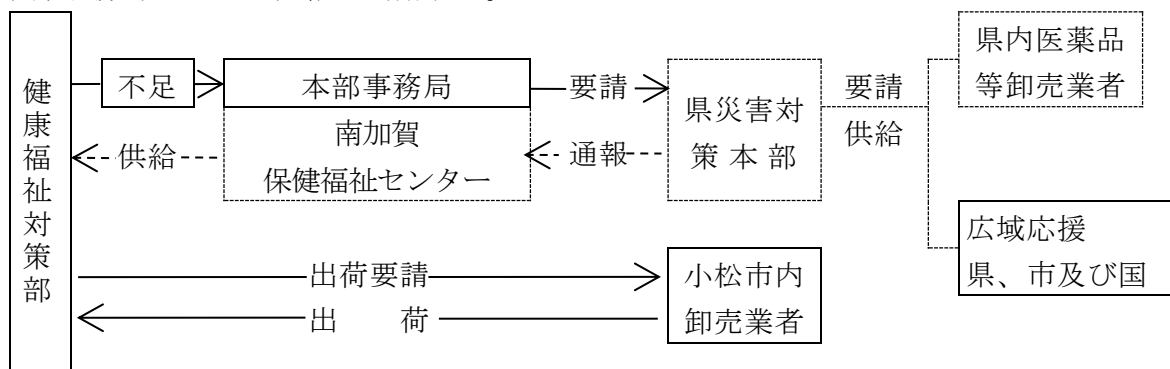
ウ 後方医療機関から市外あるいは県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防対策部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合は、本部事務局は自衛隊又は県に二次搬送を要請する。

5 医薬品等、輸血用血液及び資機材等の調達

(1) 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、健康福祉対策部は要請先へ医薬品等を供給する。ただし、調達できない医薬品等については、県災害対策本部に本部事務局を通じて供給を要請する。



(2) 輸血用血液の確保

医療施設から要請を受けた場合、医療救護班は県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) その他資機材の確保

医療救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- ア 飲料水、洗浄のための給水は上下水道対策部に要請する。
- イ 応急医療に使用する医薬品等は、原則として健康福祉対策部で調達したもので対応する。
- ウ 健康福祉対策部で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- エ 電気の供給、通信障害等に関しては、本部事務局を通じて関係機関に要請する。

6 記 録 等

医療及び助産を実施した場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) トリアージ・タグ
- (2) 医療救護報告書
- (3) 救護班員名簿及び活動記録
- (4) 医薬品使用報告書
- (5) 事故傷病死亡者概要
- (6) 医薬品衛生材料受払簿
- (7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳及び助産関係支出証拠書類
- (9) 物件損傷報告書
- (10) 事故報告書

第2 緊急対策期以降の医療救護 健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部

1 巡回医療の実施

(1) 巡回医療班の編成

健康福祉対策部は、災害発生から1週間を目安に長期的な医療やこころのケア対策として、巡回医療班の編成を小松市医師会と協議して行う。また、巡回医療に当たっては避難所等の巡回スケジュールを作成し、定期的な医療活動を行う。

(2) こころのケア対策

被災者が災害という危機を体験するストレスは心的外傷後ストレスと呼ばれ、このストレスが原因となって、被災者に下記の心身変調が生じることが指摘されている。

- ア 再体験 : 被災の瞬間を夢にみたりして、夜中に目を覚ましたりする。
- イ 認知的回避 : 将来を考えなかったり何事にも無関心であろうとするなどの行為を伴う。
- ウ 生理的過緊張 : 睡眠障がいなどが典型で、徐々に体力を消耗する。

この三つの症状が一ヶ月以上続くと「心的外傷後ストレス障がい」(PTSD)と定義される。この障がいは病気ではなく、災害対策基本法にも触れられていない精神的な障がいではあるが、被災地の人的な復旧と復興の鍵として位置づけられることから、必要に応じて県に要請してこころの相談所を開設し、精神科医等による巡回相談を行うなど、こころのケア体制の整備に努める。

2 個別疾患対策

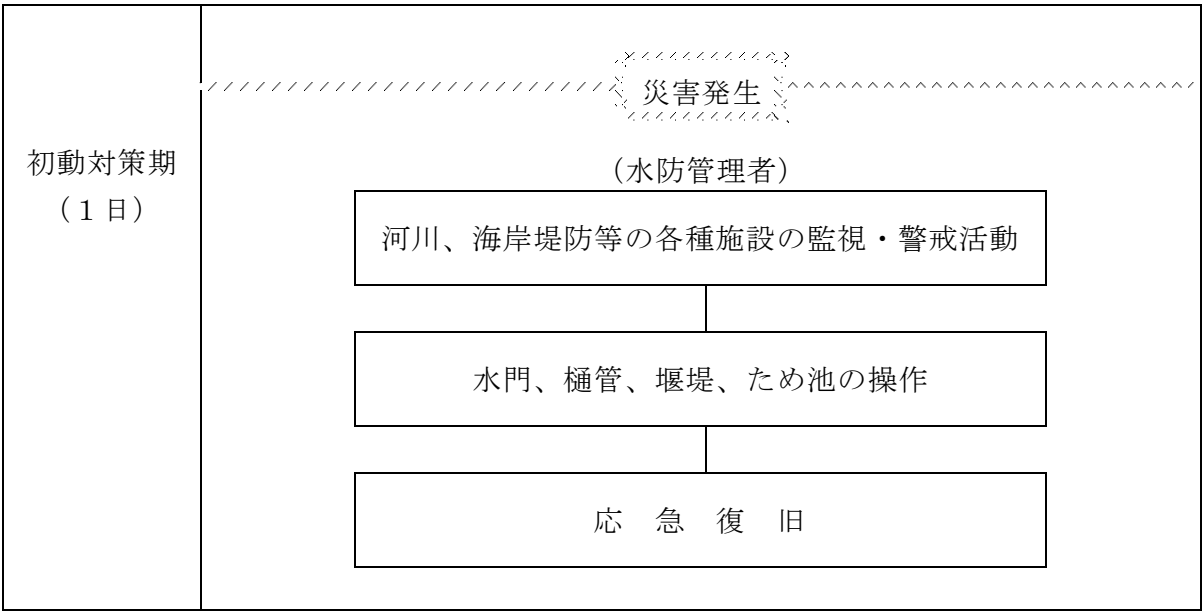
市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第9節 水防活動

市及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。この際、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、出動準備や出動に遺漏のないよう主体的に実施する。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

「水防活動のフロー」



第1 警戒・監視活動 **都市創造対策部、関係各対策部**

津波警報等が発表された場合、又は地震や津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設の警戒・監視及び水門、樋門、堰堤、ため池等の操作を「小松市水防計画」に基づき行う。

なお、地震災害に対応する活動も同時に行うことから、活動開始当初から市だけでは対応できない事態が予想され、その場合にあっては、市、防災関係機関、自主防災組織及び市民が一体となって、まず人命救助を第一義とした活動を開始するとともに、県、国、関係機関、他自治体等への応援派遣要請を遅滞なく行う。

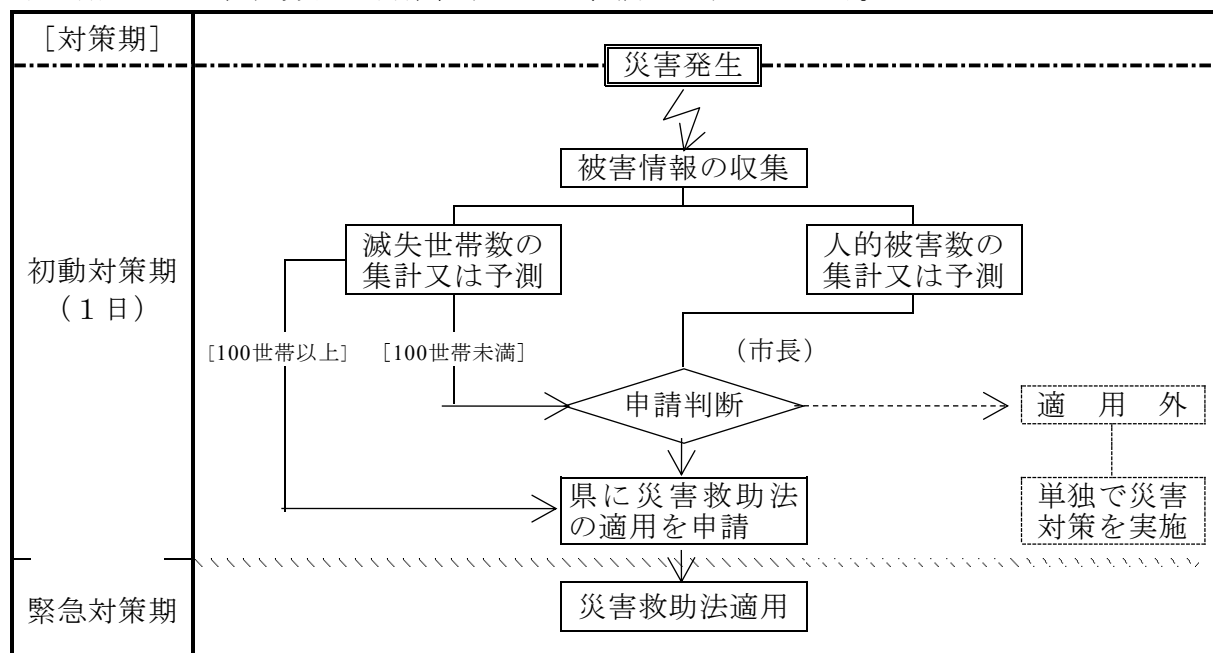
第2 応急復旧 **都市創造対策部、関係各対策部**

水防計画に基づき、水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、関係機関等の協力を得て迅速かつ適切に応急復旧を行う。

第10節 災害救助法の適用

市は、市域における災害の状況により災害救助法の適用が必要であると判断した場合には、速やかに知事に対してその状況を明らかにして適用に係る要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、県と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。



第1 災害救助法の適用基準 本部事務局

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。

小松市における具体的適用基準は次項のいずれか1つに該当する場合であり、県が行う。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した数	小松市： 100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した数のうち市内の住家が滅失した数	石川県： 1,500世帯以上 小松市： 50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した数のうち市の救助を必要とするとき	石川県： 7,000世帯以上 かつ市内多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数(注1)	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又受けるおそれが生ずる場合	住家被害関係なし(注2)	第1項第4号

(注1)：知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要あり。

(注2)：下記の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。(内閣府令第2条第1号)
- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(内閣府令第2条第2号)

2 住家被害の認定基準

住家被害の認定基準は、おおむね次のとおりとする。

被害区分	認 定 の 基 準
全 壊	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
中規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
半 壊	損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
準半壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
準半壊に至らない (一部損壊)	上記5点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」は現実に居住のため使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ1住家として取り扱う。

3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定は、次のとおりとする。

住家の被害程度	滅 失 世 帯	備 考
全壊、全焼、流失	1世帯当たり 1世帯として換算	
半壊、半焼	〃 1/2世帯として換算	みなし換算
床上浸水	〃 1/3世帯として換算	みなし換算
床下浸水、一部破損	(対 象 外)	

第2 災害救助法の適用手続き **本部事務局**

1 災害救助法の適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害発生の日時及び場所(2) 災害の原因及び被害の状況(3) 適用を要請する理由(4) 適用を必要とする期間(5) 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置(6) その他必要な事項 |
|--|

2 適用申請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施決定を待つことができない場合、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処理に関しては、知事の指揮を受ける。

3 災害救助法に基づく救助の実施

市は、別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」（平成12年3月31日厚生労働省告示第144号。一部改正（平成25年10月1日内閣府告示第228号））に定める救助のほか、知事が必要と認めるものについて、市長（本部長）が行うよう知事（県本部長）から通知を受けた場合は、救助の内容及び当該救助を行う期間の範囲でこれを行う。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年4月現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
			○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

津波災害対策編 第2章 津波災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間			備 考	
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。	
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			全壊流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
				冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
			半壊半焼床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
				冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
6	医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は、別途計上	
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失ったもの(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計上	
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内			輸送費、人件費は、別途計上	
9	福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内			令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上	
10	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内			災害発生の日から10日以内				
11	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内			災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)				

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 2	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
1 3	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
1 4	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
1 5	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,700円以内 2 一時保存 ・既存の建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
1 6	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
1 7	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
1 8	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

津波災害対策編 第2章 津波災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
19	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4					

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第11節 災害警備及び交通規制

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保については、警察機関及び海上保安部が担当する。（災害警備に係る、警察機関等の警備体制等については、「石川県地域防災計画」を参照）

第1 災害警備 消防対策部、自主防災組織、県警察

1 社会秩序の維持

（1）公安警備

災害時における公安警備は、警察が担当する。また、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備の実施については、「石川県地域防災計画地震災害対策編」及び「石川県警察災害警備計画」に基づいて行われる。

（2）秩序の確保

避難指示等の発表、発令により、当該地域が無人となった場合の当該住民の財産保護についても、警察が担当することとなる。また、被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は町内会や自主防災組織等と連携し、パトロール等を行うことで社会秩序の安全確保を行う。

（3）警察の役割

警察署は防災関係機関と協力し、次に掲げる業務について、人命の保護を第一義とした社会秩序の維持にあたる。

- ア 気象情報等関連情報の収集伝達
- イ 被害の実態把握
- ウ 住民の安心確保
- エ 危険地域及び被災地域における住民等の避難誘導
- オ 交通の混乱及び避難路、緊急交通路確保等の交通上の措置
- カ 負傷者等の救出、救護
- キ 遺体の検視、見分及び行方不明者の搜索
- ク 被災地、避難地域及び避難所並びに重要施設のパトロールの実施
- ケ 不穏動向の未然防止及び各種犯罪の防止
- コ 銃砲・刀剣類の一時預け、保管等の措置
- サ 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- シ その他必要な警察業務

2 防火パトロール 消防対策部、消防団、自主防災組織

災害に伴う火災が鎮火した後、次の要因による火災が再燃するおそれがあるため、消防対策部は、自主防災組織等と協力し、市内のパトロールを実施する。

- （1） 停電回復後の通電火災に対する警戒
- （2） 鎮火後の再燃の警戒

第2 交通規制 **消防対策部、県警察****1 規制の時期区分の目安**

災害時における交通規制の時期区分の目安として、次の点に留意する。

(1) 初動対策期(発災後～1日)	緊急車両等の通行確保を優先する。
(2) 緊急対策期 (2日目～1週間)	県、関係機関と協力し、物資等の大量輸送の効率化を図る。

2 交通規制の実施要領**(1) 実施機関**

住民の安全確保と緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び公安委員会は、相互に協力・連携し、交通規制等の応急措置を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会による交通規制	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき	・ 道路交通法第4条 [歩行者、車両等の安全確保] ・ 災害対策基本法第76条 [緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限]
警察署長による交通規制	道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条又は第114条の3 [歩行者、車両との安全確保]
警察官による交通規制	車両等の通行が著しく停滞し混雑した場合に、交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	道路交通法第6条又は第75条の3 [車両等の通行の禁止、制限] [当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる] ・ 災害対策基本法第76条の3 [当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる]
自衛官及び消防吏員による交通規制	通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項 [警察官がその場に行っていない場合に限り、職務の執行ができる]
道路管理者による交通規制	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第46条 [区間を定めて通行を禁止又は制限] [理由、迂回路等の道路標識の設置]

(2) 実施要領

道路管理者は、道路法等による交通規制を実施した場合、直ちに道路標識、区画線等の表示を行うものとする。また、災害により交通施設等の危険な状況が予測され、発見又は通報等により承知したとき、道路管理者は速やかに規制等の措置を行う。

第12節 緊急輸送

第1 緊急輸送道路の機能確保 本部事務局、都市創造対策部、関係機関

1 緊急輸送道路の機能確保順位

都市創造対策部は、災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路の機能の維持確保に努める。特に、市域に設定する4箇所の避難・救援拠点、市民病院、市役所、消防署及び警察署等の災害対応活動の要となる施設等に通じる道路の機能確保を優先する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅地新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

2 道路の通行機能確保作業

都市創造対策部は、関係機関と連携して緊急輸送道路の通行機能を確保するため、下記の対応を行う。

- (1) 道路の被害状況調査の実施
- (2) 緊急輸送道路の決定（応急用と復旧用に区分する。）、関係機関との情報共有
- (3) 放置車両の移動命令の要請、道路管理者による車両等の移動
- (4) 道路管理者、警察署に対する道路復旧及び交通規制の要請・伝達

第2 緊急輸送車両等の確保
本部事務局（管財総務班）、総合政策対策部
1 緊急輸送の範囲

発災直後の緊急輸送は次の内容とし、本部事務局は速やかに車両の手配を行う。

- (1) 救命救助に関わる人員及び資機材の輸送
- (2) 備蓄食糧、備蓄品の輸送

2 車両及び燃料の確保**(1) 車両の確保**

本部事務局は、調達可能な市有車両の状況を把握し、市有車両での対応が困難と判断した場合、市内の輸送業者等から車両を借り上げる。

(2) 燃料の調達

市有車両及び借り上げ車両の運行に必要な全ての燃料は、本部事務局が調達する。

3 車両の確認手続き**(1) 緊急輸送車両の範囲**

緊急輸送車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に定められた災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で同法第 1 項に掲げる業務に従事する車両とする。

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として使用する車両は、知事又は公安委員会に対して確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。（資料編 様式（19）参照）

(3) 緊急輸送車両の事前届出

市の所有車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の実施に使用するものについては、公安委員会が車両の該当審査を行い、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、本部事務局が警察本部、警察署又は交通検問所に届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(4) 確認証明書

緊急輸送時は交付を受けた確認証明書を常に携帯し、標章は車両のフロントガラスの左上（助手席側）に添付する。

第3 輸送計画の立案 **本部事務局、関係各対策部**

1 輸送拠点の設置

本部事務局は、調達した物資や県及び他市町村からの救援物資を受け入れ、物資の仕分け、保管及び配布を行うため、市域4箇所にある避難・救援拠点の中から、被災の状況等を勘案し、1箇所、状況により複数箇所の物資の集積拠点を設置する。

また、集積拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。なお、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合にあっては、県、自衛隊及び関係機関にヘリコプター、船舶、鉄道による輸送を要請する。

2 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、市長は知事（石川県消防防災航空隊）に対してヘリコプターの支援要請をする。支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところにより実施する。

要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害の種別(2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況(3) 災害発生現場の気象状態(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制(5) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法(6) 支援に要する資機材の品目及び数量(7) その他必要な事項 |
|---|

要請先

石川県危機管理部消防保安課航空消防防災グループ TEL 0761-24-8930 FAX 0761-24-8931

3 臨時ヘリポート（離着陸場）の設置

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、災害の状況に応じてヘリポートを開設する。

本部事務局は、臨時ヘリポート（離着陸場）一覧の中から適所を選定し、被災の状況に応じて複数の臨時ヘリポートを設置する。

資料編「臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表」参照

参考：臨時ヘリポート

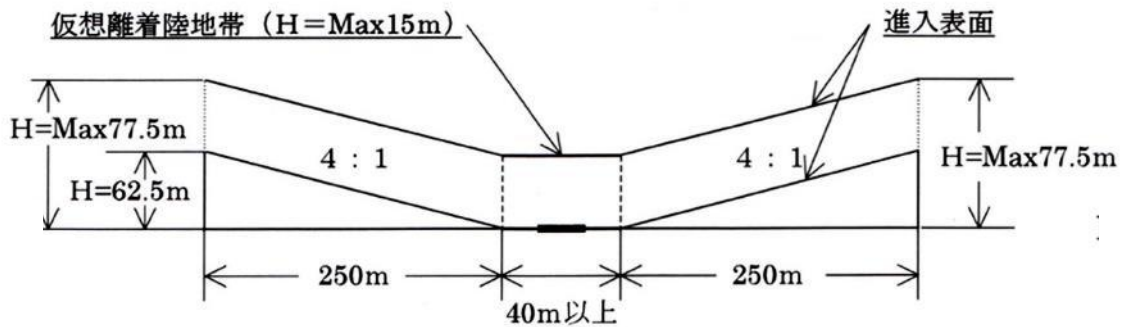
臨時ヘリポートとは、航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場と航空法 81 条の 2 を基に小松市が指定した緊急離着陸場とを併せた 58 ヶ所とする。

- 1 航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場 3 ヶ所
- 2 緊急離着陸場 55 ヶ所

緊急離着陸場の設定は、小松市の指定避難場所の敷地及び近辺の空地とし、次の条件に合致したものとする。（防災対応型基準）

- (1) 空地の大きさは、40m×40m以上とする。
- (2) 原則として離着陸場を地上に設定する。やむを得ない場合は、15mの高さを限度とする仮想離着陸帯を設定することができる。このため、設定した高度を超える障害物がないこと。
- (3) 仮想離着陸地帯の縁辺部から 250m先まで進入表面の勾配 1／4 を超える障害物がないこと。
- (4) 表面は接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦であること。
- (5) 接地帯の長さ、幅は、全長以上、勾配は 5 %以下とする。

※進入表面断面図



4 緊急輸送に係る基本方針

(1) 輸送対象及び優先順位

緊急輸送の対象及び優先順位は次のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 食糧、飲料水
- ウ 救援用物資
- エ 災害対策要員
- オ 応急対策用資機材
- カ その他必要な物資等

(2) 緊急輸送の実施部署

緊急輸送は、原則として市有車を活用するものとし、本部事務局（管財総務班）の輸送車両の運行管理に関する全般統制の下、各対策部の所掌に応じ各対策部要員が行う。

なお、市有車両のみでは対応できない場合については、市域に所在する輸送業者へ委託する。

(3) 県、他市町及び輸送に関わる指定地方公共機関等への応援要請

災害に係る緊急輸送が市あるいは市域に所在する輸送業者への依頼だけでは対応できない場合は、災害時相互応援協定に基づき、他市町の応援要請を行うほか、県及び輸送に関わる指定（地方）公共機関等の支援を要請する。

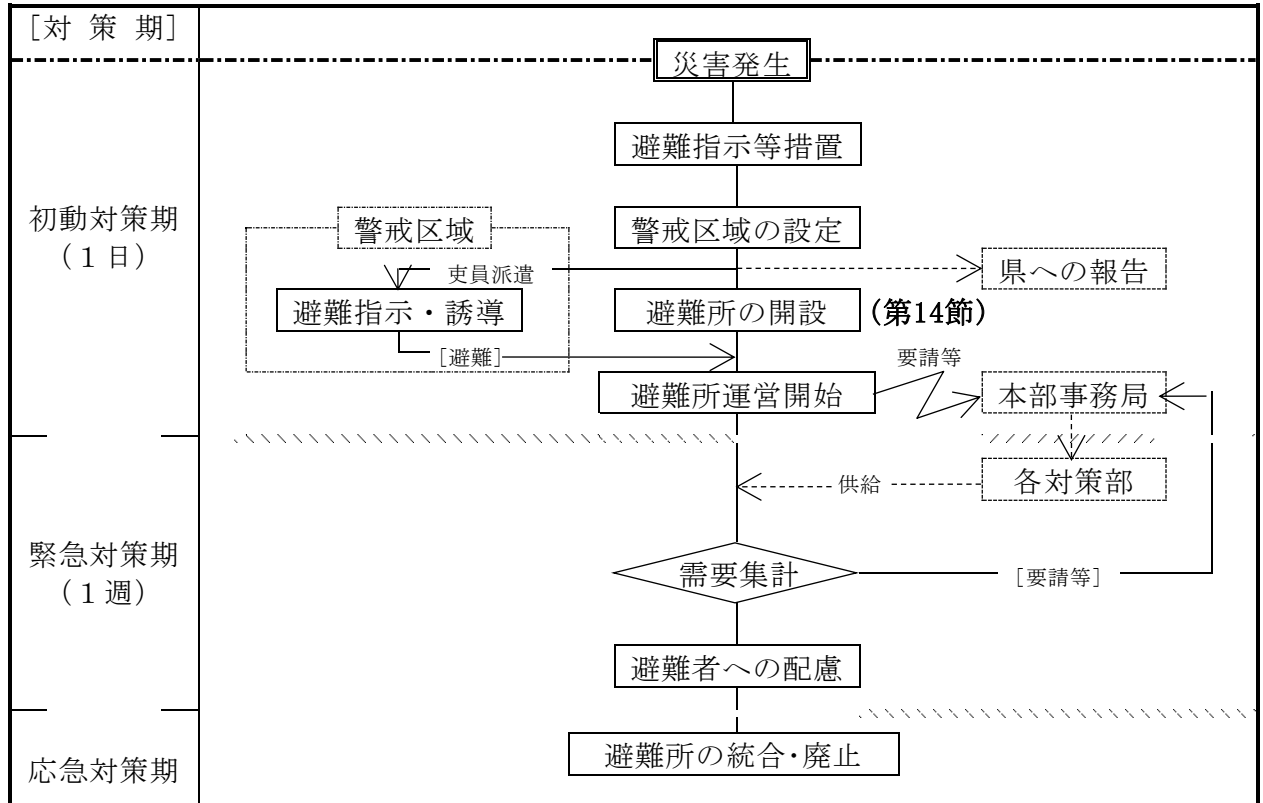
5 記録等

本部事務局は、車両、賃金職員、船艇等を借り上げ、物資及び人員を輸送した場合、次の書類、帳簿類を整備保存する。

(1) 輸送記録簿	(4) 輸送費関係支払証拠書類
(2) 輸送用燃料受払簿	(5) 消耗品受払簿
(3) 修繕費支払簿	

第13節 住民の避難及び警戒区域の設定

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖崩れ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。



第1 避難の指示等 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を津波から保護し、災害の拡大を防止するために必要があると認められるとき、市民及び滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、急を要するときは緊急安全確保を発令する。

また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進するとともに、マイ・タイムラインを活用した避難の普及に努める。

1 避難の指示等の発表又は発令の条件（基準）

警戒レベル3 高齢者等避難	条 件	災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。特に要配慮者の避難に際し時間的余裕を確保するために発表。
	伝達内容	危険予想域・高齢者等避難すべき理由・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・避難方法・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル4 避難指示	条 件	災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
	伝達内容	指示者・避難対象地域・避難すべき理由・避難先・避難路・出火防止・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル5 緊急安全確保	条 件	災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合
	伝達内容	命を守るための最善の行動・緊急安全確保すべき理由・その他必要な事項

2 実施者・区分等

実施者	区 分	災害の種類	法的根拠
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条第1項 ※職権を行う者がいない場合
消防長又は消防署長	指 示	火 災	消防法第23の2
消防吏員又は消防団員	指 示	火 災 洪水・雨水出水・津波・高潮	消防法第28条第1項 水防法第21条第1項
水防管理者	指 示	洪水・雨水出水・津波・高潮	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	指 示	洪水・雨水出水・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
知 事	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第6項 市が大部分の事務を行うことができないとき

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示し、及び急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、避難の指示等を実施する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）

（1）の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長、水防事務組合の長）（水防法第29条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）（地すべり等防止法第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

（1）から（5）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(8) 避難指示等についての助言

避難指示等の発令に当たり、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて助言を求める。

また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(9) 二次災害の防止

避難指示等の発令に当たっては、災害発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなどの二次災害から、住民の生命・身体などの安全を確保するための措置を講じるよう努める。

3 伝達方法

J－A L E R T、防災行政無線（同報系）による一斉放送、緊急速報メール、F A X、広報車、サイレン、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、ホームページ等の多様な情報手段による伝達、その他、協定に基づくラジオこまつ、テレビ小松の活用のほか、県を通じてその他のマスメディアを有効に活用する。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」による「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある危機等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

4 当該地域の避難誘導

高齢者等避難、避難の指示、緊急安全確保を発表又は発令した場合、本部事務局は当該地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の職員を派遣する。派遣された職員は警察官・消防団員・自主防災組織等の協力を得て、市民等を危険な区域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

5 事業所等の避難誘導

事業所その他の多数の人が集まる場所での避難誘導は、施設管理者が行う。

6 避難誘導の方法

- (1) 避難誘導に当たっては、要配慮者の避難を優先する。
- (2) 要配慮者の避難は、必要に応じ車両を利用して移送する。
- (3) 状況が許す限り、避難路の安全を事前に確認し、要配慮者を除く避難者を徒歩で避難させる。
- (4) 自動車による避難及び家財の持ち出し等は、危険を伴うため止めさせるよう努める。
- (5) 事前に確保している非常用の携帯食糧及び飲料水を携行させる。
- (6) 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難住民に対する周知

避難の万全を図るため、避難住民に対し避難所の再確認、その他下表に掲げる注意事項等を伝達するよう着意する。

なお、避難生活を送る場所としての避難所と、津波からの緊急避難場所を混同しないよう、両者の違いについて避難住民に十分に伝達する。

- (1) 火気等の危険物の処置を完全に行うこと
- (2) 家屋の補強（雨戸、門等）を行うこと
- (3) 服装はできるだけ軽装とし、季節によっては防寒用具を携行すること
- (4) 小さな子供には迷子札をつけること
- (5) 避難時は下記に示した非常時の持ち出し品を準備し携行すること

☐ 非常食	ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど（1人3日分）	
☐ 飲料水	ペットボトル等（1人1日3リットル）	
☐ 懐中電灯類	懐中電灯	予備電池又は手動充電式
☐ 携帯ラジオ		
☐ 薬類	・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液など） ・常備薬	・おくすり手帳 ・保険証のコピー
☐ 貴重品類	現金、通帳、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど	
☐ その他	・衣類、下着、レインウェア、紐なしのズック靴、タオル類、軍手 ・ウエット・ティッシュ等、簡易トイレ ・ナイフ、スプーン、ライター、マッチ、ろうそく ・寝袋、ブランケット、使い捨てカイロ、ビニールシート ・携帯電話（スマートフォン）、充電器 ・マスク、手指衛生用品（消毒用アルコール）、石けん、体温計 ・洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉 ・防災用ヘルメット、防災ずきん ・ペン、ノート	
☐ 子供がいる家庭の備え	・ミルク等、使い捨て哺乳瓶、離乳食、携帯カタトリー ・子供用紙おむつ、お尻ふき、携帯用お尻洗浄機 ・ネックライト、抱っこひも、子供用の靴	
☐ 女性の備え	・生理用品、おりものシート、サニタリーショーツ ・中身の見えないごみ袋 ・防犯ブザー／ホイッスル	
☐ 高齢者がいる家庭の備え	・大人用紙パンツ、吸水パッド、デリケートゾーンの洗浄剤 ・杖、補聴器、入れ歯・洗浄剤 ・介護食 ・持病の薬、お薬手帳のコピー	

8 関係機関への周知

市長、警察官、自衛官等が避難等に関する措置を講じた場合、次の経路で通知する。

市長の措置	市 長 → 知 事(県災害対策本部又は防災対策課)
警察官の措置	(ア)災害対策基本法に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 市 長 → 知 事(防災対策課)
	(イ)職権に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知 事 → 市 長
自衛官の措置	自衛官→部隊等の長→知 事(防災対策課)→市 長

第2 警戒区域の設定 本部事務局、関係機関

1 警戒区域の設定

津波が発生し、又は災害が発生しようとしている場合、市民及び滞在者の生命を守るため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、設定した区域への立ち入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

発 令 者	設 定 の 要 件	法的根拠
市 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	1 上記の場合において、 (ア)市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき (イ)市長からの要求があったとき 2 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第63条第2項 警察官職務執行法 第4条第1項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、上記1の場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条第3項
※消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、原則として消防法又は水防法によって行う。		

2 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同時に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

3 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

第14節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設 本部事務局、教育対策部、健康福祉対策部、関係各対策部

1 避難所の開設

小松市の指定する避難所の開設は、災害対策本部が状況に応じて開設場所、要領、要員等を指示する。

開設要領の細部については、「地域版」避難所運営マニュアルによるほか、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）を準用する。

なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康福祉対策部と連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ保健所等との間で、情報共有の内容（危険エリアに居住する自宅療養者の有無等）、情報伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の開設・運営に必要な情報を共有する。

2 指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設

避難所の開設に際しては、指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設を第一義に考え、状況に応じてその他の指定避難所を開設する。

3 水防・土砂災害による避難所開設

水防・土砂災害により避難所を開設する場合は、小松市の指定する水防・土砂災害に関わる避難所の担当職員（初動期開設水防避難所配置職員）として年度ごとにあらかじめ指定された職員は、直接担当避難所に向かい、開設準備を行う。

また、状況に応じて、迅速な避難所の開設が必要な場合は、別示なく開設するとともに、当該状況を災害対策本部に報告する。

担当職員による避難所開設に時間を要する場合に備えて、地域の代表者（町内会会長、自主防災組織のリーダー等）が避難所開設できる体制構築に努める。

上記のほか、避難所の開設に係る細部手順に関しては、市が別に作成する、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとする。

4 避難生活の対象者

避難生活の対象者は、以下の者とする。

- | |
|--|
| (1) 住居等の被災者
(2) 避難指示などの対象地域の居住者
(3) 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等 |
|--|

5 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- | |
|--|
| (1) 避難所の名称
(2) 避難所開設の日時及び場所
(3) 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
(4) 開設期間の見込み
(5) 必要な救助・救援の内容
(6) 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID |
|--|

6 避難等の状況把握

避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。
加えて、避難所の開設・混雑配信サービス「VACAN」を使用し、市民に対して災害時に避難所の開設状況、混雑状況の共有に努める。

第2 避難所の運営 **本部事務局、関係各対策部**

開設した避難所の運営要領については、毎年度作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」による。また、長期間開設する必要がある場合については下記を基準とするほか、別に作成する「地域版」避難所運営マニュアルによるものとする。各マニュアルについては、大規模災害において県と連携して対応することを踏まえ、県からの支援を受け改訂に努める。

運営に当たっては指定避難所ごとに避難所カルテを活用し、円滑な避難所運営を図る。避難所カルテには、避難所へのアクセス、緊急時連絡先、避難所整備の状況、避難所レイアウト、施設写真等を整理し、内容は毎年市と施設管理者等において更新するものとする。避難所レイアウトの検討にあたっては、女性や要配慮者用のスペース確保に配慮する。

また、各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。

1 避難者名簿及びカードの作成

避難所を開設した際、避難者カードを世帯単位で配り避難者の名前等の記入を指示する。

代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）はこの避難者カードに基づく名簿を作成し、避難所責任者は毎日、災害対策本部に報告する。

2 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りにはできる限り地域地区（町内会等）ごとに設定し、床面に色テープ・掲示板等の分かり易い表示を用いて指定する。また、この際、要配慮者、高齢者及び男女のニーズの違いなどに十分配慮する。なお、感染症が発生している時期は健常者と体調不良者を区域分けし設定する。

3 物資の供給要請

避難所責任者は、避難者に対する飲料水・食糧・生活必需品の必要量を把握し、本部事務局を通じて調達担当の対策部に調達を要請する。

4 物資の受取及び配給

避難所での物資の受取時は必ず「避難所用物品受払簿」に記入し、配給は居住区域ごとに行う。また、配給や炊き出し等は、班長と方法その他の秩序づくりを取り決める。

5 避難所の状況報告

避難所の責任者は避難所日誌を毎日作成し、状況を本部事務局に報告する。

6 避難所運営協議会への協力要請

避難所の運営に当たっては、各地域で設立された避難所運営協議会が中心となり、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を主体とした避難所運営を要請する。

7 避難所運営委員会等への協力要請

避難所の運営にあたり、避難所運営委員会等に次の作業について協力を要請する。

- (1) 避難者への指示、伝達事項の周知
- (2) 飲料水・食糧・生活必需品等の物資配布の補助
- (3) 避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- (4) 衛生・防疫活動等への協力
- (5) 避難所の安全管理に関すること

8 その他（記録等）

避難所責任者は、代表者に一部の記録作成を委任するなどし、次の帳簿類を整備保存する。

- (1) 避難所収容台帳（日誌）及び収容者名簿
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、届出避難所に関しては、定期的に連絡を取り合い、支援ニーズを確認する。

第3 避難者への配慮 関係各対策部

1 避難者への配慮

対 策	配 慮 す る 事 項
良好な生活環境の 確保対策	(1) 畳・布団・暖房・洗濯機等の調達 (2) 報道機関等の取材・立ち入り制限 (3) 仮設トイレやマンホールトイレの早期設置、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置 (4) 衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等） (5) 避難所における秩序維持（防犯対策） (6) 被災者の精神安定対策（パーティション設置、娯楽品の提供等） (7) 男女のニーズの違いに配慮した避難所の設営 (8) プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握 (9) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施 (10) 多様な方法による入浴機会の確保 (11) 家庭動物と同行避難した被災者の適切な受け入れ、受入状況を含む避難状況等の把握 (12) 応急仮設住宅設置に関しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。 (13) 行政情報に関する掲示スペースの確保
男女双方の視点を 取り入れた 避難所対策	(1) 女性や子どもの安全・安心に配慮した仮設トイレやマンホールトイレ等の設置 (2) 男女別の更衣スペースの確保 (3) 女性用洗濯物の干し場の確保 (4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (5) 生活物資の手渡しの配慮（下着・生理用品等） (6) 女性や子どもへの暴力を防止するための、女性相談員による相談窓口や意見箱の設置 (7) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による女性や子どもの安全確保のための対応の実施 (8) 集中する家事負担に対する協力の呼びかけ (9) 避難所運営に関する、男性と女性の責任者の配置
女性や子ども等の 安全の配慮	(1) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する (2) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する (3) 照明を増設する (4) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する (5) キッズスペースや学習スペースの設置等によるこども・若者の居場所の確保

対 策	配 慮 す る 事 項
性的マイノリティへの配慮	(1) トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める (2) 当事者への相談窓口を設置するとともに情報の提供を行うよう努める
要配慮者対策	(1) 健康診断や相談業務 (2) ボランティアに介護等の協力要請 (3) 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請 (4) 専用室の確保

2 被災者の受け入れ・移送

被害が甚大で市内の避難者を収容しきれない場合、本部長は知事に対して他市町への移送を要請する。逆に知事から他地区の被災者受け入れ要請があった場合、避難所を開設して県の計画に基づいた被災者の受け入れに協力する。

第4 避難者の居住環境の確保等 本部事務局、関係各対策部

1 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

「地域版」避難所運営マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

2 旅館・ホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動については、避難者の意思を踏まえた上で移動を促す。

3 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

第5 避難所の統合・設置の終結 本部事務局、関係各対策部

本部事務局は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の統合・設置の終結の検討を行う。学校再開等で指定避難所（拠点）が使用できない場合は、こまつドームや小松市民センター、西南体育館、小松加賀斎場及び道の駅こまつ木場潟等の避難・救援拠点等到大規模な避難所の設置を検討する。

第6 広域避難対策 本部事務局、関係各対策部

1 広域避難対策（災害発生前）

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

広域避難所の運営は、小松市が行い、避難者を受け入れた市町は協力する。

なお、県から避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに広域避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

2 広域一時滞在（災害発生後）

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

また、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。さらに、市が他市町村から被災者を受け入れた場合には、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

なお、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策 本部事務局、関係各対策部

施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

小松市内では、小松駅に帰宅困難者が集中することが想定される。小松駅近傍において発生した帰宅困難者については、予備避難所であるサイエンスヒルズこまつにて一時的に受け入れる。その後、インフラの復旧に伴い順次帰宅支援（二次避難）を行う。

第8 避難所外避難者対策 本部事務局、関係各対策部

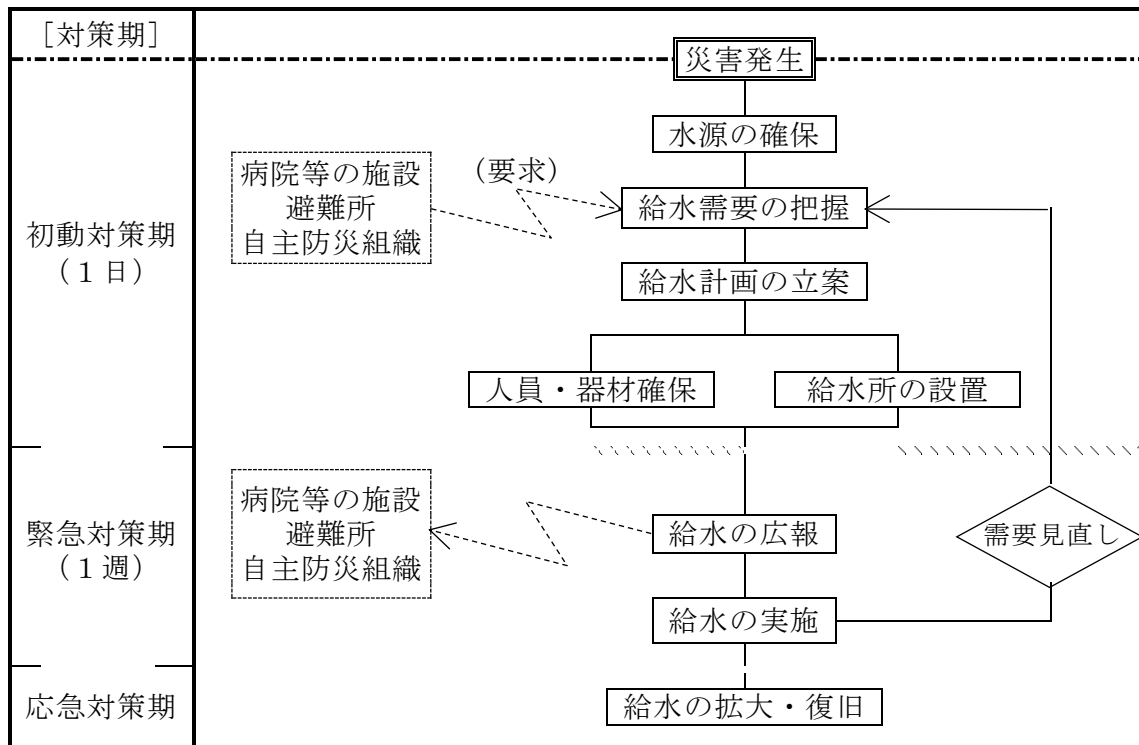
町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、感染リスクを低減するための分散避難者や、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。なお、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施が必要であることから、被災者のニーズに応じた伴走型支援として、災害ケースマネジメントを実施するよう努める。また、高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、県から必要に応じて派遣される災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動に協力する。

特に、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第15節 給水活動



第1 給水活動のための準備 上下水道対策部、関係各対策部

1 水源の確保

災害により水道施設が破損、又は水源の汚染等により水の供給ができない場合は、上下水道対策部は直ちに被害状況を把握し、次の方法で水源を確保する。

- (1) 水道管が損壊し、上水が流出している場合は、配水場の仕切り弁を操作し上水の流出防止を図る。
- (2) 水源からの取水ができない場合は、貯水槽等を水源として利用する。(注)
- (3) 主要水源井のポンプが停止した場合は、非常用発電機を起動し、水源井からの取水を確保する。
- (4) 補助水源として、個人で管理する井戸の利用(注)についても考慮する。

※注：浄水器・薬剤投入等の水質管理が必要となる。飲料水としての利用ができない場合は、確実に住民へ周知徹底する。

2 給水計画

(1) 給水需要の把握

上下水道対策部は、給水対策本部を設置し、水道水の供給ができなくなった場合、給水ができない区域及び当該区域に所在する世帯、人口を把握し、給水活動のための需要量を把握する。

(2) 応急給水計画

上下水道対策部は、応急給水計画を策定し、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水を実施する。

(3) 応急給水の確保目標水量（基準）

ア	発災～3日	----	1人1日	3リットル(飲料水のみ)
イ	4日目～7日目	----	1人1日	20リットル(飲料水+炊事+洗濯等)
ウ	8日目以降	----	1人1日	100リットル(飲料水+炊事+洗濯+浴用等)
エ	復旧段階	----	1人1日	250リットル(通常の給水量)

第2 給水活動要領 上下水道対策部、関係各対策部

1 人員・器材の確保

災害時の給水活動は、基本的には、上下水道対策部の人員・器材によって行うが、上下水道対策部だけでは不足する場合は、災害協定を締結している日本水道協会及び県災害対策本部に状況を報告し、応援自治体からの提供又は自衛隊の災害派遣による供給支援を要請する。

2 給水優先順位の基準

給水優先順位は、次を基準とする。

- (1) 救護所・病院
- (2) 社会福祉施設
- (3) 避難所

3 給水実施要領

(1) 給水所の設置

給水を要する場所においては、給水に適した場所を選定し、給水所を設置して給水車等による給水を行う。

給水場所は、原則として各給水を要する場所に1箇所とし、「〇〇給水所」の看板を掲示する。

(2) 水の運搬

水の運搬は、給水車、飲料水用ポリタンク又はペットボトルをトラックで搬送して行うほか、種々の手段の活用を図る。

(3) 給水作業

各給水所での給水作業においては、当該施設の職員や避難所等の住民その他防災ボランティア等の協力を得て行う。

なお、ペットボトルによる給水以外は、給水を要する住民等が自ら持参する容器を使用する。

4 給水機能の応急手段の確保

水道施設の復旧に長時間を要する場合は、貯水槽の活用のほか、消火栓の利用等、応急手段の確保を図る。

5 広報

給水所を設置した場合には、上下水道対策部は次の内容の広報を行い、住民へ周知する。

- (1) 給水所の場所
- (2) 給水時間
- (3) 給水の方法

6 記録等

飲料水の供給を行ったとき、上下水道対策部は次の書類等を整備保存する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 飲料水供給記録簿 (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 (3) 給水用機械器具修繕簿 (4) 飲料水供給のための支払証拠書類 |
|--|

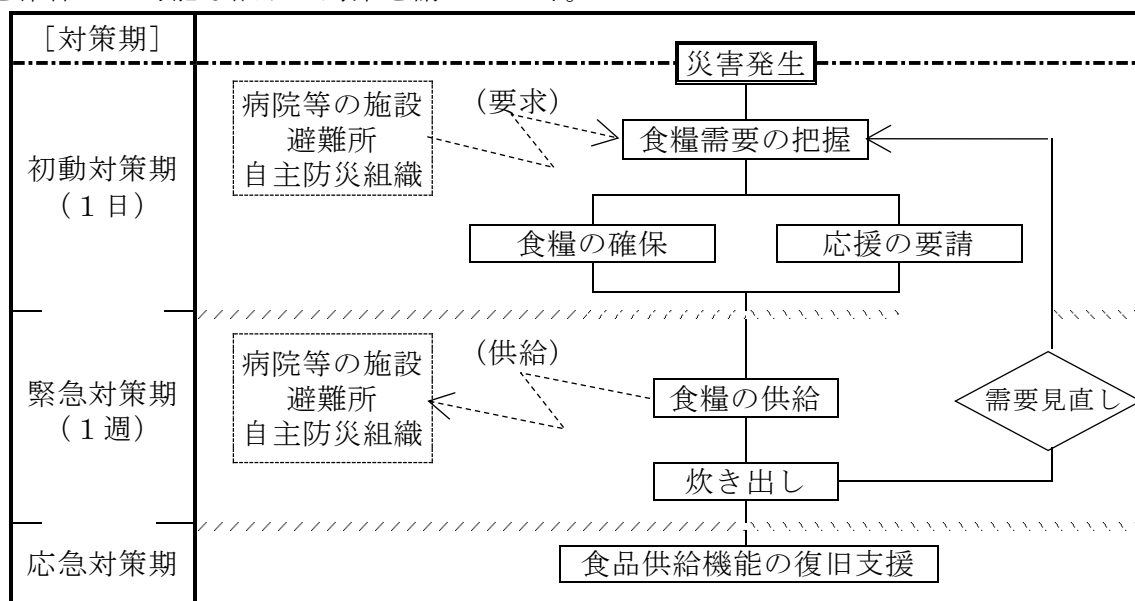
第3 その他の飲料水の調達 **関係各対策部**

給水等で対応が困難な場合、その他の飲料水の確保（入手）は、まず市の備蓄及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している企業からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていないスーパー等からの入手を図る。

「災害時における飲料水の供給に関する協定」	
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年8月12日締結

第16節 食糧対策

災害による被害が大きければ大きいほど、被害区域が拡大し、開設する避難所も増大し、対応すべき避難住民等の数は、市が同時に対応できないほどの多数になることが予想される。避難住民等への食糧の配給は、市の行う対策のうち基本的な事項の一つであり、大規模災害の場合、発災当初から県、国、他市町あるいは協定を締結している事業者等と緊密な連携を確保して可能な限りの対策を講じていく。



第1 食糧需要の把握 経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

食糧給与の対象者（基準）は、避難所避難者及び避難所外避難所とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に避難している住民等
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（注1）
- (4) やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者
- (5) 旅行者・滞在者・通勤通学者で、他に食糧を得る手段のない者
- (6) 災害応急対策活動従事者（注1）
- (7) 米穀等の食糧供給機能が混乱し、通常の食糧確保が不可能となった者（注2）

※注1：災害救助法の実費弁償の対象外

※注2：知事の指定が必要

2 需要の把握

経済環境対策部は速やかに被害状況を把握し、食糧供給規模を決めるための需要を予測する。また、需要予測の方法及び概要は、次表を基準とする。

(1) 避難所での需要は、避難所責任者が経済環境対策部に要請する。 (2) 応急対策活動従事者の需要は、各対策部が把握し、経済環境対策部に要請する。			
対 策 期	対 象 期 間	1 人 1 日 量 (下記の何れか 1 つ)	
初動対策期 (最低限の生命維持)	発 災～3 日目まで	アルファ化米等	3 食分
		粉ミルク、粉ミルク (アレルギー対応) 等	5 回授乳分
緊急対策期	発災 4 日目～1 週間 まで	米 穀(精米)	600g 以内
		そ の 他 弁 当 類	必 要 量 2 ～ 3 食
災害応急対策従事者 病院等の入所施設	随 時	必 要 量	

第2 食糧の確保 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での食糧の調達基準

食糧の確保(入手)は、まず市の備蓄食糧及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している大型量販店等からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていない大小のスーパー等からの入手を図る。

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における支援協力に関する協定」	
イオンリテール株式会社 中部カンパニー	平成29年 3 月12日締結
株式会社 平 和 堂	平成24年 2 月9日締結
生活協同組合コープいしかわ	平成24年11月12日締結

上記のほか、他の量販店等との協定締結を推進する。

2 市域外からの調達(応援要請)

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

第3 食糧の集積・分配 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 食糧等の集積

入手あるいは提供を受けた食糧等については、原則として、下記の5施設の物資集配拠点（状況に応じて、防災備蓄倉庫・指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化））に集積し、適切に管理・配分する。

なお、輸送については、市有車両のほか、提供を受けた業者等の輸送力を活用する。

経済環境対策部長は、あらかじめ5施設の物資集配拠点における食糧を含む物資の集積・配分管理要領について検討しておくものとする。

（物資集配拠点）

東部物資集配拠点	道の駅こまつ木場潟
西部物資集配拠点	西南体育館、小松加賀斎場
南部物資集配拠点	こまつドーム
北部物資集配拠点	小松市民センター

指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）

指定避難所（拠点）	地区のバランス、人口割合等を考慮、計14箇所
福祉避難所（機能強化）	東西南北各1、計4箇所

2 避難住民等への配分基準

（1）災害発生～第3日目の食糧配分は、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄を活用する。

（2）第4日目以降

災害の全般状況を把握し、米飯の炊き出し配分を含め、避難者等の要望にできるだけ沿うように、あらゆる手段を活用して、適切な配分に努める。

なお、配分に当たっては事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織あるいは避難所開設後設置する各避難所の町内会等の協力により、公平の維持に努める。

3 配給の方法

食糧の供給は、原則として開設している各避難所又はその近傍で配給所を開設して行う。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する食糧の配布にも努める。

本部事務局（総務班）は、食糧配給所の場所・配給時間の情報を集約し、防災行政無線（同報系）及びこまつ防災アプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、ラジオこまつ、テレビ小松を活用するほか、各避難所配置職員による案内や貼り紙等により、避難住民等への周知を図る。

4 炊き出し

（1）炊き出しの実施

健康福祉対策部長は、炊き出しの作業現場に責任者を配置し、炊き出しの指揮を取らせるものとする。また、炊き出しに当たっては衛生管理や栄養管理にも十分注意し、次の点に留意する。

- ア 炊き出しは学校等の給食施設、公民館、社寺等の施設を使用する。ただし、施設の使用が困難な場合は避難所で行う。
- イ 炊き出しの実施は、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
- ウ 食器が確保されるまでは、握り飯と漬け物、缶詰の副食品を供給する。
- エ 供給人員に応じ、必要な器具及び容器を確保する。
- オ 炊き出し施設には、飲用に適する水を十分確保する。
- カ 炊き出し場所には、皿洗い等の消毒ができる設備を設ける。

(2) 米穀の引渡し要請

炊き出しに必要な米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

(3) 関係書類等

健康福祉対策部は、炊き出し場所ごとの配食数（朝、昼、夕）等（下記参照）を記録するものとする。

- ア 対象避難所、対象町内等
- イ 炊き出しの内容（おにぎり、みそ汁等）と配食数
- ウ 炊き出し用品借用簿
- エ 炊き出しに必要な原材料等の購入に関する受払証拠書類

5 副食及び調味料の確保

市は、食糧等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食糧の質の確保のため、次に留意する。

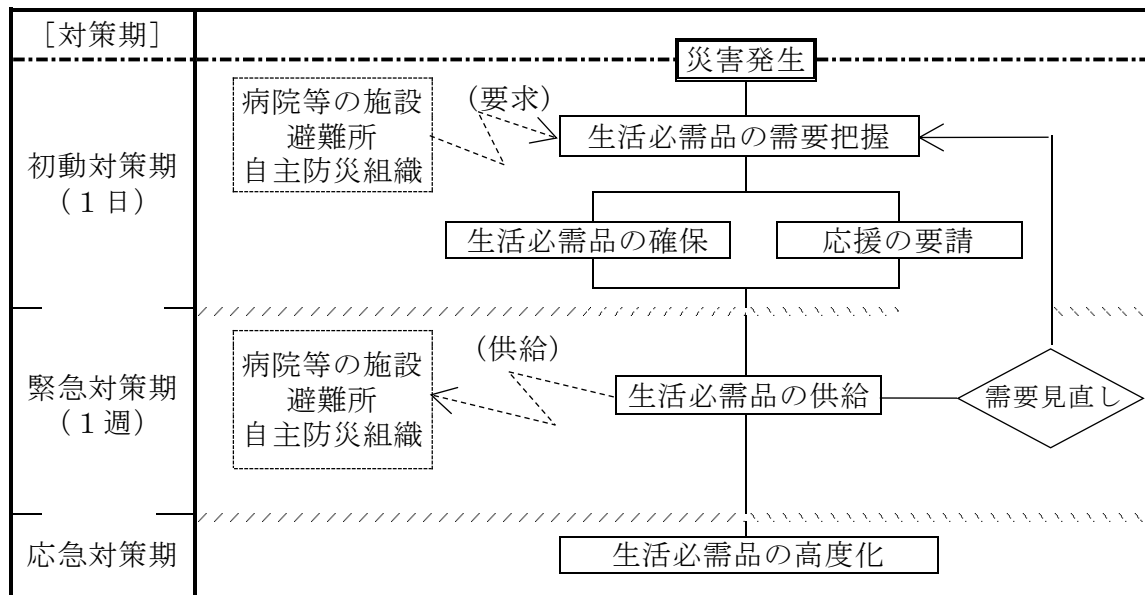
- ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
- イ 自衛隊の給食支援、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
- ウ 支援物資や食糧等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食糧等の過不足を把握し調整する。
- エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第4 食品供給機能の復旧支援 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

経済環境対策部はライフライン機能等の復旧状況に応じ、平時の食品供給機能が早期に復旧できるよう、次の支援措置を行う。

発 災～3日目	1 大規模店舗における営業時間の弾力的運用の要請 2 大規模店舗におけるライフラインの優先的復旧要請
3日目～1週間	1 「生活物資支援車両」の認定 2 中小事業者に対する物資積み替え中継点の提供
1週間目以降	1 輸送車両の規制除外対象認定 2 緊急融資のあっせん

第17節 生活必需品対策



第1 生活必需品の需要把握 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

災害により、被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

2 生活必需品の種類（内容）

対象とする生活必需品は次を基準とし、給与（貸与）は災害救助法の範囲内で行う。

寝具	----	タオルケット、毛布、布団
上着・下着	----	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ
身の回り品	----	タオル、靴下、靴、サンダル、傘
日用品	----	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
調理道具	----	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具
食器	----	茶碗、皿、箸
光熱材料	----	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料
消耗器材	----	高齢者、障がい者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具
暖房用品	----	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
冷房用品	----	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

※認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

3 需要の把握

(1) 新物資システム（B－P L o）の活用

平時から、新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B－P L o）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(2) 必要量の把握

避難住民等の生活必需品の需要把握は、それぞれの避難所責任者が上記基準をもとに把握し、本部事務局に通知する。

第2 生活必需品の確保及び支援要請

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での生活必需品の調達

生活必需品の確保（入手）は、まず市の備蓄分及び災害時における生活必需品等の優先提供に関し協定を締結している大型量販店からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定の締結を行っていない大小のスーパー等からの直接入手を図る。

2 市域外からの生活必需品の調達及び支援要請

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

3 孤立状態にある被災者等への対応

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

第3 生活必需品の集積及び配分

本部事務局、産業未来文化対策部、関係各対策部

1 避難住民等への食糧の集積・配分

確保した生活必需品の集積及び避難住民等への配分要領については、食糧の集積・配分要領に準じて行う。

2 物資調達に関する留意事項

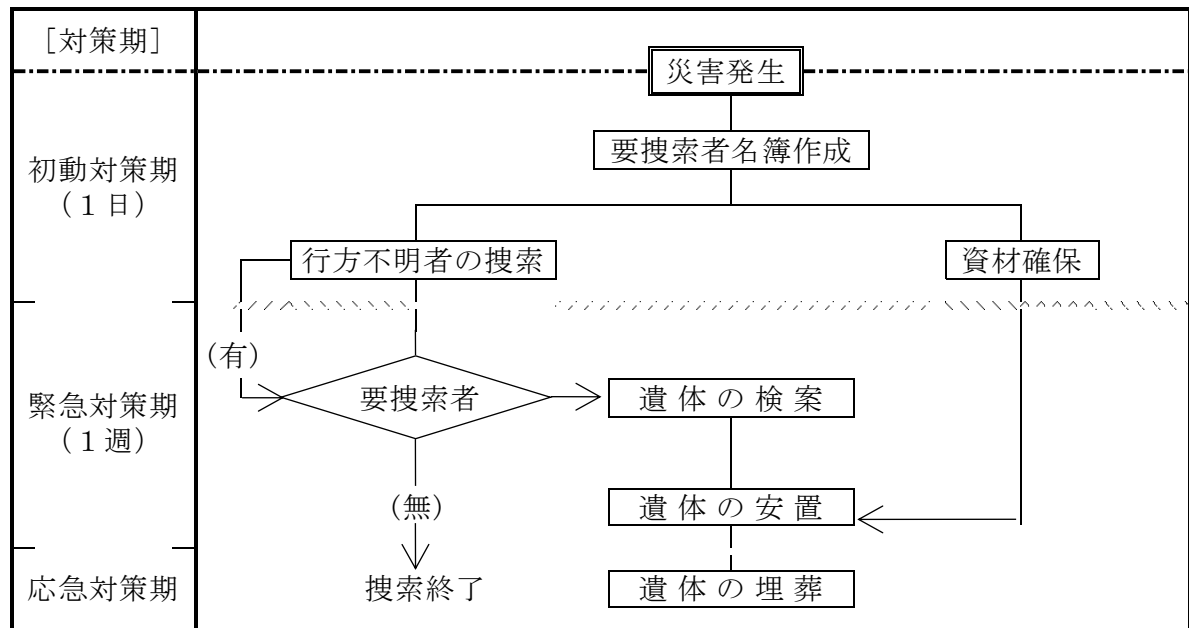
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

3 その他（記録等）

生活必需品の供給を行ったとき、経済環境対策部は次の書類等を整備保存する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 物資購入（配給）計画表(2) 物資受払簿(3) 物資給与及び受領簿(4) 物資購入関係支払い証拠書類(5) 備蓄物資払出証拠書類 |
|--|

第18節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬



第1 行方不明者の搜索 市長公室対策部、健康福祉対策部、消防対策部、関係各対策部

1 要搜索者名簿の作成

健康福祉対策部は、災害の状況に応じ行方不明者の届出等の受付窓口を開設するものとし、また、各避難所等における調査に基づき、提出される情報をもとに、要搜索者名簿を作成する。

2 搜索

市は、警察、防災関係機関の協力を得て行方不明者及び遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに救助又は收容に必要な措置を行うとともに県及び管轄警察署に連絡する。

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、直ちに県を通じ海上保安部等に搜索を要請する。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

3 納棺等の資材確保

市内の葬儀業者に協力を要請し、棺、骨壺、ドライアイス等の必要な資材を確保する。

第2 遺体の検案、安置、埋葬等 健康福祉対策部、市長公室対策部、関係各対策部

1 健康福祉対策部は、警察署が検視（検分）した後、次の手順で遺体の処理を実施する。

- (1) 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- (2) 遺体の検案は医師が行う。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (4) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (5) 検案を終えた遺体は本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。
- (6) 漂着した死体のうち身元が判明しない者は行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体の安置

検案を終えた遺体は、警察や町内会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次の手順で遺体の収容・安置を行う。

- (1) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。また、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- (2) 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。
- (5) 市長公室対策部に、相談窓口の設置を求める。

3 遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、市長公室対策部が応急的に遺体の埋火葬を実施する。

- (1) 遺留品は包装し、氏名札・遺留品処理票を添付した上、保管所に保管する。
- (2) 遺体が多数で埋葬ができない場合、県に対し応援を求める。
- (3) 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票を整理の上、引き渡す。
- (5) 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- (6) 埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- (7) 外国人の埋葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮すること（火葬を行うことに問題が生じる国がある）。

4 記録等

遺体の搜索、処理及び埋葬等を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体処理台帳
- (3) 埋葬等台帳
- (4) 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

5 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

第19節 公共公益施設等の応急対策

第1 市有設備・施設等の応急対策 関係各対策部、関係機関

1 通信設備等

災害応急対策活動において通信機材等の稼動状況の確保は極めて重要であることから、市が保有し各部等で管理する次の通信機材等については、災害発生時、直ちに機能確認を行い、不具合があれば、速やかに修復の処置を取るものとする。

なお、当該機材の管理者は、あらかじめ整備を委託する業者への連絡手段について確認しておくものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

機 材 名 称	管理部署
防災行政無線（同報系）	市長公室対策部
石川県総合防災情報システム	
石川県防災行政無線（衛星系）	
消防関連通信機材	消防対策部

2 庁舎等

（1）市庁舎

市庁舎は災害応急対策及び災害復旧対策を行う上で重要な拠点施設となるため、災害対策上必要不可欠な施設及び設備について、その点検及び機能回復を図る。

（2）コンピュータ施設

本部事務局及び総合政策対策部は、所管するコンピュータ施設について次の措置を取る。

ア コンピュータシステムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータシステムに障害が生じた場合、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3 その他の公共施設

避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等については、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

災害が発生した場合、各施設の管理者は次の措置を講ずる。

- （1）施設内に所在する職員又は住民等の避難措置
- （2）施設が被災した場合の立入の制限あるいは禁止措置

第2 上水道施設 上下水道対策部

上下水道対策部長は、上水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行うものとする。

1 初動対策

(1) 被害調査

- ア 配水管の被害調査は、主要幹線、連絡管、給水拠点系統の順で行う。
- イ 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管の調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 漏水を確認したときは、バルブ操作により漏水を止め、飲料水の確保を優先する。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- ウ 配水管等の被害のない地区であっても給水は必要最小限に留める。
- エ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時は、まず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 災害時の広報

上水道管の破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等については、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

(3) 応急対策の優先順位

- ア 施設の応急対策は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- イ 埋設管は、送水管、配水管の順で復旧し、上水道管の破裂・折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。
- ウ 給水装置は配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるものの順で実施する。
- エ 上水道の復旧は、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設、避難所を優先して行うものとする。

第3 下水道施設 上下水道対策部

下水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行う。

1 初動対策

(1) 被害調査

上下水道対策部は、被災後、直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 初動対策活動

- ア 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する
- イ 停電した場合、終末処理場は直ちに非常用発電装置に切り替える。
- ウ 汚水処理施設が破損し、漏水が生じた場合は、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- エ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の緊急措置を行う。
- オ 給水制限を行い、下水道への流入を抑える。
- カ 上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

2 緊急及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時はまず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本下水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 広報

下水道管の破損箇所、排水禁止区域、下水を排水できない場合の措置等について、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

第4 その他のライフライン施設 関係機関

市が所管する以外のライフライン施設は、それぞれの施設を所管する指定公共機関及び指定地方公共機関によって策定された計画に基づいて対策を講ずるものとする。

なお、市は下記に示す機関との通信連絡手段を確保するとともに、関係機関の行う応急対策等の活動に対する協力を行うものとする。

1 電力施設

- 北陸電力株式会社小松支社（令和4年8月1日確認書締結）
- 石川県電気工事工業組合（平成19年12月協定締結）
- 一般財団法人 北陸電気保安協会（平成20年4月協定締結）

2 通信施設

- N T T西日本株式会社北陸支店
- 株式会社N T Tドコモ北陸支社

3 ガス施設

小松ガス株式会社

一般社団法人 石川県エルピーガス協会小松支部（平成23年8月協定締結）

第5 道路・橋梁施設 **都市創造対策部**

都市創造対策部は、所管の道路・橋梁についての被害状況を速やかに把握し、緊急措置及び応急措置を行う。

1 初動対策

（1）被害状況の調査

災害が発生した場合、所管する道路の被害状況及び路上の障害物の状況を調査し、集約結果を災害対策本部に報告する。

（2）道路管理者への通報

所管施設以外の道路・橋梁において、通常の通行が確保できない被害が生じている場合、道路管理者に通報し、被害の応急復旧を要請する。

2 緊急及び応急対策

（1）道路の応急復旧

被害を受けた所管道路は、市内の建設業者等の協力により、速やかに応急復旧を実施する。また、所管施設以外の道路は原則として当該管理者が行うが、事態が緊急を要し、かつ当該管理者による応急復旧を待ついとまがないときは、必要最小限度の範囲で復旧する。

なお、市の持つ現有活動勢力で施設の応急復旧が困難と判断された場合、本部事務局にその旨を伝え、県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

（2）仮設道路の設置

破損した道路の復旧が不可能と判断され、かつ、他の交通方法がない場合、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第6 河川・海岸・法指定区域の対策 **経済環境対策部、都市創造対策部、関係各対策部**

1 河川・海岸

（1）初動対策

津波が発生した場合、経済環境対策部及び都市創造対策部は所管する河川・海岸施設の被害状況を調査し、その状況を災害対策本部に報告する。

津波警報等の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。

水防計画等に基づき、市の水防管理者は、施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

なお、津波による浸水被害が生じた場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 緊急及び応急対策

堤防、護岸、水門等の被害を覚知した場合、緊急性を要するものから、随時応急復旧を行う。

2 法指定区域

(1) 初動対策

都市創造対策部は、県関係機関（南加賀土木総合事務所）と協力して土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域等の法指定区域又はこれらに準じる危険区域に対し、その被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に被害状況の報告を行う。

なお、土砂災害が発生した場合には人命救助を最優先して対策を行い、危険が拡大するおそれがある場合は災害対策本部に報告し、避難指示等の措置を講ずる。

(2) 緊急及び応急対策

被害状況に応じ、二次災害の防止に重点を置き、応急的な危険防止策を講ずる。

第7 その他の公共施設 **関係各対策部、関係機関****1 鉄道施設**

災害の発生又は列車や構造物が被災した場合、次のような措置を講ずる。

なお、詳細は西日本旅客鉄道株式会社及びI R いしかわ鉄道株式会社の計画によるものとする。

- (1) 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- (2) 列車、構造物が被災した場合、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置して情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧活動を実施するため資機材の確保に努める。
- (4) 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講ずる。
- (5) 列車の運行状況の広報を行う。

2 空港施設

津波等によって空港又は飛行場内の諸施設が被災した場合、大阪航空局小松空港事務所及び航空自衛隊小松基地は、各々所管する施設の応急復旧を行う。

第8 障害物の除去 **関係各対策部、関係機関**

各対策部は、緊急、応急対策活動の実施に必要な道路、河川、漁港等の機能を確保するため、障害物等の除去の必要性が生じた場合、各関係機関で情報を共有しながら、これを行うものとする。また、市域で広範囲にわたる湛水が生じた場合、市又は土地改良区においてこれを排除するものとするが、対処できない場合は県に応援を求める。

なお、道路、農地、宅地等における堆積土砂の排除は、原則としてそれぞれの施設管理者が行うものとする。

第20節 防災ボランティア活動の支援

初動対策期 (1日)	災害発生		
	県	県民ボランティアセンター	市
	災害対策本部の設置	ボランティア本部の設置	災害対策本部の設置 ボランティア現地本部の設置
緊急対策期 (1週)	情報の提供	情報の収集・提供	状況把握・報告
	ボランティアのあつせん要請	ボランティアのあつせん、募集・誘導	ボランティア受け入れ
	ボランティア活動拠点の提供(県)	ボランティア保険の集約、加入	ボランティア活動拠点の提供
	ボランティア活動資材の提供(県)	ボランティア支援物品の提供 その他現地本部の支援	ボランティア依頼の受付・相談 ボランティア作業の調整、連絡調整、健康管理等

第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方

1 防災ボランティア活動と行政の関係

防災ボランティアと被災地行政の関係はあくまで「協働」であり、防災ボランティアの全般の管理・統制は、県及び市のボランティアセンターやボランティア現地本部で行う。また、市はボランティアセンター又は県ボランティア本部との適切な連携を確保しつつ、行政と防災ボランティアが一体となった災害対策を推進できるよう努める。

2 防災ボランティアへの支援に関する基本方針

大地震が発生したときは、緊急対策期の段階から多くの人員が必要となることから、市は、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携を図りながら、被災地域のニーズを確実に伝えとともに積極的に募集及び受け入れに努める。

第2 防災ボランティアの受け入れ 健康福祉対策部、関係各対策部、社会福祉協議会

1 ボランティア現地本部の設置

健康福祉対策部は、小松市社会福祉協議会と連携・協力し、災害対策本部が設置されると同時に、ボランティア現地本部を設置する。

(候補地：第一コミュニティセンター、末広体育館、小松市武道館、総合体育館)

2 ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどして被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、災害に起因して市域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、保護するために特に必要があると認められ、市域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体から、被災者援護協力業務に必要な限度で被災者台帳の情報利用を求められた場合には、台帳情報を提供する。

また、市長は、台帳情報の提供を受ける者に対して、台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

3 ボランティア現地本部の機能

（１）状況把握・報告

関係機関、団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び現地のボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、県ボランティア本部及び災害対策本部に報告する。

（２）防災ボランティア受付

防災ボランティア申し出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに活動者リストを作成し、県ボランティア本部に報告する。この際、受付窓口の一元化により受入が円滑に行われるように努める。

（３）防災ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からの防災ボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。

（４）防災ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、市及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（５）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な支援活動を確保する。

（６）ボランティア保険への加入の確認

各対策部が防災ボランティア参加者と連携して活動を開始する前に、受付において必ずボランティア保険の加入状況を確認し、未加入であれば、県ボランティア本部に連絡し加入手続きを申請する。

(7) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(8) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、防災ボランティアの被災地までの輸送に努める。

第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供

**本部事務局、健康福祉対策部、
社会福祉協議会**

市は災害の状況に応じ、適所にボランティアの活動の拠点を設置するほか、仮眠、宿泊所として、学校その他の公共的施設を積極的に提供する。この際、避難住民との識別を確保するため、住民の避難所とは同一にならないよう着意する。

災害ボランティア拠点候補：第一コミュニティセンター、末広体育館又は小松市武道館、総合体育館及び同周辺の公共施設

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第21節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の安全確保に係る活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部

関係各対策部

1 自主防災組織による支援活動

突発的に発生する津波災害時における避難行動要支援者への対応については、自主防災組織や町内会の自助及び共助による活動が極めて大きな役割を担うことから、自主防災組織の活性化を推進する。

2 市の対応

(1) こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用して、被災地域内の在宅の避難行動要支援者の避難支援や避難状況の把握に努め、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携を維持して職員を派遣するなど、速やかな対応に努める。

(2) 災害対策本部は、こども家庭対策部及び健康福祉対策部からの情報を、消防対策部に通報し、最寄りの消防署や消防団による、救助・支援活動に万全を期す。

3 要配慮者の避難生活に対する考慮事項

要配慮者が避難生活を行う場合、様々な障害が発生することから、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、各関係機関と連携し、次に掲げる処置を行う。

- (1) 高齢者・肢体不自由者・医療的ケアの必要な者をはじめとする要配慮者に対し、避難所として社会福祉施設等の利用を図るなど、関係機関と調整を行う。
- (2) 避難所に、車イス、要配慮者用トイレ等の手配を行う。
- (3) 要配慮者に配慮した専用スペースを避難所内に設ける。
- (4) 視覚・聴覚・知的障がいなど、障がいの特性に応じた情報伝達を行う。(音声、災害掲示板等の文字情報、コミュニケーションボード等) また、障がい児者への情報伝達方法を工夫する。
- (5) 手話通訳や要配慮者の介護ができる人材を確保し、避難所に派遣する。
- (6) 特別な食糧(柔らかいもの、ミルク等)を要する要配慮者の状況を把握し、その確保・給与を行う。
- (7) 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、関係部局と連携を図り早期退所が図られるように努める。
- (8) 高齢者等の要配慮者に対し、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その需要を都市創造対策部に通知する。

4 社会福祉施設等への対応

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、社会福祉施設の管理者等に対し、次に掲げる措置を講ずることで、入所者の安全確保を行う。

- (1) 社会福祉施設の管理者に対し、入所者の安全を確保するよう要請する。
- (2) 保育所、児童センター又はこれに準ずる施設では、入所者の安全確保に支障を来すと判断される場合、臨時休園等の措置を取り、直接保護者等に引き渡すよう要請する。
- (3) 入所施設においては、食糧及び生活必需品に不足が生じないよう、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、その必要量の把握と確保を行う。

5 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 細部については、避難支援プラン（全体計画）による。

第2 外国人の安全確保 市長公室対策部、行政管理対策部、関係各対策部

地理や言葉に不案内な外国人の安全を確保するため、市は次の対応を行う。

1 体制整備

市長公室対策部及び行政管理対策部は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、県と連携し、各種情報の収集、提供ができる体制整備等に努める。

2 通訳の確保

市長公室対策部及び行政管理対策部は、通訳ボランティアの協力、あるいは県民ボランティアセンターとの連携を図りながら、各種外国語通訳の確保を行う。

3 情報の伝達

本部事務局及び関係部局は、外国人に避難所や物資支給等の必要な情報が伝わるよう外国語のラジオ放送の実施を図るほか、各種案内板、情報掲示板については、できる限りやさしい日本語やローマ字又は外国語を併記するよう着意する。

また、小松市国際交流協会などの関係機関と連携してプッシュ型の防災アプリの提供や外国人旅行者向け災害情報提供アプリ（Safety tips）等の有効活用に努める。

第3 来訪者の安全確保 国際文化交流対策部、関係各対策部

市は、災害時に市外からの来訪者の安全を確保するため、次の対応を行う。

- 1 市は、市内に滞在せざるを得ない来訪者に対し、一時的な滞在施設（避難所）の提供を行う。
- 2 温泉、旅館等の施設では、その施設管理者が避難所まで誘導し、避難完了の報告を避難所責任者に対して行う。
- 3 来訪者が避難している避難所責任者は、避難者名簿に必要事項を記録する。

第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施 **総合政策対策部、市長公室対策部、**
健康福祉対策部、国際文化交流対策部、
関係各対策部

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

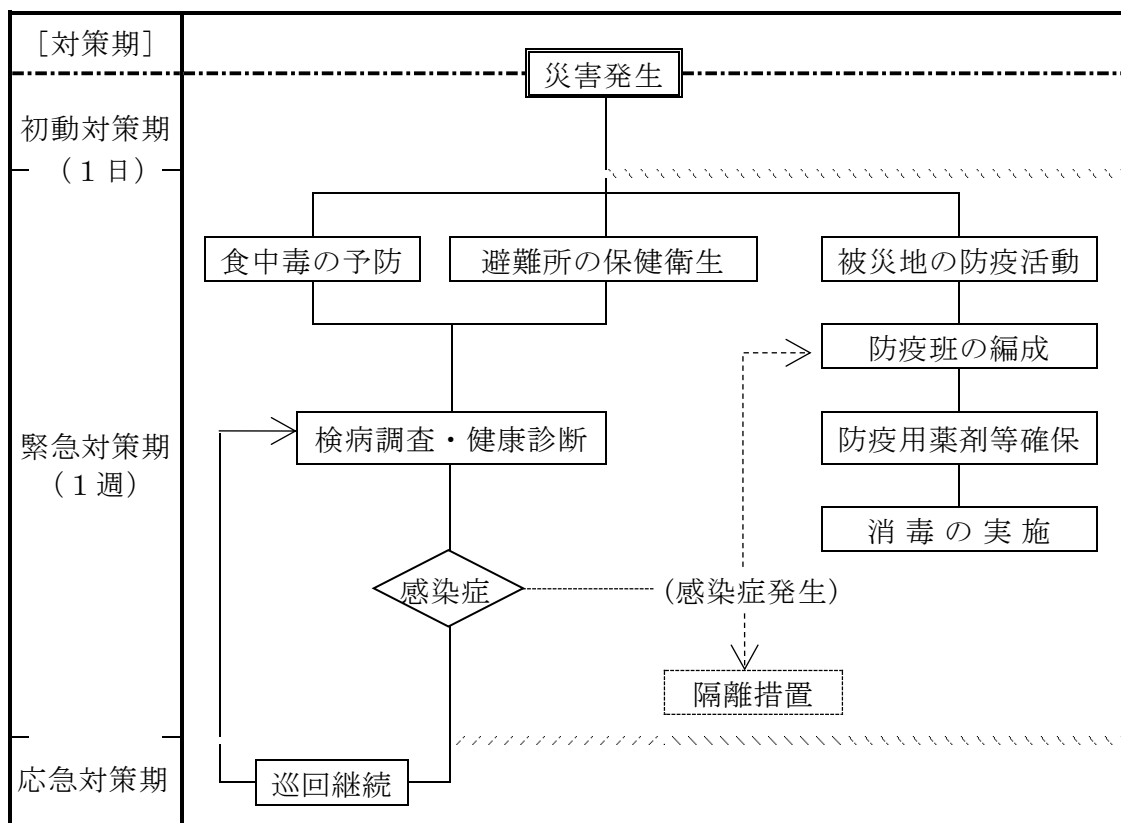
また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

第2.2節 防疫、保健衛生対策

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗等により、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。



第1 食中毒の予防 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

食中毒の予防のために、健康福祉対策部は本部事務局を通じて広報等で住民に注意を呼びかける。また、南加賀保健福祉センターの指導の下、市民や食糧調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 避難所の保健衛生 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。また、避難所内に手洗い消毒液を配置する。

(2) 検病検査等

市は、南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断を協力して行う。

2 保健活動の実施

健康福祉対策部は南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等による被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次の保健活動を実施する。

- (1) 医師会、南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (2) 被災者の衛生状態を良好にするため、被災者を対象とした入浴サービスを実施するなど入浴環境を確保することを本部事務局に要請する。
- (3) 食中毒等の予防のため、食品衛生の知識の普及や避難所等における食品衛生指導の徹底を図る。
- (4) 災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動

健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 防疫を担当する班の編成

- (1) 健康福祉対策部は、感染症の発生を未然に防止するため、防疫班を編成する。

1 班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1 人
事務職員	1 人
作業員（実際の消毒等が必要な場合）	3 人程度

- (2) 災害の規模により、市で十分な対応ができない場合は、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して防疫班の派遣要請を行う。

2 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備しておく。

塩素系消毒剤、クレゾール液、消毒用エタノール、消石灰、噴霧器、ゴム手袋、マスク、長靴、長袖、長ズボン、ビブス等

3 防疫用薬剤等の確保

初期の防疫活動では市が保有する薬剤等を使用するが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請し、薬剤等の確保を図る。

4 消毒の実施

次のような地域は、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消石灰、クレゾールで消毒する。

- (1) 感染症が発生した場合
- (2) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった場合
- (3) 汚染のおそれ、あるいは汚染の疑いのある井戸が存在する場合
- (4) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とする場合
- (5) 土壌還元によるし尿処理を実施した場合
- (6) 鼠、昆虫が大量に発生した場合
- (7) 災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に長期間放置された場合

5 関係機関への協力依頼及び報告

健康福祉対策部は、災害の発生に伴う防疫措置を講じた場合、その状況を県に報告する。

防疫活動の実施に当たって被害が大きいときは、南加賀保健福祉センターに指導及び協力を依頼する。

6 記録等

防疫措置を行った場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払い出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第4 検病検査及び健康診断 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

健康福祉対策部は、避難所及び被災地域において南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断に協力する。

第5 感染症対策 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

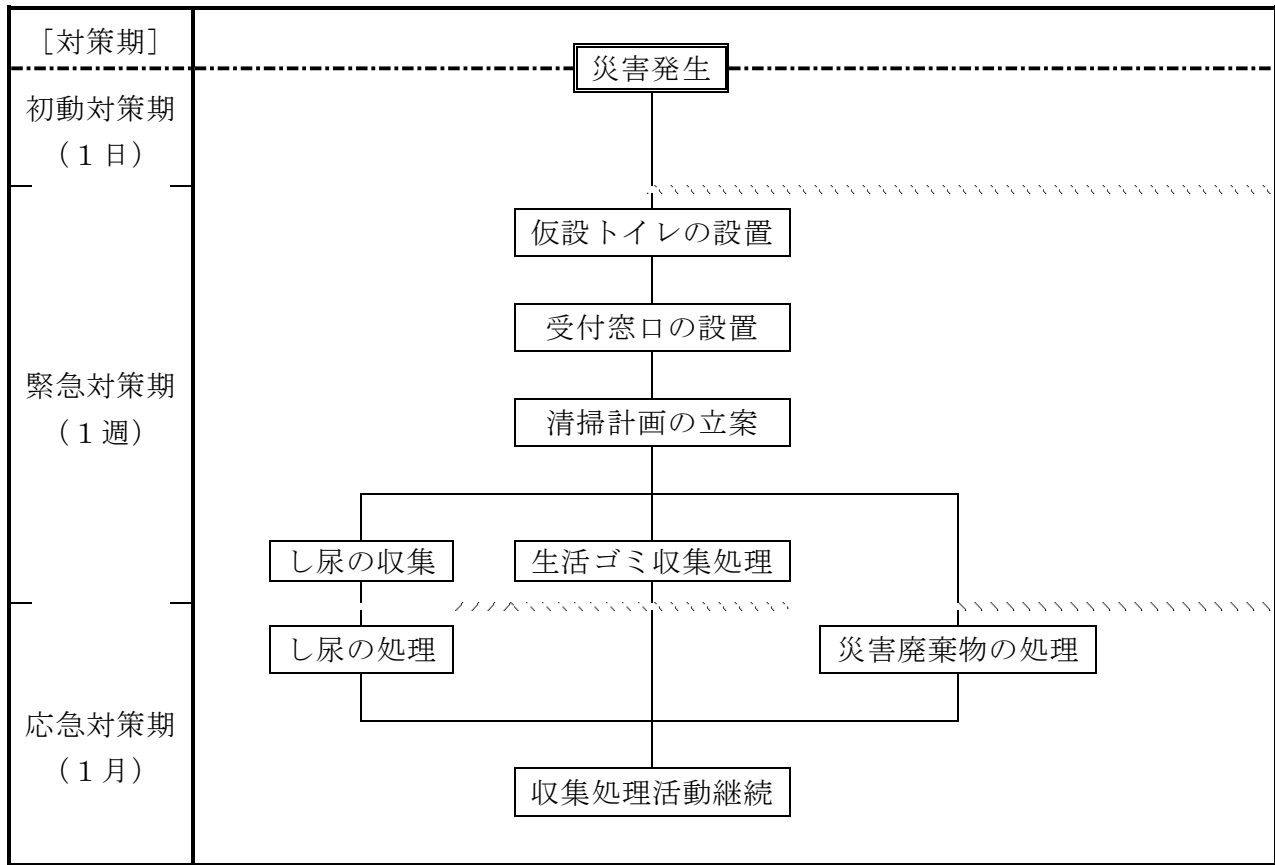
1 感染症の発見の際の報告・対策事項

健康福祉対策部は、感染症患者が発生又は保菌者が発見されたとき、患者を速やかに隔離し南加賀保健福祉センターに報告する。また、隔離病床は、小松市民病院7階の隔離病床を使用する。

なお、感染症への対策は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等に対する適切な衛生指導の実施と洗浄液等の確保
- (2) 衛生状態を良好に維持するための積極的な広報の実施
- (3) 迅速適切な検病検査の実施による感染症患者や保菌者の早期発見
- (4) 感染症の患者や保菌者が発生した場合の迅速な隔離措置、洗浄等の適切な防疫活動の実施
- (5) 県への迅速な報告による感染被害拡大の防止
- (6) 避難所内における手洗い消毒液の配置、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒、生活環境の整備等の実施

第23節 し尿処理及び廃棄物等の処理



第1 し尿処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 し尿処理計画の作成

経済環境対策部は、南加賀広域圏事務組合と連携し、し尿の収集・処理の体制を確立し、収集したし尿の処理計画を作成する。

- (1) し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先する。

(2) 状況に応じ各トイレの汲み取り量を調整し、使用可能なトイレ数の確保に努める。

(3) 収集したし尿は、南加賀広域圏事務組合と連携し、適切に処理する。

2 仮設トイレの設置

経済環境対策部は、必要に応じ適所に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは災害協定を締結しているリース会社等から調達するが、市域で調達できない場合は、県に要請するほか、市の管理する下水道マンホールを活用を考慮する。

なお、仮設トイレを運用する必要がなくなった場合は、消毒を実施したのち速やかに閉鎖し環境衛生の維持に努める。

設置場所（基準）	下水道の使用が不可能な地域にある避難所又は住宅密集地内の公園等

仮設トイレが不足したり、南加賀広域圏事務組合の施設被害等によりし尿の収集・処理が困難となった場合は、南加賀保健福祉センターと協議し、緊急対応策として土壌還元方式を採用する。

- (1) 土壌還元方式は深さ1m未満とし、ある程度のし尿の量ごとに土覆いをする。
- (2) 消毒は消石灰（他の薬剤は不適當）を用い、頻繁に実施する。
- (3) 地下水への影響を考慮し、井戸等の水源からできるだけ離隔する。
- (4) 土壌分解能力を考慮し、1箇所での大量処理は行わない。
- (5) 現場周辺の状況や住民への配慮を考え、衛生と安全確保を図る。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、し尿の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地におけるし尿処理業務は市が行うが、市単独でし尿処理業務が実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

- (1) し尿の地区別発生状況の把握
- (2) 苦情、要望の処理及び収集計画の周知

第2 生活ゴミ及び災害廃棄物の処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 被災地の状況把握

経済環境対策部は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- (2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- (3) 生活ゴミの発生見込み量及び処理方法
- (4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

2 生活ゴミの処理

経済環境対策部は次の点に注意し、生活ゴミをゴミ収集車、ダンプ、トラック等で搬送、ゴミ処理場で焼却又は埋め立て方法により処理する。生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、迅速な処理ができるよう、あらかじめ設定した置場にこれらを一時的に保管する。

また、市の処理能力では対応できない場合は、協定に基づき隣接市町あるいは県災害対策本部に支援要請を行う。

- (1) 住民に町内会単位によるゴミの収集を呼びかける。
- (2) 生ゴミ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (3) 処理量を上回るゴミが発生したときは、ゴミの一時集積場を指定する。
- (4) 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、生活ゴミ及び災害廃棄物の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地における清掃業務は市が行うが、事業所や工場等から排出される産業廃棄物については事業主が県（南加賀保健福祉センター）の指示を求めて行う。また、市単独で実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

4 災害廃棄物の処理

(1) 実施体制

経済環境対策部は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

(2) 生活ゴミ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保

生活ゴミ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ゴミ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 分別排出の徹底

経済環境対策部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場に車両で搬送し、集積されたゴミは焼却・破砕処分して最終処理場へ搬出する。このとき、次の表を基準に災害廃棄物の量を推定する。また、収容したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物については焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないゴミは埋め立て処分を行う。

なお、災害廃棄物を早期に処理するために、廃棄物の再生利用を前提に、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、P C Bが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

の被災 排出建 量物	区 分		被災世帯1戸当り	備 考
	木造建物の倒壊	全 壊	100 トン	兵庫県南部地震にお ける宝塚市の例を参 考に作成。
		半 壊	50 トン	
	火災による焼失	焼失木造家屋	70 トン	

3 日 目

1 週 間

地区別発生量(ブロッキング)の
推定

解体順序の決定
(公共性・緊急性考慮)

可燃系(木材)、コンク
リート混合物の推定

仮置き候補地の検討

交通事情等の状況把握
運搬車両の確保

地区別搬入先の決定
(仮置き場、処分場、一時保管)

リサイクルの検討

中間処理の検討
(焼却、選別、破碎等)

・ 木くず：チップ化による利用

・ コンクリート：路盤材、建設資材等による利用

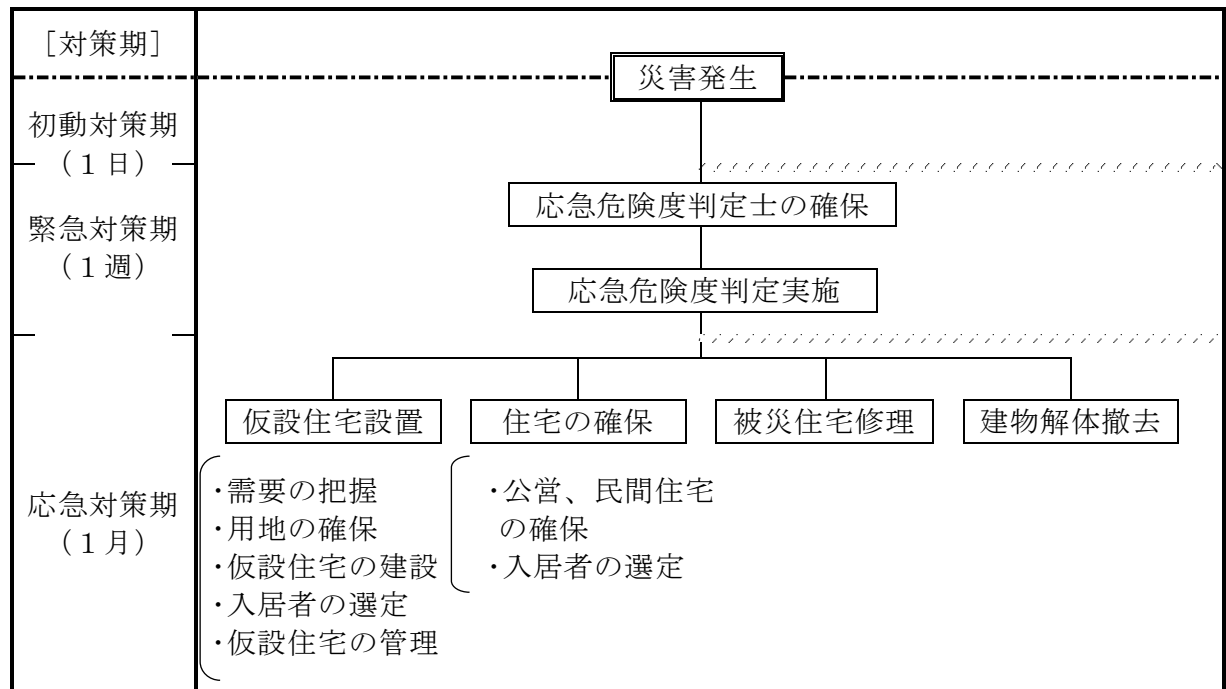
・ 金 属：製鋼原料等による再生利用

・ 畳：コンポスト化し、肥料化

4 その他（鳥獣の死骸処理）

鳥獣の死骸の処理は、南加賀保健福祉センターの指導により処理する。

第24節 住宅の応急対策



第1 建物の応急危険度判定 都市創造対策部、関係各対策部

建物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）は、次によるほか、細部は「小松市被災建築物応急危険度判定要綱」（令和2年12月1日）、「小松市震前判定計画」（令和2年12月1日）に基づき行う。

また、県と連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知する。

なお、震前判定計画において、判定拠点を「サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館」、判定士用宿泊施設を「末広野球場」とする。

1 応急危険度判定の実施主体

市の区域内において実施する応急危険度判定は、県の支援の下、応急危険度判定士の協力を得て、市が主体的に実施する。

2 応急危険度判定士の確保

都市創造対策部は、次により被災建物の応急危険度判定士を確保する。

- (1) 市内の建築関係団体への派遣要請
- (2) 県への派遣要請（他市町への要請は県を通じて行う。）

3 応急危険度判定担当窓口の設置

都市創造対策部は、多数の判定士の受け入れ及び作業体制を確立するため、建物の応急危険度判定の担当窓口を設置し、次の作業を行う。

- (1) 受け入れ判定士の名簿づくり及び担当区域の配分
- (2) 判定資機材の準備
- (3) 判定実施計画の作成

4 応急危険度判定の基準

判定の基準は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に従い、目視による判定を次の3段階に分けて実施する。

なお、判定結果は「危険」「要注意」「調査済」に区分した判定ステッカーに対処方法を記載した上、建物の見やすい場所に貼りつけるものとし、「危険」とされた建物は立ち入り禁止の措置を取る。

危険 (赤色)	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立ち入りができない場合
要注意 (黄色)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能な場合
調査済 (緑色)	建築物の損傷が少ない場合

5 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

第2 被災住宅に対する対応 都市創造対策部、関係各対策部

1 被災建物の解体・撤去

都市創造対策部は、保安上危険と判断される建物を優先し、住民に解体・撤去の措置を促す。また、自らの資力では撤去できない者については災害救助法を適用する。

2 被災住宅の修理

(1) 修理の対象

被災住宅の修理対象は仮設住宅入居者の規定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。また、被災住宅の応急修理の実施対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- | |
|---|
| ア 住家が半壊、半焼等の被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
イ 自己の資力では住家の修理ができない者
ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができる者
エ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 |
|---|

なお、被災住宅の応急修理を実施した場合、次の書類を整理保存する。

- | |
|---|
| ア 住宅応急修理記録簿
イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類 |
|---|

(2) 修理の内容

被災住宅の修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の実施（給付）に留める。

また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行い、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり5万円以内とする。

(3) 修理の実施

修理の実施については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

なお、市営住宅の応急修理については都市創造対策部が調査を行い、修理の優先順位を定めて実施する。

第3 住宅の確保対策 本部事務局、都市創造対策部、関係各対策部

1 仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

都市創造対策部は、県と連携し、仮設住宅の入居資格基準及び該当者を広報で周知し、希望者を避難所で受け付け、災害発生後7日以内に仮設住宅の入居希望者を把握する。このとき、被災者が災害時に市内に居住していれば住民登録の有無は問わない。

なお、仮設住宅への入居基準は、次に示したいずれにも該当する者とする。

- ア 当該災害により、住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 当該災害により、現に居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(2) 用地の確保

仮設住宅の建設地は次の条件を考慮し、都市創造対策部が用地を確保する。

なお、遠隔地等の理由で申し込みのない仮設住宅は、救助費の国庫負担の対象とならないため注意を要する。

- ア 浸水、崖崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 十分な敷地面積があること（公有、民有の別は問わない。）

(3) 仮設住宅の建設及び運営管理

ア 災害救助法適用前

仮設住宅建設実施の決定は本部長が行い、事業内容については災害救助法の規定に準じて実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合、仮設住宅の建設は知事が実施し、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長が行う。

ウ 建設の基準

建設の基準については、本章第10節「災害救助法の適用」を参照。また、仮設住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成状況に応じいくつかのタイプに分けて建設する。

必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数も考慮し、算定する。

エ 建設の実施と運営管理

仮設住宅建設の工事については建設業者に協力を要請し、災害発生の日から20日以内に着工する。

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペットの受入に配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

オ 供与期間

原則として、供与期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居の資格基準及び該当者は、上記「仮設住宅の設置」に準じて行う。

このとき、入居者の選定に当たっては入居希望者の条件を十分調査し、要配慮者を優先的に入居できるよう配慮した上、本部会議において決定する。

なお、県で実施された仮設住宅に対しては、その入居者選定に市が協力する。

(5) 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は都市創造対策部が行い、仮設住宅への入居を円滑に進める。また、県で実施される仮設住宅の管理に対しても、市はこれに協力する

(6) 被災者に対する住宅相談所の開設

関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

2 公営、民間住宅の確保

(1) 公営住宅は被災者の世帯構成に応じ、多人数向け住宅又は少人数住宅として確保する。なお、民間賃貸住宅の借り上げは、仮設住宅に準じたものとして確保する。

(2) 公営、民間住宅の入居者選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、前1項「需要の把握」に記載した入居基準を準用する。

3 記録等

応急仮設住宅を設置し被災者を入居させたとき又は住宅の応急修理をしたときは、次の帳簿等を整理保管する。

- (1) 応急仮設住宅を設置した場合
 - ア 応急仮設住宅入居者台帳
 - イ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
 - ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等
 - エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- (2) 被災住宅の応急修理を実施した場合
 - ア 住宅応急修理記録簿
 - イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

第4 障害物等の除去

都市創造対策部、関係各対策部、関係機関、事業者

都市創造対策部は、関係機関、事業者等と連携して、災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去するものとし、除去の対象はおおむね次の内容とする。また、障害物の除去は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

細部は、本章第10節「災害救助法の適用」を参照のこと。

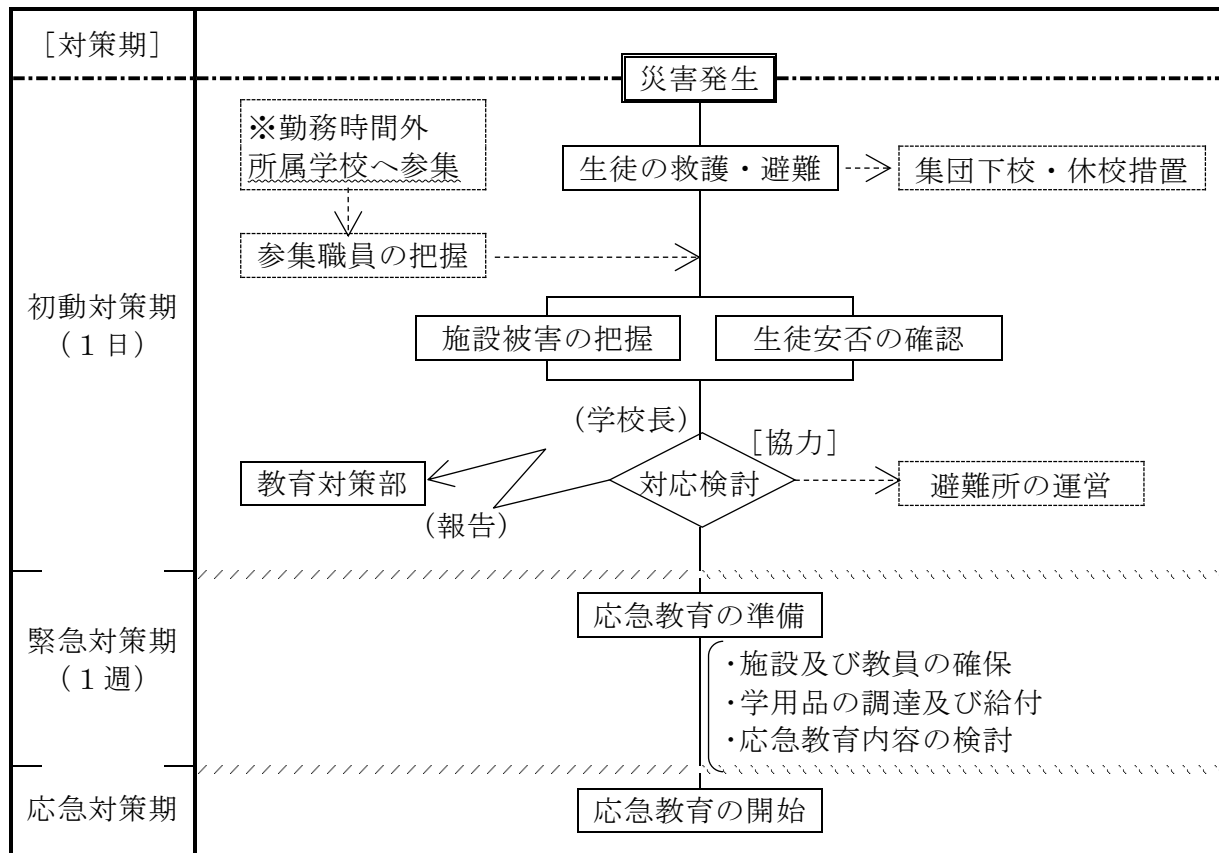
- 1 当面の日常生活を営み得ない状態であること
- 2 日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれていること
- 3 自らの資力では障害物を除去できない者であること
- 4 住家の半壊・床上浸水した世帯であること（災害救助法：世帯数の15%以内）
- 5 応急措置の支障となるもので、緊急を要するもの

「参考」

住宅確保等の種別一覧（石川県地域防災計画）

対策種別及び順位			内 容
住宅確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 公庫資金融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援公庫から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）			災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理			生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

第25節 文教対策



第1 文教施設の応急復旧対策 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 被害状況の調査

被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査するとともに、適切な連携措置が実施できるよう、関係官公署との連絡を密にする。

2 代替施設の確保

学校等の施設については、被害により授業が実施できない場合、代替施設（教室）の確保等、授業再開のための施策を速やかに開始する。また、石川県の「学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

3 再開に向けた計画

各種社会教育施設については、綿密な被害調査を行い、施設ごとに再開へ向けた計画を立て、早期再開に向けた取組を行う。

第2 応急教育 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 発災直後の措置

災害が発生した場合、学校長及び教職員は次の措置を講じ、教育対策部は学校長を通じて、児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況の把握を行う。

学校長	(1) 状況に応じ、児童・生徒の適切な避難誘導措置を行う。 (2) 休校措置の場合の児童・生徒の下校については、教員の引率による集団下校等、適切な措置を取る。 (3) 災害の規模、校舎等の被害状況を速やかに把握する。 (4) 児童・生徒・教職員の安否をまとめ教育対策部に報告する。 (5) 応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
教職員	児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

2 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の状況に応じ、学校長及び教職員は速やかな参集に努め、施設の被害状況等を把握するとともに、以後の対応も含めて教育対策部に報告する。

3 施設及び教員等の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所及び教職員の確保を図る。また、教育対策部及び学校長は、準備した応急教育計画に基づいた臨時の学級編成（2部授業の実施等）を行うなど、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

なお、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

さらに、発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

被害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	(1) 特別教室 (2) 屋内体育館
校舎の全てが被害を受けた場合	(1) 公民館等の公共施設 (2) 隣接する学校の校舎 (3) 応急仮設校舎の設置

4 学用品の調達及び給付（小・中学校、市立高校）

給与の対象	災害により住家に被害を受け学用品を失い、又は毀損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合、支給期間は災害発生日から、教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内
給与の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育対策部に調達を指示し、教育対策部は指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じ、災害救助法の定める範囲内で現物給付

5 応急教育の内容

応急教育における指導内容及び教育内容は、おおむね次の内容とする。

健康・衛生に関する指導	(1) 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 (2) 衣類、寝具の衛生指導 (3) 住居、便所等の衛生指導 (4) 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	(1) 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 (2) 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
学習に関する内容	(1) 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 (2) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健体育、理科の衛生等を主として指導する。

6 被災した児童生徒の健康保健管理

身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

7 給食措置**(1) 児童生徒の対策**

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

教育対策部は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

8 応急教育におけるその他の留意事項

- (1) 学校給食については、原則として一時中止する。また、給食施設及び給食物資搬入者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。
- (2) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。
 - ア 学用品購入配分計画表
 - イ 学用品交付簿
 - ウ 学用品受払簿
 - エ 学用品購入関係支払証拠書類

第3 避難所協力 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

第4 文化財対策 国際文化交流対策部、関係施設等の管理者

1 被害状況の調査

文化財は貴重な国民的財産であることを勘案して、津波発生直後から市所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

2 応急措置

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬送等により文化財の保護を図る。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、国際文化交流部（国際文化交流対策部）を通じて、県に報告する。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- (4) 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる災害が発生又は発生しようとしている場合は、人命の保護を優先する。

第26節 その他の対策

第1 こころのケア活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、
医療対策部南加賀保健福祉センター

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

「実施体制」

- 1 市は、障がい者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障がい者等の現況を把握する。
- 2 県（南加賀保健福祉センター）と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

※県の行う諸施策へ積極的に協力することを基本とするほか、細部は、県計画による。

第2 健康管理活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員、児童委員との協力の下、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状況等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービス等の調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症に留意する。

また、人工透析、酸素、インスリン療養等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

第3 危険物の応急対策 消防対策部、該当事業所等の危険物管理者

1 被害の拡大防止

危険物施設等が被災した場合は、まず迅速、的確な情報の把握に努め、被害の拡大防止や、火災、中毒等の二次災害を防止することに重点を置き、当該施設等の管理者と一体となって被害の拡大防止を図る。

(1) 火薬類

応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時に一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中の被災については、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。

(2) 高压ガス

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を確認し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(3) 石油類等

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(4) 毒劇物類

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、事業者等は使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、事業者等は必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

(5) 放射性物質

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

2 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設管理者は、日頃から職員の非常配備体制等、対応マニュアル等の作成に努める。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については備蓄に努める。

第4 危険動物の逸走対策及びペットの保護 **経済環境対策部、関係各対策部****1 ペットの保護及び管理**

経済環境対策部は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、状況に応じ避難所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。

また、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

2 危険動物の逸走対策

危険動物の飼養者は管理責任者として、地震・津波の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。

第3章 津波災害復旧計画

第1節 市民生活の安定		頁
第1	被災者に対する支援措置	津波災害 195
第2	被災住宅、民有施設等に対する支援措置	津波災害 198
第3	租税等の徴収猶予及び減免措置	津波災害 199
第4	義援金品の受け入れ・配分	津波災害 199
第2節 災害復旧事業		
第1	災害復旧事業計画の作成	津波災害 201
第2	災害復旧事業に係る職員の配備等	津波災害 202
第3	災害復興計画の作成	津波災害 202
第3節 資金計画		
第1	国による財政援助措置	津波災害 204
第2	災害復旧事業に係る市の財政措置	津波災害 205

第3章 津波災害復旧計画

第1節 市民生活の安定

市及び防災関係機関は、津波発生後の市民の生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

第1 被災者に対する支援措置

本部事務局、総合政策対策部、市長公室対策部

行政管理対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部

関係各対策部

1 被災者台帳の作成

本部事務局は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、市域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体に対して、被災者に関する情報の提供を求めるほか、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報の提供を求めるときは、知事に対し協力を求める。

2 震災相談窓口の開設

本部事務局は、市民からの問い合わせの増加に応じ、市役所又は準ずる場所に「災害相談窓口」を開設し、市民からの相談に応じる。また、市が実施する次の災害対策業務の受付案内についても、職員が窓口において対応する。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

また、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

(1) 要搜索者の受付	(6) 仮設住宅への入居申請
(2) 罹災証明の発行	(7) 税の減免措置等の措置
(3) 被災住宅の応急修理の申請	(8) 災害廃棄物の受付
(4) 金融・保険等についての相談	(9) その他
(5) 医療についての相談	

3 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市は、県及びD P A T等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

4 罹災証明書の発行

被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

罹災証明書の発行事務は行政管理対策部が担当するものとする。

なお、発行に際しての手数料の徴収は行わない。

(1) 発行の手続き

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家（現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）について災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。

(2) 証明内容

災害によって被害を受けた住家について、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊、浸水区分（床上浸水・床下浸水））及びその他必要な事項の証明を行う。

(3) 判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき建物被害認定調査を実施し、被害の程度の判定を行う。

(4) 運用

上記のほか、罹災証明書等の交付に係る細部手順等に関しては、別に定める。

5 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給事務は健康福祉対策部が担当するものとする。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、「小松市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

6 公営住宅等の整備

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

7 災害廃棄物の処理等

- (1) 経済環境対策部は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第2 被災住宅、民有施設等に対する支援措置**健康福祉対策部、都市創造対策部、****経済環境対策部、関係各対策部****1 被災者生活再建支援金の受給に係る支援**

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定められた自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対しては、県が自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給することとされており、市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災住宅に対する支援

災害復旧事業の融資制度等の積極的な広報に努めるとともに、相談窓口を活用した案内を実施する。

民有施設のうち、被災住宅に対する現行の融資制度として、次に掲げる支援制度があり、市は必要に応じて適切な支援措置に努める

住宅金融支援機構	(1) 災害復興住宅資金 (2) 地すべり関連住宅資金
県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付

市は、上記の融資が円滑に行われるよう借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借り入れの促進を図る。

3 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、経済環境対策部は、次の措置を講ずる。

- | |
|---|
| (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
(2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
(3) 被害農林漁業者に対して株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。 |
|---|

4 中小企業関係に対する支援

被災した中小企業の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資の要請を次のように行う。また、支援対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講じる。

※激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭 37.9.6 法律第 150 号）

第3 租税等の徴収猶予及び減免措置

行政管理対策部、関係各対策部

1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認めるとき、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限の延長を行う。

2 徵收猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を納付又は納入することができないと認められるとき、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるとき、さらに 1 年以内の延長を行う（地方税法第 15 条）。

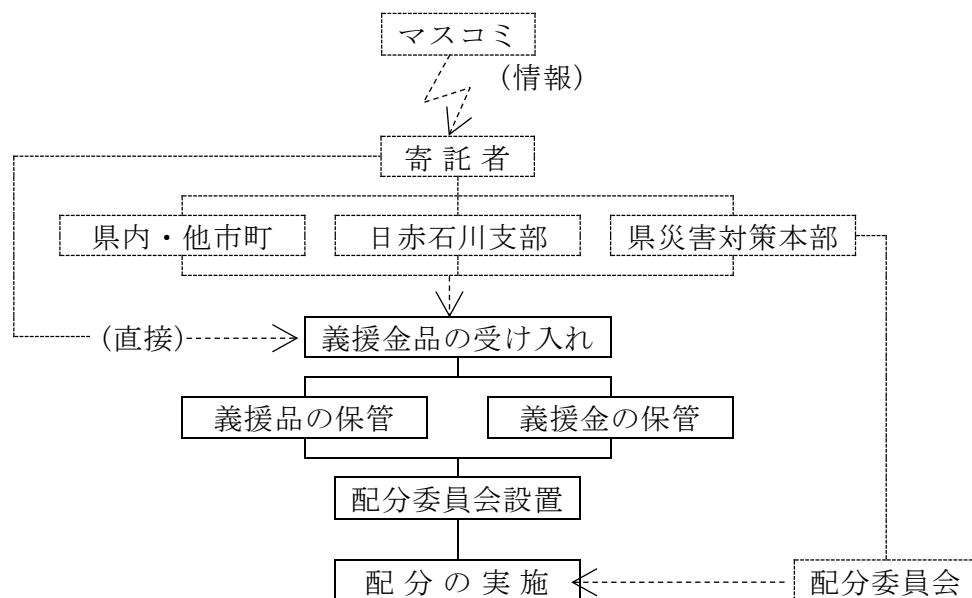
3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、条例の定めるところにより、減免を行う。

第4 義援金品の受け入れ・配分

健康福祉対策部、関係各対策部

被災者宛寄託された義援金品については、義援金品配分委員会を設置し、被害状況に応じた配分計画を立て、迅速・確実に配分を行う。



1 義援金品の受け入れ等

(1) 義援金品の受け入れ

健康福祉対策部は、市民・県・日本赤十字社（石川県支部）等からの義援金品を受け付け受領する。受付時には、義援金に対しては領収書、義援品には受領書を発行し、その控えを保管する。

(2) 義援金の保管

義援金は被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の歳入歳出外現金として市指定金融機関に保管する。

なお、管理に際しては受払簿を作成しなければならない。

(3) 義援品の保管

義援品は物資受払簿に記入の上、市域4箇所の避難・救援拠点から指定する供給所に保管する。総合政策対策部はこれを生活必需品と分けて管理する。

2 義援金品の配分

(1) 配分方法

災害対策本部内に「配分委員会」を設置し、配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

(2) 配分の実施・公表

市は「配分委員会」において決定された方法で、被災者に対して迅速かつ適正に配分する。また、義援金の配分結果は報道機関等を通じて公表する。

第2節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業計画の作成 本部事務局、関係各対策部

1 災害復旧事業計画の作成

各関係機関は、災害応急対策を講じた後の被害程度を調査・検討するほか、県や市等の各部局と連携・協力し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を次の点を踏まえて作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、同様の災害が再発しにくい「災害に強いまちづくり」を観点に復旧事業計画を作成する。

(2) 必要な体制整備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携等により、必要な体制を整備する。

(3) 災害復旧事業計画の種類

関係機関が作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (キ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ク) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - (コ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - (サ) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道施設災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

(4) 災害復旧に伴う財政援助・助成計画の作成

各関係機関は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、国、県が費用の全部又は一部を負担・補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定を実施する。

第2 災害復旧事業に係る職員の配備等

本部事務局、関係各対策部

1 職員の配備・応援及び派遣

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等を行う。

2 応援派遣の要請

市の行う災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、他の市町から応援派遣を求めてこれを対処するほか、状況に応じ県にあっせん又は調整を依頼する。

第3 災害復興計画の作成

本部事務局、関係各対策部

市は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案し、必要に応じて復興計画を策定する。

なお、復興の進め方については次のとおり。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、県及び関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携等により、必要な体制を整備する。
- (3) 再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (4) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (5) 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。
- (6) 市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3節 資金計画

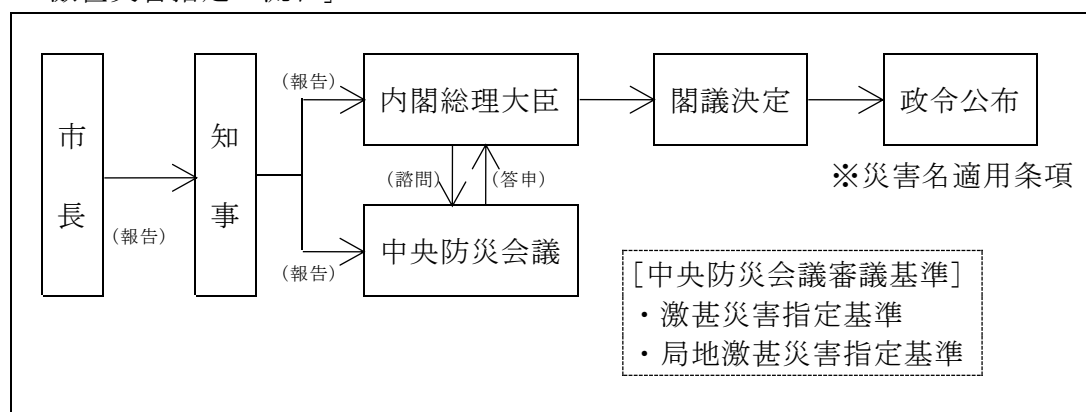
第1 国による財政援助措置 本部事務局、関係各対策部

1 激甚災害指定による援助措置

(1) 激甚災害の指定手続き

市は、市域で著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設の災害復旧事業を円滑に行うため、激甚災害の指定が受けられるよう、県・国に対して要望する。

「激甚災害指定の流れ」



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告に当たっては、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害には「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日：中央防災会議決定、数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日：中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

(4) 特別財政援助額の公布手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書等を作成し、調書を県各部局に提出する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次に示したとおりであり、市は公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

2 その他の法律による財政支援措置

激甚法以外の法律による財政援助を行う場合、別途の法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部費用を負担・補助して行われる。

参考：「激甚災害に係る財政援助措置」

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法3条、4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別処置(激甚法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条)
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業に対する補助(激甚法第9条)
 - カ 土地改良区等の行う灌水排除事業に対する補助(激甚法第10条)
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条の2)
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付けの特例(激甚法第20条)
 - オ 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)

第2 災害復旧事業に係る市の財政措置 本部事務局、関係各対策部

災害復旧事業を行う場合において、国の負担金(補助金)のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、市は地方債、地方交付税、一次借入金等の制度を活用し、資金の調達に努めるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 災害予防対策		頁
第1	情報の収集・連絡体制の整備	津波災害 209
第2	複合災害時の災害予防体制の整備	津波災害 209
第3	複合災害を想定した訓練の実施	津波災害 209
第2節 災害応急対策		
第1	活動体制の確立	津波災害 210
第2	情報の収集・連絡	津波災害 210
第3	避難対策	津波災害 210
第4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	津波災害 210
第3節 災害復旧対策		
第1	災害復旧対策	津波災害 210

第4章 複合災害対策

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、又は、市民生活に影響を及ぼす感染症発生下の災害において、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、小松市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに感染症を含む複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備 市長公室、関係各部

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、NTT西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

第2 複合災害時の災害予防体制の整備 市長公室、関係各部

複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

第3 複合災害を想定した訓練の実施 市長公室、関係各部、関係各部

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策

第1 活動体制の確立 **本部事務局、関係各部**

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第2 情報の収集・連絡 **本部事務局、関係各部**

市は、国、県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

第3 避難対策 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所等の確保を図る。

避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

第4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 **本部事務局、関係各部**

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第3節 災害復旧対策

第1 災害復旧対策 **本部事務局、関係各部**

複合災害として発生する災害の種類に応じて、小松市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。

一般災害対策編

平成 2 0 年 3 月改定
平成 2 2 年 1 1 月一部見直し
平成 2 4 年 1 0 月一部見直し
平成 2 7 年 3 月一部見直し
平成 3 1 年 3 月一部見直し
令和 3 年 3 月一部見直し
令和 5 年 6 月一部見直し
令和 7 年 5 月一部見直し
令和 8 年 5 月改定
小松市防災会議

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い人づくり		頁
第1	防災知識の普及	一般災害 5
第2	市民及び事業者等が行う災害への備え	一般災害 8
第3	自主防災組織の育成	一般災害 11
第4	防災訓練の充実	一般災害 12
第5	防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化	一般災害 15
第2節 災害に備える強い組織体制づくり		
第1	防災体制の整備	一般災害 18
第2	防災情報通信体制の整備	一般災害 23
第3	消防力の整備	一般災害 26
第3節 災害に強いまちづくり		
第1	都市計画 [小松市都市計画マスタープラン]	一般災害 27
第2	市街地の整備	一般災害 27
第3	崖地における土砂災害防止対策	一般災害 27
第4	地盤災害の予防	一般災害 27
第5	所有者不明土地の活用	一般災害 29
第6	危険物対策	一般災害 30
第4節 災害に強い施設づくり		
第1	ライフライン等の整備	一般災害 31
第2	道路・橋梁の整備	一般災害 32
第3	河川・海岸施設の整備	一般災害 34
第4	農業用施設、治山施設の点検	一般災害 35
第5	都市公園施設の整備	一般災害 35
第6	一般廃棄物処理施設の整備	一般災害 35

第5節 災害に備える応急対策の環境整備

第1	市街地における防災活動拠点の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 3 6
第2	避難所及び避難・救援拠点の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 3 6
第3	防災パトロール体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 3 9
第4	防災資機材等の点検整備	・ ・ ・ ・	一般災害 3 9
第5	備蓄体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 0
第6	医療救護活動の環境整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 1
第7	救急医療体制の環境整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 2
第8	緊急輸送の環境整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 3
第9	給水活動の環境整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 4
第10	食糧及び生活必需品の確保体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 5
第11	健康管理活動体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 6
第12	住対策の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 7
第13	文化財等に対する整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 7
第14	市が保有する情報の安全管理	・ ・ ・ ・	一般災害 4 8
第15	罹災証明書等の交付体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 8
第16	被災者支援システムの有効活用	・ ・ ・ ・	一般災害 4 8
第17	こころのケア実施体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 8
第18	避難生活における良好な生活環境の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 4 9
第19	避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 5 0
第20	応援職員等の活動環境整備	・ ・ ・ ・	一般災害 5 0
第21	防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用	・ ・ ・ ・	一般災害 5 0
第22	孤立集落対策	・ ・ ・ ・	一般災害 5 1
第23	復興事前準備の実施	・ ・ ・ ・	一般災害 5 2

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

第1	在宅の要配慮者への配慮	・ ・ ・ ・	一般災害 5 3
第2	社会福祉施設等における対策の推進	・ ・ ・ ・	一般災害 5 5
第3	外国人及び来訪者に対する対策	・ ・ ・ ・	一般災害 5 5
第4	障がい者に対する対策	・ ・ ・ ・	一般災害 5 6

第7節 水害への予防

第1	水防計画に基づく危険区域の監視	・ ・ ・ ・	一般災害 5 7
第2	農業用排水路、ため池等の点検	・ ・ ・ ・	一般災害 5 7
第3	水防資機材の点検配備	・ ・ ・ ・	一般災害 5 7
第4	水防作業人員の確保	・ ・ ・ ・	一般災害 5 8
第5	雨量及び水位情報の入手	・ ・ ・ ・	一般災害 5 8
第6	避難準備措置の確立	・ ・ ・ ・	一般災害 5 8
第7	地下空間の浸水対策	・ ・ ・ ・	一般災害 5 9
第8	自衛水防組織の育成、防災訓練の実施	・ ・ ・ ・	一般災害 6 0

第8節 風害への予防

第1	防災林造成事業による防除	・ ・ ・ ・	一般災害 6 1
第2	小型船舶の事前避難措置	・ ・ ・ ・	一般災害 6 1
第3	家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置	・ ・ ・ ・	一般災害 6 1
第4	高波による被害の防除措置	・ ・ ・ ・	一般災害 6 1

第9節 雪害への予防

第1	道路施設等の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 6 2
第2	雪崩防止施設等の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 6 2
第3	道路除雪体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 6 2
第4	雪害防止のための措置	・ ・ ・ ・	一般災害 6 2
第5	地域の絆、共助による除雪力の向上	・ ・ ・ ・	一般災害 6 2
第6	雪害予防の広報活動	・ ・ ・ ・	一般災害 6 3

第10節 特殊災害への予防

第1	地盤災害の予防	・ ・ ・ ・	一般災害 6 4
第2	林野火災の予防	・ ・ ・ ・	一般災害 6 6
第3	干ばつ災害の予防	・ ・ ・ ・	一般災害 6 7
第4	噴火災害の予防	・ ・ ・ ・	一般災害 6 8
第5	農林水産災害の予防	・ ・ ・ ・	一般災害 6 9

第11節 原子力事故対策

第1	基本的な考え方	・ ・ ・ ・	一般災害 7 2
第2	通信連絡体制の整備	・ ・ ・ ・	一般災害 7 2
第3	災害時における小松市の役割	・ ・ ・ ・	一般災害 7 3

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い人づくり

市、防災関係機関及び事業者等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練等を通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させるよう努める。また、防災教育の積極的な推進等により、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」という意識を醸成し、さらに、各種災害に対する心構えを持ち、災害発生又はそのおそれがある場合においても、行動力と隣保協同の精神を発揮するなど適切な行動が取れるよう、あらゆる機会を通じて人的な防災力を向上させるよう努める。

第1 防災知識の普及 市長公室、消防本部、関係各部、関係機関、事業者等

1 職員に対する防災教育

市、防災関係機関及び事業者等は、災害時における適切な状況判断能力を養い、各機関、部署における防災活動の円滑な実施を期すため、全ての職員に対して、あらゆる機会を活用して防災教育を行う。

なお、この際、一般的な知識の習得にとどまらず、特に職員個々の災害時の基本的な責務、役割を理解させることに重点を置き教育を行う。

防災知識	市の防災対策	(1) 災害対策活動の概要の理解、特に災害の種類による対応要領の違いの把握 (2) 対応マニュアルの活用法 (3) 防災関係職員としての心構えの理解 (4) 災害発生時における個々の役割の完全理解 (5) 災害時に使用するシステムの操作方法やデジタル技術の活用
	災害に関する一般的な知識	(1) 防災全般にわたる一般的な基礎知識の修得 (2) 各災害に対する地域特性の理解

2 地域における防災教育

広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地震の基礎的な知識（特に、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発）
- (2) 津波警戒に関する知識
- (3) 災害発生時に備えた生活必需品の備蓄
- (4) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (5) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、消火器等の設置
- (6) 災害情報の正確な入手方法
- (7) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識

3 教育現場における防災教育

(1) 防災教育の基本的考え方

幼児、児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）が災害発生時の正しい行動要領等を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要であり、防災教育の充実が果たす役割は非常に大きい。このため、教育現場においては、児童生徒等の避難、保護等、災害発生後の対応について防災教育を児童生徒等の発達に即して段階的に進めるとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行う。

また、防災教育の内容は、家庭や地域と深くかかわっているものが多く、家庭・地域社会と連携しながら取り組むことが極めて重要である。そのため、教育現場においては、日頃から家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、児童生徒等に対する防災教育を推進する。

なお、特に、水害・土砂災害・津波災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努め、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画等に位置付け、教職員の共通理解の下で、教育現場全体で取り組みを進める。

(2) 防災教育のねらい

ア	児童生徒等が、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動及び他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度、能力を養う。
イ	児童生徒等が、自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

(3) 防災教育の具体的な進め方

児童生徒等の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、次の事項等について指導を行う。

ア	防災知識一般
イ	避難の際の留意事項
ウ	登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
エ	具体的な危険箇所
オ	要配慮者に対する配慮
カ	地域の地震・津波災害等の危険度
キ	その他災害対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

また、災害時にはマイ・タイムラインを活用した安全な避難ができるよう周知し、広報紙、ホームページを活用した啓発・教育のほか、自主防災組織による訓練や防災マップの作成・配布、町内会活動あるいは防災週間のイベント等を活用し、継続的に教育を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。また、しみん防災館の活用を促すなど、現有施設の最大活用を図る。

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 水害、土砂災害その他災害の基礎的な知識
- (3) 自主防災組織の活動
- (4) 地域の水害、土砂災害等の危険度
- (5) 最低3日分、可能であれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- (6) 避難所や避難路等、避難対策に関する知識
- (7) ハザードマップの見方、活用法
- (8) 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- (9) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (10) 災害情報の正確な入手方法
- (11) 市民及び事業所のとるべき措置
- (12) 救助、救護、要配慮者への配慮に関する知識
- (13) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

5 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

- (1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2 市民及び事業者等が行う災害への備え 市民、事業者等

災害時における被害の拡大及び混乱を防止するには、自助、共助の主体となる市民及び事業者の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災・減災対策を取り、冷静かつ的確な行動が取れるよう努める。

1 市民が行う災害への備え

(1) 日頃から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 時 の 心 得	ア 我が家の災害に対する特性の理解 水害は？ 土砂災害は？ 台風は？ 高潮は？ 等
	イ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	ウ 消火用具を準備する ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	エ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置
	オ 側溝や下水を清掃する。 ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。
	カ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・調理器具、紙コップ、紙皿、使い捨てスプーン、割りばし等 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、除菌スプレー等の衛生用品 ・救急医療品、三角巾、ばんそうこうなどの医薬品等 ・マスク、消毒液等の感染症対策品 ・ラジオ、懐中電灯、ポータブルバッテリー等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・ペットの同行避難や指定避難所等での飼養に必要な備品 ・その他
	キ 家族で次の対応措置を話し合い、確認しておく。 ・マイ・タイムラインの作成 ・災害対応時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法
	ク ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
	ケ 地域等で行う防災訓練へ積極的に参加し、震災時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。
	コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	サ 洪水予報や気象予警報、ハザードマップ等の特性や限界を十分理解する。

(2) 災害対処時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

- ア まず、わが身の安全を図る。
- イ ラジオ、テレビ、スマートフォン等で気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- ウ 外出は見合わせる。
- エ あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。
- オ すばやく火の始末（電気ブレーカーの遮断も）
- カ 火が出たら、隣近所で初期消火
- キ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。
- ク 避難は歩いて、隣近所に声かけあって、荷物は少なく。
- ケ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。
- コ 市からの緊急連絡、ラジオ、スマートフォン等により正しい情報を入手する。
- サ 協力しあって応急救護

2 事業者等が行う災害への備え

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）等）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(1) 平時の心得

- ア 自主防災体制を確立し、事業者等の特性に応じた防災対応マニュアル又は防災計画を作成しておく。
- イ 情報の収集・伝達方法を確認しておく。
- ウ 事業所等の耐震化・耐浪化に努める。
- エ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講じる。
- オ 防火用品等の備蓄をしておく。
- カ 出火防止対策を講ずる。
- キ 顧客、従業員の安全対策等の措置を講ずる。
- ク 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。
- ケ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- サ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資の備蓄等、帰宅困難者対策に努める。
- シ 損害保険への加入など資金の確保を図る。
- ス 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。

(2) 防災対応マニュアル又は防災計画の作成上の留意事項

- ア 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
- イ 顧客、従業員及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献及び地域との共生についての対策を重点に作成する。
- ウ 人命の安全確保を第一義とした内容とする。
- エ 責任者の不在時についても考慮する。
- オ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
- カ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
- キ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
- ク 建築物の防火又は避難上重要な施設・器材を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- カ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。

(3) 災害対処時の心得

- ア 必要に応じて、対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
- イ テレビ、ラジオ、市広報等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速確実に伝達する。
- ウ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所等の利用状況等により判断して指示、案内等を行う。この際、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。
- エ 火気使用設備、器具等災害の影響により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。
- オ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。
- カ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。
- キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ク 建築工事・トンネル工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害の影響により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- ケ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として小松市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、小松市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、小松市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 自主防災組織の育成

市長公室、消防本部、健康福祉部、自主防災組織、町内会

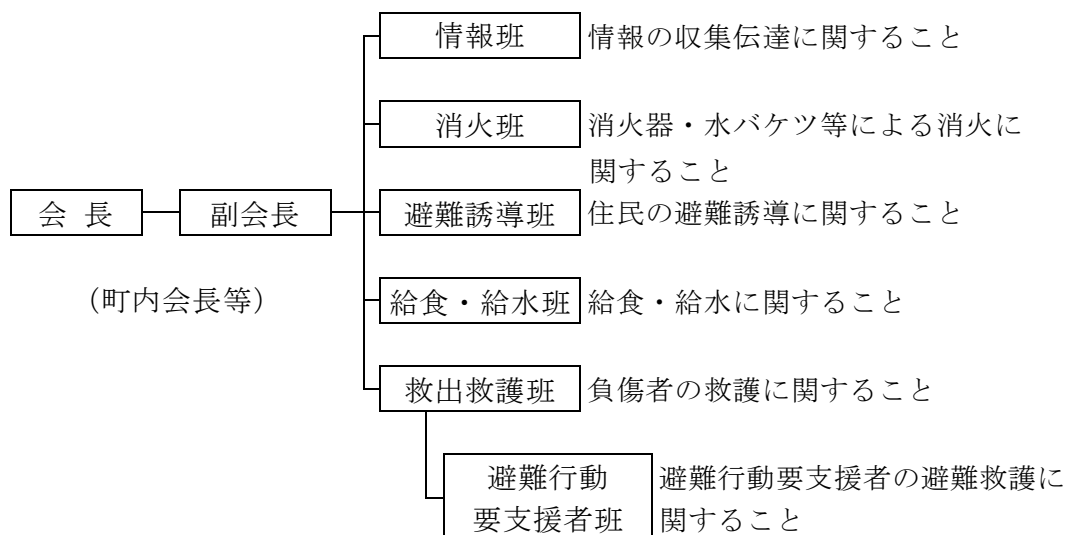
1 組織の結成・育成方針

市は、各自主防災組織の育成施策を積極的に推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。この際、地域の実状を把握し、自主防災組織リーダー育成研修等を通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。なお、特に女性防災士の育成等、女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるなどの必要な財政措置等を講じるものとする。

自主防災組織の結成単位は、その組織の活動特性、結成の意義を勘案し、原則として各町内会（245 町内会）を単位として結成するものとし、校下単位での結成は基本的には行わない。ただし、小規模の町内会については、状況に応じ隣接町内会との合同により組織を結成する場合がある。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成 20 年 4 月 1 日）」及び「小松市自主防災組織補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日告示第 10 号）」によるものとする。

2 自主防災組織系統図（基準）



3 自主防災組織の活動内容（基準）

平時 の活動	(1) 定期的な防災訓練の実施 (2) 防災に関する住民への知識の普及 (3) 避難行動要支援者の把握 (4) 地域の危険度把握のための防災マップの作成等の自主防災活動 (5) 災害時の一時避難場所、避難路の確認 (6) 町内に所在する危険物、落下物の把握と対策 (7) 町内避難場所の維持管理 (8) 避難所となる学校・施設等との連携・情報交換、協力体制の確立
発災時 の活動	(1) 情報の把握と住民への伝達 (2) 出火の防止及び初期消火 (3) 公助を受けるまでの負傷者の救出、救護、応急手当 (4) 避難行動要支援者の避難誘導 (5) 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 (6) 避難が長期にわたる場合の他の自主防災組織と協力して行う避難所運営協議会としての諸活動

4 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- (1) 日頃から、地域内の避難行動要支援者の把握に努め、避難等の際、援助に関わる担当者を事前に決めておくなど、協力体制づくりを積極的に推進する。
- (2) 民生委員・児童委員、市福祉部局と連携し、見守りマップの作成、個別計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成協力等を積極的に行う。

5 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。また、不特定多数の者を収容する店舗等にあるは、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

さらに、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4 防災訓練の充実 市長公室、消防本部、関係各部、市民、事業者

災害に対して、できる限り迅速・的確に処置を行っていくには、日頃からの実のある防災訓練を重ねること、つまり「人づくり」が極めて重要である。このような観点から市は次の要領で人づくりを基調とした施策を推進する。

また、学校、施設、事業者等については避難実施手順の策定等、マニュアル化を図り毎年継続して防災訓練を行うよう努めるものとする。

1 防災訓練に関する基本的考え方

防災訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する機材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行

うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、総合的な防災訓練を実施する際には、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、パーティション・簡易ベッドの設置、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練の実施に努める。

なお、防災訓練の実施に当たっては、必要に応じて住民や防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得る。

また、感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 市が行う防災訓練における訓練区分の設定 **市長公室、消防本部**

市が行う防災訓練の形態を次のように区分し、それぞれ明確に目的・目標を掲げ、着実に組織及び職員等の能力を向上させる。

(1) 訓練区分

区 分	訓 練 の 概 要	ねらい（特徴）
機能別訓練	非常通信、職員参集、避難所設営、本部設営等、機能別に行う訓練	容易に実施でき、個々の部署での災害時の対応要領を理解させやすい。
統一訓練	各機能別の訓練を同時に行う訓練で、総合訓練とは区別される。	訓練日を統一し、機能別に目的、目標を定め容易に訓練できる。
本部訓練	状況に応じた判断、関係機関との連絡調整、関係部局への指示伝達、統制等を訓練し、各部署での状況判断能力の向上をねらいとする。 ある特定の事態をシミュレーションで行う場合もある。	災害対策本部活動を主体とした訓練であり、ある想定状況下で状況を付与しつつ行う。 (統裁部署が必要となる。)
総合訓練	関係機関も参加し、特定の状況下で組織的に活動する訓練	高度な訓練となり、準備に相当な時間を要す。

(2) 市が行う防災訓練の実施基準

訓練区分	実施基準	備考
機能別訓練	関係部署ごとに年1回	地震を想定して行う場合は、いずれも直下型大規模地震又は大規模な津波を想定し、風水害等の訓練と整合を図り実施する。
統一訓練	総合訓練を行わない年に行い3年に1回	
本部訓練	年1回	
総合訓練	3年に1回	

3 各施設における訓練 **各施設管理者**

小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、介護・障がい福祉施設等は、災害対処時における避難マニュアルを作成し、毎年定期的に訓練を実施する。

4 消防、消防団の訓練 **消防本部、消防団**

小松市消防本部が作成する計画に基づき実施するものとする。

5 自主防災訓練 **自主防災組織、消防本部、消防団**

町内会単位等で結成する自主防災組織は、要配慮者の避難対策その他において、自助、共助活動の要であり、各自主防災組織にあつては、継続的、効果的な防災訓練を行うよう努めるものとする。

また、しみん防災館の研修等、市の有する施設の最大活用に留意するものとする。

なお、自主防災組織の組織編成、訓練等の活動要領、育成要領については、「小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱（平成20年4月1日）」によるものとする。

6 事業所等の組織における訓練等 **各事業所**

事業所等は、次の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域への災害の拡大を防ぐことを主眼に的確な防災訓練を行う。

－「消防法第8条」の規定－

学校、病院、工場、事業場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む。）、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は（中略）当核防火対象物について消防計画の作成、当核消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

－「消防法第36条」の規定－

第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令に定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。（後略）

第5 防災ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化市長公室、健康福祉部、
社会福祉協議会

防災ボランティア活動は、民間の自主的・主体的な活動ではあるものの、市や関係機関の行う公助活動とともに災害復旧のため大きな力となる。そのため、市は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター、登録被災者援護協力団体等との平時からの連携強化に努める。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携を深める仕組み（中間支援機能）の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

さらに市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

1 防災ボランティアに対する基本的な考え方**（１）公助を行う行政との関係**

- ア 市は防災ボランティア活動に過度な関与は行わず、協同関係を維持する。
- イ 個々の防災ボランティア活動経費の助成、報酬は検討しないが、活動が長期化する場合等、状況に応じて何らかの支援策を講ずることを検討する。
- ウ 防災ボランティアは、民間が行政をサポートする活動であるため、市は支援活動に対する意向を明確にする。

（２）防災ボランティアの役割・活用法

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があることを配慮し、次の事項に留意しその活動力の有効活用を図る。

- ア 社会福祉協議会等と連携しつつ防災ボランティア受付窓口を設置する。
- イ 防災ボランティアリストを作成し、提供を受けうる技術等の的確な把握に努めるとともに、その技術の有効活用に着意する。
- ウ 救援活動及び災害復旧公助活動の状況に応じて行政・関係機関との役割を明確にする。
- エ 県災害対策本部が設置されている場合については、県の防災ボランティア受付等の活動との連携を確保する。

2 支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう、県民ボランティアセンター、こまつ災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努めるものとする。

関係機関	内 容
小松市 こまつ災害 ボランティア 連絡会 小松市社会 福祉協議会 日本赤十字社 石川県支部 小松市地区	次の事項について協力して各種施策を推進する。 (1) 災害ボランティアコーディネーターの継続的な養成を図る。 (2) 各種ボランティア団体との連携強化に努め、地域防災ボランティアの育成を図る。 (3) 「防災とボランティアの日（1月17日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」等の機会を活用し、協力して市民への啓発に努める。 (4) 防災ボランティアに参加する個人又は団体に対し必要な情報を随時提供できるような体制づくりに努める。 (5) 防災ボランティア活動に必要な資機材の整備を推進するとともに、迅速に情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害対策ボランティア現地本部の運営訓練を行う。 (6) 災害ボランティア保険の加入体制の整備に努める。 (7) 在日外国人の安否調査に関する体制の整備に努める。 (8) 海外からの支援に関する体制の整備に努める。
「参考」 石川県	(1) 災害ボランティア活動の総合調整に関する体制の整備 (2) 県下市町、県民ボランティア情報センター、石川県社会福祉協議会等との情報ネットワーク体制の整備 (3) ボランティア保険に関する協力体制の整備

3 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要する者や、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行った上で、その効果的な活用が図られるよう、各担当対策部及び県、関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 通訳業務
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務
- カ その他の業務

4 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び県、関係機関は、災害発生時において3の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び県、県民ボランティアセンターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時よりボランティア現地本部の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は県、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地の危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

5 防災ボランティアの育成

(1) 市、県及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員・児童委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び県は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 市及び県は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

(4) 市及び県は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

第2節 災害に備える強い組織体制づくり

災害対処時において、災害対策本部を中心とした円滑な組織的活動を行うには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の整備に努める。

第1 防災体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

1 防災体制の確立

(1) 小松市防災会議の設置

災害対策基本法第16条に基づき、小松市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、小松市防災会議を設置する。また、市は小松市防災会議の庶務（事務局）を行うとともに、地域防災計画の検討作業を継続して行い、必要に応じ関係法令、条例に基づき、小松市防災会議を開催し、迅速かつ円滑な災害対策に備える。

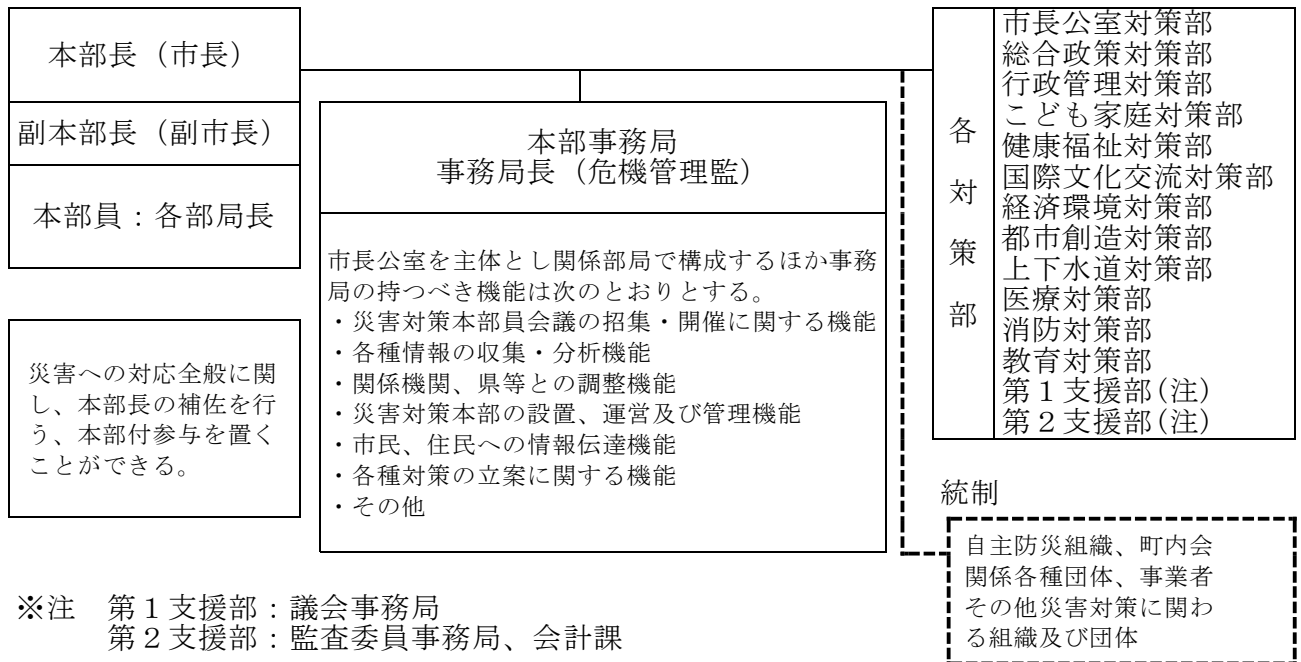
所 掌 事 務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 小松市地域防災計画の作成及び実施の推進② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び市長への意見③ 法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務 |
|--|

(2) 小松市災害対策本部運用体制の整備

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、地域防災計画に基づく種々の対応を行うため、市は災害の状況に応じ災害対策本部を設置する。また、市各部局は災害対策本部が設置された場合のそれぞれの事務分掌を確実に把握し、必要に応じ「マニュアル」の整備を行うものとする。

【災害対策本部の組織】（全災害に適用する基準）



（3）防災関係機関

災害対策基本法第47条の規定に基づき、次に示す機関は、災害の予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施を行うため、必要な組織を整備する。

- ア 指定行政機関
- イ 指定地方行政機関
- ウ 指定公共機関
- エ 指定地方公共機関
- オ その他防災関係機関

2 国、県との連絡体制等の整備

避難指示及び土砂災害についてはそれらの発令・解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 災害情報の収集

災害情報の収集に当たっては平時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

4 情報発信

避難所、地区・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者等、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

(1) 後方支援体制の整備

必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ周辺市町と協定を結び、相互に後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(2) 応急活動及び復旧活動体制の整備

応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

6 業務継続計画（BCP）の策定等

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、小松市地域防災計画の他、受援計画や各種関連マニュアル等との関係性を踏まえた業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 受援計画の策定等

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、関係機関との情報の共有に努める。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行う。なお、感染症の拡大が想定される状況下においては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、

応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染症拡大防止対策を徹底する。

加えて、訓練等を通じて、応急対策職員制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるとともに、災害時応援協定が円滑に機能するよう、連絡先や要請手続き、対応手順等の確認など、定期的に点検を行う。

また、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

8 罹災証明交付体制の確立

災害による被害発生後、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

- カ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保すること。

9 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

10 災害廃棄物の仮置き場の確保等

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

11 被災者生活再建支援制度等の周知

被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

1 2 情報のバックアップ化

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

1 3 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

1 4 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

1 5 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

1 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

1 7 代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

1 8 システムの整備・利活用

各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

1 9 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 0 安否不明者の氏名等の公表等

平時から県と連携し、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る手続等を整理しておく。

第2 防災情報通信体制の整備 市長公室、消防本部、関係各部

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努める。併せて、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

- 1 防災行政無線（同報系）を活用・維持管理し、市役所本庁舎が機能不全に陥った場合でも、全ての防災行政無線が無力化することがないように親局の代替機能や伝達手段を確保するものとする。
また、J－ALERTとの連携による効果的な活用体制の整備を図る。
- 2 衛星通信を利用した通信手段の導入を推進する。
- 3 石川県総合防災情報システムをはじめ、国、県が配信するパソコンを媒体とした情報の活用のほか、ラジオこまつ、テレビ小松、こまつ防災アプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等のメディアによる伝達手段を積極的に活用する。
- 4 ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。
- 5 孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。
- 6 119 番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

1 防災関連情報の収集

（1）気象情報の収集

石川県総合防災情報システム（危機管理課及び消防本部に設置）の最大活用を図るほか、インターネットで配信される気象情報及び防災情報を有効に活用し、関係部局（各課）で最新の気象情報を共有するよう努める。

（2）防災関連情報の伝達

収集した防災情報については、情報の内容に応じて、関係機関への周知又は住民への速やかな伝達ができる体制を確保する。

また、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 無線による防災情報伝達体制の整備

(1) 防災行政無線（同報系）の整備

住民への迅速確実な伝達手段として、防災行政無線（同報系・デジタル簡易無線）を活用する。

また、J－A L E R Tと連携した防災行政無線（同報系）による各種防災情報の効果的な活用体制の整備を図る。

(2) 無線従事者の確保

防災行政無線を運用するには、無線従事者の複数確保が必要なことから、市職員に対する無線従事者資格の取得を推進し、無線従事者の増員・確保を図る。

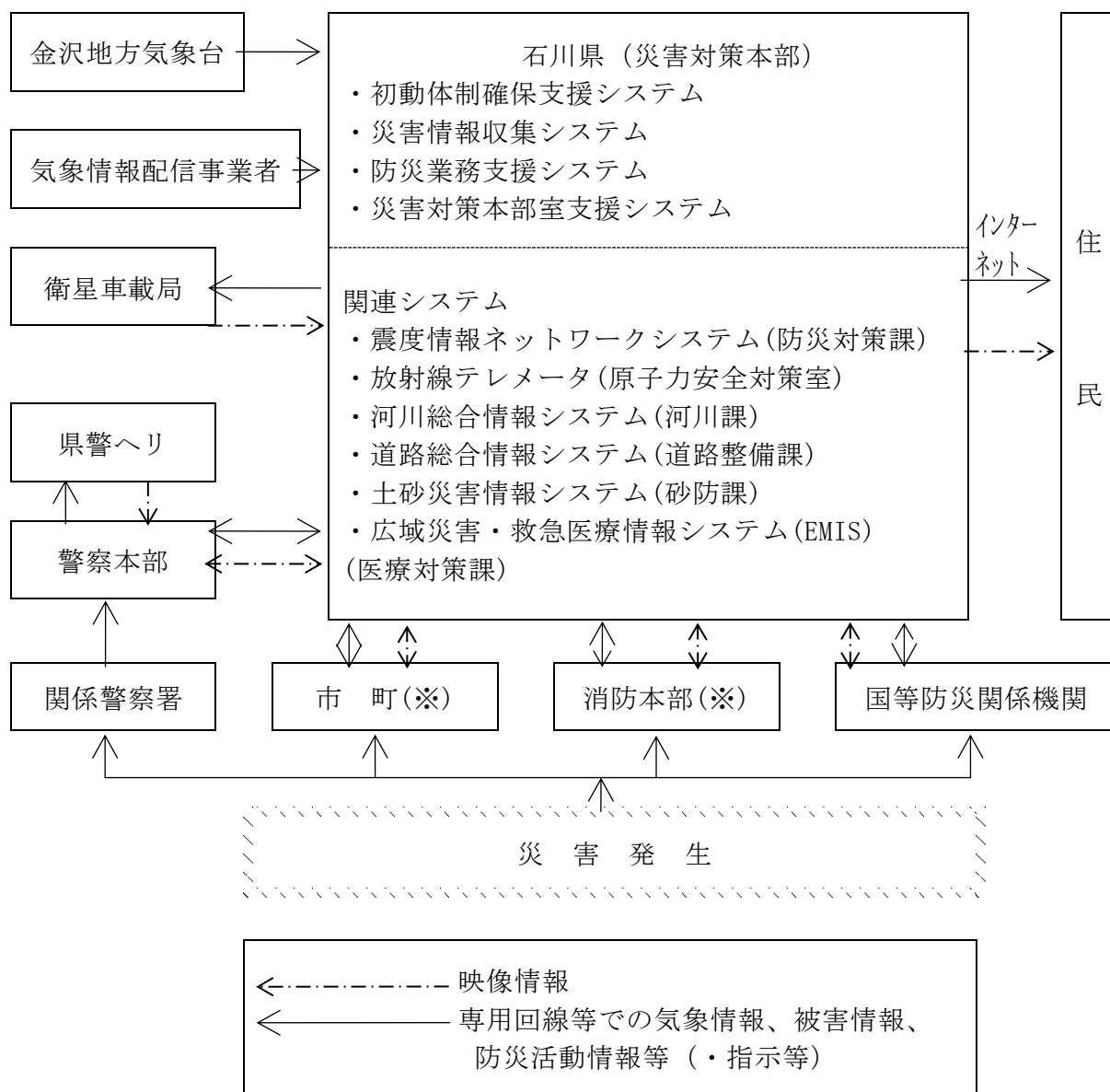
(3) 非常無線通信の活用

北陸地方非常通信協議会との連携確保を第一義としてその活用を図るほか、携帯用衛星電話等、既存の通信機材の効果的な活用を図る。

(4) 災害時優先電話の確保

災害時優先電話の確保を図るとともに、訓練等を通じて、その活用要領の周知を図る。

「参考」 石川県総合防災情報システム



※端末：市長公室危機管理課

小松市消防本部消防指令センター

都市創造部内水対策室（土砂災害情報システム：SABO アイ）

第3 消防力の整備 **消防本部**

消防組織法の改正に伴い、消防の広域化に関する施策を積極的に推進しつつ、消防本部を市域での災害対処時における消火、救急・救助活動の要と位置づけ、活動に必要な装備・施設の整備を継続して推進する。併せて、自助、共助の観点から、消防本部、消防団だけでなく、自主防災組織、住民が一体となった消防活動が行える組織作り及び連携強化に努める。

1 消防署及び出張所の機能整備

消防署及び出張所は、防災活動の中核拠点となることから、次に示した消防力の強化及び整備に努める。

- (1) 消防署及び出張所の耐震性を図り、機能強化を計画的に推進する。
- (2) 災害に対し効果的な運用が行われるよう、資機材の適正配備を図る。
- (3) 大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車の車両整備に努める。
- (4) 応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。
- (5) 高機能消防指令システムの整備を促進する。

2 消防団の強化

消防団は地域の防災活動の中核として重要な役割を果たしており、地震災害をはじめとする大規模災害に備え、消防団員数の維持、確保及び強化に関する施策を積極的に推進する。

- (1) 消防団員の確保、火災防ぎょ・救急救助技術の向上に努める。
- (2) 車両、施設の計画的な整備・強化を図る。
- (3) 救急・救助用資機材の増強に努める。
- (4) 女性消防団員の入団促進
- (5) 将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等の推進
- (6) 処遇の改善
- (7) 必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実

3 消防水利の多様化

災害時には水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が不能となる場合や防火水槽の破損が予想されるため、消防水利の耐震化や、これら水利に偏らない水利の多様化を図る。

- (1) 緊急水利として利用できる河川、用・排水路、ため池等の把握を行い、消防水利の多様化を図る。
- (2) 火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。
- (3) 家庭における風呂水やビルの貯溜水の活用等について、啓発・指導する。

第3節 災害に強いまちづくり

第1 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕 都市創造部、関係各部

小松市全体を災害に強いまちにするため、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化を図るなど、都市計画の全般にわたり、防災の視点を反映させた都市づくりを推進する。また、小松市地域強靱化地域計画に基づくまちづくりを推進する。

- 1 都市公園、都市施設の適正な配置及び防災機能の強化
- 2 防災機能を備えた都市計画道路の拡充
- 3 優良宅地開発、土地区画整備事業、市街地再開発事業の促進
- 4 住宅密集地における避難路整備の推進
- 5 道路、上・下水道等、市民の生活環境基盤の整備
- 6 災害リスク情報において、危険性のあるエリアにおける開発抑制

第2 市街地の整備 都市創造部、関係各部

市街地の整備については、高齢化社会に対する備えの観点から、住宅密集地内道路の避難路としての整備（融雪装置の設置等）や老朽建物の耐震化促進施策等、関連する法規、計画に基づき次の事項を重点施策として推進する。また、小松市立地適正化計画に基づく市街地整備や居住誘導区域に含めない区域等を検討する。

- 1 市役所、消防本部、病院、防災活動拠点等の防災拠点施設と市街地各所に所在する避難所や都市公園等を一体化した防災空間づくりに努める。
- 2 住宅密集地においては、特に積雪時、避難誘導等の防災諸活動が最も困難となることから融雪装置の設置やバリアフリー化施策を積極的に推進する。
- 3 公共施設に限らず住宅を含めた耐震化促進施策を推進する。

第3 崖地における土砂災害防止対策 都市創造部、関係各部

土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の県による指定に合わせ、当該区域内に所在する住民への周知を図るとともに、自主防災組織による訓練等を通じて、土砂災害への警戒心の啓発に努める。

第4 地盤災害の予防 都市創造部、関係各部

風水害に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、市は、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

1 地盤災害の危険区域の指定及び周知

地盤災害から住民の生命、財産を保護するため、市は、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項や土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

市は、県と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。

3 警戒体制の確立

市は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、地盤災害の未然防止に努める。

4 避難体制の確立

市長は、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法を定め、これを地域防災計画等に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

5 住宅移転事業の促進

危険箇所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

6 宅地造成地等災害予防

宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第5 所有者不明土地の活用 行政管理部、関係各部

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第6 危険物対策 各危険物管理責任者

市は危険物の貯蔵施設、火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保を図り、緩衝地帯の整備等を推進する。また、L P ガス・塩素系等の高圧ガス、放射性物質及び毒物等は、地震等で破壊された場合、引火性、爆発性、毒性等による二次災害をもたらす危険性が高いため、事前に事業者等の指導を行い、保管施設の安全性確保に努める。

なお、市域の危険物取扱事業者等のリストについては、国民保護措置に係る生活関連等施設のリスト同様、保全の観点からその取り扱いには十分注意する。

対象施設等	対 策
高圧ガス	高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。
毒物・劇物	毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防火設備の維持管理、災害対策の検討、訓練の徹底を指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。また、営業者及び取扱責任者に対しては、登録基準に適合した施設を維持するよう指導に努める。
石油等	石油等の危険物施設は出火や延焼拡大の要因となる場合があり、法令に定める保安講習や震災対策を含め、危険物取扱者等に対する出火防止の推進を図る。
火薬類	火薬類の保管・取扱施設に対し、火薬類取締法に基づく安全性の確保について、指導を徹底する。
化学薬品等	薬品等からの出火を防止するため、これを取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査や保管の適正化の指導に努める。また、事業者に対しても実態調査や安全対策の指導を図る。

第4節 災害に強い施設づくり

第1 ライフライン等の整備 都市創造部、上下水道局、関係各部、関係機関、事業者

市の所管する上・下水道、道路・橋梁等のライフライン施設は、生活基盤を支える重要な施設であり、災害による被害を受けた場合、市民が通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。したがって、災害に強い施設の構築は極めて重要であり、長寿命化計画に基づく施設の計画的な予防保全や更新等を実施するとともに、下記の施設整備に努める。

上下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、両施設関係機関の連携を図る。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水への対策及び発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

なお、優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化するとともに、衛星携帯等の調査資機材の整備や応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努める。

1 上水道施設

発災時の応急給水及び復旧の迅速化を図るため、各種資機材の備蓄、災害対応用の図面・図書類の整備を推進するとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

また、取水・浄水施設・配水池等の基幹施設、幹線管路のネットワーク化や配水ブロックを構築し、上水の供給安定化を図る。

2 下水道施設

下水道施設の耐震化を図り、災害時における下水処理の安定化を推進する。また、市街地に敷設される下水道は合流方式(注)であることから、豪雨時に備えた施設の改良に努める。あわせて日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。

(注) 汚水と生活排水が共用の管によって処理される方式で、市域では、市街地の中央処理区(1～4分区)251haの区域を指す。

3 電気施設

電気事業者は、過去に発生した地震や津波による被害の教訓を生かし、施設の耐震化や防水機能の向上を図るとともに、設備の防護対策の拡充に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

4 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の面からも極めて重要であり、通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火及び耐水化並びに多ルート化等の対策に努める。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、市と協力し事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互連携の拡大に努める。

5 農地、農業用施設

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の被害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の理由が無くなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備し、市はハザードマップの作成・周知により、関係住民に適切な情報提供を図る。

第2 道路・橋梁の整備 **都市創造部、関係各部、関係機関**

道路及び橋梁は、発災時において市民の避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有する。このような道路・橋梁施設の整備は防災対策の基本事項であり、主要な幹線道路の総合的な整備計画を推進する。

また、小松空港周辺においては、航空事故が発生した場合に備えた緊急輸送や避難路の整備を計画的に推進する。

1 緊急輸送道路等の防災道路網の整備

災害時における交通の混乱を防止し、消火、避難、救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送等を確保するため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、県が指定している市域に係る緊急輸送道路を含めた防災道路網を指定し、整備の推進を図る。避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止する為、無電柱化の推進や新設電柱を制限する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、 地域間相互の連携、救命活 動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必 要な物資の供給確保、救急 活動等の地域相互の支援体 制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・ 迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道 同 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難・救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

2 橋梁の架け替え・補修

水害時の流木がれきに伴う落橋等による交通遮断を未然に防止するため、幹線道路の橋梁の適切な管理に努める。また、老朽化した橋梁については、防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強あるいは架け替えを推進する。

3 その他の路線

避難所へ通じる各避難道路、医療救護施設周辺道路、避難・救援拠点周辺道路、応急対策の活動拠点となる公共施設の周辺道路及び住宅密集地内の道路の推進を促進する。

また、崖崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行うと同時に、防災緩衝を目的とした街路緑化に努める。

4 信号機の整備

道路交通機能の確保のため、重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

5 アンダーパス部等の整備

道路交道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

第3 河川・海岸施設の整備 都市創造部、関係各部

1 危険地域の現況

浸水被害を防止するため、河川・海岸に関する各事業整備を推進し、総合的な治水対策を確立する。

なお、市域における水害・土砂災害等の危険地域等及び水防警報海岸は次のとおり。

(細部は、資料編参照)

重要水防箇所（石川県南加賀土木総合事務所管内）	5 河川・1 8 箇所
重要水防箇所（国土交通省管内 梯川）	5 5 箇所
土砂災害警戒区域（土石流）	1 5 8 箇所（うち特別警戒区域 1 3 9 箇所）
土砂災害警戒区域（急傾斜地）	6 6 箇所（うち特別警戒区域 6 4 箇所）
土砂災害警戒区域（地すべり）	1 3 箇所
雪崩危険箇所	1 6 4 箇所
注意・観察を要するため池	1 0 5 箇所
異常気象時の道路注意箇所（石川県南加賀土木総合事務所管内）	5 箇所
山地災害危険地区（山腹崩壊）	3 8 箇所
山地災害危険地区（地すべり）	6 箇所
山地災害危険地区（崩壊土砂流出）	6 7 箇所
水防警報海岸	
加越沿岸（石川海岸）：小松市の海岸全域	

2 施設の整備対策

河川・海岸は次の施策を推進し、大雨、河川の逆流等で浸水被害を受けやすい市街地、低地や干拓地等の河川改修、海岸の高潮・高波被害の防止対策に努める。

施 策	対 策
河川の施策	(1) 未改修河川の早期整備 (2) 下水道等の施設整備の促進による公共水域の水質保全 (3) 大雨がすぐに流れ出さない緑のダムづくりの推進 (4) 良質な水資源の長期的な確保 (5) 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実
海岸の施策	(1) 景観に配慮した海岸浸食対策事業の推進 (2) 砂防林造成事業の推進 (3) ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用

第4 農業用施設、治山施設の点検 経済環境部、関係各部

市、生産組合、各土地改良区等の管理に係る農業用施設、治山施設にあつては、それぞれの管理者が点検を行い所要の予防措置を講じる。

また、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適正な情報提供を図る。

第5 都市公園施設の整備 都市創造部、関係各部

市街地には老朽化した家屋や人口の密集する区域が多数存在しており、このような地域内又は近傍には、発災時の一時避難場所として、あるいは延焼遮断機能をもたせるために、公園・緑地、広場等によりオープンスペースを確保することが必要となる。したがって、次の条件を勘案した都市公園施設の整備に努める。

- 1 住宅密集地域を重点に、公園緑地事業の推進
- 2 新市街地では多様な災害に対応した防災公園の整備
- 3 市街地（住宅密集地）が被災の中心になった場合の各関係機関の防災活動の拠点（市街地防災活動拠点）となる場所の整備
- 4 要配慮者の利用を考慮したバリアフリー化の推進
- 5 資機材倉庫、貯水槽、放送設備等の防災関連施設の整備
- 6 災害に強い樹種を用いた街路緑化の推進
- 7 その他防災機能の強化に資する整備

第6 一般廃棄物処理施設の整備 経済環境部、関係各部

一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・熱の供給設備を設置するよう努める。

第5節 災害に備える応急対策の環境整備

第1 市街地における防災活動拠点の整備 市長公室、都市創造部、消防本部

1 防災活動拠点整備のねらい

老朽住宅が多く存在する市街地の住宅密集地における災害時の避難救出・救護その他の防災活動には、住民の高齢化も相俟って相当な困難が伴うことが予想される。したがって、市街地の周辺の要点に、消防本部、消防団、県あるいは自衛隊等の国の機関が集結し、連携を取りつつ諸活動を行える活動拠点の整備を図る。

2 防災活動拠点の選定

活動拠点の選定については、市街地近傍のオープンスペースを確保できる場所として、小松運動公園、末広緑地、小松大橋北見附公園、東部消防防災ステーションとする。

活動拠点名称	場 所	対象とする災害（基準）
末広防災活動拠点	小松運動公園、末広緑地	地震、津波、大火災、航空機災害
天神・大川防災活動拠点	小松大橋北見附公園	水防、大火災、航空機災害
東部地区防災活動拠点	東部消防防災ステーション	地震、水害

3 防災活動拠点の持つべき機能

- (1) 防災活動に関わる機関が派遣する人員及び器材（部隊）の集合場所としての機能
- (2) 防災関連資機材のほか、生活関連用品等の備蓄機能
- (3) 周辺の住民等の一時的な避難が行える場所としての機能

第2 避難所及び避難・救援拠点の整備 市長公室、都市創造部、関係各部

1 避難所等の指定

(1) 指定避難所

市が指定する避難所は、原則として学校、地区体育館、公園等の市及び県の管理する施設の中から選定するとともに、指定した避難所については、耐震性の強化、非常用貯水槽の設置、情報伝達機能の強化、停電時の電源対策（環境にやさしい EV 車等の導入を含む）、感染症の感染対策防止、避難所生活に必要な各種機能の強化を図る。

また、救助援護活動の拠点としての機能確保に努める。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

（市指定避難所：資料編参照）

(2) 指定避難所（拠点）

指定避難所 53 箇所のうち 14 箇所を、地域のバランス、人口割合等を考慮して備蓄等を強化した中学校下単位に設ける地域の拠点となる避難所とする。周囲の予備避難所や自主避難所との一体的な運用や、空調設備等の避難所環境、収容人員、道路アクセス等の条件を考慮し指定する。

(3) 指定福祉避難所

災害対策基本法による避難所の指定基準を充足したもので、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

指定福祉避難所として指定した場合は公示するものとする。

(4) 福祉避難所

一般の指定避難所での対応が困難な要配慮者のための二次的な避難を目的に協定等により設定するもので、災害対策基本法による避難所の指定基準の充足は問わない。

（福祉避難所：資料編参照）

(5) 福祉避難所（機能強化）

福祉避難所 14 箇所のうち、東西南北の福祉避難所 4 箇所に備蓄品を常備するなど、機能を強化した福祉避難所とする。

(6) 水害時開設対象避難所

想定最大規模降雨による浸水想定を踏まえ、梯川流域及び水害のおそれのある地区を対象に水害時における避難所として 34 箇所を指定する。うち、19 箇所について「初期に開設する水防避難所」とする。収容能力が不足する場合など緊急の場合、教室や廊下等のスペースの活用について施設管理者と協議する。

なお、「初期に開設する水防避難所」には備蓄品を常備する。

(7) 指定緊急避難場所

市が指定する緊急避難場所は、災害に対して安全な構造で、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない場所で、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有している場所の中から選定する。

（指定緊急避難場所：資料編参照）

(8) 避難・救援拠点の整備

発生する地震の規模によっては、避難所の運用が広域化、長期化することから、多数の避難所を統廃合するとともに、救援物資の一元管理、集配機能の確保のため、あらかじめ次の 4 箇所を避難・救援拠点として位置づけ、整備を推進する。

「大規模災害時における小松市の避難・救援拠点」

名 称	場 所 等
東部避難・救援拠点	道の駅こまつ木場潟及び周辺区域
西部避難・救援拠点	西南体育館、小松加賀斎場、ふれあい健康広場、スカイパークこまつ翼及び周辺区域
南部避難・救援拠点	こまつドーム及び周辺区域
北部避難・救援拠点	小松市民センター及び周辺区域

(9) 届出避難所（一時避難所）

市の指定する避難所に至る前の中継地点等として避難者が一時的に使用する公民館等の施設。町内会等から事前申請のあった施設について、災害リスクの有無等の条件を満たす施設を市にて登録する。

(10) 自主避難所

台風、洪水、土砂災害等の発生が懸念される場合に、「自主避難」の段階で地域コミュニティセンター等を開放し避難場所とするもの。

(11) 予備避難所

災害の規模に応じて、市災害対策本部が必要と認めたときに開設する予備的な避難所。一方で、地域の自主防災組織あるいは町内会が予備避難所を町内の避難場所（一時避難所）として活用することもできる。

2 避難所等の整備

指定避難所等については、スフィア基準に則って一人当たりの避難スペースを確保するとともに、環境改善・安全性の観点から次に示す内容の整備に努める。

指定福祉避難所の整備に当たっては、国の緊急防災・減災事業債等の財政措置の活用を検討する。

- (1) 空調設備、照明等、避難生活の環境を保つ設備の整備
- (2) 避難所における情報収集・伝達機能の整備
- (3) 避難生活に必要な食糧、生活必需品等の備蓄品の整備
- (4) 要配慮者の利用を考慮した整備（多様な伝達手段、バリアフリー化等）や相談等の支援を受けることができる体制の整備
- (5) 医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮
- (6) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

3 避難路の整備

避難所に通じる道路は、全て避難路と位置づけ、要配慮者の避難が円滑・安全に行えるよう、次に掲げる事項について、避難路の整備を推進する。

- (1) 避難所及びその周辺における明示看板、避難誘導標識、再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の逐次整備
- (2) 避難路に面する壁等の倒壊防止
- (3) 看板、外壁タイル等の落下防止施策の推進
- (4) 要配慮者の円滑、安全な避難確保のため、避難路のバリアフリー化、融雪装置の充足
- (5) 避難路としての幅員確保や歩道の整備
- (6) 観光客、外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難誘導への配慮

第3 防災パトロール体制の整備

市長公室、経済環境部、都市創造部、消防本部、
県警察、防災関係機関

1 基本方針

異常な気象条件の下で発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について、総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、被害防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋梁、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

現地へ出向き、又はドローン等により上空からパトロールを実施する。

4 調査結果

市は、防災パトロールの調査結果を石川県に報告する。また、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

第4 防災資機材等の点検整備

市長公室、経済環境部、都市創造部、消防本部
関係部局

1 基本方針

災害応急対応に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効に発揮できるよう、常時点検整備する。

2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損した時の補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する部局及び応急復旧資機材を備蓄する部局においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第5 備蓄体制の整備 市長公室、上下水道局、消防本部、関係各部

1 備蓄に関する基本的な考え方

風水害、雪害等の広域災害が発生した直後は、市場の流通が混乱し、物資等の入手が困難となることが想定され、流通機構がある程度回復するまで、必要な食糧、飲料水等の生活必需品や応急活動用資機材を確保する必要がある。

小松市備蓄計画にて備蓄の考え方や備蓄方法を整理するとともに、次の要領で備蓄体制の整備に努めるとともに、防災備蓄倉庫、指定避難所（拠点）14箇所、福祉避難所（機能強化）4箇所に備蓄品を常備する。

（1）食糧、飲料水の備蓄基準

食糧及び飲料水の備蓄については、石川県地震被害想定により想定される避難所避難者数及び避難所外避難者数に基づき、約33,000人を対象とし、1人1日あたりの食糧・飲料水を3日分、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄によって備蓄する。

ア 対象人数

約33,000人

イ 備蓄基準

食 糧	約33,000人×3食×3日 : 約297,000食
飲 料 水	約33,000人×3リットル×3日 : 約297,000リットル

ウ 備蓄要領

（ア）各家庭での備蓄を最低3日分、可能であれば1週間分を備蓄するよう呼びかける。

（最低食糧3日分、飲料水3日分（3リットル／人／日））

（イ）大型量販店等との流通備蓄協定をさらに推進し不足分を補完する。

（ウ）自動販売機等の活用を図る。

（2）生活必需品の備蓄

災害時の生活必需品の優先提供に関し、大型量販店等との災害時の流通備蓄協定の締結をさらに進め、大規模地震等により備蓄の分だけでは不足する場合の補完を行う。

（生活必需品流通備蓄構想）

（3）重要備蓄品の備蓄

内閣府が「被災者の命と生活環境に不可欠な物資（基本8品目）」と定める品目に加え、飲料水と乳児向けの哺乳瓶を加えた10品目を「重要備蓄品」と定め、小松市備蓄計画に基づいて備蓄を行う。

2 備蓄倉庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の現況

市内の防災用備蓄倉庫は、次のとおりである。

- ア 小松運動公園備蓄倉庫（末広町）
- イ 小松市役所備蓄倉庫（小松市役所）
- ウ さわ池ふれあいパーク備蓄倉庫（下栗津町）
- エ 小松大橋北見附公園倉庫（天神町）
- オ 小松市民センター備蓄倉庫（大島町）
- カ 上田運輸株式会社6号倉庫（安宅新町）

(2) 市内の備蓄品を常備する指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）は、資料編（資料8の(1)）のとおりである。

(3) 整備目標

被災者に対して効果的に備蓄品の供給が図れるよう、備蓄倉庫は避難・救援拠点となる避難所等を中心に、適正な位置に配置するとともに指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）に備蓄品を常備する。

また、備蓄品目は、小松市備蓄計画で定める重要備蓄品に重点を置いた整備に努める。

第6 医療救護活動の環境整備 消防本部、医療機関、関係各部

1 医療救護活動の環境整備

災害直後の傷病者に対する医療救護が直ちに実施できるよう、県、医師会その他関係機関に協力を求め、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、次に掲げる項目について必要な初動体制の整備を図る。

- (1) 小松市医師会と医療救護班の編成を協議し、医療救護計画を作成する。
- (2) 後方医療の収容及び搬送計画を作成する。
- (3) 救護所における医療資機材・医薬品の調達及び備蓄計画を作成する。
- (4) 広域災害・救急医療情報システムを有効に活用できる体制を維持する。
- (5) 医療救護活動の責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

2 医療品・医療用資機材の確保

応急医療活動に必要となる医療品及び医療資機材について、南加賀保健福祉センター、病院、医師会等と連携し、次に掲げる体制の整備に努める。

- (1) 医療救護に必要な医薬品及び医療資機材の備蓄を推進する。
- (2) 平時から市内の医薬品販売店等の把握に努め、緊急時の医薬品の調達が迅速に行えるよう努める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受ける傷病者のうち、重傷者については後方の医療機関への搬送が必要となるため、次に示す医療体制の整備に努める。

- (1) 南加賀医療圏では地域災害拠点病院として小松市民病院（小松市、能美市）、加賀市医療センター（加賀市）が指定されている。広域医療搬送など基幹災害拠点病院（石川県立中央病院）、他の災害拠点病院との連携の強化など市外医療機関への二次搬送ができる体制の構築に努める。
- (2) 迅速・確実な医療救護活動等実施するため、市内医療機関との連携の強化に努める。
- (3) 災害拠点病院としての強化、充実に努めるため、より施設・設備の整備、備蓄品の充足、BCPを整備し、これに基づき被災した状況を想定した研修・訓練を行う。

4 応援医療従事者の受け入れ体制

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第7 救急医療体制の環境整備

消防本部、医療機関、関係各部

1 情報収集能力の向上

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救急救助要請に迅速に対応するため、救急救助体制の強化を図る。また、市民病院等との相互の情報通信機能を確保し、特に広域災害・救急医療情報システムの効果的な活用体制を維持することにより、空床状況等の医療情報を常時把握するよう努める。

2 救急救助能力の向上

(1) 消防団

消防本部は、消防団の救急救助活動が効率的に行えるよう、次に掲げる救急救助能力の向上を推進する。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得の推進
- ウ 担架、救急医療セット等、応急手当資機材の整備の推進

(2) 自主防災組織

自主防災組織による応急救助活動が効果的に行えるよう、次に掲げる事項により能力向上に努める。

- ア 救護活動を行う救出救護班の編成と訓練の実施
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 避難行動要支援者への支援要領の習得
- エ 担架、救急医療セット、AED等の応急手当資機材の整備
- オ しみん救護員の養成

(3) 市民

市及び消防本部は、市民の応急救助能力を向上させるため、各種救命講習会等の開催を通し、次に示す教育指導の推進を図る。

- ア 軽度の傷病は、自ら手当できる程度の医薬品の準備を啓発
- イ 医療救護を受けるまでの応急手当、救命処置の習得
- ウ 献血への協力

第8 緊急輸送の環境整備 都市創造部、市長公室、関係各部

1 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路の整備を図る。
なお、市の指定する防災道路網については、本章第4節第2のとおり。

区 分	整 備 の 内 容
陸上輸送の 環境整備	市の緊急輸送道路は、県の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路としてあらかじめ指定する。また、道路管理者は、緊急輸送道路の整備推進に努める。
航空輸送の 環境整備	災害時の自衛隊や県のヘリコプターの発着場として事前指定する臨時ヘリポートの充足を促進する。また、指定した場所については、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。（資料編参照）
海上輸送の 環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した船舶の規模をあらかじめ把握する。

2 緊急輸送のための措置

(1) 緊急輸送車両

災害発生時に緊急輸送車両として使用する予定車両は、警察署を経由して公安委員会に事前届出の申請を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

(2) 緊急輸送力の確保

災害直後から必要となる生活必需品等の緊急輸送については、流通備蓄の観点から進める大手量販店との災害時応援協定に基づき、協定先との事前調整を図る。

また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討する。

輸送手段や体制については、指定公共機関等の関係機関その他市内の団体（運送事業者、トラック業者、工事関連業者等）と協力業務内容や協力方法等を協議し、災害時応援協定の締結又はその見直しを推進し、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

さらに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- ア 指定する市域4箇所の避難・救援拠点（救援物資集配拠点）を中心とした救援物資等の集配要領を検討する。
- イ 緊急輸送に係る指定公共機関や関連業者との災害時の応援協定の締結や見直しを図る。

3 臨時離着陸場の整備

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

4 道路啓開計画の作成

市は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、市は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

第9 給水活動の環境整備 上下水道局、関係各部

災害時における飲料、医療及び生活用の水の確保については極めて重要なものであり、給水活動体制の積極的な整備に努める。

1 応急給水のための救援体制の確保

災害時の応急給水については、市で備蓄する飲料水の迅速な配分に着意するほか、石川県災害対策本部及び災害時相互応援協定を締結している各市町との調整を迅速に行える体制整備に努める。

なお、発災後の応急給水に必要な水の確保目標水量（基準）は下表のとおりとする。

第1段階 災害発生～3日目まで	3リットル／人／日	生命維持に最小限必要な水量
第2段階 4日目～7日目	20リットル／人／日	炊事、洗面、洗濯等生活する上で必要な最低限の水量
第3段階 8日目以降	100リットル／人／日	通常の生活で不便であるが生活可能な必要水量
第4段階（復旧段階）	250リットル／人／日	通常の必要水量に近い水量

2 各家庭での水の確保

災害発生に伴う配水の途絶を想定し、平時から次に示した水の備蓄を各家庭に呼びかける。

- （1）1人1日3リットルの飲料水を、世帯人数に合わせ最低3日分備蓄する。
- （2）雨水貯留槽等を設置するなど、断水時の生活用水の確保を推進する。

3 協力体制の確立

災害により水道施設が各所で被害を受け、上水の供給停止域が広範囲にわたることを想定し、応急給水及び災害復旧に係わる関係機関、組織等との協力体制の確立に努める。

- (1) 近隣市町や小松管工事協同組合等、協定を締結している組織や機関との協力体制を確立する。
- (2) 自衛隊に対する応急給水の協力要請の体制を確立する。
- (3) 市民・自主防災組織に対する水の備蓄、給水方法に関する協力体制の確立に努める。

4 給水拠点や緊急用水源の確保

緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

第10 食糧及び生活必需品の確保体制の整備 市長公室、関係各部

1 市が行うべき事項

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録、定期的な更新に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等による輸送手段の確保に努める。

また、災害直後の食糧及び生活必需品等の調達について、大型量販店との協定締結を推進するほか、関係団体と協力内容や方法等について協議し、災害時における食糧及び生活必需品の確保に努める。

- (1) 指定する4箇所の避難・救援拠点を、食糧及び生活必需品を含む救援物資の集積・配送拠点（物資集配拠点）として整備する。
- (2) 集積された救援物資は、指定避難所、福祉避難所（機能強化）に配送するとともに状況に応じて備蓄倉庫に備蓄する。
- (3) 緊急物資の流通在庫調査及び調達計画の策定に努める。

2 市民が行う食糧及び生活必需品の対策

市民は、発災直後の生活を自ら確保できるよう、次の備えに努める。また、市は、災害に対する日頃からの備えについて広報等による啓発活動に努める。

- (1) 最低3日分、可能であれば1週間分の非常食を災害用として保管すること
- (2) 最低3日分、可能であれば1週間分の生活必需品を災害用として保管すること
- (3) 町内会、自主防災組織を中心とした自助・共助精神の醸成を図ること

3 備蓄に際しての配慮

備蓄に際しては、次の内容について配慮するものとする。

- (1) 女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給に配慮する。(生理用品等)
- (2) 乳幼児や子供に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
(紙オムツ、哺乳瓶、乳首、ミルク等、離乳食、アレルギーに配慮した飲食物等)
- (3) 要介護者や障がい者等に対する支援物資の備蓄・供給に配慮する。
- (4) 栄養や食事形態等、要配慮者に配慮する。
- (5) 大規模な災害に備え、十分な備蓄量の確保とともに、集中備蓄又は分散備蓄等について配慮する。
- (6) 物資の仕分け及び配送について、民間業者の活用について十分な検討を行う。

第11 健康管理活動体制の整備 健康福祉部

1 基本方針

災害時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県や医療救護等と緊密な連携を図りながら、被災者の健康管理体に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成するなど、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康推進委員等、食生活改善推進員との共同・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用錠剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理活動体制の整備

災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当対策部と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

県とともに、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第12 住対策の整備 都市創造部、関係各部

災害が直接の原因となり、住宅の滅失（全壊（焼）、流失）等が生じ、多数の市民が日常生活を維持できない居住環境下におかれることを想定し、市は次に示す項目について、平時からの住対策の整備に努めるとともに、被災者生活再建制度等の周知徹底を図る。

1 応急危険度判定士の養成

市は平時から職員の「応急危険度判定士」の資格取得を図り、被災後の建物危険度判定に対する体制の整備に努める。また、民間の有資格者についても人材の把握に努め、災害時の協力体制の整備を図る。

2 仮設住宅対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、市は建設候補地の設定（民有地を含む。）、住宅タイプ、入居者の選定基準等を事前に計画するとともに、既存の住宅等をあらかじめ指定、設定するなどして、被災者に対する仮設住宅の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

3 福祉仮設住宅対策

高齢者等の要配慮者に対しては、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その体制の整備に努める。（仮設住宅に準拠）

4 住宅供給対策

市は平時から仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の状況把握に努め、災害時の住宅供給が円滑に実施できる体制の整備に努める。

5 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、市民に対して、被災者が受けることのできる住宅の修理内容及び範囲の周知を図る。

第13 文化財等に対する整備 国際文化交流部、関係各部

市は、文化財の実態を把握するとともに、文化財所有者又は管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導する。また、次に掲げる防災対策に取り組むことで、文化財に対する防災意識の啓発を図り、文化財及び観光客をはじめとする来訪者の安全確保に努める。

文化財施設	1 文化財建物の管理状況、危険建物等の実態把握に努める。 2 消防水利の確保等、防災関連施設の配備点検を図る。 3 防災訓練を実施し、来訪者の安全確保体制を整える。
史跡・名勝等	1 崩壊・倒木等による危険箇所の把握に努める。 2 所有者・管理者に可能な修理補強等の指導を図る。
文化財保護	1 文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努める。

第14 市が保有する情報の安全管理 総合政策部、関係各部

市の所有するコンピュータシステムについては、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

第15 罹災証明書等の交付体制の整備 市長公室、関係各部

市は、罹災証明書の交付が速やかに行われるよう平時から次の措置を講ずる。

- 1 被害調査や罹災証明書交付が円滑かつ速やかに行われるよう、要綱の整備、職員の育成等、実施体制の整備を図る。また、応急危険度判定担当部局と連携し、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努める。
- 2 広域災害発生時に被災市町間で調査判定方法等にばらつきが生じないように、近隣市町間における連携を図るとともに、関係機関との応援受援ネットワークの強化を図る。
- 3 調査に必要な傾斜器等の資機材の備蓄、調査交付に必要なデジタル機器や調査員移動車両等の調達手段の確保、交付会場や作業空間等の確保を図る。
- 4 先導的な事例やGIS、タブレット端末、被災者支援システムなどICTの活用等を検討し、手続きの迅速化や利便性の向上に努める。
- 5 被災者に対して支援策の全体像や活用可能な支援策を分かりやすく伝達することができるよう、申請窓口のワンストップ化など、一元的に対応できるような取組を推進する。

第16 被災者支援システムの有効活用 市長公室、関係各部

災害発生時、直ちに被災者を救護・支援し、被災者の生活再建に向けて、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行う必要がある。

そのため、被災者支援システムを有効に活用し、被災者情報を一元的に管理することにより、必要となる膨大な行政事務を効率的に行い、被災者支援、復興・復旧業務を円滑に実施できるよう、平時から演練し、システムを稼働させて体制の維持・整備に努める。

第17 こころのケア実施体制の整備 健康福祉部、関係各部

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、さらに医療機関の被災やライフラインの機能停止により、被災した住民は災害時のストレス、死の恐怖や絶望感等の精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市及び精神科医療機関は、避難所におけるこころの相談所の設置や巡回診療等の実施について、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

また、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障がい者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

第18 避難生活における良好な生活環境の整備**健康福祉部、水道局、****経済環境部、市長公室、関係各部****1 仮設トイレの確保・管理体制の整備**

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保することが必要である。

このため、次の内容に配慮して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定に努める。

- (1) 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、トイレカー・トイレトレーラー・仮設トイレのレンタルのための協定締結等を平時から進める。
- (2) 災害発生時の避難所のトイレを、どのような組合せで選択するかは、ライフラインの状況、設置場所に加えて、災害発生からの時間の経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件により、適したものを選ぶ。
- (3) 仮設トイレについては、平時から、国で標準化されている快適トイレ仕様を公共工事においても標準化し、災害時にはできる限り快適トイレを調達するよう努める。また、快適トイレに限らず、照明の確保による安全対策、手洗い等の衛生対策、バリアフリーに取り組む。
- (4) 最終的にスフィア基準等を確保するよう、段階的な確保に努め、女性用と男性用の割合が3：1となるように想定避難者数に応じて対応する。

なお、県では以下の整備が進められているため、市は、県と連携し避難者の生活環境の整備に努める。

- (1) トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものについて、各地域に分散整備・備蓄するよう努める。
- (2) 避難生活の環境向上に必要な大型資機材の整備に努める。
- (3) トイレカー・キッチンカー等については、国が登録・データベース化したものを活用する。
- (4) 物資の分散備蓄については、国の分散備蓄状況を踏まえ検討するものとする。

2 食事の質の確保

避難者への食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保についても配慮することが必要である。

そのため、提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしながら検討する

また、温かい食事を速やかに提供するため、ボランティア等による炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、キッチンカー等の活用、特定給食施設（特に学校給食室）の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、キッチンカー等関係事業者との協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築する。

なお、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所となっている学校の給食室等における炊事する場の確保、炊き出し設備の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進める。

3 生活用水の確保

入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応する。

なお、スフィア基準に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を50人に1つ設け、男女別に提供するよう努める。

第19 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援体制の整備 市長公室、 健康福祉部、関係各部

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

さらに、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第20 応援職員等の活動環境整備 市長公室、総合政策部、関係各部

市は、応援職員等、被災者の援護に従事する者が円滑かつ効率的に活動を行うことができるよう、国（内閣府）が整備する災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等のデータベースを活用し、迅速にトイレや宿泊場所を確保するなど、活動環境の整備に努める。

第21 防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用 市長公室、 関係各部

市は、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の共有化を図るため、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用するとともに、新物資システム（B-PLo）への拠点毎の備蓄物資の品目・数量、物資拠点情報の定期的な更新登録を行う。

また、これらのシステムを災害時に活用することができるよう、訓練や研修機会を積極的に活用して操作習熟に努めるとともに、関連する職員が平時からの訓練や研修に参加することができる環境の整備に努める。

第22 孤立集落対策

**市長公室、都市創造部、経済環境部、総合政策部、
消防本部、関係各部**

中山間地域など、地震の際、土砂崩れ等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行うとともに、県と連携して孤立集落対策を実施する。

- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
- (2) 衛星通信等の通信手段の確保
- (3) 集落防災拠点施設の確保
- (4) 資機材（電源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- (5) 地域住民による自主防災組織の設立
- (6) ヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）

1 孤立が予想される集落

市では石川県地震被害想定で想定されている斜面災害の発生率や道路橋梁被害の程度から、道路閉塞によって指定避難所に行くことができない孤立する可能性がある集落を把握している（16地域、令和8年3月現在）。

市は、今後も以下に示す孤立のおそれのある集落の例を参考に道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。また、県、警察、消防、河川国道事務所、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

【孤立のおそれのある集落の例】**(1) 道路状況**

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- イ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所

土砂災害、雪崩等の発生危険箇所については、資料編（資料6の(1)(4)）のとおりである。

3 各集落との通信の確保方法

- (1) 孤立するおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長、消防団員等）を災害情報連絡員として、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関が

ある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

(3) アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

(4) 市が整備している防災行政無線（デジタル簡易無線）の活用のため、孤立するおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。

4 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況

集落が孤立した場合、救援が届くまでの間、住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。そのため、孤立のおそれのある集落内において、情報通信設備、非常用電源、トイレ、毛布等の備蓄の整備など環境整備に努める。

5 各集落のヘリポート適地

孤立のおそれのある集落において、可能な場合は、救出・救助や物資投下のためのヘリコプター臨時離着陸場（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保し、平時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

6 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

孤立が予想される地域の企業・事業所等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努める。

7 住民の役割

(1) 孤立が予想される地域の住民は、最低3日間分、可能であれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努める。

(2) 地震発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努める。

第23 復興事前準備の実施 **市長公室、都市創造部、総合政策部、関係各部**

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

第6節 要配慮者対策への日頃の備え

市及び福祉関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら要配慮者を各種災害から守るための施策を積極的に推進する。

第1 在宅の要配慮者への配慮 市長公室、健康福祉部、社会福祉協議会、市民

1 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン等の整備

高齢化社会を迎え、要配慮者の安全施策を積極的に推進させることが必要であることから、特に住宅密集地における避難路の整備に加え、国や県の示す要配慮者対策に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難行動要支援者名簿の有効活用、その他自主防災組織の効果的な活動等による避難行動要支援者の避難等の安全確保体制を整備する。

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平時から県との連携及び民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、町内会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- (1) 国や県の示す要配慮者に係る避難支援プラン（全体計画）に基づき避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成・管理する。
- (2) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、常に最新のデータの維持・更新に努める。また、積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。
- (3) 避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 聴覚障がい者世帯には、FAXやICTを利用した一斉同報通信を効果的に活用できる体制を図る。
- (5) 自主防災組織等の地域住民による自助・共助の重要性を啓発し、地域ごとの支援体制の確立に努める。

2 個別避難計画の作成

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等に関する個別避難計画の作成に努める。特にハザードマップ上で危険な地域にお住まいの介護を要する方々など、個別避難計画作成の優先度が高いと判断する者から作成する。

市は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、個別避難計画の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。また、要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も検討する。

なお、作成に当たっては、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、NPO、企業等、様々な関係者と連携して取り組む。

3 個人番号（マイナンバー）の利用

災害対策法に基づき、市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、個人番号（マイナンバー）を利用することができる。県では、以下の取り組みが進められているため、市は、県と連携し個人番号（マイナンバー）を活用した記載情報の取得など、事務負担の軽減や実効性のある避難支援等に努める。

- （１）避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとする。
- （２）被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保険医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

4 要配慮者の避難生活における環境整備

要配慮者の避難生活には、様々な障害が発生することを考慮し、各関係機関は次の点に留意し、要配慮者へ配慮した避難所の確保・整備に努める。

- （１）要配慮者の避難所として社会福祉施設等を優先的に提供できる体制の整備を推進する。
- （２）避難所における情報伝達、障がい者用トイレ、バリアフリー化等、施設の整備を推進する。
- （３）手話通訳や障がい者の介護ができる人材の確保・育成に努める。

5 防災マップ・避難行動要支援者避難支援マップの作成

要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

また、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

6 緊急通報システムの整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

7 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、市の広報紙等により防災知識の啓発を行うほか、地域の防災訓練への参加を促すよう努める。

8 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

高齢者や障がい者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、社会福祉施設への緊急入所や医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設等における対策の推進

こども家庭部、健康福祉部

社会福祉協議会、各施設管理者

1 施設の防災体制整備

施設の管理者は、あらかじめ施設内における防災組織体制を整え、施設職員の任務分担、動員基準、緊急連絡網の確保等をマニュアル化するなど体制作りに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 防災設備の整備と備蓄の推進

施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を向上させるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、ライフラインの停止を想定しあらかじめ、食糧、飲料水その他生活必需品の備蓄を行う。

また、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を備える施設については、その設置場所を工夫する。

3 防災教育、防災訓練の充実

施設の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害対処時取るべき行動についての理解、関心を高めるため、施設の職員に対する防災教育を行う。また、特に職員が少ない夜間において災害が発生した場合を想定した入居者等の避難誘導について、施設の実情に応じて手順を確立し、職員、入居者に徹底しておく。

第3 外国人及び来訪者に対する対策

総合政策部、市長公室、行政管理部、関係各部

関係事業者

1 事業者における対策

市及び外国人を雇用している事業者は、言語、生活習慣、防災意識の異なる市域在住の外国人が災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災知識の普及や防災訓練への参加の推進に努める。

2 案内板等の表示

地理に不慣れな外国人の安全を確保するため、避難所案内板等についてはローマ字又は外国語を併記するよう努める。また、温泉街、ＪＲ小松駅あるいは小松空港等、県外からの来訪者が多く訪れる施設では、施設管理者の責任の下、避難誘導を主体とした防災訓練を実施する。また、避難誘導標識及び避難所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するなど、来訪者の安全確保を図るものとする。

3 ガイドブック等の有効活用

国等から定期的に配布される外国人対応型防災用ガイドブックやスマートフォンの多言語防災アプリ等を有効に活用するなど、災害時の基本的な行動要領について容易に理解できるような種々の施策を推進する。

4 石川県災害多言語支援センターの周知

石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、ＳＮＳ等を活用した情報の周知に努める。

第4 障がい者に対する対策 **健康福祉部、市長公室**

市は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を充実させ、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備を推進し、その他の必要な施策を講ずる。

第7節 水害への予防

水害を予防するため、治山治水事業の促進、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、小松市水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。

さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。市は、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

第1 水防計画に基づく危険区域の監視 都市創造部、関係各部

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は小松市水防計画に定める指定河川（手取川、梯川、前川、八丁川、鍋谷川）に水防警報が発せられたときは、小松市水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、別に定める。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

第2 農業用排水路、ため池等の点検 経済環境部、関係各部、関係事業者

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、市は、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図り、ため池の耐震化や統廃合などを推進するものとする。

第3 水防資機材の点検配備 都市創造部、関係各部

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は小松市水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。

第4 水防作業人員の確保 **都市創造部、関係各部**

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は小松市水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、小松市水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。

水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第5 雨量及び水位情報の入手 **都市創造部、市長公室、関係各部**

水防管理団体等の関係機関は、「石川県河川総合情報システム」等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

第6 避難準備措置の確立 **都市創造部、市長公室、関係各部、施設管理者**

1 避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は小松市水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

なお、手順の細部は、年度ごとに市が作成する防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとし、避難指示等の判断基準やその伝達についてもあらかじめ定めておく。

2 市地域防災計画において定める事項

市は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法
 - ア 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの

3 洪水ハザードマップの作成

市は、国及び県からの浸水想定区域に関する情報に基づいて、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市地域防災計画に定められた、上記2の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に周知するものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

4 企業防災の促進

- (1) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、さらに自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

第7 地下空間の浸水対策 都市創造部、関係各部、施設管理者

- (1) 市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

第8 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

都市創造部、市長公室、関係各部、
施設管理者

1 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

2 防災訓練の実施

- (1) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。なお、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第8節 風害への予防

風害の予防は防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

第1 防災林造成事業による防除 都市創造部、経済環境部、関係各部、施設管理者

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

これらの海岸砂地に対して風による飛砂及び砂丘の移動を防止し、潮害を防ぐとともに、公共施設、農耕地、人家等の被害をなくするよう努める。

第2 小型船舶の事前避難措置 経済環境部、関係各部、関係事業者

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険の察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

第3 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置 都市創造部、関係各部、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて市長はそれぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。

(1) から (3) までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の現在者に対して市長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

第4 高波による被害の防除措置 都市創造部、経済環境部、関係各部、施設管理者

市長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、水害計画に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。

第9節 雪害への予防

本市は、豪雪地域に位置し、特に湿潤で重い積雪特性に十分留意し、予防体制の確立と雪害に強い総合的なまちづくりの推進が求められる。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

第1 道路施設等の整備 **都市創造部、関係各部**

道路雪害予防のための道路施設の整備及び道路除雪のための除雪機械の整備に努める。

第2 雪崩防止施設等の整備 **都市創造部、経済環境部、関係各部**

雪崩危険箇所（雪崩危険箇所：資料編参照）等で、雪崩の発生する恐れのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努める。

第3 道路除雪体制の整備 **都市創造部、関係各部、関係事業者**

積雪時の道路交通の確保を図るため、「小松市降雪対策計画」に基づき、市及び市内業者の除雪機械及び要員の確保等除雪体制の整備に努める。

第4 雪害被害防止のための措置 **都市創造部、経済環境部、関係各部**

沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木等を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採するなど、被害の予防に努める。

第5 地域の絆、共助による除雪力の向上 **市長公室、行政管理部、こども家庭部、健康福祉部、消防本部、教育委員会**

降積雪時には、町内会、自主防災組織、PTA・保護者会など、市民協働により狭隘な生活道路や通学路、歩道の除雪力の向上を図ることが必要であり、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。また、高齢者等の要配慮者が居住・利用する住家・施設等に対する屋根雪おろしなどの支援体制づくりに努める。

第6 雪害予防の広報活動

市長公室、都市創造部、上下水道局、消防本部、関係各部

雪などによる被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ関係防災機関等が、凍結・降積雪等に関する知識と各自の防災対応について、日ごろから習熟しておくことが不可欠であることから、おおむね次の事項について市ホームページ等を活用し、事前の市民に対する広報活動に努める。

さらに、積雪状況に応じ、除雪状況、事故・渋滞情報等のタイムリーな情報発信に努める。

- (1) 不要不急の外出の自粛
- (2) 冬用タイヤの早期交換
- (3) 路上駐車禁止
- (4) 水道管の凍結対策
- (5) 水道水、地下水の節水
- (6) ゴミ集積場、消火栓、防火水槽周辺等の除雪
- (7) 通学路の安全確保
- (8) 除雪作業、雪下ろし中における事故防止
- (9) 車内における一酸化炭素中毒の危険性
- (10) 大雪時における企業への時差出勤や部分休業の要請
- (11) 食料等家庭内備蓄の推進

第10節 特殊災害への予防

第1 地盤災害の予防 市長公室、経済環境部、都市創造部、消防本部、関係各部

土石流、地すべり、崖崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、市はこれら危険箇所の現況を把握し、区域の指定、管理（国、県）、警戒避難体制の確立（市）、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等、国、県と連携して総合的な対策を推進するよう努める。

1 地盤災害の危険区域の指定及び周知

市及び県は、地盤災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の措置を講じて関係住民等に周知する。

- （1）県は、危険箇所に係る資料を市に提供するとともに、市の協力を得て危険箇所の現況を調査の上、危険区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置する。
- （2）市は、指定された危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を市地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- （1）市は、県の土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に係る事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に係る事項
- カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に係る事項

- （2）市は、前項エに記載する事項を定めるときは、市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

- (3) 市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所等、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。
- (4) 市及び県は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

3 警戒体制の確立

- (1) 市は、県と合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。
- (2) 市は、レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、崖崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。
また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、定めておく。
なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量把握に努める。

4 避難体制の確立

市長は、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。レベル4土砂災害危険警報が発表された場合の対策、手順の細部は、年度ごとに市が作成する防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとし、避難指示等の判断基準やその伝達手段についてもあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定めるとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

5 地盤災害防止施設の整備、促進

- (1) 治山事業の促進
重要流域の荒廃地の復旧に重点をおき、最近の災害荒廃地については、緊急度を勘案しつつ復旧の促進を図る。
また、崩壊危険区域等については、災害の未然防止と流域の保全を期するための治山事業を促進する。
- (2) 土砂災害防止対策の促進
土砂災害防止法に基づき指定された市域の土砂災害警戒区域で、特に人家等若しくは公共施設等が所在する区域の災害防止に向けた施策を積極的に推進する。
(市域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、資料編「土砂災害警戒区域」参照)

6 指定区域内の住宅に対する災害予防

(1) 住宅移転事業の促進

危険箇所に住居する者に対し、市は土砂災害の危険性を周知し、危険度の高い区域からの住宅移転の促進を図る。

(2) 宅地造成等災害予防

宅地造成により、崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生のおそれのある区域に対して宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき宅地造成等工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、崖崩れ又は土砂の流出防止を図る。

第2 林野火災の予防 経済環境部、消防本部、関係各部

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであることから、市は国、県、関係機関と相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。また、林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

1 林野火災の予防対策

(1) 林野所有（管理）者

- | |
|---|
| ア 防火線、防火樹帯の設置
イ 自然水利の活用等による防火水槽等の消防水利の確保
ウ 火災多発期や火災注意報・警報発令時の見回りの強化 |
|---|

(2) 一般入山者等

市は、登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、住民に対し、林野火災防止のための指導及び啓発に努めるものとする。

2 林野火災予防計画の作成

消防本部は、林野火災が発生した場合において関係機関と緊密な連携を確保し、遅滞なく消火活動等を行うため、市域の森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び施設の状況等を調査・検討し、次の事項についてあらかじめ計画を作成しておく。

(1) 特別警戒実施計画 (2) 消防計画 (3) 資機材整備計画	(4) 防火訓練の実施計画 (5) 啓発運動の推進計画

3 林野火災の警戒

(1) 林野火災注意報・警報の発令

ア 林野火災注意報

注意報の発令指標は、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であった場合とし市長が発令し、火の使用制限を課することができる。（努力義務）。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能とする。

イ 林野火災警報

警報の発令指標は、注意報の指標に加え、強風注意報が発表された場合とし、市長が発令し、火の使用制限を課することができる。（義務）

(2) 入山者、林内事業者に対する措置

ア たばこ、たき火等による失火防止についての啓蒙

イ 火災防止看板の設置

ウ 林野火災の発生危険時期の入山制限

エ 火入れ方法の指導及び火入れ時の届出（消防長）の徹底

オ 林内事業者による、火気取扱責任者の選任及び消火設備整備の推進

カ 林野火災注意報及び林野火災警報発令時における林野の火入れ行為（野焼き等）の制限・禁止命令

(3) 林野火災に対する警戒の強化

林野火災注意報を発令した場合は、防災行政無線やインターネット媒体等を活用して市民に注意喚起を行うとともに、警報発令時には、消防本部及び消防団が巡視警戒を実施する。

(4) 空中消火資機材の活用

林野火災に対し、地上での防ぎょが困難な場合、人命の危険、人家への延焼危険、その他重大な事態を避けるため、空中消火資機材を活用した消火を行う。

なお、空中消火は、石川県への要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うことで実施する。

第3 干ばつ災害の予防 経済環境部、上下水道局、消防本部、関係各部

1 生活用水の確保

異常気象により、生活用水が不足する状態が生じた場合、次の対応を行う。

(1) 喝水が予想されるときは、市民に節水協力を強く求める。

(2) 上水道の水圧低下に伴う断水地域に対しては、応急給水を実施する。

(3) 水源（井戸等）の枯渇による断水が生じた場合、応急給水を実施する。

2 防火対策

異常渇水に伴う水源の枯渇や乾燥時に火災が発生した場合、大規模な災害に発展する危険性が高い。したがって、防火体制の強化及び下記に示す消防水利の確保に努める。

(1) 耐震性貯水槽の設置

(2) 給水タンク車の配備

(3) 消火栓の給水確保

3 渇水対策

市は、市民生活や各種機能の維持のために水道の果たす役割は極めて大きいことから、気象情報等により渇水のおそれがある場合の対応要領について、事前に十分な対策を講じておく。

(1) 渇水状況の把握

関係機関との連携を密にし、気象情報、河川流況、需要予測等に関する的確な情報収集を行う。

(2) 体制の整備

上下水道局長は、渇水の状況により必要に応じ渇水対策本部を設置するものとし、あらかじめそのために必要な体制、対応要領の基準について定めておくものとする。

(3) 給水制限等基準の設定

上下水道局長は、下記を基準に、あらかじめ渇水の状況に応じた給水制限等の基準を定めておくものとする。

段階区分	制限区分	備 考
第1段階	自主制限	市民、事業者等に水使用の節約を呼びかける。
第2段階	給水制限	給配水系統のポンプやバルブ調整で水圧、水量を制御し、全体の消費量を抑える。
第3段階	時間給水	給水時間帯を制限し、ある一定時間配水停止を行う。

なお、上記制限の実施に当たっては、事前広報及び所要の調整を十分に行うものとする。

第4 噴火災害の予防 市長公室、経済環境部、都市創造部、消防本部、関係各部

白山は、気象庁より噴火警報等が発表される火山であるので、噴火等の異常時における情報伝達体制や事前措置などをあらかじめ定めておき、応急措置の円滑化を図る。

1 異常気象の通報義務

第2章第2節「災害情報の収集・伝達」計画による。

2 噴火警報等の発表と通報

第2章第2.7節「噴火災害対策」による。

3 事前措置及び応急措置

(1) 市及び関係機関は、火山現象による被害が生じるおそれがあると認めるときは、登山を制限及び禁止するなど必要な措置をとる。

(2) 市は、火山現象による負傷者等の捜索、救出及び救護を行う場合、警察及び消防機関及び災害現場にある者の協力を得て実施する。

(3) 市、警察及び関係機関は、火山現象による被害を防止するために必要な避難、医療、交通規制等に関する計画を推進する。

4 防災知識の普及

市は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知する。

第5 農林水産災害の予防 経済環境部

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害の防止の指導を徹底する。

2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の水位や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稻

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別推理計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施や畔際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病虫害発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時は速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想されるときは、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれがあるときは、あらかじめ栽培施設の補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園に当たっては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれがあるときは、あらかじめ栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による受胎の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈り取り、施肥を控え、やむを得ず刈り取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素飼料の追肥などを行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があった時は、サイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土壌及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による災害の未然防止に万全を図る。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導促進する。

5 水産施設災害予防対策

(1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいため、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。

(2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。

(3) 事故又は原因不明による油の流出等、漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

第11節 原子力事故対策

第1 基本的な考え方

志賀原発・敦賀原発と小松市はおおむね80kmの距離があるため、小松市は予防的防護措置を準備する区域（PAZ：おおむね5km）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：おおむね30km）、プルーム（放射能雲）通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：おおむね50km）のいずれにも含まれない。

そのため、大規模な原子力災害が発生した場合でも、小松市では大きな影響は少ないと考えられるため、本節においては、主に市民への情報提供や原発周辺市町の避難住民に対する対応を扱うものとする。

第2 通信連絡体制の整備

市は、県等と連携して、相互に原子力災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、電話、FAX及び防災行政無線等による通信連絡設備の充実強化に努める。

特に、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

1 通信連絡体制の確立

市は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努める。

また、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努める。

2 市民等に対する情報伝達設備の整備

（1）市は、緊急時において、住民等に対して、被災者の危機回避のための情報を含めた確かつ分かりやすい情報を迅速に伝達するため、地域の実情に応じて、防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者をあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

（2）市は、緊急時において、石川県漁業協同組合小松支所等に対して、周辺海域で操業する所属漁船へ災害情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する体制を整備する。

（3）市は、市民からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等を整備する。

3 市職員の通信連絡体制の確認

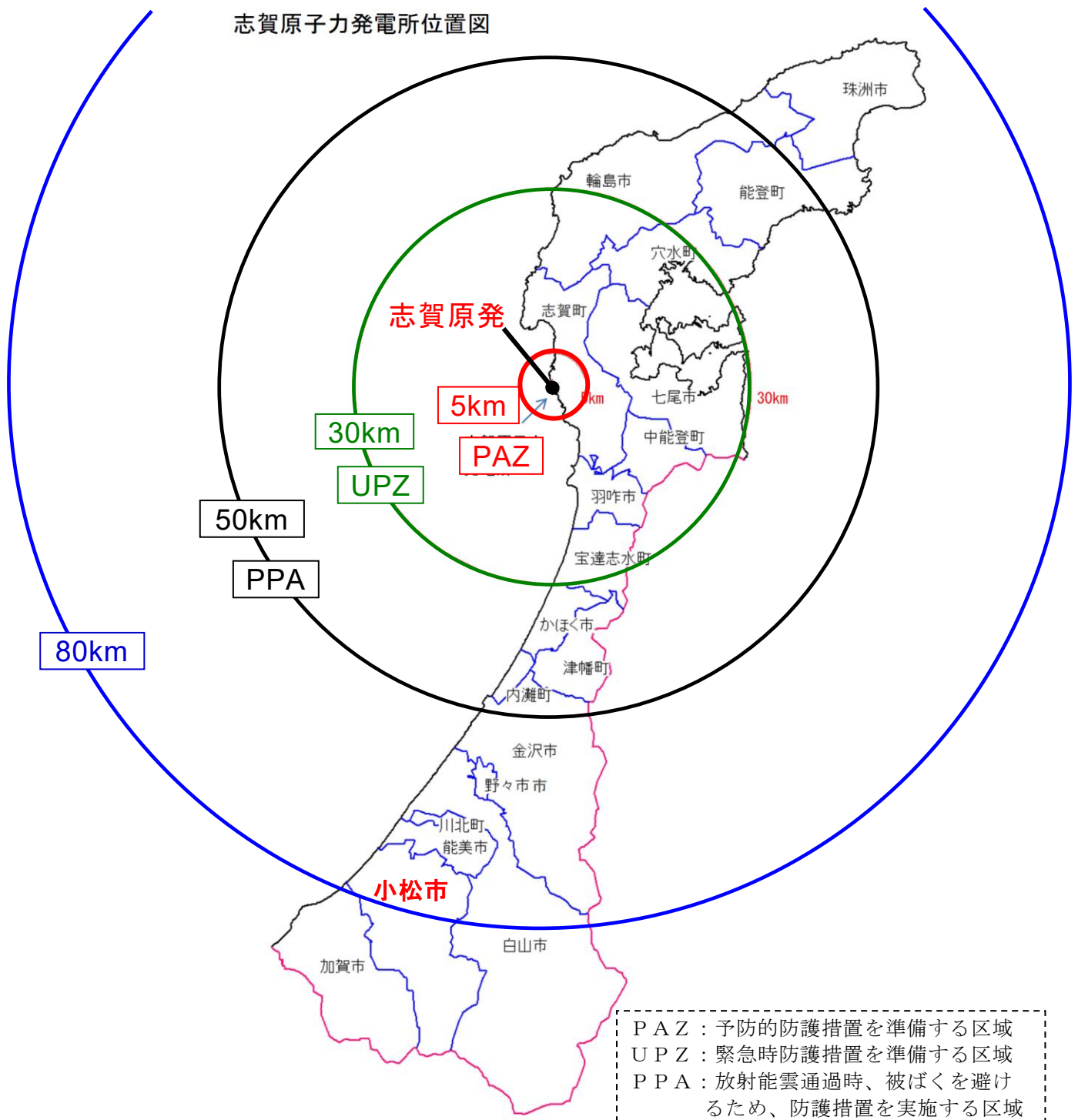
市は、次の事項を盛り込んだ職員初動マニュアル（全災害共通）により、日頃から次の事項についての確認を行う。

- (1) 緊急時の配備計画
- (2) 緊急時の連絡体制
- (3) 緊急時の各職員の担当業務
- (4) その他必要事項

第3 災害時における小松市の役割

原子力災害が発生した際には、大量の避難者が発生する可能性があるため、市は、緊急避難先のバックアップ市として、避難所の確保及び受入れ体制の充実に努める。

なお、原子力事故の際の、県内の受入れ市町及びバックアップ市町は、第2章第30節「原子力事故対策」にて扱う。



第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制			頁
第1	応急活動組織の整備	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 7 9
第2	職員の参集・配備	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 8 2
第3	事務分掌	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 8 4
第4	市長の事前措置及び応急措置	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 9 2
第2節 災害情報の収集・伝達			
第1	実施体制	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 9 4
第2	災害情報の収集	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 3
第3	災害情報の伝達	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 3
第4	災害情報等の集約	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 5
第5	被害の判定基準	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 5
第6	通信連絡網の確保	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 8
第7	県及び関係機関への報告・通報	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 0 9
第3節 災害広報			
第1	災害情報の広報	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 0
第2	被害・復旧状況の広報	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 3
第3	報道機関への対応	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 4
第4節 消防活動			
第1	消防活動の体制	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 5
第2	消防活動の優先順位	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 5
第3	火災防ぎょ活動	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 6
第4	消防応援部隊に対する派遣要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 7
第5	惨事ストレス対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 7
第5節 相互協力・応援要請			
第1	応援要請の決定	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 8
第2	自衛隊への災害派遣要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 1 9
第3	緊急消防援助隊の応援要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 0
第4	県及び他市町への応援要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 0
第5	応援要請の方法	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 0
第6	指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 3
第6節 救急・救助活動			
第1	実施体制	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 4
第2	惨事ストレス対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 4
第3	医療救護活動	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 4
第4	災害救助法による措置	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 4
第7節 災害医療及び救急医療			
第1	初動対策期の応急医療	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 5
第2	緊急対策期以降の医療救護	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 2 8
第8節 水防活動及び土砂災害対策			
第1	水防活動	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 3 0
第2	土砂災害対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 3 0
第9節 災害救助法の適用			
第1	災害救助法の適用基準	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 3 2
第2	災害救助法の適用手続き	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 3 4
第10節 災害警備及び交通規制			
第1	災害警備	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 3 9
第2	交通規制	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 4 0

第11節 緊急輸送		
第1 緊急輸送道路の機能確保	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 4 1
第2 緊急輸送車両等の確保	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 4 3
第3 輸送計画の立案	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 4 4
第12節 住民の避難及び警戒区域の設定		
第1 避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 4 7
第2 警戒区域の設定	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 4
第13節 避難所の開設・運営		
第1 避難所の開設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 5
第2 避難所の運営	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 6
第3 避難者への配慮	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 8
第4 避難者の居住環境の確保等	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 9
第5 避難所の統合・設置の終結	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 5 9
第6 広域避難対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 0
第7 帰宅困難者対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 0
第8 避難所外避難者対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 1
第14節 給水活動		
第1 給水活動のための準備	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 2
第2 給水活動要領	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 3
第3 その他の飲料水の調達	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 4
第15節 食糧対策		
第1 食糧需要の把握	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 5
第2 食糧の確保	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 6
第3 食糧の集積・分配	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 7
第4 食品供給機能の復旧支援	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 6 9
第16節 生活必需品対策		
第1 生活必需品の需要把握	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 0
第2 生活必需品の確保及び支援要請	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 1
第3 生活必需品の集積及び配分	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 1
第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬		
第1 行方不明者の搜索	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 3
第2 遺体の検案、安置、埋葬等	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 4
第18節 公共公益施設等の応急対策		
第1 市有設備・施設等の応急対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 5
第2 上水道施設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 6
第3 下水道施設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 7
第4 その他のライフライン施設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 7
第5 道路・橋梁施設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 8
第6 河川・海岸・法指定区域の対策	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 8
第7 農地・農業用施設、治山施設等	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 9
第8 その他の公共施設	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 7 9
第9 障害物の除去	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 8 0
第19節 防災ボランティア活動の支援		
第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 8 1
第2 防災ボランティアの受け入れ	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 8 1
第3 災害ボランティア活動拠点の確保及び資機材の提供	・ ・ ・ ・ ・	一般災害 1 8 3

第20節 要配慮者の安全確保		
第1 要配慮者の安全確保に係る活動	・・・・・・・・	一般災害 1 8 4
第2 外国人の安全確保	・・・・・・・・	一般災害 1 8 5
第3 来訪者の安全確保	・・・・・・・・	一般災害 1 8 5
第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施	・・・・・・・・	一般災害 1 8 6
第21節 防疫、保健衛生対策		
第1 食中毒の予防	・・・・・・・・	一般災害 1 8 7
第2 避難所の保健衛生	・・・・・・・・	一般災害 1 8 7
第3 被災地の防疫活動	・・・・・・・・	一般災害 1 8 8
第4 検病検査及び健康診断	・・・・・・・・	一般災害 1 8 9
第5 感染症対策	・・・・・・・・	一般災害 1 8 9
第22節 し尿処理及び廃棄物等の処理		
第1 し尿処理	・・・・・・・・	一般災害 1 9 0
第2 生活ゴミ及び災害廃棄物の処理	・・・・・・・・	一般災害 1 9 1
第23節 住宅の応急対策		
第1 建物の応急危険度判定	・・・・・・・・	一般災害 1 9 4
第2 被災住宅に対する対応	・・・・・・・・	一般災害 1 9 5
第3 住宅の確保対策	・・・・・・・・	一般災害 1 9 6
第4 障害物等の除去	・・・・・・・・	一般災害 1 9 8
「参考」住宅確保等の種別一覧	・・・・・・・・	一般災害 1 9 9
第24節 文教対策		
第1 文教施設の応急復旧対策	・・・・・・・・	一般災害 2 0 0
第2 応急教育	・・・・・・・・	一般災害 2 0 1
第3 避難所協力	・・・・・・・・	一般災害 2 0 3
第4 文化財対策	・・・・・・・・	一般災害 2 0 3
第25節 雪害対策		
第1 多雪地域としての市域の自然環境等	・・・・・・・・	一般災害 2 0 4
第2 市及び関係機関の行う雪害対策	・・・・・・・・	一般災害 2 0 6
「参考」過去の雪害	・・・・・・・・	一般災害 2 0 8
第26節 航空機災害応急対策		
第1 情報連絡体制	・・・・・・・・	一般災害 2 2 0
第2 救出救護及び消防活動	・・・・・・・・	一般災害 2 2 0
第3 広報活動	・・・・・・・・	一般災害 2 2 1
第4 航空機災害が発生した場合の対応	・・・・・・・・	一般災害 2 2 1
第27節 噴火災害対策		
第1 火山情報	・・・・・・・・	一般災害 2 2 2
第2 火山情報が発表された場合の対応	・・・・・・・・	一般災害 2 2 5
第28節 特殊災害対策		
第1 特殊災害の種類	・・・・・・・・	一般災害 2 2 6
第2 連絡体制	・・・・・・・・	一般災害 2 2 6
第3 応急対策の実施	・・・・・・・・	一般災害 2 2 7
第29節 その他の対策		
第1 こころのケア活動	・・・・・・・・	一般災害 2 2 8
第2 健康管理活動	・・・・・・・・	一般災害 2 2 8
第3 危険物の応急対策	・・・・・・・・	一般災害 2 2 9
第4 危険動物の逸走対策及びペットの保護	・・・・・・・・	一般災害 2 3 0

第30節 原子力事故対策		
第1	通報連絡体制	一般災害 2 3 2
第2	初動体制の確立	一般災害 2 3 2
第3	緊急時の措置	一般災害 2 3 2
第4	住民に対する広報及び指示伝達	一般災害 2 3 2
第5	避難対策	一般災害 2 3 3
第6	飲食物の摂取制限に関する措置	一般災害 2 3 4
第7	応援協力活動	一般災害 2 3 4

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急体制

第1 応急活動組織の整備 市長公室

1 災害対策本部

災害が発生又はそのおそれが生じた場合の迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、必要に応じ「小松市災害対策本部」を設置する。

ここでは、その設置基準及び組織体制について定める。

(1) 設置基準（震災時にも適用）

- ア 市域で台風・集中豪雨・洪水・雪害・火災・爆発・火山災害その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき
- イ 市域で震度5強以上の地震が発生したとき（※自動設置）
- ウ 大津波警報が加賀に発表されたとき（※自動設置）
- エ 市域で震度5弱以上の地震又は津波が来襲し、被害程度から市長が災害対策本部の設置の必要を認めたとき
- オ 災害救助法が適用されたとき（※自動設置）

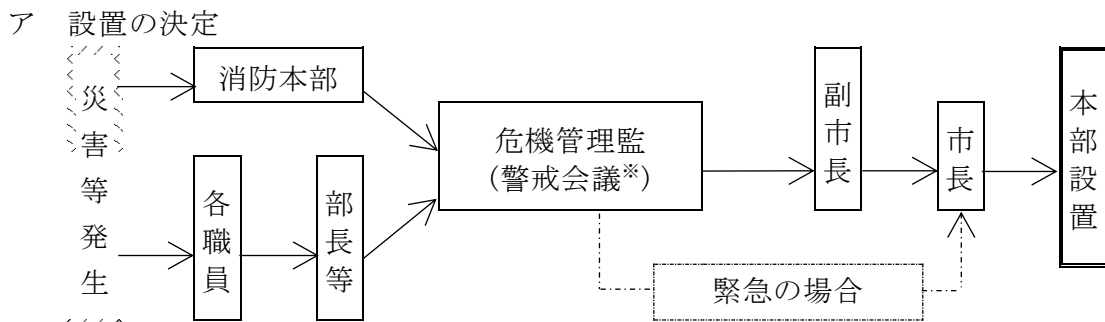
(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として小松市役所2階 防災対策室内に設置する。ただし、庁舎内に設置する事が不可能な場合は、次の順位に従い設置する。

第1位 小松市消防本部

第2位 小松市民センター

(3) 災害対策本部の設置又は終結の決定



※必要に応じ各部局長以上で構成する警戒会議を設ける。

イ 災害対策本部体制の終結

市長は災害の危険がなくなった場合又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めた場合に災害対策本部体制を終結する。また、災害対策本部体制の終結の決定経路は設置時に準ずる。

(4) 災害対策本部の設置・体制終結の通知

災害対策本部を設置又はその体制を終結した場合、速やかに各関係機関等に通知するとともに、市民に対して公表する。

市民への公表については、他の情報伝達に合わせて行うほか、庁舎入り口に「小松市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所等を明示し、市民等からの問い合わせの便宜を図る。

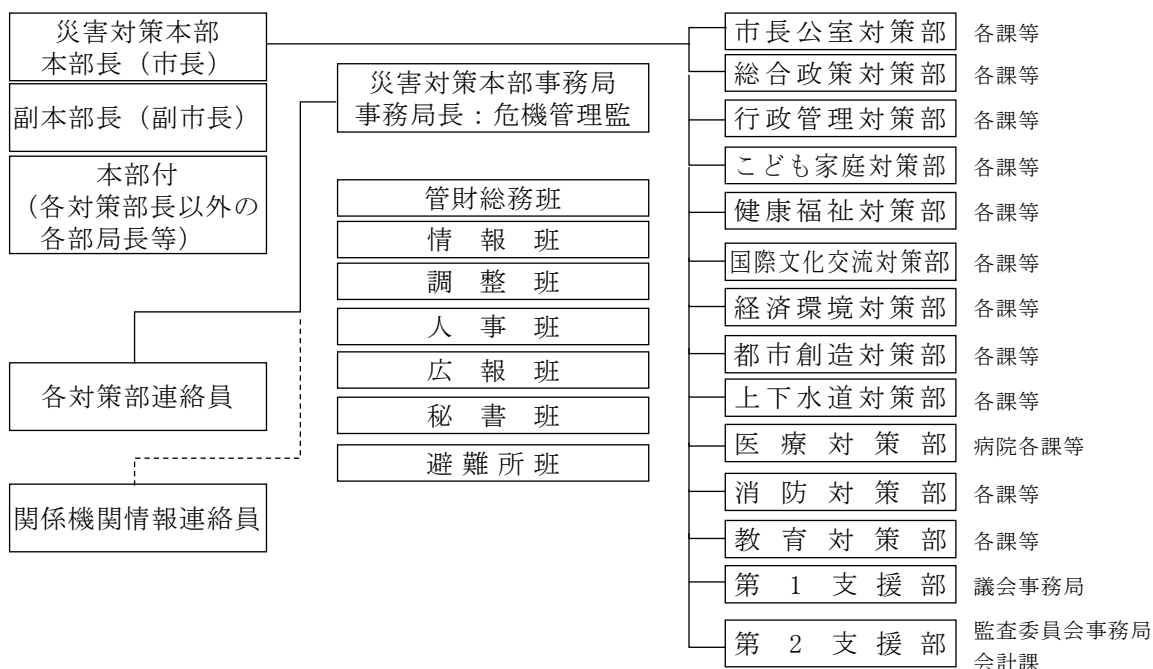
(5) 災害対策本部の設置又は廃止の報告・通知先

報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法
石川県（防災対策課）	本部事務局	石川県総合防災情報システム、（衛星）電話・FAX、その他迅速な方法
防災関係機関		電話・FAX、その他迅速な方法
市民（自主防災組織等）		防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ラジオこまつ、テレビ小松、その他の報道機関、その他迅速な方法
報道関係機関		電話・FAX、口頭・文書

2 災害対策本部の組織・運営 **市長公室対策部**

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、小松市災害対策本部条例及び小松市災害対策本部要綱に基づいて行うものとし、災害対策本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、各対策部の部長及び部課員で次のように組織する。



※本部事務局の各班構成の細部は、本節第3「事務分掌」による。

(2) 本部員会議

災害に関する情報を分析し、的確な状況判断の下、災害対応に係る処置事項等を決定するため、本部長（市長）は、随時本部員会議を招集する。

なお、緊急時には本部員が二人以上集まれば本部員会議の開催ができるものとし、災害に対する行政機能が麻痺しないよう努める。また、県の現地災害対策本部が市庁舎内等に設置された場合は、情報の共有化を図るため県と合同会議等を開催するなど、機動的な運用を図る。

(3) 本部員会議の構成及び業務

本部長	市長	ア 災害対応に係る意思決定 イ 本部員会議の招集、開催
副本部長	副市長	ア 本部長の職務代理業務 イ 本部長の全般補佐業務
事務局長	危機管理監	ア 本部長の意思決定プロセスにおける助言 イ 本部員会議の開催に係る事務 ウ 各対策部間の業務調整
各対策部長	各部局長	担当部局の掌握と所掌事項に関する本部長への助言
本部付	各対策部長以外の部局長等	ア 本部長の補佐業務 イ 必要に応じ業務の集中する部局の補完

(4) 現地災害対策本部

本部長は災害の規模や程度から現地災害対策本部の設置の必要を認めるとき、これを置く。

ア 構成等

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員で構成する。

本部長は、副本部長又は本部員の中から現地災害対策本部長をその都度指名する。

イ 分担事務

本部長は、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当な本部長権限について、現地災害対策本部長に権限の委譲を行い、現地災害対策本部の対処に必要な措置を講ずる。

現地災害対策本部は、本部長権限の事項を処理し、防災関係機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

ウ 開設場所

現地災害対策本部は、必要に応じ被災地に近いところに設置し、学校・公民館等の公共施設を使用する。また、適当な施設がない場合は、エアテント等を活用し屋外に設置する。

3 BCPの発動と解除

市長は、市に大規模な災害等が発生し、通常の業務、体制では対応できないと判断される場合、又はその他必要と認める場合、BCPを発動する。また、市の通常業務が復旧し、おおむね通常の態勢で実施できると判断される場合、BCPを解除する。

第2 職員の参集・配備 市長公室、総合政策部

1 職員の参集基準（全災害共通）

市域において災害が発生したとき、別表に示す基準に基づいて職員の動員・配置を行うものとする。

2 参集・配備の決定

（1）自動配備体制

市域で甚大な災害が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、配備基準に基づいた配備につく。

（2）配備の手続き

各々の配備体制への手続きは、次のように決定する。

配備体制	配 備 手 続 き の 決 定 等
注意配備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備準備体制	危機管理監の判断により決定
警戒配備体制	危機管理監の判断により決定
第一次配備体制	市長の判断により決定（不在時は副市長が決定）
第二次配備体制	自動配備【職員は自動的に自主参集する】

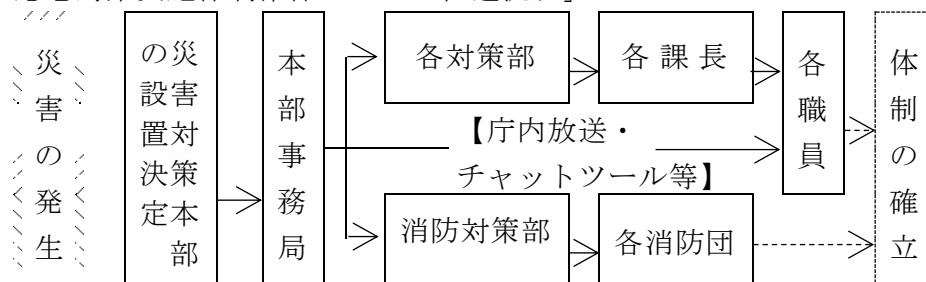
3 職員の参集体制

（1）参集方法

ア 勤務時間内の場合

災害対策本部を拠点に応急対策を行える体制を取る。

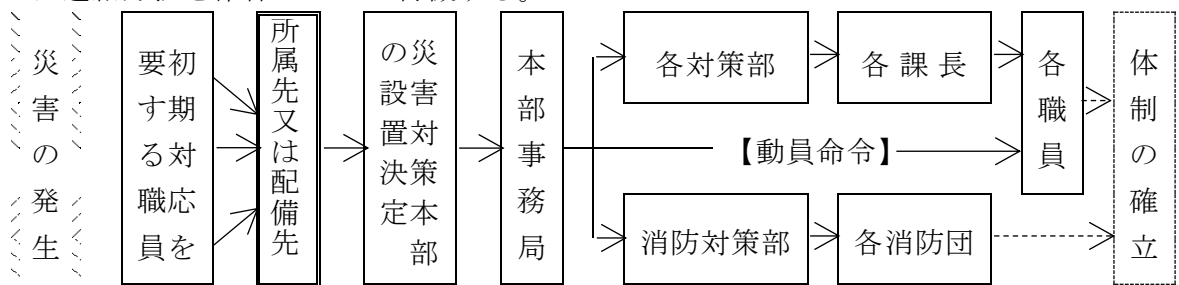
「応急対策実施体制確保のための伝達流れ」



※電話その他の手段による伝達

イ 勤務時間外で災害対策本部設置前の場合

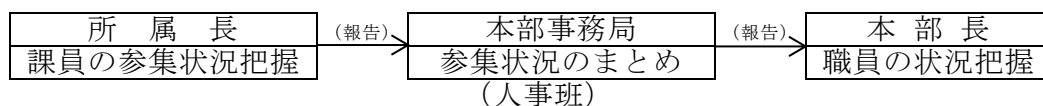
部局長等の初期対応を要する職員は、所属先又は配備先に直行する。その他の職員は連絡方法を確保した上で待機する。



災害対策本部の設置が決定された場合は、災害対策本部の指示により、必要な避難所を開設するものとし、開設する避難所の担当職員を招集する。なお、災害対策本部が設置されない場合は、市長の指示によるものとする。

(2) 参集の報告

各配備体制別の職員の参集状況は、次の流れで把握する。



(3) 参集時の留意事項

- ア 参集直後の活動が実施できる服装とし、食糧・水筒・懐中電灯・スマートフォン・ラジオ等の携帯品をできる限り携帯する。
- イ 参集方法は、原則として徒歩・自転車等とし、車両の使用は避けて登庁する。
- ウ 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況は所属長に必ずメモで報告する。

第3 事務分掌

関係職員個々の事務分掌（任務）の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要な事項であり、市の関係職員は、次の事務分掌を平時から確実に理解しておかななくてはならない。

1 [本部事務局]

	班	担当部署	人数 (※2)	事 務 分 掌
本 部 事 務 局		事務局長 (危機管理監)	1	ア 本部長の意思決定過程における助言 イ 本部事務局事務の統括 ウ 災害対策会議の統制及び各対策部間の業務調整
	管 財 総 務 班	危機管理課	4	ア 防災専門部局としての事務局長の補佐業務に関する事項 イ 災害対策本部の設置及び運営に係る業務に関する事項 ウ J－A L E R T、防災行政無線、緊急速報メール等の運用管理業務に関する事項 エ 県及び関係機関への報告・連絡通報・調整業務に関する事項 オ 災害対策会議の実施に係る業務 カ 防災行政無線等の放送業務に関する事項 キ 避難所開設の判断補佐業務に関する事項 ク その他本部運営に必要な業務（映像伝送を含む。）
		総務課 管財課	4	ア 庁内放送による庁内職員への情報伝達、提供 イ 義援金品配分委員会の設置に関すること ウ 市保有車両の使用統制及び運行管理に関すること エ 民間輸送車両の手配等に関すること オ 市庁舎等の施設の点検、機能維持に関すること カ その他、本部事務局全般補佐業務に関する事項
	情 報 ・ 調 整 班	総合政策課 行政経営室 スマートシティ推進課 財政課	5	ア 被災情報の収集・分析（電話受信、職員、市民からの通報のまとめ、状況により現場進出）に関する事項 イ 被災状況の分析結果に基づく対策の検討に関する事項 ウ 災害対策本部の I C T 関連の設置・運営・管理業務に関する事項 エ 被災者支援システムのデータ管理業務に関する事項 オ 自衛隊の災害派遣要請に係る業務（県との連携）に関する事項 カ 災害救助法の適用申請等に係る事務に関する事項
	人 事 班	人事育成課	3	ア 職員の動員に関する事項 イ 職員の参集状況及び被災状況に関する事項 ウ 県、関係機関等への応援派遣要請に係る連絡調整に関する事項
	広 報 班	広報秘書課	2	ア 報道機関への広報に関する事項(※1) イ 災害広報に関する事項
	秘 書 班	広報秘書課	2	本部長及び副本部長等の秘書業務に関する事項
	避 難 所 班	総務課	8	ア 避難所の開設、閉鎖の伝達 イ 避難所配置職員への情報伝達 ウ 避難所者数の把握、避難所の要望対応等 エ その他避難所の開設・運営に関わる業務 オ 渉外業務及び電話対応業務
		管財課		
		空港・基地 政策課		
税務課 納税課				
	その他	8	電話受信対応業務として状況に応じて指定	
合 計			39	
備 考	※1 報道機関への広報は努めて定時に行うほか、状況に応じ本部長等が行う。 ※2 人数は、災害対策本部設置時の基準で状況に応じ各班所定で増減することができる。			

2 [市長公室対策部]

	課 等	事 務 分 掌
市長公室 対策部	市長公室対策部長 (危機管理監)	ア 市長公室対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	危機管理課 広報秘書課 未来型図書館づくり 推進チーム マーケティング推進チーム	ア 市長公室対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考		

3 [総合政策対策部]

	課 等	事 務 分 掌
総合政策 対策部	総合政策対策部長 (総合政策部長)	ア 総合政策対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	総合政策課 行政経営室 空港・基地政策課 人事育成課 財政課 スマートシティ推進課 地域交通政策室	ア 総合政策対策部長の指示に基づく事務局業務の補完
備考	本部事務局業務の補完が主要な業務となる。	

4 [行政管理対策部]

	課 等	事 務 分 掌
行政 管理 対策 部	行政管理対策部 (行政管理部長)	ア 行政管理対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	市民課 医療保険課	ア 被災者台帳の作成、避難者名簿のとりまとめに関すること イ 要搜索者名簿の作成に関すること ウ 安否情報システムを活用した情報の収集、提供に関すること エ 火葬許可証の交付に関すること オ 遺体安置所の確保に関すること カ 遺体の収容、安置、埋葬に関すること キ 被災相談窓口の設置に関すること
	小松駅前行政 サービス センター・南支所	ア 所轄の被災者台帳・避難者名簿のとりまとめに関すること イ 所轄の要搜索者名簿の作成に関すること ウ 所轄の安否情報の収集、市民課への通報等に関すること エ 所轄する住民の火葬許可証の交付に関すること
	地域振興課 総務課 管財課	ア 行政管理対策部長の指示に基づく事務局業務の補完 イ 町内会等との連絡調整業務に関する事項 ウ 多言語による情報発信、翻訳・通訳に関すること
	税務課 納税課	ア 罹災証明書発行管理に関すること
備考	本部事務局業務の補完を行う。	

5 [こども家庭対策部]

	課 等	事 務 分 掌
こ ど も 家 庭 対 策 部	こども家庭対策部長 (こども家庭部長)	ア こども家庭対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	子育て環境課	ア 保育所、認定こども園、幼稚園、児童福祉施設等の入 所児の安全確保に関すること イ 応急保育体制の確保及び実施に関すること
	子育て支援課	ア 被災家庭の経済的援助に関すること
	こども家庭センター	ア 被災家庭の養育相談に関すること
	すこやかセンター	ア 親子の保健・衛生指導に関すること
備 考		

6 [健康福祉対策部]

	課 等	事 務 分 掌
健 康 福 祉 対 策 部	健康福祉対策部長 (健康福祉部長)	ア 健康福祉対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	くらしあんしん 相談センター	ア 被災相談窓口の設置に関すること
	ふれあい福祉課 長寿介護課	ア 施設管理者と連携した各福祉施設入居者の安全対策の実施 イ 避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の被災状況 の把握(民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携) ウ 各福祉施設の要求に基づく食糧・飲料水等の供給手配 エ 社会福祉協議会及び各種福祉団体等との連絡調整 オ 社会福祉協議会と連携したボランティア現地本部の設置(※1) 及び運営(※2) カ 各ボランティア団体との連絡調整に関すること キ 要配慮者の福祉施設への緊急入居に関すること ク 状況に応じた炊き出しの実施に関すること ケ 福祉仮設住宅の需要把握と設置要請に関すること
	いきいき健康課	ア 医療救護班の出動要請に関すること イ 医薬品等の調達要請に関すること ウ 状況に応じた救護所の設営業務 エ 医療機関・医師会との連絡調整 オ 南加賀保健福祉センターとの連絡調整 カ 保健衛生、感染症の予防等に関すること キ 被災地の防疫対策に関すること ク 医療対策部と連携した巡回医療の実施に関すること ケ 被災者のこころのケア対策に関すること コ 避難生活が長期化する場合の被災者の栄養管理に関すること サ 避難所等の保健・衛生指導に関すること
	備 考	※1 ボランティア現地本部の開設場所は第一コミュニティセンターを予定する。 ※2 ボランティアへの対応要領の細部については、本章第19節による。

7 [国際文化交流対策部]

	課 等	事 務 分 掌
国 際 文 化 交 流 対 策 部	国際文化交流対策部長 (国際文化交流部長)	ア 国際文化交流対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	観光文化課 埋蔵文化財センター	ア 観光施設との連絡調整に関すること イ 観光施設被害の把握に関すること ウ 施設利用者の安全確保及び避難に関すること エ 施設管理者との連絡調整に関すること オ 指定避難所の開設準備及び運営協力に関すること カ 一時滞在者の安全確保に関すること キ 文化財の保護等 ク 所管施設の保全に関すること
	スポーツ育成課	ア 施設利用者の安全確保及び避難に関すること イ 指定避難所の開設準備及び運営協力並びに物資の輸送業務に関すること ウ 施設管理者との連絡調整に関すること エ スポーツ施設の保全に関すること
備考		

8 [経済環境対策部]

	課 等	事 務 分 掌
経 済 環 境 対 策 部	経済環境対策部長 (経済環境部長)	ア 経済環境対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	商工労働課 産業創生室	ア 食糧品及び生活必需品の需要把握及び調達(※1)に関する事 イ 避難救援拠点における救援物資の集積及び配送に関する事 ウ 商工関連団体との連絡調整に関する事 エ 罹災事業者の災害支援相談・窓口に関する事
	農業水産課 農山村創生課	ア J A、県漁業協同組合小松支所及び森林組合との連絡調整に関する事 イ 水門・排水機場の緊急操作に関する事 ウ 復旧用資機材の確保に関する事 エ 米穀等の必要量把握及び調達に関する事 オ 震災に関わる水防活動に関する事 カ 農業用施設の応急復旧に関する事 キ 農作物等の被害把握に関する事 ク 病虫害発生防除に関する事 ケ 家畜等の逸走対策及び防疫に関する事 コ 罹災農家に対する支援制度相談・受付業務に関する事 サ 津波警報等が発表された場合の警戒に関する事 シ 状況に応じた救助用船艇の調達に関する事 ス 漁港施設・林道の被災状況把握に関する事 セ 漁港施設・林道の応急復旧に関する事
	環境推進課	ア 南加賀広域圏事務組合と連携したし尿処理の計画立案及び実施に関する事 イ 災害ゴミ、がれき処理の緊急措置に関する事 ウ 南加賀広域圏事務組合と連携した火葬場の確保に関する事 エ 被災地の環境衛生の指導に関する事 オ 避難所等への仮設トイレの設置(※2)に関する事 カ 被災地の清掃計画の立案及び実施に関する事 キ 災害廃棄物の処理計画の立案及び実施に関する事 ク 生活ゴミ、し尿の収集・処理に関する事 ケ 南加賀保健福祉センターと連携したペットの収容、保護及び危険動物の逸走対策に関する事 コ 鳥獣の遺骸処理に関する事
備考	※1 生活必需品の調達については、協定に基づく調達を優先する。 ※2 仮設トイレについては、備蓄簡易トイレ、既設の災害対応型トイレ、レンタル業者による対応のほか、上下水道対策部と連携して下水道マンホールの活用についても考慮する。	

9 [都市創造対策部]

	課 等	事 務 分 掌
都 市 創 造 対 策 部	都市創造対策部長 (都市創造部長)	ア 都市創造対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	道路課	ア 幹線道路特に緊急輸送道路等の被害調査に関すること イ 幹線道路の障害物除去に関すること ウ 道路管理団体等関係機関との連絡調整に関すること エ 応急対策に係る建設業者との連絡調整に関すること オ 交通規制が必要な場合等の連絡調整に関すること カ 応急対策活動に必要な除雪に関すること キ 幹線道路の啓開に関する調整あるいは実施に関すること ク 所轄の道路の応急復旧に関すること ケ 道路規制の実施に関すること
	内水対策室	ア 水防活動に関すること イ 状況に応ずる水門・樋門の緊急操作に関すること ウ 関係機関と連携した急傾斜地等の緊急点検に関すること エ 復旧用資機材の準備 オ 水防施設の応急復旧に関すること
	まちデザイン課	ア マニュアル又は要求に基づく避難所への物資の搬送に関すること イ 市域(市街地)復興計画の立案に関すること
	緑花公園課	ア 所轄する公園の被害調査及び応急復旧に関すること イ 所轄する公園が避難所になる場合の避難所の開設及び運営協力に関すること ウ 所轄する公園が救援活動拠点になる場合の公園の開放及び同活動拠点の運営協力に関すること
	建築住宅課	ア 仮設住宅の需要把握、建設、受付、管理等に関すること イ 住宅等の応急修理用資機材の確保、調達に関すること ウ 応急対策に係る木材、建築材等組合との連絡調整に関すること エ 応急危険度判定体制として実施本部を設置し、建物の判定の実施、判定業務に係わる県等の関係協力団体の全般統制に関すること オ 被災建物の解体撤去に関すること カ 公共建物の応急修理に関すること キ 宅地造成地の被害調査に関すること ク 申請に基づく被災住宅の応急修理、あっせんに関すること ケ 関係法規に基づく災害復興住宅の認定書交付に関すること
備考		

10 [上下水道対策部]

	課 等	事 務 分 掌
上 下 水 道 対 策 部	上下水道対策部長 (上下水道局長)	ア 上下水道対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	料金業務課 上下水道建設課 上下水道管理課	ア 上水道に係る重要施設の被害の把握に関する事 イ 対策部内の連絡調整業務に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う応急給水に係る支援要請に関する事 エ 協定に基づく関係業者等への要請、本部事務局と連携した県、関係機関等への応援派遣要請に関する事 オ 応急給水計画に基づく応急給水の実施に関する事 カ 避難所等での給水所の設営に関する事 キ 災害記録の作成に関する事 ク 上下水道に係る住民の広報に関する事 ケ 上下水道に係る重要施設の緊急点検に関する事 コ 災害の状況に応じた上下水道の緊急操作に関する事 サ 被害を受けた施設の応急復旧に関する事 シ 復旧用資機材の確保に関する事 ス 上下水道復旧計画の立案に関する事 セ 避難所近傍の下水道を災害用トイレとして活用する場合の支援・協力に関する事
備考	※上下水道（施設）・・・簡易水道（施設）、農業集落排水（施設）、地域下水道（施設）	

11 [医療対策部]

	課 等	事 務 分 掌
医 療 対 策 部	医療対策部長 (管理局长)	ア 医療対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務に関する事
	総務課(市民病院)	ア 病院内の避難誘導に関する事 イ 患者の受付事務に関する事 ウ 収容者名簿の作成に関する事 エ 病院内の被害状況把握に関する事 オ 応急医薬品の確保に関する事 カ 医療用資器材等の確保に関する事 キ 病院機能の維持に関する事
	病院各課等	ア 後方医療の準備に関する事 イ 二次搬送の開始に関する事 ウ 巡回医療の開始に関する事 エ 入院患者等に対するこころのケア対策に関する事 [心的外傷後ストレス障害ケア]
備考		

1.2 [消防対策部]

	課 等	事 務 分 掌
消 防 対 策 部	消防対策部長 (消防長)	ア 消防対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	消防総務課	ア 災害対策本部との連絡調整及び部内の調整に関する事 イ 消防職員及び団員の非常招集に関する事 ウ 消防資機材、物資の調達に関する事 エ 消防職員の罹災状況の把握に関する事 オ 関係法規に基づく公務員災害補償に関する事 カ 被災状況の調査に関する事
	予防課 警防課	ア 消防活動の指揮・統制に関する事 イ 消防資機材の確保に関する事 ウ 本部事務局と連携して行う消防相互応援協定及び石川県消防広域 応援協定に基づく応援派遣要請に関する事 エ 緊急消防援助隊の要請に関する事 オ 消防関連設備機材（消防車等を含む。）の被害調査に関する事 カ 災害発生後の出火防止等の災害広報に関する事
	消防指令センター	ア 災害の情報収集及び通報・伝達に関する事 イ 消防関連通信器材の運用統制及び管理に関する事 ウ 通信記録の作成に関する事 エ 救急救護活動記録に関する事 オ 消防活動記録に関する事 カ 関係機関の連絡・通報に関する事
	消防署所	ア 消防警戒区域の設定に関する事 イ 消防活動に係る防ぎょ活動に関する事 ウ 救急・救助活動に関する事 エ 住民の避難・誘導に関する事 オ 火災の現場調査に関する事 カ 火災調査報告書に関する事 キ 被災現場における住民への広報活動に関する事 ク 被災地における警戒巡視に関する事 ケ 消防水利の状況把握に関する事 コ 消防活動記録の作成に関する事
備 考		

1.3 [教育対策部]

	課 等	事 務 分 掌
教 育 対 策 部	教育対策部長 (教育委員会事務局長)	ア 教育対策部業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	教育庶務課	ア 児童・生徒の安全な避難の確保に関する事 イ 施設利用者の安全確保及び避難に関する事
	学校教育課	ウ 本部事務局と連携して行う指定避難所の開設準備及び運営協 力に関する事
	教育研究センター 生涯学習課	エ 学校管理者との連絡調整に関する事 オ 児童・生徒・教職員の被災状況把握に関する事 カ 応急教育の準備及び実施に関する事 キ 学用品及び教材の調達に関する事
備 考		

1.4 [支援部]

	課 等	事 務 分 掌
第1支援部	議会事務局 (議会事務局長)	ア 議会事務局業務の統括 イ 本部員に関わる業務
	局 員	ア 市議会との連絡調整に関する事 イ 他の対策部の応援に関する事
第2支援部	監査委員事務局・会計課 (監査委員事務局長)	ア 監査委員事務局業務の統括 イ 本部員に係わる業務
	監査委員事務局局員 会計課課員	他の対策部の応援に関する事
備考		

第4 市長の事前措置及び応急措置

本部長（市長）は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

（1）出動命令（災害対策基本法第58条）

- ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずる。
- イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

（2）事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

（3）避難の指示

本章第12節「住民の避難及び警戒区域の設定」に定める。

（4）その他応急措置等

市地域防災計画に掲げる市長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 市長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）
- イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項）
- ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）
- エ 工作物の除去、保管等、（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第 65 条、消防法第 29 条第 5 項、水防法第 24 条、災害救助法 7 条第 1 項、警察官職務執行法（昭和 23 年法律 136 号）第 4 条、水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号）第 50 条第 2 項）

カ 災害対策基本法第 63 条第 2 項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

キ 損失補償

市長はウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

（災害対策基本法第 82 条第 1 項）

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償市は、市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため当該市の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。（災害対策基本法第 84 条第 1 項、同法施行令第 36 条第 1 項）

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 実施体制 本部事務局

1 気象情報の内容

気象庁では、台風、低気圧等に伴う暴風・大雨等の気象現象によって災害が起こるおそれがある場合、災害の予防・軽減を図ることを目的として「特別警報・危険警報・警報・注意報」及び情報を発表する。（平成22年5月27日から市町単位で発表）

また、これ以外の情報では、次のような天気予報等が発表されている。

天気分布予報（1日3回 [5, 11, 17時]発表）	日本全国を5km四方のメッシュに分け、3時間ごとの天気、降水量、降雪量、気温を分布図の形で明日24時まで予報する。
地域時系列予報（1日3回 [5, 11, 17時]発表）	全国142の一次細分区域を対象に、3時間ごとの天気、風、気温を明日24時まで予報する。
降水短時間予報	1km四方の地域について1時間ごとに6時間先までの降水量を予報する。また、7時間先から15時間先までは、5km四方の地域について1時間ごとに降水量を予報する。

2 小松市に対する気象情報の発表基準

（1）特別警報・危険警報・警報・注意報

気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときなどには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

ア 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概要
レベル5 特別警報 （警戒レベル5に相当）	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報 ^{※4}	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報 ^{※3}	河川 ^{※2} 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 （警戒レベル4に相当）	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報 ^{※4}	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報 ^{※3}	河川 ^{※2} 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
レベル3 警報 （警戒レベル3に相当）	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等 ^{※1} が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報 ^{※4}	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 氾濫警報 ^{※3}	河川 ^{※2} 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル2 注意報 （警戒レベル2）	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等 ^{※1} が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報 ^{※4}	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報 ^{※3}	河川 ^{※2} 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

※2 洪水予報河川を対象

※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2 氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3 氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4 氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5 氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う（下記参照）。

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

名 称	概 要
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

※4 土砂崩れ注意報はレベル2土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

イ 特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表。

水防活動の利用に適 合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報 ・注意報	概要
水防活動用 気象警報	レベル3大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報 (大津波警報の名称で 発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル3高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇によりが特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル3氾濫警報又は レベル3大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル4氾濫危険警報又は レベル4大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル5氾濫特別警報又は レベル5大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用 気象注意報	レベル2大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	レベル2氾濫注意報又は レベル2大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

ウ 警報等の基準

小松市の特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在 金沢地方気象台

小松市	府県予報区	石川県		
	一次細分区域	加賀		
	市町村等をまとめた地域	加賀南部		
特別警報	レベル 5 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル 5 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－1 の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル 5 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 5 高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
	波浪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		
危険警報	レベル 4 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－3 の対象格子において別紙 1－1 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙 1－4 の対象河川の格子において別紙 1－2 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 4 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 2 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル 4 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 6 時間前までに発表）	
警報	レベル 3 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準＊1	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 3 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 3～6 時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル 3 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 30cm
			山地	12 時間降雪の深さ 55cm
	波浪	有義波高	5.0m	

注意報	レベル 2 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準＊1	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 2 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－3 のレベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル 2 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙 4 のレベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね 18 時間前までに発表）	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山地	12 時間降雪の深さ 35cm
	波浪	有義波高	3. 0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	①積雪地域の日平均気温が 13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上、かつ日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40％で、実効湿度 65％		
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 50cm 以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） ②積雪が 100cm 以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）		
	低温	夏期：最低気温 17℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温－4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
レベル 5 氾濫特別警報・レベル 4 氾濫危険警報・レベル 3 氾濫警報・レベル 2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、小松市に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙 3		

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

※別紙1－1から別紙4までは、気象庁のホームページ（<https://www.jma.go.jp/jma/kis hou/know/kijun/ishikawa.html>）参照。

(別表) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。最大 6 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。
(参考) 大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

(2) 全般気象解説情報、北陸地方気象解説情報、石川県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報(大雨・落雷・突風)」のように、() 内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報(台風第○号)」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に

一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(3) 石川県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。

ア 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせ分析）された場合に、気象庁から「石川県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「石川県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「石川県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ 気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間大雪となることが見込まれる場合には、「石川県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

オ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているとき、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(4) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石川県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(8) 土砂災害警戒情報

市町長の避難指示等の判断を支援するため、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と金沢地方気象台が共同で発表する。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。土砂災害警戒情報が発表された市町においては、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を参照して避難指示等の対象地域及び発令や自主避難の適否が判断される。

第2 災害情報の収集

1 市及び防災関係機関

災害対策基本法第2条第1項に定められている災害情報は、災害の発生直後の被害情報を最優先で確保する必要がある。したがって、市は、県、金沢地方気象台、近隣市町及びその他の防災関係機関との連絡手段を確保し、住民からの通報をはじめ、登庁した職員からの報告等、あらゆる手段によりできるだけ早期の情報収集に努める。

なお、収集した情報については、本部事務局で整理、分析し、必要に応じて確認等の処置を行い、情報の確度を高める。

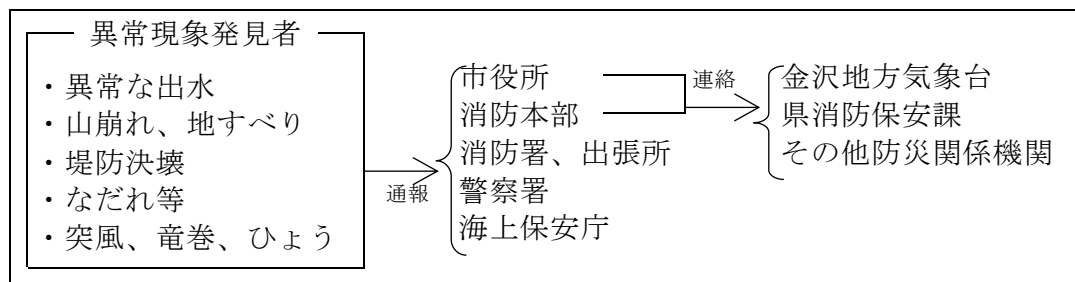
2 情報伝達に係る通信手段

外部から庁舎への被害情報の伝達には、主に電話等の通信手段によるが、使用できない場合は、小松市防災行政無線、消防無線、災害時優先電話、石川県防災行政無線（衛星系）等の非常用通信を活用するほか、職員の情報収集パトロールも併せて行う。

なお、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機、車両、固定カメラ、スマートフォン等を活用した画像伝送等により情報収集を行い、災害規模等により必要に応じ、人工衛星、ヘリコプター等にて情報収集を行うよう努める。

3 住民等による異常現象の通報

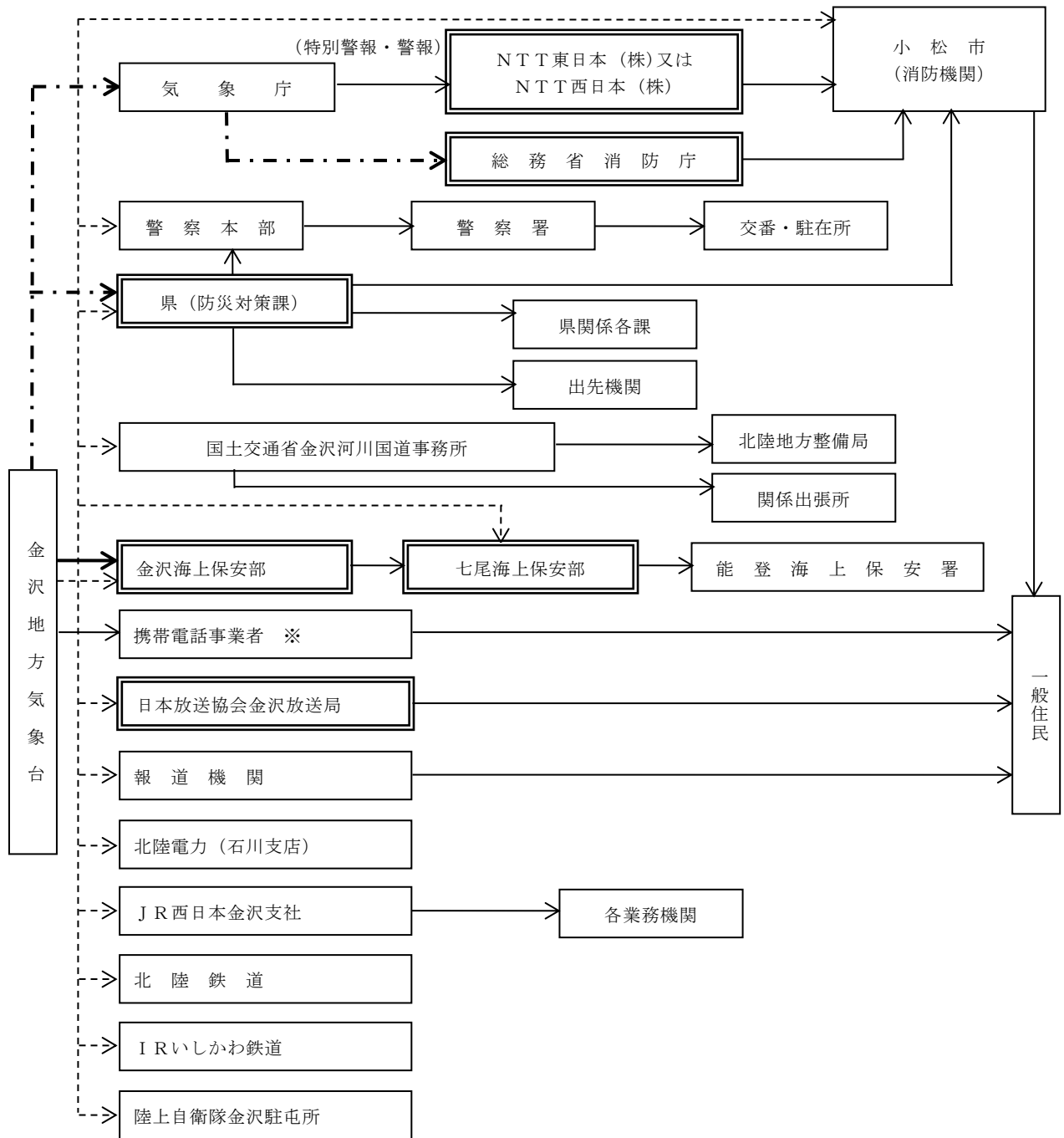
災害の発生又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、次に示した機関のいずれかに通報する。



第3 災害情報の伝達 本部事務局、消防本部、関係各対策部

1 気象情報の伝達

市域に係わる気象情報のうち、警報・注意報の発表によって市域に災害の発生のおそれが予想される場合、次に示す流れで、防災行政無線等を使用し、予報等の伝達を迅速かつ的確に行うものとする。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。



(凡例)

- 気象情報伝送処理システム
 防災情報提供システム（インターネット）（注）
 防災情報提供システム（専用線）
 各機関伝達手段

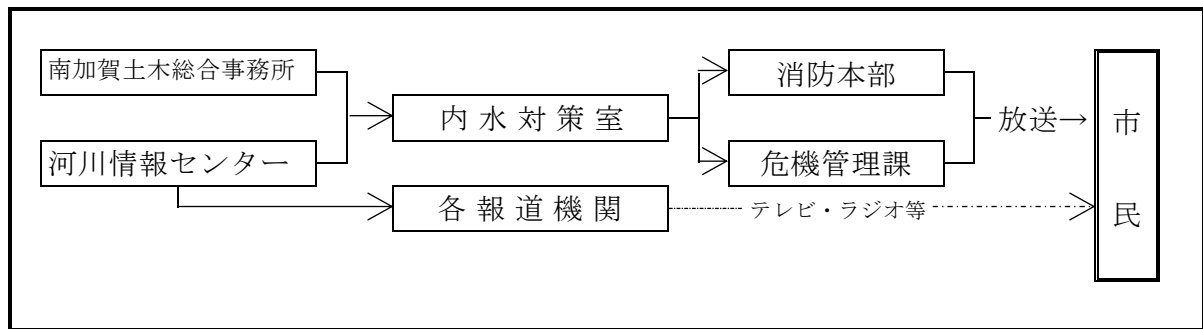
(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、河川氾濫、土砂災害、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に始めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

2 水防警報等の伝達

水防法に基づく水防警報の伝達系統は、下図に示すとおりとする。



第4 災害情報等の集約 **本部事務局、関係各対策部**

本部事務局は、各対策部（課単位）から報告される災害情報を次の点に留意して取りまとめる。

初動対策期	(1) 災害の全体像の把握 (2) 現在の災害状況 (3) 未確認情報の把握
緊急対策期	(1) 市全域の災害状況の把握 (2) 各項目別の詳細な災害内容整理

第5 被害の判定基準 **本部事務局、関係各対策部**

人的・物的被害の判定は、おおむね次に示す基準によるものとし、明記しない各施設の被害判定は、それぞれの被害区分に準じて認定するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

1 人的被害等の判定

被害区分	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者。
災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 建物被害の判定

被害区分	判 定 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

3 その他被害の判定

被害区分	判 定 基 準
田の流失、 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、 埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う。
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
橋 梁	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

5 被害金額の判定

被害区分	判定基準
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考：災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。	

6 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第6 通信連絡網の確保 本部事務局、関係各対策部、関係機関

災害発生時においては通常の電話回線の使用が困難になることが予想されることから、災害時における緊急通信確保のため、災害時優先電話、地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））及び小松市防災行政無線等の災害時のための種々の通信連絡網の整備と活用を図る。（関係機関等連絡先一覧：資料編参照）

1 災害時優先電話の確保

非常緊急通話優先取扱電話番号（N T T）

電話番号	発信者機関名	備考
*****	市長室	災害対策本部の優先電話は発信専用として運用する。
22-3768	記者室	
22-5273	広報秘書課（FAX専用）	
23-0294	ふれあい福祉課（FAX専用）	
22-4110	災害対策本部用	
22-4115	災害対策本部用	
22-4116	災害対策本部用	
22-4119	交換室で切り替え	

2 地域衛星通信ネットワーク（石川県防災行政無線（衛星系））

資料編「関係機関等の連絡先」参照。

3 小松市防災行政無線の活用

「小松市防災行政無線」を効果的に活用する。

4 通信設備の応急復旧

災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第7 県及び関係機関への報告・通報 **本部事務局**

報告及び通報は、組織的な防災活動を円滑に実施するために極めて重要な事項であり、県に対する報告を最優先に行うほか、関係機関への連絡・通報も遅滞なく行うよう努めるものとする。

1 県への報告

(1) 手段

県への報告については、石川県総合防災情報システムを主用するほか、使用できる通信手段により適時、適切に実施する。

(2) 内容

初動対策期における報告については、必要と判断した全ての事項について実施するが、緊急対策期以降については、国及び県の指示に基づくほか、定められた手順及び様式により行う。

報告様式等の細部については、資料編参照。

2 関係機関への連絡・通報

県を除く関係機関への連絡・通報は、本部事務局あるいは各対策部が必要に応じ、適時実施するものとし、通報の遅れ、漏れ等がないように、関係機関の連絡先一覧を確認しつつ実施するよう努める。

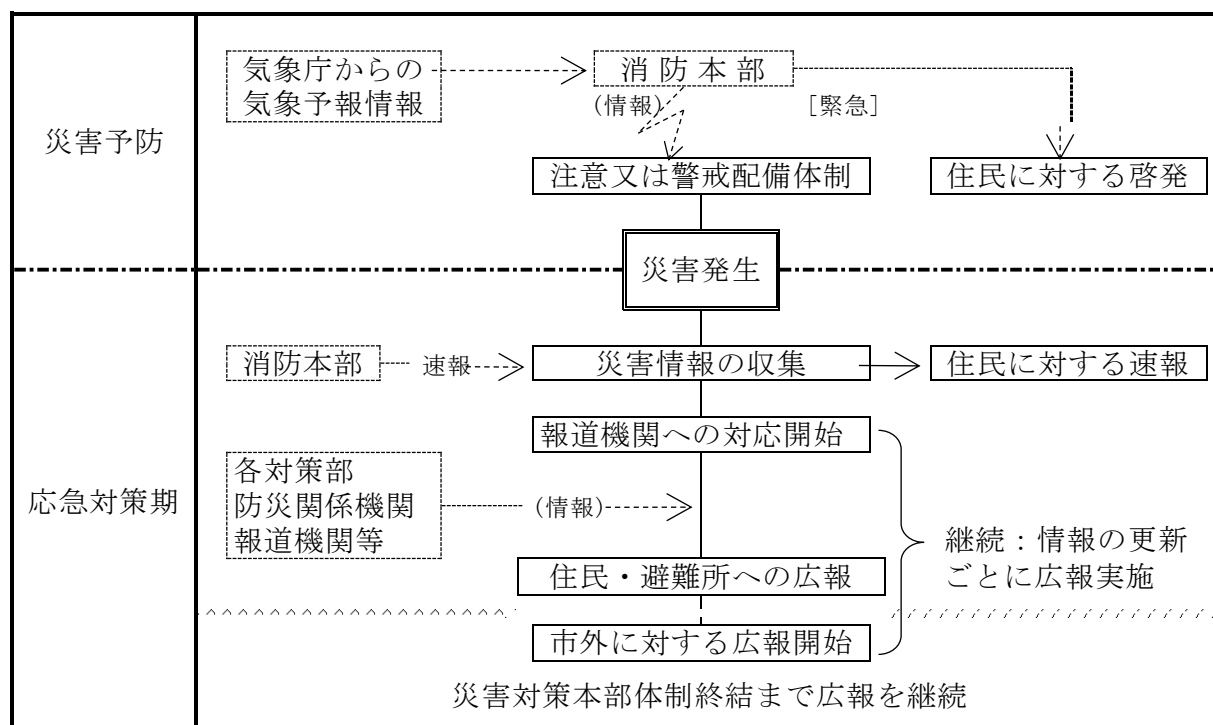
関係機関の連絡先一覧については、資料編参照。

第3節 災害広報

災害発生時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を適宜、適切に提供できるよう、市及び関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を行う。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。



第1 災害情報の広報 **本部事務局（広報班）**

市域で甚大な災害が発生又は災害が起きることが予想された場合、災害対策本部の判断により、防災行政無線（同報系）、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、ラジオこまつ、テレビ小松、緊急速報メール、ホームページ、FAX、広報車、消防車等による広報を迅速に行うものとする。

なお、気象庁より台風、低気圧等に伴う暴風・大雨等の予報が発表されても、原則として気象情報の伝達を行わないが、災害対策本部がその必要性を認めた場合に限り、気象情報に基づく住民への啓発を行う。また、斜面崩壊・地すべり・土石流等の土砂災害、あるいは水害を受ける危険が高い地域が予測された場合は、併せて住民の避難を呼びかける。

1 防災行政無線（同報系）の運用

防災行政無線（同報系）を用いた住民への広報は、災害対策本部設置前の災害広報は消防本部が担当し、災害対策本部設置後は本部事務局が担当するものとする。

（1）基本事項

防災情報に関し、災害対策本部の判断で警戒、避難、救護、復旧等の各段階に応じ、必要とする情報の伝達を行う。

また、災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

主な防災情報は次のとおりとする。

- ア 各種防災情報及び市の防災体制
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発表、発令状況
- ウ 市及び関係機関の防災活動状況で広報が必要と判断されるもの
- エ 交通機関及び道路の運用状況
- オ 開設避難所の状況と緊急連絡事項
- カ 行政、金融その他各種サービスの提供状況
- キ その他、特に住民等への周知が必要と判断されるもの

（2）放送場所又は担当部署

防災情報の放送は、原則として小松市消防本部消防指令センターより行い、災害対策本部設置後は本部事務局が行うものとする。

なお、原則として放送原稿を作成するものとする。

災害により市役所庁舎が被災し、防災行政無線親局が使用不能となった場合は、可搬型親局装置を使用し放送を行う。

なお、可搬型親局装置の使用に関する手順等については別に定める。

(3) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び防災行政無線（同報系）による放送基準

種 類		警報等の各種情報		報知音		回転灯
自動起動で放送する事項		武力攻撃等に関する情報	弾道ミサイル・大規模テロ情報等	有事サイレン 1 4 秒吹鳴		赤点滅 ピピピ
		緊急地震速報 (特別警報含む。＊ ¹)	最大震度 5 弱、震度 4 以上予想で起動 長周期地震動階級 3 以上で起動	緊急地震 チャイム音		赤点灯 ピピピ
		特別警報 (気象＊ ² ・噴火)	数十年に一度の気象 居住地域厳重警戒	チャイム音		
		特別警報 (大津波警報)	大 津 波 (3 m 以上)	サイ 消 防 レ ン	3 秒吹鳴 2 秒休止× 3	
		津 波 警 報	津 波 (1 m ～ 3 m)		5 秒吹鳴 6 秒休止× 2	
		津波注意報	津 波 (0 . 2 m ～ 1 m)	消防サイレン 1 0 秒吹鳴 2 秒休止× 2		黄点灯 ピーピー
		震 度 速 報	震度 4 以上～	チャイム音		
手動により放送する事項	次の情報源による放送 ・ J-ALERT ・ 県 総 合 防 災 情 報 シ ス テ ム	レベル 4 危険警報	状況に応じて	チャイム音		黄点灯 音なし
		気 象 警 報				
		指定河川洪水予報				
		気象防災速報				
	市独自の放送	高齢者等避難		チャイム音		—
		避難指示・緊急安全確保		サイレン 5 秒× 1		
		その他の防災情報等		チャイム音		
		録 音 定 時 放 送				
		ミュージック・チャイム等		—		
放送禁止事項		他 の 気 象 注 意 報		—		緑点灯 音なし
		震源、震度に関する情報				

細部は、小松市防災行政無線運用要綱による。

※1 震度6弱以上

※2 大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮、波浪、暴風、大雪、暴風雪

2 聴覚障がい者に対する聴覚障がい者用FAX等の活用

健康福祉対策部長は、災害対策本部から住民に対して放送が行われる場合、必要に応じて、聴覚障がい者用FAX等により、情報伝達を行うものとする。

3 放送事業者の活用

本部長は、災害に関する情報等について、ラジオ、テレビ等のマスメディアを利用することが適当と認めるとき、県を通じて、放送法に基づく緊急警報放送を活用するほか、協定に基づきラジオこまつ（76.6MHZ）、テレビ小松の有効活用を図る。

第2 被害・復旧状況の広報 **本部事務局、関係機関****1 避難所及び住民への広報**

避難所及び住民に対する災害の被害状況や復旧情報等の広報は、次の手段で行うほか、携帯電話等、あらゆる手段を活用して行う。

手 段	内 容	備 考
広報車の巡回 防災行政無線	(1) 応急給水活動状況、復旧の見通し (2) 給水、食糧供給の情報 (3) その他	必要に応じ実施
避難掲示板	(1) 避難所生活の注意事項 (2) 住民サービスの情報等	避難所の入口に設置する。
生活広報の 作成及び配布	(1) 被害状況及び復旧状況 (2) 仮設住宅の入居等について (3) 罹災証明書等、住民サービス情報	状況に応じて2～3日ごとに発行し、避難所、本部で配布。
ラジオこまつ テレビ小松	協定に基づく市民に対する各種案内・広報	災害対策本部の指示を受けて適宜実施
安否情報の収集・ 提供システム	武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し安否情報の収集・活用に努める。	要領等の細部は、小松市が策定する「小松市国民保護計画」による。
そ の 他	(1) 災害用自販機掲示板等による防災情報 (2) 被災者生活支援に関する情報について、避難所にいる被災者への家族や支援団体からの伝達の呼びかけ等	

2 市外に対する広報

災害の状況により、市外からの問い合わせが殺到することが想定される場合、報道機関への発表以外に、次の手段を用いた広報を行う。

手 段	内 容	備 考
小松市 ホームページ の活用	(1) 要搜索者、避難者の状況 (2) 被害状況及び復旧状況 (3) 防災ボランティアの要請及び受付等	情報内容の変更ごとに更新

3 防災関係機関の広報

災害が発生した場合、防災関係機関は次の内容の広報を実施し、応急活動の状況及び復旧の見通しについて住民への周知を図る。

関係機関	広 報 内 容	広 報 の 手 段
小松警察署	避難、交通規制、二次災害の防止	広報車
北陸電力(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
N T T 西日本	(1) 通信の途絶、利用制限 (2) 施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関
小松ガス(株)	施設被害・復旧状況と復旧見通し	広報車、報道機関

4 安否情報の提供等

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

5 住宅に関する各種調査等の情報提供

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第3 報道機関への対応 本部事務局、関係各対策部

1 報道機関への広報の要請

本部事務局（広報班）は、報道機関へ依頼すべき広報内容を各対策部から受付、県を通じて応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

2 記者会見の実施

災害対策本部が設置された場合、本部事務局（広報班）は、市役所内に共同記者会見場を設営する。また、災害の規模が大きい場合は毎日定時に、その他は必要に応じて記者会見を行い、報道機関に対する情報提供を行う。

（1）発表者

市長又は本部事務局広報班長（広報秘書課長）

（2）内容

ア 災害の種類、発生場所、日時、状況等

イ 災害応急対策の進行状況等

3 取材活動の自粛要請

次に掲げる場所については、必要に応じて報道機関の取材活動の自粛を要請する。

（1）災害対策本部の本部内

（2）避難所内

第4節 消防活動

第1 消防活動の体制 消防対策部、関係機関

1 消防対策本部の設置

消防長は、災害の状況に応じ、災害対策本部の設置前でも、必要に応じ、消防本部内に消防対策本部を設置し、速やかに対応にあたるものとする。

2 消防職員の招集

災害の規模及び状況に応じ、「小松市消防職員非常招集計画」に基づき職員の招集を行う。

3 災害時の出動種別

災害の規模及び状況に応じ、次の出動体制で対応を図るものとする。

なお、各出動体制の編成等については、「小松市消防計画」に定めるものとする。

出動種類	出 動 体 制 の 種 類		
火災出動	火災第1出動	火災第2出動	火災第3出動
救急出動	救急第1出動	救急第2出動	救急第3出動
多数傷病者救急出動	多数傷病者救急第1出動		
救助出動	救助第1出動	救助第2出動	
その他出動	その他第1出動	その他第2出動	

4 水害時の体制

水害時の体制は「小松市水防計画」に定めるところによる。

第2 消防活動の優先順位 消防対策部、関係機関

1 火災防ぎょ・救助活動の優先順位

対応すべき箇所が複数発生している場合の消防活動については、人命の安全確保を第一義として適切に消防力の活用を図る。

なお、消防活動における基本的な戦術は次のとおりとする。

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

ア	火災の状況
イ	自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
ウ	消防ポンプ自動車等の通行可能道路
エ	消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 火災防ぎょ活動の優先順位

- ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- エ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。

(3) 救助活動の優先順位

救助活動は、要救助者の救命を主眼とし、安全・確実・迅速に行う。また、救助活動に際しての優先順位は次のとおりとする。

- ア 人命救助を最優先とする。
- イ 要救助者が複数ある場合、危険が切迫した者から救助する。
- ウ 精神的・肉体的苦痛の軽減を図る。
- エ 財産の保全を図る。

第3 火災防ぎょ活動 消防対策部

1 木造・防火造建物火災の防ぎょ

- (1) 人的情報を収集し、出火建物から優先して人命救助を行う。
- (2) 火災防ぎょは、火点包囲の活動体制を取るものとする。
- (3) 火災防ぎょは、風向・建物配置を考慮して優先順位を決定する。
- (4) 火災拡大時は、風下側及び延焼危険が大きい方向に防ぎょの重点を置く。
- (5) 延焼方向に耐火造（ＲＣ造、Ｓ造等）建物が面している場合、耐火造建物の前面に防ぎょの重点を置く。

2 耐火造建物火災の防ぎょ

- (1) 消防活動は、指揮本部長の活動方針に基づいて、組織的に活動する。
- (2) 人的情報から検索の優先場所（火点階、火点直上階、最上階）を決め、人命救助を行う。
- (3) 火災の性状（バックドラフト、フラッシュオーバー）を予測し、防ぎょの安全を確保する。
- (4) 空調設備の運転状況を確認し、必ず運転を停止する。
- (5) 発(変)電設備、コンピュータ室等の重要室は、放水消火による損失の防止を図る。

3 化学火災の防ぎょ

化学火災はガス（都市ガス、ＬＰガス）及び危険物に大別されるが、防ぎょの基本的な活動要点は次の内容とする。

- (1) ガス災害は、規模の大小にかかわらず、二次災害の防止に重点を置く。
- (2) ガスが漏えいした場合、漏えい場所から半径150mの範囲を火災警戒区域として設定する。
- (3) 危険物災害は急速に進展・拡大することを認識し、二次災害防止に努める。
- (4) 物質によっては有毒ガスを発生させるため、迅速に危険物質の性状を把握する。
- (5) 危険物の流出又は飛散は、火災の危険が高いことを認識して対応する。

4 航空機火災の防ぎよ

- (1) 人命救助を最優先とする。
- (2) 航空機火災は一瞬のうちに火災が拡大するため、防ぎよ活動は火勢の制圧及び延焼拡大の阻止を主眼とする。
- (3) 消火活動は、風上又は機首側から行うことを原則とし、避難者の脱出・救助活動に関係する場所、胴体部の延焼阻止を第一に行う。
- (4) 未燃ジェット燃料に引火した場合（誘爆、ファイヤーボール）の危険性に留意する。
- (5) 水面時の災害においては、燃料の拡散や着水している機体の沈没等による二次的災害の防止に留意する。

第4 消防応援部隊に対する派遣要請 本部事務局、消防対策部

消防対策部長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、応援要請を行う。

要請に当たっての連絡事項は次のとおりとする。

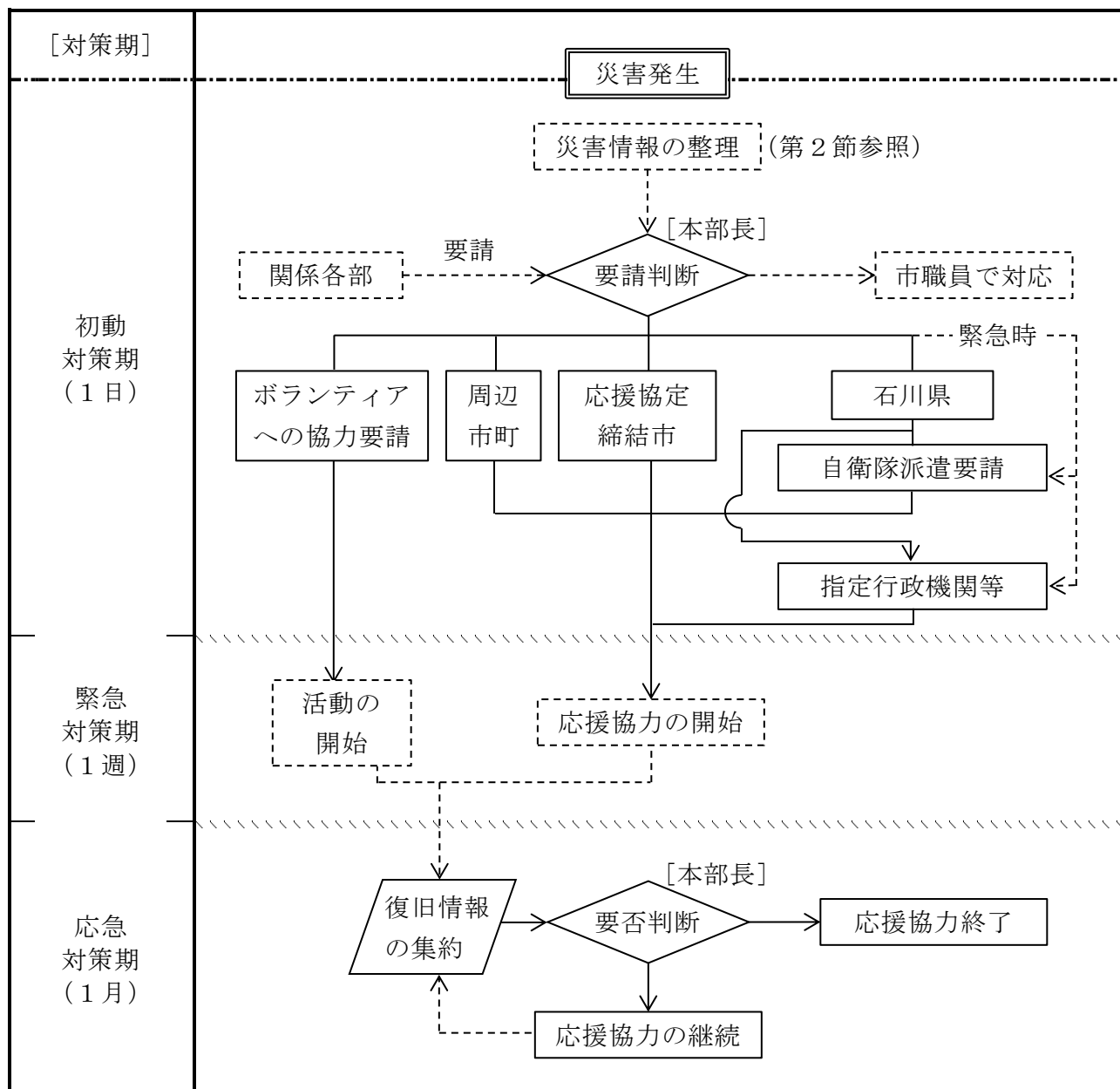
- 1 災害発生日時・場所
- 2 災害状況
- 3 人的・物的被害状況
- 4 応援部隊種別・隊数・必要資機材
- 5 応援部隊集結場所（活動拠点）及び当該地へのルート
- 6 ヘリコプター緊急飛行場外離着陸場の位置・名称
- 7 応援活動に利用可能な港湾施設の位置・名称
- 8 その他必要な事項

なお、消防活動が大規模、長期化する場合等で国（消防庁）が行う緊急消防援助隊の派遣要請については、本章第5節 第3によるほか、県を通じて遅滞なく要請するよう努める。（本部事務局）

第5 惨事ストレス対策 消防対策部

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、こころのケアに配慮する。

第5節 相互協力・応援要請



第1 応援要請の決定 [本部長]

応援要請の決定は、市域の被災状況、応急対策状況から、本部長が行う。

第2 自衛隊への災害派遣要請 本部事務局

1 自衛隊への災害派遣要請

自衛隊の災害派遣は、原則として本部長（市長）が知事に対して、派遣要請を求めて行う。災害派遣要請事項は、次頁に示したとおりとし、文書をもって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は電話又は口頭で行い、事後速やかに所定の手続きを取る。

なお、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合、市長は、防衛大臣又はその指定する者に災害状況を通報し、事後、知事にその旨を通知する。

「派遣要請に記載する事項」	「補足事項」
(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由	・現に実施中の応急措置の状況
(2) 派遣を希望する期間	・宿泊施設等の受け入れ態勢の状況
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容	・部隊が派遣された場合の連絡責任者
(4) その他参考となる事項	
派遣要請先部隊	N T T 電話回線
自衛隊石川地方協力本部（総務課）	076 -291-6250
陸上自衛隊 第14普通科連隊 連隊長(第3科)	076 -241-2171（内線235）
航空自衛隊 第6航空団 団司令(防衛部)	0761- 22-2101（内線231）
海上自衛隊 舞鶴地方総監部 総 監(防衛部)	0773- 62-2250（内線2548）

2 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・小松警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的な作業が分担できるよう次の措置を取る。

- (1) 本部事務局内に派遣先部隊の連絡員を置く
- (2) 部隊の展開に必要な場所（活動拠点）の準備（ヘリポートの設置を含む。）
- (3) 災害対策本部と派遣部隊間の連絡調整に係る通信手段の確保

なお、受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にあつては防災活動拠点又はその近傍を指定するよう努める。

3 使用資機材の準備

災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。

災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、市及び県が準備する。

4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、応急・復旧対策等の進捗状況により、派遣部隊の撤収の要請を行う場合、派遣部隊の長と協議の上、知事宛に依頼する。

※資料編：自衛隊撤収依頼様式参照

第3 緊急消防援助隊の応援要請 本部事務局、消防対策部

本部長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

第4 県及び他市町への応援要請 本部事務局、消防対策部

本部長は、災害応急対策又は復旧対策のため必要があると認めたとき、次の自治体に応援を求め、災害対策の万全を期する。

- (1) 石川県（災害対策基本法第68条）
- (2) 災害時相互応援協定締結市町
- (3) その他上記協定を締結していない市町（災害対策基本法第67条）

第5 応援要請の方法

1 応援要請

要請は、次の事項を記載した文書により行う。ただし、緊急を要する場合は電話等の迅速な通信手段で要請し、事後、速やかに所定の手続きを取る。

- 1 被害の状況
- 2 物資、資器材、車両等の要請をする場合は、品名及び数量
- 3 職員の応援を要するときは、職種及び人員
- 4 応援場所及び応援場所への経路
- 5 応援を希望する期間
- 6 その他参考となる事項

「応援連絡先」

応援要請先	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
石 川 県	危機管理部 防災対策課 危機管理政策課	Tel. 076-225-1483 Fax. 076-225-1484	Tel. 6-111-4280 Fax. 1-111-6743
協定自治体	担 当 窓 口	N T T 電話回線	県防災行政無線(衛星電話)
金 沢 市	危機管理課	Tel. 076-220-2366 Fax. 076-233-9999	Tel. 6-201 Fax. 1-201
加 賀 市	危機対策課	Tel. 0761-72-7891 Fax. 0761-75-7388	Tel. 6-206 Fax. 1-206
能 美 市	危機管理課	Tel. 0761-58-2201 Fax. 0761-51-5119	Tel. 6-323 Fax. 1-323
白 山 市	危機管理課	Tel. 076-274-9536 Fax. 076-274-9554	Tel. 6-208 Fax. 1-208
七 尾 市	危機対策課	Tel. 0767-53-6880 Fax. 0767-53-8411	Tel. 6-202 Fax. 1-202
輪 島 市	防災対策課	Tel. 0768-23-1157 Fax. 0768-22-9220	Tel. 6-204 Fax. 1-204
珠 洲 市	総務課 危機管理室	Tel. 0768-82-7725 Fax. 0768-82-5685	Tel. 6-205 Fax. 1-205
羽 咋 市	生活安全課 地域防災係	Tel. 0767-22-7176 Fax. 0767-22-0240	Tel. 6-207 Fax. 1-207
か ほ く 市	防災環境対策課	Tel. 076-283-7124 Fax. 076-283-1115	Tel. 6-364 Fax. 1-364
川 北 町	総務課	Tel. 076-277-1111 Fax. 076-277-1748	Tel. 6-324 Fax. 1-324
野々市市	総務課 防災安全係	Tel. 076-227-6051 Fax. 076-227-6255	Tel. 6-344 Fax. 1-344
勝 山 市	総務課 危機管理防災係	Tel. 0779-88-8125 Fax. 0779-88-3855	Tel. 6-018-305-2 Fax. 6-018-305-5
あ わ ら 市	危機管理課	Tel. 0776-73-8040 Fax. 0776-73-1350	Tel. 6-018-314-2 Fax. 1-018-314-1-1900
越 前 市	防災危機管理課	Tel. 0778-22-3081 Fax. 0778-22-3458	Tel. 6-018-302-2 Fax. 1-018-302-1-2990
高 岡 市	危機管理課	Tel. 0766-20-1229 Fax. 0766-20-1549	Tel. 6-016-202-308 Fax. 1-016-202-306
高 山 市	危機管理課	Tel. 0577-35-3345 Fax. 0577-35-3174	Tel. 6-021-571-2 Fax. 1-021-571-719
島 田 市	危機管理課	Tel. 0547-36-7143 Fax. 0547-35-6000	Tel. 6-022-209-9999 Fax. 1-022-209-9100
牧 之 原 市	危機管理課	Tel. 0548-23-0056 Fax. 0548-23-0049	Tel. 6-022-422-2450 Fax. 6-022-422-2499

2 職員の派遣の要請等

(1) 職員の派遣の要請

本部長は、必要に応じ、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

なお、要請に当たっては、本部長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせん

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんに求める。

- (ア) 派遣のあっせんに求める理由
- (イ) 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 受け入れ体制の確立

本部長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

4 広域応援協力体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

第6 指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請 本部事務局、消防対策部

本部長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

なお、県に対して要求ができない場合には、その旨及び市域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施する。

第6節 救急・救助活動

災害発生時には、救助・救急を要する事案が数多く発生することが予想される。このため、市は関係機関と連携して、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

第1 実施体制 市、関係機関、自主防災組織、市民、事業者

1 町内会、自主防災組織、市民、事業者

自発的かつ速やかに被災者の救助活動を開始するとともに、消防本部への通報を行う。

2 消防対策部

消防職員による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、器材を準備し迅速に活動を開始して、協定に基づく応援隊の出動要請を行う。

3 市（本部事務局）

- （1）収集できる被災情報を消防対策部と共有し、要救助者の把握に努める。
- （2）全般被災状況の速やかな把握に努め、遅滞なく県に対して、広域応援要請及び国（県を通じて）への緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

第2 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第4節「消防活動」第5による。

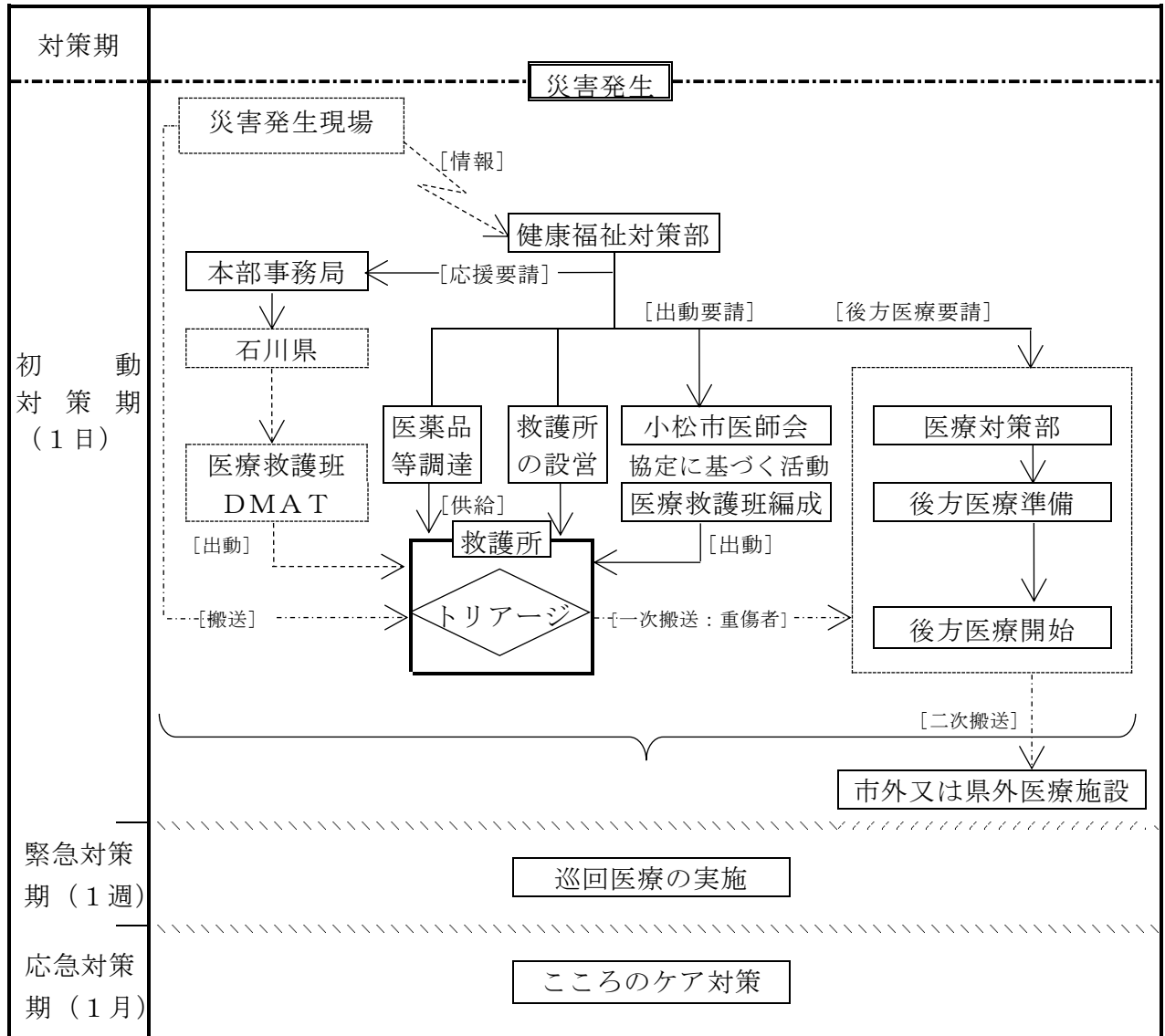
第3 医療救護活動

次節 第7節「災害医療及び救急医療」による。

第4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第9節「災害救助法の適用」による。

第7節 災害医療及び救急医療



第1 初動対策期の応急医療 健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部、医師会

1 医療救護班の派遣要請

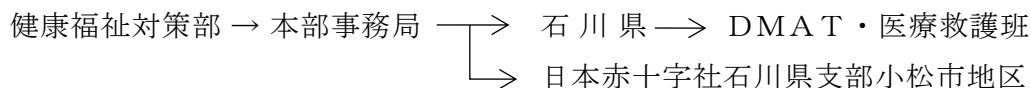
災害時における医療救護は、一義的には市が行い、市で十分な対応ができない場合に県に対して医療救護班の派遣要請を行う。

(1) 災害により多数の傷病者が発生した場合

ア 健康福祉対策部長は、「災害時の医療救護に関する協定」(平成11年8月10日)に基づき医療関係者による医療救護班の編成及び出動を小松市医師会に要請する。

小松市医師会 : 小松市京町81-2 Tel. 0761-22-2714

- イ 市で十分な対応ができない場合、健康福祉対策部長は、本部事務局長を通じて、県に対して医療救護班の派遣要請を行う。
- なお、このときの伝達系統は次のとおりとする。



(2) 医療関係者自らが必要を認めた場合

小松市医師会は、健康福祉対策部からの要請を待たずに医療救護班を編成し出動する。この場合、直ちに健康福祉対策部に通報する。

(3) 医療救護班の編成

医療救護班は、小松市医師会の医療関係者をもって編成する。

2 救護所の設置

健康福祉対策部は、応急医療活動の実施にあたり、小松市医師会・警察署等の協力を得て、避難所若しくは災害現場等、応急医療活動が安易に行える場所に「救護所」を設営する。

なお、救護所の運営は医療救護班が行うものとする。

3 医療救護班の業務内容

医療救護班は、医療救護所等において次のような業務を行う。

- | |
|--------------------------|
| (1) 傷病者のトリアージ（トリアージ・タグ※） |
| (2) 傷病者に対する応急処置 |
| (3) 重症者の後方病院への搬送手続き |
| (4) 救護所における診療 |
| (5) 避難所等の巡回診療 |
| (6) 被災地の病院支援 |
| (7) その他必要な事項 |

※傷病者の状況の観察から重症度と緊急度を判定し、後方医療施設への緊急連絡等を記録した伝票（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

「参考」：トリアージについて

トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の負傷者に最善の医療を実施するため、負傷者を傷病の緊急度と重傷度により「最優先治療群（重傷）」「非緊急治療群（中等傷）」「軽処置群（軽傷）」及び「死亡群」に分類し、治療優先度を定める行為である。

分 類	優先順位	識別票（トリアージ・タグ）
最優先治療群（重傷）	第1	赤
非緊急治療群（中等傷）	第2	黄
軽処置群（軽傷）	第3	緑
死亡群	第4	黒

4 後方医療

(1) 後方医療実施機関

広域災害・救急医療情報システム等を有効に活用するほか、本部事務局は、小松市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数の把握に努め、救護所若しくは災害発生現場から搬送される重傷者の収容医療機関を確保する。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

ア 被災現場から救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、市民ボランティア、警察署、消防団等が協力して実施する。

イ 後方医療施設への搬送（一次搬送）

救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防対策部が関係機関の協力を得て行う。

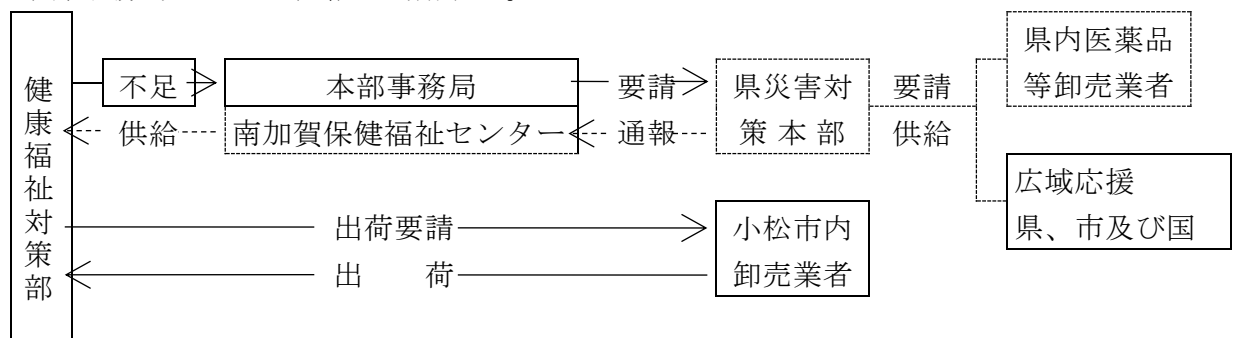
ウ 後方医療機関から市外あるいは県外医療施設への搬送（二次搬送）

患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防対策部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合は、本部事務局は自衛隊又は県に二次搬送を要請する。

5 医薬品等、輸血用血液及び資機材等の調達

(1) 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、健康福祉対策部は要請先へ医薬品等を供給する。ただし、調達できない医薬品等については、県災害対策本部に本部事務局を通して供給を要請する。



(2) 輸血用血液の確保

医療施設から要請を受けた場合、医療救護班は県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) その他資機材の確保

医療救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- ア 飲料水、洗浄のための給水は上下水道対策部に要請する。
- イ 応急医療に使用する医薬品等は、原則として健康福祉対策部で調達したもので対応する。
- ウ 健康福祉対策部で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。
- エ 電気、電話等の通信手段は、本部事務局を通して北陸電力㈱、NTT西日本に要請する。

6 記録等

医療及び助産を実施した場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) トリアージ・タグ
- (2) 医療救護報告書
- (3) 救護班員名簿及び活動記録
- (4) 医薬品使用報告書
- (5) 事故傷病死亡者概要
- (6) 医薬品衛生材料受払簿
- (7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳及び助産関係支出証拠書類
- (9) 物件損傷報告書
- (10) 事故報告書

第2 緊急対策期以降の医療救護

健康福祉対策部、医療対策部、関係各対策部

1 巡回医療の実施

(1) 巡回医療班の編成

健康福祉対策部は、災害発生から1週間を目安に長期的な医療やこころのケア対策として、巡回医療班の編成を小松市医師会と協議して行う。また、巡回医療に当たっては避難所等の巡回スケジュールを作成し、定期的な医療活動を行う。

(2) こころのケア対策

被災者が災害という危機を体験するストレスは心的外傷後ストレスと呼ばれ、このストレスが原因となって、被災者に下記の心身変調が生じることが指摘されている。

- ア 再体験 : 被災の瞬間を夢にみたりして、夜中に目を覚ましたりする。
- イ 認知的回避 : 将来を考えなかったり何事にも無関心であろうとするなどの行為を伴う。
- ウ 生理的過緊張 : 睡眠障がいや典型的で、徐々に体力を消耗する。

この三つの症状が一ヶ月以上続くと「心的外傷後ストレス障がい」(PTSD)と定義される。この障がいは病気ではなく、災害対策基本法にも触れられていない精神的な障がいではあるが、被災地の人的な復旧と復興の鍵として位置づけられることから、必要に応じて県に要請してこころの相談所を開設し、精神科医等による巡回相談を行うなど、こころのケア体制の整備に努める。

2 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第8節 水防活動及び土砂災害対策

第1 水防活動 市長公室対策部、都市創造対策部、関係各対策部、関係機関

市及び水防関係機関は、水防警報の発表及び豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。この際、石川県河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、出動準備や出動に遺漏のないよう主体的に実施する。

なお、その実施については、市が関連法規等に基づき別途作成する「小松市水防計画」及び「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」に基づき行うものとする。

1 水防のための事前準備

- (1) 都市創造部は、毎年度作成する小松市水防計画について、水害に対する備えを確実に実施するため、計画策定後速やかに職員に対して必要な啓発・教育を行う。
- (2) 市長公室は、主として初動期の災害対策本部の活動を主体とした「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」を毎年作成し、職員に対して必要な啓発・教育を行う。

2 水防活動要領

- (1) 市及び関係機関は、水防に関する警報を受領した時点から、当該危険が解消するまで、小松市水防計画に基づき所要の対応を適切に行う。
- (2) 活動開始当初から市だけでは対応できない事態が予想される場合にあっては、市、防災関係機関、自主防災組織及び市民が一体となって、まず避難等、住民の安全確保を第一義とした活動を開始するとともに、県、国、関係機関、他自治体等への応援派遣要請を遅滞なく行う。

第2 土砂災害対策 市長公室対策部、都市創造対策部、関係各対策部、関係機関

土砂災害は、ひとたび発生すると、人命と財産が瞬時に失われるおそれが高く、あらかじめ十分な準備施策とともに、市は災害が発生又は発生する可能性があるとして予測される場合の的確な対応要領について、あらかじめ定めておくものとする。

1 関連情報の収集体制

土砂災害に対するあらゆる情報の収集に努めるほか、諸対策の実施に係る基準については、気象庁（金沢地方気象台）及び県が発表する「レベル4土砂災害危険警報」（注1）の効果的な活用を第一義とする。

2 土砂災害対応マニュアルの作成と運用

土砂災害対策のうち、レベル4土砂災害危険警報の発表に基づく該当箇所の情報収集、対象区域内に所在する住民等への情報伝達、警戒監視員の派遣等、災害が発生又は発生前の初動期に市が取るべき対応の細部要領については、市が毎年作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」に基づき行うものとする。

なお、当該マニュアルで定めるべき事項については、次を基準とする。

- (1) レベル4土砂災害危険警報（注1）が発表された場合における、石川県土砂災害情報システム「SABOアイ」（注2）による、危険箇所の特定作業に関する事項
- (2) 特定した区域内に所在する住民等への周知要領に関する事項
- (3) 特定した区域以外への住民への注意喚起に関する事項
- (4) 特定した区域への消防又は市職員の派遣に関する事項
- (5) 関係機関（南加賀土木総合事務所及び小松警察署）との連絡調整に関する事項
- (6) 特定した区域その他危険箇所に所在する住民等の避難に関する事項
- (7) 関連する避難所の開設に関する事項（担当要員の指定を含む）
- (8) その他必要な事項

注1：「レベル4土砂災害危険警報」

ア レベル4土砂災害危険警報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

イ レベル4土砂災害危険警報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

注2：石川県土砂災害情報システム「SABOアイ」

石川県防災情報システムに組み込まれているシステムで、主に土砂災害に係る種々の情報が提供される。各関係機関のほか、市では本庁2台（危機管理課、内水対策室）、消防1台（消防本部消防指令センター）に受信端末が配備されている。市に対して「注1」のレベル4土砂災害危険警報が発表されたときに、本システムを活用して市域に存在する土砂災害警戒区域の中から危険警報発表対象箇所を特定できるようになっている。

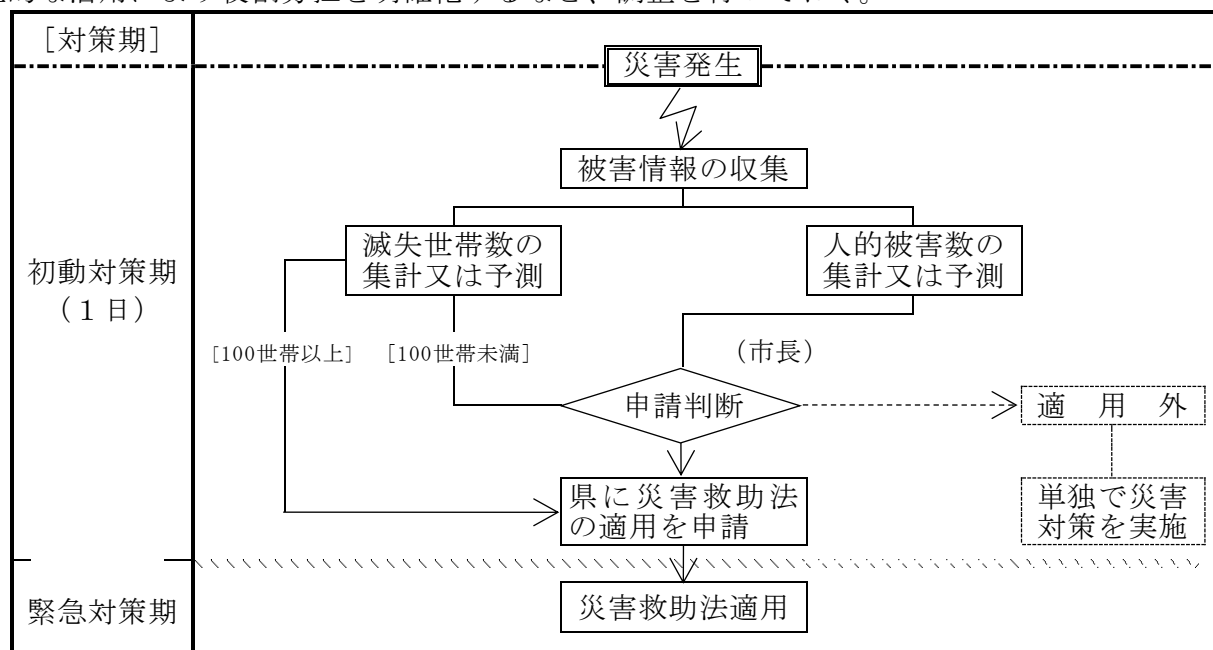
3 その他

市域内の「土砂災害防止法」に基づき県が指定した土砂災害（特別）警戒区域は、資料編「土砂災害警戒区域」を参照。

第9節 災害救助法の適用

市は、市域における災害の状況により災害救助法の適用が必要であると判断した場合には、速やかに知事に対してその状況を明らかにして適用に係る要請を行う。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ、県と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。



第1 災害救助法の適用基準 本部事務局

1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。

小松市における具体的適用基準は次項のいずれか1つに該当する場合であり、県が行う。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した数	小松市：100世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した数のうち市内の住家が滅失した数	石川県：1,500世帯以上 小松市：50世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した数のうち市の救助を必要とするとき	石川県：7,000世帯以上 かつ市内多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したなど、被災者の救護が著しく困難な場合	多数(注1)	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又受けるおそれが生ずる場合	住家被害関係なし(注2)	第1項第4号

(注1)：知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要あり。

(注2)：下記の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること(内閣府令第2条第1号)
- (2) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること(内閣府令第2条第2号)

2 住家被害の認定基準

住家被害の認定基準は、おおむね次のとおりとする。

被害区分	認 定 の 基 準
全 壊	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のも。
中規模半壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のも。
半 壊	損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
準半壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
準半壊に至らない (一部損壊)	上記5点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」は現実に居住のため使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ1住家として取り扱う。

3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯の算定は、次のとおりとする。

住家の被害程度	滅 失 世 帯	備 考
全壊、全焼、流失	1世帯当たり 1世帯として換算	
半壊、半焼	〃 1/2世帯として換算	みなし換算
床上浸水	〃 1/3世帯として換算	みなし換算
床下浸水、一部破損	(対 象 外)	

第2 災害救助法の適用手続き

本部事務局

1 災害救助法の適用申請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害発生の日時及び場所(2) 災害の原因及び被害の状況(3) 適用を要請する理由(4) 適用を必要とする期間(5) 既に行った救助措置及び取ろうとする救助措置(6) その他必要な事項 |
|--|

2 適用申請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施決定を待つことができない場合、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処理に関しては、知事の指揮を受ける。

3 災害救助法に基づく救助の実施

市は、別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」（平成12年3月31日厚生労働省告示第144号。一部改正（平成25年10日内閣府告示第228号））に定める救助のほか、知事が必要と認めるものについて、市長（本部長）が行うよう知事（県本部長）から通知を受けた場合は、救助の内容及び当該救助を行う期間の範囲でこれを行う。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

令和7年4月現在

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1	避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 (加算額) 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
	避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のアエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
			○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上		
5	被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。		
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
			全壊 全流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
				冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
			半壊 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
冬	10,700	14,000		19,900	23,600	29,800	3,900			
6	医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
7	助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失ったもの(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にあるもの)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
8	被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		輸送費、人件費は、別途計上		
9	福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上		
10	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内			災害発生の日から10日以内				

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
1 1	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	
1 2	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
1 3	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
1 4	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
1 5	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,700円以内 2 一時保存 ・既存の建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
1 6	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
1 7	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
18	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
19	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
			イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第10節 災害警備及び交通規制

第1 災害警備 消防対策部、自主防災組織、県警察

1 社会秩序の維持

(1) 公安警備

災害時における公安警備は、警察が担当する。また、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備の実施については、「石川県地域防災計画震災対策編」及び「石川県警察災害警備計画」に基づいて行われる。

(2) 秩序の確保

避難指示等の発表、発令により、当該地域が無人となった場合の当該住民の財産保護についても、警察が担当することとなる。また、被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、パトロール等を行うことで社会秩序の安全確保を行う。

(3) 警察の役割

警察署は防災関係機関と協力し、次に掲げる業務について、人命の保護を第一義とした社会秩序の維持にあたる。

- ア 気象情報等関連情報の収集伝達
- イ 被害の実態把握
- ウ 住民の安心確保
- エ 危険地域及び被災地域における住民等の避難誘導
- オ 交通の混乱及び避難路、緊急交通路確保等の交通上の措置
- カ 負傷者等の救出、救護
- キ 遺体の検視、見分及び行方不明者の搜索
- ク 被災地、避難地域及び避難所並びに重要施設のパトロールの実施
- ケ 不穏動向の未然防止及び各種犯罪の防止
- コ 銃砲・刀剣類の一時預け、保管等の措置
- サ 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- シ その他必要な警察業務

2 防火パトロール 消防対策部、消防団、自主防災組織

災害に火災が鎮火した後、次の要因による火災が再燃するおそれがあるため、消防対策部及び消防団は、自主防災組織等と協力し、市内のパトロールを実施する。

- (1) 停電回復後の通電火災に対する警戒
- (2) 鎮火後の再燃の警戒

第2 交通規制 消防対策部、県警察

1 規制の時期区分の目安

災害時における交通規制の時期区分の目安として、次の点に留意する。

- (1) 発災後1日間は、緊急車両等の通行確保の優先を原則とする。
- (2) 発災後2日目以降は、県、関係機関と協力し、物資等の大量輸送の効率化を図る。

2 交通規制の実施要領

(1) 実施機関及び根拠法令等

住民の安全確保と緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び公安委員会は、相互に協力・連携し、交通規制等の応急措置を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会による交通規制	ア 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき ウ 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき	・道路交通法第4条 [歩行者、車両等の安全確保] ・災害対策基本法第76条 [緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限]
警察署長による交通規制	道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条又は第114条の3 [歩行者、車両との安全確保]
警察官による交通規制	車両等の通行が著しく停滞し混雑した場合に、交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	・道路交通法第6条又は第75条の3 [車両等の通行の禁止、制限] [当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる] ・災害対策基本法第76条の3 [当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる]
自衛官及び消防吏員による交通規制	通行禁止区域において車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項 [警察官がその場にいない場合に限り、職務の執行ができる]
道路管理者による交通規制	ア 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき イ 道路工事のためやむを得ないと認められるとき	道路法第46条 [区間を定めて通行を禁止又は制限] [理由、迂回路等の道路標識の設置]

(2) 実施要領

道路管理者は、道路法等による交通規制を実施した場合、直ちに道路標識、区画線等の表示を行うものとする。また、災害により交通施設等の危険な状況が予測され、発見又は通報等により承知したとき、道路管理者は速やかに規制等の措置を行う。

第11節 緊急輸送

第1 緊急輸送道路の機能確保 本部事務局、都市創造対策部、関係機関

1 緊急輸送道路の機能確保順位

都市創造対策部は、災害発生後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路の機能の維持確保に努める。特に、市域に設定する4箇所の避難・救援拠点、市民病院、市役所、消防署及び警察署等の災害対応活動の要となる施設等に通じる道路の機能確保を優先する。

【緊急輸送道路等の防災道路網】

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	高 速 道 国 道 同 道 主要地方道 同 道 同 道 市 道 同 道	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 道 同 道 一般県道 同 道 同 道 市 道 同 道 同 道 同 道	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 道 一般県道 同 道 同 道 同 道 同 道 同 道 市 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路		・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線 ・安宅小島線 ・浮柳安宅線 ・石田橋線 ・島田犬丸線 ・上八里白江線 ・幸町八幡線 ・八幡町今江新橋線 ・今江春日神社線 ・今江符津線 ・市道串矢田新線
その他の主要防災道路		・布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線 ・額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線 ・県道大野八幡線、県道金平寺井線 ・県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・県道栗生小松線、県道西二口長田線 ・津波倉一針線

2 道路の通行機能確保作業

都市創造対策部は、関係機関と連携して緊急輸送道路の通行機能を確保するため、下記の対応を行う。

- (1) 道路の被害状況調査の実施
- (2) 緊急輸送道路の決定（応急用と復旧用に区分する。）、関係機関との情報共有
- (3) 放置車両の移動命令の要請、道路管理者による車両等の移動
- (4) 道路管理者、警察署に対する道路復旧及び交通規制の要請・伝達

第2 緊急輸送車両等の確保 本部事務局（管財総務班）、総合政策対策部

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送は次の内容とし、本部事務局は速やかに車両の手配を行う。

- (1) 救命救助に関わる人員及び資機材の輸送
- (2) 備蓄食糧、備蓄品の輸送

2 車両及び燃料の確保

(1) 車両の確保

本部事務局は、調達可能な市有車両の状況を把握し、市有車両での対応が困難と判断した場合、市内の輸送業者等から車両を借り上げる。

(2) 燃料の調達

市有車両及び借り上げ車両の運行に必要な全ての燃料は、本部事務局が調達する。

3 車両の確認手続き

(1) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両は、災害対策基本法第50条第2項に定められた災害応急対策の実施責任者(注1)又はその委任を受けた者が使用する車両で同法同条第1項に掲げる業務(注2)に従事する車両とする。

- 注1
- ① 指定地方行政機関の長及び指定地方行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長及びその他の執行機関
 - ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
- 注2
- ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - ④ 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
 - ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両として使用する車両は、知事又は公安委員会に対して確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。(資料編 様式(19) 参照)

(3) 緊急輸送車両の事前届出

市の所有車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の実施に使用するものについては、公安委員会が車両の該当審査を行い、届出済証を交付する。

届出済証の交付を受けた車両については、本部事務局が警察本部、警察署又は交通検問所に届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(4) 確認証明書

緊急輸送時は交付を受けた確認証明書を常に携帯し、標章は車両のフロントガラスの左上(助手席側)に添付する。

第3 輸送計画の立案 本部事務局、関係各対策部

1 輸送拠点の設置

本部事務局は、調達した物資や県及び他市町村からの救援物資を受け入れ、物資の仕分け、保管及び配布を行うため、市域4箇所にある避難・救援拠点の中から、被災の状況等を勘案し、1箇所、状況により複数箇所の物資の集積拠点を設置する。

また、集積拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

なお、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合にあっては、県、自衛隊及び関係機関にヘリコプター、船舶、鉄道による輸送を要請する。

2 ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、市長は知事(石川県消防防災航空隊)に対してヘリコプターの支援要請をする。支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定(平成26年4月1日)」の定めるところにより実施する。

要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 災害の種別 |
| (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 |
| (3) 災害発生現場の気象状態 |
| (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 |
| (5) 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法 |
| (6) 支援に要する資機材の品目及び数量 |
| (7) その他必要な事項 |

要請先

石川県危機管理部消防保安課航空消防防災グループ
TEL 0761-24-8930
FAX 0761-24-8931

3 臨時ヘリポート（離着陸場）の設置

ヘリコプターによる輸送を計画した場合、災害の状況に応じてヘリポートを開設する。

本部事務局は、臨時ヘリポート（離着陸場）一覧の中から適所を選定し、被災の状況に応じて複数の臨時ヘリポートを設置する。

資料編「臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表」参照

参考：臨時ヘリポート

臨時ヘリポートとは、航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場と航空法 81 条の 2 を基に小松市が指定した緊急離着陸場とを併せた 58 ヶ所とする。

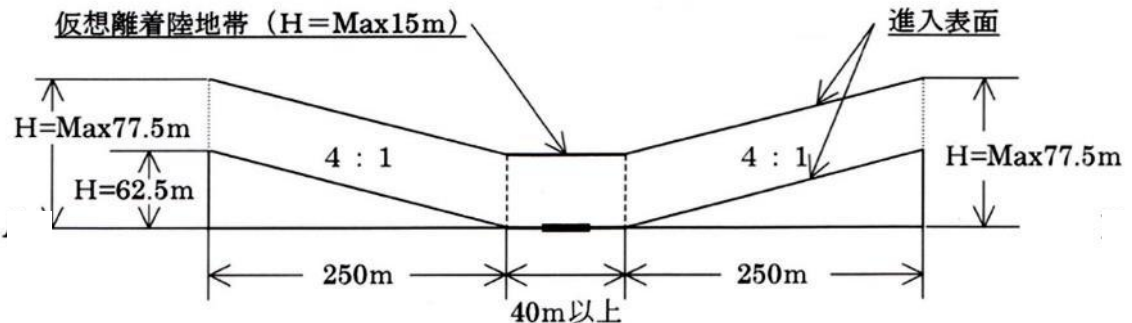
1 航空法 79 条に基づく許可を受けた場外離着陸場 3 ヶ所

2 緊急離着陸場 55 ヶ所

緊急離着陸場の設定は、小松市の指定避難場所の敷地及び近辺の空地とし、次の条件に合致したものとする。（防災対応型基準）

- (1) 空地の大きさは、40m×40m以上とする。
- (2) 原則として離着陸場を地上に設定する。やむを得ない場合は、15mの高さを限度とする仮想離着陸帯を設定することができる。このため、設定した高度を超える障害物がないこと。
- (3) 仮想離着陸地帯の縁辺部から 250m先まで進入表面の勾配 1／4 を超える障害物がないこと。
- (4) 表面は接地帯を除き、約 30cm 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦であること。
- (5) 接地帯の長さ、幅は、全長以上、勾配は 5 %以下とする。

※進入表面断面図



4 緊急輸送に係る基本方針

(1) 輸送対象及び優先順位

緊急輸送の対象及び優先順位は次のとおりとする。

- ア 被災者
- イ 食糧、飲料水
- ウ 救援用物資
- エ 災害対策要員
- オ 応急対策用資機材
- カ その他必要な物資等

(2) 緊急輸送の実施部署

緊急輸送は、原則として市有車を活用するものとし、本部事務局（管財総務班）の輸送車両の運行管理に関する全般統制の下、各対策部の所掌に応じ各対策部要員が行う。

なお、市有車両のみでは対応できない場合については、市域に所在する輸送業者へ委託する。

(3) 県、他市町及び輸送に関わる指定地方公共機関等への応援要請

災害に係る緊急輸送が市あるいは市域に所在する輸送業者への依頼だけでは対応できない場合は、災害時相互応援協定に基づき、他市町の応援要請を行うほか、県及び輸送に関わる指定（地方）公共機関等の支援を要請する。

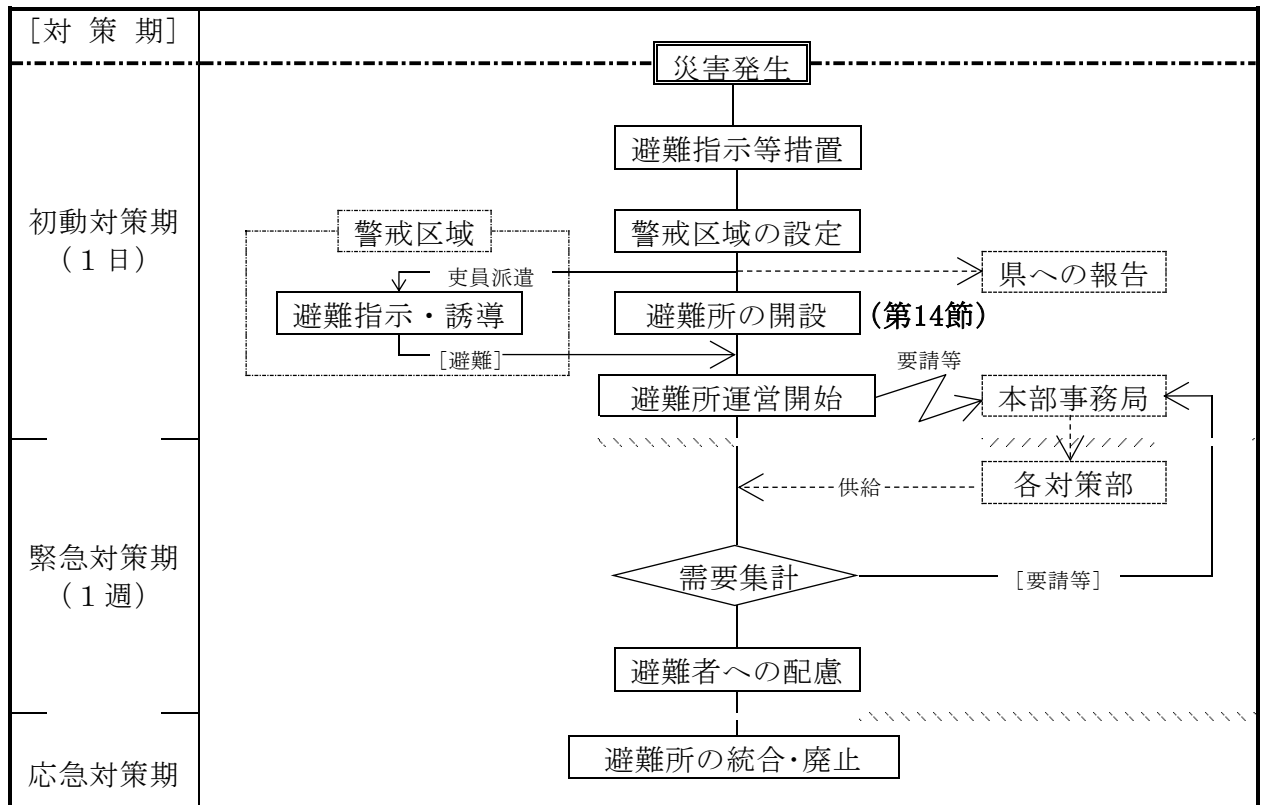
5 記録等

本部事務局は、車両、賃金職員、船艇等を借り上げ、物資及び人員を輸送した場合、次の書類、帳簿類を整備保存する。

(1) 輸送記録簿	(4) 輸送費関係支払証拠書類
(2) 輸送用燃料受払簿	(5) 消耗品受払簿
(3) 修繕費支払簿	

第12節 住民の避難及び警戒区域の設定

災害により火災、危険物の漏えい、地すべり、山崩れ及び崖崩れ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。



第1 避難の指示等 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために必要があると認められるとき、市民及び滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示する。

また、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示、緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進するとともに、マイ・タイムラインを活用した避難の普及に努める。

1 避難の指示等の発表又は発令の条件（基準）

警戒レベル3 高齢者等避難	条 件	災害が発生するおそれがある状況、すなわち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。特に要配慮者の避難に際し時間的余裕を確保するために発表。
	伝達内容	危険予想域・高齢者等避難すべき理由・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・避難方法・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル4 避難指示	条 件	災害が発生するおそれが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況
	伝達内容	避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）・避難対象地域・避難すべき理由・避難先・避難経路・避難行動における注意事項（携帯品、服装）・出火防止の措置・電気（配電盤）の遮断措置・その他必要な事項
警戒レベル5 緊急安全確保	条 件	災害が発生又は切迫している状況、すなわち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合
	伝達内容	命を守るための最善の行動・緊急安全確保すべき理由・その他必要な事項

2 実施者・区分等

実施者	区 分	災害の種類	法的根拠
市 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条第1項 ※職権を行う者がいない場合
消防長又は 消防署長	指 示	火 災	消防法第23の2
消防吏員又は 消防団員	指 示	火 災 洪水・雨水出水 ・津波・高潮	消防法第28条第1項 水防法第21条第1項
水防管理者	指 示	洪水・雨水出水 ・津波・高潮	水防法第29条
知事又はその命 を受けた吏員	指 示	洪水・雨水出水 ・津波・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
知 事	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第6項 市が大部分の事務を行うことができないとき

（1）市長（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示し、及び急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、避難の指示等を実施する。

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法）

(1)の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長、水防事務組合の長）（水防法第29条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。この場合には、直ちに管轄の警察署長に通知する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、上階への移動や高層階にとどまること等により、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周辺の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

また、避難指示等の発令と併せ、広域的な避難行動を促すため、一定規模の車両が収容可能な指定緊急避難場所について住民に情報提供する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(8) 避難指示等についての助言（災害対策基本法第61条の2）

避難指示等の発令に当たり、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて助言を求める。

また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(9) 二次災害の防止

避難指示等の発令に当たっては、災害発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなどの二次災害から、住民の生命・身体などの安全を確保するための措置を講じるよう努める。

3 避難指示の時期

避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇や山間部での土砂災害への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

4 伝達方法

J－A L E R T、防災行政無線（同報系）による一斉放送、緊急速報メール、F A X、広報車、サイレン、Lアラート（災害情報共有システム）、こまつ防災アプリ、スマートフォンアプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE等）、ホームページ等の多様な情報手段による伝達、その他、協定に基づくラジオこまつ、テレビ小松の活用のほか、県を通じてその他のマスメディアを有効に活用する。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、

「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」による「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある危機等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

5 高齢者等避難の発令

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等に対して、早めの段階で自主的な避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令する。

また、市は、避難指示・緊急安全確保等を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記1～4を準用する。

6 当該地域の避難誘導

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発表又は発令した場合、本部事務局は当該地域及びあらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の職員を派遣する。派遣された職員は警察官・消防団員・自主防災組織等の協力を得て、市民等を危険な区域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

なお、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7 事業所等の避難誘導

事業所その他の多数の人が集まる場所での避難誘導は、施設管理者が行う。

8 避難誘導の方法

- (1) 避難誘導に当たっては、要配慮者の避難を優先する。
- (2) 要配慮者の避難は、必要に応じ車両を利用して移送する。
- (3) 状況が許す限り、避難路の安全を事前に確認し、要配慮者を除く避難者を徒歩で避難させる。
- (4) 自動車による避難及び家財の持ち出し等は、危険を伴うため止めさせるよう努める。
- (5) 事前に確保している非常用の携帯食糧及び飲料水を携行させる。
- (6) 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

9 避難住民に対する周知

避難の万全を図るため、避難住民に対し避難所の再確認、その他下表に掲げる注意事項等を伝達するよう着意する。

- (1) 火気等の危険物の処置を完全に行うこと
- (2) 家屋の補強（雨戸、門等）を行うこと
- (3) 服装はできるだけ軽装とし、季節によっては防寒用具を携行すること
- (4) 小さな子供には迷子札をつけること
- (5) 避難時は下記に示した非常時の持ち出し品を準備し携行すること

☐ 非常食	ご飯（アルファ米など）、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど（1人3日分）	
☐ 飲料水	ペットボトル等（1人1日3リットル）	
☐ 懐中電灯類	懐中電灯	予備電池又は手動充電式
☐ 携帯ラジオ		
☐ 薬類	・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液など） ・常備薬	・おくすり手帳 ・保険証のコピー
☐ 貴重品類	現金、通帳、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど	
☐ その他	・衣類、下着、レインウェア、紐なしのズック靴、タオル類、軍手 ・ウエット・ティッシュ等、簡易トイレ ・ナイフ、スプーン、ライター、マッチ、ろうそく ・寝袋、ブランケット、使い捨てカイロ、ビニールシート ・携帯電話（スマートフォン）、充電器 ・マスク、手指衛生用品（消毒用アルコール）、石けん、体温計 ・洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉 ・防災用ヘルメット、防災ずきん ・ペン、ノート	
☐ 子供がいる家庭の備え	・ミルク等、使い捨て哺乳瓶、離乳食、携帯カッター ・子供用紙おむつ、お尻ふき、携帯用お尻洗浄機 ・ネックライト、抱っこひも、子供用の靴	
☐ 女性の備え	・生理用品、おりものシート、サニタリーショーツ ・中身の见えないごみ袋 ・防犯ブザー／ホイッスル	
☐ 高齢者がいる家庭の備え	・大人用紙パンツ、吸水パッド、デリケートゾーンの洗浄剤 ・杖、補聴器、入れ歯・洗浄剤 ・介護食 ・持病の薬、お薬手帳のコピー	

10 関係機関への周知

市長、警察官、自衛官等が避難等に関する措置を講じた場合、次の通知を行う。

市長の措置	市 長 → 知 事(県災害対策本部又は防災対策課)
警察官の措置	(ア)災害対策基本法に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 市 長 → 知 事(防災対策課)
	(イ)職権に基づく場合 警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 知 事 → 市 長
自衛官の措置	自衛官 → 部隊等の長 → 知 事(防災対策課) → 市 長

第2 警戒区域の設定 本部事務局、関係機関

1 警戒区域の設定

災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合、市民及び滞在者の生命を守るため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定し、設定した区域への立ち入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

発 令 者	設 定 の 要 件	法的根拠
市 長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
警 察 官 海上保安官	1 上記の場合において、 (ア)市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき (イ)市長からの要求があったとき 2 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第63条第2項 警察官職務執行法 第4条第1項
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、上記1の場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条第3項
※消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、原則として消防法又は水防法によって行う。		

2 警戒区域設定の周知等

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同時に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

3 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

第13節 避難所の開設・運営

第1 避難所の開設 本部事務局、教育対策部、健康福祉対策部、関係各対策部

1 避難所の開設

小松市の指定する避難所の開設は、災害対策本部が状況に応じて開設場所、要領、要員等を指示する。

開設要領の細部については、「地域版」避難所運営マニュアルによるほか、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）を準用する。

なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康福祉対策部と連携して、感染症対策として必要な措置を講じられるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ保健所等との間で、情報共有の内容（危険エリアに居住する自宅療養者の有無等）、情報伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の開設・運営に必要な情報を共有する。

なお、県は、大規模災害においては避難所運営について県・市で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。

2 指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設

避難所の開設に際しては、指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）の開設を第一義に考え、状況に応じてその他の指定避難所を開設する。

3 水防・土砂災害による避難所開設

水防・土砂災害により避難所を開設する場合は、小松市の指定する水防・土砂災害に関わる避難所の担当職員（初動期開設水防避難所配置職員）として年度ごとにあらかじめ指定された職員は、直接担当避難所に向かい、開設準備を行う。

また、状況に応じて、迅速な避難所の開設が必要な場合は、別示なく開設するとともに、当該状況を災害対策本部に報告する。

地域の代表者（町内会会長、自主防災組織のリーダー等）が避難所開設できる体制を構築できる場合は、地域の代表者において避難所を開設する。

上記のほか、避難所の開設に係る細部手順に関しては、市が別に作成する、防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）によるものとする。

4 避難生活の対象者

避難生活の対象者は、以下の者とする。

- (1) 住居等の被災者
- (2) 避難指示などの対象地域の居住者
- (3) 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

5 避難所の開設の際の県への報告

- (1) 避難所の名称
- (2) 避難所開設の日時及び場所
- (3) 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）
- (4) 開設期間の見込み
- (5) 必要な救助・救援の内容
- (6) 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

6 避難等の状況把握

避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。
加えて、避難所の開設・混雑配信サービス「VACAN」を使用し、市民に対して災害時に避難所の開設状況、混雑状況の共有に努める。

第2 避難所の運営 本部事務局、関係各対策部

開設した避難所の運営要領については、毎年度作成する「防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル（年度版）」による。また、長期間開設する必要がある場合については下記を基準とするほか、別に作成する「「地域版」避難所運営マニュアル」によるものとする。各マニュアルについては、大規模災害において県と連携して対応することを踏まえ、県からの支援を受け改訂に努める。

運営に当たっては指定避難所ごとに避難所カルテを活用し、円滑な避難所運営を図る。避難所カルテには、避難所へのアクセス、緊急時連絡先、避難所整備の状況、避難所レイアウト、施設写真等を整理し、内容は毎年市と施設管理者等において更新するものとする。避難所レイアウトの検討にあたっては、女性や要配慮者用のスペース確保に配慮する。

また、各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。

1 避難者名簿及びカードの作成

避難所を開設した際、避難者カードを世帯単位で配り避難者の名前等の記入を指示する。代表者（町内会長、自主防災組織のリーダー等）はこの避難者カードに基づく名簿を作成し、避難所責任者は毎日、災害対策本部に報告する。

2 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りにはできる限り地域地区（町内会等）ごとに設定し、床面に色テープ・掲示板等の分かり易い表示を用いて指定する。

また、この際、要配慮者、高齢者及び男女のニーズの違いなどに十分配慮する。なお、感染症が発生している時期は健常者と体調不良者を区域分けし設定する。

3 物資の供給要請

避難所責任者は、避難者に対する飲料水・食糧・生活必需品の必要量を把握し、本部事務局を通じて調達担当の対策部に調達を要請する。

4 物資の受取及び配給

避難所での物資の受取時は必ず「避難所用物品受払簿」に記入し、配給は居住区域ごとに行う。また、配給や炊き出し等は、班長と方法その他の秩序づくりを取り決める。

5 避難所の状況報告

避難所の責任者は避難所日誌を毎日作成し、状況を本部事務局に報告する。

6 避難所運営協議会への協力要請

避難所の運営に当たっては、各地域で設立された避難所運営協議会が中心となり、避難所ごとに組織されている避難所運営委員会を主体とした避難所運営を要請する。

7 避難所運営委員会等への協力要請

避難所の運営にあたり、避難所運営委員会等に次の作業について協力を要請する。

- （１）避難者への指示、伝達事項の周知
- （２）飲料水・食糧・生活必需品等の物資配布の補助
- （３）避難者の要望、苦情等の取りまとめ
- （４）衛生・防疫活動等への協力
- （５）避難所の安全管理に関すること

8 その他（記録等）

避難所責任者は、代表者に一部の記録作成を委任するなどし、次の帳簿類を整備保存する。

- （１）避難所収容台帳（日誌）及び収容者名簿
- （２）避難所用物品受払簿
- （３）避難所設置に要した物品受払証拠書類
- （４）避難所設置に要した支払証拠書類

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、届出避難所に関しては、定期的に連絡を取り合い、支援ニーズを確認する。

第3 避難者への配慮 関係各対策部

1 避難者への配慮

対 策	配 慮 す る 事 項
良好な生活環境の 確保対策	(1) 畳・布団・暖房・洗濯機等の調達 (2) 報道機関等の取材・立ち入り制限 (3) 仮設トイレやマンホールトイレの早期設置、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置 (4) 衛生管理（医療・トイレ・清掃・ゴミ等） (5) 避難所における秩序維持（防犯対策） (6) 被災者の精神安定対策（パーティション設置、娯楽品の提供等） (7) 男女のニーズの違いに配慮した避難所の設営 (8) プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握 (9) 栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施 (10) 多様な方法による入浴機会の確保 (11) 家庭動物と同行避難した被災者の適切な受け入れ、受入状況を含む避難状況等の把握 (12) 応急仮設住宅設置に関しては、地域コミュニティや健康面に配慮する (13) 行政情報に関する掲示スペースの確保
男女双方の視点を 取り入れた 避難所対策	(1) 女性や子どもの安全・安心に配慮した仮設トイレの設置 (2) 男女別の更衣スペースの確保 (3) 女性用洗濯物の干し場の確保 (4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 (5) 生活物資の手渡しの配慮（下着・生理用品等） (6) 女性や子どもへの暴力を防止するための、女性相談員による相談窓口や意見箱の設置 (7) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による女性や子どもの安全確保のための対応の実施 (8) 集中する家事負担に対する協力の呼びかけ (9) 避難所運営に関する、男性と女性の責任者の配置
女性や子ども等の 安全の配慮	(1) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する (2) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する (3) 照明を増設する (4) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する (5) キッズスペースや学習スペースの設置等によるこども・若者の居場所の確保

対 策	配 慮 す る 事 項
性的マイノリティへの配慮	(1) トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努める (2) 当事者への相談窓口を設置するとともに情報の提供を行うよう努める
要配慮者対策	(1) 健康診断や相談業務 (2) ボランティアに介護等の協力要請 (3) 福祉仮設住宅の設置及び優先的入居の要請 (4) 専用室の確保

2 被災者の受け入れ・移送

被害が甚大で市内の避難者を収容しきれない場合、本部長は知事に対して他市町への移送を要請する。逆に知事から他地区の被災者受け入れ要請があった場合、避難所を開設して県の計画に基づいた被災者の受け入れに協力する。

第4 避難者の居住環境の確保等 本部事務局、関係各対策部

1 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

「地域版」避難所運営マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

2 旅館・ホテル等の活用

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動については、避難者の意思を踏まえた上で移動を促す。

3 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

第5 避難所の統合・設置の終結 本部事務局、関係各対策部

本部事務局は、災害の復旧状況や避難所の状況から、避難所の統合・設置の終結の検討を行う。学校再開等で指定避難所（拠点）が使用できない場合は、こまつドームや小松市民センター、西南体育館、小松加賀斎場及び道の駅こまつ木場潟等の避難・救援拠点等到大規模な避難所の設置を検討する。

第6 広域避難対策 本部事務局、関係各対策部

1 広域避難対策（災害発生前）

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

避難者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

広域避難所の運営は、小松市が行い、避難者を受け入れた市町は協力する。

なお、県から避難者の受け入れを指示された場合は、直ちに広域避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

2 広域一時滞在（災害発生後）

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

また、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。さらに、市が他市町村から被災者を受け入れた場合には、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

なお、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7 帰宅困難者対策 本部事務局、関係各対策部

施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

小松市内では、小松駅に帰宅困難者が集中することが想定される。小松駅近傍において発生した帰宅困難者については、予備避難所であるサイエンスヒルズこまつにて一時的に受け入れる。その後、インフラの復旧に伴い順次帰宅支援（二次避難）を行う。

第8 避難所外避難者対策 **本部事務局、関係各対策部**

町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、感染リスクを低減するための分散避難者や、避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

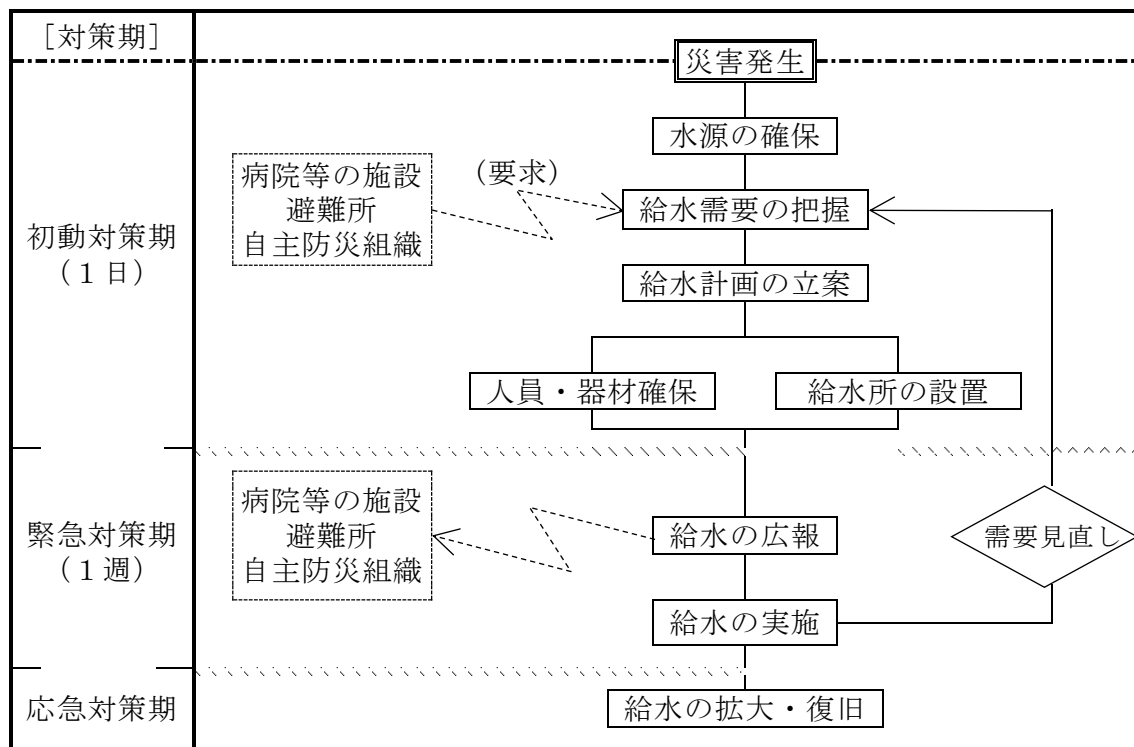
なお、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、被災者に寄り添ったきめ細かな支援の実施が必要であることから、被災者のニーズに応じた伴走型支援として、災害ケースマネジメントを実施するよう努める。また、高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、県から必要に応じて派遣される災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動に協力する。

特に、車中泊避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

第14節 給水活動



第1 給水活動のための準備 上下水道対策部、関係各対策部

1 水源等の確保

災害等により水道施設が破損、又は水源の汚染等により水の供給ができない場合は、上下水道対策部は直ちに被害状況を把握し、次の方法で水源を確保する。

- (1) 水道管が損壊し、上水が流出している場合は、配水場の仕切り弁を操作し上水の流出防止を図る。
- (2) 水源からの取水ができない場合は、貯水槽等を水源として利用する。(注)
- (3) 主要水源井のポンプが停止した場合は、非常用発電機を起動し、水源井からの取水を確保する。
- (4) 補助水源として、個人で管理する井戸の利用(注)についても考慮する。

※注：浄水器・薬剤投入等の水質管理が必要となる。飲料水としての利用ができない場合は、確実に住民へ周知徹底する。

2 給水計画

(1) 給水需要の把握

上下水道対策部は、給水対策本部を設置し、水道水の供給ができなくなった場合、給水ができない区域及び当該区域に所在する世帯、人口を把握し、給水活動のための需要量を把握する。

(2) 応急給水計画

上下水道対策部は、応急給水計画を策定し、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水を実施する。

(3) 給水の必要量（基準）

ア	発災～3日	----	1人1日	3リットル	（飲料水のみ）
イ	4日目以降	----	1人1日	20リットル	（飲料水＋炊事＋洗濯等）
ウ	8日目以降	----	1人1日	100リットル	（飲料水＋炊事＋洗濯＋浴用等）
エ	復旧段階	----	1人1日	250リットル	（通常の給水量）

第2 給水活動要領 上下水道対策部、関係各対策部

1 人員・器材の確保

災害時の給水活動は、基本的には、上下水道対策部の人員・器材によって行うが、上下水道対策部だけでは不足する場合は、災害協定を締結している日本水道協会及び県災害対策本部に状況を報告し、応援自治体からの提供又は自衛隊の災害派遣による供給支援を要請する。

2 給水優先順位の基準

給水優先順位は、次を基準とする。

- (1) 救護所・病院
- (2) 社会福祉施設
- (3) 避難所

3 給水実施要領

(1) 給水所の設置

給水を要する場所においては、給水に適した場所を選定し、給水所を設置して給水車等による給水を行う。

給水場所は、原則として各給水を要する場所に1箇所とし、「〇〇給水所」の看板を掲示する。

(2) 水の運搬

水の運搬は、給水車、飲料水用ポリタンク又はペットボトルをトラックで搬送して行うほか、種々の手段の活用を図る。

(3) 給水作業

各給水所での給水作業においては、当該施設の職員や避難所等の住民その他防災ボランティア等の協力を得て行う。

なお、ペットボトルによる給水以外は、給水を要する住民等が自ら持参する容器を使用する。

4 給水機能の応急手段の確保

水道施設の復旧に長時間を要する場合は、貯水槽の活用のほか、消火栓の利用等、応急手段の確保を図る。

5 広報

給水所を設置した場合には、上下水道対策部は次の内容の広報を行い、住民へ周知する。

- (1) 給水所の場所
- (2) 給水時間
- (3) 給水の方法

6 記録等

飲料水の供給を行ったとき、上下水道対策部は次の書類等を整備保存する。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

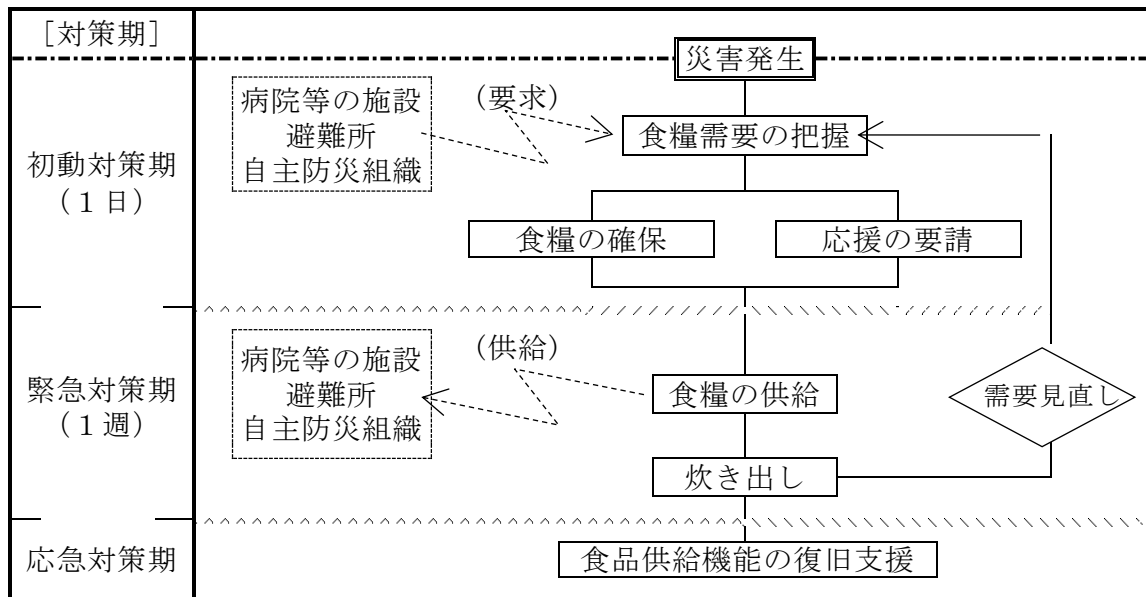
第3 その他の飲料水の調達 関係各対策部

給水等に対応が困難な場合、その他の飲料水の確保（入手）は、まず市の備蓄及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している企業からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていないスーパー等からの入手を図る。

「災害時における飲料水の供給に関する協定」	
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年8月12日締結

第15節 食糧対策

災害による被害が大きければ大きいほど、被害区域が拡大し、開設する避難所も増大し、対応すべき避難住民等の数は、市が同時に対応できないほどの多数になることが予想される。避難住民等への食糧の配給は、市の行う対策のうち基本的な事項の一つであり、大規模災害の場合、発災当初から県、国、他市町あるいは協定を締結している事業者等と緊密な連携を確保して可能な限りの対策を講じていく。



第1 食糧需要の把握 経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

食糧給与の対象者（基準）は、避難所避難者及び避難所外避難所とし、具体的には次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に避難している住民等
- (2) 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家が被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（注1）
- (4) やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者
- (5) 旅行者・滞在者・通勤通学者で、他に食糧を得る手段のない者
- (6) 災害応急対策活動従事者（注1）
- (7) 米穀等の食糧供給機能が混乱し、通常の食糧確保が不可能となった者（注2）

※注1：災害救助法の実費弁償の対象外

※注2：知事の指定が必要

2 需要の把握

経済環境対策部は速やかに被害状況を把握し、食糧供給規模を決めるための需要を予測する。また、需要予測の方法及び概要は、次表を基準とする。

(1) 避難所での需要は、避難所責任者が経済環境対策部に要請する。 (2) 応急対策活動従事者の需要は、各対策部が把握し、経済環境対策部に要請する。			
対 策 期	対 象 期 間	1 人 1 日 量 (下記の何れか 1 つ)	
初動対策期 (最低限の生命維持)	発 災～3 日 目 まで	アルファ化米等	3 食 分
		粉ミルク、粉ミルク (アレルギー対応) 等	5 回授乳分
緊急対策期	発災 4 日 目～1 週間 ま で	米 穀(精米) そ の 他	600g 以 内 必 要 量
		弁 当 類	2 ～ 3 食
災害応急対策従事者 病院等の入所施設	随 時	必 要 量	

第2 食糧の確保 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での食糧の調達基準

食糧の確保（入手）は、まず市の備蓄食糧及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関し協定を締結している大型量販店等からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定締結を行っていない大小のスーパー等からの入手を図る。

「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における支援協力に関する協定」	
イオンリテール株式会社 中部カンパニー	平成29年 3 月 12 日締結
株式会社 平 和 堂	平成24年 2 月 9 日締結
生活協同組合コープいしかわ	平成24年11月12日締結

上記のほか、他の量販店等との協定締結を推進する。

2 市域外からの調達（応援要請）

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

第3 食糧の集積・分配 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 食糧等の集積

入手あるいは提供を受けた食糧等については、原則として、下記の市内5施設の物資集配拠点（状況に応じて、防災備蓄倉庫・指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化））に集積し、適切に管理・配分する。

なお、輸送については、市有車両のほか、提供を受けた業者等の輸送力を活用する。

経済環境対策部長は、あらかじめ5施設の物資集配拠点における食糧を含む物資の集積・配分管理要領について検討しておくものとする。

（物資集配拠点）

東部物資集配拠点	道の駅こまつ木場潟
西部物資集配拠点	西南体育館、小松加賀斎場
南部物資集配拠点	こまつドーム
北部物資集配拠点	小松市民センター

指定避難所（拠点）・福祉避難所（機能強化）

指定避難所（拠点）	地区のバランス、人口割合等を考慮、計14箇所
福祉避難所（機能強化）	東西南北各1、計4箇所

2 避難住民等への配分基準

（1）災害発生～第3日目の食糧配分は、公的備蓄・市内流通備蓄・家庭内備蓄を活用する。

（2）第4日目以降

災害の全般状況を把握し、米飯の炊き出し配分を含め、避難者等の要望にできるだけ沿うように、あらゆる手段を活用して、適切な配分に努める。

なお、配分に当たっては事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織あるいは避難所開設後設置する各避難所の町内会等の協力により、公平の維持に努める。

3 配給の方法

食糧の供給は、原則として開設している各避難所又はその近傍で配給所を開設して行う。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊避難者を含む避難所外避難者に対する食糧の配布にも努める。

本部事務局（総務班）は、食糧配給所の場所・配給時間の情報を集約し、防災行政無線（同報系）及びこまつ防災アプリ、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、LINE 等）、ラジオこまつ、テレビ小松を活用するほか、各避難所配置職員による案内、貼り紙等により、避難住民等への周知を図る。

4 炊き出し

(1) 炊き出しの実施

健康福祉対策部長は、炊き出しの作業現場に責任者を配置し、炊き出しの指揮を取らせるものとする。また、炊き出しに当たっては衛生管理や栄養管理にも十分注意し、次の点に留意する。

- ア 炊き出しは学校等の給食施設、公民館、社寺等の施設を使用する。ただし、施設の使用が困難な場合は避難所で行う。
- イ 炊き出しの実施は、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
- ウ 食器が確保されるまでは、握り飯と漬け物、缶詰の副食品を供給する。
- エ 供給人員に応じ、必要な器具及び容器を確保する。
- オ 炊き出し施設には、飲用に適する水を十分確保する。
- カ 炊き出し場所には、皿洗い等の消毒ができる設備を設ける。

(2) 米穀の引渡し要請

炊き出しに必要な米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。

(3) 関係書類等

健康福祉対策部は、炊き出し場所ごとの配食数（朝、昼、夕）等（下記参照）を記録するものとする。

- ア 対象避難所、対象町内等
- イ 炊き出しの内容（おにぎり、みそ汁等）と配食数
- ウ 炊き出し用品借用簿
- エ 炊き出しに必要な原材料等の購入に関する受払証拠書類

5 副食及び調味料の確保

市は、食糧等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食糧の質の確保のため、次に留意する。

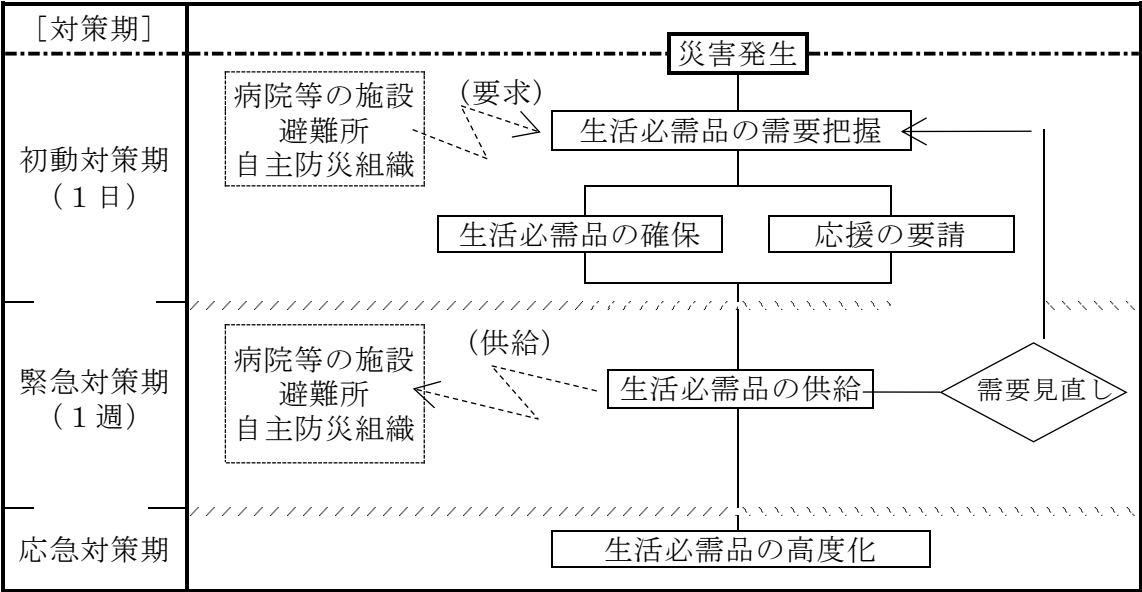
- ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
- イ 自衛隊の給食支援、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
- ウ 支援物資や食糧等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食糧等の過不足を把握し調整する。
- エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第4 食品供給機能の復旧支援 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

経済環境対策部はライフライン機能等の復旧状況に応じ、平時の食品供給機能が早期に復旧できるよう、次の支援措置を行う。

発 災～3日目	1 大規模店舗における営業時間の弾力的運用 2 大規模店舗におけるライフラインの優先的復旧要請
3日目～1週間	1 「生活物資支援車両」の認定 2 中小事業者に対する物資積み替え中継点の提供
1週間目以降	1 輸送車両の規制除外対象認定 2 緊急融資のあっせん

第16節 生活必需品対策



第1 生活必需品の需要把握 本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 対象者

災害により、被服・寝具・その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

2 生活必需品の種類（内容）

対象とする生活必需品は次を基準とし、給与（貸与）は災害救助法の範囲内で行う。

寝具	----	タオルケット、毛布、布団
上着・下着	----	洋服上下、子供服、シャツ、パンツ
身の回り品	----	タオル、靴下、靴、サンダル、傘
日用品	----	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー
調理道具	----	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具
食器	----	茶碗、皿、箸
光熱材料	----	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料
消耗器材	----	高齢者、障がい者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具
暖房用品	----	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
冷房用品	----	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
※認められない物品		
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等		

3 需要の把握

(1) 新物資システム（B-P L o）の活用

平時から、新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

(2) 必要量の把握

避難住民等の生活必需品の需要把握は、それぞれの避難所責任者が上記基準をもとに把握し、本部事務局に通知する。

第2 生活必需品の確保及び支援要請

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 市域での生活必需品の調達

生活必需品の確保（入手）は、まず市の備蓄分及び災害時における生活必需品等の優先提供に関し協定を締結している大型量販店からの入手を図る。それでも不足する場合は、農協や協定の締結を行っていない大小のスーパー等からの直接入手を図る。

2 市域外からの生活必需品の調達及び支援要請

市域だけからでは、供給が不足する場合については、災害時相互応援協定を締結している隣接市町等から提供を受けるほか、県災害対策本部に状況を報告し、県からの提供を要請する。

3 孤立状態にある被災者等への対応

被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

第3 生活必需品の集積及び配分

本部事務局、経済環境対策部、関係各対策部

1 避難住民等への食糧の集積・配分

確保した生活必需品の集積及び避難住民等への配分要領については、食糧の集積・配分要領（前第15節）に準じて行う。

2 物資調達に関する留意事項

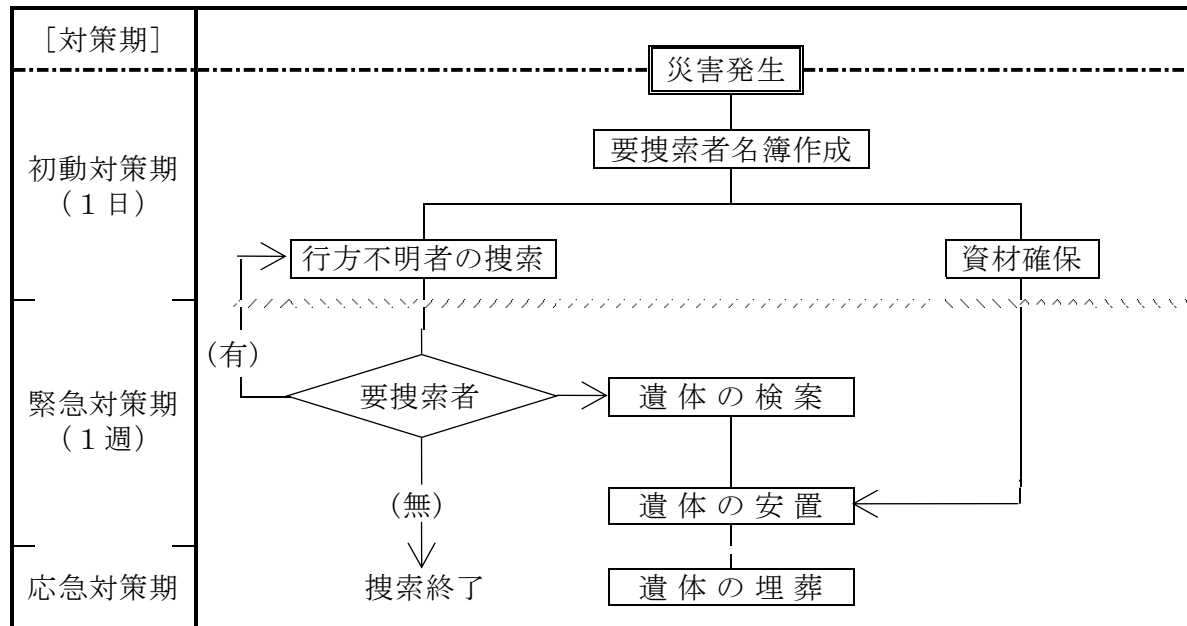
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

3 その他（記録等）

生活必需品の供給を行ったとき、経済環境対策部は次の書類等を整備保存する。

- （１）物資購入（配給）計画表
- （２）物資受払簿
- （３）物資給与及び受領簿
- （４）物資購入関係支払い証拠書類
- （５）備蓄物資払出証拠書類

第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋葬



第1 行方不明者の搜索 市長公室対策部、健康福祉対策部、消防対策部、関係各対策部

1 要搜索者名簿の作成

健康福祉対策部は、災害の状況に応じ行方不明者の届出等の受付窓口を開設するものとし、また、各避難所等における調査に基づき、提出される情報をもとに、要搜索者名簿を作成する。

2 搜索

市は、警察、防災関係機関の協力を得て行方不明者及び遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに救助又は収容に必要な措置を行うとともに県及び管轄警察署に連絡する。

遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、直ちに県を通じ海上保安部等に搜索を要請する

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

3 納棺等の資材確保

市内の葬儀業者に協力を要請し、棺、骨壺、ドライアイス等の必要な機材を確保する。

第2 遺体の検案、安置、埋葬等 健康福祉対策部、市長公室対策部、関係各対策部

1 健康福祉対策部は、警察署が検視（検分）した後、次の手順で遺体の処理を実施する。

- (1) 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- (2) 遺体の検案は医師が行う。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (4) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (5) 検案を終えた遺体は本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。
- (6) 漂着した死体のうち身元が判明しない死体は行旅死亡人として取り扱う。

2 遺体の安置

検案を終えた遺体は、警察や町内会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次の手順で遺体の収容・安置を行う。

- (1) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。また、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- (2) 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上、引き渡す。
- (5) 市長公室対策部に、相談窓口の設置を求める。

3 遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、市長公室対策部が応急的に遺体の埋火葬を実施する。

- (1) 遺留品は包装し、氏名札・遺留品処理票を添付した上保管所に保管する。
- (2) 遺体が多数で埋葬ができない場合、県に対し応援を求める。
- (3) 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票を整理の上、引き渡す。
- (5) 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- (6) 埋火葬の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- (7) 外国人の埋葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮すること（火葬を行うことに問題が生じる国がある）。

4 記録等

遺体の搜索、処理及び埋葬等を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体処理台帳
- (3) 埋葬等台帳
- (4) 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- (5) 死体搜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

5 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

第18節 公共公益施設等の応急対策

第1 市有設備・施設等の応急対策 関係各対策部、関係機関

1 通信設備等

災害応急対策活動において通信機材等の稼動状況の確保は極めて重要であることから、市が保有し各部等で管理する次の通信機材等については、災害発生時、直ちに機能確認を行い、不具合があれば、速やかに修復の処置を取るものとする。

なお、当該機材の管理者は、あらかじめ整備を委託する業者への連絡手段について確認しておくものとする。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

機 材 名 称	管理部局
防災行政無線（同報系）	市長公室対策部
石川県総合防災情報システム	
石川県防災行政無線（衛星系）	
消防関連通信機材	消防対策部

2 庁舎等

（1）市庁舎

市庁舎は災害応急対策及び災害復旧対策を行う上で重要な拠点施設となるため、災害対策上必要不可欠な施設及び設備について、その点検及び機能回復を図る。

（2）コンピュータ施設

本部事務局及び総合政策対策部は、所管するコンピュータ施設について次の措置を取る。

ア コンピュータシステムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ コンピュータシステムに障害が生じた場合、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3 その他の公共施設

避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等については、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

災害が発生した場合、各施設の管理者は次の措置を講ずる。

- （1）施設内に所在する職員又は住民等の避難措置
- （2）施設が被災した場合の立入の制限あるいは禁止措置

第2 上水道施設 上下水道対策部

上下水道対策部長は、上水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行うものとする。

1 応急対策

(1) 被害調査

- ア 配水管の被害調査は、主要幹線、連絡管、給水拠点系統の順で行う。
- イ 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管の調査を行う。

(2) 応急対策活動

- ア 漏水を確認したときは、バルブ操作により漏水を止め、飲料水の確保を優先する。
- イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- ウ 配水管等の被害のない地区であっても給水は必要最小限に留める。
- エ 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧及び応急対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時はまず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 災害時の広報

上水道管の破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等については、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

(3) 復旧対策の優先順位

- ア 施設の応急対策は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- イ 埋設管は、送水管、配水管の順で復旧し、上水道管の破裂・折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。
- ウ 給水装置は配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるものの順で実施する。
- エ 上水道の復旧は、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設、避難所を優先して行うものとする。

第3 下水道施設 上下水道対策部

下水道施設が被災した場合、次のような緊急及び応急対策を行う。

1 応急対策

(1) 被害調査

上下水道対策部は、被災後、直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 応急対策活動

- ア 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- イ 停電した場合、終末処理場は直ちに非常用発電装置に切り替える。
- ウ 汚水処理施設が破損し、漏水が生じた場合は、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- エ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の緊急措置を行う。
- オ 給水制限を行い、下水道への流入を抑える。
- カ 上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

2 復旧対策

(1) 資機材・車両・専門技術者の確保

災害発生時はまず市の人員、機材で対応するが、市のみでは対応できない場合、上下水道対策部長は速やかに本部長に対しその旨を報告し、協定に基づき、小松管工事協同組合及び日本水道協会に対する応援派遣要請あるいは県災害対策本部を通じてその他の地域からの応援を要請する。

(2) 広報

下水道管の破損箇所、排水禁止区域、下水を排水できない場合の措置等について、本部事務局（広報班）を通じて市民に対する広報を行う。

第4 その他のライフライン施設 関係機関

市が所管する以外のライフライン施設は、それぞれの施設を所管する指定公共機関及び指定地方公共機関によって策定された計画に基づいて対策を講ずるものとする。

なお、市は下記に示す機関との通信連絡手段を確保するとともに、関係機関の行う応急対策等の活動に対する協力を行うものとする。

1 電力施設

- 北陸電力株式会社小松支社（令和4年8月1日確認書締結）
- 石川県電気工事工業組合（平成19年12月協定締結）
- 一般財団法人 北陸電気保安協会（平成20年4月協定締結）

2 通信施設

- N T T西日本株式会社北陸支店
- 株式会社N T T ドコモ北陸支社

3 都市ガス施設

小松ガス株式会社

一般社団法人 石川県エルピーガス協会小松支部（平成23年8月協定締結）

第5 道路・橋梁施設 **都市創造対策部**

都市創造対策部は、所管の道路・橋梁についての被害状況を速やかに把握し、緊急措置及び応急措置を行う。

1 応急対策

（1）被害状況の調査

災害が発生した場合、所管する道路の被害状況及び路上の障害物の状況を調査し、集約結果を災害対策本部に報告する。

（2）道路管理者への通報

所管施設以外の道路・橋梁において、通常の通行が確保できない被害が生じている場合、道路管理者に通報し、被害の応急復旧を要請する。

2 復旧対策

（1）道路の応急復旧

被害を受けた所管道路は、市内の建設業者等の協力により、速やかに応急復旧を実施する。また、所管施設以外の道路は原則として当該管理者が行うが、事態が緊急を要し、かつ当該管理者による応急復旧を待ついとまがないときは、必要最小限度の範囲で復旧する。

なお、市の持つ現有活動勢力で施設の応急復旧が困難と判断された場合、本部事務局にその旨を伝え、県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

（2）仮設道路の設置

破損した道路の復旧が不可能と判断され、かつ、他の交通方法がない場合、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第6 河川・海岸・法指定区域の対策 **経済環境対策部、都市創造対策部、関係各対策部**

1 河川・海岸

（1）応急対策

災害が発生した場合、経済環境対策部及び都市創造対策部は所管する河川・海岸施設の被害状況を調査し、その状況を災害対策本部に報告する。

なお、津波による浸水被害が生じた場合は、状況により応急排水を実施する。

（2）復旧対策

堤防、護岸、水門等の被害を覚知した場合、緊急性を要するものから、随時応急復旧を行う。

2 法指定区域

(1) 応急対策

都市創造対策部は、県関係機関（南加賀土木総合事務所）と協力して土砂災害防止法に基づき指定されている、土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域等の法指定区域又はこれらに準じる危険区域に対し、その被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に被害状況の報告を行う。

なお、土砂災害が発生した場合には人命救助を最優先して対策を行い、危険が拡大するおそれがある場合は災害対策本部に報告し、避難指示等の措置を講ずる。

(2) 復旧対策

被害状況に応じ、二次災害の防止に重点を置き、応急的な危険防止策を講ずる。

第7 農地・農業用施設、治山施設等 経済環境対策部、関係各対策部、関係機関

1 応急対策

農地・農業用排水路、農道、ため池等の農地や農業用施設、又、林道、土留等の治山施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図る。また、必要に応じて住民への広報及び看板の設置等による注意喚起や情報提供を行う。

2 復旧対策

農業用施設・治山施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

第8 その他の公共施設 関係各対策部、関係機関

1 鉄道施設

災害の発生又は列車や構造物が被災した場合、次のような措置を講ずる。

なお、詳細は西日本旅客鉄道株式会社及びI R いしかわ鉄道株式会社の計画によるものとする。

- (1) 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- (2) 列車、構造物が被災した場合、災害対策本部及び現地対策本部を設置して情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧活動を実施するため資機材の確保に努める。
- (4) 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講ずる。
- (5) 列車の運行状況の広報

2 空港施設

地震等によって空港又は飛行場内の諸施設が被災した場合、大阪航空局小松空港事務所及び航空自衛隊小松基地は、各々所管する施設の応急復旧を行う。

第9 障害物の除去 関係各対策部、関係機関

各対策部は、緊急の応急対策活動の実施に必要な道路、河川、漁港等の機能を確保するため、障害物等の除去の必要性が生じた場合、各関係機関で情報を共有しながら、これを行うものとする。また、市域で広範囲にわたる湛水が生じた場合、市又は土地改良区においてこれを排除するものとするが、対処できない場合は県に応援を求める。

なお、道路、農地、宅地等における堆積土砂の排除は、原則としてそれぞれの施設管理者が行うものとする。

第19節 防災ボランティア活動の支援

	災害発生		
	県	県民ボランティアセンター	市
初動対策期 (1日)	災害対策本部の設置	ボランティア本部の設置	災害対策本部の設置 ボランティア現地本部の設置
緊急対策期 (1週)	情報の提供	情報の収集・提供	状況把握・報告
	ボランティアのあっせん要請	ボランティアのあっせん、募集・誘導	ボランティア受け入れ
	ボランティア活動拠点の提供(県)	ボランティア保険の集約、加入	ボランティア活動拠点の提供
	ボランティア活動資材の提供(県)	ボランティア支援物品の提供 その他現地本部の支援	ボランティア依頼の受付・相談 ボランティア作業の調整、連絡調整、健康管理等

第1 防災ボランティア活動に対する基本的考え方

1 防災ボランティア活動と行政の関係

防災ボランティアと被災地行政の関係はあくまで「協働」であり、防災ボランティアの全般の管理・統制は、県及び市のボランティアセンターやボランティア現地本部で行う。また、市はボランティアセンター又は県ボランティア本部との適切な連携を確保しつつ、行政と防災ボランティアが一体となった災害対策を推進できるよう努める。

2 防災ボランティアへの支援に関する基本方針

大きな災害が発生したときは、緊急対策期の段階から多くの人員が必要となることから、市は、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携を図りながら、被災地域のニーズを確実に伝えとともに積極的に募集及び受け入れに努める。

第2 防災ボランティアの受け入れ 健康福祉対策部、関係各対策部、社会福祉協議会

1 ボランティア現地本部の設置

健康福祉対策部は、小松市社会福祉協議会と連携・協力し、災害対策本部が設置されると同時に、ボランティア現地本部を設置する。

(候補地：第一コミュニティセンター、末広体育館、小松市武道館、総合体育館)

2 ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどして被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、災害に起因して市域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、保護するために特に必要があると認められ、市域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体から、被災者援護協力業務に必要な限度で被災者台帳の情報利用を求められた場合には、台帳情報を提供する。

また、市長は、台帳情報の提供を受ける者に対して、台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

3 ボランティア現地本部の機能

（1）状況把握・報告

関係機関、団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び現地のボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、県ボランティア本部及び災害対策本部に報告する。

（2）防災ボランティア受付

防災ボランティア申し出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに活動者リストを作成し、県ボランティア本部に報告する。この際、受付窓口の一元化により受入が円滑に行われるように努める。

（3）防災ボランティア依頼の受付及び相談

被災住民等からの防災ボランティア派遣要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。

（4）防災ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県、市及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

（5）ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体と行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

（6）ボランティア保険への加入の確認

各対策部がボランティア参加者と連携して活動を開始する前に、受付において必ずボランティア保険の加入状況を確認し、未加入であれば、県ボランティア本部に連絡し加入手続きを申請する。

(7) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(8) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、防災ボランティアの被災地までの輸送に努める。

第3 災害ボランティア活動拠点及び資機材の提供

本部事務局、健康福祉対策部

社会福祉協議会

市は、災害の状況に応じ適所にボランティアの活動の拠点を設置するほか、仮眠、宿泊所として学校その他の公共的施設を積極的に提供する。この際、避難住民との識別を確保するため、住民の避難所とは同一にならないよう着意する。

災害ボランティア拠点候補：第一コミュニティセンター、末広体育館又は小松市武道館、総合体育館及び同周辺の公共施設

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第20節 要配慮者の安全確保

第1 要配慮者の安全確保に係る活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部

関係各対策部

1 自主防災組織による支援活動

避難行動要支援者への対応については、自助・共助の観点から、一義的には自主防災組織や町内会等、住民の協力を得ることを主体に各対策を講じる。

2 市の対応

- (1) こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用して、被災地域内の在宅の避難行動要支援者の避難支援や避難状況の把握に努め、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等との連携を維持して職員を派遣するなど、速やかな対応に努める。
- (2) 災害対策本部は、こども家庭対策部及び健康福祉対策部からの情報を、消防対策部に通報し、最寄りの消防署や消防団による、救助・支援活動に万全を期す。

3 要配慮者の避難生活に対する考慮事項

要配慮者が避難生活を行う場合、様々な障害が発生することから、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、各関係機関と連携し、次に掲げる処置を行う。

- (1) 高齢者・肢体不自由者・医療的ケアの必要な者をはじめとする要配慮者に対し、避難所として社会福祉施設等の利用を図るなど、関係機関と調整を行う。
- (2) 避難所に、車イス、要配慮者用トイレ等の手配を行う。
- (3) 要配慮者に配慮した専用スペースを避難所内に設ける。
- (4) 視覚・聴覚・知的障がいなど、障がいの特性に応じた情報伝達を行う。（音声、災害掲示板等の文字情報、コミュニケーションボード等）また、障がい児者への情報伝達方法を工夫する。
- (5) 手話通訳や要配慮者の介護ができる人材を確保し、避難所に派遣する。
- (6) 特別な食糧（柔らかいもの、ミルク等）を要する要配慮者の状況を把握し、その確保・給与を行う。
- (7) 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、関係部局と連携を図り早期退所が図られるように努める。
- (8) 高齢者等の要配慮者に対し、「福祉仮設住宅」の供給が迅速かつ円滑に図られるよう、その需要を都市創造対策部に通知する。

4 社会福祉施設等への対応

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、社会福祉施設の管理者等に対し、次に掲げる措置を講ずること、入所者の安全確保を行う

- (1) 社会福祉施設の管理者に対し、入所者の安全を確保するよう要請する。
- (2) 保育所、児童センター又はこれに準ずる施設では、入所者の安全確保に支障を来すと判断される場合、臨時休園等の措置を取り、直接保護者等に引き渡すよう要請する。
- (3) 入所施設においては、食糧及び生活必需品に不足が生じないように、こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、その必要量の把握と確保を行う。

5 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

こども家庭対策部及び健康福祉対策部は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 細部については、避難支援プラン（全体計画）による。

第2 外国人の安全確保 市長公室対策部、行政管理対策部、関係各対策部

地理や言葉に不案内な外国人の安全を確保するため、市は次の対応を行う。

1 体制整備

市長公室対策部及び行政管理対策部は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、県と連携し、各種情報の収集、提供ができる体制整備等に努める。

2 通訳の確保

市長公室対策部及び行政管理対策部は、通訳ボランティアの協力、あるいは県民ボランティアセンターとの連携を図りながら、各種外国語通訳の確保を行う。

3 情報の伝達

本部事務局及び関係部局は、外国人に避難所や物資支給等の必要な情報が伝わるよう外国語のラジオ放送の実施を図るほか、各種案内板、情報掲示板については、できる限りやさしい日本語やローマ字又は外国語を併記するよう着意する。

また、小松市国際交流協会などの関係機関と連携してプッシュ型の防災アプリの提供や外国人旅行者向け災害情報提供アプリ（Safety tips）等の有効活用に努める。

第3 来訪者の安全確保 国際文化交流対策部、関係各対策部

市は、災害時に市外からの来訪者の安全を確保するため、次の対応を行う。

- 1 市は、市内に滞在せざるを得ない来訪者に対し、一時的な滞在施設（避難所）の提供を行う。
- 2 温泉、旅館等の施設では、その施設管理者が避難所まで誘導し、避難完了の報告を避難所責任者に対して行う。
- 3 来訪者が避難している避難所責任者は、避難者名簿に必要事項を記録する。

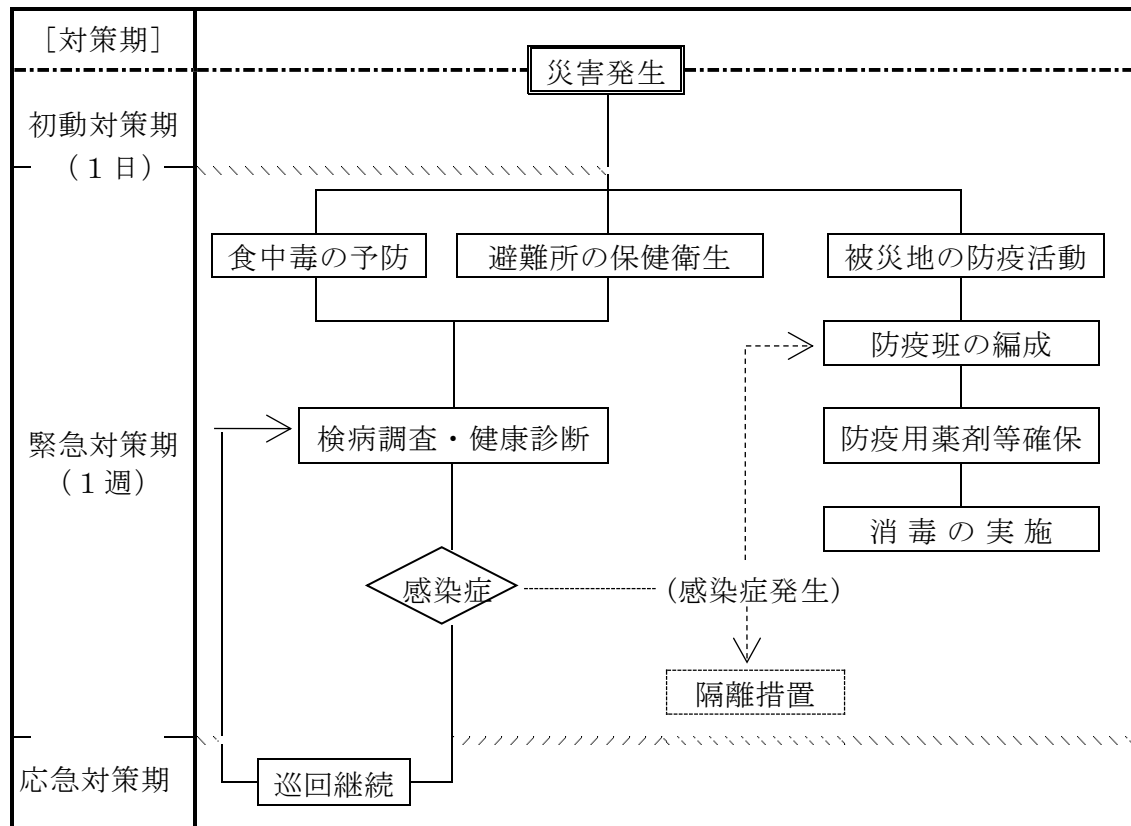
第4 福祉避難所への避難等に係る支援の実施 **総合政策対策部、市長公室対策部、
健康福祉対策部、国際文化交流対策部、
関係各対策部**

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

なお、要配慮者の受入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

第21節 防疫、保健衛生対策



第1 食中毒の予防 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

食中毒の予防のために、健康福祉対策部は本部事務局を通じて広報等で住民に注意を呼びかける。また、南加賀保健福祉センターの指導の下、市民や食糧調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 避難所の保健衛生 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、便所等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。また、避難所内に手洗い消毒液を配置する。

(2) 検病検査等

市は、南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断を協力して行う。

2 保健活動の実施

健康福祉対策部は南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等による被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次の保健活動を実施する。

- (1) 医師会、南加賀保健福祉センター等の協力を得て、避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (2) 被災者の衛生状態を良好にするため、被災者を対象とした入浴サービスを実施するなど入浴環境を確保することを本部事務局に要請する。
- (3) 食中毒等の予防のため、食品衛生の知識の普及や避難所等における食品衛生指導の徹底を図る。
- (4) 災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

1 防疫を担当する班の編成

- (1) 健康福祉対策部は、感染症の発生を未然に防止するため、防疫班を編成する。
1班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

区分	人員
衛生技術者	1人
事務職員	1人
作業員（実際の消毒等が必要な場合）	3人程度

- (2) 災害の規模により、市で十分な対応ができない場合は、健康福祉対策部長は、本部事務局を通じて、県に対して防疫班の派遣要請を行う。

2 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備しておく。

塩素系消毒剤、クレゾール液、消毒用エタノール、消石灰、噴霧器、ゴム手袋、マスク、長靴、長袖、長ズボン、ビブス等

3 防疫用薬剤等の確保

初期の防疫活動では市が保有する薬剤等を使用するが、不足する場合は県及び薬剤師会等に協力を要請し、薬剤等の確保を図る。

4 消毒の実施

次のような地域は、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消石灰、クレゾールで消毒する。

- (1) 感染症が発生した場合
- (2) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になった場合
- (3) 汚染のおそれ、あるいは汚染の疑いのある井戸が存在する場合
- (4) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とする場合
- (5) 土壌還元によるし尿処理を実施した場合
- (6) 鼠、昆虫が大量に発生した場合
- (7) 災害廃棄物の処理が間に合わず、路上に長期間放置された場合

5 関係機関への協力依頼及び報告

健康福祉対策部は、災害の発生に伴う防疫措置を講じた場合、その状況を県に報告する。

防疫活動の実施に当たって被害が大きいときは、南加賀保健福祉センターに指導及び協力を依頼する。

6 記録等

防疫措置を行った場合、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 検病調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払い出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第4 検病検査及び健康診断 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

健康福祉対策部は、避難所及び被災地域において南加賀保健福祉センターが実施する検病調査及び健康診断に協力する。

第5 感染症対策 健康福祉対策部、関係各対策部、関係機関

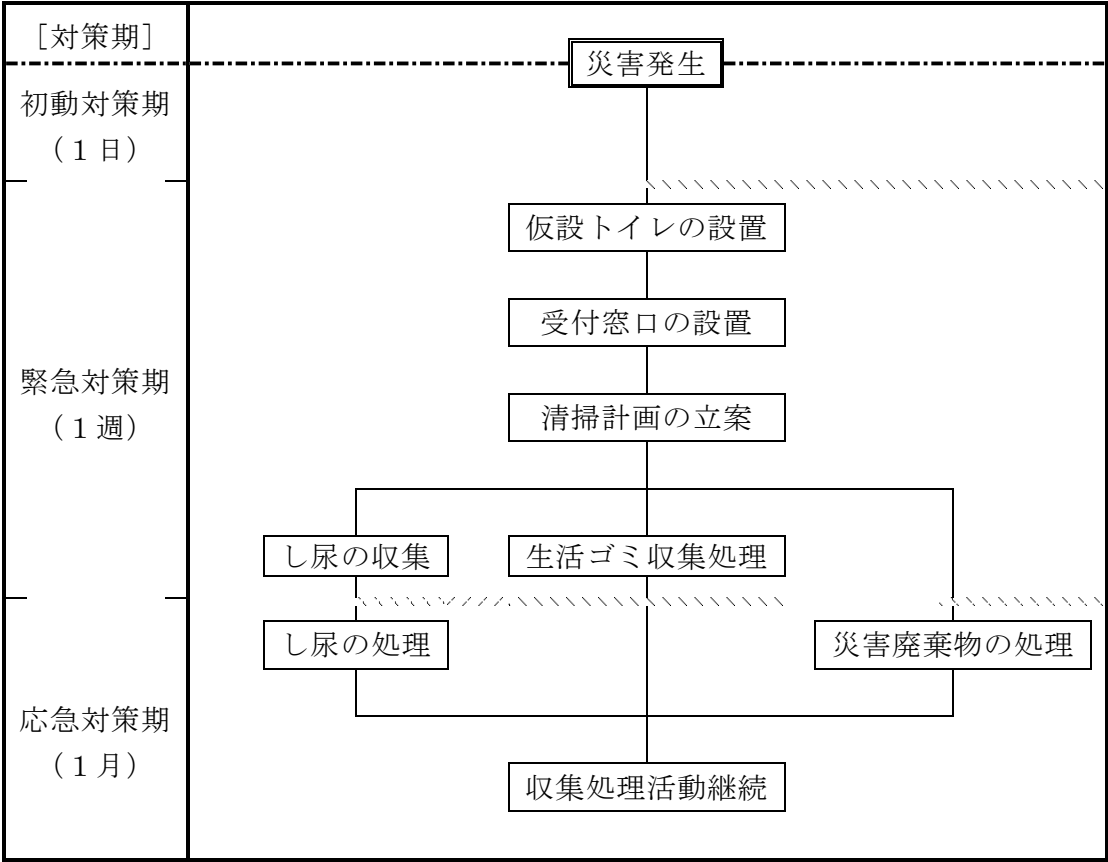
1 感染症の発見の際の報告・対策事項

健康福祉対策部は、感染症患者在発生又は保菌者が発見されたとき、患者を速やかに隔離し南加賀保健福祉センターに報告する。また、隔離病床は、小松市民病院7階の隔離病床を使用する。

なお、感染症への対策は次のとおりとする。

- (1) 避難住民等に対する適切な衛生指導の実施と洗浄液等の確保
- (2) 衛生状態を良好に維持するための積極的な広報の実施
- (3) 迅速適切な検病検査の実施による感染症患者や保菌者の早期発見
- (4) 感染症患者や保菌者が発生した場合の迅速な隔離措置、洗浄等の適切な防疫活動の実施
- (5) 県への迅速な報告による感染被害拡大の防止
- (6) 避難所内における手洗い消毒液の配置、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒、生活環境の整備等の実施

第22節 し尿処理及び廃棄物等の処理



第1 し尿処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 し尿処理計画の作成

経済環境対策部は、南加賀広域圏事務組合と連携し、し尿の収集・処理の体制を確立し、収集したし尿の処理計画を策定する。

- (1) し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先する。
- (2) 状況に応じ各トイレの汲み取り量を調整し、使用可能なトイレ数の確保に努める。
- (3) 収集したし尿は、南加賀広域圏事務組合と連携し、適切に処理する。

2 仮設トイレの設置

経済環境対策部は、必要に応じ適所に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは災害協定を締結しているリース会社等から調達するが、市域で調達できない場合は、県に要請するほか、市の管理する下水道マンホールの活用を考慮する。

なお、仮設トイレを運用する必要がなくなった場合は、消毒を実施したのち速やかに閉鎖し環境衛生の維持に努める。

設置場所(基準)	下水道の使用が不可能な地域にある避難所又は住宅密集地内の公園等

仮設トイレが不足したり、南加賀広域圏事務組合の施設被害等によりし尿の収集・処理が困難となった場合は、南加賀保健福祉センターと協議し、緊急対応策として土壌還元方式を採用する。

- (1) 土壌還元方式は深さ1m未満とし、ある程度のし尿の量ごとに土覆いをする。
- (2) 消毒は消石灰（他の薬剤は不適當）を用い、頻繁に実施する。
- (3) 地下水への影響を考慮し、井戸等の水源からできるだけ離隔する。
- (4) 土壌分解能力を考慮し、1箇所での大量処理は行わない。
- (5) 現場周辺の状況や住民への配慮を考え、衛生と安全確保を図る。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、し尿の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地におけるし尿処理業務は市が行うが、市単独でし尿処理業務が実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

- (1) し尿の地区別発生状況の把握
- (2) 苦情、要望の処理及び収集計画の周知

第2 生活ゴミ及び災害廃棄物の処理 経済環境対策部、関係各対策部

1 被災地の状況把握

経済環境対策部は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- (2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
- (3) 生活ゴミの発生見込み量及び処理方法
- (4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

2 生活ゴミの処理

経済環境対策部は次の点に注意し、生活ゴミをゴミ収集車、ダンプ、トラック等で搬送、ゴミ処理場で焼却又は埋め立て方法により処理する。生活ゴミ及びがれきが大量に発生した場合は、迅速な処理ができるよう、あらかじめ設定した置場にこれらを一時的に保管する。

また、市の処理能力では対応できない場合は、協定に基づく隣接市町あるいは県災害対策本部に支援要請を行う。

- (1) 住民に町内会単位によるゴミの収集を呼びかける。
- (2) 生ゴミ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (3) 処理量を上回るゴミが発生したときは、ゴミの一時集積場を指定する。
- (4) 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

3 受付窓口の設置

経済環境対策部は、生活ゴミ及び災害廃棄物の処理に関する相談受付窓口を設置し、適切な対応に努める。

なお、市域内の被災地における清掃業務は市が行うが、事業所や工場等から排出される産業廃棄物については事業主が県（南加賀保健福祉センター）の指示を求めて行う。また、市単独で実施できない場合は、県、隣接市町又は災害時相互応援協定締結市の応援を要請する。

4 災害廃棄物の処理

（1）実施体制

経済環境対策部は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、県や近隣市町、廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備するとともに、平時からの連携強化に努める。発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

（2）生活ゴミ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ゴミ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

（3）清掃員及び器材の確保

生活ゴミ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

（4）分別排出の徹底

経済環境対策部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場に車両で搬送し、集積されたゴミは焼却・破砕処分して最終処理場へ搬出する。このとき、次の表を基準に災害廃棄物の量を推定する。また、収容したゴミのうち、リサイクルできない廃棄物は焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物又は焼却できないゴミは埋め立て処分を行う。

なお、災害廃棄物を早期に処理するために、廃棄物の再生利用を前提に、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物等に分別する。

被災建物の排出量	区 分		被災世帯1戸当り	備 考
	木造建物の倒壊	全 壊	100 トン	兵庫県南部地震における宝塚市の例を参考に作成。
		半 壊	50 トン	
	火災による焼失	焼失木造家屋	70 トン	

3 日 目

1 週間

地区別発生量(ブロッキング)の推定

解体順序の決定
(公共性・緊急性考慮)

可燃系(木材)、コンクリート混合物の推定

仮置き候補地の検討

交通事情等の状況把握
運搬車両の確保

地区別搬入先の決定
(仮置き場、処分場、一時保管)

リサイクルの検討

中間処理の検討
(焼却、選別、破碎等)

・ 木くず：チップ化による利用

・ コンクリート：路盤材、建設資材等による利用

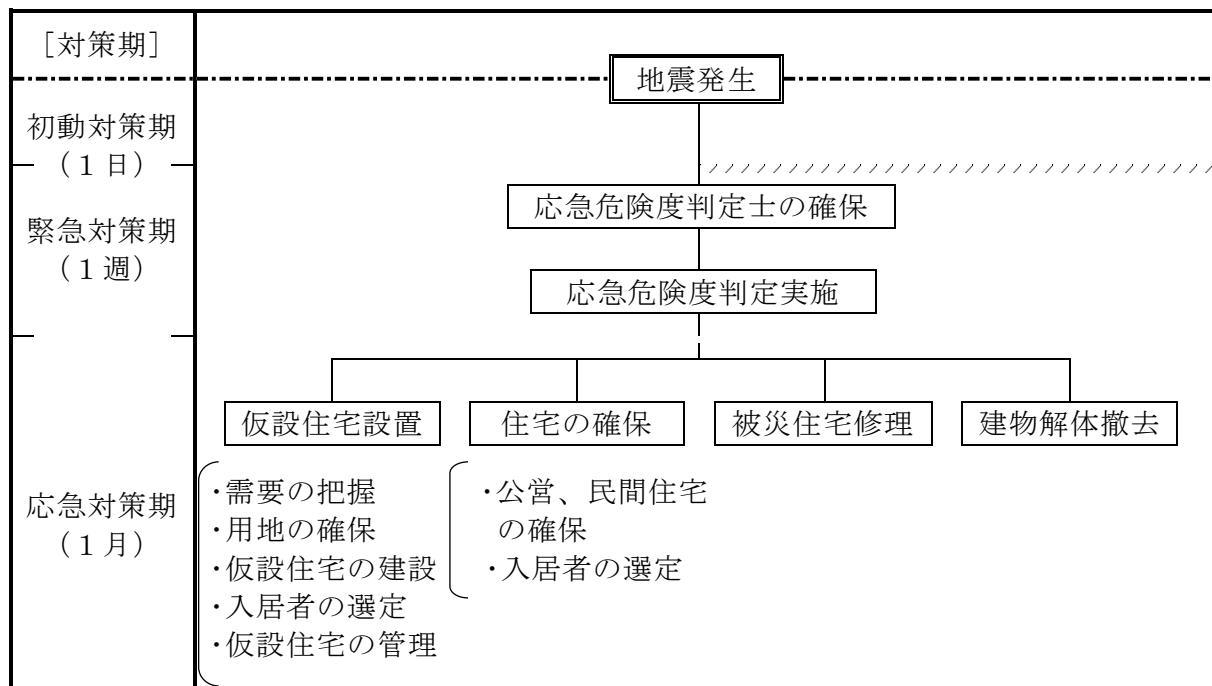
・ 金 属：製鋼原料等による再生利用

・ 畳 ：コンポスト化し、肥料化

4 その他（鳥獣の死骸処理）

鳥獣の死骸の処理は、南加賀保健福祉センターの指導により処理する。

第23節 住宅の応急対策



第1 建物の応急危険度判定 都市創造対策部、関係各対策部

建物の応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）は、次によるほか、細部は「小松市被災建築物応急危険度判定要綱」（令和2年12月1日）、「小松市震前判定計画」（令和2年12月1日）に基づき行う。

また、県と連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知する。

なお、震前判定計画において、判定拠点を「サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館」、判定士用宿泊施設を「末広野球場」とする。

1 応急危険度判定の実施主体

市の区域内において実施する応急危険度判定は、県の支援の下、応急危険度判定士の協力を得て、市が主体的に実施する。

2 応急危険度判定士の確保

都市創造対策部は、次により被災建物の応急危険度判定士を確保する。

- (1) 市内の建築関係団体への派遣要請
- (2) 県への派遣要請（他市町への要請は県を通じて行う。）

3 実施要領

(1) 判定の基準

判定の基準は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（一般財団法人日本建築防災協会）に従い、目視による判定を次の3段階に分けて実施する。

なお、判定結果は「危険」「要注意」「調査済」に区分した判定ステッカーに対処方法を記載した上、建物の見やすい場所に貼りつけるものとし、「危険」とされた建物は立ち入り禁止の措置を取る。

危険 (赤色)	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高く、使用及び立ち入りができない場合
要注意 (黄色)	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能な場合
調査済 (緑色)	建築物の損傷が少ない場合

(2) 被災建築物の応急危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発を行う。

4 被災宅地危険度判定の実施

被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

第2 被災住宅に対する対応 都市創造対策部、関係各対策部

1 被災建物の解体・撤去

都市創造対策部は、保安上危険と判断される建物を優先し、住民に解体・撤去の措置を促す。また、自らの資力では撤去できない者については災害救助法を適用する。

2 被災住宅の修理

(1) 被災住宅の修理対象は仮設住宅入居者の規定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。また、被災住宅の応急修理の実施対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ア 住家が被害を受け、当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自己の資力では住家の修理ができない者
- ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことができる者
- エ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

なお、被災住宅の応急修理を実施した場合、次の書類を整理保存する。

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

(2) 修理の内容

被災住宅の修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の実施（給付）に留める。

また、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行い、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり5万円以内とする。

(3) 修理の実施

修理の実施については、本章第9節「災害救助法の適用」を参照のこと。

なお、市営住宅の応急修理については都市創造対策部が調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第3 住宅の確保対策 本部事務局、都市創造対策部、関係各対策部

1 仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

都市創造対策部は、県と連携し、仮設住宅の入居資格基準及び該当者を広報で周知し、希望者を避難所で受け付け、災害発生後7日以内に仮設住宅の入居希望者を把握する。このとき、被災者が災害時に市内に居住していれば住民登録の有無は問わない。

なお、仮設住宅への入居基準は、次に示したいずれにも該当する者とする。

- ア 当該災害により、住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 当該災害により、現に居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(2) 用地の確保

仮設住宅の建設地は次の条件を考慮し、都市創造対策部が用地を確保する。

なお、遠隔地等の理由で申し込みのない仮設住宅は、救助費の国庫負担の対象とならないため注意を要する。

- ア 浸水、崖崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- ウ 児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便が良いこと
- オ 十分な敷地面積であること（公有、民有の別は問わない。）

(3) 仮設住宅の建設及び運営管理

ア 災害救助法適用前

仮設住宅建設実施の決定は本部長が行い、事業内容については災害救助法の規定に準じて実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合、仮設住宅の建設は知事が実施し、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、知事の補助機関として本部長が行う。

ウ 建設の基準

建設の基準については、本章第9節「災害救助法の適用」を参照。また、仮設住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成状況に応じいくつかのタイプに分けて建設する。

必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数も考慮し、算定する。

エ 建設の実施と運営管理

仮設住宅建設の工事については建設業者に協力を要請し、災害発生の日から 20 日以内に着工する。

設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペットの受入に配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

オ 供与期間

原則として、供与期間は完成の日から 2 年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居の資格基準及び該当者は、前(1)項「仮設住宅の設置」に準じて行う。

このとき、入居者の選定に当たっては入居希望者の条件を十分調査し、要配慮者を優先的に入居できるよう配慮した上、本部会議において決定する。

なお、県で実施された仮設住宅に対しては、その入居者選定に市が協力する。

(5) 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は都市創造対策部が行い、仮設住宅への入居を円滑に進める。また、県で実施される仮設住宅の管理に対しても、市はこれに協力する。

(6) 被災者に対する住宅相談所の開設

関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

2 公営、民間住宅の確保

(1) 公営住宅は被災者の世帯構成に応じ、多人数向け住宅又は少人数住宅として確保する。

なお、民間賃貸住宅の借り上げは、仮設住宅に準じたものとして確保する。

(2) 公営、民間住宅の入居者選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、前1項「需要の把握」に記載した入居基準を準用する。

3 記録等

応急仮設住宅を設置し被災者を入居させたとき又は住宅の応急修理をしたときは、次の帳簿等を整理保管する。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- ウ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、設計書、仕様書等
- エ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

(2) 被災住宅の応急修理を実施した場合

- ア 住宅応急修理記録簿
- イ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

第4 障害物等の除去 都市創造対策部、関係各対策部、関係機関、事業者

都市創造対策部は、関係機関、事業者等と連携して、災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土砂・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去するものとし、除去の対象はおおむね次の内容とする。また、障害物の除去は、原則として災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

細部は、本章第9節「災害救助法の適用」を参照のこと。

- 1 当面の日常生活を営み得ない状態であること
- 2 日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれていること
- 3 自らの資力では障害物を除去できない者であること
- 4 住家の半壊・床上浸水した世帯であること（救助法：世帯数の15%以内）
- 5 応急措置の支障となるもので、緊急を要するもの

「参考」

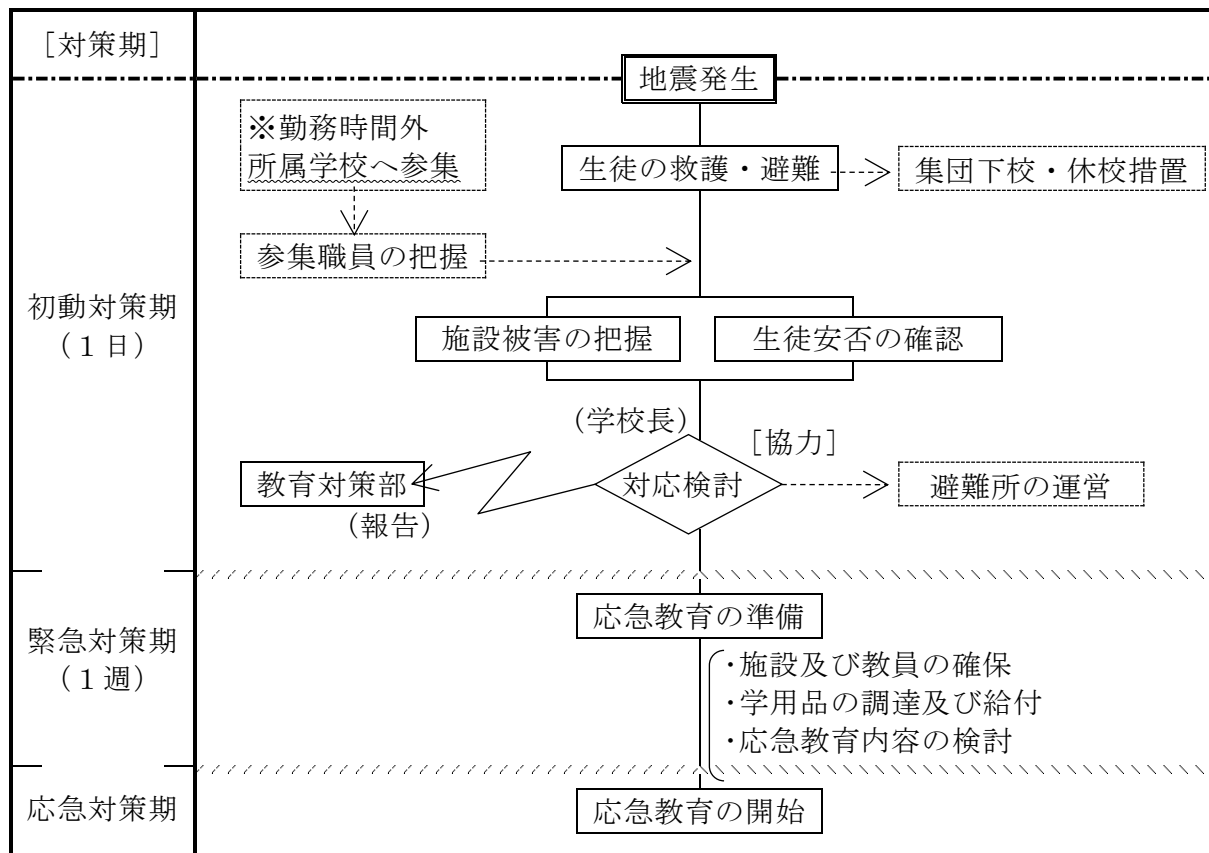
住宅確保等の種別一覧（石川県計画から）
次頁の表のとおり。

「参考」

住宅確保等の種別一覧（石川県地域防災計画）

対策種別及び順位			内 容
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営 施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ。
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所。
	3 公庫資金 融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援公庫から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅 建設	(1) 災害公営住宅の建設	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。
住 宅 の 修 繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。

第24節 文教対策



第1 文教施設の応急復旧対策

教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 被害状況の調査

被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査するとともに、適切な連携措置が実施できるよう、関係官公署との連絡を密にする。

2 代替施設の確保

学校等の施設については、被害により授業が実施できない場合、代替施設（教室）の確保等、授業再開のための施策を速やかに開始する。また、石川県の「学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努める。

3 再開に向けた計画

各種社会教育施設については、綿密な被害調査を行い、施設ごとに再開へ向けた計画を立て、早期再開に向けた取組を行う。

第2 応急教育 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

1 発災直後の措置

災害が発生した場合、学校長及び教職員は次の措置を講じ、教育対策部は学校長を通じて、児童・生徒・教職員の安否確認、被害状況の把握を行う。

学校長	(1) 状況に応じ、児童・生徒の避難誘導措置を行う。 (2) 休校措置の場合の児童・生徒の下校については、教員の引率による集団下校等、適切な措置を取る。 (3) 災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 (4) 児童・生徒・教職員の安否をまとめ教育対策部に報告する。 (5) 応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
教職員	児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

2 勤務時間外の対応

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の状況に応じ、学校長及び教職員は速やかな参集に努め、施設の被害状況等を把握するとともに、以後の対応も含めて教育対策部に報告する。

3 施設及び教員等の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所及び教職員の確保を図る。また、教育対策部及び学校長は、準備した応急教育計画に基づいた臨時の学級編成（2部授業の実施等）を行うなど、応急教育実施に努め、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

なお、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

さらに、発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努める。

被害の程度	応急教育の実施場所（基準）
校舎の一部が被害を受けた場合	(1) 特別教室 (2) 屋内体育館
校舎の全てが被害を受けた場合	(1) 公民館等の公共施設 (2) 隣接する学校の校舎 (3) 応急仮設校舎の設置

4 学用品の調達及び給付（小・中学校、市立高校）

給与の対象	災害により住家に被害を受け学用品を失い、又は毀損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合、支給期間は災害発生日から、教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内
給与の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育対策部に調達を指示し、教育対策部は指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じ、災害救助法の定める範囲内で現物給付

5 応急教育の内容

応急教育における指導内容及び教育内容は、おおむね次の内容とする。

健康・衛生に関する指導	(1) 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 (2) 衣類、寝具の衛生指導 (3) 住居、便所等の衛生指導 (4) 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	(1) 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 (2) 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。
学習に関する内容	(1) 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 (2) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば保健体育、理科の衛生等を主として指導する。

6 被災した児童生徒の健康保健管理

身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

7 給食措置

(1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

教育対策部は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

8 応急教育におけるその他の留意事項

- (1) 学校給食については、原則として一時中止する。また、給食施設及び給食物資搬入者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する
- (2) 学用品の給与を実施したときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。
 - ア 学用品購入配分計画表
 - イ 学用品交付簿
 - ウ 学用品受払簿
 - エ 学用品購入関係支払証拠書類

第3 避難所協力 教育対策部、各教育施設管理者、関係各対策部

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

第4 文化財対策 国際文化交流対策部、関係施設等の管理者

1 被害状況の調査

文化財は貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から市所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

2 応急措置

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬送等により文化財の保護を図る。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、被害状況を速やかに把握し、国際文化交流部（国際文化交流対策部）を通じて、県に報告する。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- (4) 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる災害が発生又は発生しようとしている場合は、人命の保護を優先する。

第25節 雪害対策

第1 多雪地域としての市域の自然環境等

1 地勢

本市は、西部に7.2kmの海岸線を有し、また東部は白山山系を有していることから、冬期に大陸の寒気が南下し、冬型の気圧配置（西高東低）となるときには常にまとまった降雪のおそれがある。

2 冬期の気圧配置図の違いによる降雪形態

地上天気図の等圧線の配置、形により山岳地主体にまとまった降雪がある場合（山雪）と平坦部（市街地）主体にまとまった降雪がある場合（里雪）の二つの降雪タイプ（現象）が顕著に現れる。

雪害への備えの観点から、この二つの降雪タイプ（現象）を理解しておくことは重要であり、次に簡単にその特徴を記す。

（1）山雪

冬季、わが国の日本海側において、寒気の吹き出しの際に主に山岳部で降る雪を山雪という。地上の気圧配置が冬の西高東低型となり、本州を縦断して等圧線が南北に並ぶ時には山雪型の降雪となる。暖かい海面から蒸発した水蒸気は海上で既になかなりの降水をもたらすが、さらに脊梁山脈で強制的に上昇させられて大雪を降らせる（参考〔1〕）。

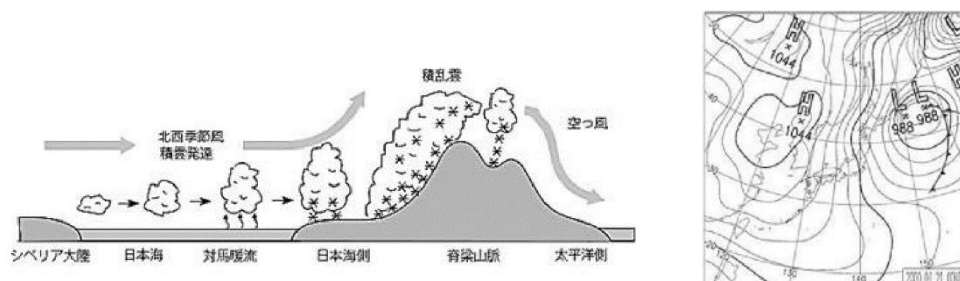


図1 山雪型の概念図（左）と気圧配置（右）（参考〔2〕）

（2）里雪

冬季、わが国の日本海側は多雪地帯となるが、主に日本海側の海岸地域や平野部で降る雪を里雪型の降雪という。里雪の場合でも、降雪は山岳部にも及ぶ。里雪の場合の地上の気圧配置は袋型が多い。西高東低型が緩んだ後に、この気圧配置になる。また、海岸線近くの日本海上に小低気圧がある場合、北陸前線などの局地前線がある場合にも里雪が降る（参考〔1〕）。

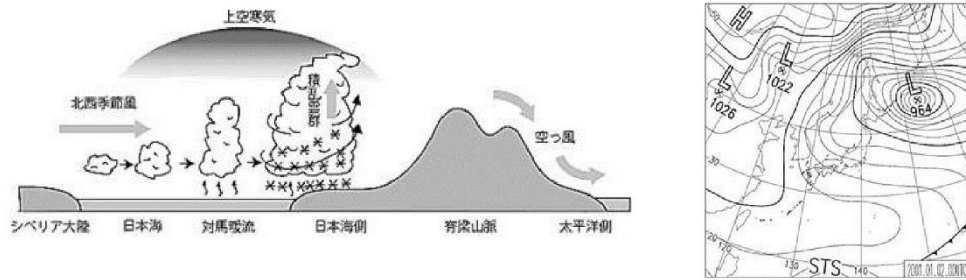


図2 里雪型の概念図(左)と気圧配置(右) (参考[2])

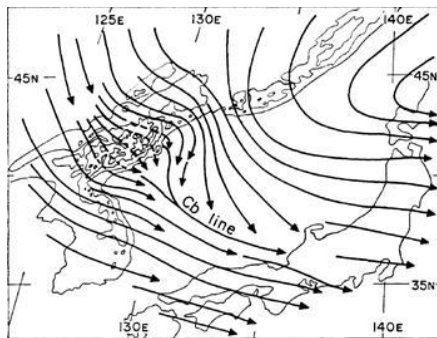
(3) その他

ア 里雪は山雪とは対称的に人口が密集し交通が発達した地域に大雪をもたらし、市の社会環境全体へ与える影響も強い。過去の豪雪による災害はほとんどこの里雪若しくは里雪、山雪の混合型である。

イ 山雪型の気圧配置が顕著であればあるほど、北西の風が強くなり、平坦部では数十分おきに強い風を伴った降雪が見られる。また、里雪型の気圧配置の時は一般的にさほど風は強くない、平坦部では降雪が長時間持続するが多い。

3 日本海寒帯気団収束帯 (JPCZ: Japan-Sea Polar-Airmass Convergence Zone)

冬季、北西季節風が卓越するとき、日本海上で寒帯気団内に見られる収束帯をいう。この気象状況のとき、朝鮮半島の東側のつけ根から日本海を横切って北陸・山陰付近に達する帯状の雲がこの収束帯で発達する(参考[1])。JPCZ雲帯が日本列島にかかる沿岸地域では、多くの雪が降りやすい(参考[5])。



山岳のまわりの気流系とCbライン

(帯状の積乱雲列)の発生モデル(参考[3])

参考

[1] 日本気象学会編、気象科学辞典、東京書籍 1998 年

[2] 松江地方気象台ホームページ

冬の天気 <http://www.jmanet.go.jp/matsue/chisiki/column/cloud/winter.html>

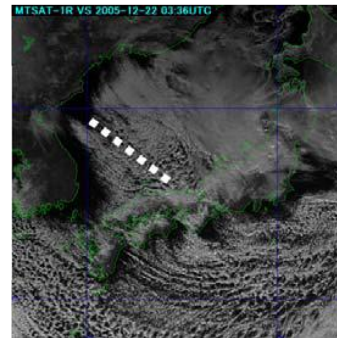
[3] 八木正允、村松照男、内山徳栄、黒川信彦、1986:

大陸沿岸の地形の影響を受けた日本海上の帯状収束雲と Cu-Cb ライン、天気、33, 453-465.

[4] 気象庁資料、雪に関する予報と気象情報について

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/koushu121207/shiryu2.pdf>

[5] 小倉義光著、日本の天気その多様性とメカニズム、東京大学出版会 2015 年



気象衛星画像(可視)

2005(平成17)年12月22日13時観測
長白(チャンバイ)山脈を迂回した気流が山脈風下で合流して帯状の積乱雲列(点線で示した部分)を形成している(参考[4])。

4 気象

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地域で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。

最深積雪 平年値※	3 2 c m
降 雪 量 平年値※	1 5 7 c m

※金沢地方気象台の1991年～2020年の30年平均値

第2 市及び関係機関の行う雪害対策

市長公室対策部、都市創造対策部

関係各対策部

積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送機能を確保し、市民生活の安定と産業活動の維持を図るとともに積雪による家屋の倒壊等から住民及び財産の安全を確保するため、市及び関係機関は必要な対策を講じる。

1 雪害対策に係る体制及び降雪対策計画の作成

雪害対策に係る体制及び関係各部署の事務分掌は、本章第1節第3「事務分掌」に基づくほか、都市創造部は、毎年関連法規等に基づき「小松市降雪対策計画」を作成するものとし、市域における冬期の降雪対策の細部は、当該計画に基づき行うものとする。

なお、当該計画には次の事項を含ませるものとする。（基準）

（1）除雪対策に関する事項

除雪対策本部の設置、配備体制、予報、監視、警戒、優先除雪の順位（道路）、除雪に係る関係機関、除雪管理団体及び協力団体の相互間の応援並びに除雪に必要な装備器材に関すること（都市創造部担当）

（2）雪害対策に関する事項

雪害対策本部の設置及び孤立集落・屋根雪下ろし対策（健康福祉部）、ごみ・し尿処理対策（経済環境部）、文教対策（教育委員会）、雪崩対策（都市創造部）、交通対策（総合政策部、行政管理部）、消防対策（消防本部）等、住民の生活の安定と安全確保に関すること

2 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

3 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

4 対策本部の設置

(1) 対策本部は、当初、都市創造部道路課に除雪対策本部を設置するものとし、状況の変化に応じて、市の雪害対策本部又は災害対策本部を設置する。その場合、除雪対策本部は市の雪害対策本部又は災害対策本部に包括される。

(2) 対策本部の設置基準と設置場所

対策本部	配 備 基 準	設置場所
除雪対策本部	1 設置期間：12月1日～3月31日 2 初期出動：積雪観測地点での降雪量が10cmを超えたとき	道路課 (本部長：都市創造部長)
雪害対策本部	石川県による地域防雪連携本部が設置され、積雪深が南加賀土木総合事務所前50cmかつ尾小屋120cmを超え、かつ、雪害により市民生活に支障が生ずるおそれがあると認められるとき	危機管理課 (本部長：危機管理監)
災害対策本部	1 日降雪量60cmを超えたとき 2 更なる降雪に対して人命が脅かされ救助等の援助対策が求められるとき	危機管理課 (本部長：市長)

「参考」過去の雪害

雪害は市域に係る災害の中では、もっとも身近なものであり、過去の豪雪による災害を知っておくことは、雪害への備えとして重要な事項である。したがって、総則編の記載に加え、豪雪による過去の雪害記録を参考として下記に記載する。

市域に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年豪雪」、「令和5年大雪」、「令和5年12月大雪」、「令和7年大雪」がある。

資料：「石川県災異誌」「石川県災害史」「52 豪雪災害記録」

「38 豪雪」（昭和 38 年 1 月～3 月：1963 年）

1 気象の状況

【資料：「石川県災異誌」昭和 47 年 3 月石川県発行、「石川県災害史」昭和 42 年 3 月石川県発行】

昭和 38 年 1 月 10 日夜から発生した日本海の低気圧は、沿海州から南下する大寒波の侵入に伴って猛風雪をもたらした。この大寒波の勢力は強く 27 日に至る 17 日間、殆ど休みなく風雪が続き、記録的な豪雪となった。

この大風雪は里雪型で、県下平野部で連日多量の降雪があった。特に 1 日の降雪量は金沢市で 22 日 57cm、羽咋市では 23 日に 60cm を記録した。金沢での 11 日から 27 日の降雪総合計は 343 cm であり、積雪深は 27 日に 181 cm を観測し、金沢地方気象台観測開始（明治 24 年）以来の最高記録となった。

各地の積雪は、加賀地方の平野部で 150～300cm、山間部は 400cm～700cm、能登地方は 50～150cm を記録し、県下の観測地の最大は、目附谷の 637cm だった。

気象庁で「昭和 38 年 1 月豪雪」と命名

2 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量 (cm)	1949	1070	435	587	344	452	262	74	123	171	274
降雪の最深 (cm)	130	55	54	57	61	51	40	6	10	29	30
起因日	1/24	1/23	1/22	1/22	1/11	1/23	1/22	1/23	1/23	1/23	1/23
積雪の最深 (cm)	420	308	160	181	155	110	134	25	30	60	95
起因日	1/27	1/31	1/27	1/27	1/28	1/26	1/27	1/28	2/1	1/24	1/25

3 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和 47 年 3 月石川県発行、「石川県災害史」昭和 42 年 3 月石川県発行】

○被害総額 24,174,327 千円

人的被害	死 者	2 4 名
	行方不明	1 名
	重 傷 者	3 1 名
	軽 傷 者	1 2 0 名
住家被害	全 壊	1 3 2 棟
	半 壊	4 0 5 棟
	一部破損	1 3, 5 8 3 棟
	床上浸水	6 4 棟
	床下浸水	7 7 6 棟

非住家被害	全 壊	5 3 8 棟
	半 壊	7 2 6 棟
	一部破損	— 棟

4 主な雪害対策の状況【資料：「38・1豪雪被害の状況」昭和38年3月石川県発行、 「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

(1) 対策組織

昭和38年1月16日午前8時30分「県災害対策本部」設置

(2) 自衛隊の災害派遣状況

ア 北陸本線沿線除雪

陸上自衛隊：石川県内1月23日～2月11日延べ11,894人出動

イ 道路除雪

陸上自衛隊：1月30日～2月28日延べ1,876人出動

航空自衛隊：1月24日～2月14日延べ1,227人出動

ウ 救急患者救出（自衛隊ヘリコプターによる）

航空自衛隊10名、陸上自衛隊1名搬送

エ 孤立無医村部落の診療（航空自衛隊医師のヘリコプター搭乗による）

白山市白峰、小松市新保、白山市尾口尾添、白山市吉野谷中宮で実施

オ 孤立部落道路偵察（自衛隊ヘリコプター、雪上車による）

カ 災害救助法適用地域及び孤立部落に対する物資輸送

キ 県外からの救援物資、緊急薬品、血清等の輸送

(3) 災害救助法の適用

次の2市1町5村に災害救助法を適用（2月5日）して、収容施設の供与、炊き出し
その他による食品の給与による救助を実施し、民政の安定を図った。

金沢市、小松市、山中町、白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

(4) 道路除雪作業の状況

国・県・市・民間が一体となり、県内除雪機械の総出動による徹夜の除排雪作業と自衛隊建設大隊の協力により除雪を実施した。

2月26日までの除雪機械の延べ出動台数は石川県の756台をはじめとする合計6,240台となった。

「52豪雪」（昭和51年12月～3月：1976年）

1 気象の状況

【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行、「52豪雪災害記録」昭和52年石川県発行】

昭和52年の冬期間（12月27日～2月22日）、日本付近は異常な寒波の来襲を受け、県下は波状的な大雪に見舞われ、金沢市では12月28日43cm、52年1月1日41cm、21日23cm、2月4日27cm、16日58cmの降雪があり、積雪深は2月17日126cmに達した。また、2月17日には輪島上空5,500mの気温が-46℃まで下がり、測候所開設以来の低温を記録した。

2 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1747	823	1068	435	589	477	345	408	339	250	537
降雪の最深(cm)	75	65	65	48	58	35	38	30	35	27	31
起因日	3/4	12/28	2/4	2/16	2/16	2/22	1/28	3/3	3/4	3/4	3/4
積雪の最深(cm)	255	193	240	111	126	85	58	65	60	47	100
起因日	2/17	2/17	2/19	2/18	2/17	2/5	2/4	2/6	2/5	2/6	2/6

3 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

人的被害	死者	4名	非住家被害	全壊	5棟
	負傷者	11名		半壊	2棟
住家被害	全壊	2棟		一部破損	3棟
	半壊	4棟	客車運休		1,152本
	一部破損	5棟	貨車運休		4,175本
	床上浸水	3棟			

4 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

(1) 対策組織

市町：雪害対策本部（4市1町） 金沢市、加賀市、小松市、七尾市、山中町

(2) 自衛隊の災害派遣状況

融雪期、航空自衛隊ヘリコプターによる雪崩発生危険箇所のパトロールを実施

「56豪雪」（昭和55年12月～3月：1981年）

1 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

昭和55年12月26日に降り始めた雪は、12月28日から冬型の気圧配置が強まり、加賀地方山間部を中心にして大雪に見舞われた。なかでも白峰村は、29日9時に日降雪量が110cmに達し、12月としては観測以来2番目の記録を更新した。

1月2日から再び冬型の気圧配置が強まり、1月15日9時の積雪深が白峰村480cmを記録したのをはじめ、白山麓一帯で38年豪雪を上回る大雪となり、金沢市内でも平野部で125cm、山沿いでは200cmを超える積雪となった。

2 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1930	662	790	369	523	388	292	273	253	64	195	353
降雪の最深(cm)	110	44	61	38	62	48	45	18	20	13	23	30
起因日	12/28	1/10	12/28	1/10	1/11	1/10	1/10	1/10	1/10	1/15	2/26	1/11
積雪の最深(cm)	480	236	308	101	125	75	60	57	45	15	36	71
起因日	1/15	1/18	1/15	1/23	1/13	1/22	1/22	1/17	1/22	1/16	1/23	1/22

3 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

○被害総額 7,885,623 千円

人的	死者	3名
	重傷者	30名
	軽傷者	30名
住家被害	全壊	16棟
	半壊	12棟
	一部破損	619棟
	床下浸水	138棟

非住家	公共建物	30棟
	その他	215棟
列車運休		5,529本
運転取止		2,900本
全日空欠航		58便

4 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】**(1) 対策組織**

県：雪害対策本部（昭和56年1月13日～2月16日）

市町村：雪害対策本部（5市8町6村）

金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、辰口町、鶴来町、
野々市町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村、津幡町、
宇ノ気町、内灘町、鹿島町、柳田村

(2) 自衛隊の活動状況

- ①孤立集落に対する物資の輸送の実施（小松市、山中町）
- ②雪崩発生危険箇所パトロールの実施（白山麓地帯2回）
- ③道路除雪の協力（小松市：1月17日～20日、金沢市：1月18日）

「59豪雪」（昭和59年1月～3月：1984年）**1 気象の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】**

昭和58年12月中旬から昭和59年3月にかけて、強い寒気が相次いで日本付近に南下したため、日本海側を中心に強い降雪が断続し、北陸地方では、2月末まで積雪が増え続けた。

昭和59年1月22日早朝、日本海中部と本州南岸にそれぞれ低気圧があり、ともに北東に進んだ後、本州付近は強い冬型の気圧配置が月末まで続いた。

このため石川県地方は、23～29日まで連日降雪が続き、特に24～26日にかけて奥能登地方で一時強く降り、珠洲では26日に100cm以上の積雪となった。

2月に入り、2日後半から雪となり、3日21時に輪島上空500hPaで-38.1℃を観測し、3日から4日にかけて能登地方では降雪30cm以上、加賀山間部では50cmの大雪となった。また、6日から8日にかけても県下全般に大雪となって、各地で今冬一番の積雪となった。

3月1日は輪島で前夜からの降雪で、積雪深は測候所開設以来3月として第1位の70cmを記録した。

これらの大雪は、金沢、輪島ともに3月24日まで積雪が残り、金沢では第3位の長期積雪の終日となった。輪島では開設以来第1位の最大継続日数100日の記録となる大雪となった。

この冬の大雪は、12月15～19日は加賀地方山間部、1月15～17日は加賀地方、1月23～28日及び2月27～29日は能登地方と県下全域に大雪となり、56年豪雪以来の大雪と

なった。

2 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1611	808	1006	376	502	466	408	525	392	280	418	826
降雪の最深(cm)	63	64	38	30	29	31	25	24	38	33	37	47
起因日	1/16	2/3	2/3	1/28	2/3	2/3	2/8	1/25	1/24	2/5	1/25	1/25
積雪の最深(cm)	290	175	202	80	90	65	53	57	60	50	70	141
起因日	2/10	2/9	2/9	2/4	2/9	2/18	2/9	2/9	2/19	2/6	3/1	2/29

3 被害の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

○被害総額 3,344,017 千円

人的被害	死者	1名
	重傷者	15名
	軽傷者	27名
住家被害	全壊	8棟
	半壊	2棟
	一部破損	15棟
	床上浸水	1棟
	床下浸水	3棟

非住家	公共建物	2棟
	その他	60棟

4 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

県：雪害対策本部（昭和59年2月10日～3月23日）

市町村：災害対策本部（4市10町1村）

柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、鶴来町、内浦町、珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、宇ノ気町、七尾市、高松町

「61 豪雪」（昭和 60 年 12 月～3 月：1986 年）

1 気象の状況

【資料：「石川県気象年報昭和 60 年」、石川県気象年報昭和 61 年」（金沢地方気象台発行）】

超 1 級の寒気の南下で、県内は 12 月 15 日から 17 日にかけて低温と降雪が続き、加賀南部を主に 40～130cm の積雪となった。12 月上・中旬としては、昭和 22 年以来 38 年ぶりの大雪で、加賀南部は、100cm を超える積雪で、12 月の記録を更新した。

61 年 1 月 6 日から再び冬型の気圧配置が強まり、1 月から 2 月にかけて厳しい低温状態が続くとともに、断続的に大雪を降らせ、総降雪量が金沢で 688cm、輪島で 377cm と 3 年連続の大雪を記録した。

2 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1789	1063	1246	565	688	554	443	543	399	218	377	768
降雪の最深(cm)	115	63	69	66	67	54	44	30	30	31	49	48
起因日	1/5	12/15	1/10	1/10	1/10	12/16	1/10	1/25	1/10	12/16	2/4	1/5
積雪の最深(cm)	315	221	234	125	113	104	90	58	55	50	78	132
起因日	3/1	1/28	2/28	1/28	1/28	1/28	1/28	1/26	1/12	12/17	2/5	2/5

3 被害の状況【資料：「石川県災異誌」平成 5 年 3 月石川県発行】

○被害総額 1,180,000 千円

人的被害	死者	3 名
	重傷者	22 名
	軽傷者	18 名

住家損壊	4 棟
床下浸水	33 棟

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町村：災害対策本部（2 市）

：雪害対策本部（1 市 6 町）

：豪雪対策本部（1 村）

加賀市、羽咋市

金沢市、津幡町、高松町、宇ノ気町、七塚町、内灘町、山中町

柳田村

「平成13年大雪」（平成13年1月12日～1月18日：2001年）

1 気象の状況【資料：「21世紀初冬の大雪」平成13年1月金沢地方気象台】

平成13年1月9日に低気圧が発達しながら日本海中部を北東に進み、12日から強い冬型となった。13日から輪島上空500hPaで -36.0°C 以下の寒気が流入し、15日には、 -42.5°C の強烈な寒気が流入した。

このため、13日から17日にかけて県内全域で断続的に雪が降り続いた。特に15日夜明け前から16日にかけて小松市、金沢市、宇ノ気町、羽咋市の海岸部で大雪となった。

金沢では、昭和61年の大雪以来の15年ぶりの80cmをこえる積雪の深さを記録した。

2 降積雪の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

観測地点	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	240	155	154	113	147	155	151	84	64	58	56	105
降雪の最深(cm)	72	52	40	51	61	74	50	21	32	25	17	34
起因日	1/14	1/15	1/15	1/14	1/15	1/15	1/16	1/16	1/16	1/14	1/13	1/12
積雪の最深(cm)	205	120	124	81	88	118	110	56	40	30	32	63
起因日	1/15	1/17	1/15	1/16	1/16	1/16	1/17	1/17	1/17	1/15	1/17	1/17

3 被害の状況【資料：消防防災課調べ】

人的被害	死者	5名
	負傷者	137名

死者の内訳：一酸化炭素中毒（3名）
除雪作業中の事故（1名）
凍死（1名）

住家	全壊	1棟
	半壊	1棟
非住家損壊		53棟
床上浸水		1棟
床下浸水		1棟

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

県：道路雪害対策本部（平成13年1月15日～1月22日）

市町村：災害対策本部（2市3町） 加賀市、押水町、鹿島町、鹿西町、羽咋市

：雪害対策本部（4市15町1村）

美川町、小松市、七塚町、金沢市、辰口町、津幡町、宇ノ気町、高松町、川北町、内灘町、野々市町、志雄町、山中町、鶴来町、松任市、穴水町、田鶴浜町、鳥屋町、七尾市、柳田村

：道路雪害対策本部（1市） 珠洲市

「平成 18 年豪雪」（平成 17 年 12 月～2 月：2006 年）

1 気象の状況

12 月から 1 月上旬にかけて厳冬期並の強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れ、平野部でも福井県・石川県・富山県を中心に大雪となった。1 月中旬からは天気は数日の周期で変わり、気温の高い時期と低い時期が交互に現れた。

12 月の降雪量の平年比は金沢で 248% (114cm) と多く、輪島では 300% (93cm) とかなり多くなった。県内の全ての観測所では、1 月 7 日から 1 月 8 日に今冬の最深積雪を観測した。

なお、気象庁は、平成 18 年の冬に発生した大雪について「平成 18 年豪雪」と命名した。

2 降積雪の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

観測地点	金沢	輪島	加賀山中	白山吉野	七尾	珠洲
降雪の総量 (cm)	253	194	550	661	323	347
降雪の最深 (cm)	20	18	41	51	24	22
起因日	1/5	1/7	12/14	12/13	2/4	1/7
積雪の最深 (cm)	55	29	152	173	59	71
起因日	1/8	1/7	1/7	1/8	1/8	1/7

3 被害の状況【資料：消防防災課調べ】

人的 被害	死 者	6 名
	負 傷 者	2 4 名

死者の内訳：屋根の雪下ろし作業中（3 名）
家屋の倒壊（2 名）
除雪作業中（1 名）

住 家	全 壊	1 棟
	半 壊	一棟
	一部損壊	3 棟
非住家損壊		2 8 棟
床上浸水		1 棟
床下浸水		6 棟

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町：雪害対策本部（1 市 1 町）

津幡町 (12/19～12/26)、白山市 (1/6～2/28)

「平成30年大雪」（平成30年1月～2月：2018年）

1 気象の状況

1月10日から13日にかけて、北陸地方の上空約5,500mに氷点下30.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、1月11日から12日にかけて県内全域で大雪警報が発表された。この大雪により各地で被害が発生した。

2月4日から8日にかけて、北陸地方の上空約5,000mに氷点下36.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、2月5日から7日にかけて能登北部を除く県内全域で大雪警報が発表された。

この大雪により、金沢では2月として第3位となる日降雪量52cmを記録するなど、県内各地に大きな影響をもたらした。

2 降雪量の状況【資料：金沢地方气象台調べ】

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀山中	白山河内	七尾	珠洲
降雪量の合計(cm)	272	191	532	558	246	328
日降雪量の最大(cm) 起因日	52 2/5	33 1/11	79 2/6	74 2/6	31 2/5	40 1/11
最深積雪(cm) 起因日	87 2/8	49 1/12	197 2/7	194 2/7	57 2/6	71 1/12

3 被害の状況【資料：県防災対策課調べ】

人的 被害	死者	2名
	重症者	24名
	軽症者	68名

死者の内訳：除雪作業中（1名）

ビニールハウスの倒壊（1名）

住家	全壊	1棟
	半壊	5棟
	一部損壊	12棟
	床上浸水	1棟
	床下浸水	2棟
非住家被害		20棟

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

（ア）対策組織

県：道路雪害対策本部（2/6～2/21）

市町：雪害対策本部（6市1町）

能美市（2/5～3/14）、小松市（2/5～3/16）、

野々市市（2/6～2/16）、

加賀市（2/6～2/27）、金沢市（2/6～2/28）、白山市（2/6～3/6）、

内灘町（2/8～3/16）

（イ）自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/30～2/2）

「令和5年大雪」（令和4年12月～2月：2023年）

1 気象の状況

12月18日から19日にかけて、北陸地方の上空約5000mに氷点下39.0℃以下、1500mに氷点下9.0℃以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登を中心に大雪となり、19日には珠洲市、穴水町、能登町に大雪警報が発表された。19日の最深積雪は、珠洲で44cm、輪島で30cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。

12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、23日には金沢市を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。

1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、25日の最低気温は、金沢で氷点下5.1度、輪島市三井では氷点下8.1度を観測した。水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。

2 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲
降雪量の合計(cm)	146	125	252	439	127	167
日降雪量の最大(cm)	37	19	42	48	25	24
起因日	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23	12/19
最深積雪(cm)	36	31	46	65	41	50
起因日	12/23	1/19	1/29	1/28	1/27	1/29

3 被害の状況【資料：危機対策課調べ】

人的被害	死者	2名
	重症者	1名
	軽症者	7名

住家	一部損壊	4棟

死者の内訳：除雪作業中（2名）

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：災害対策本部（12/22～12/28）

市町：災害対策本部（3市1町）

輪島市（12/20～12/24、1/27～1/30）、羽咋市（1/27～1/29）、

かほく市（1/27～2/2）、宝達志水町（1/26～1/30）

雪害対策本部

金沢市（12/23～12/28）

(イ) 自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/28～1/30）

「令和5年大雪」（令和5年12月：2023年）

1 気象の状況

12月22日、日本付近は強い冬型の気圧配置となった。このため、県内では能登・加賀ともに大雪となり、県内全市町を対象に大雪警報が発表され、金沢市、輪島市、七尾市、志賀町を対象に「顕著な大雪に関する気象情報」が発表された。22日から23日にかけての最深積雪は、珠洲で59cm、輪島で60cm、七尾32cm、金沢39cm、白山河内で79cm、加賀中津原で54cmを観測した。樹木等への着雪により雪の重みで樹木が倒れ、電線を切断するなど停電が発生した。また、倒れた樹木が道路をふさいで孤立集落が発生した。

2 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲
降雪量の合計(cm)	77	89	139	269	89	123
日降雪量の最大(cm) 起因日	34 12/22	48 12/22	30 12/22	47 12/22	19 12/22	33 12/22
最深積雪(cm) 起因日	39 12/23	60 12/22	54 12/23	79 12/23	32 12/22	59 12/22

3 被害の状況【資料：危機対策課調べ】

人的	重症者	2名
被害	軽症者	7名

住家	一部損壊	5棟

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：災害対策本部（12/22～12/25）

市町：災害対策本部（2市町）

輪島市（12/22～12/25）、志賀町（12/22～12/23）

「令和7年大雪」（令和7年2月：2025年）

1 気象の状況

2月4日から8日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下36度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が不安定となった。このため、4日に加賀の市町に大雪警報を発表した。また、7日には日本海の気圧の谷が夕方以降に県内を通過したため、「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、能登で局地的に降雪量が多くなり、能登南部の市町に大雪警報を発表した。なお、この期間は、海上では非常に強い夜風が吹き、海は大しけとなった。この期間の最深積雪は、珠洲で48cm（8日）、輪島で32cm（7日）、七尾で48cm（8日）、金沢で42cm（8日）、白山河内で122cm（8日）及び加賀中津原で87cm（8日）を観測した。

2月20日から24日にかけて、日本付近は冬型の気圧配置が続き、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下33度以下の強い寒気が流れ込み、石川県では大気の状態が非常に不安定となった。このため、能登を中心に一時的に降雪量が多くなり、21日08時37分と22日05時34分に「顕著な大雪に関する石川県気象情報」を発表するなど、21日と22日に能登の市町に大雪警報を発表した。この期間の最深積雪は、珠洲で24cm（22日）、輪島で32cm（22日）、七尾で16cm（23日）、金沢で30cm（24日）、白山河内で128cm（23日）及び加賀中津原で69cm（24日）を観測した。

2 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀中津原	白山河内	七尾	珠洲
降雪量の合計(cm)	133	86	193	258	135	111
日降雪量の最大(cm)	24	28	39	64	24	21
起因日	2/7	2/22	2/4	2/4	2/7	2/7
最深積雪(cm)	42	32	87	133	48	48
起因日	2/8	2/22	2/8	2/9	2/10	2/8

3 被害の状況【資料：危機対策課調べ】

人的被害	死者	1名
	重症者	3名
	軽症者	16名

4 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：災害対策本部（2/7～2/14、2/21～2/26）

市町：災害対策本部（1市1町）

宝達志水町（2/21）、輪島市（2/22）

「過去に災害救助法が適用された雪害」

年月日（西暦）	災害の種類	概要
昭和38. 1. 11～27 （1963）	豪雪 昭和38年1月豪雪	・1月に大陸高気圧の異常発達により、特に11～27日に北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関の不通をはじめ、死者や家屋の倒壊等、大きな被害を出した。 ・金沢の降雪総合計343cm（11～27日）、最深積雪181cm（27日） ・被害状況：死者24名、行方不明者1名、負傷者151名、住家全壊132棟、住家半壊405棟など、被害総額24,174,327千円 ・2月5日、次の市町村に災害救助法適用：金沢市、小松市、（江沼郡）山中町、（石川郡）白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

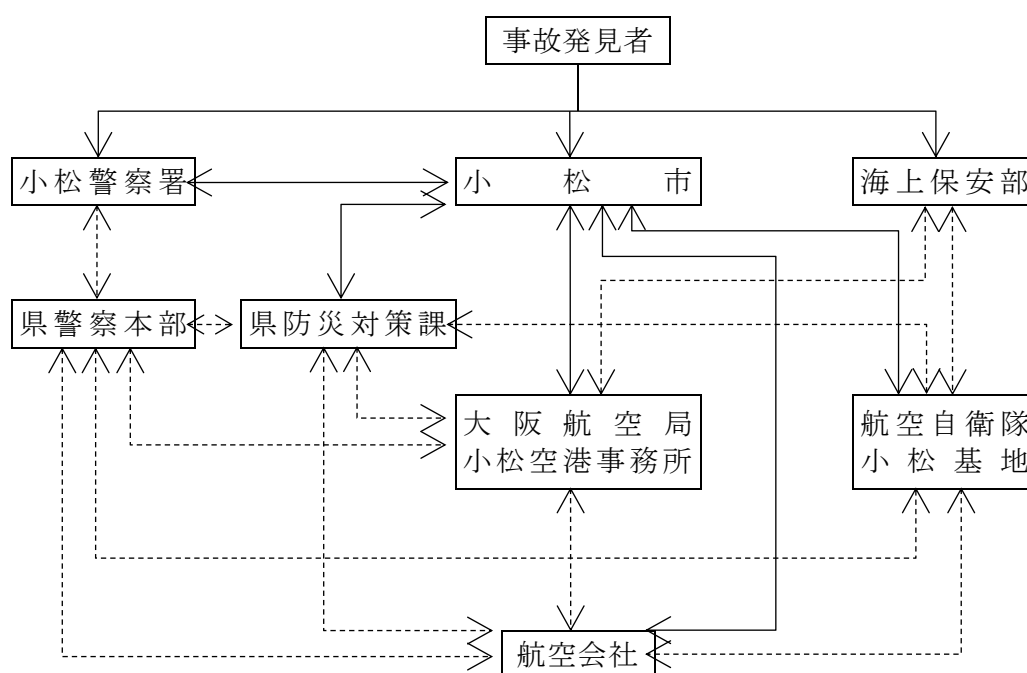
第26節 航空機災害応急対策

小松空港及び市域で航空機の墜落等による災害が発生した場合、市及び関係機関は消防活動等の応急対策を実施し、その災害の拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第1 情報連絡体制 本部事務局、消防対策部、関係各対策部

航空機の墜落等による災害が発生した場合、事故発見者、小松空港事務所、航空自衛隊小松基地、石川県（防災対策課）等からの連絡により、市は航空機事故の情報収集及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

なお、連絡体制は下図に示した通りである。



参考：航空機の搜索救難担当①海上（北陸沖）：第九管区（新潟）海上保安本部長

②陸上（北 陸）：航空自衛隊中部航空方面隊司令官

第2 救出救護及び消防活動 消防対策部、関係各対策部

1 救出救護活動

市域で航空機災害が発生し、乗客・市民等の救出を要する場合、消防本部は救出隊及び必要な資機材を投入し、迅速な救出活動を実施する。また、航空機事故による死傷者が発生した場合、直ちに医療救護班を現地に派遣して医療活動を実施するものとする。

なお、応急医療救護の実施に当たっては、本章第6節「救急・救助活動」及び第7節「災害医療及び救急医療」に基づき行う。

2 消防活動

- (1) 航空機事故による災害が発生した場合、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防機関は航空自衛隊小松基地及び小松空港事務所と連携し、消防活動を迅速に実施する。
- (2) 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

第3 広報活動

航空機事故による災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため、報道機関、防災行政無線（同報系）等により、市民に対して次を基準に広報を行うものとする。

- (1) 適時・適切な情報の提供による住民の心理的動揺の予防
- (2) 応急対策の概要及び見通しに関する情報の提供
- (3) 避難指示等が発表（発令）された場合あるいは警戒区域が設定された場合等における適時・適切な情報伝達
- (4) その他必要な事項

第4 航空機災害が発生した場合の対応

1 軽微な航空事故

事故発生場所及び影響範囲が空港・基地内に留まり、人並びに建造物に全く被害のないものに関しては、空港・基地政策課マニュアルにて対応する。

2 重大な航空事故（上記以外のもの）

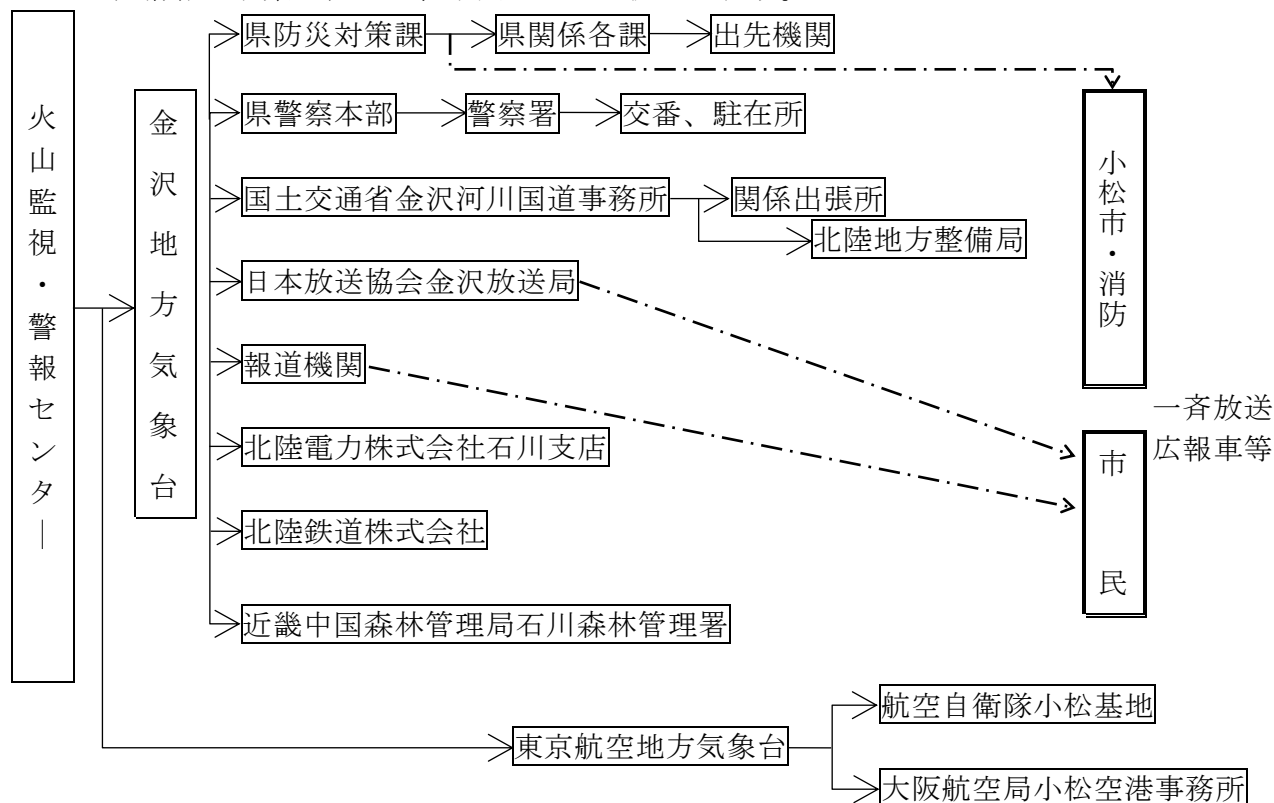
災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し対応する。

第27節 噴火災害対策

第1 火山情報

1 火山情報の収集・伝達

火山情報の収集・伝達は、下図に示した流れで行う。



2 対象となる火山

石川県内の火山としては、大日山・白山・戸室山の3山が知られているが、白山のみが活火山であるため、火山情報の対象は白山のみである。

3 監視観測体制

陸域の活火山の監視観測は気象庁が行うが、白山は「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された50火山の一つであり、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

なお、気象庁長官の私的諮問機関に、噴火の予知や現に発生した噴火活動について総合的な判断を行うことを目的とする「火山噴火予知連絡会」が設置されている。

4 火山情報の種類

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想

される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

イ 噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

気象庁火山監視・警報センターが、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

噴火警戒レベルは、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された50火山のうち、49火山（令和4年3月現在）で運用されており、白山も平成27年9月より運用が開始された。なお、白山の噴火警戒レベル1～5の規制範囲は、石川県内では白山市域のみとなっている。

（2）噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。

（3）火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

（4）降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石

の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※１）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～１０分程度で発表。
- ・ 噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

（※１）降灰予想（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※２）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表。
- ・ 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（※２）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

気象庁ホームページ（降灰予報の説明）

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html

（５）火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁火山監視・警報センターが発表する。

（６）火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるため、火山現象に関する情報等が気象庁火山監視・警報センターより発表される。

ア 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。

イ 月間火山概況

毎月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。

ウ 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。

第2 火山情報が発表された場合の対応

本部事務局（市長公室対策部）

火山情報が発表され場合の住民等への情報伝達、注意喚起その他避難措置に関する対応については、その他の一般的な災害対応に準じた要領で対応する。

第28節 特殊災害対策

現代社会においては、風水害・地震等の自然災害のみならず、社会活動等に起因する種々の災害が発生する。

この節では、航空機災害応急対策を除く、自然現象によらない特殊災害に対する基本的な対応事項を定める。

なお、当該災害が、テロや外国からの攻撃に起因する場合にあっては、県及び市が、別途定める「国民保護計画」によるものとする。

第1 特殊災害の種類

特殊災害対策として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 大火及び高層建築物火災
- 2 大規模ガス爆発
- 3 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物施設等における火災・爆発・ガス等の流出
- 4 大規模交通災害（列車事故・船舶事故・自動車事故等）
- 5 放射能の漏洩
- 6 爆発のおそれがある不発弾等の発見
- 7 大規模な土木工事災害
- 8 重油等の大量流出事故

備考：上記災害が結果的に「国民保護措置」に係る事態であった場合であっても、当該事態の認定が国によって行われるまでの間は、本計画に基づき対処措置を行うこととなる。

第2 連絡体制

1 施設管理者による通報

各施設の管理者は、特殊災害が発生したとき又は発生するおそれのあるとき、市、警察署、県、その他の防災関係機関に次の内容を通報する。

- （1）事故の概要
- （2）実施した緊急措置の内容
- （3）要請事項

2 小松市の連絡体制

市域において特殊災害が発生し、施設管理者等からの通報を受けたときは、市長公室（時間外にあっては消防本部）は直ちに県に報告するとともに、併せて小松警察署、その他の防災関係機関に事故の概要を付して通報する。

3 応急対策の実施

(1) 市の体制

市は、災害の細部把握に努め、必要に応じて災害対策本部等の設置を含めた体制を確保する。

(2) 応急対策活動

応急対策活動の細部要領については、一般災害対策に準じて行う。

第3 応急対策の実施

1 災害対策本部の設置

市長は特殊災害の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部又は現地災害対策本部を設置し、県、防災関係機関の職員及び関係者の派遣を要請する。

なお、現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行うものとする。

2 応急対策活動

市は、原則として、本計画に定める応急対策活動の内容に基づき、市民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。また、県をはじめ防災関係機関との連携を密にし、各機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

3 広域応援強力体制

特殊災害が広域に及ぶ場合、近接市町と協力体制を取るものとする。

第29節 その他の対策

第1 こころのケア活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部、
南加賀保健福祉センター

災害直後の精神保健医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市及び県は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」や「石川DPAT活動マニュアル」に基づき、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、各種関係機関と連携し、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

「実施体制」

- 1 市は、障がい者施設等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障がい者等の現況を把握する。
- 2 県（南加賀保健福祉センター）と連携して、DPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

※県の行う諸施策へ積極的に協力することを基本とするほか、細部は、県計画による。

第2 健康管理活動

こども家庭対策部、健康福祉対策部、医療対策部

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動に当たっては、医療・保健関係者、民生委員、児童委員との協力の下、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 避難所や車中泊避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状況等を把握するとともに、必要な者に対し、保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービス等の調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援に当たっては、特

に感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症に留意する。
また、人工透析、酸素、インスリン療養等、必要な処置が継続して受けられるよう、関係機関との情報連携を行う。

第3 危険物の応急対策 消防対策部、該当事業所等の危険物管理者

1 被害の拡大防止

危険物施設等が被災した場合は、まず迅速、的確な情報の把握に努め、被害の拡大防止や、火災、中毒等の二次災害を防止することに重点を置き、当該施設等の管理者と一体となって被害の拡大防止を図る。

(1) 火薬類

応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時に一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中の被災については、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、監督機関の検査を受ける。

(2) 高圧ガス

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を確認し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(3) 石油類等

応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

(4) 毒劇物類

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、事業者等は使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、事業者等は必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

(5) 放射性物質

応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

2 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制等、対応マニュアル等の作成に努める。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第4 危険動物の逸走対策及びペットの保護 経済環境対策部、関係各対策部

1 ペットの保護及び管理

経済環境対策部は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、状況に応じ避難所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。

また、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

2 危険動物の逸走対策

危険動物の飼養者は管理責任者として、災害の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。

第30節 原子力事故対策

第1 通報連絡体制

小松市は原子力事故の発生時における緊急通報の対象とはなっていないが、いかなる事態にも対応できるように、次に県等に関する通報連絡内容等を記載する。

1 県の通報連絡

(1) 特定事象等の発生の通報連絡

知事は、原子力防災管理者（発電所長）から特定事象等（特定事象又は原子力緊急事態）の発生について通報を受けた場合は、直ちに、市長をはじめ原子力規制委員会、原子力防災専門官、海上保安部長、その他の防災関係機関の長に通報連絡を行うとともに、発電所の状況等の確認に努めることとなっている。

(2) 国等から県への通報連絡事項の連絡

知事は、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び原子力防災管理者（発電所長）から通報連絡を受けた発電所の状況等については、直ちに市長及び防災関係機関の長に連絡することとなっている。

2 市の通報連絡

市は、県等から特定事象等の発生について通報を受けた場合は、県へ市が当面取るべき処置についての指示を確認する。

第2 初動体制の確立

市は、発電所の事故情報に注意し、緊急時においては、その被害の程度や規模に応じ、市職員を招集して正確な情報収集に努める。

なお、市職員の招集は、職員初動マニュアル（全災害共通）及び緊急連絡網による。

第3 緊急時の措置

市は、県、防災関係機関等との連絡を密にし、事故状況等の把握に努めるとともに、その被害の程度に応じ、災害対策本部の設置を検討する。

第4 住民に対する広報及び指示伝達

1 広報体制

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘定し、緊急時における住民等の混乱と動揺を避けるため、県と連携して、市民等に対する正確かつきめ細やかな情報提供及び広報を迅速かつ的確に行う。

(2) 市は、情報提供や広報を行う場合、民心の安定及び要配慮者に配慮して行う。

(3) 市は、広報を行うに当たっては、情報の公表、広報の内容、発表時期及び方法等につ

いて、関係機関と相互に密接な連絡を取る。

- (4) 市は、県等と連携して、市民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置する。

2 市の広報及び指示伝達

- (1) 市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行う。特に、要配慮者及び一時滞在者に配慮した周知を行う。
- (2) 市は、県等の指導・助言又は指示に基づき、市漁業協同組合に対し緊急通信の実施を要請し、情報の提供を行う。
- (3) 市は、次の事項について最新の情報を単純かつ理解しやすい表現により繰り返し広報する。

- ア 事故が発生した施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- イ 災害の状況及び今後の予測
- ウ 発電所における対策状況
- エ 市、国、県及び防災関係機関の対策状況
- オ その他必要と認める事項

第5 避難対策

1 被災地からの避難

- (1) 県の指示

県本部長（知事）は、市の区域を越えて住民等の避難を行う必要が生じた場合は、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町を決定し、当該市町長に対して避難住民等の受け入れ及び避難所の設置を指示することとなっている。

- (2) 市の措置

原子力事故に関連する市町は、市の区域を越えて住民等の避難を行う必要が生じた場合は、県本部長（知事）に受入先の市町、避難所等必要な指示を求めるとともに、住民等に対してその旨の指示を行い、避難住民等の輸送を行うこととなっている。

- (3) 指示を受けた周辺市町の措置

市は、県本部長（知事）から指示を受けた場合は、小松市地域防災計画に定める避難所施設を提供し、必要な協力活動を実施する。

2 立入制限の措置

- (1) 原子力事故に関連する市町の取る措置

原子力事故に関連する市町は、防災業務関係者以外の者に対して、避難の指示等を行った区域及び警戒区域への立入を制限し、又は禁止することとなっている。

3 協力体制

市は、災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との援助協力体制を確保する。

また、関係機関・団体は、災害対策活動に必要な情報を提供するとともに、各種活動や安全確保に必要な物資の相互支援を行う。

第6 飲食物の摂取制限に関する措置

原子力事故に関連する市町は、県と連携して、原子力災害対策指針、食品衛生法上の基準値、国の指導、助言、指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除の措置を講じることとなっている。

1 飲食物の摂取制限

(1) 原子力事故関連市町の取る措置

原子力事故に関連する市町は、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合は、住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止することとなっている。また、緊急事態応急対策実施区域及び当該区域に水源を有する水道供給区域の住民等に対して、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止し、誤飲することのないよう直ちに水道の止栓等給水制限を実施することになっている。

(2) 県の取る措置

県は、市長が飲食物の摂取制限等の措置を講じた場合は、石川県地域防災計画（原子力防災計画編）第3章第5節「住民等に対する広報及び指示伝達」の定めるところにより、住民等に対して周知徹底を図ることとなっている。

(3) 市の取る措置

市は、飲食物の摂取制限に関する情報を得た場合は、市民等に対しその情報を迅速に提供する。

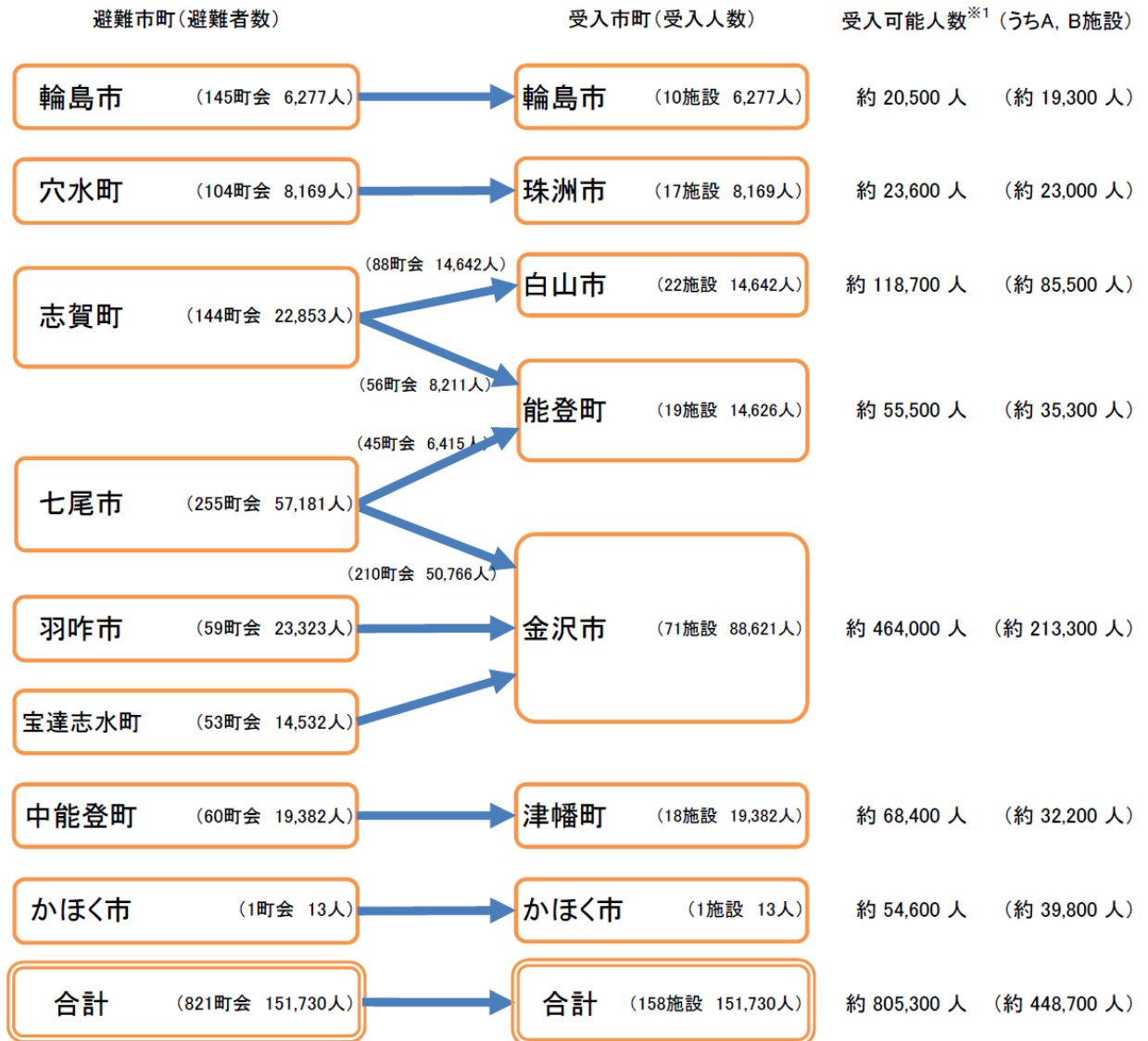
第7 応援協力活動

原子力事故が発生し、原発から30km圏外へと退避する必要が生じた場合、次の県内の7市町で受け入れることとされている。ただしこれらの7市町で受け入れが困難な場合は、バックアップ市町として、小松市をはじめとした6市町が応対することとなっている。

また、福井県越前市（美浜、敦賀原発）、静岡県磐田市（浜岡原発）との間においても、石川県を通じ、各市の広域避難計画に基づき受け入れすることとしている。

避難市町	8市町	輪島市、穴水町、志賀町、七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町、かほく市
受入市町	7市町	輪島市、珠洲市、白山市、能登町、金沢市、津幡町、かほく市
バックアップ市町	6市町	小松市、内灘町、野々市市、川北町、能美市、加賀市

市町単位の避難先の割り振り



※ 避難市町の避難者数は、平成25年1月1日時点のものである。

【バックアップ市町】 (受入可能人数^{※1}: 全施設:約287,800人 うちA, B施設:約186,700人)

市町	内灘町	野々市市	川北町	能美市	小松市	加賀市	計
全施設	約 27,100 人	約 37,600 人	約 8,300 人	約 55,100 人	約 106,800 人	約 52,900 人	約 287,800 人
うちA,B施設	約 13,500 人	約 14,500 人	約 4,100 人	約 54,400 人	約 60,000 人	約 40,200 人	約 186,700 人

※1 受入可能人数は、各施設の受入可能人数の計を100人単位とした概数であるため、各市町分の総和は合計の数と一致していない。

第3章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定		頁
第1	被災者に対する支援措置	一般災害 2 3 9
第2	被災住宅、民有施設等に対する支援措置	一般災害 2 4 1
第3	租税等の徴収猶予及び減免措置	一般災害 2 4 2
第4	義援金品の受け入れ・配分	一般災害 2 4 3
第2節 災害復旧事業		
第1	災害復旧事業計画の作成	一般災害 2 4 4
第2	災害復旧事業に係る職員の配備等	一般災害 2 4 5
第3	災害復興計画の作成	一般災害 2 4 5
第3節 資金計画		
第1	国による財政援助措置	一般災害 2 4 7
第2	災害復旧事業に係る市の財政措置	一般災害 2 4 8

第3章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定

市及び防災関係機関は、災害発生後の市民の生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

第1 被災者に対する支援措置

本部事務局、総合政策対策部、市長公室対策部

行政管理対策部、健康福祉対策部、経済環境対策部

関係各対策部

1 被災者台帳の作成

本部事務局は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、市域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体に対して、被災者に関する情報の提供を求めるほか、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報の提供を求めるときは、知事に対し協力を求める。

2 被災相談窓口の開設

本部事務局は、市民からの問い合わせの増加に応じ、市役所又は準ずる場所に「被災相談窓口」を開設し、市民からの相談に応じる。また、市が実施する次の災害対策業務の受付案内についても、職員が窓口において対応する。

なお、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

また、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

(1) 要搜索者の受付	(6) 仮設住宅への入居申請
(2) 罹災証明の発行	(7) 税の減免措置等の措置
(3) 被災住宅の応急修理の申請	(8) 災害廃棄物の受付
(4) 金融・保険等についての相談	(9) その他
(5) 医療についての相談	

3 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市は、県及びD P A T等の関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

4 罹災証明書の発行

被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

罹災証明書の発行事務は行政管理対策部が担当するものとする。

なお、発行に際しての手数料の徴収は行わない。

(1) 発行の手続き

災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、住家（現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。）について災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）による被害の程度を調査し、市長が確認できる被害について罹災証明書を発行する。

(2) 証明内容

災害によって被害を受けた住家について、被害の程度（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊、浸水区分（床上浸水・床下浸水））及びその他必要な事項の証明を行う。

(3) 判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき建物被害認定調査を実施し、被害の程度の判定を行う。

(4) 運用

上記のほか、罹災証明書等の交付に係る細部手順等に関しては、別に定める。

5 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金等の支給事務は健康福祉対策部が担当するものとする。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき、「小松市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。

6 公営住宅等の整備

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

7 災害廃棄物の処理等

- (1) 経済環境対策部は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第2 被災住宅、民有施設等に対する支援措置

健康福祉対策部、都市創造対策部、

経済環境対策部、関係各対策部

1 被災者生活再建支援金の受給に係る支援

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定められた自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対しては、県が自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給することとされており、市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災住宅に対する支援

災害復旧事業の融資制度等の積極的な広報に努めるとともに、相談窓口を活用した案内を実施する。

民有施設のうち、被災住宅に対する現行の融資制度として、次に掲げる支援制度があり、市は必要に応じて適切な支援措置に努める

住宅金融支援機構	(1) 災害復興住宅資金 (2) 地すべり関連住宅資金
県社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度による生活福祉資金の貸付

市は、上記の融資が円滑に行われるよう借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借り入れの促進を図る。

3 農林漁業制度金融の確保

災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、

農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、経済環境対策部は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対して株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

4 中小企業関係に対する支援

被災した中小企業の再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資の要請を次のように行う。また、支援対策が迅速かつ円滑に行われるよう、県、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して、中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講じる。

※激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37.9.6法律第150号）

第3 租税等の徴収猶予及び減免措置

行政管理対策部、関係各対策部

1 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税の納付若しくは納入することができないと認めるとき、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限の延長を行う。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を納付又は納入することができないと認められるとき、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

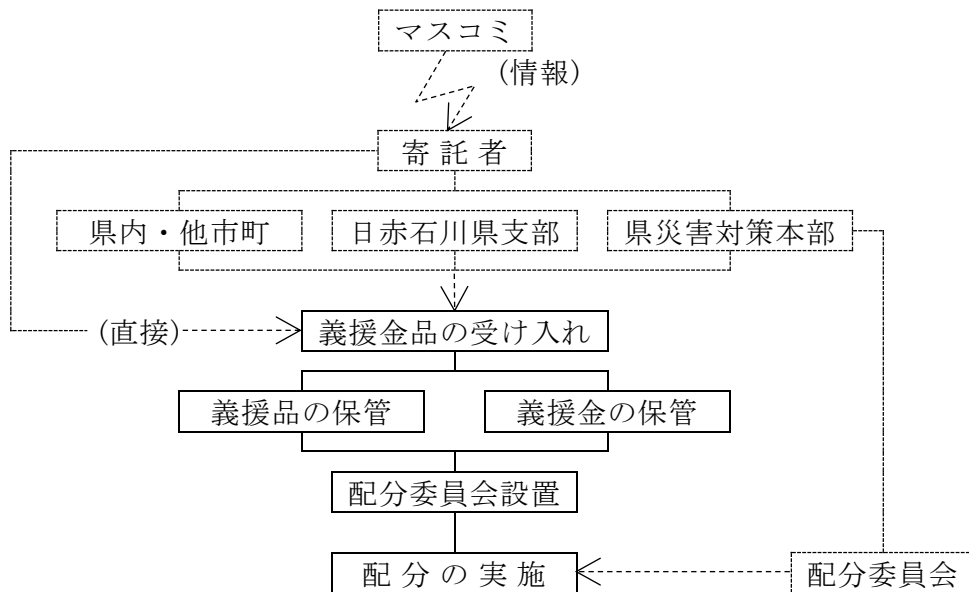
なお、やむを得ない理由があると認められるとき、更に1年以内の延長を行う（地方税法第15条）。

3 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、条例の定めるところにより、減免を行う。

第4 義援金品の受け入れ・配分 健康福祉対策部、関係各対策部

被災者宛寄託された義援金品については、義援金品配分委員会を設置し、被害状況に応じた配分計画を立て、迅速・確実に配分を行う。



1 義援金品の受け入れ等

(1) 義援金品の受け入れ

健康福祉対策部は、市民・県・日本赤十字社（石川県支部）等からの義援金品を受け付け受領する。受付時には、義援金に対しては領収書、義援品には受領書を発行し、その控えを保管する。

(2) 義援金の保管

義援金は被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の歳入歳出外現金として市指定金融機関に保管する。

なお、管理に際しては受払簿を作成しなくてはならない。

(3) 義援品の保管

義援品は物資受払簿に記入の上、市域4箇所の避難・救援拠点から指定する供給所に保管する。総合政策対策部はこれを生活必需品と分けて管理する。

2 義援金品の配分

(1) 配分方法

災害対策本部内に「配分委員会」を設置し、配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

(2) 配分の実施・公表

市は「配分委員会」において決定された方法で、被災者に対して迅速かつ適正に配分する。また、義援金の配分結果は報道機関等を通じて公表する。

第2節 災害復旧事業

第1 災害復旧事業計画の作成

本部事務局、関係各対策部

1 災害復旧事業計画の作成

各関係機関は、災害応急対策を講じた後の被害程度を調査・検討するほか、県や市等の各部局と連携・協力し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を次の点を踏まえて作成する。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図りながら、同様の災害が再発しにくい「災害に強いまちづくり」を観点に復旧事業計画を作成する。

(2) 必要な体制整備

復旧計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携等により、必要な体制を整備する。

(3) 災害復旧事業計画の種類

関係機関が作成する災害復旧事業計画の種類は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (イ) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (キ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ク) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - (コ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - (サ) 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道施設災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公立学校施設災害復旧事業計画
- キ 公営住宅災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

(4) 災害復旧に伴う財政援助・助成計画の作成

各関係機関は、被災施設の復旧事業計画を作成する。また、国、県が費用の全部又は一部を負担・補助するものについて、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定を実施する。

第2 災害復旧事業に係る職員の配備等**本部事務局、関係各対策部****1 職員の配備・応援及び派遣**

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等を行う。

2 応援派遣の要請

市の行う災害復旧事業において職員の不足を生ずるときは、他の市町から応援派遣を求めてこれを対処するほか、状況に応じ県にあっせん又は調整を依頼する。

第3 災害復興計画の作成**本部事務局、関係各対策部**

市は被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案し、必要に応じて復興計画を策定する。

なお、復興の進め方については次のとおり。

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の再建は、大規模事業となることから、県及び関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携等により、必要な体制を整備する。
- (3) 災害防止による快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（４）復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（５）市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

第3節 資金計画

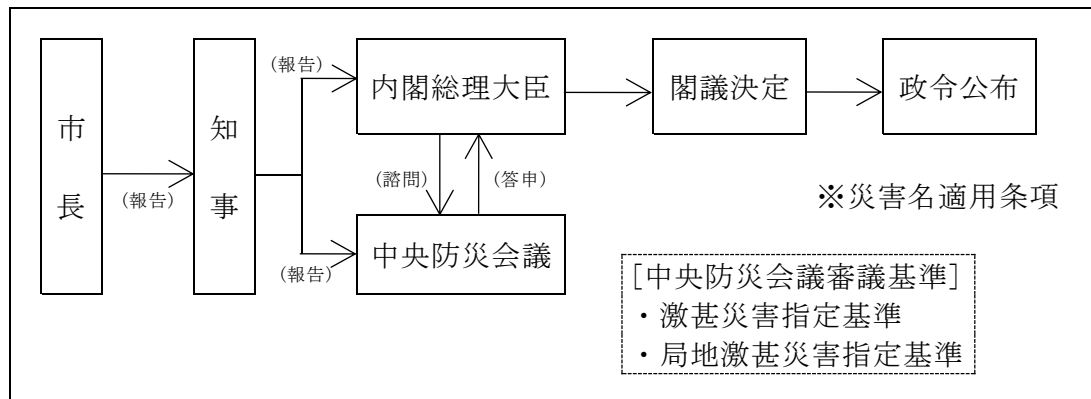
第1 国による財政援助措置 本部事務局、関係各対策部

1 激甚災害指定による援助措置

(1) 激甚災害の指定手続き

市は、市域で著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、公共施設の災害復旧事業を円滑に行うため、激甚災害の指定が受けられるよう、県・国に対して要望する。

「激甚災害指定の流れ」



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告に当たっては、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

激甚災害には「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日：中央防災会議決定、数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日（一部改正平成20年7月4日）：中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

(4) 特別財政援助額の公布手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたとき、速やかに関係調書等を作成し、調書を県各部局に提出する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次に示したとおりであり、市は公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- イ 農林水産業に関する特別の助成
- ウ 中小企業に関する特別の助成
- エ その他の財政援助及び助成

2 その他の法律による財政支援措置

激甚法以外の法律による財政援助を行う場合、別途の法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部費用を負担・補助して行われる。

参考：「激甚災害に係る財政援助措置」

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法3条、4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別処置(激甚法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条)
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除作業に対する補助(激甚法第9条)
 - カ 土地改良区等の行う灌水排除事業に対する補助(激甚法第10条)
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条の2)
- (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第14条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第17条)
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付の特例(激甚法第20条)
 - オ 水防資材費の補助の特例(激甚法第21条)
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第25条)

第2 災害復旧事業に係る市の財政措置

本部事務局、関係各対策部

災害復旧事業を行う場合において、国の負担金(補助金)の他、増大した臨時的必要経費の財源措置として、市は地方債、地方交付税、一次借入金等の制度を活用し、資金の調達に努めるものとする。

第4章 複合災害対策

第1節 災害予防対策		頁
第1	情報の収集・連絡体制の整備	一般災害 251
第2	複合災害時の災害予防体制の整備	一般災害 251
第3	複合災害を想定した訓練の実施	一般災害 251
第2節 災害応急対策		
第1	活動体制の確立	一般災害 252
第2	情報の収集・連絡	一般災害 252
第3	避難対策	一般災害 252
第4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	一般災害 252
第3節 災害復旧対策		
第1	災害復旧対策	一般災害 252

第4章 複合災害対策

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、又は、市民生活に影響を及ぼす感染症発生下の災害において、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、小松市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに感染症を含む複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第1節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備 市長公室、関係各部

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、NTT西日本株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

第2 複合災害時の災害予防体制の整備 市長公室、関係各部

複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

第3 複合災害を想定した訓練の実施 市長公室、関係各部

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するに当たっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策

第1 活動体制の確立 本部事務局、関係各部

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

第2 情報の収集・連絡 本部事務局、関係各部

市は、国、県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

第3 避難対策 本部事務局、関係各部

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所等の確保を図る。

避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

第4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達 本部事務局、関係各部

市は、情報収集により得られた道路や避難所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第3節 災害復旧対策

第1 災害復旧対策 本部事務局、関係各部

複合災害として発生する災害の種類に応じて、小松市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。

資料編

平成 24 年 10 月改定
平成 27 年 3 月一部見直し
平成 31 年 3 月一部見直し
令和 3 年 3 月一部見直し
令和 5 年 6 月一部見直し
令和 5 年 12 月一部見直し
令和 7 年 5 月一部見直し
令和 8 年 5 月改定
小松市防災会議

資 料 編 目 次

内 容	頁
1 防災関係規則・条例	
(1) 小松市防災会議条例	規則条例 1
(2) 小松市防災会議委員	規則条例 3
(3) 小松市災害対策本部条例	規則条例 4
(4) 小松市災害対策本部要綱	規則条例 5
(5) 小松市災害弔慰金の支給等に関する条例	規則条例 6
(6) 小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	規則条例 10
(7) 小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱	規則条例 14
(8) 小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱	規則条例 18
(9) 小松市防災行政無線施設条例	規則条例 19
(10) 小松市防災行政無線施設条例施行規則	規則条例 21
(11) 小松市いのちを守る防災・減災推進条例	規則条例 29
(12) 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例	規則条例 31
2 防災関係法規等一覧	関係法規 1
3 関係機関等の連絡先	
(1) 県、市町	連絡先 1
(2) 県関連部局	連絡先 2
(3) 警察署・消防署（小松市関連分）	連絡先 3
(4) 関係指定地方行政機関	連絡先 4
(5) 関係自衛隊の部隊等	連絡先 4
(6) 関係指定公共機関等（近隣支部、支所等）	連絡先 5
(7) 関係指定地方公共機関等（関連事業者も含む）	連絡先 6
4 応援協定等の状況	
(1) 市町関係協定	協定 1
(2) 災害復旧・調査協定	協定 2
(3) 放送協定	協定 2
(4) 救急救護協定	協定 3
(5) 物資供給・輸送等協定	協定 3
(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定	協定 4
(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等	協定 5
(8) 消防関係協定	協定 6
(9) その他の協定	協定 7
5 応援協定等の細部	
(1) 市町関係協定	協定 9
(2) 災害復旧・調査協定	協定 24
(3) 放送協定	協定 36
(4) 救急救護協定	協定 39
(5) 物資供給・輸送等協定	協定 41
(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定	協定 56
(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等	協定 60
(8) その他の協定	協定 68

内 容	頁
6 防災上注意すべき市域の自然条件、危険箇所等の状況	
(1) 土砂災害警戒区域	危険箇所 1
(2) ため池一覧	危険箇所 9
(3) 水防注意箇所	危険箇所 1 2
(4) 雪崩発生危険箇所	危険箇所 1 6
(5) 異常気象時における道路通行規制	危険箇所 1 9
(6) 山地災害危険箇所	危険箇所 2 1
7 要配慮者利用施設一覧表	
(1) 浸水想定区域内	避難計画 1
(2) 土砂災害（特別）警戒区域内	避難計画 1 2
8 避難所等	
(1) 指定避難所	避難所等 1
(2) 指定緊急避難場所	避難所等 3
(3) 指定福祉避難所	避難所等 4
(4) 福祉避難所	避難所等 4
(5) 自主避難所	避難所等 5
(6) 予備避難所	避難所等 5
9 各種様式	
(1) 被災調査個票	様式 1
(2) 義援金（品）領収（受領）書	様式 2
(3) 災害協力応援要請書	様式 3
(4) 自衛隊災害派遣要請	様式 4
(5) 自衛隊撤収依頼書	様式 5
(6) 速報及び被害状況等の報告様式	様式 6
(7) 要請情報	様式 1 1
(8) 発信用紙／受信用紙	様式 1 2
(9) 車両・船艇・航空機調達請求書	様式 1 4
(10) 防災ヘリコプター緊急運行要請書	様式 1 5
(11) 医療救護班医療衛生材料使用簿	様式 1 6
(12) 医療品衛生材料受払簿	様式 1 7
(13) 病院診療所医療実施状況	様式 1 8
(14) 助産台帳	様式 1 9
(15) 行方不明者等受付簿	様式 2 0
(16) 遺体調書関係	様式 2 1
(17) 遺留品処理票	様式 2 3
(18) 緊急通行車両確認証明書	様式 2 4
(19) 物品受払簿	様式 2 6
(20) 応援活動結果様式	様式 2 7
(21) 輸送記録簿	様式 2 8
(22) 避難者カード	様式 2 9
(23) 避難者名簿	様式 3 0
10 その他（道路整備・臨時ヘリポート）	
(1) 緊急輸送道路等の防災道路網	その他 1
(2) 緊急輸送道路等の防災道路網図	その他 3
(3) 消雪装置設置状況	その他 4
(4) 臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表	その他 9

1 防災関係規則・条例

(1) 小松市防災会議条例

小松市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小松市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 航空自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 石川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めたもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第19号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の小松市防災会議条例第3条第5項第9号の規定に基づき市長が当初に委嘱する委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の小松市防災会議条例第3条第5項第8号の規定に基づき市長が委嘱した委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

(2) 小松市防災会議委員

会長 小松市長

区分(*)	機 関 等 名 称
第 1 号委員	農林水産省北陸農政局石川県拠点
	国土交通省大阪航空局小松空港事務所
	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
	金沢地方気象台
第 2 号委員	航空自衛隊小松基地第 6 航空団司令部
第 3 号委員	石川県南加賀土木総合事務所
	石川県南加賀保健福祉センター
第 4 号委員	石川県小松警察署
第 5 号委員	小松市副市長
	小松市こども家庭部長
	小松市健康福祉部長
	小松市民病院管理局長
第 6 号委員	小松市教育長
第 7 号委員	小松市消防長
	小松市消防団長
第 8 号委員	西日本旅客鉄道株式会社小松駅
	N T T 西日本株式会社北陸支店
	北陸電力株式会社小松支店
	佐川急便株式会社北陸支店加賀営業所
	小松ガス株式会社
	I R いしかわ鉄道株式会社小松駅
第 9 号委員	特定非営利活動法人 プウプ
	小松市医師会
	小松市社会福祉協議会
	小松市校下女性協議会

委員合計 25 人

* 第 1 号～第 9 号（委員） 小松市防災会議条例第 3 条 5 項の各号を示す。

(3) 小松市災害対策本部条例

小松市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小松市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（４）小松市災害対策本部要綱

小松市災害対策本部要綱

（目的）

第１条 この要綱は、小松市災害対策本部条例（昭和37年条例第47号）第４条の規定に基づき、小松市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（対策本部）

第２条 本部は、小松市役所におく。

（組織）

第３条 本部長は小松市長がこれに当たり、副本部長は、副市長のうち本部長が事前に指名する者をもって充てる。

２ 本部内に、本部事務局をおき、事務局長は危機管理・防災担当部長をもって充てる。

３ 本部に、次の対策部をおく。

市長公室対策部、総合政策対策部、行政管理対策部、こども家庭対策部、健康福祉対策部、交流推進対策部、経済環境対策部、都市創造対策部、上下水道対策部、医療対策部、消防対策部、教育対策部

４ 本部長は、特別重要事項を審議するため、本部付をおくことができる。

５ 各対策部長は、次席責任者及び本部連絡員を指名しなければならない。

（非常執務態勢）

第４条 勤務時間外等、非常執務体制に係る災害への対応要領等の細部は、小松市地域防災計画に定めるところによる。

（事務分掌）

第５条 本部事務局及び各対策部の事務分掌は小松市地域防災計画に定めるところによる。

（訓練）

第６条 災害対策本部の運用能力の向上等に必要な訓練については、小松市地域防災計画に基づき行う。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

（５）小松市災害弔慰金の支給等に関する条例

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例

第１章 総 則

（目的）

第１条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条 市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２ 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３ 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４ 前３項の場所において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」とい

う。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和50年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害弔慰金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行日までの間において、この条例の改正前の条例の規定に基づいて支払われた金額はこれに相当する改正後の条例の規定に基づく金額の内払とみなす。

附 則（昭和57年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小松市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年条例第30号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和4年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月4日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

「参考」：経費負担

国：1／2

県：1／4

市：1／4

（６）小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第１章 総 則

（趣 旨）

第１条 この規則は、小松市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松市条例第40号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条 市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２ 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条 市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２ 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申し込み）

第６条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付を受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その期限後においても、これを提出することができる。
- （保証人を立てない場合の利率）

第6条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項において調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときには、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払の猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認申請書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときには、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときには、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときには、災害援護資金免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときには、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を記載した氏名等変更届（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときには、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和58年規則第41号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 6 条の 2 の規定は、令和 4 年 8 月 4 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(7) 小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱

小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松市内の町内会等で組織する自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を設置し、育成することにより、住民の隣保共同の精神をかん養し、もって地震等による災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 この要綱における「自主防災組織」とは、災害から地域社会を守るため、町内会が母体となって住民が自発的に結成し運営する組織をいう。

(活動事項)

第3条 自主防災組織は、災害による被害を防止し、又は軽減するため、既存の各種防災組織（消防団、地域自衛消防隊及び防犯協会並びに防犯交通推進隊等々）との緊密な連携のもと、次に掲げる防災活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 地域避難場所の設置と維持管理
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災訓練の実施（出火防止、初期消火及び救出救護訓練等）
- エ 地域の安全点検（通学路及び避難路におけるブロック塀等の把握）

(2) 災害時の活動

- ア 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- イ 避難誘導
- ウ その他、災害に関する応急活動

(育成指導)

第4条 小松市、市消防本部、及びその他の防災関係機関は、協力して自主防災組織の運営及び活動が円滑に行われるよう育成指導しなければならない。

(登録の届出)

第5条 組織を結成したときは、当該組織の代表者は、自主防災組織登録届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

(1) 役員名簿

- ア 代表者名
- イ 地域避難所の管理責任者名
- ウ 防災訓練の実質責任者名
- エ 情報の伝達及び広報責任者名
- オ 避難誘導班の責任者名

(2) 組織図及び地域避難場所の位置現況図

(3) 各種防災組織の責任者名と町内に係るその他の防災組織に関する事項

(登録)

第6条 市長は、前条の規定に基づき登録の届出をした組織の内容を確認し、適当と認めた時は名簿に登録し、速やかに小松市消防本部、小松警察署及びその他の防災関係機関に通知する。

(活動計画書等の提出)

第7条 市長は、登録された自主防災組織のその目的を達成するために、毎年第3条に規定する活動事項に関する計画書（様式第2号）の提出を求めることが出来ることとする。

(自主防災組織の変更の届出)

第8条 前条の規定により登録された自主防災組織において、届出内容に変更を生じたときは、当該組織の代表者は、自主防災組織変更届（様式第3号）を市長に届出すること。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

自主防災組織登録届出書

今般、自主防災組織を結成したので届出します。

組 織 の 名 称		
母体となる町内会名		
対 象 世 帯 数 等		（世帯数 世帯） （人数 人）
結 成 年 月 日		年 月 日
代 表 者	住 民	
	氏 名	
	電話番号	

添付書類

- ① 役員名簿（イ～オに記載する者）とその組織図
- ② 地域避難場所の位置現況図
- ③ 各種防災組織の責任者名とその連絡責任者名

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

年間活動事項等に関する計画書

今般、 町における 年度活動計画を決定したので、計画書を提出します。

項 目	内 容（実施予定年月日等）
地 域 避 難 場 所 の 維 持 管 理	
防 火 知 識 の 普 及 及 び 防 災 訓 練 の 実 施	
地 域 の 安 全 点 検	
災 害 時 の 活 動（訓練）	
避 難 誘 導 路 の 設 置	
情 報 の 伝 達	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

自主防災組織変更届

今般、自主防災組織について下記のとおり変更したので届出します。

記

1 変更する事項

2 変更後の内容

（８）小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱

小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、各町内会への自主防災組織の組織化を推進し、住民相互の防災意識の高揚等を図るために、予算の範囲内で小松市自主防災組織防災訓練補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象等）

第2条 補助金の交付対象者は、地域の防災活動を行う組織として1つ又は複数の町内会を単位として組織され、市長へ結成の届出をした団体（以下「組織」という。）とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、組織が行う防災訓練の実施に要する経費とする。

（交付回数等）

第3条 補助金を交付する回数は、1つの組織につき、1会計年度において1回限りとする。

2 複数の組織が合同で防災訓練を行う場合の補助金の交付申請は、当該合同で防災訓練を行う組織の中の代表となるべき組織が行うものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、防災訓練を行うために必要な経費の2分の1の額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表第1に定める額を限度とする。

2 複数の組織で防災訓練を行う場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に別表第2に掲げる額を加算した額（当該加算した額が防災訓練に要した額を超えるときは、当該防災訓練に要した額）とする。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

組織の規模（世帯数）	補助金の限度額
1,000世帯未満の組織	20,000円
1,000世帯以上の組織	40,000円

備考

1 初めて行う防災訓練に限り、補助金の限度額は、この表に規定する額の2倍とする。

2 複数又は校下単位で防災訓練を行う場合、組織毎の補助金の限度額の合計額を当該訓練の補助金の限度額とする。

別表第2（第4条関係）

参加する組織数	補助金の加算額
2組織～3組織	10,000円
4組織～9組織	30,000円
10組織以上	50,000円

(9) 小松市防災行政無線施設条例

小松市防災行政無線施設条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、防災情報及び行政情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系 親局から中継局、再送信子局、屋外拡声子局及び同報系受信機に情報を伝達する無線設備の総称をいう。
- (3) 移動系 基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間の通信を行う無線設備の総称をいう。
- (4) 簡易無線 簡易無線受信機に情報を伝達するための無線設備の総称をいう。
- (5) 親局 同報系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局との通信を行うために設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 中継局 電波を市内に自動中継する無線設備をいう。
- (8) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信施設で、親局と送受信し、又は親局若しくは中継局からの電波を受信し拡声装置により情報を伝達するため、屋外に設置する無線設備をいう。
- (9) 同報系受信機 同報系の無線受信設備で屋内に設置する無線設備をいう。
- (10) 遠隔制御局 有線回路により親局を操作する制御設備をいう。
- (11) 簡易無線中継局 同報系無線の電波を受信して簡易無線の電波を自動発信し、又は電話回線を通じて登録された町内コミュニティ放送を予約発信する無線設備をいう。
- (12) 簡易無線受信機 簡易無線の無線受信設備で屋内に設置する無線設備をいう。

(名称及び設置場所)

第3条 無線施設の名称は、小松市防災行政無線とする。

2 同報系無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
親局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
中継局	小松市尾小屋町岩底谷164番地 大倉岳高原スキー場
屋外拡声子局	市長が必要と認める場所
同報系受信機	市長が必要と認める公民館等、戸建住宅及び集合住宅
遠隔制御局	小松市園町ホ110番地1 小松市消防本部

3 移動系無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
基地局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
中継局	小松市尾小屋町岩底谷164番地 大倉岳高原スキー場

4 簡易無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
簡易無線中継局	市長が必要と認める場所
簡易無線受信機	市長が必要と認める戸建住宅及び集合住宅

(業務内容)

第4条 無線施設による業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急事項の伝達及び通信
- (2) 市の広報事項の伝達
- (3) 国、県その他の公共機関からの連絡事項の伝達
- (4) 町内コミュニティ情報の伝達
- (5) その他市長が必要と認める伝達及び通信

(業務区域)

第5条 前条の業務を行う区域は、小松市全域とする。

(同報系受信機の貸与)

第6条 同報系受信機は、市長が設置を必要と認めた公民館等の設置者若しくは管理者（以下「公民館等管理者」という。）又は戸建住宅及び集合住宅の所有者若しくは世帯主（以下「住宅所有者等」という。）に貸与するものとする。この場合において、公民館等管理者への貸与は無償とする。

(簡易無線受信機の貸与)

第7条 簡易無線受信機は、市長が設置を必要と認めた住宅所有者等に貸与するものとする。

(受信機の貸与の活用)

第8条 市民は、防災情報及び行政情報並びに町内コミュニティ情報の入手の必要性に鑑み、同報系受信機又は簡易無線受信機の貸与を積極的に活用するものとする。

(無線施設の管理)

第9条 市長は、無線施設の善良な管理に努めなければならない。

2 第6条の規定により貸与を受けた同報系受信機又は第7条の規定により貸与を受けた簡易無線受信機（以下「受信機」という。）の借受者（以下「借受者」という。）は、当該受信機の善良な管理に努め、異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受者は、受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第11条 借受者が、故意又は重大な過失によって受信機を亡失し、又は損傷したときは、市長は、当該借受者にその損害を賠償させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(10) 小松市防災行政無線施設条例施行規則

小松市防災行政無線施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小松市防災行政無線施設条例（平成24年小松市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線施設の設置場所)

第2条 条例第3条第2項に規定する屋外拡声子局及び同報系受信機の設置場所は、別表のとおりとする。

(保管証書の提出)

第3条 条例第6条の規定より同報系受信機の貸与を受けた公民館等管理者は、同報系受信機等保管証書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 条例第6条の規定より同報系受信機の貸与を受けた住宅所有者等及び条例第7条の規定により簡易無線受信機の貸与を受けた住宅所有者等は、戸別受信機等保管証書（様式第2号）を提出しなければならない。

(貸与台帳の整備)

第4条 市長は、第3条第1項に規定する貸与の状況を明らかにするため、同報系受信機等貸与台帳（様式第3号）を整備しなければならない。

2 市長は、第3条第2項に規定する貸与の状況を明らかにするため、戸別受信機等貸与台帳（様式第4号）を整備しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	設置場所
屋外拡声子局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
	小松市小寺町甲27番地 丸の内中学校
	小松市西町25番地 芦城小学校
	小松市安宅町安宅林5番地 安宅小学校
	小松市犬丸町甲61番地 犬丸小学校
	小松市荒屋町ほ1番地 荒屋小学校
	小松市白江町ハ73番地1 第一小学校
	小松市能美町ソ51 能美小学校
	小松市北浅井町ヌ16番地1 苗代小学校
	小松市蓮代寺町ハ丙16番地 蓮代寺小学校
	小松市向本折町寅188番地 向本折小学校
	小松市今江町六丁目167番地 今江小学校
	小松市串町乙1番地1 串小学校
	小松市日末町ニ52番地 日末小学校
	小松市小野町己152番地2 国府中学校
	小松市西軽海町一丁目41番地 東陵小学校
	小松市中海町山林ニ8番地1 中海小学校
	小松市江指町丙30番地 松東中学校
	小松市観音下町ロ48番地 西尾小学校
	小松市波佐谷町子27番地 波佐谷小学校
	小松市符津町ハ100番地 符津小学校
	小松市木場町わ1番地 木場小学校
	小松市井口町チ24番地1 栗津小学校
	小松市那谷町コ54番地1 那谷小学校
	小松市下栗津町ク101番地1 矢田野小学校
	小松市月津町コ113番地 月津小学校
	小松市大島町丙42番地3 小松市民センター
	小松市安宅町ル1番地7 安宅コミュニティセンター
	小松市浮柳町ハ2番地1 浮柳会館
	小松市安宅新町丙92番地 石川県立航空プラザ
	小松市日末町ま87番地6 西南体育館
	小松市日末町46番地1 日末会館
	小松市末広町72番地 末広野球場
	小松市土居原町740番地 小松駅西駐車場
	小松市日の出町一丁目120番地 小松日の出合同庁舎
	小松市園町ハ108番地1 石川県小松合同庁舎
	小松市符津町念仏ケ2番地7 小松サン・アビリティーズ
	小松市島町ヌ43番地 南部中学校

種別	設置場所
	小松市林町ほ5番地 こまつドーム
	小松市村松町50番地 御幸中学校
	小松市下牧町9番地1 城南テニスコート
	小松市佐美町ニ33番地 佐美町公民館
	小松市長崎町ホ555番地1 長崎会館
	小松市園町ヌ48番地 石川県南加賀保健福祉センター
	小松市平面町ヘ72番地 石川県立小松明峰高等学校
	小松市青路町130番地 石川県立小松産業技術専門校
	小松市大領町イ103番地 松陽中学校
	小松市吉竹町カ72番地 吉竹ふれあい会館
	小松市八幡己203番地1 八幡会館
	小松市今江町一丁目542番地1 今江ふれあい公園
	小松市園町ホ110番地1 小松市消防本部
	小松市原町116番地2 原町会館

種別	設置場所
同報系受信機	泉町、浮城町、梅田町、大川町一丁目、大川町二丁目、大川町三丁目、御宮町、上小松町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、材木町、新町、新鍛冶町、園町、鷹匠町、地子町、茶屋町、天神町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、浜田町、松任町、丸の内町、丸の内公園町、美原町、芦田町、相生町、旭町、有明町、育成町、上寺町、上本折町、幸町、栄町、桜木町、清水町、城南町、末広町、大文字町、寺町、土居原町、西町、錦町、西本折町、白山町、東町、日の出町、日吉町、福乃宮町、古河町、本町、本鍛冶町、本大工町、三日市町、本折町、大和町、八幡町、八日市町、龍助町、安宅町、木曾町、義仲町、安宅新町、浮柳町、上牧町、草野町、小島町、下牧町、鶴ヶ島町、長崎町、坊丸町、浜佐美本町、前川町、犬丸町、大島町、御館町、梯町、島田町、城北町、蛭川町、東蛭川町、松梨町、あけぼの町、荒屋町、高堂町、長田町、野田町、問屋町、川辺町、千代町、能美町、一針町、平面町、糸町、打越町、漆町、沖町、佐々木町、鹿町、白江町、白松町、八幡、若杉町、扇町、北浅井町、清六町、千木野町、大領町、不動島町、南浅井町、吉竹町、三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町、須天町、大領中町、向本折町、今江町、青路町、串町、串茶屋町、村松町、佐美町、拓栄町、浜佐美町、日末町、松崎町、鶴川町、小野町、上八里町、河田館町、古府町、里川町、下八里町、埴田町、本河田町、河田谷内町、遊泉寺町、八里台、立明寺町、荒木田町、岩渕町、桂町、上麦口町、軽海町、正蓮寺町、中海町、原町、みどり町、麦口町、希望丘、光陽町、西軽海町一丁目、西軽海町二丁目、西軽海町三丁目、西軽海町四丁目、雇用促進西軽海、麻畠町、江指町、大野町、金平町、金野町、五国寺町、花坂町、池城町、岩上町、尾小屋町、尾小屋町長原、観音下町、沢町、塩原町、西俣町、西俣町茗ヶ谷、布橋町、波佐羅町、松岡町、上り江町、打木町、下大杉町、瀬領町、長谷町、波佐谷町、春日町、島町、符津町、松生町、蓑輪町、矢崎町、木場町、木場台、栗津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、戸津町、南陽町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、湯上町、滝ヶ原町、那谷町、菩提町、上荒屋町、下栗津町、林町、二ツ梨町、矢沢町、矢田野町、扇原町、四丁町、月津町、月美丘、額見町、矢田町及び矢田新町

様式第 1 号（第 3 条関係）

同報系受信機等保管証書	
設置場所の名称	
設置場所の住所	
個別番号	
製造番号	
小松市管理番号	
アンテナ種類	
留意事項	1．この同報系受信機等は、市から無償で貸与されたものです。 2．同報系受信機等の取り扱いについては、十分注意し、常に正常な状態に保つよう適正な維持管理を心がけます。 3．市からの要請があったときは、直ちに同報系受信機等を市へ返却します。 4．同報系受信機等を第三者に対して譲渡し、又は売却しません。 5．故意又は過失により同報系受信機等を破損したときは、その実費を賠償します。 6．疑義が生じた場合は、市へ報告します。
上記事項を承知し、確かに受領した証として本書を提出します。 年 月 日 (借受者) 町内会長 住 所 氏 名 (あて先) 小松市長	

様式第2号（第3条関係）

戸別受信機等保管証書	
設置場所	石川県小松市
個別番号	
製造番号	
受信機種別	デジタル簡易無線 ・ 同報系
アンテナ種別	ダイポール ・ 八木 ・ なし
留意事項	1. この戸別受信機等は、市から貸与されたものです。 2. 戸別受信機等の取り扱いについては、十分注意し、常に正常な状態に保つよう適正な維持管理を心がけます。 3. 戸別受信機等を第三者に対して譲渡し、又は売却しません。 4. 故意又は過失により戸別受信機等を破損したときは、その実費を賠償します。 5. 疑義が生じた場合は、市へ報告します。
上記事項を承知し、確かに受領した証として本書を提出します。 年 月 日 （借受者） 住 所 氏 名 電話番号（ ） — （あて先）小松市長	

様式第3号（第4条関係）

同報系受信機等貸与台帳

[illegible]

様式第4号（第4条関係）

戸別受信機等貸与台帳

[illegible]

(11) 小松市いのちを守る防災・減災推進条例

小松市いのちを守る防災・減災推進条例

大規模な自然災害や広域的な複合災害の発生，未知のウイルスによる感染症のまん延等，災害リスクはこれまで経験したことのないほど高まっている。

これまで本市においては，「公助」による災害対応のほか，地縁的なつながりが持つ「地域力」によってそれぞれを思いやり助ける絆が災害の場面でも市民一人ひとりを救ってきたが，超高齢社会により高齢者や要支援者の自助には限界があり，市の区域を超えた広域的な災害に対しては広域的な連携が必要となっている。

今後更に増大していく災害リスクと地域資源の減少に対し，市，市民，事業者等が更に連携，協働して防災・減災対策に取り組むとともに，市町の境を超えた広域的な連携体制の構築や ICT 等の最先端の技術等，防災・減災のための実力を将来に向け高め，もって災害から市民のいのちと暮らしを守るため，この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は，防災・減災に関し基本理念を定め，市，市民，事業者等の防災・減災における役割を明らかにし，及び防災・減災に関し必要な事項を定めることにより，市民の生命，身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害のうち，暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生じる被害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症をいう。
- (3) 防災・減災 災害を未然に防止し，災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ，及び被害を最小限にとどめ，並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (4) 市民 本市の区域内に居住し，又は滞在する個人をいう。
- (5) 事業者 本市の区域内において事業を営む法人その他の団体をいう。
- (6) 自主防災組織 法第 2 条の 2 第 2 号の自主防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関等 警察，消防，自衛隊，法第 2 条第 3 号の指定行政機関，法第 2 条第 5 号の指定公共機関，法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

(基本理念)

第3条 災害への対応は，市が災害対応を行う「公助」を基本としつつ，自分や自分の家族の命を自分で守る「自助」，近隣市民及び事業者が助け合って近所を守る「近助」，市民及び事業者が助け合って地域を守る「共助」の順に「公助」を補完し行われるものであることを認識し，市民，事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに，相互に連携し，協働して，新たな感染症への対策を講じながら，防災・減災対策に取り組むことをこの条例の基本理念とする。

(地域防災計画への反映)

第4条 小松市防災会議（法第 16 条第 1 項により市に設置された防災会議をいう。）は，法第 42 条第 1 項の規定により小松市地域防災計画を策定し，又は修正するときは，前条の基本理念を尊重するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は，その役割として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 自己及び家族の安全を確保するため，自ら災害に備えるとともに，災害の発生時には自己及び家族の安全を守るために主体的に行動すること。

- (2) 相互に協力して防災・減災対策に取り組むことができるよう、近隣住民同士が互いに協力し合える良好な関係を形成するとともに、災害の発生時においては「近助」として高齢者、要支援者等の安全を守るよう行動すること。
- (3) 市及び防災関係機関等が実施する防災・減災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者等による防災・減災対策に協力するとともに、災害の発生時には、市防災関係機関、自主防災組織、事業者等による災害対応に積極的に協力すること。
(事業者の役割)

第6条 事業者は、その役割として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理を行うとともに、災害の発生時には、これらの者に対する安全確保のため必要な対策を行うこと。
- (2) 事業所防災計画及び事業継続計画を策定し、災害発生時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制を整備すること。
- (3) 市及び防災関係機関等が実施する防災・減災対策及び地域において実施される自主防災組織等による防災・減災のための活動に協力するとともに、災害の発生時には当該予防活動を実践すること。
- (4) 社会貢献として、市へ防災・減災に関する最新の技術支援や防災製品の提供を行うとともに、市との間で災害発生時を想定した応援協定を締結すること。
(市の責務)

第7条 市は、その責務として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 防災・減災対策を確実に実施するため、長期的視点に立った必要な体制の整備及び強化を図ること。
- (2) 市民、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と連携した防災・減災対策を推進すること。
- (3) 災害時に迅速な応急対策を実施するため、事業者、団体及び他の地方公共団体等と平素の交流を図るとともに災害の発生時に相互の支援が可能となる体制の構築を図ること。
- (4) 防災・減災対策を円滑に実施するため、必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進すること。
- (5) 防災・減災対策に資するための最新技術の調査研究を行い、その技術を導入すること。
(他の地方公共団体への支援等)

第8条 市は、次の事項につき、規則で定めるところによりあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

- (1) 他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合の支援に関する事項
- (2) 災害時の協力に関する迅速かつ円滑な要請に関する事項
- (3) 甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対する支援に関する事項
(市の措置)

第9条 市は、これまでに経験のない災害及び複合災害等により、重大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、議会と協議し、又は国、県及び防災関係機関等と連携し、必要な措置を講じるものとする。

(市民防災の日)

第10条 市は、本市の観測史上、過去最高雨量を記録したが、市民一丸で重大被害を回避できたことを顕彰するとともに、本市で発生した災害の体験と教訓を風化させることなく将来にわたって継承するため、7月29日を市民防災の日と定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(12) 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例

健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例

「ところとからだ」がともに健康であることは、全ての人にとって幸せに生活を送る上で最も重要な基盤です。

そして、「ところとからだ」の健康のためには、一人ひとりの日々の取組みはもちろん、家族や職場、地域において人とひととのつながりである絆の維持・強化も同じくらい大切なものです。しかしながら、超高齢社会の進展、近年の予期せぬ自然災害の発生、感染症の流行等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、不安感の高まりによる他者への中傷の発生等、絆の弱まりも懸念される情勢にあります。

この情勢の下、改めて公衆衛生の重要性についてそれぞれが認識を共有し、協働してその取組みを実践するとともに、人とひととのつながりである絆の価値を確認することにより、誰一人取り残すことのない地域の全ての人々が健幸である地域社会を育み、もって一人ひとりが「ところとからだ」の健康を追求できるひとづくり・まちづくりを目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、健康なところとからだ・健全な地域社会を育むための基本理念を定め、ステークホルダーの責務及び役割を明らかにすることにより、公衆衛生の力を高め、健康なところとからだ・健全な地域社会を育むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- (2) 地域で活動する団体 市内の町内会その他の地域を基盤に形成された団体や生活する地域を活動の場とする団体
- (3) 健康づくり関係者 市内で保健、医療、福祉、教育その他の健康づくりに携わる個人及び団体

(基本理念)

第3条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民一人ひとりが「ところとからだ」の健康の維持増進は自らの問題であることを意識し、「ところとからだ」の健康づくりに必要な正しい知識を持ち、その取組みを主体的、かつ、継続的に実施する。
- (2) 市民、事業者、地域で活動する団体、健康づくり関係者及び市は、「ところとからだ」の健康のために必要な取組みを協働して実践するとともに、人とひととのつながりである絆を尊重し、健全な地域社会の実現のために必要な取組みを行う。
- (3) 市民、事業者、地域で活動する団体、健康づくり関係者及び市は、それぞれの計画や方針を定めながら、戦略的に前項の取組みを実施する。
- (4) この条例によりそれぞれが果たす役割・責務及び実施する取組み等は、人類の英知を集集し、常に最新の知見に基づき見直される。

(市民の役割)

第4条 市民は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 一人ひとりの健康な「ところとからだ」を守る活動は、自らの実践なくして実現しないことに十分留意して行う必要な正しい知識の修得

- (2) 家族や地域社会の一員としてのそれぞれの置かれた状況等の理解及び家族や地域の人たちとの相互尊重を深めながら行う市民力の向上による健全な地域社会の育成
(事業者の役割)

第5条 事業者は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 働く人々の健康管理を経営的視点から捉え、戦略的に実践する「健康経営」を柱として行う組織的な衛生対策活動及び事業所に働く人々自身の健康づくりに取り組みやすい環境の整備
- (2) テレワークやオンライン会議システム等、最新の科学技術を活かした多様、かつ、柔軟な新しいスタイルの働き方を取り入れた働く人々及びその家族の健康づくりの推進
- (3) 働く人々への働きかけを通じて行う事業所内及び地域における人とひととの絆が保たれた健全な状態の維持増進
(地域で活動する団体の役割)

第6条 地域で活動する団体は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 主体的な衛生対策と健康づくりを取り入れた活動の実施
- (2) 自らの活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚して行う人とひととの絆が保たれた健全な地域社会の育成
(健康づくり関係者の役割)

第7条 健康づくり関係者は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 市民や事業所、地域で活動する団体が必要な情報と適切な保健福祉サービスを受けられるための積極的な関与及び「こころとからだ」の健康づくりに関する普及啓発
- (2) それぞれの分野における地域の公衆衛生の向上に資する研究等の実施及び健康づくりに資する情報の提供等
(市の責務)

第8条 市は、この条例の基本理念にのっとり、次の施策を推進する責務を有する。

- (1) 市民一人ひとりが自らの健康な「こころとからだ」を守る活動の実施のため、市民に対する公衆衛生に関する正しい情報の提供及び社会環境の変化に柔軟に対応した実践を可能にする働きかけの実施
- (2) 市民、事業者、地域で活動する団体及び健康づくり関係者が安心できる衛生環境及び健康な「こころとからだ」を守る活動に取り組むやすい環境の整備
- (3) ICTを活用した健康づくりのための施策や良好なコミュニケーションを促進する科学技術の導入
- (4) 安心して暮らし続けられる家庭及び健全で誰一人取り残さない共生の地域づくりの推進
(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の基本理念に基づく施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

2 防災関係法規等一覧

○基本法（主なもの）

- ・災害対策基本法（昭36法223）（災対法）
- ・大規模地震対策特別措置法（昭53法73）
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平14法92）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平16法27）
- ・原子力災害対策特別措置法（平11法156）
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭45法136）（海洋汚染防止法）
- ・消防法（昭23法186）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

○組織法（主なもの）

- ・安全保障会議設置法（昭61法71）
- ・消防組織法（昭22法226）
- ・気象業務法（昭27法165）
- ・警察法（昭29法162）
- ・警察官職務執行法（昭23法136）
- ・自衛隊法（昭29法165）
- ・海上保安庁法（昭23法28）
- ・日本赤十字社法（昭27法305）

○災害予防（主なもの）

- ・国土総合開発法（昭25法205）
- ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭55法63）
- ・地震防災対策特別措置法（平7法111）
- ・津波対策の推進に関する法律（平23法77）
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平23法123） ・活動火山対策特別措置法（昭48法61）
- ・台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭33法72）
- ・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭27法96）
- ・豪雪地帯対策特別措置法（昭37法73）
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）
- ・宅地造成等規制法（昭36法191）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）
- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭47法132）
- ・建築基準法（昭25法201）
- ・水防法（昭24法193）
- ・砂防法（明30法29）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭44法57）
- ・地すべり等防止法（昭33法30）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平12法57）（土砂災害防止法）
- ・河川法（昭39法167）
- ・工業用水法（昭31法146）
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平15法77）
- ・海岸法（昭31法101）
- ・森林法（昭26法249）
- ・空港整備法（昭31法80）
- ・漁港漁場整備法（昭25法137）
- ・港湾法（昭25法218）
- ・道路法（昭27法180）

- ・道路交通法(昭 3 5 法 1 0 5)
- ・土地区画整理法 (昭 2 9 法 1 1 9)
- ・都市公園法 (昭 3 1 法 7 9)
- ・自然公園法 (昭 3 2 法 1 6 1)
- ・都市緑地法 (昭 8 法 7 2)
- ・学校教育法(昭 2 2 法 2 6)
- ・火薬類取締法(昭 2 5 法 1 4 9)

○災害応急対策 (主なもの)

- ・災害救助法 (昭 2 2 法 1 1 8)
- ・地方自治法(昭 2 2 法 6 7)
- ・電気通信事業法 (昭 5 5 法 8 6)
- ・ガス事業法 (昭 2 9 法 5 1)
- ・水道法 (昭 3 2 法 1 7 7)
- ・下水道法(昭 3 3 法 7 9)
- ・水難救護法 (明 3 2 法 9 5)
- ・航空法 (昭 2 7 法 2 3 1)
- ・国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (昭 6 2 法 9 3)
- ・国有財産法 (昭 2 3 法 7 3)
- ・公営住宅法(昭 2 6 法 1 9 3)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭 4 5 法 1 3 7)
- ・墓地、埋葬等に関する法律 (昭 2 3 法 4 8)
- ・救急救命士法 (平 3 法 3 6)
- ・放送法 (昭 2 5 法 1 3 2)
- ・激甚災害指定基準 (昭 3 7 中央防災会議決定)
- ・局地激甚災害指定基準 (昭 4 3 中央防災会議決定)

○災害復旧・復興 (主なもの)

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (激甚法) (昭 3 7 法 1 5 0)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(平 2 5 法 5 5)
- ・地方税法(昭 2 5 法 2 2 6)
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭 2 6 法 9 7)
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭 2 8 法 2 4 7)
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭 2 5 法 1 6 9)
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭 3 0 法 1 3 6)
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭 4 8 法 8 2)
- ・被災者生活再建支援法 (平 1 0 法 6 6)
- ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平 2 5 法 6 1)
- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平 8 法 8 5)
- ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭 2 2 法 1 7 5)
- ・雇用保険法(昭 4 9 法 1 1 6)
- ・中小企業信用保険法(昭 2 5 法 2 6 4)
- ・地震保険に関する法律 (昭 1 法 7 3)
- ・農業保険法(昭 2 2 法 1 8 5)
- ・森林保険法(昭 1 2 法 2 5)
- ・被災市街地復興特別措置法 (平 7 法 1 4)
- ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 (平 7 法 4 7)
- ・株式会社日本政策金融公庫法(平 1 9 法 5 7)
- ・独立法人住宅金融支援機構法(平 1 7 法 8 2)
- ・土地収用法 (昭 2 6 法 2 1 9)
- ・都市計画法 (昭 4 3 法 1 0 0)
- ・阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律 (平 7 法 1 2)
- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平 7 法 1 1)
- ・阪神・淡路大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平 7 法 1 1)

- ・ 国家公務員災害補償法（昭 2 6 法 1 9 1）

○ 手続法

- ・ 行政手続法（平 5 法 8 8）

○ その他

- ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平 1 5 法 7 9）（事態対処法）
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 1 6 法 1 1 2）（国民保護法）
- ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平 1 6 法 1 1 3）
- ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平 1 6 法 1 1 4）

3 関係機関等の連絡先

(1) 県、市町

	名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X	衛星電話 (注)
1	石川県	防災対策課 危機管理政策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-1483 076-225-1482	076-225-1484	6-111-4280
2	加賀市	危機対策課	加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7891	0761-75-7388	6-206
3	能美市	危機管理課	能美市来丸町 1110	0761-58-2201	0761-51-5119	6-323
4	白山市	危機管理課	白山市倉光 2-1	076-274-9536	076-274-9554	6-208
5	金沢市	危機管理課	金沢市柿木島 1-1	076-220-2366	076-233-9999	6-201
6	七尾市	危機対策課	七尾市袖ヶ江町イ 25	0767-53-6880	0767-53-8411	6-202
7	輪島市	防災対策課	輪島市二ツ屋町 2 字 29	0768-23-1157	0768-22-9220	6-204
8	珠洲市	危機管理室	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7725	0768-82-5685	6-205
9	羽咋市	生活安全課 地域防災係	羽咋市旭町ア 200	0767-22-7176	0767-22-0240	6-207
10	かほく市	防災環境対策課	かほく市宇野気ニ 81	076-283-7124	076-283-1115	6-364
11	川北町	総務課	能美郡川北町壺ツ屋 174	076-277-1111	076-277-1748	6-324
12	野々市市	総務課	野々市市三納 1-1	076-227-6051	076-227-6255	6-344
13	津幡町	危機管理対策室	河北郡津幡町加賀爪ニ 3	076-288-2120	076-288-6358	6-361
14	内灘町	総務課	河北郡内灘町大学 1-2-1	076-286-6720	076-286-0617	6-365
15	志賀町	危機対策課	羽咋郡志賀町末吉千古 1-1	0767-32-9321	0767-32-3933	6-384
16	宝達志水町	環境安全課	羽咋郡宝達志水町子浦そ 18-1	0767-29-8140	0767-29-4623	6-383
17	中能登町	危機管理課	鹿島郡中能登町末坂 9-46	0767-74-1137	0767-74-1300	6-402
18	穴水町	危機対策室	鳳珠郡穴水町川島ウ 174	0768-52-3770	0768-52-3797	6-421
19	能登町	危機管理室	鳳珠郡能登町字宇出津ト 字 50 番地 1	0768-62-8533	0768-62-4506	6-423
20	福井県	危機管理課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617	6-018-111-61-2171
21	勝山市	総務課	福井県勝山市元町 1-1-1	0779-88-8125	0779-88-3855	6-018-305-2
22	あわら市	危機管理課	福井県あわら市市姫 3-1-1	0776-73-8040	0776-73-1350	6-018-314-2
23	越前市	防災危機管理課	越前市府中 1 丁目 13-7	0778-22-3081	0778-22-3458	6-018-302-2
24	高岡市	危機管理課	富山県高岡市広小路 7-50	0766-20-1229	0766-20-1549	6-016-202-308
25	高山市	危機管理課	岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地	0577-35-3345	0577-35-3174	6-021-571-2
26	島田市	危機管理課	静岡県島田市中心町 5-1	0547-36-7320	0547-35-6000	6-022-209-9999
27	牧之原市	危機管理課	静岡県牧之原市静波 447-1	0548-23-0056	0548-23-0049	6-022-422-2450

(注) 石川県防災行政無線衛星系（衛星電話のこと）：市内の電話から、「0 発信」ではなく「6 発信」で発信 例：6-452（消防指令センター）

(2) 県関連部局

部局名等		電 話	F A X	住 所	衛星電話 (注)
総務部	総務課	076-225-1231	076-225-1234	金沢市鞍月 1-1	6-111-3362
	管財課	076-225-1261	076-225-1264	〃	6-111-3471
危機管理部	危機管理政策課	076-225-1488	076-225-1484	〃	6-111-4281
	消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	〃	6-111-4311
企画振興部	企画課	076-225-1311	076-225-1315	〃	6-111-3615
生活環境部	女性活躍・県民協働課	076-225-1361	076-225-1374	〃	6-111-3813
健康福祉部	厚生政策課	076-225-1411	076-225-1409	〃	6-111-4013
	地域医療政策課	076-225-1431	076-225-1434	〃	6-111-4101
商工労働部	産業政策課	076-225-1511	076-225-1514	〃	6-111-4411
文化観光スポーツ部	観光戦略課	076-225-1126	076-225-1129	〃	6-111-3912
農林水産部	農業経営戦略課	076-225-1611	076-225-1618	〃	6-111-4614
競馬事業局	競馬総務課	076-258-5761	076-258-4291	金沢市八田町西 1	
土木部	監理課	076-225-1711	076-225-1714	金沢市鞍月 1-1	6-111-5011
	道路整備課	076-225-1726	076-225-1728	〃	6-111-5071
	水道企業課	076-225-1576	076-225-1583	〃	6-111-5461
出納機関	出納室	076-225-1556	076-225-1561	〃	6-111-5411
議会事務局	総務課	076-225-1027	076-225-1037	〃	6-111-3111
教育委員会	教育政策課	076-225-1811	076-225-1814	〃	6-111-5511
監査委員	監査委員	076-225-1863	076-225-1864	〃	6-111-5711
人事委員会	人事委員会	076-225-1871	076-225-1872	〃	6-111-5741
労働委員会	労働委員会	076-225-1881	076-225-1882	〃	6-111-5762
警察本部	災害対策課	076-225-0110		〃	6-111-6230
出先機関	中能登総合事務所	0767-52-6111	0767-53-4244	七尾市小島町ニ 33	6-123-16
	奥能登総合事務所	0768-26-2300	0768-26-2305	輪島市三井町洲衛 10-11-1	6-124-10
	南加賀土木総合事務所	0761-21-3333	0761-21-7080	小松市白江町リ 61-1	6-132 (所長室)
	南加賀保健福祉センター	0761-22-0793	0761-22-0805	小松市園町ヌ 48	6-121-31
	南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	0761-23-1207	小松市園町ハ 108-1	6-121-14

(注) 石川県防災行政無線衛星系(衛星電話のこと)：庁内の電話から、「0発信」ではなく「6発信」で発信 例：6-452(消防指令センター)

(3) 警察署・消防署（小松市関連分）

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	衛星電話 (注)
1	石川県警察本部 警備部災害対策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-0110		6-111-6230
2	小松警察署警備課	小松市上小松町乙 163-1	0761-22-0110	0761-24-0110	
3	小松駅前交番	小松市土居原町 181-1	0761-22-0049		
4	小馬出町交番	小松市小馬出町 10-1	0761-24-1932		
5	明峰交番	小松市平面町へ 40-4	0761-21-9181		
6	栗津温泉交番	小松市井口町ホ 63-2	0761-65-1019		
7	栗津駅前交番	小松市蓑輪町口 103-1	0761-44-2503		
8	小松空港警備 派出所	小松市浮柳町ヨ 50	0761-21-0068		
9	安宅駐在所	小松市長崎町 4-65	0761-21-9499		
10	本江駐在所	小松市本江町ヲ 129-1	0761-23-1449		
11	今江駐在所	小松市今江町 7-71	0761-21-9182		
12	八幡駐在所	小松市八幡甲 123-4	0761-47-0199		
13	河田駐在所	小松市河田町子 79-2	0761-47-2046		
14	日末駐在所	小松市日末町ウ 34-3	0761-43-0099		
15	中海駐在所	小松市中海町 8-92-2	0761-47-1034		
16	江指駐在所	小松市江指町 27-1	0761-41-1014		
17	大聖寺警察署	加賀市大聖寺東町 1-1	0761-72-0110		
18	能美警察署	能美市三道山町チ 28	0761-57-0110		
19	小松市消防本部	小松市園町ホ 110-1	0761-20-1119	0761-23-0119	6-452
20	同 警防課	同上	0761-20-2710	同上	
21	中消防署	同上	0761-20-2712	同上	
22	同 東出張所	小松市西軽海町 2-204-14	0761-47-3519	同左 切替	
23	同 西出張所	小松市長崎町 4-3	0761-21-9249	同左 切替	
24	南消防署	小松市蓑輪町ハ 84-2	0761-44-2591	0761-44-5586	
25	同 栗津温泉出張所	小松市井口町と 36	0761-65-1393	同左 切替	
26	加賀市消防本部	加賀市弓波町 257	0761-72-0119	0761-73-0382	6-453
27	加賀市消防署	同上	同上	同上	
28	能美市消防本部	能美市寺井ク 9-1	0761-58-6320	0761-58-6299	6-462
29	寺井消防署	同上	0761-58-6321	0761-58-6496	

(注) 石川県防災行政無線衛星系（衛星電話のこと）：庁内の電話から、「0 発信」ではなく「6 発信」で発信 例：6-452（消防本部消防指令センター）

(4) 関係指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話
近畿中部防衛局 小松防衛事務所	小松市浮柳町ヨ 21 小松空港庁舎 1 階	0761-24-1690
北陸総合通信局 総務課	金沢市広坂 2-2-60 合同庁舎	076-233-4412
大阪税関 金沢税関支署	金沢市湊 4-13 金沢港湾合同庁舎	076-267-4490
石川労働局 総務課	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
北陸農政局 企画調整室	金沢市広坂 2-2-60 合同庁舎	076-232-4206
近畿中国森林管理局 石川森林管理署総務課	金沢市朝霧台 2-21	076-261-7191
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	金沢市大野町 4-2-1	076-267-2241
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	金沢市西念 4-23-5	076-264-8800
北陸信越運輸局 石川運輸支局	金沢市直江東 1 丁目 1 番	076-291-7854
大阪航空局 小松空港事務所	小松市浮柳町ヨ 21	0761-24-0828
東京管区气象台 金沢地方气象台 防災業務課	金沢市西念 3-4-1	076-260-1462
第九管区海上保安本部 金沢海上保安部	金沢市湊 4-13	076-266-6118
中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130
国土地理院 北陸地方測量部	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	076-441-0888

(5) 関係自衛隊の部隊等

名 称	所 在 地	電 話
航空自衛隊第 6 航空団司令部防衛部防衛班	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101 Fax 0761-22-2101 内線 231
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊第 3 科	金沢市野田町 1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監部第 3 幕僚室	舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250
自衛隊石川地方協力本部総務課	金沢市新神田 4-3-10 合同庁舎 3 階	076-291-6250 Fax 076-291-6353
自衛隊石川地方協力本部小松地域事務所	小松市園町ニ 1 小松商工会議所内	0761-24-5180

(6) 関係指定公共機関等(近隣支部、支所等)

区 分		名 称	所 在 地	電 話
公共的機関		日本放送協会 金沢放送局	金沢市広岡3丁目2-10	076-264-7001
		日本放送協会 小松報道室	小松市大和町 90	0761-22-5417
		中日本高速道路株式会社 金沢支社	金沢市神野町東 170	076-240-4930
		日本赤十字社 石川県支部総務課	金沢市鞍月東 2-48	076-239-3880
通信事業者		N T T 西日本株式会社北陸支店	金沢市出羽町 4-1	076-220-4200
電気事業者		北陸電力株式会社 小松支店	小松市日の出町 1-100	0761-21-1983
運送事業者	トラック事業者	西濃運輸株式会社 加賀支店	加賀市分校町カ 180-1	0761-75-3131
		佐川急便株式会社 北陸支店 加賀営業所	加賀市梶井町 61-1	0570-01-0572
		日本通運株式会社 北陸支店	金沢市専光寺町ヨ 8	076-256-0520
	鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 小松駅	小松市八日市町地方 イ 132	0570-00-2486
		I R いしかわ鉄道株式会社 小松駅	小松市土居原町 446	076-256-0560
		I R いしかわ鉄道株式会社 粟津駅	小松市符津町井 2-1-8	無人駅
		I R いしかわ鉄道株式会社 明峰駅	小松市松梨町甲 77	無人駅
	電気通信事業者		株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 北陸支社	金沢市西都 1-5
郵便局		日本郵便株式会社 小松郵便局	小松市園町ハ 128-1	0570-943-848
流通事業者		イオンリテール株式会社 イオンスタイル新小松	小松市清六町 315	0761-20-8500
		イオンモール株式会社 イオンモール新小松	小松市清六町 315	0761-20-8530
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン 金沢地区事務所	金沢市鞍月東 2-14	076-237-0615
		株式会社ローソン 石川支店	金沢市本多町 3-3-15	076-231-6300
		株式会社ファミリーマート 北陸ディストリクト金沢営業所	金沢市本町 1-5-2	076-233-9550

(7) 関係指定地方公共機関等（関連事業者も含む）

区 分		名 称	所 在 地	電 話
水防		石川県治水協会	金沢市鞍月 1-1 石川県土木部河川課内	076-225-1736
ガス事業者	一般社団法人石川県エルピーガス協会		金沢市鞍月 2-3 鉄工会館 3F	076-254-0634
	小松ガス株式会社		小松市沖町 125-1	0761-22-0515
運送事業者	公益社団法人石川県バス協会		金沢市直江東 1 丁目 2	076-225-7560
	一般社団法人石川県トラック協会		金沢市栗崎町 4-84-10	076-239-2511
	北陸鉄道株式会社		金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 1F	076-204-9600
医 療	公益社団法人石川県医師会		金沢市鞍月東 2-48	076-239-3800
	公益社団法人石川県看護協会		金沢市兼六元町 3-69	076-232-3573
	一般社団法人石川県歯科医師会		金沢市神宮寺 3-20-5	076-251-1010
	公益社団法人石川県薬剤師会		金沢市広岡町イ 25-10	076-231-6634
	公益社団法人石川県栄養士会		金沢市平和町 1-3-1	076-259-5061
放送事業者	テレビ・ラジオ	北陸放送株式会社	金沢市本多町 3-2-1	076-262-8111
	テレビ	石川テレビ放送株式会社	金沢市観音堂町チ 18	076-267-2141
		株式会社テレビ金沢	金沢市古府 2-136	076-240-3344
		北陸朝日放送株式会社	金沢市松島 1-32-2	076-269-8800
		株式会社テレビ小松	小松市京町 86 番地	0761-23-3911
	ラジオ	株式会社エフエム石川	金沢市香林坊 2 丁目 4-30 香林坊ラモーダ 5 階	076-262-8050
		株式会社ラジオこまつ	小松市園町ホ 91-1	0761-23-7660

4 応援協定等の状況

(1) 市町関係協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締 結 年 月 日
1	勝 山 市	勝山市・小松市災害時相互応援協定	平成 8 年 2 月 14 日
2	高 岡 市	小松市・高岡市災害時相互応援協定	平成 8 年 2 月 21 日 (市町村合併により 平成 17 年 12 月 1 日 再締結)
3	高 山 市	小松市・高山市災害時相互応援協定	平成 8 年 3 月 7 日
4	金沢市、七尾市、輪島市、 珠洲市、加賀市、羽咋市、 白山市、かほく市、能美 市、野々市市	石川県内市災害時相互応援協定	平成 7 年 9 月 6 日 (野々市市追加によ り平成 24 年 1 月 25 日再締結)
5	加賀市、能美市、川北町	南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協 定	平成 17 年 11 月 1 日
6	加賀市、あわら市	近隣市防災協力体制協定	平成 17 年 11 月 1 日
7	石川県、県内 17 市町	日本水道協会石川県支部災害時相 互応援に関する協定	平成 22 年 5 月 14 日
8	島 田 市	島田市との災害時の応援に関する 協定	平成 23 年 11 月 27 日
9	牧 之 原 市	牧之原市との災害時の応援に関す る協定	平成 23 年 11 月 27 日
10	越 前 市	小松市・越前市災害時相互応援協定	平成 26 年 7 月 4 日
11	21 市町村	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会におけ る大規模災害等の相互応援に関す る協定	平成 27 年 3 月 31 日

(2) 災害復旧・調査協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	小松管工事協同組合	災害時における応急対策工事に関する基本協定	平成 18 年 3 月 23 日
2	一般社団法人小松能美建設業協会	災害時の応急対策工事に関する基本協定	平成 18 年 11 月 17 日
3	石川県電気工事工業組合	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 19 年 12 月 25 日
4	一般財団法人北陸電気保安協会	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 20 年 4 月 18 日
5	石川県瓦工事協同組合	災害応急対策のための活動に関する協定	平成 22 年 3 月 26 日
6	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社	大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書	令和 4 年 8 月 1 日
7	加賀市、能美市、川北町、一般社団法人石川県建築士会小松能美支部、一般社団法人石川県建築士会加賀支部	災害時における住家被害認定調査に関する協定	令和 4 年 11 月 14 日
8	一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会、一般社団法人石川県地質調査業協会	災害時における応急調査業務に関する協定	令和 5 年 4 月 1 日

(3) 放送協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	株式会社ラジオこまつ	災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日
2	株式会社テレビ小松	災害時における緊急放送の要請に関する協定	平成 23 年 7 月 14 日

(4) 救急救護協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	一般社団法人小松市医師会	災害時の医療救護に関する協定	平成11年8月10日

(5) 物資供給・輸送等協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成23年8月12日
2	一般社団法人石川県エルピーガス協会小松支部	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	平成23年8月23日
3	石川県石油商業組合小松支部	災害時等における石油燃料等の供給に関する協定	平成23年10月11日
4	株式会社平和堂	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	平成24年2月9日
5	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における物資（福祉用具）の供給協力に関する協定	平成24年5月2日
6	生活協同組合コープいしかわ	災害時における支援協力に関する協定	平成24年11月12日
7	イオンリテール株式会社 中部カンパニー (旧 近畿・北陸カンパニー)	災害時における支援協力に関する協定	平成29年3月12日
8	イオンモール株式会社	小松市の地域防災に関する協定	平成29年3月12日
9	上田運輸株式会社	災害時における物資の輸送等に係る協力に関する協定	令和4年3月17日
10	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年12月16日

(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	社会福祉法人松寿園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
2	社会福祉法人自生園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
3	社会福祉法人あさひ会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
4	社会福祉法人恵愛会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
5	社会福祉法人みゆき	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
6	社会福祉法人篤豊会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 23 年 1 月 19 日
7	社会福祉法人明峰会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
8	医療法人社団丹生会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
9	医療法人社団田谷会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
10	医療法人社団さくら会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
11	社会福祉法人うめの木学園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
12	社会福祉法人石川整肢学園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
13	社会福祉法人共友会	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 4 年 6 月 15 日
14	社会福祉法人こまつ育成会	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 5 年 3 月 1 日
15	株式会社 sprout	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 6 年 4 月 1 日

(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	社会福祉法人あさひ会 (特別養護老人ホーム あたかの郷)	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
2	北陸エアターミナルビル株式会社	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成25年1月17日
3	ルートインジャパン株式会社	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
4	社会福祉法人あさひ会(ケアハウス ファミール)	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
5	建築住宅課長	津波時における緊急一時避難施設としての使用に関する確認書	平成24年12月4日
6	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	平成26年12月24日
7	アル・プラザ小松	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
8	イオン小松店	洪水時におけるイオン小松店屋上駐車場使用に係る協定	令和2年2月21日
9	こまつアズスクエア	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
10	小松駅前立体駐車場	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
11	学校法人北陸大谷学園	災害時における避難施設としての施設の使用等に関する協定	令和3年7月27日
12	イオンモール株式会社	災害時における避難施設等の使用に関する協定	令和5年3月22日
13	国土交通省 北陸地方整備局	洪水時における国土交通省小松除雪ステーション駐車場使用に係る協定	令和5年3月22日
14	株式会社小松電業所	洪水時における株式会社小松電業所屋外駐車場使用に係る協定	令和5年3月22日
15	名鉄協商株式会社	洪水時における名鉄協商パーキング小松駅西立体駐車場十八番使用に係る協定	令和5年3月22日

(8) 消防関係協定

No	協定等の締結先	締結者	応援協定等の名称	締結年月日
1	加賀市	小松市長	小松市、加賀市消防相互応援協定	平成24年7月1日
2	大阪航空局小松空港事務所	消防長	小松空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	昭和49年7月10日
3	金沢市、白山野々市事務組合、能美市、小松市、加賀市	小松市消防長	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定	平成29年4月1日
4	能美市	小松市長	小松市、能美市消防相互応援協定	平成29年4月1日
5	航空自衛隊 小松基地	消防長	航空自衛隊小松基地及び近傍地域における消火活動の相互支援に関する覚書	平成7年12月19日
6	石川県、県内各市町及び事務組合	小松市長	石川県消防広域応援協定	平成3年8月1日
7	石川県	小松市長	石川県消防防災ヘリコプター応援協定	平成9年4月1日
8	石川県警小松警察署	消防長	警察消防共助協定	昭和30年5月1日

(9) その他の協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	国土交通省北陸地方整備局長	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 3 月 1 日
2	特定非営利活動法人 石川県救助犬協会連合会	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	平成 25 年 7 月 10 日
3	公益社団法人 隊友会石川県隊友会	災害時における石川県隊友会の協力に関する協定	平成 25 年 11 月 29 日
4	千代田機電株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成 28 年 12 月 27 日
5	日産自動車株式会社 石川日産自動車販売株式会社	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書	令和 2 年 3 月 18 日
6	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク 小松マテーレ株式会社	災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定	令和 2 年 7 月 17 日
7	ユーエスカートン株式会社	災害時における支援協力に関する協定	令和 2 年 8 月 4 日
8	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和 3 年 3 月 8 日
9	一般財団法人リモート・センシング技術センター	人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定	令和 3 年 3 月 11 日
10	株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和 3 年 6 月 14 日
11	損害保険ジャパン株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定	令和 4 年 2 月 9 日
11-1	損害保険ジャパン株式会社 J S A 中核会金沢支部	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び J S A 中核会金沢支部との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-2	損害保険ジャパン株式会社 A I R オートクラブ石川支部	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び A I R オートクラブ石川支部との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-3	損害保険ジャパン株式会社 石川日産自動車販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び石川日産自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-4	損害保険ジャパン株式会社 石川ダイハツ販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び石川ダイハツ販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 4 月 20 日

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
11-5	損害保険ジャパン株式会社 金沢三菱自動車販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び金沢三菱自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和4年7月8日
11-6	損害保険ジャパン株式会社 株式会社ホンダ四輪販売北陸	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び株式会社ホンダ四輪販売北陸との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和4年10月4日
12	日本郵便株式会社小松郵便局長	災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定	令和4年3月1日
13	株式会社ダイナム	災害時等における施設利用の協力に関する協定	令和4年3月29日
14	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社	大規模災害時における相互連携に関する確認書	令和4年8月1日
15	三井住友海上火災保険株式会社金沢支店	小松市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	令和4年8月10日
16	株式会社石川トヨペットカローラ	災害時における電力供給等の協力に関する協定	令和4年10月26日
17	社会福祉法人小松市社会福祉協議会、小松ライオンズクラブ、小松中央ライオンズクラブ、小松青雲ライオンズクラブ	災害福祉活動に関する相互連携協定	令和4年12月19日
18	やまとグループ株式会社	災害時における指定避難所の設置運営に関する協定書	令和6年3月1日
19	株式会社イケガミ	災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書	令和7年8月1日
20	株式会社ホンダモビリティ中部	災害時における車両貸与等に関する協定書	令和7年8月1日
21	明祥株式会社	「小松市民の健康づくりと安心・安全な暮らし」の実現に向けた包括連携協定	令和8年4月17日

5 応援協定等の細部

(1) 市町関係協定

ア 勝山市・小松市災害時相互応援協定（勝山市）

勝山市・小松市災害時相互応援協定

勝山市と小松市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡担当部局を置く。

- (1) 勝山市総務部総務課
- (2) 小松市総務部総務課

（連絡事項）

第6条 応援の手續に関し、緊急の場合には次のとおりとする。

- (1) 勝山市より小松市への連絡方法
電話回線による方法
TEL (0761) 22-4111 FAX (0761) 21-3791
- (2) 小松市より勝山市への連絡方法
電話回線による方法
TEL (0779) 88-1111 FAX (0779) 88-1119

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年2月14日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年2月14日

イ 小松市・高岡市災害時相互応援協定（高岡市）

小松市・高岡市災害時相互応援協定

小松市と高岡市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、両市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材の提供
- （3）消火及び救急救助活動に必要な消防隊の派遣
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （5）ボランティアのあっ旋
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅のあっ旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後積みやかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で応援の必要を認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（体制の整備）

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成17年12月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両市記名押印のうえ、各市その1通を保有するものとする。

平成17年12月1日

ウ 小松市・高山市災害時相互応援協定（高山市）

小松市・高山市災害時相互応援協定

小松市と高山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡担当部局を置く。

- （1）小松市総務部総務課
- （2）高山市企画調整部企画財政課

（体制の整備）

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成8年3月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年3月7日

エ 石川県内市災害時相互応援協定（金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市）

石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3）清掃活動
- （4）水道、下水道等の応急復旧活動
- （5）被災児童生徒の受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 11 通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 25 日

オ 南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協定（加賀市、能美市、川北町）

南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協定

南加賀 3 市 1 町は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアの斡旋
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- （6）被災児童生徒の受入
- （7）全各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を受けようとする被災市町は、次の事項を明らかにして、まず口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）全各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する費用を支弁することが困難であり、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立て替え支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 第 2 条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市町に次のとおり連絡担当部局を置く。

（1）小松市	総務企画部	総務課
（2）加賀市	総 務 部	行財政課
（3）能美市	環境安全部	環境生活課
（4）川北町		総務課

（応援の自主出動）

第 6 条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、調査隊を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第 4 条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

（体制の整備）

第 7 条 市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度市町が協議して定めるものとする。

（適用）

第 9 条 この協定は、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、記名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 1 日

カ 近隣市防災協力体制協定（あわら市、加賀市）

近隣市防災協力体制協定

加賀市が防災行政無線を設置するにあたり、災害発生時における隣接市との連絡・連携を密にし、応急的救護・救助及び災害の拡大防止に努め、もって住民の生活安定に寄与するため、次の事項について相互に協力する。

記

非常災害における通信連絡事項

- （１）人命救助に関する応援連絡
- （２）医療・緊急応援連絡
- （３）防災に必要な情報連絡

平成１７年１１月１日

キ 日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定（石川県、県内 17 市町）

日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会石川県支部（以下「県支部」という。）内の被災都市が速やかに給水能力を回復できるように会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 この協定における会員は県支部内の正会員で構成し、支部長である事業体はその事務を執り行う。

2 支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する会員がこの協定における支部長の事務を代理するものとする。

（応援要請）

第 3 条 被災した会員（以下「被災会員」という。）は、速やかに被災状況を報告し、応援が必要と判断した場合は、必要とする応援内容等を明らかにした上で、支部長あて応援を要請する。

2 要請を受けた支部長は、県、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、他の会員に対して応援を要請する。

3 支部長は、要請を受けた際、被災状況、地理的条件等から必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部長（以下、「中部地方支部長」という。）へ応援を要請するものとする。

4 支部長は、被災状況等から必要と認めたときは、応援要請の連絡を待たずに、会員に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができるものとする。

（応援体制）

第 4 条 会員は、第 3 条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、被災会員の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。

（応援内容）

第 5 条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援職員の受入）

第 6 条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、支部長は、被災会員と協議の上、応援活動に従事する会員（以下「応援会員」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設、応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援会員に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（費用負担）

第 7 条 この協定に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもののほか、原則として被災会員が負担するものとする。

（他支部等への応援）

第 8 条 中部地方支部長より応援活動の協力要請があったときは、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」及び「同実施要領」に基づき、全面的に協力するものとする。

2 県等の行政機関より応援活動の協力要請があったときは、会員以外の水道事業体に対しても、この協定における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要な事項については、支部長及び県支部会員が協議してこれを定める。

（適用）

第 10 条 この協定は平成 22 年 5 月 14 日から適用する。

この協定の締結の証として、本書 19 通を作成し、関係者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 5 月 14 日

協定締結 19 自治体

石川県・金沢市・加賀市・かほく市・小松市・珠洲市・七尾市・能美市・羽咋市・白山市・輪島市・穴水町・内灘町・野々市町・志賀町・津幡町・中能登町・能登町・宝達志水町

別表

代理順位	会員名
第 1 順位	小松市
第 2 順位	七尾市
第 3 順位	輪島市

ク 島田市との災害時の応援に関する協定（島田市）

石川県小松市（以下「甲」という。）と静岡県島田市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- （5）原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- （6）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （7）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- （8）消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （9）ボランティアの斡旋
- （10）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （11）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第5号及び第6号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第7号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第8号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第9号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（効力等）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月27日

ケ 牧之原市との災害時の応援に関する協定（牧之原市）

石川県小松市（以下「甲」という。）と静岡県牧之原市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- （5）原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- （6）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （7）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- （8）消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （9）ボランティアの斡旋
- （10）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （11）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第5号及び第6号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第7号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第8号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第9号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（効力等）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月27日

コ 小松市・越前市災害時相互応援協定（越前市）

小松市・越前市災害時相互応援協定

小松市及び越前市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応援に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒等被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (5) ガソリン・灯油等及びガス・水道等ライフラインの復旧にかかる応援
- (6) 原子力災害にかかる県の避難計画等への協力
- (7) 災害救助ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条に掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、市民相互の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成26年7月4日

サ 在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定（21市町村）

在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定
（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会）

（目的）

第1条 この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類については、協定市町村が現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）被災傷病者の受入れ
- （6）遺体を火葬するための施設の提供
- （7）救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を希望する期間
- （5）応援場所及びその経路
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町村は、応援を実施した協定市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（1）第2条第1号から第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする。

（2）第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする。

（3）第2条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

2 被災市町村において前項の規定による経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。

（自主応援）

第6条 被災市町村の連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において、応援の必要があると認めたときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。

(災害補償等)

第7条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいつれからも申出がないときは、更に1年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書21通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

協定締結21市町村

千歳市・苫小牧市・三沢市・東北町・六ヶ所村・小美玉市・かすみがうら市・行方市・鉾田市・茨城町・小松市・加賀市・能美市・川北町・築上町・行橋市・みやこ町・宮崎市・西都市・新富町・高鍋町

（２）災害復旧・調査協定

ア 災害時における応急対策工事に関する基本協定（小松管工事協同組合）

災害時における応急対策工事に関する基本協定

小松市（以下「甲」という。）と小松市管工事協同組合（以下「乙」という。）との間で、甲が管理する上水道施設（以下「水道施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合の水道施設の被災防止工事及び被災水道施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急工事の実施に関する基本事項を定めることにより災害時に対する水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、豪雨、暴風、地震その他の異常自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急工事の実施が必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、広域的若しくは大規模な災害が発生した場合又はより技術的難度の高い応急工事を実施する必要が生じたときは、乙に対し当該工事の実施について協力を要請するものとする。

（細目協定）

第4条 応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らかの意思表示がなされないときは、期間満了の日から更に一年間更新されるものとし、その後の更新もまた同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月23日

災害時等における応急対策工事に関する細目協定

小松市（以下「甲」という。）と小松管工事協同組合（以下「乙」という。）とは平成18年3月23日に締結した「災害時における応急対策工事に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第4条の規定により、関する上水道施設（以下「水道施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は、被災するおそれがある場合の水道施設の被災防止工事及び被災水道施設の応急普及工事の実施に関し次のとおり細目に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は1、応急対策工事の実施に関する細目を定めることにより災害等（基本協定書第2条に規定する災害をいう。）に対する水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

(災害時応急対策工事協力者等)

第2条 この協定に賛同し、応急対策工事を実施できる乙の組合員を災害等応急対策工事協力者(以下「協力者」という。)という。

2 乙はこの協定の締結後、速やかに、協力者の名簿(以下「協力者名簿」という。)及び協力者が応急対策工事を実施するための「応急対策工事実施体制表」を甲に提出するものとする。

3 乙は応急対策工事体制表について、その内容に変更が生じたときは、又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに甲に対し、当該事項について報告するものとする。

(地区統括責任者)

第3条 乙は、甲の意見を聞いて、あらかじめ、地区ごとに協力者の中から応急対策工事を実施する地区班長及び副班長を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(出動要請)

第4条 甲は、乙に対し出動要請を行う場合は書類により要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

3 甲及び乙は、緊急の必要があるときは、全2項の規定にかかわらず、電話等の通信手段により、出動の要請及び出動応諾を交わすことができるものとする。

(工事の実施)

第5条 乙は、前条第1項による要請があったときは、甲の指示に従い速やかに応急対策工事に着手しなければならない。

2 乙は、応急対策工事の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

3 乙は、応急対策工事の実施にあたっては、工事に従事する者が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第20号)の規定を受けるための必要な手続きをあらかじめ取らなければならない。

4 乙は、応急対策工事の実施期間中、随時、当該工事の進捗状況について、文書により当該工事の内容を明らかにする写真等の資料を添付し、甲に報告しなければならない。また、応急対策工事が完了したときも同様とする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、応急対策工事を乙に要請した場合は、速やかに施行業者と随意契約を締結するものとする。

(損害に対する事項)

第7条 応急対策工事の目的物に生じた損害及び当該工事により、打算者に与えた損害については、小松市建設工事標準請負契約約款(平成8年度小松市告示第78号)第28条から30条までの規定を準用する。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は基本協定書に定めた期間とする。

(疑義の決定)

第9条 この細目について、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成18年3月23日

イ 災害時の応急対策工事に関する基本協定（一般社団法人小松能美建設業協会）

災害時の応急対策工事に関する基本協定

小松市（以下「甲」という。）と社団法人小松能美建設業協会（以下「乙」という。）とは、甲が所管する道路、河川、砂防、港湾施設等（以下「公共土木施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合の被災公共土木施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）及び公共土木施設の被災防止工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、広域的若しくは大規模な災害等が発生した場合又はより技術的難度の高い応急対策工事を実施する必要がある場合は、乙に対し、当該工事の実施について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

（細目協定）

第4条 甲と乙は、応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に定める。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成18年11月17日

ウ 災害時における応急対策活動に関する協定（石川県電気工事工業組合）

石川県電気工事工業組合との災害時における応急対策活動に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が小松市内において発生した場合の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害状況の調査及び電気工作物の復旧等の応急対策活動
- (2) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した経費は、甲が負担する。

（損害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年12月25日

エ 災害時における応急対策活動に関する協定（一般財団法人北陸電気保安協会）

小松市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が小松市内において発生した場合の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監理、監督、指導及び検査等
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した経費は、甲が負担する。

（損害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月18日

オ 災害応急対策のための活動に関する協定（石川県瓦工事協同組合）

小松市(以下「甲」という。)と石川県瓦工事協同組合(以下「乙」という。)とは、小松市に大規模な風水害、雪害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に連携・協力して災害時における被災住宅を対象に災害応急対策のための活動(以下「活動」という。)を実施することについて、以下のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、大規模災害に際して、被災住宅を対象に災害応急対策のための活動が必要になったときは、次に掲げる活動を乙に対して要請することができるものとする。

- (1) 瓦屋根の破損箇所の把握及び応急対策
- (2) 障害物の除去等の応急対策
- (3) 雪害による屋根の雪下ろし
- (4) その他甲が必要と認める活動

(協力)

第2条 乙は、甲から活動の要請があったときは、優先的に前条各号に掲げる活動について協力するものとする。

(活動要請手続)

第3条 甲は、乙に対し活動への協力を要請するときは、日時、場所及び内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合にあっては、乙に対し口頭で活動への協力を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

(活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に活動要員を派遣し、甲の職員の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、当該要請に従い自らの判断により活動を開始するものとする。

- 2 乙は指定場所に活動要員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、活動に使用する器材等を甲に通報するものとする。
- 3 乙は、活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に通報するものとする。

(費用負担)

第5条 前条の活動により実施した活動に要した費用については、甲の負担とする。

- 2 甲は、乙の活動の終了後において、乙から当該費用の請求があった場合は、乙に対して当該費用に相当する額を支払うものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、乙が実施した活動に従事した者が、当該活動により負傷又は死亡した場合等の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙が実施した活動により第三者へ損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行わなければならない。

(連絡)

第7条 乙は、毎年1回、乙の組織図、連絡先及び緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結日から効力を生じるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月26日

カ 大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書（北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和3年10月7日付けをもって締結した「小松市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携に関する協定書」の第2条第1項第3号に関し、大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を実施するため、3者が協力して円滑に作業に当たれるよう、3者間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本確認書は、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象区域は、停電復旧に必要な区域として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域を対象とする。

（連携体制の構築）

第4条 3者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時に連携できるよう体制の構築を行うものとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条2項の連携内容）

第5条 丙は、大規模災害時には、優先的に啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、丙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行等に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、丙は直ちに技術員を派遣し電气的な安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条3項の取扱い）

第6条 甲は、乙又は丙から停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

2 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。

3 前項において、緊急を要するときは、甲は乙又は丙に対し、口頭又は電話等で依頼することができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、丙は甲の区域の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区域の指定及び協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙又は丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行うものとし、また、甲は乙又は丙に対して第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

（障害物等の保管、処理、土地の一時使用）

第7条 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。

2 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。

3 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管及び処分は、甲が行うものとする。

(損失補償)

第 8 条 本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、3 者協議の上、処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第 9 条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3 者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第 10 条 3 者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第 11 条 この確認書の実施にあたっては、3 者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、3 者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書 3 通を作成し、3 者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 1 日

キ 災害時における住家被害認定調査に関する協定（加賀市、能美市、川北町、一般社団法人石川県建築士会小松能美支部、一般社団法人石川県建築士会加賀支部）

災害時における住家被害認定調査に関する協定書

小松市、加賀市、能美市及び川北町（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建築士会小松能美支部及び加賀支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 2 第 1 項に規定する調査（以下「住家被害認定調査」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲の地域内で法第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する住家被害認定調査に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第 3 条 乙は前条第 1 項の要請を受けた場合には、事業に支障のない範囲において、速やかに甲の要請に協力するものとし、甲の指定する場所に必要な資機材とともに乙の会員を派遣するものとする。

2 本協定における住家被害認定調査の内容（以下「住家被害認定調査業務」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 被害認定基準（災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当））の被害認定基準をいう。）、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年内閣府）その他国が定める基準に基づき、住家被害認定調査を実施する。

(2) その他、甲が合理的に必要と認める業務

（派遣地域及び派遣人数）

第 4 条 第 2 条による要請があった場合は、住家被害認定調査業務を行う甲の地域及び当該地域へ派遣する乙の会員数の割り当てについては、当該災害による被害状況等を考慮し、甲乙双方協議のうえ、定めるものとする。

（連絡体制及び完了報告）

第 5 条 本協定に基づく住家被害認定調査業務を円滑に行うため、甲及び乙は、相互の連絡体制を別途定めるものとする。

2 乙は甲の要請に基づき協力したときは、別に定める様式により甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 住家被害認定調査業務に従事した調査員の派遣に係る交通費

(2) その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第 7 条 乙は、前条に定める費用を甲に請求する場合は、別に定める様式により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第 8 条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第 9 条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲及び乙の双方が合意した事項に関しては、この限りではない。

（損害補償）

第 10 条 甲は、本協定に基づき住家被害認定調査業務に従事する乙の会員を対象として、住家被害認定調査業務に従事する前までに損害補償に関する保険等に加入するものとする。

2 損害補償に関する保険等への加入に要した費用については、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第 11 条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙いずれからも書面による終了の申し出がないときは、本協定は更に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた事項については、その都度双方協議のうえ、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日

甲 石川県小松市小馬出町 91 番地
小松市長

石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地
加賀市長

石川県能美市来丸町 1110 番地
能美市長

石川県能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地
川北町長

乙 石川県小松市今江町五丁目 573 番地
一般社団法人石川県建築士会
小松能美支部長

一般社団法人石川県建築士会
加賀支部長

ク 災害時における応急調査業務に関する協定（一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会、一般社団法人石川県地質調査業協会）

災害時における応急調査業務に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川、港湾、上下水道施設、農業林業施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、公共施設の応急調査業務の実施に関する必要な事項を定めることにより、災害時における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に際し必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対して、応急調査業務の協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急調査業務協力者等）

第3条 この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）という。

2 乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲に提出するものとする。

3 乙、丙及び丁は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（連絡担当者の設置）

第4条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口で報告するものとする。

（応急調査業務の調査者）

第5条 甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

（応急調査業務の要請、応諾）

第6条 甲は、乙、丙及び丁に対し、応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

3 甲及び乙、丙、丁は緊急の必要があるときは、前2項の規程にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び乙、丙、丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（応急調査業務の実施）

第7条 調査者は前条第1項の規程による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。

2 前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

3 調査者は、応急調査業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

4 調査者は、応急調査業務を行ったときは、その内容等及び進捗状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(応急調査業務の内容)

第8条 甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査
 - ア 公共施設の被災状況の目視による点検
 - イ 公共施設の被災状況の調査及び写真撮影
 - ウ 公共施設の被災状況の概略図の作成
 - エ 費用負担を伴わない範囲での技術的助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

(費用負担)

第9条 応急調査業務の実施に要する費用は、前条第1号に掲げる費用にあつては、乙、丙及び丁が負担するものとし、前条第2号に掲げる費用にあつては、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(委託契約の締結)

第10条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第11条 応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、小松市業務委託標準約款（令和5年4月1日）第27条から29条までの規定を準用する。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、締結した日から令和6年3月31日までとする。但し、期間終了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 4月 1日

甲 小松市
小松市長 宮 橋 勝 栄

乙 一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
会 長 新 家 久 司

丙 一般社団法人石川県測量設計業協会
会 長 新 家 久 司

丁 一般社団法人石川県地質調査業協会
会 長 矢 野 好 二

（３）放送協定

ア 災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定（株式会社ラジオこまつ）

（ア）災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と（株）ラジオこまつ（以下「乙」という。）は、災害緊急ラジオ放送（以下「災害放送」という。）設備の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定書は、小松市に於ける災害発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行い、もって市民の生命と財産を守ることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定に於ける用語は次のとおりとする。

- （１）「災害」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態をいう。
- （２）「災害放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき、乙が必要と認めたとき、乙が所有し、管理する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第３条 災害放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次の各号に定める手順により、実施するものとする。

（１）放送局運用要員が多数在局している通常の時間帯

ア 甲はファクシミリにより、乙が運用するスタジオ宛に災害放送である旨を明示して放送原稿を送付する。

イ 乙は災害放送の原稿を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以降においても状況により必要とするときは、適宜繰り返して放送する。

（２）放送局運用要員が少人数又は特別の事情によりスタジオが無人となったとき

ア 甲は災害放送を必要とすると認めたときは、別表１に示す乙に所属するいずれかの者に災害放送の内容を説明し、その了解を得たうえで暗証番号を聞き出す。

イ 甲は災害放送設備に電話をかけ、別表２に定められた手順に従い、前記アの暗証番号等を入力したうえで放送中の番組に割り込み、災害放送を行う。

ウ 甲は災害放送を終了したときは、直ちに前記アの者にその旨を連絡する。

エ 甲は、災害放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

（３）無線機による災害放送を行う場合

ア 災害現場や災害対策本部からの災害放送は、乙が実施する。

イ 演奏所－送信所の音声伝送ラインが不通になった場合は、乙が無線による回線確保を速やかに行う。

（災害放送の結果の責任）

第４条 災害放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲がその責に任ずるものとする。

（費用の負担）

第５条 災害放送用機器の設置及び既設の放送装置への接続並びに調整に要する費用は甲の負担とする。

２ 乙は災害放送に要する費用を甲に請求しない。

３ 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙と当該広告主との間の交渉により、その解決を図るものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、甲、乙が誠意をもって協議し決定する。

（協定の改定）

第７条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ、改訂することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。

2 協定の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続く次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年10月1日

*締結者：小松市長／(株)ラジオこまつ代表取締役社長

別表1

「ラジオこまつ 連絡表」

(株)ラジオこまつ	TEL	0761-23-7660
	FAX	0761-23-7672 0761-23-7734
●災害用緊急ラジオ放送	TEL	0761-23-7632
●放送担当者		
※	自宅 携帯	※
※	自宅 携帯	※
北國新聞小松支店	TEL	0761-24-3111

別表2

「緊急電話放送運行マニュアル」 ※手順

※セキュリティ確保のため記載せず。

(イ) 災害緊急ラジオ放送設備の運用に関する覚書

災害緊急ラジオ放送設備の運用に関する覚書

小松市(以下「甲」という。)(株)ラジオこまつ(以下「乙」という。))との間で、災害緊急ラジオ放送設備使用に関する協定書に定めるもののほか次のとおり覚書を締結する。

(運用)

第1条 甲は標記協定書第3条(2)号アに定めるなど乙に所属する何れかの者と連絡が取れない場合は割り込みによる災害放送を随時行えるものとする。

(報告)

第2条 甲は前条に定める災害放送を行ったときは、実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。

(疑義等の決定)

第3条 本書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年10月1日

イ 災害時における緊急放送の要請に関する協定（株式会社テレビ小松）

小松市（以下「甲」という。）と（株）テレビ小松（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送基準）

第2条 災害緊急放送は、次号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

- （1）甲において災害警戒本部、災害対策本部等が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- （2）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が拡大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（放送）

第3条 乙は前条各号に規定する場合において、甲からの要請を受け、その趣旨に沿った放送形式、内容で、災害緊急放送を実施するものとする。

2 災害緊急放送は乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。

（運用）

第4条 災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

- （1）甲は、文書をもって災害緊急放送の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする
- （2）乙は、災害緊急放送の要請を受けたときは、乙の自主チャンネルにおいて他の番組に優先してこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時 繰り返し放送を行う。

（費用負担）

第5条 災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。

2 災害緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告の放送ができなかったときは、乙と当該広告主との間で協議し解決を図るものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、締結の日から毎年度末までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年7月14日

（４）救急救護協定

小松市医師会との災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人小松市医師会）

災害時の医療救護に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と社団法人小松市医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法、他の関係法令が適用される災害時については、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、小松市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の庁を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動はこの限りでない。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置及び医療

（２）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）被災者の死亡の確認

（４）避難場所への巡回診療

（救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を執るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するものの他、甲が供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費
- (3) 救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所における医療器具等の損傷に係る経費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項の定める費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(防災訓練に係る費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

(協 議)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協議締結の日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年8月10日

（５）物資供給・輸送等協定

ア 災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング（株）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、小松市に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、小松市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- （１）災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- （２）その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第２条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- （１）乙は、第４条に基づき設置したメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- （２）乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

２ 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第３条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

２ 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとする、ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置及び撤去）

第４条 地域貢献型自動販売機の設置及び撤去については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（供給範囲の拡大）

第６条 甲及び乙は、第２条の機会の拡大を進め、市民の安心の向上に努めるものとする。

（有効期限）

第７条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。

２ 前項の期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年 ８月１２日

イ 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定（一般社団法人石川県エルピーガス協会小松支部）

小松市（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会小松支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設などにおける緊急用燃料として、液化石油ガス等及び燃焼器を使用するために必要な設備（以下「L P ガス等」という。）の使用を必要とする場合において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所などへのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要とするL P ガス等の内容及び数量
- （2）L P ガス等を必要とする場所
- （3）L P ガス等の使用目的及び使用期間
- （4）その他参考となる事項

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

（安全点検）

第4条 乙がL P ガス等を供給するときは、燃料器具等の安全点検をして供給するものとする。

（報告）

第5条 乙は前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対して文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）供給したL P ガス等の設置場所別の内容及び数量
- （2）その他必要な事項

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定に基づく供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては小松市防災安全センター長を、乙においては社団法人石川県エルピーガス協会小松支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

- 2 甲と乙は、連絡責任者との連絡が取れない場合に備え、あらかじめ他の連絡者について協議し、定めておくものとする。
- 3 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（L P ガス等の撤去）

第7条 L P ガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

- 2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はL P ガス等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第8条 第3条の規定による供給のために要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

（経費の支払い）

第9条 前条の規定による経費は、第3条の規定による供給が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

ただし、甲が期日内に支払う事ができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年8月23日

ウ 災害時等における石油燃料等の供給に関する協定（石川県石油商業組合小松支部）

小松市（以下「甲」という。）と石川県石油商業組合小松支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、石油燃料等（以下「燃料等」という。）の優先供給を行うものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急車両、避難所で燃料等を必要とする場合、乙に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

（燃料等の供給及び運搬の手続き）

第4条 甲は、乙に燃料等の供給及び運搬を要請する場合には、要請書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 燃料等の運搬は乙が行うものとする。

（引渡し）

第5条 燃料等の引渡場所は甲が指定した場所とする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、この協定に基づき実施した燃料等の供給及び運搬等に要した経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月11日

エ 災害時における応急生活物資の供給に関する協定（株式会社平和堂）

（趣旨）

第1条 小松市（以下「甲」という。）と（株）平和堂（以下「乙」という。）とは、小松市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小松市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して、応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に可能な範囲で努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第6条 甲が乙に要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 乙の行う応急生活物資の運搬は、甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定するものが行うこととし、個別の避難所等への運搬については、甲が行うこととする。

（車両優先通行の確保）

第8条 甲は、災害時において乙が応急生活物資を運搬及び供給するための車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用）

第9条 第4条および第7条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準として、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（連絡及び協議の責任者）

第10条 この協定に関わる連絡、要請及びこの協定に定める事項を円滑に実施するための定期的な協議についての甲乙双方の責任者は次の通りとする。

(1) 甲 小松市役所 行政管理部 防災安全センター長

(2) 乙 (株) 平和堂 アル・プラザ小松 総務次長
(株) 平和堂 総務部 総務課長

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成24年2月9日

オ 災害時における物資（福祉用具）の供給協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

小松市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、小松市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資（福祉用具）の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要のあるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第2条 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して口頭等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する物資の名称及びその数量
- (2) 物資の提供を要請する場所
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の申請を受けたときは、優先的に甲に協力するものとする。

（引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において、甲が物資を確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭等により甲に報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提出した物資の名称及びその数量
- (2) 物資を提供した場所
- (3) その他必要な事項

（物資の価格）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協力に基づく協力の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用の請求）

第8条 乙は、協力に要した費用について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 この協定に基づく乙の実務については、社団法人日本福祉用具供給協会東海北陸支部において行うものとする。

3 連絡方法等は別紙の通りとする

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期限）

第12条 この協定書の有効期限は、協定の締結から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これをさだめるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

平成24年 5月 2日

カ 災害時における支援協力に関する協定（生活協同組合コープいしかわ）

小松市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害、その他の大規模な被害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努める。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月12日

キ 災害時における支援協力に関する協定（イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー）

小松市（以下「甲」という。）とイオンリテール（株） 近畿・北陸カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月12日

別表（第4条関係）

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー、 防水シート

ク 小松市の地域防災に関する協定（イオンモール株式会社）

イオンモール（株）（以下「甲」という。）と小松市（以下「乙」という。）は、甲が管理・運営するイオンモール新小松が、地域防災の推進に資するため、次のとおり本協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙は、防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災意識及び防災性の向上を図るため、乙が実施する防災啓発活動などの各種防災施策に協力するよう努めるものとする。

3. 乙の役割

乙は、地域住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、乙が関係団体等と連携して各種防災施策を積極的に推進、調整の上、甲と協力して地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月12日

ケ 災害時における物資の輸送等に係る協力に関する協定書（上田運輸株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と上田運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送等に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が、物資の輸送等に係る協力を、乙から受けることに關して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両等の数
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点から避難所等への物資及び生活用水の輸送業務（積み下ろしを含む。）
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物資配送等拠点の運営に必要な資機材の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務実施内容を甲に報告するものとする。

（災害時の情報提供等）

第5条 乙は、第3条の業務中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲がその賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の規定により対処する。

（情報交換及び訓練）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

- 2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（協議）

第 11 条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義や変更が生じた事項については、この協定を円滑に推進するために、その都度協議を行うものとする。

（協定有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日とする。

- 2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から、更に 1 年間延長するものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

コ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小松市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる小松市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、小松市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施するうえで、必要と認めるときは書式により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資受入れ及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年12月16日

（６）指定福祉避難所・福祉避難所協定

ア 福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定（福祉避難所協定書例）

この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされ、市指定避難場所等での避難生活が困難な状態になった場合に、小松市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人松寿園（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として乙が運営する社会福祉施設等の使用の便宜を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の運営する社会福祉施設等内に福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活をおくることができるように措置することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者の範囲は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする者とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 福祉避難所として使用する乙の施設は、次に掲げる施設とする。

- （１）特別養護老人ホーム松寿園（小松市向本折町ホ31番地）
- （２）養護老人ホーム 松寿園（小松市向本折町ホ31番地）
- （３）特別養護老人ホーム第二松寿園（小松市月津町ヲ95番地）
- （４）養護老人ホーム 第二松寿園（小松市月津町ヲ95番地）

（受入期間）

第5条 受入の期間は、甲が乙に要請し、乙が受入を決定した時から、甲が指示する時までとする。

（受入対象者）

第6条 受入対象となる者は、甲が指名した要援護者及びその介護者とする。

（手続等）

第7条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （１）要援護者の住所、氏名、心身の状況、介護者の氏名、要援護者との関係等
- （２）その他、必要と認める事項

（要援護者の移送）

第8条 甲は、要援護者の乙への移送を行なうように努め、乙は、甲から依頼があった場合は可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達）

第9条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は甲が負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条 甲及び乙は、受入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議しておくものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月25日

イ 災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定（指定福祉避難所協定書例）

（目的）

第1条 この協定は、小松市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人共友会（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を指定福祉避難所としてあらかじめ指定し、小松市に災害が発生した場合において、要配慮者が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定される災害
- （2） 指定福祉避難所 法第49条の7第1項の規定により災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所
- （3） 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等、指定一般避難所等での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者

（指定施設）

第3条 甲が指定福祉避難所として指定する乙の施設は、別表1のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の施設に避難者を受け入れる必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における指定福祉避難所の開設及び避難者の受入れを要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するとき、電話、FAX等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（受入れ等）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、避難者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、乙の通常の事業に著しい支障が生じるおそれがある場合を除き、可能な限り甲の要請を受け入れるものとする。

- 2 乙は、甲の要請がない場合において、避難者を乙の施設に受け入れたときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による乙の報告があったときは、同項の避難者を甲の要請に基づき乙が受け入れたものとみなす。この場合において、甲は、前条第2項の規定による要請の手続を行うものとする。

（受入期間等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が避難者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、避難者の受入れ開始の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 甲は、前項の受入期間中は、必要に応じて担当職員を派遣するものとする。
- 3 乙は、第1項の受入期間中は、指定福祉避難所の運営のため必要な職員を配置するものとする。
- 4 甲は、受入期間が終了したときは、指定福祉避難所を閉鎖するものとする。
- 5 甲は、指定福祉避難所を閉鎖するときは、使用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（受入対象者）

第7条 受入対象者は、別表2のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとし、前項の受入対象者について情報共有するものとする。

（指定福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が指定福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や要介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定による乙の施設の使用料は、無償とする。

2 第6条第5項の規定により乙の施設を原状に復すために要する費用は甲が負担するものとする。

3 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号。）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した乙の施設における指定福祉避難所の開設及び運営に係る費用を負担するものとする。

4 甲は、乙から前2項の費用の支払いについて請求があったときは、適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(情報交換及び訓練)

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

(連絡担当者の選任等)

第12条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡担当者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡担当者の変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月15日

（７）指定緊急避難場所使用に関する協定等

ア 津波時における建築物の一時使用に関する覚書（一時避難施設覚書例）

小松市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン（株）（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、小松市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合において、乙の運営する施設を甲が指定する一時避難のための施設（以下「一時避難施設」という。）として当該施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）の利用に供するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設）

第2条 一時避難施設の名称、所在地及び収容人数は、次の表のとおりとする。

名 称	ホテルグランティア小松エアポート 3階（宴会場、ロビー） 4階（通路） 5階（通路）
所 在 地	石川県小松市長崎町四丁目1 1 6 番 1 号
収容人数	約 8 4 0 人

（使用開始要請）

第3条 甲は、次の各号に該当するときで津波来襲のおそれがあると判断したときは、乙に対し一時避難施設の使用を要請することができる。

- (1) 小松市内において津波警報が発表されたとき
- (2) 津波来襲時で緊急避難が必要であるとき
- (3) 強い地震による揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れが発生したとき

2 前項の規定にかかわらず、緊急に一時避難施設を使用する必要があるときは、甲は、近隣住民を直接本件施設に避難させることができる。

（避難経路等）

第4条 一時避難施設への出入りは、緊急に一時避難施設を使用する必要があるときを除き、正面出入口に限るものとし、一時避難施設への経路及び一時避難施設館内での移動については、乙が指示するものとする。

（一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の使用終了の申出があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第6条 この覚書に基づく本件施設の使用は無料とする。

（施設、備品の破損時等の対応）

第7条 近隣住民が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

（施設変更等の通知）

第9条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知する。

（その他の協力）

第10条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第11条 この覚書の締結期間は、覚書の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この覚書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(洪水等への準用)

第12条 この覚書は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第13条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年12月4日

イ 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定

津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定 (中日本高速道路株式会社金沢支社金沢保全・サービスセンター)

小松市（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社金沢支社金沢保全・サービスセンター（以下「乙」という。）は、甲が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、乙が管理する高速道路の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲が使用することについて、必要な事項を定める。

（使用目的）

第2条 甲は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれがある場合で、地域住民等が他の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、事前に乙と協議の上、避難訓練を実施することができるものとする。

（使用区域）

第3条 甲が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

使用区域	所在地
乙が管理する高速道路区域のうち別図に示す範囲	小松市草野町地内

（目的外の使用の禁止）

第4条 甲は、使用区域を第2条の目的以外には使用してはならない。

（使用期間）

第5条 甲が使用区域を一時使用できる期間は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（石川県に発表された大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されたとき。）まで及び避難訓練を実施するときとする。

（使用料）

第6条 甲がこの協定により使用区域を一時使用するときの利用料は、無償とする。

（原状復旧）

第7条 この協定による一時使用に起因して使用区域内の道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧するものとし、その復旧方法について甲、乙協議するものとする。

（安全対策）

第8条 甲は、使用区域の一時使用に当たっては、その安全確保について一切の責任を負うものとし、具体的安全対策について、乙と協議のうえ、定めるものとする。

2 甲は、使用区域の一時使用に当たり、使用区域に存する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は使用区域内に新たな施設を設けようとするときは、あらかじめ乙と協議の上、道路法その他関係法令に基づく手続又は必要な協議を行うものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、一時使用又は安全対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、自己の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 一時使用に伴い発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲、乙いずれからの申し出がないときは、この協定は更に 3 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに相手方に対し解除の申し入れを行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 12 月 24 日

ウ 洪水時の指定緊急避難場所使用に関する協定

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（一時避難施設協定書例）

小松市（以下、「甲」という。）と株式会社平和堂（以下、「乙」という。）及び協同組合コミュニティショッピングプラザ小松（以下、「丙」という。）は、小松市内に浸水が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、地域住民等の生命及び身体を保護するため甲が乙の所有する施設を一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）としてその利用に供することにつき次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設）

第1条 一時避難施設の名称、所在地及び収容人数は、次のとおりとする。

名称	アル・プラザ小松 立体駐車場
所在地	石川県小松市園町ハ23番地1
収容人数	1000人

（避難対象者）

第2条 この協定に基づく避難の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一時避難施設の周辺に居住する者
- (2) 災害時に一時避難施設及びその周辺に滞在する者
- (3) その他一時避難施設に避難させることが適当であると甲が認める者

（供用開始）

第3条 甲は、小松市内において大雨特別警報（浸水害）が発表されたときその他災害時で、一時避難施設の使用が必要であると認めたときは、あらかじめ乙及び丙の了解を得て前条に規定する者に一時避難施設を利用させることができる。

2 甲は、災害時であって緊急に一時避難施設の使用が必要である場合、及び通信施設等の利用が困難であらかじめ前項の乙及び丙の了解を得ることが困難である場合には、前項の規定にかかわらず、一時避難施設の供用を開始することができる。ただし、この場合甲は速やかに乙及び丙の了解を得るものとする。

（避難経路等）

第4条 一時避難施設への出入りは、車路とする。ただし緊急に一時避難施設を利用する必要があるときは、この限りでない。

2 一時避難施設に避難した者（以下「避難者」という。）は、その利用に関し乙及び丙又は甲の指示に従わなければならない。

（一時利用の終了）

第5条 一時避難施設の利用は、災害時でなくなったとして、甲が乙及び丙に申し出たときに終了する。

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定書に基づく一時避難施設の使用は無料とする。

(一時避難の際の損害賠償)

第7条 一時避難施設の利用に際し甲が乙又は丙に損害を発生させたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 避難者が一時避難の際に発生した事故について、乙及び丙はその責任を負わない。

(施設変更等の通知)

第9条 乙及び丙は、一時避難施設が工事等により利用できなくなったときは、甲に対しその旨を通知するものとする。

(避難誘導訓練への協力)

第10条 乙及び丙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力するものとする。

(その他の協力)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定書の内容が円滑に運用されるよう努めなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定書の締結期間は、協定書の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(津波等への準用)

第13条 この協定書は、津波、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第14条 この協定書に定めのない事項またはこの協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

令和 2 年 2 月 21 日

エ 災害時における避難施設としての施設の使用等に関する協定（学校法人北陸大谷学園）

小松市（以下「甲」という。）と学校法人北陸大谷学園小松大谷高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における一時避難施設としての施設の使用等に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小松市内に浸水が発生し、又は発生する恐れがあるとき若しくは大規模な地震が発生したとき（以下「災害時」という。）に、地域住民等の生命及び身体を保護するため甲が乙の所有する施設を一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設）

第2条 甲が利用する一時避難施設の名称、所在地及び収容者数は、次のとおりとする。

名 称	学校法人北陸大谷学園 小松大谷高等学校 グラウンド、大谷アリーナ、講堂、駐車場
所 在 地	石川県小松市津波倉町チ1番地
収容者数	グラウンド700人、大谷アリーナ400人、講堂300人

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難の対象者は、次に掲げる者とする。

- （1） 一時避難施設の周辺に居住する者
- （2） 災害時に一時避難施設及びその周辺に滞在する者
- （3） その他一時避難施設に避難させることが適当であると甲が認める者

（供用開始）

第4条 甲は、災害時一時避難施設の使用が必要であると認めたときは、あらかじめ乙の了解を得て前条の避難対象者に一時避難施設を利用させることができる。ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了解を得ることが困難な場合は、甲は一時避難施設を使用することができる。この場合、甲は避難所等の開設後、速やかに乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

（一時避難施設の利用等）

第5条 一時避難施設のうち、大谷アリーナ及び講堂の使用にあたっては、グラウンドに面した非常口から入場又は退場するものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。
2 一時避難施設に避難した者（以下「避難者」という。）は、その利用に関し乙又は甲の指示に従わなければならない。

（一時利用の終了）

第6条 一時避難施設の利用が必要でなくなると甲が認めるときは、甲は乙に利用の終了を申し出るものとする。
2 前項の場合において避難者に対する退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに避難者の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定書に基づく一時避難施設の使用料は、無料とする。

（一時避難の際の損害賠償）

第8条 一時避難施設の利用に際し甲が乙に損害を発生させたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 避難者が一時避難の際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

（施設変更等の通知）

第10条 乙は、一時避難施設が工事等により利用できなくなったときは、甲に対しその旨を通知するものとする。

(避難誘導訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力するものとする。

(その他の協力)

第12条 甲及び乙は、この協定書の内容が円滑に運用されるよう努めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の締結期間は、協定書の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ各自1通を保有する。

令和3年7月27日

（８）その他の協定

ア 災害時における災害救助犬の出動に関する協定（特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会）

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会（以下「乙」という。）は、小松市内において地震災害等が発生した場合の被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、出動を文書によって要請するものとする。ただし、文書を送付する方法によって要請するいとまがないときその他の特別の理由がある場合にはこの限りでない。

（出動）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、当該要請に従い救助犬チームを出動させるとともに、速やかに必要事項を甲に連絡するものとする。

2 前条の要請に対し、甲の要請どおり救助犬チーム（乙に所属する災害救助犬、災害救助犬を指揮する指導手及び指導手を指揮する者等をいう。以下同じ。）を出動させることができない場合は、甲乙協議のうえ救助犬チームの出動の内容を決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 災害救助犬を指揮する指導手その他の災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、現場指揮者の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 探索活動の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を宣言したとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

3 搜索活動を実施したときは、乙は甲に搜索活動の状況を文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 探索活動に要する費用は、原則として甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って構成員又は災害救助犬に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償は次のとおりとする。

（1） 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（2） 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（3） 乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病若しくは障害により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲乙協議のうえその損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月10日

イ 災害時における石川県隊友会の協力に関する協定（公益社団法人隊友会石川県隊友会）

災害時における石川県隊友会の協力に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会石川県隊友会（以下「乙」という。）は、乙が、社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小松市において自然災害や大規模事故等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
地域住民の被害状況、家屋・道路等の被害状況ほか
- (2) 自主防災活動への参加、協力
住民避難支援、特に災害時要援護者の避難支援ほか
- (3) その他、甲が必要と求める応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができる。

2 協力要請は、文書によるものとする。ただし、災害の状況が緊迫して、文書によることが困難な場合は口頭によることができる。この場合、時後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第6条 協力をを行う際、乙は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力の伴って第三者に損害を与えた時は、その賠償の責めを負うものとする。

（協力のための準備）

第8条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるとともに、緊急時の連絡窓口を記載した書面を公に提出するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲に協議して定めるものとする。

（適 用）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

ウ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（千代田機電株式会社）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と千代田機電（株）（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内に地震等の災害が発生し又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して機材の提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供できる機材の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、乙が保有又は調達可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して円滑な提供を行うため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（機材の提供）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡しは、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により、機材を運搬する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月27日

エ 災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定（石川日産自動車販売株式会社、日産自動車株式会社）

災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

小松市（以下「甲」という。）と石川日産自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別途覚書を締結することができる。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別紙様式1）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

（電気自動車の移動）

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理）

第7条 甲は、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

（故障等の対応）

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応については甲乙間で協議するものとする。

2 不可抗力等、甲の責によらない故障または紛失等については、甲は責任を負わないものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して定めることとする。

（技術的支援）

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(連絡調整)

第11条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙があらかじめ連絡体制図（別紙様式1）により指定した者が行う。なお、甲、乙は連絡体制図により指定する者に変更があった場合は、修正した連絡体制図を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第13条 甲、乙及び丙は、平常時においても防災の広報活動に努めるものとする。
2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から2021年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲乙丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

オ 災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定（特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク、小松マテーレ株式会社）

災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定書

小松市（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下、「乙」という。）、小松マテーレ株式会社（以下、「丙」という。）は、小松市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカムベッド（以下、「間仕切り等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市地域防災計画に基づき、災害時等において甲が乙から間仕切り等の供給を受け、丙において当該間仕切りを保管し、及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙又は丙に対して間仕切り等の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して間仕切り等の改善を要求することができるものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定による要請をする場合は、数量、引渡し場所等の間仕切り等の供給又は改善に必要な事項を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡は、文書をもって行うとする。ただし緊急を要する場合は、口頭又は電話で連絡し、その後、速やかに文書により行うものとする。

（供給）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、甲に対し、可能な範囲で間仕切り等を供給し、又は改善するものとする。

（照会）

第5条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、乙が供給することができる物資の数量について照会することができる。

（保管管理）

第6条 甲は、必要があると認める場合には、丙に対し間仕切り等の保管および管理を要請することができるものとする。

2 丙は、甲から間仕切り等の保管および管理の要請があった場合は、保管および管理に努めるものとする。

（運搬）

第7条 間仕切り等の運搬は、原則として乙又は丙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は甲と乙又は丙が協議の上、運搬方法を決定するものとする。

（引渡し）

第8条 乙又は丙は、第2条第1項又は第6条第1項の規定による要請があった場合は、甲が指定する場所に間仕切り等を運搬するものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定による運搬を行った場合は、甲が指定する者による間仕切り等の確認を受け、甲に間仕切り等を引き渡すものとする。

（報告）

第9条 乙または丙は、前条に規定する物資の引渡しが完了した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費負担）

第10条 乙または丙が間仕切り等及びその供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用に係る価格は、災害時等の直前における適正な販売を基準とし、甲と乙又は丙で協議の上、決定するものとする。

（請求）

第11条 乙または丙は、前条の経費明細書を作成し甲の認定を受けるものとする。

2 乙または丙は、前項の認定を受けた場合は、当該経費を甲に請求するものとする。

（支払）

第12条 甲は、前条第2項の規定による請求があった場合は、当該請求の内容を審査し、当該経費を乙または丙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙又は丙が、この協定に基づき物資の供給の業務に従事した者が第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲がその賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づき物資の供給の業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、当該従事者若しくはその被扶養者又は遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険（以下「保険」という。）により対応するものとする。ただし、乙又は丙がこの協定に基づき物資の供給の業務に従事した者に故意又は重大な過失がなく、かつ、保険が適用されないときは、小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の規定による損害補償を適用するものとする。

(情報交換及び訓練)

第15条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

2 物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲と乙は、それぞれの連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、その内容を共有するものとする。

3 前項の規定により定めた内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲、乙又は丙がそれぞれの相手方に協定を延長しない旨の申出をしない場合は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、甲、乙および丙は、この協定書を3通作成し、双方記名押印または、署名のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月17日

カ 災害時における支援協力に関する協定（ユーエスカートン株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）とユーエスカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、小松市において大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、小松市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急活動を実施することについて、次のとおり支援協力協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内で地震や風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に関わる災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害に際して緊急に救援物資を調達する必要があると認めるときには、乙に対し、保有する救援物資の供給について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、救援物資等の供給確保について、可能な限り協力を行うものとする。

（救援物資等の種類）

第4条 甲が乙に対し、供給を要請する救援物資等は、次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボール板及び段ボール箱）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙の取扱商品

（協力要請手続）

第5条 甲は、乙に対し、救援物資の供給を要請するときは、供給する品目、数量、日時、場所等を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請を甲が電話等の方法により、口頭で行った場合は、後日文書による要請を行うものとする。

（救援物資の引き渡し）

第6条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、甲が指定した場所へ搬送するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行できるよう配慮するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が甲の要請により第4条に規定する救援物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用に係る価格は、災害時等の直前における適正な販売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（その他の必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（乙の代行）

第9条 乙が前項までの要請に応えられない事態に陥った場合は、乙の親会社またはその協力会社が代行するものとする。

（法令の順守）

第10条 この協定書の施行にあたっては、災害に関する法令を順守するものとする。

（情報交換等）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び救援物資等の供給について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からなんらかの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第 14 条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定を証するために、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印又は署名の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 4 日

キ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、小松市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、小松市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。

なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名のうえ各1通を保有する。

令和3年3月8日

ク 人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書（一般財団法人リモート・センシング技術センター）

小松市と一般財団法人リモート・センシング技術センター
人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書

小松市（以下「甲」という。）と一般財団法人リモート・センシング技術センター（以下「乙」という。）は、以下のとおり人工衛星データの活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人工衛星データ等の活用を通じて、地域における課題の解決を図るために、包括的な協力関係を構築することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため連携し協力するものとし、相互に情報及び意見の交換に努める。

2 前項に基づき、共同で実施することについて合意した取り組み事項及びその実施方法等については、甲と乙で協議の上、別途定めるものとする。

（成果の取扱）

第3条 本協定による連携の成果に起因する知的財産権は、甲及び乙が共有する。

2 甲又は乙のいずれかが、連携の成果を甲又は乙以外の第三者に知らせようとするとき、又は公表しようとするときは、事前に他方の同意を得るものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の結果知りえた情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出をしない時は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印または署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月11日

ケ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害発生時（災害が発生することが危惧される状況を含む。以下同じ。）における市民等への情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小松市内での災害発生時に備え、甲が市民等に対して必要な情報を提供する手段を充実させることを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲は、小松市内の避難所に関する情報及び災害発生時には当該避難所の混雑状況に関する情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された情報を自社サービス上に掲載する等の方法により、避難所に関する情報等を市民等に対して周知する。

（費用の負担）

第3条 前条に係る経費については、別段の合意がない限り無償で行われるものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第1条に規定する目的以外の理由で第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月14日

コ 小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定（損害保険ジャパン株式会社）

小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、小松市内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要があるときには乙に協力を要請することができる。この場合、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- (1) 災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること
- (2) 災害時支援内容に関すること（災害時支援ステーション設営など）
- (3) 甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- (2) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること

3 第1項各号及び前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲は、第2条第1項各号の協力を要請する場合には、原則として文書により行うものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合は、電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

3 乙は、第1項に基づき協力した場合は、甲に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙が第2条第1項に定めるによる協定を行うために要した費用については、その都度甲乙協議する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月 9 日

サ 災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社）

災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定

石川県小松市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社（以下「乙」という。)は、小松市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の小松市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、小松市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 避難・物資支援のための車両の提供

（乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 小松市 防災業務を担当する課長

乙 日本郵便株式会社 小松郵便局長

（従前の協定）

第8条 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、失効するものとする。
災害時における小松市と郵便局の協力に関する協定（平成10年1月14日）

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月1日

シ 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小松市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の所有する施設等の一部を利用して実施する災害応急対策に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 乙が協力する施設は、次のとおりとする。

店舗名	株式会社ダイナム石川小松店
所在地	石川県小松市今江町ち92番地2
店舗責任者	
構造等	木造構造
店舗開店日	平成15年8月25日
利用施設	店舗が指定する駐車地域
利用設備	トイレ及び水道施設

2 乙が甲の要請により協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時等における、車中泊避難者の一時的な避難場所としての利用
- (2) 災害派遣された関係機関等の集結場所、駐車場及び資器材集積場所としての利用
- (3) 支援物資等の仮置き場としての利用
- (4) 前各号により利用する者（以下「利用者」という。）へのトイレ及び水道施設の提供（乙の設備が使用可能な場合）

（協力の要請）

第4条 甲は協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）を提出し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用要領）

第6条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

- 2 乙は、利用者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。ただし、第3条第2項第2号又は第3号による利用については、甲が、利用に先立ち職員を派遣し、施設等の利用要領等について乙と細部の打合せを行うとともに、利用者への周知を図るものとする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（費用負担）

第7条 災害時等における第3条第1項の施設の利用に係る経費は無料とする。

- 2 利用者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む。）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第 8 条 甲が乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第 9 条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第 3 号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

2 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や利用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(事故等に係る責任)

第 11 条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づく乙の施設の利用に関する事故等に係る責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の 30 日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

ス 大規模災害時における相互連携に関する確認書（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

大規模災害時における相互連携に関する確認書

小松市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「３者」という。）は、令和３年１０月７日付けをもって締結した「小松市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携に関する協定書」の第２条第１項第３号に関し、災害時の相互連携について以下のとおり確認する。

（目的）

第１条 本確認書は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び同法第３４条第１項の規定による防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、３者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第２条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第３条 ３者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、３者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。
- (2) 甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する小松市災害対策本部会議等への出席を求めることができる。
- (3) ３者における各部署の窓口は別表のとおりとし、別図のとおり連絡体制を確立する。また、別表及び別図に変更が生じた場合は、随時更新の上、３者共有するものとする。
- (4) 乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等は、次のとおりとする。
 - ア 停電発生日時及び停電復旧見通し
 - イ 停電発生地域
 - ウ 停電戸数
 - エ 停電原因
 - オ 停電復旧完了日時
- 2 甲及び丙は、大規模災害発生時に丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来した場合は、相互に連携して通行の確保にあたりるとともに、緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合、協力するものとする。
- 4 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙又は丙は甲に対し、口頭又は電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
 - (1) 作業内容
 - (2) 場所（住所、地図）
 - (3) 写真
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項
- 5 ３者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 6 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。
 - (1) 甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、石川県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は石川県に協議の申し入れをするものとする。

- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は石川県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 7 乙又は丙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- 8 甲及び丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
- 9 3者は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- 10 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月1日

セ 小松市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定書
(三井住友海上火災保険株式会社)

小松市と三井住友海上火災保険株式会社との
損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた市民（市外在住で小松市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、互いに協力するものとする。

(損害調査結果の提供及び利用)

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の市民の被害に関する次の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 市民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、市民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとし、本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

(法令の遵守)

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

(被害認定の判断)

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその市民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方是何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じて解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1） 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- （2） 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- （4） 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定は、なお効力を有するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 1 0 日

甲 石川県小松市小馬出町 9 1 番地

小松市

小松市長 宮 橋 勝 栄

乙 石川県金沢市尾山町 6 - 2 5

三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店

金沢支店長 格 谷 隆

ソ 災害時における電力供給等の協力に関する協定（株式会社石川トヨペットカローラ）

災害時における電力供給等の協力に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と株式会社石川トヨペットカローラ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市において大規模な災害が発生した場合における、乙が保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いた避難所等への電力供給、乙の販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し避難者を一時的に受け入れること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ
- (2) 車両を使用した避難所等への電力の供給
- (3) 災害応急対策に必要な車両の貸与
- (4) 甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第3条 甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第4条 車両及び店舗の使用期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第5条 乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。
- (2) 乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。
- (3) 車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。
- (4) 車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第7条 甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

- (1) 原則として、小松市内の安全な場所で使用する。
- (2) 使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第9条 甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 0 月 2 6 日

タ 災害福祉活動に関する相互連携協定（社会福祉法人小松市社会福祉協議会、小松ライオンズクラブ、小松中央ライオンズクラブ、小松青雲ライオンズクラブ）

災害福祉活動に関する相互連携協定書

小松市（以下「甲」という。）、社会福祉法人小松市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び小松ライオンズクラブ・小松中央ライオンズクラブ・小松青雲ライオンズクラブ（以下3クラブを併せて「丙」という。）は、災害発生時における福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に関し、以下のとおり、相互の連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小松市において災害が発生したときに、災害地域における災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定にいう「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（支援の要請及び内容）

第3条 甲及び乙は、丙に対し、災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請する。

- (1) 被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援
- (2) 被災地域における災害福祉活動に必要な物品・資機材等の提供又は貸与
- (3) 災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号に掲げる支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙から提供される情報などを踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項の支援要請がなされた場合は、必要な連絡及び調整を行う。丙が行う具体的な支援の内容は、甲、乙及び丙において協議の上、その都度決定する。

3 第1項の支援要請は、原則として書面によって行う。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連絡及び支援を円滑に実施するため、それぞれ、連絡責任者を定め、他の協定先に通知する。

2 甲、乙及び丙は連絡責任者に変更が生じたときが、速やかに、その旨を他の協定先に通知しなければならない。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、協定当事者のいずれからも協定解除の申し出がないときは、期間満了日からさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

（誠実協議）

第6条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各自署名の上、甲、乙及び丙（3クラブ）の代表者が各1通を保有する。

令和4年12月19日

チ 災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書（株式会社イケガミ）

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社イケガミ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材等（以下「機材等」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内に地震等の災害が発生し又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における避難所環境の改善を図ることを目的として、機材等の提供に関する事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において機材等を必要とするときは、乙に対して機材等の提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供できる機材等の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、乙が保有又は調達可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して円滑な提供を行うため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（機材等の提供）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、機材等の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材等の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材等の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材等の引渡し）

第5条 機材等の引渡しは、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材等を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により、機材等を運搬する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材等及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月1日

ツ 災害時における車両貸与等に関する協定書（株式会社ホンダモビリティ中部）

災害時における車両貸与等に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ホンダモビリティ中部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市内に台風及び地震等の大規模災害発生時、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲からの要請に基づき乙が行う車両貸与等に関する協力内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時等の人員搬送及び物資運搬に関する車両（普通車、貨物車等）の無償貸与
- （2）避難所等における電力供給に使用する電気自動車の無償貸与
- （3）避難所等における電力供給に使用する汎用備品（発電機、蓄電池、外部給電器等）の無償貸与
- （4）その他、乙が貸し出し可能な備品（カセットガスボンベ等）の貸与

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において前条に掲げる協力が必要と判断したときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し電話等により要請を行い、その後速やかに文書で要請しなければならない。

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、速やかにその結果を回答しなければならない。

（車両・備品の貸与）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、当該要請において指定される車両で次に掲げるいずれにも該当するものを、乙の指定する日時及び場所で甲に貸与するものとする。

- （1）甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両・備品があること。
 - （2）貸与に必要な人員が揃っていること。
 - （3）安全確保がなされた状態で車両・備品の受け渡しが可能であること。
- 2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案し、甲乙協議の上、延長期間を決定するものとする。
- 3 甲は、乙から貸与を受ける車両を善良なる責任者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠しなければならない。
- 4 甲は、貸与品について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
- （1）賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
 - （2）改造又は改良等を行い、原状から変更を加えること。
- 5 甲乙間で貸与品の引渡し及び返却をする場合において、状態確認及び貸与期間等の情報共有は、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。
- 6 甲乙間で貸与品の返却をする場合において、カセットガスボンベ等の消耗品は、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

（燃料の充填）

第5条 車両貸与期間中に、甲が車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。ただし、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

（車両の運転者・備品の使用者）

第6条 甲は、乙から提供を受けた車両・備品を、甲の職員、他自治体の職員又は被災者などの一般市民に貸し出すことができるものとする。ただし、貸出時において、甲が定める責任者が貸出先を記録（氏名、連絡先、貸出日時等）し、紛失が発生しないよう運転者・使用者を明確に管理する。

（貸出期間中の責任及び保険の適用範囲）

第7条 車両貸与期間中に、車両の使用により甲及び甲が貸し出した車両の運転者又は第三者に生じた一切の紛争については、甲がその責任及び費用を負担し補償及び解決を図るものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

2 乙から甲への車両貸与期間中は、貸与を受けた車両に対して、乙が契約する自動車保険を適用することができる。

(故障と紛失等)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により貸与品を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担しなければならない。また、貸与品を紛失させた場合は、甲がこれを補償しなければならない。なお、修理及び補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

(返却)

第9条 甲は、貸出期間終了後、甲乙協議の上定める場所及び日時において、貸与品を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。

2 前項による貸与品の返却にあたり生じる費用は、甲の負担とする。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、協定に定める事項を円滑に推進するため、文書により、あらかじめそれぞれ連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

(定期協議)

第11条 協定に定める事項を円滑に推進し、災害時等における連携強化を継続的に行うため、甲及び乙は、年1回以上、意見交換及び協議等を行うよう努めるものとする。

(防災訓練)

第12条 甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントにおいて、甲が乙に対して参加の要望をした場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。なお、当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

(公表)

第13条 甲及び乙は、協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについて、別途協議し合意の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から締結日の属する年度末までとする。ただし、当該有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、本協定は更に1年間同一条件にて延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月1日

テ 「小松市民の健康づくりと安心・安全な暮らし」の実現に向けた包括連携協定書（明祥株式会社）

「小松市民の健康づくりと安心・安全な暮らし」の実現に向けた包括連携協定書

小松市（以下「甲」という。）と明祥株式会社（以下「乙」という。）は、小松市民（以下「市民」という。）に対する健康づくり等を推進するため、相互の協力が可能な分野において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、健康づくり等の取り組みを通じて、市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 健康づくり及び疾患予防に関すること
- (2) 感染症対策に関すること
- (3) 認知症施策に関すること
- (4) 防災・災害時等の医薬品、衛生用品等の備蓄・供給に関すること
- (5) その他前条の目的を実現するための施策に関すること

2 前項各号に掲げる事項に係る活動の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定を変更又は解除することができるものとする。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の機密事項を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従い、適正に管理しなければならない。

（協議及び疑義等の解決）

第7条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が各自署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月17日

6 防災上注意すべき市域の自然条件、危険箇所等の状況

(1) 土砂災害警戒区域

① 土石流

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	I 0055	宮谷	○		里川町
2	I 0056	西谷	○	○	里川町
3	I 0057	新場谷	○	○	鵜川町
4	I 0058	九重宮	○	○	みどり町
5	I 0059	イカダチ川	○		原町、桂町
6	I 0060	寺谷	○	○	原町
7	I 0061	原(南)	○	○	原町
8	I 0062	小谷	○		上麦口町
9	I 0063	嵐谷川	○	○	嵐町
10	I 0064	与宗助谷	○	○	中ノ峠町
11	I 0065	定者谷川	○		中ノ峠町、麦口町
12	I 0066	上麦口川	○		上麦口町
13	I 0067	大山谷	○		上麦口町
14	I 0068	大谷	○	○	麦口町
15	I 0069	一ノ谷	○		麦口町
16	I 0070	コジッコ谷	○	○	中海町、岩渕町
17	I 0071	蛇谷1号	○	○	中海町
18	I 0072	蛇谷2号	○	○	中海町
19	I 0073	宮谷	○	○	正蓮寺町
20	I 0074	五国寺谷川	○		五国寺町
21	I 0075	ジロミゾウ谷	○		金平町
22	I 0076	日の谷	○	○	麻畠町、金平町、大野町
23	I 0077	梅ノ木川	○		金平町、麻畠町、大野町
24	I 0078	小谷	○	○	麻畠町
25	I 0079	友谷 (金平町谷川)	○	○	金平町、麻畠町
26	I 0080	宮谷川	○	○	池城町
27	I 0081	ちちくら谷	○	○	松岡町
28	I 0082	後谷川	○	○	観音下町
29	I 0083	墓場谷	○	○	尾小屋町
30	I 0084	茂ッ谷	○	○	尾小屋町
31	I 0085	第三谷	○	○	尾小屋町
32	I 0086	阿手阪谷	○	○	尾小屋町
33	I 0087	おかつ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
34	I 0088	宮谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
35	I 0089	西谷	○	○	塩原町
36	I 0090	墓場谷	○	○	布橋町
37	I 0091	サンマイ谷	○	○	布橋町
38	I 0092	ふなみぞ谷	○	○	金平町、金野町
39	I 0093	金平町(西)	○	○	金平町、金野町
40	I 0094	墓場道	○	○	波佐谷町
41	I 0095	ハカン谷	○		波佐谷町
42	I 0096	奥の谷	○		波佐谷町
43	I 0097	茶園道	○	○	波佐谷町
44	I 0098	井ノ口宮ノ奥	○	○	波佐谷町
45	I 0099	宮谷	○		瀬領町
46	I 0100	次郎谷	○	○	瀬領町
47	I 0101	水無谷	○	○	瀬領町
48	I 0102	下堂谷川	○	○	大杉町
49	I 0103	寺谷川 1 号	○	○	大杉町
50	I 0104	ギョンドニ川	○	○	大杉町
51	I 0105	ハゲッタニ川	○	○	大杉町
52	I 0106	短谷川	○	○	上り江町、瀬領町
53	I 0107	コバサマ	○	○	大野町
54	I 0108	古堤	○	○	津波倉町
55	I 0109	ジマ谷	○	○	白山田町
56	I 0110	タニ	○	○	西荒谷町
57	I 0111	関ノ谷	○	○	牧口町
58	I 0112	起智坊川	○	○	栗津町
59	I 0113	栗津第 2	○	○	栗津町、西荒谷町
60	I 0114	城ヶ谷	○	○	栗津町
61	I 0115	カワカイチ	○	○	湯上町、上荒屋町
62	I 0116	貝谷	○	○	菩提町
63	I 0117	寺の谷	○	○	那谷町
64	I 0119	小城ヶ谷	○	○	滝ヶ原町
65	I 0120	滝の尻川	○	○	丸山町
66	I 0121	神社川	○	○	花立町
67	I 0122	須納谷川	○	○	花立町
68	I 2002	寺谷北	○		原町
69	II 0020	打越谷	○	○	鵜川町
70	II 0022	カタ谷	○	○	原町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
71	Ⅱ 0023	下石原	○	○	原町
72	Ⅱ 0024	奥谷	○	○	麦口町
73	Ⅱ 0025	ぎやるく谷	○	○	麦口町
74	Ⅱ 0026	日中山	○	○	五国寺町
75	Ⅱ 0027	お宮谷 2 号	○	○	池城町
76	Ⅱ 0028	沢町谷	○	○	沢町、波佐羅町
77	Ⅱ 0029	一ノ谷 1 号	○	○	尾小屋町二ツ屋
78	Ⅱ 0030	シリ高谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
79	Ⅱ 0031	五百峠谷	○	○	尾小屋町
80	Ⅱ 0033	シッタカ谷	○	○	尾小屋町
81	Ⅱ 0034	ノジ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
82	Ⅱ 0035	背谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
83	Ⅱ 0036	ミヤッ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
84	Ⅱ 0037	ドス谷	○	○	尾小屋町、尾小屋二ツ屋
85	Ⅱ 0038	お宮谷	○	○	尾小屋町、尾小屋二ツ屋
86	Ⅱ 0039	ささ谷	○	○	西俣町
87	Ⅱ 0040	ごだ谷	○	○	西俣町
88	Ⅱ 0041	蛇谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
89	Ⅱ 0042	茗ヶ谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
90	Ⅱ 0043	チョクロノタ ンコ	○	○	西俣町、西俣町滝上
91	Ⅱ 0044	布橋（北）	○	○	布橋町
92	Ⅱ 0045	用水山	○	○	江指町
93	Ⅱ 0046	毛目谷川	○	○	大杉町
94	Ⅱ 0047	守屋谷川	○	○	大杉町
95	Ⅱ 0048	化粧谷川	○	○	大杉町
96	Ⅱ 0049	新寺谷川	○	○	大杉町
97	Ⅱ 0050	寺谷川 2 号	○	○	大杉町
98	Ⅱ 0051	ワキ谷川	○	○	大杉町
99	Ⅱ 0052	谷川	○	○	大杉町
100	Ⅱ 0053	堂谷川	○	○	大杉町
101	Ⅱ 0054	寿々仏谷川	○		赤瀬町
102	Ⅱ 0057	中谷 1 号	○	○	長谷町
103	Ⅱ 0058	北谷	○	○	長谷町
104	Ⅱ 0059	上出谷	○	○	大野町
105	Ⅱ 0060	宮ノ谷	○	○	東山町
106	Ⅱ 0061	中ノ谷	○		小山田町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
107	Ⅱ 0062	小山田	○	○	小山田町
108	Ⅱ 0063	島ガチ谷	○	○	小山田町、白山田町
109	Ⅱ 0064	イナバ	○	○	日用町
110	Ⅱ 0065	アラタニダ	○	○	西荒谷町
111	Ⅱ 0066	湯上谷	○	○	湯上町
112	Ⅱ 0067	谷山	○	○	湯上町、馬場町
113	Ⅱ 0068	カキノキ谷	○	○	上荒屋町
114	Ⅱ 0069	ウッサンマイ	○	○	上荒屋町
115	Ⅱ 0070	長尾	○		上荒屋町、那谷町
116	Ⅱ 0071	二ノ谷	○	○	滝ヶ原町
117	Ⅱ 0072	丸山（西）	○	○	丸山町
118	Ⅱ 0073	袖ヶ地川	○	○	花立町
119	Ⅱ 0074	花立町谷	○	○	新保町
120	Ⅱ 0075	水上川	○	○	丸山町
121	Ⅲ 0004	甚兵谷	○	○	下八里町、八里台
122	Ⅲ 0005	棒谷	○	○	下八里町
123	Ⅲ 0006	犬の山谷	○	○	下八里町
124	Ⅲ 0007	蔦山谷	○	○	立明寺町、遊泉寺町
125	Ⅲ 0008	傍谷	○	○	鵜川町
126	Ⅲ 0009	金山谷川	○	○	鵜川町
127	Ⅲ 0011	イヤンダニ	○	○	鵜川町
128	Ⅲ 0012	ハシカンダニ	○	○	鵜川町
129	Ⅲ 0013	善興寺谷	○	○	岩渕町
130	Ⅲ 0014	シャクジ谷	○	○	岩渕町、原町
131	Ⅲ 0015	赤穂谷	○	○	中海町、岩渕町
132	Ⅲ 0016	森山ノ谷	○	○	中海町
133	Ⅲ 0017	神谷	○	○	中海町、正蓮寺町
134	Ⅲ 0019	東山宮谷	○	○	東山町
135	Ⅲ 0020	敷谷	○	○	東山町、長谷町
136	Ⅲ 0021	エセン谷	○	○	東山町、大野町、長谷町
137	Ⅲ 0022	ジャケ谷	○	○	東山町、長谷町
138	Ⅲ 0023	上山中川	○	○	長谷町、東山町、木場町
139	Ⅲ 0024	下山中川	○		東山町、木場町
140	Ⅲ 0025	ソタ谷	○	○	木場町
141	Ⅲ 0026	なしのき谷	○	○	木場町
142	Ⅲ 0027	リョウト谷	○	○	小山田町、木場町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
143	Ⅲ 0028	オクサ谷	○	○	小山田町、木場町
144	Ⅲ 0029	ヨウスケ谷	○	○	小山田町、木場町
145	Ⅲ 0030	スガミ谷	○	○	小山田町、木場町
146	Ⅲ 0031	タケノウエ	○	○	白山田町
147	Ⅲ 0032	中谷 2 号	○	○	白山田町、西荒谷町
148	Ⅲ 0033	日用(北)	○		日用町
149	Ⅲ 0034	チョシオグチ	○	○	西荒谷町
150	Ⅲ 0035	大亀谷	○	○	馬場町
151	Ⅲ 0036	今立谷	○	○	馬場町
152	Ⅲ 0037	西谷 2 号	○	○	馬場町、菩提町
153	Ⅲ 0038	蛇谷 3 号	○	○	馬場町
154	Ⅲ 0039	オサガ谷	○	○	馬場町
155	Ⅲ 0040	オオタニ	○	○	上荒屋町
156	Ⅲ 0041	鳥羽谷	○	○	菩提町
157	Ⅲ 0042	念仏谷	○	○	那谷町
158	Ⅲ 0043	暮谷	○	○	那谷町

② 急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	I -21010	大杉本	○	○	大杉町
2	I -21020	大杉中	○	○	大杉町
3	I -21030	尾小屋	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
4	I -21040	西俣茗ヶ谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
5	I -21050	西俣	○	○	西俣町
6	I -21060	赤瀬	○	○	赤瀬町
7	I -21070	菩提 2 号	○	○	菩提町
8	I -21080	菩提 1 号	○	○	菩提町
9	I -21090	西俣鳥越	○	○	西俣町、西俣町滝上、西俣町鳥越
10	I -21100	観音下	○	○	観音下町
11	I -21110	牧口	○	○	牧口町
12	I -21120	栗津 3 号	○	○	栗津町、西原町、白山田町
13	I -21140	栗津 2 号	○	○	栗津町、井口町、戸津町
14	I -21150	井口 2 号	○	○	井口町、牧口町、西荒谷町
15	I -21160	白山田	○	○	白山田町
16	I -21170	井口 1 号	○	○	井口町
17	I -21180	波佐谷	○	○	波佐谷町
18	I -21190	池城	○	○	池城町
19	I -21200	金平 2 号	○	○	金平町
20	I -21210	金平 3 号	○	○	金平町
21	I -21220	月津	○	○	月津町
22	I -21230	串茶屋	○	○	串茶屋町
23	I -21240	今江	○		今江町 6 丁目
24	I -21250	大野 1 号	○	○	大野町
25	I -21260	大野 2 号	○	○	大野町、花坂町
26	I -21270	花坂 1 号	○	○	花坂町
27	I -21280	五国寺	○	○	五国寺町、花坂町
28	I -21290	中峠	○	○	中ノ峠町
29	I -21300	嵐	○	○	嵐町、中ノ峠町
30	I -21310	上麦口	○	○	上麦口町
31	I -21320	麦口	○	○	麦口町
32	I -21330	原	○	○	原町
33	I -21340	桂	○		桂町、岩渕町
34	I -21350	中海	○	○	中海町
35	I -21360	軽海	○	○	軽海町

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
36	I-21370	希望ヶ丘	○	○	希望丘、八幡
37	I-21380	立明寺	○	○	立明寺町
38	I-21390	小松鵜川	○	○	鵜川町、立明寺町、仏大寺町
39	I-21400	里川	○	○	里川町
40	I-21410	河田谷内	○	○	河田町
41	I-21420	上八里	○	○	上八里町
42	I-21430	鵜川町	○	○	鵜川町
43	I-21440	岩渕町	○	○	岩渕町
44	I-21450	湯上	○	○	栗津町
45	I-21460	東山	○	○	東山町
46	I-21470	串	○	○	串町
47	II-21010	原町 1 号	○	○	原町、桂町、岩渕町
48	II-21020	原町 2 号	○	○	原町
49	II-21030	花坂 2 号	○	○	花坂町
50	II-21040	金平 1 号	○	○	金野町、金平町
51	II-21050	矢田野	○	○	二ツ梨町
52	II-21060	上荒屋	○	○	上荒屋町、湯上町、南陽町
53	II-21070	井口	○	○	牧口町、井口町
54	II-21080	岩上町 1 号	○	○	岩上町
55	II-21090	滝ヶ原 1 号	○	○	滝ヶ原町
56	II-21100	滝ヶ原 2 号	○	○	滝ヶ原町
57	II-21110	西俣町	○	○	西俣町、西俣町滝上
58	II-21120	尾小屋二ツ屋	○	○	尾小屋町、尾小屋町二ツ屋
59	II-21130	尾小屋長原	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
60	II-21140	西軽海	○	○	西軽海町、軽海町
61	III-21010	滝ヶ原町	○	○	滝ヶ原町
62	III-21040	尾小屋長原 3	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
63	III-21050	滝上	○	○	西俣町
64	III-21060	打木町	○	○	打木町
65	III-21070	西荒谷町	○	○	西荒谷町
66	III-21080	岩上町 2 号	○	○	岩上町、西俣町鳥越

③ 地すべり

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	10170	花立	○		花立町
2	10171	新保	○		新保町
3	387	西荒谷	○		西荒谷町、日用町
4	388	上麦口	○		上麦口町、麦口町
5	389	麦口	○		麦口町、上麦口町
6	390	麻畠	○		金平町、麻畠町
7	391	金平	○		金平町
8	392	金野 1 号	○		金平町、金野町
9	393	金野 2 号	○		金平町、金野町
10	394	塩原	○		塩原町
11	395	鳥越	○		西俣町、西俣町滝上、西俣町鳥越
12	396	下大杉	○		大杉町
13	397	光谷	○		池城町

土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域（都道府県が指定）。

土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域（都道府県が指定）。

(2) ため池一覧

番号	名称	※	所在地	位置座標	
				緯度	経度
				(北緯)	(東経)
1	八幡堤 (柳上)	※	小松市八幡町	36-23-31.6	136-29-38.1
2	若杉堤 (大池)	※	小松市若杉町地内	36-23-15.0	136-29-13.9
3	吉竹堤 (釜谷)	※	小松市吉竹町	36-23-08.7	136-29-06.4
4	そら谷	※	小松市千木野町	36-23-02.0	136-29-01.1
5	南浅井	※	小松市千木野町	36-22-55.2	136-28-55.1
6	千木野堤	※	小松市千木野町	36-22-44.1	136-28-56.3
7	大池	※	小松市千木野町	36-22-48.3	136-29-02.7
8	花坂	※	小松市花坂町	36-22-45.8	136-29-42.2
9	大倉	※	小松市本江町	36-22-38.0	136-28-24.1
10	テカ谷		小松市東山町	36-22-26.4	136-28-51.5
11	おどし (和気)	※	小松市東山町	36-22-28.8	136-28-57.5
12	宮谷	※	小松市東山町	36-22-25.4	136-28-56.9
13	真如	※	小松市東山町	36-22-33.4	136-29-08.9
14	蛇谷	※	小松市東山町	36-22-35.4	136-29-16.6
15	宮後 (宮ノ後)	※	小松市蓮代寺町	36-22-22.4	136-28-16.9
16	中ノ堤	※	小松市蓮代寺町	36-22-15.6	136-28-08.1
17	濁 (濁堤)	※	小松市蓮代寺町	36-22-07.4	136-28-11.0
18	椎谷その1		小松市三谷町	36-22-05.3	136-27-57.4
19	椎谷その2		小松市三谷町	36-22-04.6	136-28-00.9
20	窪谷	※	小松市三谷町	36-21-45.9	136-27-35.2
21	江陵	※	小松市蓮代寺町	36-21-52.6	136-28-03.9
22	小坂下堤	※	小松市三谷町	36-21-48.4	136-27-55.3
23	小坂上堤		小松市三谷町	36-21-42.9	136-27-52.6
24	松本下堤	※	小松市三谷町	36-21-39.3	136-27-50.6
25	松本上堤	※	小松市三谷町	36-21-34.9	136-27-51.4
26	土ヶ谷		小松市本江町	36-21-56.1	136-28-43.3
27	初血 (はつけつ堤)	※	小松市木場町	36-21-32.7	136-27-14.2
28	小毛草	※	小松市蓮代寺町	36-21-25.5	136-28-10.9
29	亀谷谷 (亀ヶ谷)	※	小松市蓮代寺町	36-21-21.4	136-28-14.6
30	亀ヶ谷		小松市長谷町	36-21-17.4	136-28-23.6
31	辻ヶ谷	※	小松市長谷町	36-21-28.2	136-28-41.9
32	水上谷	※	小松市津波倉町	36-20-44.0	136-26-58.7
33	白米谷	※	小松市津波倉町	36-20-56.6	136-27-13.2
34	木場谷	※	小松市波佐谷町	36-20-43.1	136-28-31.0
35	峠谷		小松市瀬領町	36-20-17.0	136-28-27.2
36	林大堤	※	小松市林町	36-20-27.4	136-26-08.7
37	頭無池	※	小松市下栗津町	36-20-26.3	136-25-45.3
38	佐美の堤	※	小松市浜佐美町	36-22-20.6	136-23-02.4
39	入江谷	※	小松市河田町	36-25-06.2	136-30-55.7
40	上八里堤		小松市上八里町馬場谷	36-25-12.0	136-31-50.0
41	中堤	※	小松市下八里町	36-25-07.5	136-31-14.8
42	西谷	※	小松市里川町	36-24-51.7	136-31-50.7
43	峠 (下)	※	小松市里川町	36-24-53.4	136-32-02.7
44	南谷		小松市里川町	36-24-59.3	136-32-31.2

番号	名称	所在地	位置座標	
			緯度	経度
			(北緯)	(東経)
45	石ヶ谷 ※	小松市里川町	36-24-43.2	136-31-51.4
46	峠(上)	小松市里川町	36-24-40.6	136-32-12.2
47	後谷	小松市立明寺町	36-24-14.2	136-31-23.4
48	立明寺	小松市立明寺町	36-24-18.2	136-31-23.7
49	奥場 ※	小松市遊泉寺町	36-23-57.5	136-31-34.4
50	峠(遊泉寺) ※	小松市遊泉寺町	36-24-28.1	136-32-12.8
51	皿谷	小松市鶴川町	36-24-11.7	136-32-19.7
52	皿谷奥	小松市鶴川町	36-24-17.3	136-32-30.9
53	桐木谷 ※	小松市鶴川町地内	36-24-11.3	136-33-04.4
54	北谷 ※	小松市中海町	36-23-42.4	136-31-42.0
55	五ノ谷	小松市遊泉寺町	36-23-44.2	136-32-39.2
56	五ノ谷奥	小松市遊泉寺町	36-23-38.2	136-32-39.0
57	善光寺 ※	小松市岩湧町	36-23-24.2	136-31-57.1
58	鉾山第1 (2番つつみ)	小松市岩湧町	36-23-23.8	136-32-04.0
59	鉾山第2 (3番つつみ) ※	小松市岩湧町	36-23-23.3	136-32-07.1
60	ブタムカイ (ブタムキ) ※	小松市中海町	36-23-04.0	136-30-52.0
61	宮谷1 ※	小松市正蓮寺町	36-22-50.8	136-30-34.8
62	宮谷2 ※	小松市正蓮寺町	36-22-50.1	136-30-43.5
63	エグチ谷	小松市五国寺町ハシカ 谷	36-22-29.3	136-30-35.8
64	東谷池	小松市五国寺町	36-22-24.1	136-30-52.3
65	西谷	小松市原町	36-22-25.6	136-31-43.3
66	西谷 ※	小松市五国寺町	36-22-09.4	136-30-20.5
67	干角堤 ※	小松市金平町	36-21-32.2	136-30-54.5
68	テング池	小松市松岡町	36-20-40.4	136-31-42.0
69	チチクラ池 ※	小松市松岡町	36-20-31.2	136-31-49.0
70	塩谷池	小松市塩原町	36-20-34.8	136-31-29.4
71	殿様 ※	小松市二ツ梨町	36-19-51.1	136-25-37.9
72	大谷	小松市戸津町	36-19-51.7	136-26-06.7
73	イモリ ※	小松市戸津町	36-19-55.4	136-26-22.4
74	鴨出	小松市二ツ梨町	36-19-37.0	136-25-37.8
75	サンマイ谷	小松市上荒屋町	36-19-36.9	136-25-50.5
76	奥ノ谷 ※	小松市二ツ梨町	36-19-25.2	136-25-32.4
77	正見谷 ※	小松市牧口町	36-19-47.7	136-27-12.3
78	西原堤 ※	小松市西原町	36-19-31.1	136-27-04.7
79	亥谷 ※	小松市白山田町	36-19-57.8	136-27-51.2
80	岩井谷	小松市瀬領町	36-19-56.7	136-28-19.8
81	口池 ※	小松市上り江町	36-19-14.4	136-28-55.4
82	太谷(フトタニ)	小松市牧口町	36-19-26.3	136-29-45.3
83	大音(オオオト) ※	小松市牧口町	36-19-22.8	136-27-47.3
84	奥池	小松市上り江町	36-18-56.1	136-28-30.6
85	那谷口 ※	小松市上荒屋町	36-19-08.0	136-25-52.1
86	水源池 ※	小松市上荒屋町	36-19-03.5	136-25-58.1
87	脇谷	小松市那谷町	36-18-57.9	136-25-36.9

番号	名称	所在地	位置座標	
			緯度	経度
			(北緯)	(東経)
88	念仏谷	小松市那谷町	36-18-36.0	136-25-31.8
89	椎官谷	小松市那谷町	36-18-38.1	136-25-36.2
90	ダイゴ谷	小松市那谷町	36-18-31.4	136-25-39.7
91	新堤 ※	小松市那谷町	36-18-39.8	136-25-17.4
92	寺下谷 2 ※	小松市那谷町	36-18-33.9	136-25-23.1
93	寺下谷 3	小松市那谷町	36-18-31.5	136-25-23.1
94	寺下谷 4	小松市那谷町	36-18-25.8	136-25-26.6
95	杉谷	小松市那谷町	36-18-29.2	136-25-12.4
96	杉谷 2 号	小松市那谷町	36-18-27.2	136-25-14.4
97	篤谷 (管谷)	小松市那谷町	36-18-34.3	136-24-46.3
98	大谷池 ※	小松市塩原町	36-20-12.2	136-31-18.6
99	大谷堤 ※	小松市布橋町	36-19-58.1	136-30-36.1
100	上谷池 (若宮のため池) ※	小松市観音下町	36-19-53.2	136-31-29.0
101	花谷堤 ※	小松市波佐羅町	36-19-50.6	136-31-26.7
102	花谷上堤	小松市波佐羅町	36-19-48.7	136-31-23.7
103	青木谷 ※	小松市観音下町	36-19-40.9	136-31-52.3
104	漆谷	小松市観音下町	36-19-29.6	136-31-55.6
105	打谷堤	小松市打木町	36-18-50.6	136-30-15.0

出典：石川県農林水産部 農業基盤課

「農業用ため池データベース」

「ため池の位置情報データ」

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nouson/nouchihozen/bousai.html>

(2026/5/27 閲覧)

※印のため池は、石川県指定の防災重点ため池とし、維持管理及びパトロールを強化する。

(3) 水防注意箇所

重要水防箇所A、B及び要注意に該当する箇所

①国管理区間（梯川水系 直轄区間）

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
1	梯川	安宅町 白江町	左	0.0k ～ 4.9k	5,037	B	堤防漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	1.8～2.0k 重点監視 区間
2	梯川	安宅町	左	0.0k ～ 0.9k	888	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
3	梯川	下牧町 上小松町	左	2.1k ～ 4.3k	2,205	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
4	梯川	園町	左	+150 +10 ～ 3.6k 3.8k	43	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
5	梯川	白江町	左	4.9k ～ 5.1k	135	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	5.0k～ 5.1k 重点監視 区間
6	梯川	白江町	左	+80 +120 ～ 5.0k 5.0k	40	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
7	梯川	千代町 佐々木町	左	7.7k ～ 7.9k	192	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
8	梯川	千代町 佐々木町	左	7.7k ～ 7.9k	192	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
9	梯川	千代町 佐々木町	左	+130 +150 ～ 7.6k 10.6k	2,962	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
10	梯川	佐々木町 光 陽 町 荒木田町	左	8.1k ～ 9.3k	1,249	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	8.8k～ 9.1k 重点監視 区間
11	梯川	佐々木町 光 陽 町 荒木田町	左	8.1k ～ 9.3k	1,249	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	8.4k～ 9.3k 重点監視 区間
12	梯川	軽海町	左	+150 +170 ～ 10.6k 10.6k	20	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	
13	梯川	軽海町	左	+170 +60 ～ 10.6k 11.0k	271	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
14	梯川	軽海町	左	+60 +100 ～ 11.0k 11.0k	40	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	
15	梯川	軽海町	左	+100 +40 ～ 11.0k 11.2k	122	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
16	梯川	軽海町	左	+140 +20 ～ 11.2k 11.4k	145	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
17	梯川	中海町	左	+140 ～ 11.5k 11.2k	225	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
18	梯川	中海町	左	+50 ～ +160 11.4k 11.8k	520	A	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	
19	梯川	安宅町 長崎町	右	0.3k ～ 0.9k	583	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	0.4k ～ 0.8k 重点監視 区間
20	梯川	安宅町	右	+150 ～ 0.4k 0.2k	13	B	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	
21	梯川	安宅町	右	+150 +190 ～ 0.6k 0.6k	40	B	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	
22	梯川	長崎町	右	0.9k ～ 1.1k	178	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
23	梯川	鶴ヶ島町	右	1.3k ～ 1.5k	180	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
24	梯川	鶴ヶ島町 下牧町	右	1.7k ～ 1.9k	201	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
25	梯川	鶴ヶ島町 下牧町	右	1.7k ～ 1.9k	201	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	1.7k～ 1.9k 重点監視 区間
26	梯川	梯町 茶屋町 川辺町	右	3.3k ～ 5.1k	1,851	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
27	梯川	梯 町	右	+150 +220 ～ 3.6k 3.6k	70	B	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	
28	梯川	平面町	右	+100 4.6k ～ 4.6k	70	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み土のう	小松市	
29	梯川	千代町	右	+100 +50 ～ 7.0k 7.6k	327	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
30	梯川	千代町 古府町	右	+50 +50 ～ 7.6k 7.8k	192	A	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
31	梯川	千代町	右	7.7k ～ 7.9k	192	A	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	7.7k～ 7.9k 重点監視 区間
32	梯川	古府町	右	+150 +50 ～ 8.2k 8.8k	394	B	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
33	梯川	荒木田町 埴田町	右	+190 +70 ～ 9.0k 10.0k	905	B	越水(溢水)	越水	積み土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
34	梯川	荒木田町 埴田町	右	+50 ～ 9.5k 9.2k	237	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
35	梯川	荒木田町 埴田町	右	+50 ～ 9.5k 9.2k	237	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	9.2k+50～ 9.5k 重点監視 区間

資料編 危険箇所

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
36	梯川	埴田町	右	9.7k ～ 9.9k	220	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
37	梯川	埴田町	右	9.7k ～ 9.9k	220	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
38	梯川	埴田町	右	+70 +150 ～ 10.0k 10.0k	80	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
39	梯川	埴田町 鶯川町 遊泉寺町	右	+60 10.1k ～ 10.4k	397	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
40	梯川	埴田町 鶯川町 遊泉寺町	右	+150 +120 ～ 10.0k 10.4k	407	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
41	梯川	遊泉寺町 中海町	右	+120 +120 ～ 10.4k 10.6k	201	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
42	梯川	中海町	右	10.8k ～ 10.9k	100	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
43	梯川	中海町	右	+10 +110 ～ 10.8k 11.2k	537	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
44	梯川	中海町	右	10.9k ～ 11.1k	219	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
45	梯川	中海町 正蓮寺町	右	11.3k ～ 12.1k	777	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
46	梯川	中海町	右	+60 +80 ～ 11.4k 11.8k	422	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
47	梯川	中海町 正蓮寺町	右	+80 ～ 12.2k 11.8k	336	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
48	梯川	安宅町	-	左：0.2k+65.6 右：0.2k+52.7	住吉橋 歩道橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	小松市
49	梯川	園 町 島田町	-	左：3.6k+81.8 右：3.6k+180.2	IR いしかわ 鉄道線 梯川橋梁	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	IR いしか わ鉄道 株式会社
50	梯川	白江町 平面町	-	左：5.0k+43.4 右：5.0k+30.5	小松新橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
51	梯川	荒木田町	-	左：9.2k+93.5 右：9.2k+100.8	荒木田大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
52	梯川	荒木田町 埴田町	-	左：9.8k+137.0 右：9.8k+123.3	鴨浦橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
53	梯川	軽海町 中海町	-	左：10.6k+160.0 右：10.6k+214.8	軽海新橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
54	梯川	軽海町 中海町	-	左：11.0k+70.0 右：11.0k+105.9	中海大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
55	梯川	中海町	-	左：11.4k+28.6 右：11.4k+12.4	百石谷大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	小松市

※重要水防箇所の危険度評定基準による区分（A、B、要注意の3区分）

※完成堤防で流下能力不足の場合は、「越水(溢水)(流下能力不足)」とする。

②県管理区間（南加賀土木事務所管内 指定区間）

番号	河川名	注意を要する区間				水防工法	管理団体名及び団員数	重要度
		地名	岸	延長 (m)	種別			
1	鍋谷川	小松市古符町	左	23	破堤跡	積土のう工	小松市 371	要注意
2	鍋谷川	小松市上八里町	左	118	破堤跡	積土のう工	小松市 371	要注意
3	八丁川	小松市平面町～長田町 (梯川合流地点～)	左	1,150	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
4	八丁川	小松市長田町	左	50	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	A
5	八丁川	小松市長田町	左	150	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
6	八丁川	小松市平面町～長田町 (梯川合流地点～)	右	1,322	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
7	日用川	小松市木場町～津波倉町 (木場潟合流地点～)	左	1,238	堤防断面	シート張工	小松市 371	B
8	日用川	小松市木場町～津波倉町 (木場潟合流地点～)	右	1,238	堤防断面	シート張工	小松市 371	B
9	前川	小松市浮柳町～向本折町	左	1,750	漏水	月の輪工	小松市 371	B
10	前川	小松市安宅町～今江町 (梯川合流地点～)	右	4,000	漏水	月の輪工	小松市 371	B
11	前川	小松市今江町	左	800	洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
12	前川	小松市今江町	右	800	洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
13	滓上川	小松市中海町	左	570	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
14	滓上川	小松市中海町	右	830	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
15	滓上川	小松市中海町～岩淵町	左	350	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
16	滓上川	小松市中海町～岩淵町	右	350	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
17	滓上川	小松市中海町	左	200	堤防高	積土のう工	小松市 371	B
18	滓上川	小松市中海町	右	200	堤防高	積土のう工	小松市 371	B

※重要水防箇所の危険度評定基準による区分（A、B、要注意の3区分）

③海岸（石川海岸） 直轄管理区間、県管理区間、市管理区間

番号	海岸名	位置		距離標	施行者	箇所状況	水防活動	備考
		市町	字					
1	小松海岸	小松市	安宅町	No. 565 付近	石川県	背後低平地 (住宅地)	通行止め 積み土のう	
2	小松海岸	小松市	安宅新町 日末町	No. 602 ～No. 606 付近	国土交通省	背後低平地	北陸道 通行止め	

(4) 雪崩発生危険箇所

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A 市区町村名	B 大字・小字等地名	C 危険箇所名	F 危険箇所等の種類	G 箇所番号	H 平均傾斜度 ($\theta 1$)	I 最急傾斜度 ($\theta 2$)	J 雪崩危険斜面内の標高差 ($H 1$)	K 雪崩危険区域内の標高差 ($H 2$)	L 雪崩危険斜面の上限点の標高 ($H 0$)	M 見通し角 ($\theta 0$)	N 雪崩危険斜面面積	O 雪崩危険斜面延長 (縦断方向)	P 雪崩危険斜面延長 (横断方向)	AF 人家戸数	DL 経路上最低位置の緯度	DM 経路上最低位置の経度	
1	小松市	花立町	花立町1	I	21020	28	30	120	150	710	27	26025	255	210	10	36.12.43	136.32.05	
2	小松市	丸山町	丸山町1	I	21030	29	45	160	165	550	29	59534	332	310	1	36.14.38	136.32.22	
3	小松市	丸山町	丸山町2	I	21050	29	40	180	200	570	25	86335	366	330	4	36.14.50	136.32.28	
4	小松市	丸山町	丸山町3	I	21060	43	50	140	150	510	37	40406	205	350	5	36.14.47	136.32.31	
5	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町1	I	21070	37	45	60	66	212	30	97235	100	350	6	36.15.00	136.29.55	
6	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町2	I	21080	31	43	148	155	306	30	90526	280	525	6	36.15.09	136.30.11	
7	小松市	大杉町大杉本町	大杉上町1	I	21090	24	45	108	115	280	24	61993	257	335	2	36.15.19	136.30.37	
8	小松市	大杉町大杉本町	大杉上町2	I	21100	30	35	110	118	280	30	47949	219	280	3	36.15.13	136.30.44	
9	小松市	西俣町西俣町茗ヶ谷	西俣町茗ヶ谷1	I	21110	27	45	270	320	470	27	23946	841	400	5	36.17.42	136.31.02	
10	小松市	西俣町西俣町茗ヶ谷	西俣町茗ヶ谷2	I	21120	34	35	125	134	280	31	27907	230	190	5	36.17.38	136.31.00	
11	小松市	西俣町	西俣町1	I	21140	45	47	74	80	210	40	28919	106	220	5	36.18.01	136.31.14	
12	小松市	西俣町	西俣町2	I	21150	29	45	140	150	280	29	51553	292	265	8	36.18.01	136.31.17	
13	小松市	西俣町西俣町瀧上	西俣町瀧上	I	21160	34	55	206	206	296	31	13577	326	520	6	36.18.44	136.31.18	
14	小松市	西俣町西俣町鳥越	西俣町鳥越1	I	21180	33	37	112	127	230	31	55480	203	355	5	36.18.49	136.31.23	
15	小松市	岩上町	岩上町1	I	21190	30	35	98	102	180	25	53629	196	400	12	36.19.28	136.31.48	
16	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原1	I	21210	35	45	86	104	276	35	25149	146	230	6	36.17.35	136.32.15	
17	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原2	I	21220	26	45	120	130	280	22	46542	256	340	12	36.17.41	136.32.07	
18	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原3	I	21230	39	45	80	100	260	39	19409	129	220	16	36.17.40	136.32.05	
19	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原4	I	21250	27	38	50	60	200	25	9518	101	110	1	36.18.00	136.31.50	
20	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原5	I	21260	21	37	90	101	232	21	41338	251	295	6	36.18.12	136.31.51	
21	小松市	観音下町	観音下町1	I	21290	29	30	88	90	170	27	29714	200	210	6	36.19.42	136.31.59	
22	小松市	観音下町	観音下町2	I	21300	35	55	78	78	154	35	20394	134	200	9	36.19.41	136.31.55	
23	小松市	観音下町	観音下町3	I	21310	40	42	100	108	187	38	23103	157	190	12	36.19.44	136.31.50	
24	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町1	I	21320	37	45	92	96	152	37	19496	150	190	9	36.17.13	136.25.40	
25	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町2	I	21330	33	35	62	64	110	33	5888	113	95	2	36.17.38	136.25.38	
26	小松市	那谷町	那谷町	I	21340	27	42	30	39	70	27	10814	73	190	4	36.18.37	136.25.30	
27	小松市	日用町	日用町1	I	21350	34	51	60	66	108	34	22971	96	225	5	36.18.57	136.28.07	
28	小松市	日用町	日用町2	I	21360	32	40	84	89	134	30	35347	159	300	6	36.19.02	136.28.10	
29	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町3	I	21370	27	30	152	161	306	27	54450	325	280	6	36.15.02	136.30.03	
30	小松市	西俣町	西俣町3	I	21380	37	40	122	122	240	28	23084	194	120	0	36.18.14	136.31.15	
31	小松市	西俣町	西俣町4	I	21390	35	45	90	99	220	29	53038	159	170	0	36.18.14	136.31.13	
32	小松市	大杉町大杉中町	大杉中町2	I	21400	36	37	90	100	230	29	21159	155	210	6	36.15.32	136.29.33	
33	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町1	I	21410	27	30	144	151	280	24	63140	325	370	5	36.15.40	136.29.24	
34	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町2	I	21430	34	43	170	170	300	34	44716	302	200	9	36.15.54	136.29.19	
35	小松市	赤瀬町	赤瀬町1	I	21450	37	43	204	207	300	37	71570	332	310	0	36.17.47	136.29.07	
36	小松市	赤瀬町	赤瀬町2	I	21460	37	45	212	212	300	35	73391	376	140	0	36.17.53	136.29.14	
37	小松市	赤瀬町	赤瀬町3	I	21470	23	30	170	171	270	23	115506	435	400	3	36.17.53	136.29.29	
38	小松市	赤瀬町	赤瀬町4	I	21490	27	30	80	85	170	27	26476	174	180	23	36.17.52	136.29.32	
39	小松市	打木町	打木町1	I	21500	38	45	156	160	212	23	45434	254	225	10	36.18.51	136.29.23	
40	小松市	上り江町	上り江町	I	21510	30	45	126	130	196	24	95062	248	465	22	36.18.58	136.29.14	
41	小松市	瀬領町	瀬領町1	I	21520	29	55	80	87	147	20	30246	135	285	8	36.19.32	136.29.19	
42	小松市	池城町	池城町1	I	21530	30	45	88	105	200	30	52313	173	215	4	36.20.31	136.32.45	
43	小松市	松岡町	松岡町	I	21550	29	37	66	68	146	22	12944	137	155	5	36.20.29	136.32.02	
44	小松市	塩原町	塩原町	I	21560	45	55	68	70	130	31	66333	92	350	9	36.20.02	136.31.38	
45	小松市	金平町	金平町1	I	21570	34	55	88	101	144	27	32230	157	260	6	36.20.40	136.30.30	
46	小松市	金平町	金平町2	I	21580	36	55	102	110	148	27	38881	173	200	5	36.20.55	136.30.26	
47	小松市	金平町	金平町3	I	21590	30	45	82	88	128	30	29191	110	95	6	36.20.58	136.30.26	
48	小松市	金平町	金平町4	I	21600	20	42	92	96	132	20	2456	261	290	3	36.21.11	136.30.27	
49	小松市	金平町	金平町5	I	21610	31	39	66	74	110	23	22094	128	165	5	36.21.19	136.30.28	
50	小松市	金平町麻阜町	麻阜町1	I	21620	26	34	64	72	114	25	13276	145	120	7	36.21.18	136.30.38	
51	小松市	金平町麻阜町	麻阜町2	I	21630	31	33	40	45	94	31	3402	76	75	5	36.21.15	136.30.47	
52	小松市	大野町	大野町1	I	21640	27	68	64	74	94	20	34807	63	315	7	36.22.17	136.30.11	
53	小松市	五国寺町	五国寺町1	I	21650	28	55	26	29	46	28	8036	51	200	4	36.22.40	136.30.25	
54	小松市	五国寺町	五国寺町2	I	21660	24	43	68	83	98	23	31945	164	355	19	36.22.40	136.30.30	
55	小松市	軽海町	軽海町	I	21670	47	47	33	33	43	47	3598	59	90	19	36.23.37	136.30.58	
56	小松市	麦口町	麦口町1	I	21680	40	45	165	165	200	40	53981	261	300	0	36.21.58	136.32.55	
57	小松市	麦口町	麦口町2	I	21690	25	36	122	132	204	26	76274	287	280	0	36.22.05	136.32.49	
58	小松市	麦口町	麦口町3	I	21700	26	37	106	115	170	24	43795	244	285	21	36.22.15	136.32.53	
59	小松市	麦口町	麦口町4	I	21710	35	37	65	70	120	25	11483	122	140	4	36.22.11	136.32.48	
60	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町1	I	21720	34	35	110	117	230	33	11346	193	180	8	36.22.08	136.34.32	
61	小松市	嵐町	嵐町1	I	21730	35	36	28	30	148	27	1598	49	50	8	36.22.05	136.34.31	
62	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町2	I	21740	29	45	158	165	274	29	8446	314	270	7	36.22.10	136.34.28	
63	小松市	嵐町	嵐町2	I	21750	30	45	160	165	270	30	11494	318	430	9	36.22.08	136.34.30	
64	小松市	嵐町	嵐町3	I	21760	24	45	126	133	234	24	39380	338	215	5	36.22.18	136.34.16	
65	小松市	上麦口町	上麦口町1	I	21770	32	35	70	73	140	32	14742	130	140	6	36.22.10	136.33.19	
66	小松市	上麦口町	上麦口町2	I	21780	23	34	114	120	190	20	87454	293	190	15	36.22.12	136.33.13	
67	小松市	上麦口町	上麦口町3	I	21790	22	30	128	130	190	22	72281	351	390	17	36.22.14	136.33.15	
68	小松市	原町	原町1	I	21800	45	45	30	37	80	36	12645	49	140	7	36.22.35	136.32.25	

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A 市区町村名	B 大字・小字等 地名	C 危険箇所名	F 危険箇所等の種類	G 箇所番号	H 平均傾斜度 (θ_1)	I 最急傾斜度 (θ_2)	J 雪崩危険斜面内の標高差 (H_1)	K 雪崩危険区域内の標高差 (H_2)	L 雪崩危険斜面の 上限点の標高 (H_0)	M 見通し角 (θ_0)	N 雪崩危険斜面面積	O 雪崩危険斜面延長 (縦断方向)	P 雪崩危険斜面延長 (横断方向)	AF 人家戸数	DL 経路上最低位置の緯度	DM 経路上最低位置の経度	
71	小松市	原町	原町4	I	21830	31	47	72	89	126	31	61244	140	460	40	36.22.47	136.32.13	
72	小松市	原町	原町5	I	21840	34	37	44	46	70	34	9335	78	160	6	36.23.00	136.31.54	
73	小松市	岩瀬町	岩瀬町1	I	21850	34	35	30	35	56	30	18977	54	240	12	36.23.10	136.31.37	
74	小松市	岩瀬町	岩瀬町2	I	21860	33	31	32	40	68	22	5887	113	110	0	36.23.17	136.31.46	
75	小松市	鶴川町	鶴川町1	I	21870	39	40	34	36	68	34	3499	51	110	7	36.23.57	136.32.14	
76	小松市	鶴川町	鶴川町2	I	21880	30	33	46	56	76	30	18731	81	1150	56	36.23.57	136.32.01	
77	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原6	I	21890	30	45	90	93	230	30	54433	185	290	1	36.18.02	136.31.48	
78	小松市	波佐谷町	波佐谷町2	I	21900	33	45	22	30	70	33	15615	42	360	15	36.20.24	136.29.05	
79	小松市	長谷町	長谷町	I	21910	33	47	32	34	70	29	6886	60	110	0	36.21.20	136.29.06	
80	小松市	江指町	江指町1	I	21920	25	43	58	64	94	22	27124	138	220	8	36.21.21	136.29.26	
81	小松市	江指町	江指町2	I	21930	41	53	58	63	92	37	15153	75	195	1	36.21.23	136.29.34	
82	小松市	金平町	金平町6	I	21940	27	35	44	52	80	27	15200	95	230	7	36.21.17	136.29.47	
83	小松市	金平町	金平町7	I	21950	36	45	18	20	61	36	9623	31	240	13	36.21.25	136.29.50	
84	小松市	大野町	大野町2	I	21960	35	45	60	64	90	25	34986	104	210	3	36.21.40	136.29.55	
85	小松市	大野町	大野町3	I	21970	18	37	59	59	82	18	36076	179	320	12	36.22.05	136.30.01	
86	小松市	大野町	大野町4	I	21980	35	45	51	55	77	31	9747	85	140	10	36.22.10	136.30.02	
87	小松市	新保町	新保町1	I	21990	37	40	150	170	700	30	38831	250	240	2	36.11.49	136.31.40	
88	小松市	西侯町西侯町茗ヶ谷	西侯町茗ヶ谷3	II	21020	33	38	120	125	260	30	33247	227	240	1	36.17.57	136.31.10	
89	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原7	II	21060	30	33	46	50	200	22	7442	92	110	2	36.17.44	136.31.57	
90	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原8	II	21070	33	35	58	62	196	28	7160	107	80	1	36.17.57	136.31.50	
91	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋1	II	21090	32	43	108	124	230	32	29769	200	210	1	36.18.38	136.32.02	
92	小松市	菩提町	菩提町1	II	21100	30	33	34	50	115	30	6726	69	120	3	36.17.49	136.26.24	
93	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町3	II	21120	38	40	50	53	110	35	8370	82	100	1	36.17.18	136.25.43	
94	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町4	II	21130	43	45	69	69	132	43	15701	103	140	1	36.17.24	136.25.37	
95	小松市	日用町	日用町3	II	21140	35	48	59	59	109	26	8848	85	100	1	36.19.02	136.28.15	
96	小松市	布橋町	布橋町	II	21170	30	36	63	68	120	30	6254	127	100	2	36.20.18	136.31.07	
97	小松市	麦口町	麦口町5	II	21180	29	34	56	59	130	28	14603	120	120	2	36.22.17	136.32.52	
98	小松市	嵐町	嵐町4	II	21190	41	45	86	87	190	31	14822	133	140	1	36.22.14	136.34.24	
99	小松市	上麦口町	上麦口町4	II	21200	35	42	100	102	162	35	15201	171	100	3	36.22.15	136.33.07	
100	小松市	小山田町	小山田町	II	21220	24	30	20	24	44	22	3954	49	90	4	36.20.08	136.27.43	
101	小松市	丸山町	丸山町4	II	21230	27	35	130	130	510	27	81300	224	300	4	36.14.44	136.32.23	
102	小松市	西侯町	西侯町5	II	21240	32	36	102	113	250	32	22964	188	230	4	36.17.53	136.31.10	
103	小松市	西侯町西侯町鳥越	西侯町鳥越2	II	21250	31	45	134	138	250	27	67822	257	290	2	36.18.39	136.31.19	
104	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原9	II	21260	37	39	76	78	246	28	20439	125	90	4	36.17.36	136.32.18	
105	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原10	II	21270	36	45	116	118	260	30	27418	198	245	4	36.17.45	136.31.53	
106	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋2	II	21280	34	41	40	44	150	32	3041	72	70	2	36.18.35	136.31.58	
107	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋3	II	21290	29	30	134	136	240	26	64934	283	320	3	36.18.41	136.31.59	
108	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町4	II	21300	27	45	112	119	266	27	67789	247	350	2	36.14.59	136.29.51	
109	小松市	大杉町大杉中町	大杉中町1	II	21310	37	40	100	100	250	37	38124	250	250	3	36.15.27	136.29.35	
110	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町3	II	21320	26	30	120	135	270	26	64723	278	450	3	36.15.48	136.29.21	
111	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町4	II	21330	30	45	200	216	350	30	57653	350	200	4	36.15.59	136.29.15	
112	小松市	赤瀬町	赤瀬町5	II	21340	37	45	100	102	190	35	22008	169	175	3	36.17.52	136.29.21	
113	小松市	池城町	池城町2	II	21350	37	39	94	99	194	31	81460	157	210	1	36.20.30	136.32.34	
114	小松市	花立町	花立町2	III	21010	27	35	210	210	710		143200	450	350	0	36.12.33	136.31.51	
115	小松市	花立町	花立町3	III	21020	34	34	270	270	700		72300	480	450	0	36.13.20	136.32.01	
116	小松市	丸山町	丸山町5	III	21030	36	45	160	160	300		37500	270	300	0	36.14.38	136.31.01	
117	小松市	丸山町	丸山町6	III	21040	38	40	151	152	330		32800	243	280	0	36.14.40	136.30.54	
118	小松市	丸山町	丸山町7	III	21050	35	43	159	167	332		53600	275	390	0	36.14.45	136.30.46	
119	小松市	大杉町	大杉町	III	21060	32	41	128	128	286		38500	235	325	0	36.15.02	136.30.47	
120	小松市	丸山町	丸山町8	III	21070	30	45	170	170	520		76500	345	300	0	36.15.00	136.32.40	
121	小松市	丸山町	丸山町9	III	21080	41	45	150	150	500		59800	225	450	0	36.15.05	136.32.41	
122	小松市	丸山町	丸山町10	III	21090	33	50	150	150	490		66700	275	550	0	36.15.11	136.32.50	
123	小松市	丸山町	丸山町11	III	21100	34	45	170	170	500		43800	300	400	0	36.15.21	136.33.06	
124	小松市	西侯町西侯町鳥越	西侯町鳥越3	III	21110	35	48	169	169	288		100100	295	430	0	36.18.27	136.31.19	
125	小松市	岩上町	岩上町2	III	21120	27	30	138	138	228		105800	310	630	0	36.19.12	136.31.27	
126	小松市	岩上町	岩上町3	III	21130	35	37	178	179	270		66800	305	320	0	36.19.16	136.31.33	
127	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原11	III	21140	34	45	200	200	400		168000	360	800	0	36.17.22	136.32.29	
128	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原12	III	21150	36	38	79	80	272		15600	135	170	0	36.17.30	136.32.19	
129	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋4	III	21160	25	33	147	149	272		65800	345	150	0	36.18.25	136.31.56	
130	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋5	III	21170	27	37	138	138	234		83500	310	450	0	36.19.00	136.32.07	
131	小松市	岩上町	岩上町4	III	21180	31	35	91	86	181		27100	175	260	0	36.19.12	136.32.03	
132	小松市	岩上町	岩上町5	III	21190	38	42	151	159	245		51000	245	360	0	36.19.17	136.32.03	
133	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町5	III	21200	23	25	64	64	124		43400	165	180	0	36.17.06	136.25.40	
134	小松市	菩提町	菩提町	III	21210	26	29	45	50	108		18500	100	300	0	36.18.01	136.26.16	
135	小松市	牧口町	牧口町	III	21220	18	25	60	60	79		32400	195	305	0	36.19.21	136.27.30	
136	小松市	西荒谷町	西荒谷町1	III	21230	37	43	46	47	77		16100	75	250	0	36.19.04	136.27.41	
137	小松市	西荒谷町	西荒谷町2	III	21240	30	30	57	53	94		10200	115	130	0	36.19.00	136.27.44	
138	小松市	日用町	日用町4	III	21250	35	35	62	65	104		24700	110	290	0	36.18.56	136.27.58	

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A	B	C	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	AF	DL	DM	
	市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度（θ1）	最急傾斜度（θ2）	雪崩危険斜面内の標高差（H1）	雪崩危険区域内の標高差（H2）	雪崩危険斜面の上限点の標高（H0）	見通し角（θ0）	雪崩危険斜面面積	雪崩危険斜面延長（縦断方向）	雪崩危険斜面延長（横断方向）	人家戸数	経路上最低位置の緯度	経路上最低位置の経度	
141	小松市	赤瀬町	赤瀬町6	Ⅲ	21280	32	40	244	244	350		138100	470	150		036.17.45	136.28.53	
142	小松市	赤瀬町	赤瀬町7	Ⅲ	21300	42	43	194	194	272		41300	290	160		036.18.00	136.29.33	
143	小松市	赤瀬町	赤瀬町8	Ⅲ	21310	32	36	168	168	248		77800	320	170		036.18.05	136.29.33	
144	小松市	赤瀬町	赤瀬町9	Ⅲ	21320	35	37	128	128	206		35600	220	330		036.18.07	136.29.29	
145	小松市	赤瀬町	赤瀬町10	Ⅲ	21330	38	39	173	173	245		59300	280	350		036.18.09	136.29.23	
146	小松市	瀬領町	打木町2	Ⅲ	21340	26	35	157	157	222		48200	355	350		036.18.42	136.29.29	
147	小松市	瀬領町	打木町3	Ⅲ	21350	35	36	117	118	184		61800	200	500		036.18.37	136.29.27	
148	小松市	瀬領町	瀬領町2	Ⅲ	21360	36	37	68	68	124		11400	115	180		036.19.35	136.29.30	
149	小松市	瀬領町	瀬領町3	Ⅲ	21370	35	40	84	84	144		20500	145	280		036.19.36	136.29.35	
150	小松市	瀬領町	瀬領町4	Ⅲ	21380	28	35	82	82	146		28500	175	280		036.19.35	136.29.38	
151	小松市	瀬領町	瀬領町5	Ⅲ	21390	39	38	80	80	144		11500	130	180		036.19.37	136.29.43	
152	小松市	瀬領町	瀬領町6	Ⅲ	21400	35	41	93	93	163		32800	165	250		036.19.40	136.29.49	
153	小松市	原町	原町6	Ⅲ	21410	34	38	100	100	145		62200	180	500		036.22.21	136.31.59	
154	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町3	Ⅲ	21420	43	53	122	122	253		15000	180	140		036.22.11	136.34.49	
155	小松市	嵐町	嵐町5	Ⅲ	21430	33	35	138	143	240		41200	250	210		036.22.13	136.34.05	
156	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町4	Ⅲ	21440	35	45	203	203	287		98300	355	450		036.22.15	136.33.59	
157	小松市	嵐町	嵐町6	Ⅲ	21450	30	32	141	141	232		77500	285	400		036.22.05	136.33.55	
158	小松市	嵐町	嵐町7	Ⅲ	21460	38	38	141	142	218		53200	230	340		036.22.03	136.33.39	
159	小松市	新保町	新保町2	Ⅲ	21470	31	45	95	100	660		19714	175	190		036.11.52	136.31.40	
160	小松市	尾小屋町(大倉岳高原スキー場)	大倉岳高原	Ⅲ	21480	29	45	140	150	400		53997	285	350		036.16.55	136.32.30	
161	小松市	赤瀬町	赤瀬町11	Ⅲ	21490	25	35	190	235	360		142235	452	250		036.17.40	136.28.44	
162	小松市	赤瀬町	赤瀬町12	Ⅲ	21500	30	43	145	150	275		33030	289	200		036.17.33	136.29.14	
163	小松市	赤瀬町	赤瀬町13	Ⅲ	21510	39	40	90	100	220		16756	129	200		036.17.34	136.29.18	
164	小松市	麦口町	麦口町6	Ⅲ	21520	36	40	70	72	120		55775	117	80		036.22.26	136.32.38	

雪崩危険箇所の定義

○対象市町村

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯指定市町村とする。

○雪崩危険区域と雪崩危険斜面

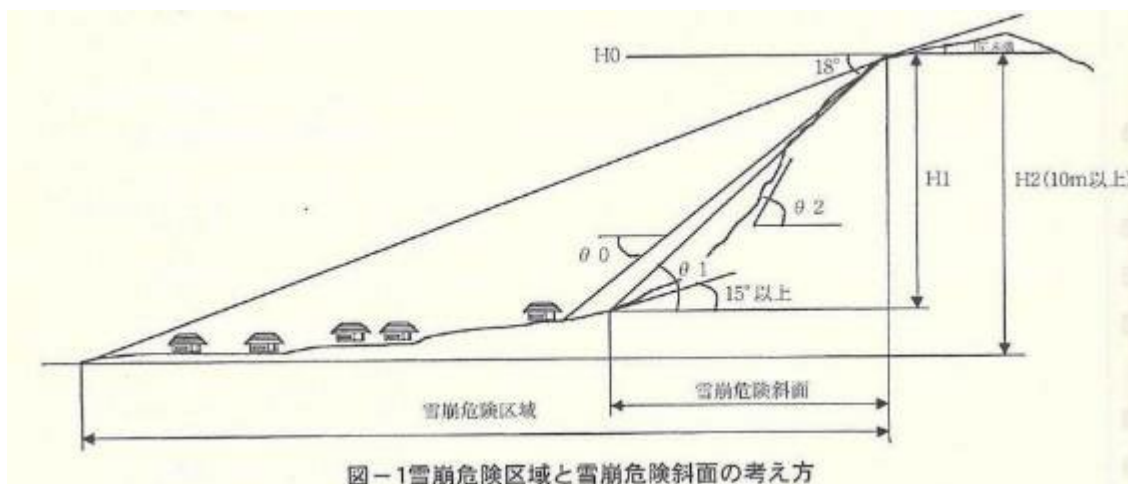
雪崩危険区域は、斜面勾配 15° 以上かつ高さ 10m 以上を有する斜面上部の勾配 15° 未満となる地点を見通した時に 18° 以上の角度を有する範囲とする。

○雪崩危険箇所

ランクⅠ：人家5戸以上

ランクⅡ：人家1～4戸

ランクⅢ：人家がない箇所（人家の立地する可能性がない区域は対象外とする）



(5) 異常気象時における道路通行規制

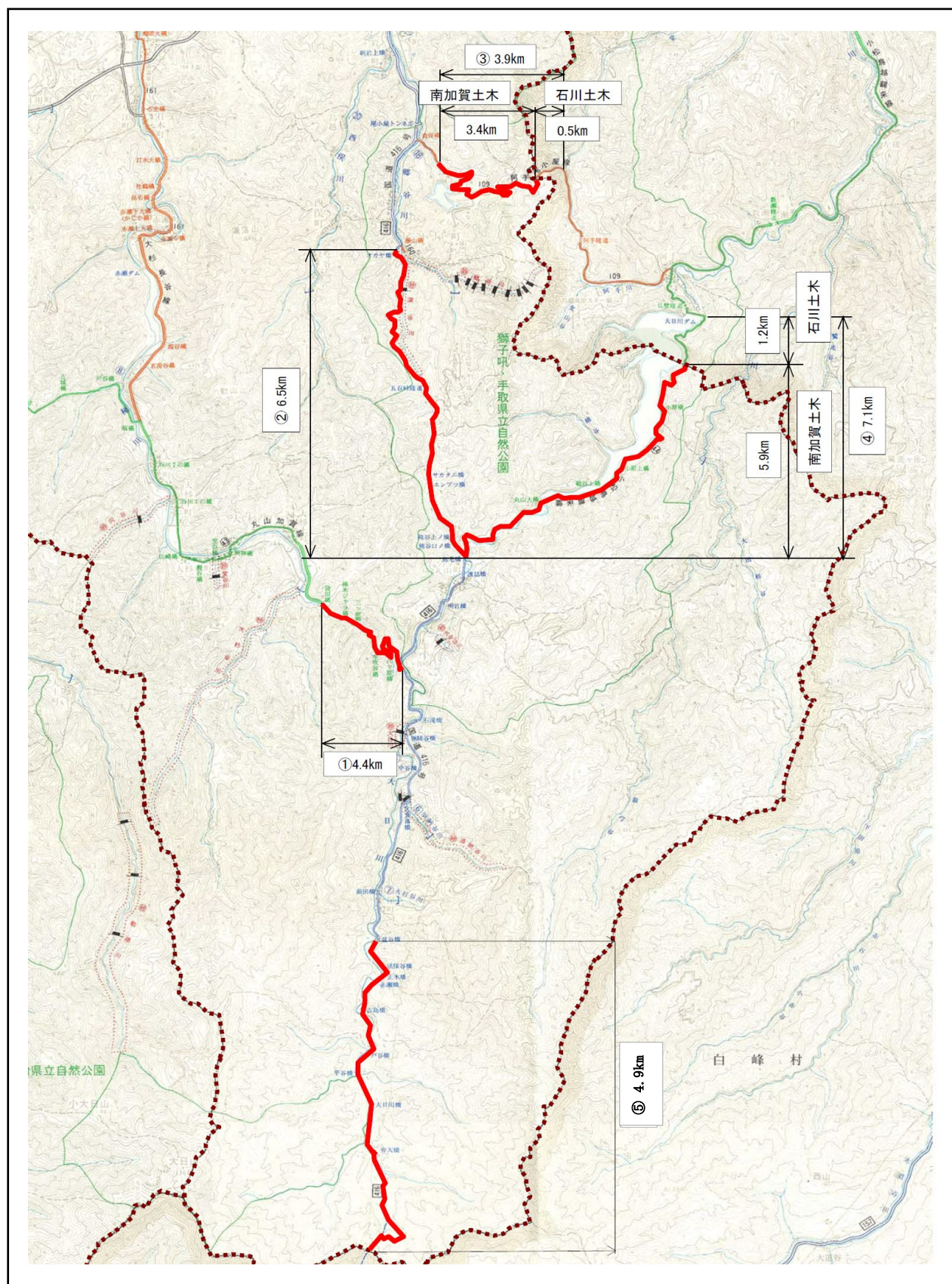
県土木部道路整備課 令和8年5月現在

図面 番号	路線名	雨量 観測所	規制区間名		規制基準値 (mm)			孤立 集落 の有無	交通量 (台/12h)	バス 運行 の有無	規制依頼者名
					注意 雨量	警戒準備 雨量	通行止 雨量				
			規制区間延長	規制 区間 延長	3日先行 雨量	3日先行 雨量	3日先 行雨量				
					当日雨量	当日雨量	当日雨量				
					連続雨量	連続雨量	連続雨量				
①	主要地方道 丸山加賀線	赤瀬ダム 大杉 テレメータ	小松市丸山町 ～ 大杉上町	4.4	120 70 —	190 90 —	260 110 110	有	830	無	丸新組 (0761-46-1221)
②	一般国道 416号	尾小屋 テレメータ	小松市尾小屋町 ～ 丸山町	6.5	120 70 —	190 90 —	260 110 110	有	210	無	丸新組 (0761-46-1221)
③	一般県道 阿手尾小屋線	尾小屋 テレメータ	白山市阿手町 ～ 小松市尾小屋町	3.9	120 70 —	190 90 —	260 110 110	無	60	無	石川土木総合 (076-272-1188) 丸新組 (0761-46-1221)
④	主要地方道 小松鳥越鶴来線	石川土木 総合事務所 大日川ダム	小松市尾小屋町 ～ 白山市阿手町	7.1	120 70 —	190 90 —	260 110 110	無	530	無	石川土木総合 (076-272-1188) 丸新組 (0761-46-1221)
⑤	一般国道 416号	福井県側との 連携による通 行止め (勝山観測所)	小松市新保町 ～ 県境	4.9	— — (60)	— — —	— — (110)	無	210	無	丸新組 (0761-46-1221) 奥越土木事務所 (0779-66-8131)

注)
福井県側基準

注)
福井県側基準

※ 孤立集落 新保町、花立町、丸山町



(6) 山地災害危険箇所

○山腹崩壊危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区 番号		位置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面 積		保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人家 50戸以上	49 〜 10戸	9 〜 5戸	4 戸以下	(道路を除く) 公共施設	道 路		調 査 地 区	危 険 地 区 (100 点以上メッシュ)	
203	1	小松市	上八里町					1		県	C	12	7	
203	3	〃	遊泉寺町							他	B	31	23	保安林
203	6	〃	原町			48				国	A	2	1	
203	7	〃	嵐町							国	B	4	4	
203	8	〃	中ノ峠町			35				国	B	2	2	
203	9	〃	中ノ峠町			35				国	A	2	1	保安林
203	10	〃	中ノ峠町			20				国	A	4	3	
203	11	〃	中ノ峠町							国	B	1	1	
203	12	〃	岩上町			24				国	B	1	1	保安林
203	13	〃	西俣町	鳥越			8			他	A	2	2	
203	14	〃	滝ヶ原町	下						他	C	4	1	
203	15	〃	滝ヶ原町	三ッ屋		34				他	A	3	3	
203	16	〃	滝ヶ原町	牧		11				他	A	2	1	
203	17	〃	西俣町	上杉			5			他	A	4	4	
203	18	〃	尾小屋町	長原			6			国	A	4	2	保安林
203	20	〃	尾小屋町	岩底谷						他	B	92	48	保安林
203	21	〃	大杉町	下大杉						県	B	68	6	
203	22	〃	大杉町	下大杉		31				県	B	6	6	保安林
203	24	〃	西俣町	動又						他	B	1	1	保安林
203	25	〃	西俣町	動又						他	B	2	2	保安林
203	26	〃	大杉町	大杉上				4		他	B	3	3	
203	27	〃	大杉町	大杉上						県	B	8	8	保安林
203	28	〃	丸山町					1		他	C	1	1	保安林
203	29	〃	丸山町			29				国	A	9	6	保安林
203	30	〃	丸山町							国	B	26	22	保安林
203	31	〃	花立町							他	B	7	4	
203	33	〃	新保町					3		国	B	5	3	保安林
203	34	〃	西俣町				8			他	A	3	3	
203	35	〃	中ノ峠町				9			国	A	6	6	
203	36	〃	池城町			19				県	A	4	2	
203	37	〃	西俣町			26				他	A	5	5	
203	38	〃	江指町					3		国	C	1	1	
203	39	〃	波佐谷町			10				県	B	1	1	
203	40	〃	光谷町							他	C	3	1	保安林
203	41	〃	西俣町	熊野		19				他	A	4	2	保安林
203	42	〃	菩提町							他	C	2	1	保安林
203	43	〃	打木町	3-3 外						他	B	12	8	
203	44	〃	岩上町			14				国	B	1	1	保安林

○地すべり危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区番号		位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
市町村	地区	市町	大字	字	人家50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	(道路を除く)公共施設	道路			
203	1	小松市	丸山町				7			国	A	103.0	水かん
203	2	〃	花立町				9			国	A	134.0	水かん
203	3	〃	新保町							国	B	120.0	なだれ
203	4	〃	新保町				7			国	A	53.0	なだれ
203	6	〃	上麦口町			26				県	A	8.0	
203	7	〃	光谷町							県	C	11.0	水かん

○崩壊土砂流出危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区番号		位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
市町村	地区	市町	大字	字	人家50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	(道路を除く)公共施設	道路			
203	1	小松市	鶴川町		264				2	国	B	0.07	
203	2	〃	原町							国	A	0.31	
203	3	〃	上麦口町				9			国	B	0.85	
203	4	〃	中ノ峠町	2号		26				国	A	0.41	
203	6	〃	中ノ峠町	1号		23				国	A	0.15	
203	7	〃	松岡町				9			県	C	0.22	
203	8	〃	岩上町							国	B	1.01	
203	9	〃	馬場町				5			他	C	2.4	
203	10	〃	菩提町		63					県	B	0.1	
203	11	〃	三ツ屋		61				1	県	A	0.5	
203	12	〃	赤瀬町	1号						他	C	0.79	
203	13	〃	赤瀬町	2号						県	C	0.04	保安林
203	14	〃	西俣町	茗ヶ谷			8			他	C	0.54	保安林
203	15	〃	西俣町	茗ヶ谷2号			7			他	B	0.37	
203	16	〃	西俣町	上杉1号		19				他	B	0.68	
203	17	〃	西俣町	上杉2号		17				他	A	0.83	
203	18	〃	尾小屋町	1号			5			国	C	0.21	保安林
203	19	〃	尾小屋町	2号		19				国	B	0.11	保安林
203	20	〃	尾小屋町	3号		27				国	B	0.19	保安林
203	21	〃	尾小屋町	4号		13				国	B	0.17	保安林
203	22	〃	尾小屋町	5号		13				国	A	1.11	保安林
203	23	〃	尾小屋町	6号			7			国	C	0.47	保安林
203	24	〃	尾小屋町	7号			7			国	B	1.08	
203	25	〃	三ツ屋町	三ツ屋2号		14				他	A	2.16	保安林

危険地区番 号		位 置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人 家 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	道 路			
203	26	〃	大杉町	下大杉 1 号						県	C	1.19	保安林
203	27	〃	大杉町	下大杉 2 号						他	B	0.62	保安林
203	28	〃	大杉町	下大杉 3 号		30				県	A	1.24	保安林
203	29	〃	大杉町	下大杉 4 号		42				県	B	0.28	保安林
203	30	〃	大杉町	下大杉 5 号		47				県	B	0.32	保安林
203	31	〃	赤瀬町	3 号						県	C	0.12	保安林
203	33	〃	西俣町	動又 1 号						他	C	0.27	保安林
203	34	〃	西俣町	動又 2 号						他	C	0.59	保安林
203	35	〃	西俣町	動又 3 号						他	C	0.19	保安林
203	36	〃	西俣町	動又 4 号						他	C	0.14	保安林
203	37	〃	西俣町	須ヶ谷 1 号						他	C	0.19	保安林
203	38	〃	西俣町	須ヶ谷 2 号						他	B	0.31	保安林
203	39	〃	大杉町	大杉上		19				県	B	0.39	
203	40	〃	大杉町	大杉上 2 号						県	C	3.17	保安林
203	41	〃	大杉町	大杉中 1 号 1 号		20				県	A	1.67	保安林
203	42	〃	大杉町	大杉本						他	C	2.12	保安林
203	43	〃	大杉町	大杉上 3 号						県	B	1.02	保安林
203	44	〃	大杉町	大杉上 4 号						県	C	1.49	保安林
203	45	〃	大杉町	大杉上 5 号						県	C	1.07	保安林
203	46	〃	丸山町				5			国	C	0.2	保安林
203	47	〃	花立町							国	C	1.24	保安林
203	48	〃	新保町					1		国	B	2.72	保安林
203	49	〃	波佐谷町		71				1	県	B	0.14	保安林
203	50	〃	大杉町			45				県	B	0.25	保安林
203	51	〃	中ノ峠町	4 号			6			国	C	0.17	
203	52	〃	尾小屋町	長原				2		国	C	0.35	
203	53	〃	波佐羅町							県	C	0.51	保安林
203	54	〃	大杉町	大杉中町	72					県	A	0.62	保安林
203	55	〃	大杉町	大杉本町						他	C	4.31	保安林
203	56	〃	大杉町	大杉上町						他	B	3.96	保安林
203	59	〃	中ノ峠町	寺床		35				国	B	3.08	
203	60	〃	西俣町							他	C	0.59	保安林
203	61	〃	西俣町	2 号				1		他	C	0.76	保安林

危険地区 番号		位 置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人家 50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	(道路を除く) 公共施設	道 路			
203	62	〃	中ノ峠町	4号		34				国	B	0.32	保安林
203	63	〃	大杉町			43				県	B	0.16	保安林
203	64	〃	光谷町							他	C	0.82	保安林
203	65	〃	大杉町	下大杉		42				県	B	0.17	保安林
203	66	〃	西俣町	須ヶ谷						他	C	0.55	保安林
203	67	〃	大杉町	下大杉 6号		47				県	A	0.6	保安林
203	68	〃	丸山町	ブドウ原						国	B	1.4	保安林
203	69	〃	津江町							他	B	9.84	保安林
203	70	〃	波佐羅町			34				国	A	4.2	
203	71	〃	波佐羅町							県	C	1.32	保安林

7 要配慮者利用施設一覧

(1) 浸水想定区域内 (168施設)

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・粟津川	「内水」
1	介護老人保健施設 さくら園、さくら 園デイケア	園町ホ 35	○										○
2	デイサービスその まちサロン	園町ホ 126- 1	○										○
3	長寿の別荘そのま ち	園町ホ 172- 1	○										○
4	アリス上小松、 上小松クリニック (デイケア)、リハ ビリ長寿～上小松 道場～、グループ ホーム長寿上小松	上小松町丙 41-1	○										○
5	リハビリ長寿～稚 松道場～	松任町 115- 3	○										
6	グループホームい きいき長寿	梯町ト 1-6	○	○	○								○
7	長寿 365 かけはし	梯町ト 50	○	○	○								○
8	松寿園 (養護、特 養)、デイサービス センター松寿園、 グループホームそ よ風	向本折町ホ 31	○				○						○
9	明峰の里、デイサ ービスセンター菜 の花	蛭川町西 103-1	○	○	○								○
10	デイサービスセン ターここ・から	城北町 258		○									
11	グループホームと も、デイサービス とも	野田町丙 110-1	○	○	○	○							○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 湯	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
12	陽だまりハウス、 デイサービス陽だ まり	吉竹町4丁目403	○										○
13	老人保健施設まだ ら園、まだら園デ イケア	北浅井町リ 125-1	○				○				○		○
14	グループホームま だら園	福乃宮町2- 97	○				○				○		○
15	みたに通所リハビ リテーション、看 護小規模多機能い ちえんそう	北浅井町ハ 77	○				○				○		○
16	さわらび、さわら びデイサービス	北浅井町と 67	○				○				○		○
17	ウエルネスおきま ち、シティライフ こまつ	沖町480	○				○						○
18	J Aきらら千代指 定通所事業所	千代町丁1- 1	○	○	○	○							○
19	グループホーム自 生園ひらんで	平面町ト26	○	○	○								
20	特別養護老人ホー ムめぐみの里、デ イサービスセンタ ーめぐみの里	平面町ヘ 133-1	○	○	○	○							○
21	小規模多機能ひと つはりの家	一針町リ 62-24	○	○	○	○							○
22	小規模多機能もと おりの家	本折町119- 7	○										
23	グループホーム陽 らら	西町134	○										
24	まそらデイサービ ス	西町85	○										○
25	芦城クリニック 健康スタジオ	土居原町 175	○										○

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・粟津川	〔内水〕
26	おれんじハウス	園町ニ 155-1	○										○
27	ツクイ小松大領中	大領中町 2 丁目 120	○										○
28	介護老人保健施設 レイクサイド木場	三谷町そ 80	○								○		
29	小松みなみ診療所	下粟津町み 1	○									○	○
30	まんだら	福乃宮町 2 丁目 95	○				○				○		○
31	デイサービス ほ っと今江	今江町 7 丁 目 18-1	○										
32	たるる 北浅井	北浅井町舟 津 26	○				○				○		
33	松陽 咲の樹	大領中町 3-109	○				○				○		○
34	長寿の別荘 いま え	今江町 2 丁 目 414	○										○
35	特別養護老人ホーム みゆきの郷、デ イサービスみゆき の郷	松崎町赤場 1-1						○					○
36	JA きらら指定通所 介護事業所	長谷町 50-5							○				
37	愛らんど萌寿、愛 らんど萌寿デイス ャービスセンター	波佐谷町東 64							○				
38	自生園為楽庵	粟津町カ 8-5										○	○
39	あうとかむホーム	吉竹町 3-211	○										○
40	ウェルネスかねの	金平町ラ 100-1							○				
41	うちくる小松市民 病院前	育成町 222	○				○						○

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場湯	日用川・栗津川	〔内水〕
42	うちくる小松松陽中学校前	大領町ロ 15	○				○				○		○
43	グループホームあ たかの郷	安宅町ル 1- 29		○									○
44	あたかの郷	安宅町ル 1- 28		○									○
45	ウェルネスふらま	千代町と 100-1	○										
46	デイサービスサン タの家やわた	八幡葵 141- 5											○
47	せーさん家	吉竹町わ 2	○										○
48	グループホームさ とやま	西軽海町一 丁目 47											○
49	松寿園デイサービ スセンターやざき	小矢崎町甲 52											○
50	グループホームや たの	矢田野町イ 8											○
51	第二松寿園、デイ サービスセンター 第二松寿園	月津町ヲ 95											○
52	デイサービスサン タの家	額見町ら 3- 1											○
53	デイサービス STB フィットネス小松 店	浮城町 146	○										
54	CO-WORK YATANO、 WORK LABO YATANO(矢田野ファ クトリー)	矢田野町ミ 30											○
55	ひまわり工房、 Roots	園町ハ 36-1 小松織物会 館 1 階	○										○
56	いおり	今江町 5 丁 目 258-1	○										

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
57	まままんま工房、 ふう	大島町乙 77	○	○	○								○
58	やまとと やまと とプラス	小松市串町 35-17											○
59	三草二木 西圓寺	野田町丁 68	○	○	○								
60	小松 18Work(美川 23Work)	土居原町 13-18	○										○
61	サービスセンター あしだ	芦田町 2-7 -1	○										
62	松寿園ドレミ	向本折町ニ 32-2	○				○						○
63	障害者活動センタ ーゆるり	今江町 5- 128	○								○		
64	就労支援センター つばさ	北浅井町リ 123	○				○				○		○
65	愛ラボキッチン	今江町 7 丁 目 416-4											○
66	リハスワーク小松	清六町 315 イオンモー ル新小松 1037 区画	○								○		○
67	一番星 ぴかつ兎	井口町ほ 39										○	
68	小松療育園、とら い、らいふ、ぴう ぱ、たいむ、和こ う	瀬領町丁 1- 2							○				
69	地域活動センター くろゆり (ハレ マ)	不動島町甲 22	○				○						○
70	グループホーム錦	向本折町ハ 1 1	○				○						○
71	グループホーム本 折	本折町 123	○										

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川(国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場湯	日用川・栗津川	〔内水〕
72	シェアハウス松陽	大領町ロ 234	○								○		
73	シェアハウス大領	大領町ロ 236	○								○		
74	苗代ハイム	大領町ロ 237-3	○								○		○
75	三湖台ハイム	大領町ロ 238-2	○								○		○
76	ふれあい八汐 2 号館	大領町ハ 5 - 7	○								○		○
77	グループホームし らさぎ、なごみ	北浅井町り 123	○				○				○		○
78	第二ファミリーホ ーム	矢田野町ホ 131											○
79	ファミリーホー ム、第三ファミリ ィホーム、ディア ログ春日	小松市矢田 野町ヲ 50											○
80	パークサイドハイ ツ	小松市矢田 野町ワ 1-28											○
81	Grace	あけぼの町 12	○	○	○	○							○
82	サービスセンター いとまち	糸町 2-12	○										
83	放課後等デイサー ビス エンジェル	白江町り 33-1	○										○
84	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス Zikka	八幡甲 47 - 1	○										
85	MIRAI 小松	小松市串町 丙 7-2											○
86	3 ピース小松	小松市串町 丙 7-3											○
87	MIRAI KODOU	小松市串町 丙 6-2											○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
88	児童発達支援・放課後等デイサービス にじいろ	今江町 1 丁目 328-1	○										○
89	ゆるりの家	今江町 1 丁目 164-1	○				○						○
90	株式会社ライフライン	小松市矢田野町ト 18											○
91	大和こども園	大和町 102	○										○
92	あたか認定こども園	安宅町ヨ 132		○	○								○
93	せんだいこども園	千代町甲 8-1	○	○	○	○							○
94	こばと第 2 こども園	上小松町乙 45	○										
95	今江こども園	今江町 5-750											○
96	あおば保育園	沖町 484	○				○						○
97	河田保育園	河田町子 101	○	○		○							○
98	松陽こども園	大領中町 1 丁目 171	○				○						○
99	木場こども園	木場町ハ 46											○
100	矢田野こども園	下栗津町サ 1											○
101	ひかりっこ	川辺町 1-61	○	○	○	○							○
102	のしろこども園	北浅井町 1 号 25	○				○				○		○
103	あらやこども園	荒屋町丁 20-1	○	○	○								○
104	中海こども園	軽海町ノ 1 6-4	○										○
105	ちこう	細工町 30	○										○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 湯	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
106	犬丸こども園	松梨町乙 125-1	○	○	○								○
107	白江こども未来園	白江町タ 110-1	○										○
108	御幸保育園	串町北 328						○					○
109	白嶺幼稚園	島町ニ 2	○								○	○	
110	白楊幼稚園	小馬出町 1 3 1	○										○
111	聖テレジア幼稚園	浜田町ロ 4 2-2	○										
112	聖愛幼稚園	本町 3 丁目 1 3-1	○				○						○
113	なかよし幼稚園	大領町そ 1 6-2	○				○				○		○
114	こばと保育園	上小松町乙 6 2	○										○
115	小松大谷幼稚園	丸の内町 1 丁目 5 4- 3	○										○
116	松東こども園	江指町乙 58							○				
117	イオンゆめみらい こども園	清六町 315 イオンモー ル新小松 1F	○								○		○
118	国民健康保険小松 市民病院	向本折町ホ 60	○										○
119	特定医療法人社団 勝木会 やわたメ ディカルセンター	八幡イ 12-7											○
120	医療法人社団澄鈴 会 栗津神経サナト リウム	矢田野町ヲ 88											○
121	医療法人社団岡本 会 岡本病院	小馬出町 1 3	○										

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
122	小松ソフィア病院	沖町478	○				○						○
123	東病院	大領中町3 -121	○				○				○		
124	医療法人社団さくら会 森田病院	園町ホ99 -1	○										○
125	おかやま眼科医院	沖町ソ10 8	○										○
126	医療法人社団 田谷会 田谷泌尿器科医院	園町ニ29 -1	○										○
127	川北レイクサイドクリニック	今江町に4 1	○				○				○		○
128	眼科わじま医院	幸町3丁目 67	○										○
129	湯浅医院	旭町95	○										
130	恵愛みらいクリニック	光町1-1	○										○
131	永遠幸レディースクリニック	小島町ル5 0-1	○	○	○								○
132	あらきクリニック	若杉町95	○										
133	小松市立芦城小学校	西町25	○										○
134	小松市立稚松小学校	殿町二丁目 7	○										○
135	小松市立安宅小学校	安宅町安宅 林5											○
136	小松市立犬丸小学校	犬丸町甲61	○	○	○								○
137	小松市立荒屋小学校	荒屋町ほ1	○	○	○								○
138	小松市立第一小学校	白江町ハ 73-1	○										○
139	小松市立苗代小学校	北浅井町ヌ 16-1	○				○				○		○

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場湯	日用川・栗津川	〔内水〕
140	小松市立向本折小学校	向本折町寅188	○										○
141	小松市立能美小学校	能美町ソ 51	○	○	○	○							
142	小松市立木場小学校	木場町わ 1											○
143	小松市立矢田野小学校	下栗津町ク 101-1											○
144	小松市立国府小学校	河田町丁 40-1											○
145	小松市立芦城中学校	芦田町二丁目 69	○										○
146	小松市立丸内中学校	小寺町甲 27	○										○
147	小松市立松陽中学校	大領町イ 103	○				○				○		○
148	小松市立御幸中学校	村松町 50						○					○
149	小松市立板津中学校	松梨町丙 8	○	○	○								
150	小松市立松東みどり学園	小松市江指町丙 30							○				
151	小松市立南部中学校	島町ヌ 43											○
152	小松市立中海中学校	軽海町 2-4-1											○
153	小松市立安宅中学校	安宅町安宅林 4-112											○
154	小松特別支援学校	金平町丁 76							○				
155	小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1							○				
156	芦城児童クラブ 1・2・3	西町 25 (芦城小内)	○										○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川 (県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
157	稚松児童クラブ 1・2	殿町 2-7 (稚松小 内)	○										○
158	安宅児童クラブ	安宅町ヨ 132(安宅子 育てセンタ ー)		○									
159	安宅・牧児童クラ ブ	下牧町二 34 西部児童セ ンター内											○
160	犬丸児童クラブ	蛭川町西 15-1(犬丸子 育てセンタ ー)	○	○	○								○
161	荒屋児童クラブ	荒屋町丁 42-2(荒屋子 育てセンタ ー)	○	○	○								○
162	第一児童クラブ 1・2	白江町ハ 73-1(第一 小内)	○										○
163	第一児童クラブ 3	糸町 4- 18(第一子育 てセンター)	○										○
164	苗代児童クラブ 1・2・3・4	北浅井町壱 号 90-1(の しろ児童館 内)	○				○				○		○
165	向本折児童クラブ	向本折町カ 67-1(向本折 子育てセン ター)	○										○
166	能美児童クラブ	能美町ソ 51 (能美小 内)	○	○	○	○							

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・栗津川	〔内水〕
167	松東児童クラブ	江指町丙 30 (松東みどり学園内)							○				
168	国府児童クラブ 1・2	河田町丁 40-1 国府 子育てセンター											○

(2) 土砂災害(特別)警戒区域内(11施設)

No.	施設名	所在地	警戒番号	区域名
1	ウエルネスかねの	金平町ラ 100-1	392	金野 1 号
2	うめの木学園、支援センターうめの木	金平町ヌ 84	10075	ジロミゾウ谷
3	小松陽光苑就労継続支援(B型)ひまわり、小松陽光苑、障害福祉サービスセンターひかり	瀬領町ヨ 288	10099	宮谷
4	小松療育園、とらい、らいふ、ぴうば、たいむ、和こう(小松こども医療福祉センター)	瀬領町丁 1-2	10099	宮谷
5	小松市立今江小学校	今江町 6-167	121240	今江
6	小松市立栗津小学校	井口町チ 24	121170	井口 1 号
7	小松特別支援学校	金平町丁 76	390	麻島
8	小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1	10099	宮谷
9	栗津児童クラブ	井口町チ 24 (栗津小内)	121170	井口 1 号
10	今江児童クラブ	今江町 6-167 (今江小内)	121240	今江
11	ワークセンターうめの木(児童デイサービスセンターたんぽぽ)	金平町リ 148	10078	小谷

8 避難所等

(1) 指定避難所

No.	中学校下	小学校下・地区	施設名称	所在地	拠点	開設対象災害				海拔 (m)	収容人員 (人)	
						洪水	梯川 初期	土砂 災害	地震・他		2.0 m ²	3.5 m ²
1	丸内	稚松	稚松小学校	殿町 2-7					○	2.5	1,017	581
2			丸内中学校	小寺町甲 27					○	2.1	1,087	621
3			小松高校	丸内町二ノ丸 15	○	○	○		○	2.8	1,213	693
4		第一	第一小学校	白江町ハ 73-1	○	○	○		○	3.4	1,105	631
5	芦城	第一	小松市立高校	八幡ト 1					○	6.6	1,332	761
6			小松工業高校	打越町丙 67		○	○		○	3.3	1,101	629
7		芦城	芦城小学校	西町 25					○	2.1	1,262	721
8			芦城中学校	芦田町 2-69					○	2.1	1,163	664
9			末広体育館	末広町 72	○	○	○		○	1.8	927	530
10			武道館	桜木町 104-3		○	○		○	1.7	1,388	793
11			小松総合体育館	下牧町 69					○	1.1	1,099	628
12			芦城センター	相生町 11					○	1.8	454	259
13	安宅	安宅	安宅小学校	安宅町安宅林 5		○			○	2.6	424	242
14			安宅中学校	安宅町安宅林 4-112	○	○			○	2.4	522	298
15			西部地区体育館	安宅町安宅林 4-112					○	2.5	434	248
16	板津	犬丸	犬丸小学校	犬丸町甲 61		○			○	3.1	548	313
17			板津中学校	松梨町丙 8	○	○	○		○	3.3	1,121	640
18			小松市民センター	大島町丙 42-3	○	○	○		○	3.3	717	409
19		荒屋	板津地区体育館	長田町ル 146					○	3.7	349	199
20			荒屋小学校	荒屋町ほ 1		○	○		○	4.8	454	259
21		能美	能美小学校	能美町ソ 51		○	○		○	3.7	817	467
22			小松明峰高校	平面町ヘ 72		○	○		○	3.7	1,436	820
23	松陽	苗代	苗代小学校	北浅井町ヌ 16-1	○	○	○		○	2.1	1,125	643
24	※向本折の一部は芦城	蓮代寺	蓮代寺小学校	蓮代寺町ハ丙 16		○	○	○	○	12.0	438	250
25		向本折	向本折小学校	向本折町寅 188					○	2.3	479	274
26			松陽地区体育館	大領町な 66					○	2.0	533	305
27			松陽中学校	大領町イ 103					○	1.8	1,013	579
28		今江	今江小学校	今江町六丁目 167	○	○	○	○	○	12.7	495	283

梯川初期 … 梯川（河口から上流 12.2km 地点までの区間）、前川、八丁川及び鍋谷川の氾濫を想定し初期に開設する指定避難所

No.	中学校下 ・地区	施設名称	所在地	拠点	開設対象災害				海拔 (m)	収容人員 (人)	
					洪水	梯川 初期	土砂 災害	地震 ・他		2.0 m ²	3.5 m ²
29	御幸	串	串小学校	串町乙 1-1	○		○	○	4.5	871	497
30			御幸中学校	村松町 50				○	1.7	1,218	696
31			御幸地区体育館	村松町丙 67				○	1.6	376	215
32		日末	日末小学校	日末町ニ 52		○		○	3.2	614	351
33	国府	国府	国府小学校	河田町丁 40-1	○	○	○	○	15.6	476	272
34			国府中学校	小野町己 152-2		○	○	○	11.7	465	265
35	中海	中海	中海小学校	中海町山林ニ 8-1		○	○	○	29.0	466	266
36			中海中学校	軽海町式号 4-1	○	○	○	○	28.2	549	313
37		東陵	東陵小学校	西軽海町一丁目 41		○	○	○	13.2	383	219
38			小松商業高校	希望丘 10		○	○	○	14.9	805	460
39	松東	金野	松東みどり学園	江指町丙 30	○	○	○	○	29.1	483	276
40		西尾	旧西尾小学校	観音下町口 48		○	○	○	76.1	245	140
41		波佐谷	里山自然学校大杉みどりの里	大杉町イ 98				○	148.8	198	113
42			ふれあい松東	長谷町 49		○	○	○	32.7	323	184
43			小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1				○	49.9	168	96
44	南部	符津	符津小学校	符津町ハ 100				○	4.2	535	306
45			南部中学校	島町ヌ 43	○	○		○	9.4	1,600	914
46			小松サン・アビリティーズ	符津町念仏ケ 2-7				○	9.5	503	287
47			いしかわ子ども交流センター小松館	符津町念仏 3-1				○	9.0	518	296
48		栗津	小松大谷高校	津波倉町チ 1		○	○	○	16.0	1,121	640
49		那谷	那谷小学校	那谷町ユ 54-1		○	○	○	33.4	548	313
50			里山自然学校こまつ滝ヶ原	滝ヶ原町ウ 20		○	○	○	50.2	97	55
51		矢田野	矢田野小学校	下栗津町ク 101-1		○	○	○	10.5	609	348
52			こまつドーム	林町ほ 5	○	○	○	○	10.3	316	181
53		月津	月津小学校	月津町ユ 113		○	○	○	11.9	572	327

梯川初期 … 梯川（河口から上流 12.2km 地点までの区間）、前川、八丁川及び鍋谷川の氾濫を想定し初期に開設する指定避難所

(2) 指定緊急避難場所

No.	地区等	名称	所在地	対象とする 異常な現象の種類	収容人員		海拔 (m)
					屋内	屋外	
1	稚松	芦城公園	丸の内公園町 19	地震	—	20,500	3.0
2		アル・プラザ小松 (立体駐車場部分)	園町ハ 23-1	洪水 ^車	1,000		2.5
3	芦城	市民公園	土居原町 711	地震	—	1,340	2.5
4		小松運動公園	末広町 2	地震	—	78,500	2.3
5		こまつアズスクエア (公立小松大学部分)	土居原町 10-10	洪水	600		2.8
6		小松駅前立体駐車場	土居原町 600	洪水 ^車	300		2.7
7		小松駅西立体駐車場十八番 (おはこ)	土居原町 740	洪水 ^車	600		2.4
8	安宅	特別養護老人ホームあた かの郷	安宅町ル 1-28	津波	730	—	4.3
9		ケアハウスファミール	安宅町ル 1-8	津波	850	—	4.8
10		市営木曽町住宅	安宅町甲 10	津波	1,000	—	2.6
11	牧	ルートイングランティア小松 エアポート	長崎町 4-116-1	津波	840	—	1.3
12		小松空港 北陸エアター ミナルビル	浮柳町ヨ 50	津波	700	—	4.4
13		北陸自動車道緊急避難施 設	草野町地内	津波	—	80	2.6
14	第一	国土交通省小松除雪ステ ーション駐車場	八幡へ之部	洪水 ^車	—	100	25.6
15	能美	イオン小松店 (屋上駐車 場部分)	平面町ア 69	洪水 ^車	—	6,000	3.4
16	苗代	イオンモール新小松 (屋 外駐車場部分)	清六町 315	洪水 ^車	—	1,200	2.1
17	蓮代寺	木場潟公園	三谷町ら之部 58	地震	—	35,000	3.5
18	今江	今江ふれあい公園	今江町一丁目 542	地震	—	2,700	2.9
19	国府	国府台中央公園	国府台四丁目 157	地震	—	7,500	41.3
20		株式会社小松電業所 本社第 3 工場駐車場	国府台五丁目 32-1	洪水 ^車	—	600	38.8
21	東陵	軽海中央公園	西軽海町四丁目 99	地震	—	7,500	16.7
22		東部消防防災ステーショ ン	西軽海町二丁目 204-14	地震、洪水 ^車	—	1,400	28.5
23	符津	南部児童公園	矢田野町ワ 1-1	地震	—	550	10.1
24		栗津公園	符津町念仏 3-1	地震	—	12,000	8.8
25	栗津	栗津おっしょべ公園	栗津町ル 6-1	地震	—	3,700	16.9
26		小松大谷高等学校	津波倉町チ 1	地震、洪水	700	700	11.4
27	矢田野	さわ池ふれあいパーク	下栗津町コ 55-8	地震	—	10,630	6.3
28		こまつドーム第 1 駐車場	林町ほ 5	洪水 ^車	—	484	10.5

^車 洪水時に車で避難が可能な指定緊急避難場所

(3) 指定福祉避難所

No.	地区	名称	所在地	避難者等の特定 ※	海拔 (m)
1	矢田野	矢田野ファクトリー	矢田野町ミ 30	○	6.8
2	月津	こども通所センターふれんど	月津町ヲ 94-10	○	8.3
3	犬丸	株式会社 sprout	大島町乙 77	○	2.8

※ 受け入れる避難者等をあらかじめ特定する指定福祉避難所

(4) 福祉避難所

No.	地区	機能 区分	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	向本折	強化	松寿園	向本折町ホ 31	100	1.5
2	月津	強化	第二松寿園	月津町ヲ 95	50	8.1
3	矢田野		自生園	上荒屋町ソ 4-10	50	31.6
4	安宅		あたかの郷	安宅町ル 1-28	25	1.3
5	能美		めぐみの里	平面町へ 133-1	20	3.1
6	串		みゆきの郷	松崎町赤場 1-1	50	1.7
7	犬丸	強化	明峰の里	蛭川町西 103-1	50	2.9
8	苗代		まだら園	北浅井町リ 125-1	10	2.1
9	中海		グリーン・ポート小松	岩渕町 46-2	50	28.1
10	蓮代寺		レイクサイド木場	三谷町そ 80	50	4.1
11	稚松		さくら園	園町ホ 35	30	2.1
12	金野		うめの木学園	金平町ヌ 84	20	41.0
13	波佐谷	強化	小松陽光苑	瀬領町ヨ 288	30	54.0
14			愛らんど萌寿	波佐谷町東 64	50	40.4

機能強化避難所 4

(5) 自主避難所

①

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	芦城	芦城センター	相生町 11	259	1.8
2	第一	第一地区コミュニティセンター	白江町ツ 108-1	57	3.8
3	符津	南部公民館	島町ヌ 43	185	9.4
4	犬丸	小松市民センター	大島町丙 42-3	409	3.3
5	苗代	のしろ児童館	北浅井町壱号 90-1	39	1.5

②土砂災害

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	国府	国府小学校	河田町丁 40-1	272	15.6
2	中海	中海小学校	中海町山林ニ 8-1	266	29.0
3	金野	松東みどり学園	江指町丙 30	276	29.1
4	矢田野	こまつドーム（駐車場も含む）	林町ほ 5	181	10.3

(6) 予備避難所

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	稚松	北部地区体育館	大川町 2-12	243	2.4
2	芦城	サイエンスヒルズこまつ	こまつの杜 2	193	1.9
3	国府	国府地区体育館	河田町ヌ 18	216	5.9
4	中海	中海地区体育館	軽海町貳号 1-4	211	28.3
5	金野	旧金野小学校	大野町子 43	221	25.4
6	西尾	西俣自然教室	西俣町ニ 301	104	125.0
7	木場	木場小学校	木場町わ 1	192	9.0
8	矢田野	南部地区児童体育館	矢田野町ホ 10	212	9.4

9 各種様式

(1) 被災調査個票

年 月 日作成					
		調査員		部 課	
被災調査個票					
町 内 会 名					
世 帯 主		住 所	小松市		
		氏 名			
被災状況	災 害 の 原 因		1. 風水害 2. 地震災害 3. その他		
	被 災 年 月 日		年 月 日		
	被 災 場 所		小松市		
	被 災 の 程 度		住宅被害	1. 全壊（焼） 4. 一部破損 2. 流出 5. 床上浸水（ cm） 3. 半壊（焼） 6. 床下浸水	
			人的被害	1. 死 亡 人 3. 重 傷 人 2. 行方不明 人 4. 軽 傷 人	
特記事項	世帯構成	氏 名	続 柄	年 令	備 考

(2) 義援金（品）領収（受領）書

義 援 金 領 収 書

No. _____

_____様

金額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

小松市災害対策本部

小松市長

義 援 品 受 領 書

No. _____

_____様

義援品名

品 名	数 量

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

小松市災害対策本部

小松市長

(3) 災害協力応援要請書

第 年 月 日

様

小松市長

災害協力応援要請書

災害時の相互応援に関する協定により、応援を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

(4) 自衛隊災害派遣要請

文 書 番 号

年 月 日

石 川 県 知 事 様

機関・職

氏 名

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条に規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣の要請の理由

(1) 災害の種類 水 害 ・ 地 震 ・ 津 波 ・ 火 災 ・ 土砂崩れ
遭 難 ・ その他 ()

(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 被 害 状 況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 石 川 県 小 松 市 町

(2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概要

(5) その他

(5) 自衛隊撤収依頼書

文 書 番 号

年 月 日

石 川 県 知 事 様

機関・職

氏 名

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

(6) 速報及び被害状況等の報告様式

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	原 因	被害の 種 類	負傷の 程 度	被 害 者					備 考 (処置)
						住 所	氏 名	性別	年齢	職 業	

イ 住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	原 因	棟数	被害の 種 類	対策 又は 状況	世 帯 主				世帯 人員	被害額 (千円)	備 考
							住 所	氏 名	年齢	職業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	施設名 又は所有 者名	種 類	原 因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備 考

エ 田（水稻）・畑

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	種 別	流失 (ha)	埋没 (ha)	冠水 (ha)	浸水 (ha)	倒状 (ha)	その他	作物被害額 (千円)	備 考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	場 所	施設名	原 因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公 立 別 私 立	備 考

カ 道路・橋りょう

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	路線及び 橋りょう名	場 所	種 別	被害の内容	発生 日時	被害額 (千円)	通行止等 の規制	迂 回 路		復旧見込	備 考
								有無	路線名		

キ 河川・海岸・港湾・砂防・空港

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	河川名等	位 置	種 別	被害の内容	発生日時	被害額 (千円)	復旧見込	備 考

ク 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	水道 事業名	断水 地域	発生 日時	断水状況		被 害 の 状 況						被害額 (千円)	応急対策	復旧見込	備 考
				戸数	人口	取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	給水 施設				
				戸	人										

ケ 下 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	下水道事業名 (公共、特環、流 域)	被災 位置	種 別 (管渠、処理場 等)	被害の 内 容	下水処理不能		被害額 (千円)	応急対策	復旧見込 時 期	備 考
					戸数	人口				
					戸	人				

コ 崖くずれ、地すべり、土石流

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	規 模	被害の内容	対 策	種 類	被害額 (千円)	備 考

サ 鉄 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	路線名	区 間	場 所	被害状況	規制等	復旧見込	備 考

シ 船 舶

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所 有 者		被害の程度	被害額 (千円)	備 考
				住 所	氏 名			

ス 電 話

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	不通区間又は地域	不通戸数	原 因	被害状況	不通回線数	復旧見込	備 考

セ 電気・ガス

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	原 因	停電又は供給不能地域	戸 数	被害の程度	復旧見込	対 策	備 考

ソ ブロック塀等

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	所有者・管理者氏名	個所数	被害の程度	被害額 (千円)	備 考

タ 火 災

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	施 設 名	所有者又は 管理者氏名	種 別	火災の状況	被害額 (千円)	備 考

チ 避難情報

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	勧告・ 指示(緊急) 日時	避 難 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備 考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業			

ツ その他（農林水産業施設等）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面 積	被害額	面積又は箇所	被害額			

災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報告者	所属	
			職・氏名	
			TEL	
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
		受信者		防災対策課：

報告先：防災対策課

TEL. 076-225-1483

FAX. 076-225-1484

避難情報の発令状況

都道府県名 ()

(避難情報の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(7) 要請情報

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災害種別	地震・水害・火災・その他

要請日時	年 月 日 時 分
主管部名	部
部長名	
担当者名	課

要 請 の 概 要	種 別	要 員 の 補 充 ・ 資 器 材 調 達 ・ 車 両 調 達 ・ 燃 料 調 達 広 報 依 頼 ・ 自 衛 隊 派 遣 要 請 その他 ()
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報分などのできるかぎり具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

(8) 発信用紙／受信用紙

發 信 用 紙

本部長	副部長	事務局長	本部事務局 担当班長	所管部長	起案者	本部長室 審議	庁内放送
						要・否 了	要・否 了
あて先							
件名							
年　月　日　時　分							
小松市災害対策本部発　第　号							
本文							
							発信済

小松市災害対策本部

受 信 用 紙

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		事務局長	本部長室 審 議	庁内放送
	電話	所属			要・否 了	要・否 了
あて先						
件 名						
年 月 日 時 分						
小松市災害対策本部発 第 号						
本 文						
本信に対する措置の大要						

（ 9 ） 車両・船艇・航空機調達請求書

本 部 事 務 局			部	
事 務 局	務 長	担 当	部 長	課 長

車両・船艇・航空機調達請求書

年 月 日

請 求 者 所 属 職 氏 名	印
使 用 日 時	自 時 分 月 日 至 時 分
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用
引 渡 場 所	
車（・舟・航空機）種 及 び 数 量	
摘 要	

※注 目的が終了したとき、請求者は行政管理対策部（管財課）へ直ちに使用時間等を連絡すること。

(10) 防災ヘリコプター緊急運行要請書

消防防災航空隊緊急出動要請書

石川県運航責任補助者 様

要請団体機関名

代表者 職・氏名

電 話

F A X

1	発 信 者	所属（課）	職・氏名		
2	要 請 日 時	令和 年 月 日（ 曜日）	時	分	
3	災 害 種 別	☐ 火災 ☐ 救助 ☐ 救急 ☐ 自然災害			
4	要 請 内 容	☐ 火災 ☐ 救助 ☐ 救急 ☐ 捜索 ☐ 搬送			
5	発 生 場 所 目 標	場所 目標	N ° ' " E ° ' "		
6	発 生 日 時	令和 年 月 日（ 曜日）	時	分頃	
7	事故概要又は 災 害 概 要				
8	気 象 （災害現場）	天候 視界	風向 m	風速 （予警報：	m/s 警報、 気温 ℃ 注意報）
9	必 要 資 機 材				
10	出 場 先 離 着 陸 場	場 所 施設名（目標） 要請元病院名			
11	搬 送 先 離 着 陸 場	場 所 施設名（目標） 要請元病院名			
12	傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症	男・女
13	現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名			
14	地 上 指 揮 者 コールサイン	氏 名 無線種別（統制波 ・ 主運用波） コールサイン			
15	他の航空機へ の 活 動 要 請				

* 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。

1	航空隊指揮者 コールサイン	職・氏名 無線種別（統制波 ・ 主運用波） コールサイン
2	到着予定時間	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分頃
3	活動予定時間	時間 分
* その他の特記事項		受信者

(11) 医療救護班医療衛生材料使用簿

医療救護班医療衛生材料使用簿

小松市 No. /

救 護 所 名	地 区	医 師 氏 名	班 長	
			班 員	
		担 当 職 員 名		

医薬品衛生器材料品名	単 位	単 価	摘 要	受	払	残	備考
小 計 ・ 合 計							

- 注 1. 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
 2. 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
 3. 備考欄は、払高数量（使用量）に対する金額を記入する。
 4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(12) 医療品衛生材料受払簿

医療品衛生材料受払簿

小松市 No. _____ / _____

品 名		単位又は呼称				備 考
年 月 日	摘 要 欄	受	払	残	扱 者	
小計・合計						

- 注 1. 品名ごとに作成する。
 2. 摘要欄は、購入先及び払出先等を記入する。
 3. 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
 4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(13) 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名：小松市 No. /

地 区	診 療 機 関 名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額
					入院	通院	入 院	通 院	
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
計							点	点	円
	機関	人	—————		———	———			

- ※注 1. 地区ごとに記入する。
 2. 診療所ごとに記入する。
 3. 診療所区分欄は、該当欄に○印を記入する。

(14) 助産台帳

助 産 台 帳

小松市 No. _____ / _____

地 区 名						
分 べ ん 者		分 べ ん の 日 時	助産機関 の 名 称	分べん期間	金 額	連 絡 先
氏 名	住 所					
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
小 計		—	—	—		—
合 計	人	—	—	—		—

※注 1. 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(15) 行方不明者等受付簿 (A 5)

行方不明者等受付簿

種別	1. 行方不明 2. 身元不明 3. 遺体引受人 4. その他						受付 番号	
	の遺体 のない遺体							
氏名		性別		年齢		受付者 氏名		
本籍							届出人 (氏名)	
現住所							(住所)	
遺体現場							(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)								

行方不明者等受付簿

種別	1. 行方不明 2. 身元不明 3. 遺体引受人 4. その他						受付 番号	
	の遺体 のない遺体							
氏名		性別		年齢		受付者 氏名		
本籍							届出人 (氏名)	
現住所							(住所)	
遺体現場							(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)								

(16) 遺体調書関係

遺 体 調 書

		番 号						
搜索収容者	代表者 搜索収容班 第 班 氏 名						所 属	
遺体種別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他							
遺体発見 日 時	年 月 日 時 分							
遺体発見 場 所								
遺 体 の 身 元	本 籍							
	現住所							
	氏 名		身元不明 者の符号		性別	男 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)						
	氏 名	(死亡者との続柄)						
	遺体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺骨の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見分日時 (検視)	月 日 時 分			見 分 者 (検視)				
検案日時	月 日 時 分			検案医師				
火葬許可 証交付日	年 月 日			遺体発見現場の概略図				
火 葬 日	年 月 日							
所持品の処理：								
備 考：								

※注 写真は裏面にはりつけて下さい。

氏 名 札

小松市災害遺体
第 号
氏名

災害遺体送付票

(送付番号)
災害遺体送付票 小松市災害遺体 号
(氏名)を送付する
年 月 日
(市長)
(火葬場) 宛

遺体処理票

小松市

災 害 遺 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 原 因	
	死亡年月日	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 場 所	
備 考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺 体 収 容 所		

※注 身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨を記入し、遺体の特徴その他参考になる事項を詳しく記入のこと。

(17) 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		
遺 留 品		
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
死 亡 者	遺 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

(18) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
石 川 県 知 事 印		
石川県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又は名称	
有 効 期 限		
備 考		
備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする		

(19) 物品受払簿

物 品 受 払 簿

No. /

避 難 所 名		担 当 職 員 名	
品 名		単 位・呼 称	

[illegible]

※注 1. 品名ごとに作成する。
2. 摘要欄は、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。

(20) 応援活動結果様式

応援活動結果様式

小松市

災 害 種 別				
災害発生場所				
災害発生日時	年	月	日	時 分頃
応 援 要 請 受 信 時 間	年	月	日	発 信 者
	時	分	受信	覚 知 方 法
応援活動概要				
応 援 出 動 状 況	応 援 期 間	人 員	車 両	そ の 他
		名	台	
		名	台	
		名	台	
		名	台	
		名	台	
資 器 材 等 の 使 用 状 況				
応 援 出 動 に 起 因 す る 事 故				

[illegible]

4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入

$$t_{20}^{\circ}$$

「事故の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入する。

(22) 避難者カード

避難所名		整理番号	

避難者カード

※ 記載できる範囲で結構です。

該当するほうに レ点 をしてください。 ☐ 世帯主 ☐ 代表者 ☐ 個人 ☐ 帰宅困難者

入 所 年 月 日	年 月 日 時 分					
退 所 年 月 日	年 月 日 時 分					
退 所 後 の 行 き 先						
町内会名						
ふりがな 氏 名	年齢	性別	妊婦	要介護	参 考 事 項	
世帯主又は代表者		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
ご家族 * 避難所に避難した方だけ記入してください		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
住 所	〒					
電話番号			世帯主又は代表者携帯			
避難状況	あなたの家族は全員避難していますか？					
	☐ 全員避難した ☐ まだ残っている			どなたですか？		
安否情報	あなたの家族全員と連絡がとれましたか？					
	☐ 全員と連絡がとれた ☐ まだ連絡がとれない			どなたですか？		
ペットの 状況	☐ 同伴			種類： ☐ 犬、 ☐ 猫、 ☐ その他 ()		
	☐ 置き去り (自宅)			頭数： 特徴：		
	☐ 行方不明			名前：		
安否の問い合わせに情報を公表してもよいですか？				☐ はい ☐ いいえ		
市のホームページ等に避難者として公表してもよいですか？				☐ はい ☐ いいえ		

※感染対策が必要な場合には、体温測定や体調のチェックなどを行うこと

(23) 避難者名簿

避難所名	

整理番号	

避難者名簿

※太線の中をご記入ください。

整理 番号	町内 会名	ふりがな 氏 名	住 所	年 齢	避難された方の該当区分								入所 時間	退所 時間	備 考
					男 性			女 性				要介 護者			
					6 歳 未満	6 ～ 64 歳	65 歳 以上	6 歳 未満	6 ～ 64 歳	65 歳 以上	妊 婦				
記入 例	泉町	こまつ たろう 小松 太郎	泉町 1 - 1	40		○							5/15 12:30	5/15 19:45	一時帰宅、家族捜 索
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計															

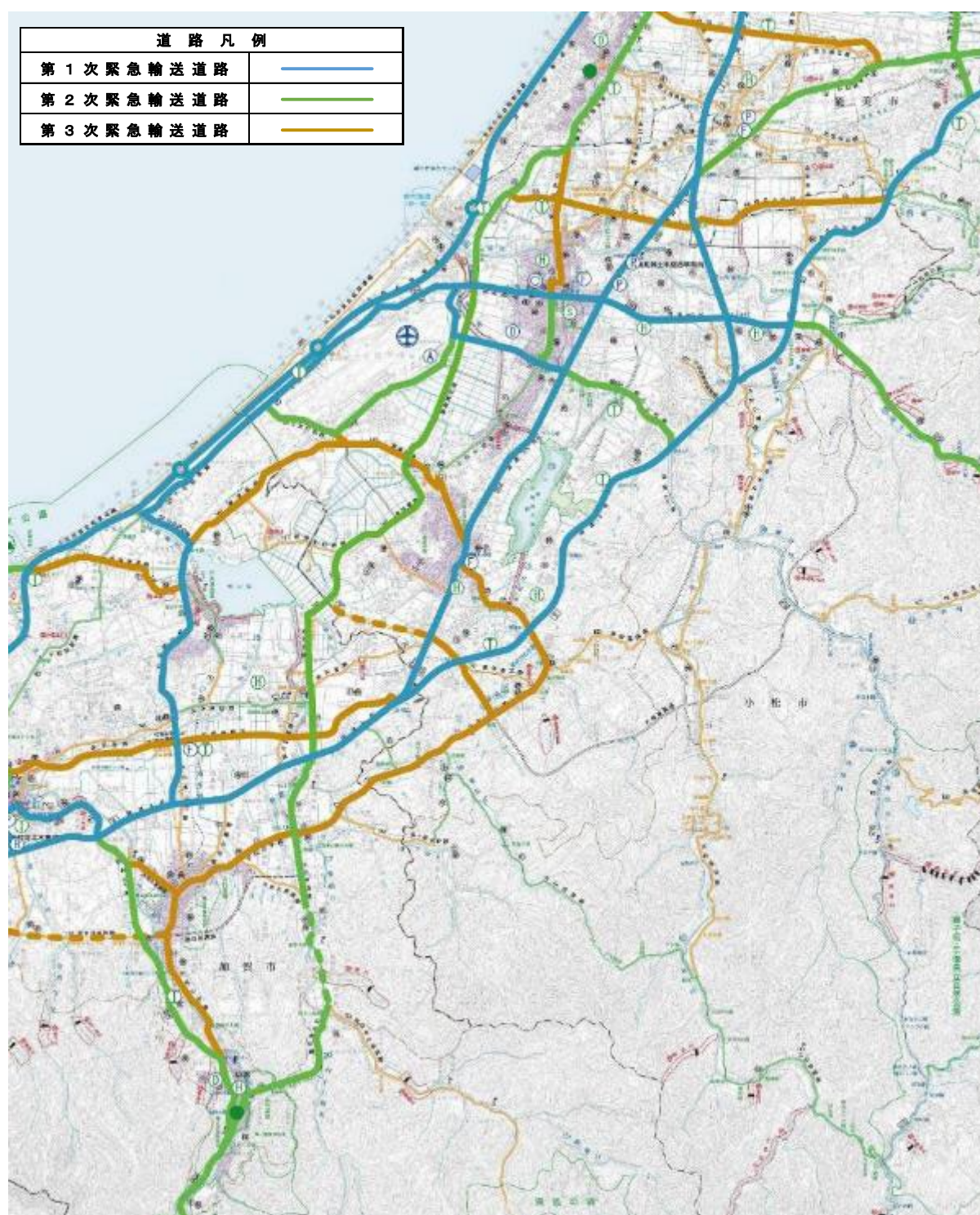
10 その他（道路整備・臨時ヘリポート）

(1) 緊急輸送道路等の防災道路網

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第1次 災害時の初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	高速道 国 道 同 同 主要地方道 同 同 市 道 同	北陸自動車道 国道8号 国道305号 国道360号 4号 小松鶴来線 20号 小松加賀線 22号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第2次 飲料水・食糧等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 同 一般県道 同 同 市 道 同 同 同	国道360号（金沢小松線以東） 4号 小松鶴来線 22号 金沢小松線 25号 金沢美川小松線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 158号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第3次 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 一般県道 同 同 同 同 同 市 道	11号 小松山中線 54号 寺畠小松線 101号 小松根上線 107号 新保矢田野線 145号 串加賀線 149号 潮津串線 156号 高塚栗津線 158号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路	・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道1号線 ・日末海岸2、3、4号線、浮柳串茶屋線 （避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線、安宅小島線、浮柳安宅線 ・石田橋線、島田犬丸線、上八里白江線 ・幸町八幡線、八幡町今江新橋線、 ・今江春日神社線、今江符津線 ・市道串矢田新線	

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
その他の主要防災道路		・ 布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線、額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・ 県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線、県道大野八幡線 ・ 県道金平寺井線、県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・ 県道栗生小松線、県道西二口長田線、津波倉一針線

(2) 緊急輸送道路等の防災道路網図



(3) 消雪装置設置状況

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
1	H25	消防本部敷地内	松任町上小松線	768.0	地下水	交互	遠隔
2	S57 H21	新鍛冶 J R 踏切横	松任町上小松線 高架側道 2 号線	518.0	地下水	一斉	遠隔
3	S54	本蓮寺前向い	松任町土居原線	255.0	地下水	一斉	遠隔
4	H1 H18	向本折バス停付近	向本折飛行場線	626.0	地下水	交互	遠隔
5	S58 H9	東町 64 番 (称名寺前)	小松駅西町線外	550.0	地下水	一斉	遠隔
6	S61	下牧町リ 489 (前川新橋下)	城南松崎線	400.0	地下水	一斉	遠隔
7	S59 H1	寺町 1 番 (芦城小学校前)	九竜橋川寺町線外	920.0	地下水	交互	遠隔
8	H1 H6	本覚寺裏	丸の内町上寺町線外	819.0	地下水	交互	遠隔
9	H1 H22	丸の内公園町図書館西 口前	小馬出町公園線	679.0	地下水	交互	遠隔
10	H2 H19	安宅町ト 26-1 番地先	安宅新安宅線	686.0	地下水	交互	遠隔
11	H1 H8	中町 35-1 (中町公民館前)	京町中町線外	1,196.0	地下水	交互	遠隔
12	S62 H23	新町 32 (新町公民館前)	大川町一丁目 2 号線 外	1,315.0	地下水	交互	遠隔
13	S59 H12	長崎町チ 1-12 (高速下)	長崎安宅線	212.0	地下水	一斉	遠隔
14	S59	安宅新町 246-1 (高速下)	安宅新安宅線	200.0	地下水	一斉	遠隔
15	S47	草野町丙 9-3 (高速下)	基地草野線	125.0	地下水	一斉	遠隔
16	H6	大和町 (正木小児科)	土居原大和町線	915.0	地下水	交互	遠隔
17	H1 H12	栄町 (北陸電力)	土居原下牧線	1,322.0	地下水	交互	遠隔
18	H2 H23	末広公園内	土居原下牧線	756.0	地下水	一斉	遠隔
19	S60 H14	寺町 (本覚寺前)	停車場寺町線	362.0	地下水	一斉	遠隔
20	S61 H15	大文字公民館前	九竜橋川大文字町線	685.0	地下水	交互	遠隔
21	H6	稚松小学校前	殿大川町線	1,407.0	地下水	交互	遠隔
22	S61 H18	芦城小学校校内	浜田末広線	1,113.0	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
23	H1 H21	市営第2駐車場	丸の内町上寺町線	814.0	地下水	交互	遠隔
24	S61	小松年金事務所	京町地子線	1,161.0	地下水	交互	遠隔
25	S60 H14	小松高校横	京町殿町線外2路線	1,163.0	地下水	交互	遠隔
26	S60 H16	芦城小学校グラウンド	東町本町線	574.0	地下水	交互	遠隔
27	H6	梯大橋前	大川町茶屋線	686.0	地下水	一斉	遠隔
28	H2 H24	末広体育館裏	土居原下牧線	559.0	地下水	一斉	遠隔
29	H1	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	504.0	地下水	一斉	遠隔
30	H2 H28	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	484.0	地下水	一斉	遠隔
31	H2	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	502.0	地下水	一斉	遠隔
32	S58	希望丘団地入口	希望丘西軽海線	407.0	河川水	一斉	遠隔
33	S59	西軽海団地入口	西軽海町大通り線	712.0	河川水	一斉	遠隔
34	H8	栗津駅前公民館	栗津駅前大通り線	387.0	地下水	一斉	遠隔
35	H9 H25	符津町ラ31（大窪旅館）	栗津駅前大通り線	529.2	地下水	交互	遠隔
36	H3 H14	東町（勝光寺横）	土居原西町線	1,202.0	地下水	交互	遠隔
37	H3 H16	本折町地内	本折相生町線	1,176.0	地下水	交互	遠隔
38	H7	西部地区体育館前	浮柳安宅線	725.0	地下水	交互	遠隔
39	H4	鶴ヶ島町タ62番地先	浮柳安宅線	657.0	地下水	交互	遠隔
40	H4 H24	向本折町ハ5-1番地先	本町向本折線	594.0	地下水	交互	遠隔
41	H4 H15	泉町地内	泉町7号線	915.0	地下水	交互	遠隔
42	H5	中海町地内	中海原線	898.0	河川水	交互	遠隔
43	H5	白鳥橋右岸	土居原下牧線	841.0	地下水	交互	遠隔
44	H6	丸の内町中町7-1番地先	丸内町石田橋線	600.0	地下水	交互	遠隔
45	H6	岩渕町イ23番地先	中海原線	747.0	河川水	交互	遠隔
46	H7	長崎坊丸会館前	長崎坊丸2号線	1,334.5	地下水	交互	遠隔
47	H7	市民病院前	末広緑地白山町線外	859.0	地下水	交互	遠隔
48	H7	向本折町末173番地先	本町向本折線	344.3	地下水	一斉	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
49	H9	今江町九丁目 1 (ﾀｲﾌﾟ精機駐車場)	今江国道 3 号線	670.0	地下水	一斉	遠隔
50	H9	桜木町北國銀行	育成桜木町線	1,057.0	地下水	交互	遠隔
51	H7	浜田町ホ 63 番地先	浜田町 1 号線	957.3	地下水	交互	遠隔
52	H8	小寺町地先 (丸内中ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	大川町三丁目園町線	1,419.0	地下水	交互	遠隔
53	H4 H29	能美小学校校門	上八里白江線	601.4	地下水	一斉	遠隔
54	H3 H19	千代町少彦名神社	上八里白江線	558.4	地下水	一斉	遠隔
55	H10	向本折松寿園	向本折今江線	1,015.0	地下水	交互	遠隔
56	H10	島田町二 68-1 番地先	島田一針線	1,010.0	地下水	交互	遠隔
57	H11	日末小学校前	佐美日末線	927.0	地下水	交互	遠隔
58	H12	末広町 45 番地先	小松運動公園線外	455.0	地下水	交互	遠隔
59	H13	八幡町 46 番地先	上本折八幡線外	622.0	地下水	交互	遠隔
60	H13	ヨシタ自動車附近	園白江線	791.0	地下水	交互	遠隔
61	H13	旭町 20 (アイワ印刷前)	旭白山町線	706.0	地下水	交互	遠隔
62	H14	日の出町三丁目	幸町土居原線	361.3	地下水	交互	遠隔
63	H15	幸町 1 丁目 63-1 番地先	日の出町幸町線	925.0	地下水	交互	遠隔
64	H15	八日市地方 29 番地先	小松駅東通り線	524.0	地下水	交互	遠隔
65	H13	土居原町 539 番地先	幸町土居原線	381.0	地下水	交互	遠隔
66	H13	下牧町戊 102	石田橋線(右岸)	646.0	地下水	一斉	遠隔
67	H13	下牧町戊 102	石田橋線(左岸)	900.4	地下水	一斉	遠隔
68	H14	大領中町一丁目	八幡町今江町線	1,327.7	地下水	交互	遠隔
69	H14	土居原町 (J R 高架下)	小松駅東通り線	1,160.0	地下水	交互	遠隔・ 自動
70	H5	土居原町 (市民公園内)	小松駅西通り線	692.0	地下水	交互	遠隔
71	H18	丸の内町 125-3 番地先	丸の内町 1 号線外 3 路線	919.7	地下水	交互	遠隔
72	H19	錦町 56 番地先	西本折向本折線外 3 路線	1,410.0	地下水	交互	遠隔
73	H16	白山町 48-1 番地先	飴屋町本折線	736.6	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
74	H17	今江町二丁目 96 番地 先	八幡町今江線	1,036.0	地下水	交互	遠隔
75	H18	向本折町	向本折飛行場線	615.5	地下水	一斉	遠隔
76	H19	今江町	基地今江線	529.4	地下水	一斉	遠隔
77	H15	符津町 (歩道橋下)	栗津駅西側線	267.0	地下水	交互	遠隔
78	H15	四丁町 (八幡神社前)	串矢田新線	549.3	地下水	交互	遠隔
79	H17	串町(野立町特別借上 宿舎前)	串矢田新線	715.1	地下水	交互	遠隔
80	H17	ジェイバス駐車場前	串矢田新線 串工業団地 1 号線	700.0	地下水	交互	遠隔
81	H10	月津地区公民館前	串矢田新線	496.1	地下水	交互	遠隔
82	H11	月津町(ライオンパワ ー前)	串矢田新線	640.0	地下水	交互	遠隔
83	H18	沖町	沖町八幡線	728.0	地下水	一斉	遠隔
84	H1	打越町	沖町八幡線	457.0	地下水	交互	遠隔
85	S63	県立工業高校前	沖町八幡線	331.0	地下水	交互	遠隔
86	H17	八幡 西	沖町八幡線	1,400.5	用水	一斉	遠隔
87	H20	沖町	沖町八幡線	655.4	地下水	交互	遠隔
88	H20	矢田新町	串矢田新線	420.1	地下水	一斉	遠隔
89	H20	矢田町	串矢田新線	517.2	地下水	一斉	遠隔
90	H21	幸町	幸町 1 号線	381.0	地下水	一斉	遠隔
91	H20	細工町	細工町裏通り線外 3	556.0	地下水	交互	遠隔
92	H9	白江町 第一小	津波倉一針線	780.0	地下水	交互	遠隔
93	H18	打越町	津波倉一針線	190.0	地下水	交互	遠隔
94	H4	白江町 白江大橋	津波倉一針線	684.0	地下水	一斉	遠隔
95	H5 H25	川辺町	津波倉一針線	377.0	地下水	交互	遠隔
96	H4	一針町	津波倉一針線	839.0	地下水	交互	遠隔
97	H21	沖町	幸町八幡線	632.4	地下水	交互	遠隔
98	H21	沖町	幸町八幡線	667.6	地下水	交互	遠隔
99	H21	沖町	幸町八幡線	236.8	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長（m）	水源	散水 方法	制御 方式
100	H21	符津町	矢崎島線	481.5	地下水	交互	遠隔
101	H22	日末町	日末海岸3号線	379.4	地下水	一斉	遠隔
102	H23	今江町	今江城山線	469.0	地下水	交互	遠隔
103	H23	本町外2	本町芦田町線外3	675.5	地下水	交互	遠隔
104	H24	園町外2	園小寺線外	844.9	地下水	交互	遠隔
105	H24	園町外1	園小寺線外	825.6	地下水	交互	遠隔
106	H29	矢沢町	四丁町矢田野線	339.0	地下水	交互	遠隔
107	H29	春日町	四丁町矢田野線	433.0	地下水	交互	遠隔
108	R2	河田町	上八里白江線	135.0	河川水	一斉	遠隔
109	R5	四丁町外1	四丁町矢田野線	646.1	地下水	交互	遠隔
110	R4	能美町外2	能美大橋線	564.1	地下水	交互	遠隔
111	R7	那谷町	那谷寺線	653.9	河川水	一斉	遠隔
112	R8	額見町外1	額見四丁町線	592.0	地下水	交互	遠隔
113	R8	蓑輪町外3	矢田野みのわ線	717.7	地下水	交互	遠隔
	H17	島町	島下栗津湯上線	58.0	県井戸	一斉	委託
	H17	城南町	石田橋線	100.0	県井戸	交互	委託
	H17	串町	串矢田新線	331.0	県井戸	交互	委託
	H23	茶屋町外1	茶屋町神社線	266.0	県井戸	一斉	委託
	H14	高堂町	高堂町中ノ庄線	43.5	県井戸	交互	委託
	H25	龍助町	龍助町九竜橋線	421.0	県井戸	交互	委託
	H24	里川町	上八里遊泉寺町線	229.0	ため池	一斉	委託
	H18	栗津温泉緑地	栗津町中1号線外	1,005.0	ため池	一斉	委託
		合計	121箇所	81,588.40			

(4) 臨時ヘリポート(離着陸場)一覧表

航空法79条に基づく離着陸場

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
1	レクレーション広場(赤瀬ダム管理事務所)	赤瀬町地内	N 36° 16' 49" E 136° 28' 56"	管理事務所長 0761-46-1314		151×103	砂状	
2	大倉岳高原スキー場	尾小屋町レ41	N 36° 16' 36" E 136° 32' 15"	管理事務所長 0761-67-1426		60×60	砂状	スキー場 ゲレンデ 平坦部
3	東部消防防災ステーション	西軽海町二丁目204番地14	N 36° 23' 42" E 136° 30' 18"	警防課長 0761-20-2710		38×38	コンクリート	

航空法81条の2に基づく離着陸場

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
1	稚松小学校グラウンド	殿町2-7	N 36° 24' 25.00" E 136° 27' 09.00"	学校長 0761-22-8571		95×59	砂状	砂が舞う 恐れ有り
2	丸内中学校グラウンド	小寺町甲27	N 36° 24' 37.00" E 136° 27' 19.00"	学校長 0761-22-2935		65×100	砂状	
3	小松高等学校グラウンド	丸内町二ノ丸15	N 36° 24' 45.79" E 136° 26' 58.00"	学校長 0761-22-3250		86×196	砂状	
4	小松中央緑地(小松市役所)	丸の内町三の丸4-2	N 36° 24' 33.32" E 136° 26' 44.51"	緑花公園課長 0761-24-8101		53×65	芝状	若干の 傾斜有り
5	芦城小学校グラウンド	西町25	N 36° 24' 02.00" E 136° 26' 54.00"	学校長 0761-22-3950		50×100	砂状	
6	芦城中学校グラウンド	芦田町2-69	N 36° 24' 17.47" E 136° 26' 30.92"	学校長 0761-22-2930		95×74	砂状	
7	末広陸上競技場	末広町2	N 36° 24' 04.21" E 136° 26' 25.56"	小松運動公園所長 0761-24-3074		60×85	芝状	
8	末広野球場(弁慶スタジアム)	末広町2	N 36° 24' 00.55" E 136° 26' 31.18"	所長 0761-24-6518		95×45	芝状	
9	こまつの杜	こまつの杜1	N 36° 24' 16.74" E 136° 27' 20.16"	事務局長 0761-24-2154		120×200	砕石状	
10	安宅小学校グラウンド	安宅町安宅林5	N 36° 24' 45.00" E 136° 25' 27.00"	学校長 0761-22-2450		52×74	砂状	砂が舞う 恐れ有り
11	安宅中学校グラウンド	安宅町安宅林4-112	N 36° 24' 55.67" E 136° 25' 17.64"	学校長 0761-24-0073		86×100	砂状	
12	安宅海浜公園	安宅町ル1-2	N 36° 25' 16.00" E 136° 25' 30.00"	小松運動公園所長 0761-24-3074		100×96	砂状	砂が舞う 恐れ有り
13	犬丸小学校グラウンド	犬丸町甲61	N 36° 25' 39.87" E 136° 27' 33.85"	学校長 0761-22-0812		45×66	砂状	一部凸凹 した土地 有り
14	板津中学校グラウンド	松梨町丙8	N 36° 25' 26.61" E 136° 27' 41.12"	学校長 0761-21-8510		98×108	砂状	南側に 高圧線有 り
15	小松市民センター多目的広場	大島町丙42-3	N 36° 25' 23.52" E 136° 26' 49.21"	所長 0761-24-6101		85×150	芝状	南側に 高圧線有 り

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
16	小松北高等学校 グラウンド	島田町 イ85-1	N 36° 25' 14.26" E 136° 27' 46.79"	学校長 0761-21-5321		57×63	砂状	周りに 照明灯 (20m)有り
17	荒屋小学校 グラウンド	荒屋町ほ 1	N 36° 25' 57.20" E 136° 28' 23.87"	学校長 0761-22-5042		48×102	砂状	南側に 住宅有り
18	第一小学校 グラウンド	白江町 ハ73-1	N 36° 24' 11.71" E 136° 28' 34.25"	学校長 0761-22-3173		59×89	砂状	周りに 電線・住宅 有り
19	小松市立高等学校 グラウンド	八幡ト1	N 36° 23' 52.92" E 136° 29' 41.40"	学校長 0761-47-2910		88×122	砂状	
20	小松工業高等学校 グラウンド	打越町丙 67	N 36° 24' 01.53" E 136° 28' 15.49"	学校長 0761-22-5481		101×117	砂状	周りに 照明灯 (20m)有り
21	能美小学校 グラウンド	能美町ソ 51	N 36° 24' 38.00" E 136° 28' 58.10"	学校長 0761-24-0410		63×103	砂状	東側に 電線有り
22	明峰高等学校 グラウンド	平面町へ 72	N 36° 23' 51.33" E 136° 28' 02.87"	学校長 0761-21-8545		95×110	砂状	西側に樹木 東、北側に 電柱有り
23	苗代小学校 グラウンド	北浅井町 ヌ6	N 36° 23' 20.78" E 136° 27' 56.02"	学校長 0761-22-1041		77×81	砂状	北側に鉄塔 周囲に電柱 有り
24	松陽中学校 グラウンド	大領町イ 103	N 36° 23' 18.45" E 136° 26' 56.95"	学校長 0761-23-1311		80×85	砂状	東側に 電柱有り
25	蓮代寺小学校 グラウンド	蓮代寺町 ハ丙16	N 36° 22' 27.99" E 136° 28' 10.74"	学校長 0761-22-1011		60×73	砂状	南側、西側 に照明(15 m)有り
26	木場潟公園中央 園地多目的広場	三谷町ら 58	N 36° 22' 04.37" E 136° 27' 01.10"	事務局長 0761-43-3106		115×147	芝状	西側に 遊歩道有り
27	向本折小学校 グラウンド	向本折町 寅188	N 36° 23' 31.81" E 136° 26' 37.26"	学校長 0761-22-0659		65×50	砂状	南側に 電線有り
28	今江小学校 グラウンド	今江町6- 167	N 36° 22' 46.38" E 136° 26' 15.48"	学校長 0761-22-0577		50×80	砂状	
29	串小学校 グラウンド	串町乙1- 1	N 36° 22' 11.74" E 136° 25' 27.29"	学校長 0761-44-2031		70×80	砂状	
30	御幸中学校 グラウンド	村松町50	N 36° 22' 25.61" E 136° 24' 54.19"	学校長 0761-43-2372		70×80	砂状	
31	日末小学校 グラウンド	日末町ニ 52	N 36° 22' 50.54" E 136° 24' 02.57"	学校長 0761-44-2032		60×70	砂状	
32	小松市ふれあい 健康広場	日末町 サ29-1	N 36° 23' 40.89" E 136° 23' 18.92"	管理事務所長 0761-23-4570		260×100	芝状	凹凸、池 有り
33	スカイパークこ まつ翼サッカ ー・ラグビー場	日末町 ヤ1-1	N 36° 23' 35.40" E 136° 23' 43.26"	所長 0761-23-2188		135×160	芝状	東側に空港 滑走路隣接
34	国府小学校 グラウンド	河田町 丁40-1	N 36° 24' 35.04" E 136° 30' 41.65"	学校長 0761-47-2079		80×70	砂状	東側に樹木 南側に電柱 有り
35	国府中学校 グラウンド	小野町 巳152-2	N 36° 24' 46.70" E 136° 30' 22.04"	学校長 0761-47-2004		90×79	砂状	

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
36	国府台中央公園	国府台 4-157	N 36° 24′ 58.43″ E 136° 31′ 09.96″	緑花公園課長 0761-24-8101		78×79	砂状	全方位ナイター設備(15m)有り
37	東稜小学校 グラウンド	西軽海町 1-41	N 36° 23′ 55.49″ E 136° 30′ 03.03″	学校長 0761-47-0316		82×81	砂状	
38	小松商業高等学校 グラウンド	希望丘10	N 36° 23′ 54.74″ E 136° 29′ 53.83″	学校長 0761-47-3221		137×103	砂状	
39	中海小学校 グラウンド	中海町 山林ニ8-1	N 36° 23′ 51.18″ E 136° 31′ 09.04″	学校長 0761-47-1020		97×43	砂状	ナイター設備(12m)北西・南西有り
40	中海中学校 グラウンド	軽海町2- 4-1	N 36° 23′ 50.17″ E 136° 30′ 29.40″	学校長 0761-47-1024		150×77	砂状	
41	旧金野小学校 グラウンド	大野町子 43	N 36° 21′ 51.75″ E 136° 29′ 46.58″	管財課長 0761-24-8026		72×60	砂状	ナイター設備(12m)東側・南側有り
42	松東みどり学園 グラウンド	江指町丙 30	N 36° 21′ 34.66″ E 136° 29′ 28.88″	学校長 0761-41-1070		100×85	砂状	
43	小松特別支援学校 グラウンド	金平町丁 76	N 36° 21′ 20.06″ E 136° 30′ 28.68″	学校長 0761-41-1215		62×44	砂状	
44	旧西尾小学校 グラウンド	観音下町 口48	N 36° 20′ 00.06″ E 136° 31′ 36.00″	農山村 創生室長 0761-24-8078		65×62	砂状	ナイター設備(12m)南東側有り
45	符津小学校 グラウンド	符津町ハ 100	N 36° 21′ 24.27″ E 136° 25′ 56.03″	学校長 0761-44-2596		50×90	砂状	砂が舞う恐れ有り
46	南部中学校 グラウンド	島町ヌ43	N 36° 20′ 54.16″ E 136° 25′ 32.70″	学校長 0761-44-2560		63×74	砂状	
47	小松サン・アビ リティーズ念仏 林グラウンド	符津町念 仏ケ2-7	N 36° 21′ 14.32″ E 136° 25′ 05.06″	所長 0761-44-4411		110×150	砂状	
48	栗津公園多目的 広場	符津町念 仏3-1	N 36° 21′ 17.90″ E 136° 25′ 13.30″	所長 0761-44-2280		77×113	芝状	
49	木場小学校 グラウンド	木場町わ 1	N 36° 21′ 13.82″ E 136° 26′ 53.81″	学校長 0761-44-2803		55×45	砂状	東、南側に林有り
50	栗津小学校 グラウンド	井口町チ 24	N 36° 20′ 09.02″ E 136° 26′ 49.32″	学校長 0761-65-1102		54×40	砂状	東側に山有り
51	那谷小学校 グラウンド	那谷町ユ 54	N 36° 18′ 50.30″ E 136° 25′ 22.58″	学校長 0761-65-1852		50×72	砂状	
52	矢田野小学校 グラウンド	下栗津町 ク101-1	N 36° 20′ 17.99″ E 136° 25′ 33.10″	学校長 0761-44-2593		50×86	砂状	
53	こまつドーム 第2駐車場	林町ほ5	N 36° 20′ 23.79″ E 136° 26′ 11.03″	所長 0761-43-1677		55×100	アスファルト	駐車場内に外灯(7本)有り
54	月津小学校 グラウンド	月津町ユ 113	N 36° 21′ 10.15″ E 136° 24′ 16.29″	学校長 0761-44-2594		50×35	砂状	
55	小松短期大学 グラウンド	四丁町ヌ 1-3	N 36° 21′ 15.51″ E 136° 25′ 02.91″	学長 0761-44-3500		80×60	砂状	

災害時における市職員の参集・配備基準（全災害共通）

配備体制		注意配備体制	警戒配備準備体制	警戒配備体制	一次配備体制	二次配備体制
配備体制の決定		危機管理監(水害時は都市創造部長)	危機管理監	→	市長	自動配備
災害対策本部等の開設※1		状況に応じ警戒会議を開催	状況に応じ警戒会議を開催	警戒会議の開催 (水害時は水防本部、雪害時は雪害対策本部を設置)	状況に応じ災害対策本部を設置（水防本部及び雪害本部は災害対策本部に包括）	災害対策本部自動設置（水防本部及び雪害本部は災害対策本部に包括）
地震	配備基準	●市域で震度3の地震が発生したとき ●津波注意報が加賀に発表されたとき	●市域で震度3の地震が発生したとき ●津波注意報が加賀に発表されたとき ●緊急地震速報が発表されたとき	●市域で震度4の地震が発生したとき ●津波警報が加賀に発表されたとき	●市域で震度5弱の地震が発生したとき ●局地的で軽微な地震災害が発生したとき	●市域で震度5強以上の地震が発生したとき ●地震又は津波で人的被害が発生したとき ●大津波警報が加賀に発表されたとき
	活動内容	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒	・情報の収集、伝達 ・災害対策活動の準備 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設（災害対策本部又は市長の指示による） ・局地的な救急対策活動（負傷者の救出・救護、避難誘導） ・二次配備体制への移行準備	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設（災害対策本部の指示による） ・局地的な応急対策活動（負傷者の救出・救護、避難誘導） ・最大限の警戒
一般災害	配備基準	●次の気象注意報が発表されたとき (1)レベル2大雨注意報 (2)レベル2土砂災害注意報 (3)強風注意報 (4)風雪注意報 (5)大雪注意報 (6)レベル2高潮注意報 ●次の気象警報が発表されたとき (1)波浪警報 ●埴田水位計の水位が2.0m（水防団待機水位）を超えたとき ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅠに移行したとき	●次の気象警報が発表されたとき (1)レベル3大雨警報 (2)レベル3高潮警報 (3)暴風警報 (4)暴風雪警報 (5)大雪警報 ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅡに移行したとき	●レベル2氾濫注意報が発表されたとき ●埴田水位計の水位が2.5m（氾濫注意水位）を超えたとき等 ※2 ●土砂キックルで住家等が存在する地区が「注意(黄)」となったとき ●手取川・梯川流域タイムラインで流域警戒ステージⅢに移行したとき ●積雪深が南加賀土木総合事務所前で50cm かつ 尾小屋で120cmを超え、かつ、市民生活に支障が生ずる恐れがあるとき ●石川県気象防災速報（線状降水帯直前予測）が発表されたとき	●局地的な災害が発生したとき（洪水、土砂災害等） ●広範囲にわたる災害が予想されるとき ●災害が発生する恐れがある段階において、災害救助法の適用を受けるとき ●レベル3氾濫警報が発表されたとき ●埴田水位計の水位が4.2m（避難判断水位）を超えたとき ●次の気象危険警報・警報が発表されたとき (1)レベル4大雨危険警報 (2)レベル3土砂災害警報 (3)レベル4土砂災害危険警報 (4)レベル4高潮危険警報 ●土砂キックルで住家等が存在する地区が「警戒(赤)」となったとき ●日降雪が60cmを超えたとき	●広範囲にわたる災害が発生あるいは事態が切迫しているとき ●航空機災害等の重大な事故が発生したとき ●噴火警報が発表されたとき ●災害救助法が適用されるような甚大な災害が発生したとき ●気象特別警報が発表されたとき ●石川県気象防災速報（線状降水帯発生、短時間大雪）が発表されたとき ※4
	活動内容	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒 ・警戒配備準備体制への移行準備	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒の事前連絡 ・警戒配備体制への移行準備	・情報の収集、伝達 ・局地的災害の警戒の事前連絡 ・水防活動 ・除雪活動 ・一次配備体制への移行準備	・災害情報の収集、伝達 ・避難所の開設 ・被災者の救出・救護 ・避難誘導 ・二次配備体制への移行準備 ・最大限の警戒	・災害情報の収集、伝達 ・応急対策活動
配備部署		危機管理課	危機管理課 消防本部	全部局	全部局	全部局
配置基準		危機管理監所定	危機管理監、消防長所定	水防体制及び雪害体制に必要な人員、各部局の必要人員 ※3	各部局の必要人員※3 開設する避難所の担当職員	全職員

※1 上記以外で特に緊急性があり、市長が必要と認めたときは、災害対策本部等を開設する。

※2 防災（水害・土砂災害）初動期対応マニュアル等により判断するものとする。

※3 配置基準に基づく各部局の必要人員は各部局においてあらかじめ定めるものとする。

※4 小松市に特に影響が大きい場合に限り。（特に影響が大きい市町には金沢地方気象台からホットライン有り。）